

華東合作圖書館

書位號數 498.8

761

登記號碼 1246

498.8
761

MA
F283.7
2



倉庫の原理

23 MAY 1935

序

倉庫乃至倉庫業に關する著書論文は、必ずしも少くはない。然るに今、更に本書を新刊書架上に加へむとするは、相應理由の存するを以てである。

先づ、本書名づけて之を「倉庫原論」と謂ふ。或ひは之を「倉庫總論」若しくは「倉庫通論」と稱するも一方法ではあらう。然るに之を「倉庫原論」と爲したるは、經濟各論に對する經濟原論の名に倣ひたるに過ぎずして、深き理由のあつたわけではない。然れども、また此の故に、此の名稱は、次いで「倉庫各論」の檢討さるべき或るものの存するを示すに外ならぬ。顧みるに著者の倉庫研究に志してより正に五年、今や漸く特種倉庫の究明に入らむとしてゐる。そして、本書は、貧しき實りながら、今日までの成果である。貧しとは雖も、明日よりの上層建築の基礎である。之を世に問ひ其の誤れるを訂さるる機會を有ちたいと思ふのは、徒らに自家案上の樓閣に低迷することを避けむとするに外ならずして、畢竟、之れ、學徒の義務であり、同時にまた其の權利でもある。本書の出版は、即ち其の義務の履行

序

にして、本書其のものはまた其の権利の行使の結果とも謂ひ得やう。

次に、學校に於ける著者在來の講義は、主としてノート筆記の方法に依つた。之れ事情の已み難きものありしが故である。さはれ、固と、ノート講義は世の例に洩れず、徒らに學生に速記の勞力を課しつつも、進度遅々、動もすれば淺く狭き皮相的のものと化し、學窓、奔命に努むると雖も、猶ほ及ばざるの憾みなきを得なかつた。之れ本書出版の重要な理由である。ただ讀者の直ちに氣附かるべきが如く、此の目的のものとしては、本書の内容あまりに廣汎に跨り、多岐に論及し、過ぎたるやの嫌なしとせぬ。然れども之れ、次の理由に基く。

熟々思ふに、先進諸學者の述作には部分的、一方的には深き研究の展開されるもの少からず、爲に法律、經濟乃至は斯界の實務を一應修得したる者にあらずしては、よく眞に、之等先覺の優れたる著作の意圖せる認識に味到すること能はざるもの如くである。さりとして、遂に、新たに此の道に志さむと欲する人々への階梯を求むれば、簡に過ぎ略に走せ、座右に供へて研鑽の指針たらしめ得るもの、殆んど尠きもの如くにも見受けられる。俚諺に曰く、間口廣ければ奥行狭

しと。然れども近代倉庫は、其の間口、奥行共に狭うして、尙ほ且つ收容能力に於いて舊に倍する。之れ地價の騰貴が自ら、平面的より立體的へ、一階建より多階式へと、考案推移せしめたるの故である。本書即ち此處に鑑みるところあり、新たに倉庫の門を敲かむとする人々にも一讀容易く倉庫乃至は倉庫業の何ものたるかを了解せしめ、而かも深く研鑽を重ねむとする人々にも長く相當の寄與を爲し得るがやうにとの念願から述作されたものである。

然は云へ、著者の微力なる時に、謬論を冒して、讀者を裨益するところ寧ろ少く、豫期に反するの結果を呈したる箇所存せざるやを、今や私かに懼れてゐる。希はくば、大方諸賢の示教を惜しまれざらむことを。

筆を擱くに當たり、曾て倉庫論市場組織論を指導せられ、其の後また絶えず學問的刺戟と教示とを與へられつつある恩師内池廉吉博士に、深甚の謝意を捧げる。また、渡邊龍聖博士、國松豊教授、高島佐一郎教授、其の他本書出版に際して直接・間接に援助された辱知諸彦に對して、同じく、深厚の謝意を表する。

序

昭和六年四月下浣

前
馬
治
一

四

倉庫原論 目次

第一編 寄託論	一
第一章 寄託の概念	一
第二章 寄託の種類	八
第三章 寄託の法理	二二
第一節 寄託の性質	二二
第二節 寄託の效力	三〇
第三節 寄託の終了	五七
第二編 倉庫營業論	六三
第一章 倉庫營業の意義	六三

第二章	倉庫營業の沿革	七七
第三章	倉庫營業の種類	一三五
第四章	倉庫營業の範圍	一五二
第一節	保管業務	一五三
第二節	賣買業務	一六一
第三節	金融業務	一六四
第四節	運送及び荷役業務	一七〇
第五節	保險事務	一七六
第六節	保護預り及び貸庫	一八〇
第七節	通關事務	一八四
第八節	其の他の業務	一八五

第三編 倉庫證券論……………一八七

第一章 倉庫證券の性質……………一八七

第二章 倉庫證券の形式……………二〇六

第一節 倉庫證券の發行に關する主義……………二〇六

第二節 二枚證券の形式……………二二二

第三節 一枚證券の形式……………二九五

第四節 保管證書……………二九九

第三章 倉庫證券の流通……………三〇二

第一節 倉庫證券の發行……………三〇二

第二節 倉庫證券の讓渡裏書……………三〇九

第三節 倉庫證券の質入裏書……………三一六

第四節 倉庫證券上の權利行使……………三三三

目次

第四編	倉庫經營論	四三三
第一章	倉庫の位置及び構造	四三三
第二章	倉庫の分課及び役員	四四八
第三章	倉庫業者の收入	四六一
第一節	保管料	四六二
第二節	荷役賃其の他の雑收入	五一一
第四章	倉庫業の會計	五三六
第一節	勘定科目	五三七
第二節	帳簿	五五七
第三節	決算諸表	五五九
第五章	倉庫業務の手續	五六二

倉庫原論

前馬治一著

第一編 寄託論

第一章 寄託の概念

人煙の甚だ稀薄であつた太古の人間生活は、極めて單純で、飢うれば樹枝に登つて木の實を採り、渴すれば即ち溪を下つて流を掬し、或は樹葉獸皮を綴つて寒さを凌ぎ、或は喬木の蔭、洞窟の中に其の安住を求め、未來を考へず子孫の爲に備ふることなく、原始的生活を送るに過ぎなかつたのである。其の集まつて社會を成し經濟組織を爲すと言つても、簡單至極のものであつて、家族又は種族なる血族團體が之を統率する首長の下に排他孤立的に山野を驅馳して生活資料を獲

得し、之を共同に消費する自給自足の經濟生活 (Self-sufficing Economy) を營んだのである。思ふに之れ當時天恵比較的豊かであつたのに、之を需むる人口極めて稀であつた爲め、物人に餘り、萬民鼓腹桃源の夢を食るも亦た何等の支障を來さなかつたのに因るのであらう、註一。従つて偶々生産行はるゝも猶ほ其は自家消費の爲に過ぎずして、毫も他人の需要を念頭に置かず、衣食足らば即ち爾餘を棄てゝ顧みず、爲に物資の流通は殆んど行はるゝに由なかつた。

然れども歲月の經過に伴ひ人文漸く開け交通亦自ら盛となるや、他部落他種族との接觸する機會亦多きを加へ、茲に未知の物資を知ることとなり、他面に於いて昔時に於ける共有財産制破れて世上の萬物盡く其の主體を有するに到つた爲め、他人の珍珠奇物に烈しき慾望を懷くの徒は、相互に有無交易するの必要に迫られ、長短相補ふの妙味を覺り、遂に世は一變して交通經濟時代 (Period of Trade Economy; Periode der Verkehrswirtschaft) に入ることとなつたのである。斯くして世人は各々自己の體格・技能・趣味・經驗に翹へ、若しくは其の棲む土地の氣候・風土の狀況に鑑み、最も適當せる業務に従事し得ることとなり、自己の生産物は他人の所有に係る物資獲得の手段となり、生産の状態は全く變じて他人の消費を目的として行はるゝに至つたのである (註二)。是に於いてか斯かる目的を以て生産せられたる幾多の物資が、他人の手中に歸して消費せら

るゝに至るまで、或は之を運搬し或は之を保管する必要の生じて來るのは當然である。而して前者の機關は船車であり、後者の夫れは倉庫 (Warehouse; Lagerhaus) である。故に學者中倉庫は人類創始の時代に既に存せりと説く者あるも(註三)、之れ殆んど論ずる價值の無いものであり、物品貯藏 (Storage; Lagerung) なる經濟行爲が人類の生活に肝要不可缺と爲つたのは、寧ろ交通經濟時代以降の事に屬するのである。之を要するに、倉庫の必要は貨物保存の爲なるが故、萬物總べて求むるまゝに獲らるゝ如き時代に於いては之が發生の筈がないと謂はねばならぬ(註四)。其は兎まれ、人口の増加、欲望の進化、人智の發達、分業の發生、交換の出現、私有財産制度の確立等相呼應して經濟現象を益々複雑化し、貨物貯藏の必要を喚起し、従つて倉庫の出現を見るに至つたけれども、猶ほ最初は其の構造甚だ單純で僅かに地を掘つて之を倉庫と爲したるに過ぎぬのである。夫の希臘の *sin* (地窖)、羅馬の *Horrea*——半官半私的の穀物倉庫にして、政府の財政を助くるを其の主たる目的と爲し、同時に、貴重品の取扱をも爲したと云ふ——の如き、學者の好んで引用するところである(註五)。思ふに之れ當時の人智猶ほ幼稚にして精巧なる建築法を知らず、偶々之を知るも莫大なる費用と勞力とを投ずるには未だ經濟上の必要餘りに加はらず、而かも地窖は最も簡單によく外界よりの奪取攻撃に備ふることを得たるに由る。然りと雖も經濟活動

愈々熾烈を加へ運送保管の要益々痛感せらるゝに及び、土木建築の技術亦た進み、或は建築材料の精撰となり、或は地盤基礎工事の工夫となつて、遂には今日吾人の散見するやうな防火・耐震等の諸能力を兼備する巧妙なる倉庫が考案建設せらるゝやうになつたのである。

以上倉庫の發達を概観したが、猶ほ其が自家本位のものにして敢て他人の所有に係る物資保管を爲さざる限り、寄託(Deposit; Verwahrungsvertrag)なる現象が発生するに由なかつた。蓋し寄託は他人の爲に物品保管の任務を帯びる者有るときに始めて生ずることであり、従つて自己が單に自己の貨物を自己の爲に自己の倉庫に藏置するに止まる場合は之を寄託と謂ひ得ないが爲である。而して寄託關係を生ずべき根本は、心理上より觀るときは畢竟寄託者の受寄者に對する信認となり、又經濟上より觀るときは他人をして物品保管の任に當らしめ以て自己の經濟上の目的を達成せんとするに在る。而して更に之を法律上より觀るときは自己の爲に物の保管を爲すべき債務を相手方に負はしむる行爲であつて、必ず契約(Contract; Vertrag)によつて成立するものである。又若し之を社會的見地より觀るならば其は經濟的活動に於ける事務代辦の一と名づけ得る。抑々倉庫の建設維持には多少の勞費を要するが爲め、自家所有の倉庫には自ら一定の限度が存在する。然るに他方之に藏置すべき貨物は常に必ずしも同一であるとは謂ひ能はぬ、否寧ろ季節の

變化に伴ひて甚だしく増減するが普通である(註六)。従つて、自家倉庫にして時に藏置貨物の少きを爲め徒らに之を空置すること存すべく、又反對に一時に貨物殺到し到底之を收容し盡くせぬこともあるであらう。是に於いてか倉庫設備の上にも亦た有無相通するの必要生じ、借庫(Lagermiete)行はるゝに至るのである。然りと雖も貨物の倉庫に藏置さるゝや必ず相當の注意を拂入を要する。誠に倉庫は死物にして、之を活用すると否とは一に懸かつて其の人に存するのである。従つて如何に倉庫の設備が行届き餘裕綽々たりと雖も、自己に疾病其の他の已むを得ない事由が存して之が監視の任に耐へないやうな場合に於いては、其が徒らに無用の長物と化し去るに過ぎぬのである。其の損害の甚大なる、また贅言の要を見ぬ。沉んや自ら顧みて自己の識見・技能等此の種の事務に當るに適せず、最初より全く倉庫設備を爲さずして専ら他人に之が衝に當らしむるを得策とするときは猶更である。是に於いてか借庫の制亦た如何とも爲す能はず、一步を進めて寄託なる新現象を發生せしむるに至つたのである。

斯くして寄託行はれ、遂には之が引受を營業とする倉庫業者出づるに及んで、種々なる種類を生じたのである。余は之を次章に於いて説くであらう。

註一 韓非子、五蠹、第四十七に左の句がある。

古者丈夫不耕。草木之實足_レ食也。婦女不織。禽獸之皮足_レ衣也。不_レ事_レ力而養足。人民少而財有_レ餘。故民不_レ爭。是以厚賞_レ行重罰_レ不用。而民自治。

註二 昔キーロ (Key) 言をなして曰く、「人若し工を作すことな欲まされば食ふべからず」と。今の世に於いては人先づ職を有_レなくてはならぬのである。これ、職は人に生活資料獲得の手段を與ふる最高自然のものたるを以てである。故に我等は「人若し職を有せざれば食ふべからず」と深く考へなければならぬ。此の點に就き、「大西猪之介經濟學全集」第九卷、四八〇頁所載ニコルソン (Nicholson) の言を參照せられたい。

註三 此の説を採るものに、左記の諸論がある。

内池廉吉博士稿、「近世倉庫業ノ經濟學上ニ於ケル地位ヲ論ズ」、『國民經濟雜誌』第三卷第三號、二三、四頁。

水庄榮治郎博士著、「常平倉の研究」再版、六〇頁又は「經濟史考」二六五頁。

Taring, H. A., Warehousing, New York, 1925, pp. 1-2.

註四 同説を奉ずるものに左の諸論が存する。

福田徳三博士著、「經濟學研究」二〇六乃至二〇九頁。

大西猪之介氏著、「經濟學全集」第五卷、七四頁。

桑野豊助氏著、「日本倉庫業史」(杉村ペンフレット第四號)六、七頁。

註五 例へば左記書を參照せられたい。

Adlar, Dr. K., Das ostereidische Lagerhausrecht, Be 1'n 1892, Ss. 21-22.

Fischer, Dr. O. O., Die wirtschaftlicher Entwicklung des Vorratwesens in Europa und America, Berlin 1908, S. 123.

Mayer, L., Betriebswirtschaftslehre des Lagerungsgeschäftes, Wi n 1921, S. 22.

猶ほ英語の *cellar*、*cellar* は何れも穀物若しくは飲料を貯蔵せんが爲に掘造したる地窖である。我が國語のケラは廣く財・物・人・神を置く所であるが、之が藏置場所は惡小にして内暗き爲め、斯くは名づけたりといふ（日本釋明）。思ふに之れ亦地窖を指したるものであらう。

更に此の點に就き注意すべきは、我が國中古時代に於ける土倉である。之は一種の金融機關で、絹布・繪卷物・書籍・樂器・雜具・盆香合・茶碗・香爐・金物・米穀・雜穀・武具等諸種の動産を質物として受入れ、貸付を爲したもので、財物保管を主としたものではないのである。従つて名は土倉であつても寧ろ金融を主眼としたものであり、當時武士・下層民等の汎く利用したるものである。其の名稱の因つて起つた原因は、從來の木造作りの倉庫——當時の所謂棧倉——と異なり、火災を避くる爲め土を以て塗り固めたる倉庫を建てたに基つてである（土方成美博士著「日本經濟研究」、四二八乃至四三〇頁參照）。後には酒屋の之を兼業とするものが出て、酒屋土倉と稱せられ、當時の最も有力にして且つ一般的なる金融機關であつた本庄榮治郎、黒正巖兩博士著、「日本經濟史」〔現代經濟學全集第六卷〕、二一五頁。然るに土倉なる名稱は、鎌倉時代より庫倉と改められ、徳川時代に入るに及んで質屋と呼ばれるに至つたといふ（幸田成友氏著「日本經濟史の研究」、一九八、九頁）。

註六

自然の影響を受け易い農産物の場合に於いては、其の出盛期と霜枯期との供給額に甚だしい相違が存するのである。而して此の事柄が、纏て農産物の價格の騰落を大ならしむる一因を形作つてゐるのである。此の點工業品の場合に於いては、人爲的に其の產出額を増減すること容易であるから、倉庫の收容力に適應せしめ得ないではない。然りと雖も、季節の變化に伴ひて需要の増減著しき所謂季節物（*seasonable goods*）の類にあつては或る期に之が製造貯造行はるゝも、纏て需要期に入るときは、一齊に市場に送り出だされ、亦た殆んど留まるものを見ないのである。従つて之を倉庫の側より觀るならば、農産物と相距る必ずしも遠くはないと思はれる。

第二章 寄託の種類

凡そ事物は其の観點を異にするより種々の種別を行ひ得べく、寄託も亦た之が區別の標準を何處に採るかに基づいて種々の類別が生ずるのである。

一 個々の貨物を保管の目的とするか否かに基づいて、普通の保管と *Mietlagergeschäft* と名づくる特種保管とに分ち得る。

普通寄託契約の目的が個々の貨物の保管に在るも、*Mietlagergeschäft* は一定の倉庫區域を限定し是に入庫せられた貨物に對し保管義務を負ふものである。故に報酬の如きも豫め約したる倉庫區域の廣狹により徴收するものにして、個々の貨物は料率算定の基準とはならぬのである。此の點に於いて普通の保管は海上運送の場合に於ける船荷證券契約 (*Bill-of-Lading Contract*; *Ships-Eifenvertrag*) に相類し、*Mietlagergeschäft* は傭船契約 (*Charter Party*; *Chartervertrag*) に似通つてゐる。然れども我が國に於いては未だ此の方法が行はれて居らぬやうである。

猶ほ茲に注意すべきは之と貸庫との細別である。貸庫 (*Lagermietgeschäft*) は、使用期間・入庫貨物の種類を定め一定の貸庫料を徴收して倉庫の全部若しくは一部を貸付くるを云ふのである。

而して貸付期間内鎖鑰は借手に引渡され、藏置貨物の入出庫等一切其の自由に委せらるゝものであり、庫主は何等保管の責を負はないのである。故に其の性質は倉庫の賃貸借に外ならぬので、此の點船舶の賃貸借 (Charter Party; Schiffmiete) (註I) と相類する。従つて倉庫區域に基づいて一定の賃庫料乃至は保管料を徴收する點に於ては Lagermietgeschäft と Mietlagergeschäft と相似てゐるが、後者に於いては庫主が保管の責任者なるに反して前者に在りては借手自ら監視の責を負ふの點で兩者は全く異なるのである。此の方法は現に我が國に於いても行はるゝところであり、特に商工業者の所有倉庫を倉庫業者が借受くること屢次である(註II)。

二 寄託者別に貨物保管を爲すか否かに基づいて、個別保管と混合保管との二つに分け得る。抑々貨物保管の目的たる、貨物に對する外界の危険を防止して能く其の品質形態を維持するに在る。故に受寄者は寄託の際に受取りたる貨物其のものを所持監守して、一定期間満了の際之が返還を爲さねばならぬ。従つて寄託を受けたる貨物と返還すべき貨物とは全然同一物なるを必要とし、若し寄託を受けたる貨物以外の代用物を以て返還に充つるといふ場合には、兩者の性状如何に近遜するとも、之れ貨物保管本來の精神に適合しないものと謂ふべきである。斯るが故に受寄者たる者貨物保管を爲すに當りては、宜しく寄託者毎に區別分離し、苟くも他の寄託者又は自

己の貨物と混合するが如き事があつてはならぬ。之れ、普通に寄託と云ふときは、個別保管 (個別寄託 Lagerung; Sonderlagerung) を意味する所以である。思つて茲に至るとき、倉庫業者の之を行ふや、學者名づけて規則的保管業務 (Regelmäßiges Lagergeschäft) 乃至は固有の保管業務 (Eigenliches Lagergeschäft) と云ふも亦た宜なりと思はる (註四)。

然るに混合保管 (Storage in Bulk; Deposit for Exchange; Fungible Storage; Sammlagerung; Vermischungslagerung; Vermischungslagerung; Typenlagerung) とは、一切寄託者の區別を去り同種同質の受寄物は之を混合して一箇所に保管するものを言ふのである。凡そ貨物の數量饒多であつて隨時如何なる程度の需要をも満足せしむるに足り、且つ其の内容が最も簡便に而かも最も鮮明に消費者に認知し得らるゝものなるときは、其の貨物が一箇の商品として最も大なる Marketability を有するのである。従つて斯かる貨物の内容は自ら劃一的となり其の生産亦た大衆的となるのみならず、銘柄・商標・廣告等幾多の商業技術進歩して倍々之が代表稱呼と交換買賣とを容易ならしめる。殊に農産物の如き、其の生産に人工を加ふる餘地の少い物に於いては自然前に、又工業品の如きに在りては、機械技術の精巧進歩に促されて人為的に、愈々代替性を増すに至つた。今混合保管も畢竟此の要求に基づいて誘起されか制度であつて (註四)、受寄者は爲に手動

注意を減縮し、倉庫の收容力亦た著しく大となり、寄託者は貨物の統一、同一銘柄の豊富に基づき市價の維持、賣買取引の公正を期し得べく、更に銘柄取引による賣買の單純敏活、金融疏通の容易、保管料の低減による競争力の増大など、其の與ふる利益は一再到止まらぬ。唯此の場合、受寄者にして故意若しくは過失により品位の査定を謬るときは、其の弊害は甚大なるも、寄託者にして多少の注意を拂ふならば、其は必ずしも不可避の事ではないのである。況んや亞米利加合衆國に於けるが如く、國家、地方自治團體等之が監督に當らしむれば容易に之を除去し得ると思はるゝ(註五)。而して我が國從來の米券倉庫乃至は最近隆興したる農業倉庫は此の方法により盛に米穀の保管を行つてゐる。ところが我が商法及び農業倉庫業法には斯かる混合保管の場合に於ける寄託者の權利關係に就き規定したる特別の明文無き爲に、勢ひ民法の共有に關する規定(民二四九條乃至二六四條)の適用を受くべきこととなり、幾多の不利不便が生ずるのである。従つて混合保管を爲さむとする者は、豫め契約を以て之を明らかに定め置くを宜しとする(註六)。

三 受寄者に於いて寄託を受けた貨物を消費することあるべきを、寄託者が認めてゐるか否かによつて、普通の寄託と消費寄託(Summenlagerung; Unregelmäßiges Lagergeschäft; Unregelmäßiges Lagergeschäft)とに分ち得る。

普通寄託は特定物を保管して後日之が返還を爲すべきものなるが故、縦ひ混合保管を爲す結果他物と混合して其の個性を失ふことがある場合にも、貨物に對する権利は依然として寄託者であり、他の寄託者と共有關係に立つのである。然るに消費寄託による場合は、保管の目的物に對する権利が全然受寄者に移轉し、受寄者は單に保管期間満了の際受寄物と同種同等量の貨物を返還すれば足るのである。而して此の返還義務の内容は消費貸借 (Mikatum; Loan for Consumption; Darlehn. 但し後二者は金錢の場合に限る) と毫も異なる所が存せぬ。故に我が民法も亦た消費貸借に關する規定を消費寄託に準用することとしたのである(民六六六條)。然りと雖も消費寄託は猶ほ一種の寄託であつて貸借ではない(註七)。思ふに之れ、契約當事者の意思が物の使用を目的とするのではなく、依然其の保管を目的とするを以てである(註八)。従つて法律上の效果に於いても兩者の間に差異無しとせぬ(民六六六條但書)(註九)。斯くて受寄者に貨物の處分權一切を賦與し、如何なる危険、如何なる損失が発生しても總べて受寄者の責任に歸し、寄託者は何等の拘り無く洵に恬々如たり得るのである。此の點正しく普通の寄託に一步を進め、近時に至つて勃興したる彼の信託 (Trust; Treuhändgeschäft) にも相類する。

四 倉庫設備が受寄者に屬するや將た寄託者に屬するや(註一〇)、普通の保管と出保管と

に之を分ち得る。

凡そ普通に貨物の保管を引受くる者は自ら倉庫を有するけれども、時に農産物の出盛期若しくは工業原料の購入期等に入庫貨物が輻輳し、爲に設備の大なる倉庫業者も猶ほ總べての需めに應じ兼ね、遂には借庫を爲す必要に迫らるゝことの存するは、既に述べたところである。然るに他方商工業者が自己の貨物を倉庫業者に託せむとせば、一々之を倉庫に運搬しなければならぬのであり、而かも時には倉庫に收容能力なく爲に入庫し得ない場合も存する。是を以て、商工業者が自己の倉庫に藏置したる貨物に就いて其の儘倉庫業者をして保管の任に當らしめ、以て倉庫證券の發行交付を受け得れば、兩者の便益が大なるのである。蓋し倉庫業者は他人の倉庫を利用して寄託の引受を爲し得ることとなり、よつて以て相當の報酬を收め得ることとなり、商工業者亦た普通に比して甚だ低き——市中往々四割位迄の割引を爲すといふことである——保管料を支出するに過ぎないからである。而して通常倉庫業者に此の種の依頼を爲すときは、倉庫業者が其の場所に出張して倉庫及び入庫品の検査を行ひ、倉庫の鎖鑰を受け取り、保管の責を負ふもので、倉庫は其の期間中臨時借り受けたることとなる（註二）。此の方法は、最近に我が國倉庫業者の間にも行はるゝに至つたけれども、其の成績は比較的良好ではない。之れ蓋し、或は商工業者倉庫業

者と結託して世間を詐り、或は商工業者倉庫業者を欺いて不測の損害を蒙らしめ、種々なる弊害を生じ易きを以てある。然るに一度海を渡つて北米合衆國に至るならば、農産物保管に此の方法が盛に利用せられ、同國農民の金融上に多大の利便を與へてゐるに驚かざるを得ないであらう。所謂 *Field Storage* 又は *Custodian Storage* と名づけらるゝものが之に當る(註二二)。思ふに商工業者は之により貨物運搬の勞費を省き、更に保管料の支出を減じ、利益を受くること少くはない。而かも弊害の如きに至つては、之を生ぜしむるも生ぜしめざるも一に懸かつて之を利用する者の心に存する。思つて茲に到るとき余も亦た我が國商業道德の健全なる發達を切望せざるを得ぬのである。

五 倉庫が貨物保管の目的物を以て建設せられた特種の建造物であるか否かは、學者間に論争のあるところである(註二三)。余は必ずしも建造物に限るの必要なきものと考えれども、茲には假に一般世人の通念に従つて倉庫を以て特種の建造物なりと觀念すれば、保管の方法に倉庫保管と倉庫外保管との二種存する。

抑々保管の目的は貨物の原狀維持に存する。而して普通の貨物は遮風沐雨何等かの設備を施さずしては、外界の危險を避くること不可能であらう。是に於いてか入庫貨物の種類に應じて種々

なる設備を要するのである。然るに斯くの如き設備に依るの必要なく、水上・地上到る處を利用してよく保管の目的を達し得る貨物がある。例へば銅・鐵・石炭・木材（特に電柱の如き）、砂礫の如きものにあつては、堆積假置の方法により保管の便を有し得べく、之を構内保管（Yard and Ground Storage）と呼んでゐる。多くは商工業者の倉庫若しくは工場等の構内敷地を借り受けて其處に置かれた物品の保管を引受け、倉庫證券を發行して寄託者と銀行との間に介入し、兩者の間に存する溝渠を連ぬる橋梁となり、以て金融疏通を圖るのである（註一四）。猶ほ先に述べた合衆國の Field Storage 亦た、倉庫外保管の一種に外ならぬ。然れども嚴格に之を論ずるときは小麦・棉花等の耕作物が猶ほ所有者の畑地若しくは農舎にあるとき、之が保管を爲すものなる故、前者は之を野積保管とも稱すべく、茲に所謂倉庫外保管に該當するが、後者は寄託者所有の建造物を借り受けて此に藏置するものなる故、一種の倉庫保管と言ふべきである。而して後者の場合、所有者以外の第三者をして倉庫業者の代辨者たらしめ、其の建造物と貯藏物品の受任保管者となすが普通であつて、之を特に Custodian Warehousing と呼んでゐる（註一五）。

以上は畢竟何れも地上に於ける保管であつて、或は之を空地保管とも名づけ得る。然るに堀割・河川・池沼等水上に於ける保管（Pond Storage）も存する。此の方法は、木材の如く自ら浮力を

有するものに就いてのみ行はるゝこと勿論である。而して之れ亦た倉庫外保管の一種と稱し得る(註一六)。

六 其の他、輸入税賦課徴收猶豫の特典が入庫貨物に認めらるゝか否により保税保管と普通保管とに分つことが出来(註一七)、又受寄者が單純に保管のみを爲すか或は別に特種の保存改良行爲を爲すかによつて單純固有の保管と義務附特種保管とに分つことが出来(註一八)、更に又受寄者が寄託者をして入庫貨物に種々の作業を爲さしむるか否かによつて普通の保管と作業認容保管とに區別し得られる(註一九)。猶ほ若し保管の目的物よりするときは、商品保管と商品以外の物品保管とに分つことが出来、後者は更に穀物保管・棉花保管・煙草保管・羊毛保管・繭保管等を始め家具保管・器具保管・帳簿保管 (Office Record Storage) 等に細別せられ得るのである(註二〇)。

註一 Charter Party なる語は、船舶の貸借と備船契約の何れを指すにも用ひられる(坂本陶一氏著、「交通論第一卷海運」、修訂再版、四九三頁)。猶ほ詳しくは、加藤正治博士著、「海法研究」、第一卷、訂正第三版、一一一頁を参照されたい。

註二 此の項に就き、左記二書を参照されたい。

Adler, n. n. O., SS. 143-7.

Myer, n. n. O., SS. 55, 143-4, 285-7.

註三 米國に於ける Regular Warehouse は、倉庫専門の穀物倉庫で、取引所の認定を経たものである。此の種の倉庫は、

穀物入庫の際検査を受けしめ等故に従つて之を區別し、而かも同一等級品は一切之を混合して保管するものである。従つて此の點より觀るときは、却つて不規則保管 (Unregelmässige Lagerung) を行ふものなることは、注意すべきであると思ふ。

猶ほ米國にては混合保管を行ひ且つ倉庫證券——個別保管を爲すところの證券を Special Warrant と謂ふに反して、此の混合の證券を General Warrant 又は General Receipt と謂ふ——を發行する倉庫を特に Public Warehouse と謂ひ、混合保管を行ふも倉庫證券を發行せざるも、若しくは單に個別保管を爲すに止まるものも Private Warehouse と呼んでゐる。Private Warehouse は屢次其の引を受けたる穀物に就き清淨・乾燥・揀定等種々の手段を盡くして其の品位の高上を圖り、之を製粉所等に取次ぐのべである。斯るが故に、俗には之を混合所 (Mixing House) 若しくは調製 (Hospital) と呼んでゐる。之等の點に就いては、左記の兩書を讀まれたい。

Fischer, a. a. O., SS. 168—170.

Haring, op. cit., pp. 30—31.

註四 混合保管の萌芽とも看らるべき英國蘇格蘭の穀物保管に關しては、

Haring, op. cit., pp. 62—8.

Fischer, a. a. O., SS. 66—71.

を、又今日の斯法の直接的起源に就いては、

Haring, op. cit., pp. 63—70.

を、夫れれく参照せられたい。

註五 此の點に關しては左記書を参照せられたい。

石黒忠篤氏著、「米國の穀物取引と穀倉」、八一頁、八五頁及び二〇〇頁以降。

註六 此の點に關する詳細は、左記の有益なる著書論文に據らるべし。

内池廉吉博士著、「改版倉庫經營論」、再版、八三乃至一〇一頁。

河田剛那博士著、「農業倉庫論」、第五版、四六乃至六三頁。

非土直三郎氏稿、「混合寄託に於ける寄託物の所屬」(山口商學雜誌第二號所載)。

註七 内池博士は、法律上より觀るときは、斯かる保管方法による契約を寄託と稱するは不當であると説かれてゐるが(同博士著、前掲書、九八頁)、其の意慾ヲしも正當でない、松本博士は夙に此の點を指摘されてゐる(博士稿、法學志林、第十五卷第九號所載「混藏倉庫寄託論」)。

註八 左記著書論文は何れも之を認めてゐる。

吾孫子勝博士稿、「消費寄託論」(法學志林、第二十五卷第四號乃至第九號連載)及び博士著、「債權法要論」、四一七頁、四一四頁。

湯山秀夫博士著、「増訂日本債權法各論」、第二版、六三五頁。

横田秀雄博士著、「債權法各論」、第三版、三四八頁。

宋弘殿太郎博士著、「債權各論」、第五版、七九二頁、八〇六頁。

梅謙次郎博士著、「民法要義」、卷之三、増訂第二十五版、七六七頁。

富井政章博士著、「債權各論」(大正元年講義案)、二六八頁。

中島弘道氏著、「民法債權法論」、二八二頁。

註九 我が商法の解釋上は、消費寄託は所謂倉庫寄託と爲し得るのである。詳しくは、松本博士の前掲論文を参照されたい。

又消費寄託と一般普通の寄託乃至は消費貸借との効果の相異に關しては、吾孫子博士の前掲論文殊に第九卷を参照されたい。

註一〇 倉庫設備が受寄者に屬するや否やと言ふが、實は嚴格に言ふときは必ずしも之を有するの必要なく、他人の所有に係る倉庫を借り入れたる場合をも含むのである。換言すれば倉庫寄託契約締結の際倉庫の使用権が倉庫業者にありたるか將た寄託者にありたるかを意味するのである。

註一一 即ち出保管の場合に於ける保管料の低減は、倉庫の借賃に該當するものと謂ふべきである。

註一二 *Hanngs*, op. cit., pp. 171-180. 著は米國農業倉庫の金融に關しては、内池博士の左記二論文を参照されたい。

「米國の農産物倉庫に就て」(山崎教授還曆祝賀記念論文集、「經濟學研究」、經濟論所載)。

「米國に於ける農産物の金融に就て」(神戸高商創立二十五周年記念論文集所載)。

註一三 倉庫の何たるかに就いては、本書第二編第一章「倉庫營業の意義」を讀みかたい。

註一四 *Hanngs*, op. cit., p. 181.

猶ほ隣邦支那に於いても、殊に天津附近に在りては、降雨少き關係上此の方法が行はれ、貨物の引渡を簡易ならしめてゐる(東亞同文書院調査「支那經濟全書」第三輯、第五版、四四六頁及び四六四頁參照)。

註一五 此の外に北米合衆國では *Grain Storage under 'lock'* と稱する保管が行はれてゐる。之は糧詰の油類、紙及びバルフ・製紙用塗料其他之に類する危険性の物品を保管する爲め、倉庫保管と構地保管との中間的保管を爲すものである。其の構造は、床無く直ちに地上に設置することとなるけれども、周圍に壁あり屋根を以て覆ひたるもので、云はゞ上層風の建築物を之に當てゐる。従つて此の種の倉庫を普通は *Tough Storage Warehouses* と呼んでゐる (*Hanngs*, op. cit., pp. 180-191)。

註一六 猶ほ船舶に積載したる儘で保管を爲すことがある。倉庫船の保管 (Boat Storage; Schiffhafen) と名づけられるもの之である。我が國に於いては、大正八、九年の交、經濟界の變動によつて滯貨輻輳し、横濱・神戸等に於いて古船船を利用して此の種の保管を行つた (辻岡喜代次郎氏著、「倉庫證券論」、六五頁乃至は小林行昌氏著、「倉庫論」、改訂増補第十一版、二六頁参照)。また北米合衆國の五湖や密、Lake Erie の沿岸地方にも行はれ、同地では冬季港の凍結するや引渡未済の積荷に就いて其の積載船舶を保管の爲に利用すること屢次あり (Haring, op. cit., p. 223)。陸邦支那へは南船北馬の稱ある如く北方に於いては旅客の往來、貨物の運送は牛馬騾驢を以てするも、南方にては運輸交通殆んど全部船舶による。其の結果、之が聯絡も船舶により、陸揚の要なき貨物は其の儘船内に積載し置き、買手來らば直ちに賣買を行ふといふ。彼等は之を民船倉庫と呼んでゐる (東亞同文書院調査、前掲書、四四四頁及び五二四頁)。然しながら船舶と雖も一の建造物であり且つ物品貯藏の用に供せらるゝものなる以上、經しや偶々齡老けて最初の使用目的が變更改せられたものとは云へ、猶ほ之を以て倉庫と名づくべきは、最初住居の目的を以て建築したる家屋を變じて物品保管の場所たらしむるに至つた場合之を倉庫と稱すると、何の異なるところがあるらうか (同説、Haring, op. cit., p. 223)。故に此の種保管は倉庫保管の一種であつて、倉庫外保管に屬せしむるは少くも理論上は當を得ぬ。

此の倉庫船と同理によつて車輛を以て保管の場所とすることがある、所謂貨車保管 (Car Storage) なるもの之である (Haring, op. cit., p. 8)。

註一七 保税倉庫・保税工場の如きは此の保税保管を爲すもので、一般普通の保管倉庫は此の特典が認められぬ。保税倉庫に關しては、本書第二編第三章を参照されたい。

註一八 冷蔵保管 (Cold Storage) や生菌乾燥保管などは職務付保管の著例に屬する。猶ほ單純保管・職務附保管の用語に就いては、山本五郎氏の例に倣つた (同氏著、「倉庫及倉庫業」、増補第三版、一六頁参照)。

註一九 入庫貨物に作業を爲すことを認めた倉庫を加工倉庫と呼んでゐる。我が國保税倉庫にあつては荷造・改装・仕分・染色等輕微の作業を爲すことを認め、保税工場にありては更に加工・製造・混合等を爲さしむる故、所謂加工倉庫の一に屬する。北米合衆國の *Manufacturing Warehouse* なども亦た同様で、輸入税の未納中に入庫貨物の陳列・販賣を認め、且つ消毒・類別・再格付・改装・検査等を爲さしむる。尤も此の種倉庫は一九二三年の關稅法 (*Tariff Law*) で認められ、越えて二四年桑港と紐育とに設けられ、東洋産の落花生、支那産の肩掛、毛氈類、竹細工、東洋産の御菓子、蠶豆、皮革類、帽子、絹布類等を取扱つてゐるに過ぎぬのである (*Trading, op. cit., pp. 170-171*)。

註二〇 之等種々の保管に就いても、本書第二編第三章を参照されたい。

第三章 寄託の法理

第一節 寄託の性質

今日如何なる邦國にも總べて法規の制定があり、國民は此の準繩に據つて活動すべく、之が埒内に在らねばならぬ。従つて、一度び之を無視するときは、或は一定の處罰を受け、然らざるも往々其の活動が無効となり無意義となる。之れ余が茲に一章を設け、寄託の法理を解説せむとする所以である。

我が民法は第六五七條に於いて寄託に關し規定して、「寄託ハ當事者ノ一方カ相手方ノ爲ニ保管ヲ爲スコトヲ約シテ或物ヲ受取ルニ因リ其效力ヲ生ス」と云つてゐる。従つて我が民法上寄託とは、當事者の一方が相手方に物の保管を委託して其の物を相手方に引渡し、相手方が之を承諾するに因つて成立する契約である、と云ふことになる。

今此の定義の中に存する概念を分析すると、次の如くなる。

一 寄託は一種の契約である。

即ち寄託契約の成立には當事者の一方―相手方に物の保管を委託する者即ち寄託者 (Depositary;

Depotbar; Einlagerer)——と、相手方——寄託者の委託を受けて其の物を保管する責を負ふ者即ち受寄者(Depositar; Depothaber) (註一)——との間に於いて、物の保管に關する意思表示の合致(Agreement; Übereinstimmung) 即ち契約あることを必要とする。而して普通倉庫業者の保管を爲すや、必ず寄託申込書に其の要件を記入せしめるも、法律上は何等斯くの如き方式を必要とせず、當事者の意思表示の合致あるのみで契約の成立を見るのである。故に寄託は學者の所謂不要式契約(Simple Contract; Formloser Vertrag)の一種に屬する。然しながら實は當事者間に意思表示の合致ありたるのみで寄託契約が成立するのではなく、更に寄託者が保管の目的物を受寄者に引渡さなくてはならぬのである(註二)。故に寄託は要物契約(或は實踐契約・踐成契約などとも云ふ)(Real Contract; Realvertrag)の一種に屬する。之れ寄託が消費貸借乃至は使用貸借(Commodatum; Leihe)と其の性質を等しうする所である。次に寄託は無償且つ片務契約(Unseitlicher u. Einseitiger Vertrag)なるを原則とする(民六六五條、六四八條)。けれども委任(Mandut; Auftrag)と同じく、當事者が特に報酬の支拂を約したるときは、有償且つ雙務契約(Zeitlicher u. Zweiseitiger Vertrag)となるものである(註三)。

二 寄託は當事者の一方が物の保管を相手方に委託し、相手方が之を承諾する契約である。換

言すれば寄託は物の保管を目的とする契約である。而して茲に物の保管とは、寄託の目的物を自己の所持内に置き、其の原状を維持することを指すのである。故に受寄者の義務は、寄託者の爲に、物を所持して滅失毀損を受けぬやう之を保護監督し、以て約定期限到来の日損害無きの状態に於いて之が返還を爲すに在る(註四)。従つて原状維持に超過して積極的行爲を爲すこと即ち物の利用改良行爲を爲すことは、保管の内容に屬せぬのである(註五)。

然しながら又翻つて考ふるに、契約の目的が専ら物の保管に止まらずして、時に物の保管と同時に他の事項を目的とすることが存するのである。斯かる場合に、該契約が寄託なりや否やの疑問を生ずるが、此の場合契約の主要なる目的が保管に存するや否やによつて一は之を寄託と爲し他は之を寄託以外の契約と爲すべきが如きも、理論上兩者は何れも混合契約(混成契約とも云はれてゐる。Gemischter Vertrag)に屬するのであり、前者の場合は寄託に關する規定が第一次的に類推適用せられ、後者の場合は第二次的に類推適用せらるゝのである(註六)。猶ほ茲に注意すべきは、使用貸借・貸借借等の如く他の典型契約(Typischer Vertrag)の内容が當然に保管義務を包含するものと解すべき場合に在つては、其の典型契約のみが存在し、其の典型契約と寄託との混合契約あるものと解すべきでないことである(註七)。

次に寄託は物の保管を目的とする契約なる故、寄託關係の成立には必ず寄託者に於いて保管すべき物の存在するを必要とする。然しながら我が民法は概括的に「物ノ保管云々」と規定し物の種類を限定せざるが故に、各種の有體物は總べて此の中に包含せらるゝものと解すべく、動産たる不動産たるも、又代替物たるも不代替物たるもを問はないのである(註八)。

又寄託の目的物が必ずしも寄託者所有の物なるを必要とせず、唯單に寄託者と物との間に占有關係あれば足る。之れ寄託契約は受寄者をして目的物の保管竝に返還の義務を負はしむるを目的とし、其の物品の上に行使する權利を與ふるものに非ざるが故、物品の所持者は有效に寄託契約を締結することが出來、従つて又其の物品の所有者、否な時に正當なる權利者でないときにも、當事者間に於ける契約は其の效力に何等の影響をも受くるものでないからである(註九)。斯くして受寄者が、自己の所有に屬する物品も、若し其が他人の占有の目的となりたるときは、猶ほ之を其の者の爲に保管することが出來るのである(註一〇)。

更に寄託の目的は相手方の爲に物の保管を爲すに存する。而して茲に「相手方の爲に」とは相手方の計算に於いてと云ふに同じく、相手方の危険負擔に於いて又は相手方の利益及び損失に於いてと云ふ意味に外ならぬ。換言すれば寄託の結果、寄託の經濟上の利益及び損失が相手方

に歸すると云ふ意味である。尤も受寄者は次節に於いて述ぶるが如く法律上一定の責任を有し受寄物に就き或程度の危険を負担せざるべからずして、一見自己の計算に於いて物品の保管を爲すに似てゐる。然しながら之れ寄託當然の責任にして、此の責任なきときは寄託の觀念成立せず、従つて此の責任の存在を以て自己の計算に於いてするものと云ふべきではない。此の點に就き特に、受寄者の責に歸すべからざる原因に因り寄託の目的物が滅失毀損したる場合に於いては、當然寄託者の損失となり、受寄者は之に何等直接の關係を有せざるに思ひ及べば、此の理自ら明瞭となるであらう(註二)。

三 寄託は當事者の一方が相手方に物の保管を委託して其の物を引渡し、相手方が之を承諾する契約である。

即ち寄託契約の成立には、物の寄託に關して當事者間に意思の合致ありたるのみを以て足れりとせず、常に必ず目的物の引渡あることを必要とし、従つて目的物の引渡ある迄は寄託契約が成立しないものなることは、先に述べたところである。而して茲に物を「引渡す」とは、相手方に物の所持を取得せしむることを指すものである。換言すれば「引渡す」とは占有取得を爲さしむることを云ふにはあらずして、所持取得を爲さしむるを意味するのである。之れ寄託は

無償を原則とするものなれば無償の受寄者が自己の爲にする意思を有することなかるべく、從つて受寄者必ずしも占有者なりと謂ひ能はぬを以てである(註二)。

註一 寄託の引受を爲す者を受託者と呼ぶ人もある。然しながら、他方に於いて信託の引受を爲す者を受託者と呼ぶ關係上、寄託者と委託者と區別するやうに、前者を受寄者、後者を受託者と云ふ方が混同さるゝ虞を避くるに恰好ではなからうか。況んや民法及び信託法も此の用例を採つてゐるのに(民六五八條其他、信託四條其他)、然々兩者を受託者と呼ぶ要はあるまい。

註二 寄託契約は要物契約なるが故、其の成立前當事者間に豫約の成立し得ること勿論である。而して此の點に就き、此ノ如キ豫約ハ通常寄託ヲ爲サントスル者ノ便宜ノ爲ニ成立スルモノニシテ、從ツテ同人ハ寄託ヲ爲スノ權利ヲ取得スレトモ、寄託ヲ爲スノ義務ヲ負ハサルモノト解スル者がある(吾孫千博士著、前掲書、四二二頁参照)。然しながら必ずしも然りとは斷じ難はむ。殊に此の事柄は商事寄託の場合に於いて明瞭である。

猶ほ理論上は、寄託契約を諾成契約とするが適當である。此の點に就きては、左記二書を参照せられたい。
石坂省四郎博士著、「改竄民法研究」下卷、再版、六七七乃至七〇二頁。
梅博士著、前掲書、七六一、二頁。

猶ほ又此の見解は學說のみに止まらずして、既に瑞西債務法が其の第四七二條に於いて寄託契約を以て明らかに諾成契約であると爲し、特例を聞いたのである。

註三 英法では有償無償契約と義務片務契約とを區別すべき適確なる用語なく、唯 *Bilateral Contract of a Unilateral Contract* との兩語を漠然と使用してゐるに過ぎないのである (See Addison, C. G., A Treatise on the Law of Contract, London,

Li. et. al., 1911, pp. 1-29)。然しながら有償無償契約と債務片務契約とは觀念上決して同一視すべきものではない。前者は出捐の點より區別せられ、後者は債務負擔者の重複によつて區別せられる（神戸寅次郎博士著「契約總則」、註釋民法全書第八卷、第五版、一六三、四頁參照）。

猶ほ有償契約に就きては、睡道文藝博士著「民法研究」、第四版、一七三乃至一九六頁を參照されたい。

註四 「若シ入ノ物ヲ自己ノ監督ニ屬スル場所内ニ放置スルコトノミテ承諾シ其保管ヲ引受ケサルトキハ、寄託ニアラスシテ其他ノ契約テアル」と謂はればならぬ（岡松參太郎博士著「註釋民法理由」、下卷、第九版、次三〇五、六頁參照）。

註五 保管を以て保存管理の意に解する者がある。例へば左記の如きが之である。

岡松博士著、前掲書、次三〇九頁。

内池博士著、同上、一二頁。

小林氏著、前掲「倉庫論」、八五、六頁。

然し保管を以て保存のみを意味すると爲し管理を含ませぬが通説なるかに思はれる。左記の如きが皆之である。

鳩山博士著、前掲書、六三六頁。

横田博士著、同上、三三五頁。

吾孫子博士著、同、一一九頁。

末弘博士著、同、七八一頁。

村上恭一氏著「債權各論」、四二六頁。

推津盛一氏著、前掲書、二六九頁。

註六 鳩山博士著、前掲書、六三四頁。

註七 典型契約はまた有名契約(Bananner Vertrag)とも云つけられ、非典型契約(Qualifizierter Vertrag)又は無名契約

(Nichtbananner Vertrag)に相對する語であつて、法律が特に名稱を附して規定を設けた契約である。混合契約は二箇

又は二箇以上の典型契約の内容に該當する事項を目的とする非典型契約である(鳩山博士著、前掲「各論」、上巻、一四頁)。

註八 此の點に就き、商業經濟論叢第五卷所載、拙稿、「改正保種倉庫法に就いて」を参照されたい。

註九 消費寄託は、必然的に目的物を處分する權利を受寄者に與ふるものなるが故、物の所有者にあらざれば之を爲すこと

が出来ぬのである。従つて所有者以外の人の爲したる消費寄託は、受寄者をして目的物の所有權を取得せしむる效力を生ぜぬものと解せられる。此の點に就き左記の二書を讀みかたい。

菅原谷二博士著、「民法判例批評」、第一卷、二九八、九頁。

横田博士著、前掲書、三三四、三五頁。

註一〇 左記の數著は何れも之を認めてゐる。

末弘博士著、前掲書、七八一頁。

鳩山博士著、同上、六三六頁。

横田博士著、同、三三四頁。

註一一 此の點に就き末弘殿太郎博士曰く、「根本ノ精神ヲ他ク迄モ『他人ノ物ヲ預ル』ト言フ點ニ存スルコトカ寄託ノスヘ
テニ通スル特色デアツテ、受寄者ハ寄託者ノ利益ノ爲メニ物ヲ預ツテ居ルノミニ過キナイノテアル」と(博士著、「民法

講話」、下巻、二五七頁)。

猶ほ本文既述の下半部が消費寄託の場合に於いて相反するは、斷るまでもないであらう。

註一二 左記の數著は何れも皆之を認めてゐる。

第一編 寄託論 第三章 寄託の法理 寄託の性質

葛山博士著、前掲書、六三七頁及び六五一頁。

岡松博士著、同上、中卷、二五、六頁。

末弘博士著、前掲「講話」、下卷、二五六頁。

菅原博士著、同上、二九八頁。

梅博士著、前掲「要義」、卷之二、三九頁。

遊佐慶夫博士著、「改訂民法概論」、物權篇、四九〇頁。

猶ほ此の點は有償寄託の場合に於いても、寄託が他人の爲に物の保管を爲すものなる故、同一様に論じ得られるのである。従つて左記の如き反對説は、誠に探るに足らぬと謂はればならぬ。

渡部明氏著、「倉庫業」、第五版、四頁。

第二節 寄託の效力

寄託關係成立の結果は、契約當事者たる寄託者・受寄者兩方面に各種の權利義務を生ずるのである。而して普通一方の有する權利は自ら他方の義務を構成するものなるが故、兩者の義務を考察すれば、其の各々の有する權利は自ら判明する理であり、而かも寄託の目的が受寄者をして物の保管を爲さしむるに在るが故、余は先づ受寄者の義務を考察し次いで寄託者の義務に及びたい。

第一 受寄者の義務

一 受寄物保管の義務

寄託契約締結の目的が、寄託者が受寄者をして自己の爲に物の保管を爲さしめむとするに在ること、既に屢述したところである。斯るが故に、契約成立の結果受寄者の負擔する主要なる義務が、自ら物の保管を爲すべき債務なること勿論である。

イ 此に保管とは、既に述べたる如く、物を自己の所持内に置き之を保護監督して其の原狀維持を圖るを云ふ。従つて受寄者は先づ、寄託者の爲に受寄物を自己の所持内に置くを必要とし更に之を監督して占有の喪失並に其の有形的滅失毀損に對して之を保護することを要するのである(註一)。換言すれば寄託者に代はつて受寄物を占有し其の保存に必要な行爲を爲すべきもので、此の行爲を爲せば足り、積極的に物の利用又は改良を爲すが如きは保管の内容に屬せぬのである。

ロ 次に、保管に就いて用ふべき注意の程度に關しては、我が民法は有償寄託と無償寄託とによつて之を異ならしめてゐる。

抑々受寄者は、寄託者より物の引渡を受け之を所持するものであり、一定期間經過後は原則として其の物を以て返還すべきものなる故、當事者の權利關係は正しく民法第四百條に謂はゆる

特定物の引渡を目的とする債務關係に該當する。従つて普通の寄託に在つては、有償無償の何れたるを問はず、受寄者は善良なる管理者の注意を以て目的物を保管すべき義務を負擔するものである。斯るが故に、有償寄託の場合に於いては特別の規定を待つまでもなく、右第四百條の原則の適用せらるべきこと勿論である。然りながら寄託が無償にして受寄者が専ら寄託者の爲にのみ受寄物を保管し何等之に就き利害關係を有しない場合に於いては、此の原則は受寄者に對し苛酷に失する憾がある。法は此に鑑みて、無償寄託の場合に就いては受寄者の責任を輕減し、單に自己の財産に於けると同一の注意を爲せば足るものとした(民六五九條)。而して茲に自己の財産に於けると同一の注意とは、受寄者が通常自己の同種財産に就き加ふると同一様の注意を云ふ。従つて無償寄託の場合に於ける受寄者の責任は、其の平常の性行態度如何に依つて定まることとなり、自己の財産を管理するに就き注意の周到ならざる受寄者は、受寄物の保管を爲すに方つて善良なる管理者の注意を怠つても、寄託者に對して過失の責に任ぜない結果を生ずる(§112(1)K.H.D.)

然るに茲に疑問を生ずるは、受寄者が極めて注意深き人にして自己の財産に就きて用ふる注意の程度が、善良なる管理者の注意を超越する場合、彼の爲すべき注意の程度如何、と云ふ問題

之れである。思ふに民法第六百五十九條制定の目的が受寄者の責任を輕減するにあるものなれば、苟くも善良なる管理者の注意を用ふれば足り、それより以上の注意を爲すべき義務なきものと解せねばならぬ(註四)。

猶ほ商人が其の營業の範圍内に於いて寄託を受けたる場合に就いては、商法に特別規定があつて、縦ひ無償の時と雖も、善良なる管理者の注意を用ふべきこととなつてゐる(商二五三條)。之れ思ふに、商取引は誠實と信用とを基礎とし安全と便宜とを尙ぶものなるが爲め、寄託に在りても其の有償なると無償なるとに基づいて其の注意程度を異ならしむるは好ましからざることであり、殊に商法は商人が營業の範圍内に於いて爲したる行爲に就いては特約なきも相當の報酬を請求し得るものと定めたるを以てある(商二七四條)(註五)。

ハ 保管の方法に就いては、我が民法に——實は商法に於いても同様である——何等の規定が存しない。従つて契約自由の原則により當事者は任意に之を定め得べく、其場合には其の特約に定むる方法により目的物を保管すべき義務を負ふこと勿論である。又當事者間に別段の定めなきときは、受寄物の種類・性質・價格乃至は其の用ふべき注意の程度等に應じたる適當の保管方法を執らねばならぬ。而して何を以て適當の保管方法と爲すべきかは、畢竟、取引上善良な

る管理者が其の保管を爲すに就き執るべき方法としては認し得るか否かによつて定まるものであり、従つて個々の場合によつて異なるのである。斯くして受寄者が、特約に定むる保管方法に依らざるか乃至は其の採用したる保管方法當を得ず、爲に寄託者に損害を蒙らしめたる場合に於いては、其の損害を賠償すべき責を負はねばならぬ(民七〇九條、四一六條)。

然らば次に、特約によつて定められたる保管方法を繼續するとき、却つて寄託者の爲に不利益となるべき事情の生じたる場合に於いて、受寄者は依然之に従ふべきものなるか、或は之を變更するの権利があるか、更には其の變更が義務を構成するものなるか、之に就いても何等の規定が存せぬけれども、斯くの如き場合に於いては、保管方法を變更するも何等債務不履行とならざるは勿論、正當の理由なくして之を變更せざるときには却つて債務不履行となるものである。尤も之が變更前寄託者に其の旨通知を爲すべきは當然であり、其の之を爲す餘裕なき場合に限つて臨機の處置を執るべきものと謂はねばならぬ(註六)。

ニ 受寄者が第三者をして自己に代はつて保管を爲さしめ得るか否か。

抑々寄託は委任と同じく學者の所謂屬人的契約の一種であつて(註七)、受寄者に對する信認を基礎とし、寄託者は専ら受寄者其の人の一身に着眼して物の保管を委託するものである。斯るが

故に受寄者は寄託の本旨に従つて受寄物の保管を爲すを要し、猥りに他人をして代辨せしめてはならぬのである。

然しながら又籲つて考へるとき、受寄者の何人たるかは専ら寄託者の利害に關する問題であつて、事、公益と何等の關係を有せざる故、寄託者が、特約を以て、受寄者以外の者をして之に代はつて保管を爲さしむるの權能を、受寄者に許與し得ることは、法の明かに規定するところである(民六五八條)。斯くて受寄者は、寄託者の承諾ありたる場合に限つて、第三者をして自己に代はつて保管の任に當らしめることが出来るのである(註八)。尤も是は寄託者の承諾を得たる場合に限らるゝ結果、受寄者自ら保管を爲すこと能はざるに至つたときは、寄託者に對して承諾を求め第三者をして保管の任に當らしむるか、若しくは受寄物の返還を爲し寄託關係を終了せしむるか(民六六三條二項)、二者其の一を選ばなくてはならぬのである。然るに此の場合寄託者の所在不明であれば、受寄者に於いて右の何れをも爲すこと能はず、畢竟、寄託の目的物を供託しなければならぬ(註九)。而かも此の場合若し目的物が供託に適しない物なるときは、特約によつて定められたる保管方法の繼續が寄託者の爲に不利益と爲りたる場合と同理によつて、寄託者の利益の爲に第三者をして保管せしむべく、且つ然爲さねばならぬものと余

は解する(註10)。

猶ほ茲に「第三者」とは、受寄者に代はつて保管を爲すべき者を云ふ。従つて受寄者自ら保管行爲を爲すに方つて、第三者を補助者として使用するは、毫も妨ぐる所ではない(註11)。

又受寄者は寄託者の承諾ありたる場合以外は、自ら受寄物の保管を爲すべきものなるが故、若し寄託者の承諾を得ることなく、第三者をして自己に代はつて保管を爲さしめ、之に因つて損害を生ぜしめたる場合に在りては、直接の原因を興へなかつたときに於いても其の損害に就き賠償責任を負ふものである(註12)。

斯くて受寄者が適法に第三者をして保管行爲を爲さしめたるときは、受寄者は其の第三者の選任又は監督に就き過失ありたる場合に於いて損害賠償の責を負ひ、又其の選任が寄託者の指名に従ひたるときは、其の不適任又は不誠實なることを知りたるとき之を寄託者に通知するか若しくは之を解任すべきものにして、若し之を怠りたるときは其の責に任じなくてはならぬのである(民六五八條二項、一〇五條)。

適法に選任せられたる第三者は、茲に寄託者及び第三者に對して、受寄者と同一の権利義務を負ふに至るのである(民六五八條二項、一〇七條二項)。抑々受寄者が第三者をして保管の任に

當らしむる場合に於いては、受寄者と第三者との間に於いて新なる寄託契約が成立するものにして、其の結果、寄託者と第三者との間に於いては直接の権利義務を生ずべき筈がない理である。然れども物の保管は寄託者の爲に爲すものにして、受寄者は之に就き何等直接の利害關係を有せざるものなるが故、民法は實際上の便宜より特別規定を以て、復代理人に關する第百七條第二項の規定を此の場合に準用することゝなしたのである。

ホ 保管の場所に就いては、當事者間に特約のあつた場合に於いては其の特約に従ふべきこと勿論である。之に反して特約なかつた場合に在りては、受寄物の性質其の他の事情に鑑みて、苟くも善良なる管理者として適當なる場所に保管すれば足るのであつて、其の場所の何れなるやは之を問ふの要がない。又保管場所を特約したる場合に於いても、正當なる理由の存する限り受寄者に於いて之を轉置し得ること勿論である（民六六四條但書）。

以上は總べて動産に關する問題である。従つて若し一定不變の所在を有する不動産に至つては之を轉置するに由なく、畢竟、受寄者は其の所在に於いて之が保管を爲すべきは自明の理とも云ふべきである。

へ 受寄物使用の權利は保管の義務に伴はざるを普通とする。蓋し寄託は物を受寄者の所持内

に置き之が保存を圖るを以て唯一の目的となすものなれば、適度の使用が其の物の保存に必要なる場合は格別、自己の利益の爲に其の物を使用し得ざるは寄託の性質上明かなる所である。

尤も受寄者が寄託者の承諾を得たる場合に於いては、其の物を使用するは毫も妨げなく、或は現物の儘受寄物を使用し得べく(民六五八條一項)、或は其が代替物なる場合に於いては同種同量の物を返還すべき義務を負うて之を處分することを得るのである(民六六六條)。而して後者の場合は所謂消費寄託に外ならずして、既に前章第三に於いて説述したる所である。

二 受寄者は、保管義務に附隨して次の諸種の義務を負ふものである。而して之等の義務は第三保管者も亦負ふものなるは、勿論である。

イ 金銭・物品の引渡及び権利移轉の義務

受寄者が寄託者の爲め物の保管を爲すに當りて寄託者若しくは第三者より金銭・物品等を受取りたるときは、之を寄託者に引渡すべき義務がある。而して此の事柄は其の收取したる果實に就いても亦同様である。更には又受寄者が寄託者の爲に自己の名を以て取得したる權利は、之を寄託者に移轉しなくてはならぬのである(民六六五條、六四六條)。

ロ 利息支拂及び損害賠償の義務

受寄者が保管行爲を爲すに當つて受取りたる金銭は寄託者に引渡すことを要するものなるが故に、受寄者が之を自己の爲に消費するときは債務不履行となるのである。又受寄者の利益の爲に用ふべき金銭を自己の爲に消費したるときも同様である。随つて斯かる場合に受寄者は其の消費の日以後の利息を支拂ふことを要するは勿論(註一三)、尙ほ損害を生じたるときは其の損害を賠償しなくてはならぬのである(民六六五條、六四七條)。

ハ 危険通知の義務

受寄物に就き權利を主張する第三者が、受寄者に對して訴を提起し又は受寄物の差押を爲したるときは、受寄者は遲滞なく其の事實を寄託者に通知しなければならぬのである(民六六〇條)。而して茲に「訴を提起する場合」とは、例へば第三者が寄託物の所有權を主張して直接受寄者に所有物返還の訴を提起するやうな場合を云ひ、又「差押を爲す場合」とは第三者が寄託物に就き所有權其の他の物權を主張し其の引渡を受くる爲め強制執行を爲したる場合(民訴七三〇條、七三一條)は云はずもがな、更に第三者が寄託者に對する金銭債權の強制履行として受寄者の保管する寄託者の所有物に就いて差押を爲したる場合(民訴五六四條以下、六四〇條、七〇六條)、並に寄託物に對して假差押・假處分を爲したる場合(民訴七三七條以下)を云ふのであ

る(註一四)。思ふに、受寄者に此の種の義務を負はしめたるは、寄託者をして訴訟に参加し差押に對する異議を述ぶる機会を失せざらしめんが爲に外ならぬ。従つて以上の場合に、受寄者が若し右の通知を怠るならば、債務不履行となり、之が爲に寄託者の蒙りたる損害を賠償すべき義務を負はされる。

ところが以上は總べて外部的危険に屬する問題であるが、之に反して受寄物自體の危険とも云ふべき變質毀損の虞あるとき、受寄者は之が通知を爲すべき義務を負ふものなるか。之に就きては我が國には未だ明文を缺くも、之を積極に解すべきものと余は信ずる。之れ蓋し保管の性質上受寄者は當然間斷なく受寄物の状態に就き注意するの必要があり、従つて若し何等かの重要變化を生じたときは遲滞なく寄託者に其の事實を通知すべきものであり、若し之を怠るときは損害賠償の責を負はねばならぬと考ふべきを以てである(註一五)。尤も此の場合其の變化を知らざりしに就き正當の理由があるときは、其の責を免るべきは勿論である。

猶ほ以上の場合遲滞の爲に損害を生ずる虞があれば、事務管理の規定(民六九七條乃至七〇〇條)に従ひ適當の處分を爲すべきものと余は解する(註一六)。

二 侵害を排除すべき義務

受寄者は、有償寄託の場合にあつては物の占有者であり、無償寄託の場合にあつては物の所持者である(註一七)。従つて後者の場合に於ては受寄者が占有訴権 (Possessory Action ; Possessory) を有し得ない觀を呈するが、法は特に他人の爲に占有を爲す受寄者の如きに就いても亦た此の訴権を認め、其の占有を保護したのである(民一九七條)。而して受寄者が此の訴権を行使することは、第三者に對する關係に於いては任意であるが、寄託者に對する關係に於いては受寄者の義務に屬するのである。

猶ほ茲に注意すべきは、受寄者が特に法律に依つて占有訴権を有するものなるが故、之を行使する場合の如きは當然自己の名を以て爲し得べく、寄託者の代理人として爲すものにあらずと云ふことである(註一八)。

受寄者の有する占有訴権は、占有保持の訴、占有保全の訴、占有回收の訴の三つであつて、畢竟占有者の有する總べての訴権を行使し得るものである。而して占有保持の訴は、占有者——代理占有者をも含む、後の二場合も亦た同様である——が其の占有を妨害せられたときに提起する訴にして、妨害の停止及び損害賠償の請求を目的とし(民一九八條)、占有保全の訴は占有を妨害せらるゝ虞あるとき提起する訴にして妨害の豫防乃至は損害賠償の擔保の請求を目的と

し(民一九九條)、占有回収の訴は占有者が其の占有を奪はれたるとき提起する訴にして其の物の返還及び損害賠償の請求を目的とする(民二〇〇條一項)。以上の三權を行使するを得て、始めて占有權の保護が全しと云ふべきである(註一九)。而して受寄者の如き他人の爲に物の所持を爲す者に、此の訴權を認めたる立法趣旨は、畢竟占有の訴は急を要する場合多きを以て、現に物を所持する者が遲滞なく之を行使し得るに非ざれば、占有保護の目的が貫徹せられ能はぬを顧慮した結果に外ならぬ。

三 受寄物返還の義務

イ 返還義務の内容

受寄者は寄託者より物の保管を委託せられて其の引渡を受くると雖も、他日之が返還を爲すべき約束の下に一時所持するに過ぎぬのである。従つて受寄物返還の義務は、寄託契約より生ずる當然の効果である。故に之を寄託者の側より觀るときは、寄託物の返還請求權は寄託契約に基づいて發生したる債權なりと云はねばならぬ。然るに寄託者にして所有權其の他占有を爲す本權を有する場合に在りては、之等の權利に基づいても亦た物の引渡を請求する權利があり、従つて此の場合には債權上の請求權と物權上の請求權との競合を生ずると説く者がある(註二〇)。

然しながら物の保管を委託するには當然其の物の引渡を爲さねばならぬ。従つて若し此の場合寄託者に物上請求権あるものと解するときは、寄託契約成立の意義を失ふに至るのである。故に寄託契約の效力存続中は、固有の物上請求権は抑止の状態に在り、寄託者は唯單に契約上の返還請求権を有するに過ぎざるものと解せねばならぬ(註二二)。

□ 返還の目的物

寄託の目的は物の原狀維持に在る。故に、受寄者は保管の爲め寄託者より受取りたる物を其の儘寄託者に返還することを要し、他物を引渡して其の義務を免るゝこと能はぬのである。随つて寄託の目的物が受寄者の責に歸すべき事由に基づきて滅失又は毀損し若しくは其の他返還不能と爲りたるときは、債務不履行に因る損害賠償の義務を生ずることとなる。尤も消費寄託の場合に在りては、受寄者は寄託者より受取りたるものと同質同量の物を返還すれば足るものなること、既に述べたる通りである。

ハ 受寄物返還の場所

受寄物返還の場所に就きて當事者間に特約あるときは、之に従ふべきは勿論である。然るに兩者の間に之が特約なく、單に保管の場所に就き定めありたる場合には、其の場所に於いて受寄

物の返還を爲さねばならぬものである（民六六四條本文）。尤も受寄者が正當の事由に因りて其の物を轉置したる場合には、其の現在の場所に於いて之を返還すれば足るものとする（同條但書）。是れ民法第四百八十四條の原則に對する例外にして、當事者の意思の推測に基づく規定である（註三）。猶ほ又保管の場所に就きても定めなかつた場合には、一般の原則（民四八四條）に立歸り、債權發生の當時其の物の存在したる場所に於いて返還するを要するのである。

以上は總べて受寄物が動産の場合に關する問題であるが、若し不動産の場合に在りては其の所在に於いて之が受授を爲すべきは、言を俟たざるところである。

二 返還の時期

當事者が受寄物返還の時期を定めたと否とに拘はらず、寄託者は何時にても其の返還を請求し得るものである。之れ民法第六百六十二條の規定するところであつて、寄託者の利益の爲に締結せらるゝ寄託契約の本質上生じ來る當然の結果である。

然しながら右は寄託者側よりの觀察にして、受寄者に就きては必ずしも之と同一に論じ能はぬ。即ち受寄物返還の時期に就きて定めあるときは、受寄者が其の期間内は保管の責を負ふものなる故、之が返還を爲し得ぬのを原則とする。之れ寄託の目的が受寄者をして寄託者の爲に物の

保管を爲さしむるに在るに徴して明かである。然りと雖も已むことを得ざる事由あるときは、縦ひ期間中と雖も猶ほ目的物を返還して其の義務を免るゝことを得るのである（民六六三條二項）。又當事者が寄託物返還の時期を定めざりしときは、受寄者は保管を爲すべき時期に就き何等の羈束を受けざるが故、何時にても目的物を返還して其の義務を免るゝことを得るは言を俟たぬ（民六六三條一項）。尤も倉庫寄託の場合に在りては例外規定が存し、當事者が保管期間を定めざりしときは倉庫營業者は已むことを得ざる事由ある場合の外、受寄物入庫の日より六箇月を経過したる後でなければ受寄物の返還を爲し得ぬのである（商三七八條）（註三三〇）。

若し夫れ消費寄託の場合に在りては、返還時期の定めがあれば寄託者は之に従ふべく（民六六六條本文、五九一條）（註三四）、受寄者は却つて何時にても返還を爲し得るのである（民六六六條本文、五九一條二項）（註三五）。又返還時期の定めなきときは、寄託者（民六六六條但書）受寄者（民六六六條本文、五九一條二項）共に隨時返還を請求し又返還し得るものである。此の點に於いて前半は消費貸借と相類し、後半は普通の寄託と相似てゐる。

註一 滅失とは受寄物を事實上又は法律上處分し能はなくなつたことを謂ひ、毀損とは物質的變化に因る價格の減少消滅を生ずることを謂ふ。此の點に就きては、鳥賀陽然其博士稿「倉庫保管契約の性質保管義務並に保險義務」法學論叢第二

卷第一號所載)を参照せられたい。

註二 凡そ注意義務に違反するとき、並に過失を生ずるのである。而して善良なる管理者の注意を怠りたるとき生ずる過失が客観的文は抽象的輕過失(Culpa Lata in Abstracto)であり、主観的文は具體的輕過失(Culpa Lata in Concreto)に相對する。而して具體的輕過失とは、自己の財産に對すると同一の注意(民六五九條、一〇四〇條)を怠りたることを生ずる過失であつて、此の兩種の輕過失は併せて之を廣義の輕過失(Culpa Lata)と謂ひ、重過失(Culpa Iata)即ち我が民法に所謂重大なる過失と區別する。重過失とは普通人の注意を著しく缺きたる場合の過失である。

註三 岡松博士は此の點に就き左の通り述べてゐる(博士著、前掲書、次三一—三二頁)。

殊ニ寄託者ハ受寄者カ自己ノ財産ヲ管理スルニ幾許ノ注意ヲ用フルヤチ見テ然ル後ニ寄託ヲ爲ス者多キヲ以テ自己ノ財産ノ保管ニツキ用フル注意ノ程度ヲ超エテ受寄物ヲ保管スヘキ事ヲ受寄者ニ求ムルハ實ニ受寄者ニ階ナルノミナラス、寄託者ノ望ヲ超ユルモノナリと。賊に尤もの言である。

註四 左記の數者は何れも之を認めてゐる。

宋弘博士著、前掲書、七八七、八頁。

横田博士著、前掲書、三三七頁。

梅 博士著、前掲書、七六八、九頁。

註五 商法第二百七十四條に謂はゆる行為を以て法律行為のみを意味するものと爲す説がある(志田錦太郎博士著、日本商法論、第三編、三八、九頁參照)。然しながら一般には、事實行為をも含むものと爲すやうである。例へば左記の如き、皆之を主張してゐる。

水口吉藏博士著、「商行爲法論」、訂正第七版、一六七頁。

松波仁一博士著、「改正日本商行爲法」、二三七頁。

青山兼司博士著、「商行爲法」、改訂第四版、九二頁。

大濱信泉氏著、「商行爲法」、一一〇頁。

須賀喜三郎氏述、「商行爲日本大學發行講義録」、一〇二頁。

註六 梶山博士著、前掲書、六四三頁。

末弘博士著、前掲書、七八七頁及び七八八、九頁。

註七 契約當事者相互間の信託を基礎とし、相手方の一身に着眼して成立する契約を屬人的契約と云ふのである（松本重敏

博士著、「契約法論」、上冊、三一二頁）。

註八 漸くして受寄者に代はつて物の保管を爲すべき義務を負ひたる第三者か、第三保管者と呼ぶ者がある（梶山博士著、前

掲書、六四五頁以下参照）。

註九 供託とは、法令の規定に基づいて保證又は辨済の爲め目的物を供託所に寄託することを云ふものである（鈴木源吉、小

野久吉爾氏共著、「實例手続供託法釋義」、三〇頁参照）。

註一〇 同説、梶山博士著、前掲書、六四四頁。

反對説、菅孫子博士著、前掲書、一八七頁。

註一一 此の點に關し、入江良太郎博士が信託契約に於ける受託者の義務に就き、

其立法趣旨ハ受託者ハ信託事務ノ處理其者チ自ら爲スベキコトヲ定メタルモノニシテ、信託事務ノ處理ノ手段タル各
種ノ行爲ニ付テハ補助者チ用フルコトヲ禁止スルモノニ非ズ。

第一編 寄託論 第三章 寄託の法理 寄託の效力

と述べられたるは、傾聴すべき言である（博士著、「信託法原論」、二四〇頁）。

註二 岡松博士著、「無過失損害賠償責任論」、四五四頁。

末弘博士著、前掲書、一九〇頁。

鳩山博士著、前掲書、六四四頁。

註三 受寄者が之等の金銭を自己の爲に消費することに就き寄託者の承諾を得たる場合に於いても、猶ほ利息の支拂を爲さればならぬ（岡松博士著、前掲書、下巻、次三二〇頁参照）。利率は民事寄託に於いては年五分（民四〇四條）、商事寄託に於いては同六分とする（商二七六條）。

註四 民法第六百六十條に所謂差押が假差押・假處分をも意味することに就きては、反對説あるを聞かぬのである。鳩山博士（前掲書、六四七、八頁）、末弘博士（前掲書、七九四、五頁）等、何れも之を認めて居られる。差押とは執行機關が法律の規定に従ひて執行の目的物に施す處分であつて、其の效力として債務者の之に對する處分権を停止し、債権者には通常の場合に於いて配當辨濟、民事訴訟法第六百二條の場合に於いて優先辨濟を得せしむるものを云ふのである。又假差押とは、管轄裁判所が金銭債權又は金銭債權に變じ得べき請求權實行の保全として、債権者の申請に基づき、假差押命令の決定を爲すの手續と、此の命令に基つきて執行機關が債務者の動産・不動産若しくは財産權に對して執行する強制處分にして、該財産に對し債務者の權利行爲を禁ずる手續とを併せ稱するのであつて、假處分とは金銭の支拂を目的とせざる權利の實行を保全する爲め、保管命令・行爲命令・禁止命令其他の命令を發し、又は争ある法律關係に就き假に權利者・義務者の地位を定むる命令を發し、且つ此の命令を執行する手續を云ふのである（板倉松太郎博士著、「民事訴訟法綱要」、増訂第四版、五五九、六〇〇頁参照）。

註五 左の諸書は皆同説である。

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、一八一、二頁。

岡松博士著、前掲書、九六頁。

村上氏著、前掲書、四三四頁。

註一六 民法第六百六十四條但書も之と同一趣旨に出たものである。

註一七 左の三書が同説である。

横田秀雄博士著「法學論集」、第一編、一一六乃至一二六頁、殊に一一七頁。

梅 博士著、前掲書、卷ノ二、三九頁。

鳩山博士著、前掲書、六五一頁。

註一八 同説としては、

三浦信三博士著「物權法提要」、第二冊、訂正第七版、三三三乃至三三六頁。

遊佐博士著、前掲書、五一九頁。

梅 博士著、前掲書、七六、七頁。

三淵忠彦氏著「民法概説」、四八四頁。

があり、反對説には左記の如きが存する。

石坂博士著、前掲書、四四〇頁。

中島玉吉博士著「民法釋義」、卷ノ二、訂正第六版、二一〇頁。

内池博士は此の點に就き、倉庫營業者が代理占有者なるが故に、自己の名を以て獨立的に占有訴訟を行使し得ないものと解せられ、其の著「倉庫經營論」(改版)一六〇頁に於いて、「倉庫營業者の保管貨物を占有するは當然此代理占有に

第一編 寄託論 第三章 寄託の法理 寄託の效力

屬す。從て彼が占有に關する權利の主張從て生ずる占有の訴を起さんとせば、自己の名を以て獨立して爲すを得ず、本人の名を以て代理人として爲すに過ぎざるべし。云々と述べられてゐる。然れども我が民法が倉庫營業者の如き他人の爲に占有を爲す者にも占有訴權を認めたるに鑑みれば、此の説の非なること明かであらう（民一九七條、猶ほ此の點、辻岡氏、前掲書、三六四頁參照）。然るに博士は更に曰く、「倉庫營業者が受寄物を占有するは一の代理占有を行ふ者なれども、寄託者が返還期日に於いて其の貨物に就きて生じたる保管料・経費其他の立料金を支拂はざるときは、之が支拂を受くる迄は倉庫營業者に於いて此貨物を留置することを得可く（民二九五條）、此場合に倉庫營業者は留置權者として自己の利益の爲に獨立なる占有權を受寄物の上に行ふを得可し。斯くして倉庫營業者の占有たる或は代理占有たり或は獨立占有たる場合ありと雖も、何れにもせよ、占有者として法律上占有權保護を受くるを得可し」と（同上書、同上頁）。法律上果たして占有者として占有權の保護を受くるものならば、當然占有訴權も獨立的に行使し得べき理てはあるまいか。前段と比較して、博士の眞意が奈邊にあるか、解するに苦しむ者余一人には止まらぬことと思はれる。

猶ほ又代理占有の代理の意義は、民法總則に所謂代理の意義と同一ではない。詳しくは、三藩信三博士の「代理占有の代理の意義」（法學志林、第十四卷第一號所載）を參照されたい。

註一九 本權に伴ふ占有の訴にありては損害賠償の請求權を與ふること、事理當に然るべしと雖も、單純なる占有の訴に在りては損害の賠償を請求し得べきものとするは誤れるのみならず、裁判所構成法第十四條第二號に「占有のみに關する訴訟」を以て區裁判所の管轄に屬するものと爲したる其の訴訟には、損害賠償の請求權を包含せしむべきに非ず、と説く者がある。詳しくは、土方幸博士稿「占有ノ訴ニ就テ」（法學新報、第十七卷第一號、一乃至一〇頁）を參照せられたい。

註二〇 例へば左記の如きが之である。

鳩山博士著、前掲書、六四九頁。

菅原博士著、前掲書、三一八乃至三二二頁。

註二一 辻岡氏の前掲書(四一五、六頁)は余と同一の見解である。

猶ほ此の點に就き、鳩山博士は、寄託者の寄託物返還請求權を債權上の請求權と物上請求權との競合を以て論ずべきものとせられ、末弘博士も同説なりと説かれてゐるが(同博士著、前掲書、六四九頁)、末弘博士は却つて「受寄者ハ受寄物ノ保管ヲ爲シタル上之ヲ寄託者ニ返還スルノ義務ヲ負フ。其之ニ對スル請求權ハ寄託契約上ノ債權ニシテ寄託物ノ所有權ヲ基礎トスル物上請求權ニ非ス」と言明されてゐる(博士著、前掲「債權各論」、一九六、七頁)。

註二二 民法第六百六十四條に所謂「保管ヲ爲スヘキ場所」とは受寄者が受寄物の保管を爲すべき場所を謂ひ、其の何れなるかは當事者の意思表示に因つて定まるものである。而して受寄物が其の場所に存することあり、存せざることあり、又當事者の住所なることあり、然らざることあり、從つて必ずしも民法第四百八十四條とは同一でないのである。此の點、岡松博士の前掲書、下卷、次三一八頁を参照せられたい。

註二三 農産倉庫法第十條に「受寄物ノ保管期間ハ寄託ノ日ヨリ六月以内トス」とあり、保税倉庫法第七條には「保税倉庫ノ貨物貯置期限ハ庫入ノ日ヨリ滿三箇年トス」とある。前者は寄託契約締結の日を指し、後者は庫入免狀交付の日を謂ふものである。但し日井俊三氏は異説を述べられてゐる。詳しくは國民經濟雜誌、第二十八卷、第五、六號所載の同氏稿「倉庫寄託に於ける入出庫の意義」を参照せられたい。

註二四 鳩山博士著、前掲書、六六〇頁、六六一頁。

梅 博士著、前掲書、卷之三、七八〇頁。

濱田博士著、前掲書、三四八頁。

第一編 寄託論 第三章 寄託の法理 寄託の效力

猶ほ返還の時期に就きて特約ありしに拘らず、受寄者が隨時返還し得るものと爲したるは、立法論としては甚だ宜くないと余は思ふ。之れ寄託は常に寄託者の爲に締結せらるゝものなる故、消費寄託の場合と雖も受寄者は其の特約に従ふべきものと爲さればなるまい。而して之れ亦寄託の消費貸借と其の性質を異にするより出づるものに外ならぬ。

註二五 村上氏著、前掲書、四三九頁。

第二 寄託者の義務

一 費用前拂の義務

寄託物の保管に就いて費用を要する場合には、寄託者は受寄者の請求に因つて其の前拂を爲さねばならぬ(民六六五條、六四九條)。之れ、保管は寄託者の利益の爲に爲すものなるが故に、之に要する費用は當然寄託者の負擔に歸し、而かも之を豫め受寄者に支拂つて物の保管に必要な行爲を爲し得るやうにすべきであつて、受寄者に於いて其の金額の立替を爲す義務無きを以てである。

二 費用償還の義務

受寄者が物の保管を爲す爲に必要と認むべき費用を出したときは、寄託者は其の費用及び支出の日以後に於ける法定利息を償還しなければならぬ(民六六五條、六五〇條一項)。而して此の場合受寄者が苟くも寄託物保管の爲に必要と認めて立替へたる以上、其の費用が結局寄託者に

利益となりたるや否やは之を問ふの要がない。之れ保管費用は當然寄託者の負擔に歸するものにて、受寄者に於いて豫め其の支拂を請求することを得るものなる故、受寄者が豫め立替支拂を爲したる以上、寄託者に於いて償還の義務を負ふべきで、寄託者は其の費用が結局自己の利益と爲らなかつたのを理由として其の償還を拒むことが出来ぬのである。

猶ほ茲に注意すべきは、保管の爲にする普通の勞務又は保管の場所の提供等苟くも寄託契約の性質上受寄者の負擔と認むべき通常の保管費用は之が償還を爲す必要のないことである。其の故は、若し之をも償還すべきものと爲すときは、無償寄託も有償となり、兩者の區別無きに至るを以てある(註一)。

三 債務辨済の義務

受寄者が物の保管を爲すに就き必要と認むべき債務を負担したときには、寄託者をして自己に代はつて其の辨済を爲さしめ、又其の債務が未だ辨済期にあらざるときは相當の擔保を供せしめることが出来る(民六六五條、六五〇條二項)。此の規定も亦た受寄者をして寄託者の爲め物の保管を爲すに就き損害を蒙ることなからしむる爲め設けられたるものにして、受寄者の負ひたる債務が辨済期にあるときは直ちに之が辨済を爲さしめることが出来、又未だ辨済期にあら

ざるときは受寄者自身に對して相當の擔保を提供せしめることが出來、茲に受寄者は、前者によりて第三者に對して負擔する債務を免れ、後者によりて寄託者に對して行使し得べき費用償還請求權を確保せしめ得るのである。

四 損害賠償義務

寄託物の性質又は瑕疵に因りて受寄者が損害を蒙りたるときは、原則として寄託者に於いて賠償の責を負ふべきである（民六六一條本文）。但し此の原則には例外がある（民六六一條但書）。即ち之を示せば左の通りとなる。

イ 寄託者が過失なくして其の性質又は瑕疵を知らなかつたとき

寄託者が、過失なくして、物の性質又は瑕疵を知らずして、之を受寄者に寄託したる場合に於いて、猶ほ之に因つて受寄者の蒙りたる損害を賠償すべき義務があるとすれば、寄託者の責任が重さがやうに見受けられる。之れ此の例外規定が定められた所以であらう。

然しながら、此の結果は受寄者が寄託者の爲め保管を爲すに就き不當に損害を蒙ることとなり寄託者の保護は厚きに過ぎ、受寄者に對しては苛酷に失し、結局此の規定は不公平なる結果を生じ、従つて早晩改正せらるべきものでなからうか。即ち寄託者の利益の爲に締結せらるゝ寄

託契約の性質に鑑み、委任の場合(民六五〇條三項)と同様に之を解して、當然寄託者の責に歸せしむべく、斯かる失當規定を削除せねばならぬと思ふ(註二)。

□ 受寄者が之を知つたとき

受寄者が既に目的物の性質又は瑕疵を知つてゐる以上、彼をして其の責に任せしむべきは當然である。之れ、受寄者に於いて未然に損害を防止し得べく、之が手段方法を講ぜずして受けたる損害は結局自己の過失に基因するものと謂ふべきで、其の結果を自己に於いて負擔すべきは言を俟たざるところなるを以てである。

猶ほ茲に注意すべきは、「之ヲ知リタルトキ」と云ふのは必ずしも寄託關係成立の時を指すに非ずして、苟くも損害發生前に惡意となりたる限りに於いて皆此の中に包含せらるゝ一事である。

五 報酬支拂の義務

以上四種の寄託者の義務は廣く寄託に共通のものであるが、報酬支拂の義務は有償寄託に特有の寄託者の義務である。抑々寄託は委任と同じく無償を以て原則と爲し、従つて寄託者は特約ある場合の外報酬を支拂ふの義務がない。換言すれば、報酬受授に關する意思是常に必ず當事者間に表示せらるべきであつて、之が推測補充を許さぬのである。是れ民法が委任に關する第

六百四十八條を準用した所以である(民六六五條)。而して今其の結果を分析すると、左の通りとなる。

イ 報酬の内容に就いては法が何等の制限を設けなかつたが故、苟くも相手方の需要を充たすべき各種の給付は皆此の中に包含せられ、必ずしも金錢の給付たるを要せぬのである

ロ 報酬の額に就いては、當事者間に特約あれば之に依るべく、特約なければ寄託者は金錢を以て相當の報酬を支拂ふべきで、其の額は各場合に於ける保管の内容に依つて決せらるべきものである。

ハ 報酬支拂の時期に就いても特約あれば之に依るべく、特約なければ寄託終了の場合に於いてのみ受寄者が之を支拂を請求し得べく、期間を以て報酬を定めた場合には其の期間經過後に於いて始めて報酬を請求することが出来るのである(民六六五條、六四八條二項)。但し此の原則には例外がある。即ち寄託が受寄者の責に歸せしめ得ない事由に因つて、其の履行の半途に於いて終了した場合には、寄託者は受寄者の既に爲したる履行の割合に應じて報酬支拂の義務がある(民六六五條、六四八條三項)。之に反して右寄託の終了が受寄者の責に歸すべき事由に因つてゐるときは、寄託者に斯くの如き報酬支拂の義務なきことは、固より言を俟たざるとこ

らであらう(註三)。

猶ほ倉庫營業者を始めとして商人が營業の範圍内に於いて物の保管を爲すときは、相當の報酬を受け得ること、商法の明かに規定するところである(商二七四條)。従つて此の場合には却つて有償を原則とし、寄託者は特約を爲さざる以上常に報酬支拂の義務を負はねばならぬ。

註一 鳩山博士著、前掲書、六五二、三頁。

註二 普通の場合寄託者に過失なくとも、猶ほ寄託物の性質又は瑕疵に因る受寄者の損害を賠償すべき義務があると主張するのは、自己の利益の爲め他人を利用する者が、之が爲め其の他人の蒙るべき損害を負擔するのが公平の觀念に適合するを以てである。左の諸著は何れも之を認めてゐる。

積田博士著、前掲書、三四六、七頁。

末弘博士著、前掲「債權各論」、八〇一、二頁。

梅 博士著、前掲書、七七二頁。

註三 此の點左記書を繰讀せられたい。

末弘博士著、前掲「債權各論」、七九九頁。

鳩山博士著、前掲書、六五五頁。

第三節 寄託の終了

寄託終了の原因には、契約に共通のものと寄託に特殊のものとがある。其の主なるものを擧ぐれば左の通りとなる。

一 期間の満了

寄託關係は寄託契約の結果發生したるものなるが故、寄託契約によりて其の保管期間を定めたるときは、其の期間の満了によりて終了すべきことは當然である。尤も當事者間の合意によりて之を繼續することは何等妨ぐるところではない。

二 目的物の滅失

寄託は物の保管を目的とするものなるが故、其の目的物が滅失すれば保管行爲を爲し得ないこととなり、寄託關係の終了を來すべきは、當然である。之れ、例へば組合が其の目的たる事業の成功不能に因つても解散する(民六八二條)と同一理に基づくのである。

三 解除條件の成就

解除條件 (Condition Subsequent; Condition Resolatory; Auflösende Bedingung) とは法律行爲の效力の消滅を不確定なる將來の事實に繫らしむる附款である(註一)。隨つて寄託契約の自由を認めらるゝ限り、解除條件成就の時に其の效力を失ふべきは勿論である(民一二七條二項(註二))。

四 解除権の行使

契約解除に關する一般原則は寄託の場合にも適用せられ得べきが故に、各當事者は相手方の債務不履行を理由として寄託契約を解除することを得るは、言を俟たぬところである。例へば受寄者が保管費用の不拂を理由として契約解除を爲すが如き、之である(民五四一條)。

以上は契約に共通の終了原因の主なるものである。此の外、當事者の破産・禁治産・死亡の如きは、委任の場合と異なり、契約の終了原因と爲らないものである。之れ、寄託の目的は物(保管を爲すに在り、且つ當事者間の權利關係が頗る簡單にして、委任の場合に於けるが如く)之を當事者間に專屬せしむる必要無きを以てである(註三)。

五 告・知

寄託は告知に因つて終了する(註四)。然るに我が民法を見ると、「返還」又は「返還ノ請求」と云ひ(民六六二條、六六三條、六六四條)、告知なる文字を使用せぬ。けれども寄託關係を終了せずして目的物の返還又は返還の請求を認むることが出来ぬもの故、我が民法が告知權を認めぬものと云ひ能はぬ(註五)。唯寄託者は保管期間の定めあると否とを問はず又有償たると無償たる

とに論なく告知権を有するに反し(民六六二條參照)、——尤も消費寄託の場合には必ずしもさうではない、此の點前述受寄物返還の時期の項參照——受寄者の告知権には保管期間に定めある場合と其の定めなき場合とによつて區別あるの差違あるに過ぎぬ。而して後の場合に於いて受寄者は何時にても——消費寄託の場合は縱し保管期間に定めあるときに於いても——返還を爲し得べく、前の場合にありては特に已むことを得ざる事由あるときに限り期限前に返還を爲し得るのである(民六六三條)。之等に就いては既に述べたるところである。

註一 一定の法律行為から通常生ずべき効果を制限變更することを目的とする附隨的の意思表示を附款と云つてゐる。三浦信三博士著「近世法學通論」改訂第三版、一八七頁參照。

註二 解除條件附法律行為の一例を挙げれば「汝に此の銀時計を與へよう、然しながら今度の試験に落第すれば之を止めよう」と云ふが如き之であり、逆に「若し今度の試験に及第すれば汝に此の銀時計を與へよう」と云ふときは法律行為の效力の發生が條件に繋りせらるることとなるのであつて、之を停止條件附法律行為 (Condition n Suspensivo; Condition n Proceadant; Aufschubbeding) と云ふのである(民一七三條一項)。

註三 横田博士著、前掲「債權法各論」三四七頁。

猶ほ委任は「委任者ノ目的ヲ達セントスル方向ニ於テ事務ヲ處理スル事自體ヲ内容トスルモノニシテ、仕事ノ完成自體ヲ内容トスルモノニ非ス。故ニ委任者自ラ事務ノ處理ヲ爲ス事ヲ要シ、縱令目的ヲ達スルカ爲ニ影響ヲシトスルモ、第三者ヲシテ其事務ヲ處理セシムルコトヲ得ス」(鳩山博士著、前掲書、六〇八、九頁)。従つて當事者の死亡・破産及

び委任者の禁治産は共に委任の終了原因たるのである。而して寄託は其の性質準委任に近く、兩者の區別極めて困難ではあるが（松本重敏博士著、「民法原理」、七二七頁及び岡松博士著、前掲書、下巻、次三〇三頁等は何れも此の區別がないやうであるが）、尙ほ其の目的とする事務の管理が單に物の保管に止まるか否かの點に於いて相異なる（松本重敏博士著、前掲書、二八二頁）。従つて又法律上の取扱も、兩者の間に差異があるのは、寧ろ當然と云はればならぬ。

註四 契約解除の本質は、契約が初から成立せざると同一の状態を生ぜしむる效力即ち解除の適及效を有する點にある。従つて契約に因つて生じたる效力が、解除權の行使ありたる時以後に向かつてのみ消滅するに非ずして、解除前に發生したる契約の效力も亦た、總べて解除に因つて消滅するのである。然るに告知は現存の繼續的契約關係を單に將來に向かつて廢止することを目的とする一方的の意思表示である。従つて告知前に發生したる契約上の效力は其の儘存続するも、解除の如く適及的に之を消滅することがない。猶ほ此の點に就きては、左記著書を繕かれたい。

神戶寅次郎博士著、「契約解除論」、二乃至九頁。
中島弘道氏著、前掲書、六五七、八頁。

註五

左記の註著に旨之を言明してゐる。

鳩山博士著、前掲書、六五六頁。

末弘博士著、前掲書、八〇五頁。

中島氏著、前掲書、七八一頁。

第二編 倉庫營業論

第一章 倉庫營業の意義

倉庫營業若しくは單に倉庫業 (Warehousing; Warehousing Industry; Lagerungsgeschäfte) とは、自ら倉庫を建設し若しくは他人の所有に係る倉庫を買入れ又は借入れて、廣く他人の爲に物品保管の任に當り、之が報酬として支拂はるゝ料金即ち保管料 (Storage; Lagergeld; Lagergebühr) を其の收益と爲す營業である。従つて倉庫業は倉庫設備を買入れて之を他人に賣るものなるが、他方に於いて又一般に、多數の使用人を備入れ、以て實際に保管の任に當らしむるを常とする。換言すれば、倉庫業者 (Warehouser; Lagerhalter; Lagerhausmitarbeiter) は自ら對外的に責任を負ふと雖も、畢竟自己の創意の下に他人より用役勤勞を買入れて之を他人に轉賣し、以て剩餘價値の收得を目的とする者である。之れ即ち倉庫業を以て一の商業と爲し、又倉庫業者を以て商人なりと爲す所以に外ならぬ(註一)。而して倉庫業者が普通に多く商人の爲め商品保管を爲すものなるの點より觀て、之を補助商業又は機關商業と名づくる學者多けれども(註二)、之れ皮相的な

る分量觀察に過ぎざるか、若しくは便宜上より出でたる稱呼に過ぎぬのである。

次に法律學者の説くところに従へば、倉庫業とは他人の爲に物品を倉庫に保管するの業である(商二五七條參照)。而して他人の爲に物品を倉庫に保管するの業とは、保管を引受くること換言すれば寄託の引受を業とする場合を意味するのである。従つて倉庫業は商法第二百六十四條第十號に定むる營業的商行爲を爲す營業なる故、法律上亦た一種の商業なること明白である。故に若し之を自己の名を以て爲すときは、其の者は商法上の商人となる。而して倉庫業の特徴は、寄託の引受を爲す營業なると、保管の場所が倉庫なるとの二點に存すと謂ひ得るであらう。換言すれば倉庫寄託の引受を爲す營業なりと謂ふべきである。

斯くして倉庫業を經營し、他人の爲に物品を保管せんには、先づ以て倉庫寄託契約を締結せねばならぬのである。倉庫寄託契約(Lagergeschäft; Lagervertrag)とは、倉庫業者なる受寄者が寄託者の爲め物品を倉庫に保管することを約して其の物品を受取り、寄託者之に對して報酬を支拂ふことを約するに因つて成立する契約である(商三五七條、民六五七條參照)。仍つて今、之を民法上の普通寄託契約と比較考察しやうと思ふ。

一 倉庫寄託契約は先づ契約である。

倉庫寄託關係の成立に契約あることの必要なるは、多言を要せぬ。而して此の契約も當事者の意思表示に何等の方式を必要とせざるものなるが故、民法の場合と同様に不要式の契約である。

然れども此の契約の成立には當事者間の意思表示の合致以外に、保管の目的物を寄託者より受寄者たる倉庫營業者に引渡すことを要するのである。此の點より觀て、兩者は等しく要物契約の一であると謂はねばならぬ(註三)。次に此の契約の成立後倉庫業者は物品を倉庫に收藏し且つ之を保管するの義務を負ひ、之に對して報酬を支拂を求むる權利を得べく、又寄託者は物品の保管を爲さしむる權利を得、之に對して報酬を支拂ふ義務を負ふものである。従つて倉庫寄託契約は當事者たる倉庫業者と寄託者とが互に對價として給付を爲すべき債務を負擔する契約である。此の點に於いて雙務契約たる倉庫寄託契約は、無償寄託の片務契約たると其の性質を異にしてゐる(註四)。最後に倉庫寄託契約は倉庫業者及び寄託者の雙方が保管義務及び報酬支拂義務の出捐を爲し、互に經濟上の利益を取得するものなるを以て、有償契約であると謂ふべきである。従つて當事者の一方たる寄託者が報酬を支拂はざることを特質とする無償寄託の無償契約たるとは、其の趣を異にしてゐるのである(註五)。

以上を要するに、倉庫寄託契約が不要式契約にして又要物契約たるの點で普通の民事寄託と相

通じ、其が雙務契約にして又有價契約たるの點で彼と柄鑿相容れぬものと謂ふべきである。

二 倉庫寄託契約は、寄託者の爲に物品を倉庫に保管することを約し、其の物品を受取る契約である(註六)。

茲に問題となるは、「物品」及び倉庫である。

先づ此に所謂「物品」とは、民法に所謂「物」即ち有體物より其の意味狭く、動産のみを指すものである。従つて我が民法の認むる不動産の寄託の如きは、茲に謂ふ倉庫寄託と爲し能はぬ。之れ蓋し倉庫寄託の目的が、物品を倉庫に收藏保管するに在る故である(註七)。又保管は相當の設備を供與すべきものなるが爲に、多少容積の大なる物に非ざれば、之が目的物たること能はず、従つて貨幣・有價證券の如き貴重品の保管は倉庫業の目的とするところに非ずと論ずる者がある(註八)。然りながら、貴重品中に於いても絹織物・金銀細工の如きは必ずしも倉庫に保管し得ないものでなく(註九)、貨幣・有價證券に至つても通常其の經濟上の利用の見地より銀行の保管に託せらるゝところであるが、理論上之を倉庫寄託の中より除外すべきに非ずと信ずる(註一〇)。其の他動植物の類に就きても議論なきに非ざれども(註一一)、要は倉庫保管に適する性質のものなりや否やは、事實に即して判断すべき問題である。

次に倉庫とは何ぞやの問題に就き、從來の學説上多少不明の點なしとせぬ。蓋し商法第三百五十七條は「物品ヲ倉庫ニ保管ス」と云ふに止まり、倉庫の何たるやを示さざるに、普通用語に従へば或ひは藏又は土藏と名づけ(註二二)、自ら物品を貯藏する爲め所有する種類の建造物を指すものなるに(註二三)、他方我が國倉庫業の實情を觀るときは特に建設物たるを要せぬものと爲し、轉々混沌たるの情況にある(註二四)。思ふに茲に所謂倉庫とは、倉庫業者が他人の物品を保管する爲め設備を爲したる場所にして、取引上の通念により倉庫と認めらるゝものに外ならぬ。今此の見解を分析すれば、左の如くなる。

イ 倉庫は一の場所である。

凡そ物品保管を爲すが爲には、物品の占據する一定の場所を要するが故、倉庫が物品を保管する場所たるは、倉庫營業の觀念より觀て明かなるところであらう。

ロ 倉庫は設備を爲したる一の場所である。

茲に「設備を爲す」と謂ふは、物品保管の爲にする有形無形の工夫を爲すを意味するのである。倉庫は普通水火を始め他の他の危険を避くる爲め、堅牢なる建築物たるを常とすれども、物品の種類によりては必ずしも然らずして、銅・鐵・石炭・木材等の保管を爲すに僅かに繞らすに木

棚を以てするに過ぎずして風雨に曝すの常なること、既に述べたるところである。斯くして容易に損害を受けず安全且つ便利に他人の物品を保管し得れば、猶ほ之を以て倉庫と名づくべく此の點よりして倉庫たるには少くとも工作物たるを要すとしたる我が國從來の多數説は必ずしも正當とは謂ひ能はぬ(註一五)。

ハ 倉庫は物品を保管する爲め設備を爲したる場所である。

既に物品・保管の意義に就いて述べたるが故、此の點に就き説明すべき餘地が存せぬ。

ニ 倉庫は他人の物品を保管する爲め設備を爲したる場所である。

此の點よりして商人其の他の營業者が自ら自己の物品を貯藏する爲め設備を爲したる場所なるときは、之を倉庫と謂はぬのである。例へば工業家の原料倉庫や陸軍の糧秣倉庫は茲に所謂倉庫ではなす。

ホ 倉庫は取引上の通念に依り倉庫と認めらるゝ設備を爲したる場所である。

此の點に就き彼の水上・空地に至るまで時には倉庫を爲すと雖も、總べての水上・空地を捉へて之を倉庫と爲し能はぬ、之が倉庫と謂はるゝ爲には、倉庫業者が之等の水上・空地に就きて有形無形の設備を加へ、此處に物品を收藏保管し、一般取引上の通念により倉庫と認めらるゝを

要するのである(註一六)。

以上要するに、倉庫とは何ぞやの問題は事實に即して判定すべく、概括的に斷案を下し能はぬのである(註一七)。

猶ほ倉庫は普通倉庫業者の所有に係るも、借庫又は出保管を爲す場合の如く、他人の所有に屬するるときも、倉庫營業を爲す上に何等の妨げも存せぬのである。唯倉庫業者が倉庫を占有し之を自己の支配内に置けば足り、其の支配内に置きたる原因が貸貸借に出でたると管理契約に出でたると將た其の他の契約に出でたるとは、茲に問題とならぬのである。

以上を以て觀るときは倉庫寄託の民事寄託と異なる點は、保管の場所が倉庫に特定さるゝか否かの點に存するのである。

三 倉庫寄託契約は倉庫業者が寄託者の爲に物品を倉庫に保管することを約して其物品を受取り、寄託者之に對して報酬を支拂ふことを約するに因りて成立する契約である。

倉庫寄託契約の目的が營利即ち金錢上の利益を得るに存することは、先に述べたところである。従つて倉庫業者が此の目的を達する爲め、物品保管の義務に對して報酬を請求するは當然の事理にして、之れ商事上の寄託契約が有償且つ雙務契約の形式を採る所以なのである。而して倉

庫寄託契約に於いて報酬に就き特約するを常とするが、縦し此の特約なきときも當然報酬の支拂に關する權利義務が発生する、即ち商法第二百七十四條に「商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲メニ或行爲ヲ爲シタルトキハ相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得」と規定したるが之である(註一八)。

以上倉庫寄託契約の性質を概論したが、畢竟倉庫業は倉庫寄託契約を締結するを業とするものに外ならぬ。而して「業とす」とは營業として爲すを謂ふものにして、營業とは所得の通常の根源とする目的を以て同種にして連續せる一團の私法的行爲を爲すを謂ふ(註一九)。故に倉庫業は倉庫保管即ち倉庫寄託の引受を連續して爲すを要するものにして、一回限り若しくは一時的に倉庫保管を爲すときは倉庫業と謂ひ能はぬ(註二〇)。又倉庫保管は營業として爲すものなるを要するが故、他の營業者が其の營業の爲に物品の保管を爲すことあるも倉庫寄託と謂ふを得ぬ。然れども他の營業の兼營として例へば鐵道會社・汽船會社の如き運送人が兼營として、倉庫營業を爲すことあるも、又倉庫業を爲す者が兼營として他の營業例へば舩舟業・埠頭業の如きを附帶事業と爲すことあるも、何等妨ぐるところなきものである。繰返して言ふ、寄託の引受は民法上有償と無償との二種あれども、倉庫寄託の場合にありては之を營業として爲すものなる故、有償なるべきは多言を俟たぬと。而して保管の對價たる報酬は、普通之を保管料と名づけらるゝ故(註二一)、倉

庫業とは物品を倉庫に保管して保管料を收得するの營業なりと謂ひ得るのである。

猶ほ倉庫寄託契約の效力乃至は手續に論及すべきも、便宜上前者に就いては第三編「倉庫證券論」に於いて又後者に就いては第五編「倉庫經營論」に於いて夫れ／＼詳論することとして、次章に於いては倉庫營業の沿革を記述することにしたと思ふ。

註一 此の點に就き、左記書何れも同説である。

中村茂男氏著、「商業原論」、再版、九五頁。

石川文吾博士著、「商業通論」、増補改訂第十六版、二三、四頁。

佐野善作博士著、「佐野商學通論」、改訂再版、四乃至七頁。

註二 例へば、左記書の如きが之である。

内池廉吉博士著、「商業學概論」、改版第二十七版、二二頁。

三浦新七博士著、「商業經濟學」、商業學本論第一卷、一八、九頁。

坂本陶一氏著、「最新商業通論」、第五版、三一頁以下。

平尾丹治氏著、「最新商業通論」、再版、二一、二頁。

北澤新次郎氏著、「商業要論」、一四、五頁。

註三

水口博士は「倉庫營業者ノ寄託ノ引受ハ此倉庫内ニ物品ヲ收蔵シ且保管スルコトヲ引受タルモノナレハ倉庫營業者ハ保管ト同時ニ收蔵スルコトノ義務ヲ引受ケタルモノト謂フヘシ(中略)其收蔵スルコトノ義務ノ引受ハ物ノ引渡ヲ前提トスルコトナクシテ成立スルコトヲ得ヘク其引受契約アレハ茲ニ倉庫寄託契約成立スルモノトス」と述べられて、諾成契

第二編 倉庫營業論 第一章 倉庫營業の意義

約説を採つて居られる(博士著、前掲書、六六九頁)。然しながら余を以て觀るときは、保管の目的を達する爲に倉庫に收蔵するに過ぎずして、宛も物品運送を爲さんが爲に汽車若しくは汽船に積込むと異ならず、而かも其の何れにあつても運送契約たる如く、何れに於いて保管すべしと約するも其の契約の寄託契約たるに妨なかるべしと謂ひ放ちたい。博士は物品を收蔵することの義務の引受は其の物品の引渡か前提とすることなくして成立すると云はるゝも、保管の義務の引受も亦た同様になるのではあるまいか。果たして然らば普通の寄託契約も亦た、民法第六百五十七條を暫く除外に亘り限り諾成契約と云はればなるまい。泥んや收蔵を以て其の主たる目的と爲す點は當事者の意思にも反すると思ふ。烏賀陽然真博士は商法第二百六十四條の第十號に「寄託ノ引受」と爲す點よりして諾成契約を唱へらるゝも(博士稿法學論叢第二卷第一號所載の前掲論文及び國民經濟雜誌第二十九卷第一號所收の「倉庫保管契約に關する單見に就て」参照)、之亦た前記と同様の理由と今一つ前記「寄託ノ引受」が必ずしも要物契約否定の論據を爲さざるべしとの單見により此の點に従ひ能はぬ。其の他、大濱氏(前掲書、三〇一頁)、志田博士(同上、二二二頁)等の諾成規約既無しとせざるも、學者の多數は要物契約説を採つて居り、判例も亦た然るのである(明治三十五年二月二十七日東京控訴院判決)。尤も余は立法論としては、要物契約説を稱揚したい。此の點は既に第一編第三章第一節で述べて置いた。

註四 然し之は原則であつて、偶々倉庫業者が無報酬で保管の引受を爲すも差支なく、又民事寄託も既述の如く時に有償義務契約たり得るのである。

註五 此の點、註四を参照せられたい。

註六 此の點に就き、水口博士は「倉庫寄託へ此倉庫ニ收蔵スルコトヲ以テ其主要目的ト爲シ此目的ニ伴ヒ保管ヲ爲スニ至ルヘキモノニシテ保管ヲ從ニシテ收蔵カ主タル目的ヲ爲スモノトス」と述べてゐるが(博士著、前掲書、六六八頁)、余を以て觀るときは、此の場合と雖も主たる目的は保管にありて、倉庫を以て保管の場所と定めたるは唯其の目的を

達成するに確實なりと思惟したるに過ぎぬのである。従つて收蔵は手段であつて目的ではないと思ふ（Vgl. Goldschmidt, F., Handelsgelehrsch, München 1929, S. 763）。

註七 北米合衆國 Rice Storage の如き、一見耕作地の保管を爲すが如きも、實は耕作地上の農産物の保管——若しくは兼て其の農産物を貯置したる農舎の管理——を爲すものに外ならぬ。前述第一編第二章を参照されたい。

註八 内池博士著、前掲「倉庫經營論」、八、九頁。Glecke, Dr. J. V., Handelsrecht und Schiffahrtsrecht, Berlin, 2 Aufl. 1926, S. 551; Fischer, a. a. O., S. 4.

註九 此の點、左記書何れも同説である。

内池博士著、同上、八、九頁。

松本丞治博士著、「商行為法」、増訂第十一版、二八八頁。

岡野敬次郎博士著、「商行為及保險法」、二九九、三〇〇頁。

水口博士著、前掲書、六六五、六頁。

松波博士著、同上、一〇三四、五頁。

註一〇 此の點は、左記書何れも之を説いてゐる。

辻岡氏著、前掲書、五九頁。

安河内升氏著、「倉庫證券の研究」、一九、二〇頁。

その他、松本（前掲二八八頁）、水口（同、六六五、六頁）、松波（同、一〇三四頁）、岡野（同、二九九、三〇〇頁）等の諸博士亦た同様である。

猶ほ此の點に就き、烏賀陽博士に左の如き明快なる言がある（前掲法學論叢第二卷第一號所載論文）。

第二編 倉庫營業論 第一章 倉庫營業の意義

「商法草案ニ物ト記載セル場合ニ於テハ有價證券ヲ除外シ、金錢ヲ包含セシムルノ用語例少カラス、例之第四十一條、第二百八十一條、第二百八十二條ノ如シ、而シテ物品ナル觀念中ニ常ニ貨幣ヲ包含スルヤ否ニ付テハ疑アリト雖モ（申略）、賣買ノ場合ニ於テハ外國爲替文ハ兩替行爲ノ外ハ其ノ意義ヲ爲ササルカ故ニ、當然除外セラルルモノト解ス」ヘキモ、第三十九條、第二百七十二條、第二百九十條、第三百十三條、第三百十七條第一項、第三百二十一條、第三百二十二條、第三百五十一條、第三百五十六條第二項等悉ク有價證券ヲ包含スルコト何等ノ疑ナク、特ニ第九章寄託ト風セル總則中第三百五十五條ニ於ケル物品中ニハ貨幣、有價證券其他ノ高價品ヲ指セルコトハ明カナル所ニシテ、物品ナル觀念ヨリ常ニ貨幣、有價證券及ヒ高價品ヲ除外スルコト能ハサルハ勿論ナリ。故ニ法文ノ解釋トシテハ之ヲ廣義ニ解シ荷クモ保管ニ適セル物品ナル以上ハ庫置能力アリト爲ササルヘカラス。」

但し右は法理論で、實際は貨幣・有價證券等を倉庫寄託の目的物と爲さざるは何等妨ぐるところなく、従つて又特種の設備を有する者が特別の契約ありたるときのみ之が保管を爲すも亦同一向差支がないのである。

註一

一 積極説としては、松本（前掲書、二八八頁）、松波（同、一〇二五頁）、水口（同、六六五頁）、青山（同、一八六頁）の諸博士、辻岡（前掲書、五九頁）、大濱（同、二八九頁）、推津（同、二七一、三頁）、喜安（同、二〇八頁）の諸氏があり、又消極説には、内浦博士（前掲書、八、九頁）や柳川勝二（「改正商法論綱」増訂第三版、五五〇頁）、安河内（前掲書、一八乃至二〇頁）、齊藤助葵（「倉庫法釋義」七九頁）の諸氏がある。

註二

二 藏は紳と賊との合字にして、隠しなまむる義。賊は善也、厚也と注し、臣が身を屈して君に仕ふるより出てし義へ、身を屈する間に自らなまむる義がある。紳は蔽ひかくす義である。轉じて藏匿する所即ち「くら」の義としたのである（増補縮刷、「大字典」、第百九十九版参照）。

註三

三 倉は食と口と、庫は广と車との合字である。口と广とは、共に建物を意味するのである。猶ほ民事要略（第五十九

五〇三頁)の掲ぐるところに據れば、庫とは器仗(武器)總施(綿布と粗帛)の類を貯ふるを謂ふとなつてゐるのである。

註一四 其の外に、銀行・取引所などと稱する場合と同様に倉庫業者の營業所乃至は倉庫業者自體をも指すことがある。従つて如何なる意味に用ゐられてゐるものなるかは、場合によつて判断せねばならぬこと勿論である。

註一五 同説としては、内池博士(前掲書、一二、三頁)以外に、豊田多賀雄(有價証券論、訂正再版、三八九頁)・安河内(前掲書、九乃至一頁)・齊藤(同上、二頁)・渡部(同、三、四頁)の數氏がある。然るに、松本(前掲書、二八七頁)・松波(同上、一〇三五頁)・水口(同、六六四、五頁)・青山(同、一八五、六頁)・鳥賀陽(法學論叢第二卷第一號所載前掲論文)の諸博士や柳川(前掲書、五五〇頁)・須賀(同上、三〇三頁)・寺尾元彦(商法通論、二六一頁)・大住達雄(倉庫證券に關する學說及判例)再版、三四、五頁)・白井俊三(國民經濟雜誌第二十六卷第二號所載「倉庫寄託契約に於ける疑義」及び同誌第二十八卷第五・六號連載「倉庫寄託契約に於ける入出庫の意義附倉庫の意義に就て」)の諸氏の如きは、何れも余の見解と反對である。

註一六 辻岡氏、前掲書、六一、二頁。

註一七 岡野博士は「倉庫の法律上確定ノ意義ヲ有セス」と述べられ(前掲書、三〇〇頁)、又志田博士は「倉庫ノ何タルヤニ就テハ普通ノ意義ニ從フヘキモノトス」と云つて居られる(前掲書、二二二頁)。

猶ほ後者が畢竟物品貯蔵の爲にする特別の建築物のみを以て倉庫と爲すの見解なるか、余の採らざるところである。

註一八 此の點に就き、鳥賀陽博士の所説を見るに、倉庫「保管契約が經營全體としての營業の一部を組成するものなるが故に、營業てふ觀念より當然倉庫保管なる給付に對して通常有償たるべきや論を俟たず。學者或は商法第二百七十四條(中略)より論証して此契約の有償たるべきことを説明せらるゝも正鶴を失す」と論ぜられ、更に同條は「商人が其營業

の範圍内に於て他人の爲めに或行爲を爲したる場合に相當の報酬を請求し得る旨を定むるに過ぎず。倉庫業者が倉庫保管契約を爲すは之れ營業上自己の爲めに爲したるものにして、決して他人の爲めに或行爲を爲したるものに非ず、倉庫業者は唯物の保管を他人の爲めに爲すのみ、彼此混同して同條を援用するは失當と謂はざるを得ず」と雖ぜられてゐる（法學叢書第二卷第一號所載前掲論文）。然し此の見解に従ひ能はぬ。

註一九 此の點に就き左記の著書を参照された。

松本丞治博士著「商法總論」訂正第七版、一〇六頁以下。

竹田省博士著「商法總論」改訂増補第十六版、一八八頁以下。

註二〇 Mayer, n. a. O., SS. 9—10.

Goldschmidt, n. a. O., S. 703.

註二一 保管料は「借間倉敷料」と呼ばれてゐるが、當業者は之を保管料と謂ひ倉敷料とは謂はぬやうである（國民經濟雜誌第二十七卷第一號所載の門脇龍雄氏稿「保管料ノ計算ニ就テ」参照）。辻岡氏は官設保税倉庫にありては別なるかに論ぜらるゝも（同氏著、前掲書、一二五頁）、余は採らず（商業經濟論叢第五卷所載の拙稿参照）。

第二章 倉庫營業の沿革

凡そ倉庫を以て單に貨物貯藏の機關なりとするときは、比較的人智蒙昧なる上古に於いて既に逸早く存在したること曩に述べたるところである。即ち遠くバビロン・希臘乃至は羅馬に於いて、或は凶年に備ふる爲の、時に或は價格調節の機關としての穀倉や、國王の寶物倉庫は存してゐたが、猶ほ今日の如き倉庫業を營みたる者はなかつたのである。

營業倉庫の發生は、遙かに後れ、中世商業起るに及び漸く其の必要を喚起せられしに過ぎぬのである。即ち中世初頭地中海沿岸の商業都市が波斯・印度・支那等より、多量の穀物其他の食料品・絹織物・毛布・香料・寶石等を輸入するに至つたので、此處に貨物の大量輸送の必要生じ、従つて積荷の關係上貨物の大量保管を爲す機關が不可缺緊要のものとなるに至つた(註1)。是に於てはヴェニス(Venice)・ナポリ(Napoli)・ピザ(Pisa)・アマルフィー(Amalfi)等々 Dogana Fondachi 等と稱する倉庫が建設せられて、貿易運輸の上に多大の利便を供したのである。而して之等の倉庫は、一面に於いて倉庫營業——後述する如く、猶ほ今日の夫れとは異なる——を營みたること勿論であるが、他面に於いて競賣所として商品賣買行はれ、更に一般寄託者其他の

商人の旅舎に充てられ、宛ら客の來集を目的とする場屋の觀を呈したのである(註二)。就中當時最も隆盛を極めたるヴェニスが、船舶に於けると同様に、倉庫に於いても先驅者となつたのは、當然であらう。従つて早くも入庫貨物に對して證券が發行せられ、又之が賣買譲渡を認められたので、ロムバーチー(Lombardy)の銀行は之を擔保として貸付を行ふに至つたのである。而かも茲に注意すべきは、之等各地の多數倉庫が何れも營利の爲めに有力なる商人ギルド(Trade Guild)の建設したるものにして、今日我等の見る如き貨物の有償寄託を行ふものにあらずして單に保管場所を賃貸し貨主をして自ら其の入庫貨物を監守せしむる點に在る。従つて當時の倉庫寄託は、今日の倉庫寄託と貸庫との兩性中間の性質を有したものと謂ふべきである、と余は思ふ(註三)。然るに其の後國家統一の業次第に成り、營業自由の原則が一般に認めらるゝに至ると、ギルドの必要も頓に薄らぎ、茲に其の所有に係つた營業倉庫も市有となり、無力小規模の一般小商人に對しても之が利用の道開かるゝこととなつたのである。殊にヴェニスの市有倉庫は十四世紀の頃自由なる倉庫政策(her liberal municipal warehousing policy)を以て其の名著れ、一面に於いては之に對する非難罵詈の行はれしにも拘らず、猶ほ之あるが爲め東洋貿易の優越權を掌握することが出來たのである(註四)。

猶ほ當時に於いても、之等の營業的市有倉庫 (Municipal Warehouses) 以外に、義倉若しくは常平倉的市有倉庫 (Municipal Granary) の存したことは、多言を俟たぬところである(註五)。而して此の種の倉庫は、嘗にヴェニス其の他の伊太利諸都市に止まらず廣く歐洲各地に存在したが、前世紀に至つて滅亡した。之れ思ふに、交通機關の完備に加へ、適當なる倉庫設備の發生と、商人の競争劇烈となるに伴れ、此の種の倉庫の必要が次第に減縮したからである(註六)。

之に反して、營業倉庫の必要は交通機關の發達に伴ひ愈々其の度を高めたのである。之れ蓋し交通機關の發達は其の輸送貨物を大量と爲し従つて其の價額亦た自ら巨額に達するものなるを以て、出來得る限り船舶の碇泊期間を短縮するの必要生じ、之が爲には貨物保管の機關たる倉庫の存在が缺くべからざるを以てある(註七)。搗て、加へて、此の種の倉庫は、更に倉庫證券の發行により入庫貨物の賣買買入を極めて容易ならしむる。斯くて新大陸の發見と共に海上貿易の中心が地中海沿岸より大西洋岸乃至はバルト海方面に轉ずるや、伊太利諸都市の商業制度亦た自ら此に移植せられ、倉庫も之に隨伴して各國港市に建設せられ、地方的慣習に因り各々獨特の倉庫制度を樹てたのである(註八)。

註1 Irving, op. cit., pp. 4-5.

著は此の點に就き、ヘルドナルロが倉庫保管は貨物の運送に伴ふと謂ひ(Goldberg, Dr. O., Das Deutsche Lagerhaus-Geschichte und Lagerhausrecht, Leipzig, 1918, S. 57)又ライナーが商業の殷盛が港市に規則的運送を惹起し、種つては交通要衝の地に倉庫を生ぜしむると謂つたのは(Mayer, n. n. O., S. 22)。正しく之を指したのである。

註二 此の點に就き、左記著書論文を繰られた。

Rischel, n. n. O., Ss. 128-9.

Adler, n. n. O., S. 24ff.

Mayer, n. n. O., Ss. 22-3.

明智薩郎氏稿「免貨納税と Receipts 制度」(國民經濟雜誌、第二十八卷第一號所載)。

猶ほ中世伊太利の Dogani Fondachi に類するものに、我が國鎌倉時代の問丸がある。問丸は、平安朝の頃海船幅濶の地に貨物を留置き、之を販賣して報酬を得た邸家に外ならぬ。唯だそが鎌倉時代に入つて問丸と稱せられ、貨物の受託販賣を行ふ以外に、新たに倉泊所を兼ねるに至つた差違があるに過ぎぬのである。詳しくは後述「我が國に於ける倉庫の發達」を参照されたい。更に今日支那に行はるゝ棧房も亦た此の種の性質を有するものである。

註三 Haring, op. cit., pp. 5-6.

註四 Do, pp. 6-7.

註五 中世に於いては、倉庫が都市政策の重要な機關であつた(Mayer, n. n. O., S. 22)。

註六 Haring, op. cit., p. 7.

註七 ショーンソンの掲ぐるところに従へば、八千噸積船の荷物を貨車に積込む場合に、五噸の貨車を用ゐれば千六百車

を必要とし、又一日一千五百噸の割合て之が陸揚を行へば一日三百車宛を要すべく、今若し車の長さを十八呎と觀るときは五千四百呎の長さに達し、從て又船舶の長さを六百呎と假定して之を同時に陸揚するには九線の鐵道を要するのである (Johnson, D. R., *Modern Dock Operation*, London, 1920, pp. 21-23)。

註八 *Harbig, op. cit., p. 7.*

一 英國に於ける倉庫の發達

英國に於ける倉庫は、初め海運に附いて起り、商人は船舶出入の頻繁なる海岸又は河岸に於いて、*Dock Company* 所有の倉庫乃至は其の他の倉庫に於いて貨物の保管を行つた。而して *Dock Company* 所有の倉庫を、一般に *Dock Warehouse* 又は單に *Dock* と稱してゐた爲に、後年倉庫制度の他國に傳はるに及んで、*Dock* なる語は遂に倉庫を意味するに至つたのである (註一)。

英國に於ける *Dock* 倉庫の最も古きは、今を去る約二百年前 (註二) にリヴァプールに設立せられた倉庫 (*Marshey Dock*) である。勿論此の倉庫も、最初は貨物の陸揚積込に便せしむる爲め設立されたものなるが、後に至つて一般商品を保管し且つ之に對して倉庫證券を發行するに至つたのである。

而して倫敦に於いては、當時未だ營業倉庫の設備が無く、貨物の陸揚は公設の埠頭を使用すべ

き規定であつたが爲め商人の不便尠からず、遂に一七九三年宰相ピット(Pitt)の時ウィリアム・ザ・イングリッシュ(William Vanghous)の唱道が議會に容れられ、倫敦に此の種倉庫を設けるといふ提案となり、越えて九九年西印度船渠會社(West Indian Dock Company)設立案の通過を見、一八〇二年より營業を開始するに至つたのである。之れ即ち倫敦に於ける Dock 倉庫の嚆矢である(註三)。爾來、同國國威の發揚と通商互市の隆昌に伴ひ、倉庫業の發達著しく、今や商業上主要なる地には到る處に倉庫が存し、貨物積卸の機關が備はり、鐵道と船舶との連絡整ひ、同國商業の發達に多大の寄與を爲してゐる。世人往々英國を目して世界の倉庫(Das Lagerhaus der Welt)と爲すも、亦た故有りと謂はねばならぬ(註四)。

現今英國に於いて倉庫業を営む者に、大體次の三種ある。

一、ドック (Dock)

二、ウオーフインガー (Wharfinger)

三、所謂倉庫業者 (Warehouse-keeper)

ドックは濕船渠 (Wet Dock) (註五) を有して、船舶荷役の便を供し、其の附近乃至は構内に倉庫を設け、主として輸入貨物(有税品)の保管を爲し、ウオーフインガーは埠頭 (註六) を有し且つ

多数の弊を備へ、一方輸出入貨物の積卸及び保管(主として無税品の)の任を盡くすと共に、他方荷主の爲に、或は通關手續を爲し又時に運送の取次を爲し(註七)、更に船主の爲には同漕貨物の蒐集を周旋し陸揚貨物の荷捌を補助するものである。而して所謂倉庫業者は、一般商品・家具等の保管に任ずる普通の倉庫業者にして、概ね貨物の荷役には關係を有せざるものである(註八)。

註一 Dook 若しくは Dock Warehouse と名づけらるる倉庫は、普通有税輸入品を保管するも、同國には別に Bonded Warehouse なる語があつて、特に保税倉庫を指すことに用ひられる。故に廣く倉庫と言ふときは Warehouse を用ひるが適當のやうに思はれる(小林行昌氏著「倉庫論」増補第五版、一二三頁)。

註二 一シー、ドックがリヴァプールに設立された年に就いては學說必ずしも一致せぬ。年號順に列べて見よう。

一六九九年説、フイツシャー(前掲書、六四頁)。

一七〇八年説、小林(前掲「倉庫論」改訂増補第十一版、六八頁)・渡部(前掲書、一七頁)の兩氏。

一七〇九年説、内池博士(前掲「倉庫經營論」二八九頁)・ブリン(Brinus, W. F., Liverpool, in Encyclopaedia Britannica, London, 11 ed., p. 807.)
一七九〇年説、アドラー(前掲書、二四頁)。

一八一〇年説、コルン(Cole, S., Orr Homo Forby, London, p. 101.)

註三 是より先、一七三三年にヴァルホーン(St. Robert Walpole)なる者、密輸入を取締り輸入品に消費税を賦課する機關として之が設置を爲すべき旨を唱導したが、埠頭業者等の反對の爲め遂に容れられなかつたのである。

註四 英國を世界の倉庫と稱するは、同國が地球の大部分に對して自ら中心市場となつて貨物を分配する地位に在ることな

指したものに外ならぬ。然しながら通信交通に關する機關が完備するに伴れ、國際間の連絡が頗る迅速密接となり、其の結果國際貿易は第三國を經由せず直接取引を行ふに便とするに至るから、此の勢力も漸く衰進に向ふの傾向に在る。

然しながら又他面、英國は世界の一大消費國で國內需要品の大部分を國外に仰ぐの有様故、其の倉庫は之等の商品を保管する爲め殆んど餘裕なき迄に使用せられ、需要品貯藏場としての重要さが日に加はるの状態に在る (C. Holt, a. a. O., St. 59, Farmer Mayes, a. a. O., St. 21—5.)。

陸五 Dock に Wet Dock と Dry Dock の二種あることは、人のよく知るところである。即ち前者濕船渠は潮汐の干満に

關はらず隨時に積荷の揚卸を爲す爲に用ひられ、後者乾船渠は専ら船艚の検査・修繕等に用ひられる。畢竟 Dock は船艚を容るゝ人工的の設備である。猶ほ伊藤重治郎氏は濕船渠・乾船渠の譯語を以て不適當なりとして、泊渠・修繕渠の語を使用すべしと説かれしも (同氏著「海運論」上巻、第三版、四三一、二頁)、未だ一般には用ひられぬやうである。實は此の外にも、Dock 自身が船體となり海上に泛び、隨時に航行し得るものがある、浮ドック (Floating Dock) と呼ばれるもの之である。

陸六 埠頭と言ふは、港灣に於いて船艚を横着けの上荷役を爲し得る繫船設備を指すのである。廣義に於ける英語の Wharf が之に當たる。構造上より分かつて Quay と Pier の二つとする。Quay とは、コンクリート製の大函 (Caisson) 等を海岸に沈めて水深三、四十尺の垂直なる堅固な護岸を設け之を繫船所とするもので、英國は主として此の法を採つてゐる。Pier とは、多數の丸太又はコンクリートの柱 (Pile) を並列して水中に打込み、之に床張をした一種の橋を海中に突出し、其の兩側を繫船所に當つるものである。米國の舊式埠頭は殆んど總べて此の方法を採つてゐる。尤も新式のもの、其の幅員を増加する必要上、土止め護岸を以て圍んだ長方形の埋立地を海中に突出せしめ、其の三側面をコンクリートの柱で作つた埠頭を以て圍うたもので、其の幅三、四百尺に及ぶものがある。英國にては此の種のものな特に

ホヤチー (Jelly) (英) 又はドクッ (米) と云つてゐる。之等の點に就いては、左記の著書を讀むべし。

渡邊四郎氏著「歐米の港灣に於ける貨物の荷役」再版、三四九、三五〇頁。

MacIver, R. S., Ports and Terminal Facilities, London, 1918, p. 8.

McElwain & Taylor, Wharf Management, Stevedoring and Storage, New York, 1921, pp. 35-36.

Cunningham, Dr. B., Port Economics, London, 1929, pp. 37-38.

矢野剛氏稿「オーブン・メースとクローズド・ドックに就いて」(港灣第七卷第十二卷所載)。

註七 此に「運送の取次」と言つたけれども、英國の Forwarding Agent 乃至は Shipping Agent と云ふは我が國の運送取扱人の如く自己の名に於いて貨主の爲に運送業者に物品の運送を託するものではないのであつて、何處までも依頼者の名に於いて爲すのである(松本博士著、前掲「商行爲法」、一九六頁)。従つて嚴格に言へば運送の取次を爲すと云ふべきではない。併し之を經濟上より觀るときは、兩者は共に報酬を得て運送業者に貨主の物品を運送せしむるものである。

註八 英國に於ける倉庫の發達の詳細は、内池博士の左記兩著に據らるべし。

前掲「倉庫經營論」、二八七乃至二九九頁。

「市場組織論」、再版、二三八乃至二四四頁。

二 佛國に於ける倉庫の發達

佛國に於いて始めて普通の保管倉庫 (Magasin Général) を設けたのは、一八四八年のことである。同年佛國の商業界は二月革命の後に起つた恐慌の爲め、取引は澁滞し貨物は市場に堆積して、金融亦た逼迫を告ぐるに至り、遂には製造業者にして工場を閉鎖するもの續出したので、當

時の大蔵大臣ガルニエー・バーテ氏 (Finanzminister Garnier-Pagès) は此の窮状を救はむが爲め、資金融通の目的に充用すべき證券を案出し、之に依つて未だ商人の手中に存する貨物に資金の融通を與へ、以て商工業を振興すべき計畫を樹てたのである。而して *Magazin Général* は、即ち此の目的を以て設けられた倉庫に外ならぬ。然るに政府の倉庫會社に關する監督が嚴酷に過ぎた爲め、營業者の不便甚だしく、國論沸騰、遂には商業會議所 (Conseil de Commerce) の改革案となり、人を英國に派遣して同國の倉庫制度を研究せしめ、一八五八年及び同七〇年等數次の改正を行つた。然し干渉主義は今日と雖も全く蟬脱したとは謂ひ能はぬ(註一)。今佛國に於ける *Magazin Général* の主なるものを擧ぐると、一八五二年巴里に設立せられた *Compagnie des Entrepôts et Magazins Généraux*、同五八年、マーン (Le Havre) に起られた *Compagnie Havraise des Magazins Publies et des Magazins Généraux*、翌五九年里昂に設けられた *Société Lyonnaise des Magazins Généraux* 等がある。

又同國保税倉庫 (*Entrepôt*) の設立は之より遙かに以前であつて、一六六四年時の名宰相コルベア (Colbert) が重商主義的保護政策に關聯して専ら通過貿易を奨励する爲め、同國重要沿岸都市——例外として里昂・ストラズブルヒ (*Strasbourg*) がある——に之を始めたのが濫觴である(註

二。尤も同八八年に一旦此の制度廢せられたが、更に幾許もなく再興されて、其の範圍を内國消費の目的たる輸入品にも之を廣め、超えて一八三二年には開港場に非ざる内地諸都市にも之が設立を認むるに至つた。今之を細別すると、次の二になる。

イ *Entrepôt Réels* 公設の保税倉庫で、之に官設と市設との二つが存する。但し之が經營は通常市若しくは商事會社をして行はしめ、唯稅關官吏をして之が監督の任に當たらしめる。又此の倉庫は、入庫貨物の讓渡を認むること普通の倉庫と同様であるが、倉庫證券の發行を爲さぬのである。之に次の如き特種のものがある。

i. *Entrepôt du Prohibé* 其の目的は單に輸入禁止の貨物を保管せんとするに在る。

ii. *Entrepôt Spéciaux* 特別事情の下に在る市の倉庫につき、特別の取扱法を發布したる場合の倉庫である。

□ *Entrepôt Fictifs* 民設倉庫に關稅の賦課徵收を猶豫したるもので、我が私設保税倉庫に相似してゐる。而して彼の一八五八年の法律により一般倉庫に此の制度が適用せらるゝことゝなつた爲め、爾來普通倉庫は一般に事實上此の *Entrepôt Fictifs* と差異なきことゝなつたのである(註三)。

註一 此の點主として Fischen, a. a. O., SS. 86—87. 及び Art. a. a. O., SS. 28—29. に據つた。猶ほ現行佛國倉庫法の干渉主義に流れたる一例として其の營業認可を擧げ得られる。即ち倉庫設立者は先づ地方廳に申請し、地方廳は商業會議所又は商評裁列所 (Handelsrat) の意見を徴して之を決するのであつて、而かも認可ありたる場合に於いても二萬法乃至十萬法の保證金を提出せしめる。其の改正前は更に干渉甚だしく、或は入庫貨物の鑑定を強制的に専門業者に行はしめ、又或は證券解釋の部度逐一之を倉庫の帳簿に登録せしむるなど、徒らに煩勞を大ならしむるに過ぎなかつた。

註二 佛國は保税倉庫の祖國である(尙此、太田正孝博士著「保税制度論」、一八一頁。異説としては、ヒッキンソン (Hickinson) が和蘭を以て保税倉庫の發祥地と爲してゐる。彼の著書 "Furfts at Work", pp. 120—131.)。

註三 此の點に就きては左記の著書を種かれたい。

Fischen, a. a. O., SS. 86—87.

Mayer, a. a. O., SS. 50—51.

内池博士著「前掲」倉庫經營論、三三七乃至三四一頁。

三 獨逸に於ける倉庫の發達

貨物保管に關する機關は、獨逸に於いても早くから存在してゐたが、近世の意義に於ける倉庫業の起つたのは英・佛よりも遅く、實に十九世紀の後半以後の事に係る。即ち一八七〇年の恐慌以後一般取引が漸く隆盛に赴くに伴れ、國際貿易亦た振興し、此に倉庫の必要が痛感せらるゝに至つたので、先進國たる英吉利の Dock Warehouses 及び佛蘭西の Entrepôt を模倣して、先づ

マンハイム (Mannheim) に之が創設を見たのである。時に一八七二年。更に引續いてミュンヘン (München) に起り、猶ほ漢堡、ブレーメン (Bremen)、リューネック (Lünebeck)、ステットン (Stettin)、ダンツィヒ (Danzig)、ピラウ (Pillau) の六大港及び伯林其の他の十二陸都にも夫れ夫れ大倉庫が設立せられ、自來同國産業の發達顯著を加ふるや倉庫も亦た之と歩武を等しうして次第に發展したのである(註)。

註 獨逸に於ける保税倉庫 (Freiporto) の詳細に就いては、太田博士の「保税制度論」、一五三乃至一五五頁、及び一五六乃至一五八頁等を參照せられた。

漢堡の倉庫 Hamburger Freihafen-Lagerhaus-Gesellschaft は今日歐洲に於ける最も完備した倉庫であるといふ。之に就いて、古くは三井銀行出張員池田成彬・米山梅吉・丹幸馬三氏の共同執筆に成る「歐米倉庫事業報告」があり、合名會社三井銀行歐米出張員報告書所載(比較的新しくは E. J. Clapp の「The Port of Hamburg, New Haven, 1911」がある。猶ほ本項は、内池博士の前掲著書「倉庫經營論」の掲ぐるところによらば據つた。茲に特記して博士の學恩に謝意を表した。

四 米國に於ける倉庫の發達

米國に於ける倉庫の發達も亦た比較的近時の事に係るけれども、一面に於いて同國諸種の産業遽かに振興し通商貿易隆盛を極むるに至つたのと、他面に於いて其の制度たる純然たる自由放任不干渉主義と混合保管方法とにより、無比の發展を遂ぐるに至つた。就中輸出貿易乃至は内國商

業の爲にする混合保管倉庫は此の國に於ける倉庫制度の特色を爲し(註一)、又普通一般倉庫に比して冷蔵倉庫・家具倉庫等の特種倉庫の發達が顯著であるのも注目に値する(註二)。

註一 英國に於ける倉庫は貨物消費を便せんが爲に設けられ、佛蘭西に於ける倉庫は入庫物の金融を圍らむが爲に造られたるに、米國に於ける倉庫は生産物の貯藏・運搬を爲さむが爲に出來たのである(Heider, p. 142)。而して米國に於ける生産物の主なるものが農産物であり、而かも耕地廣く其の産額の大なることが纏て混合保管を盛ならしめた所以であらう。

註二 米國に於いて一般倉庫の比較的振はない理由として、フイツシャー博士は次の様な事項を擧げてゐる(Heider, p. 142)。

- イ、運送會社の競争の烈しいこと
- ロ、保管料率の制定が宜しきを得なかつたこと
- ハ、特別倉庫の發達が著しかつたこと
- ニ、運輸事務の正確度を増したといふこと

米國に於ける保税倉庫に就いては、太田博士著、前掲著、一五五頁、一五八、九頁等を参照されたい。

五 我が國に於ける倉庫の發達

我が國に於ける倉庫の發達は、語を嚴格にして言ふときは、明治維新以後の事に屬すと言ふべきも、是より先に猶ほ一種の倉庫史が存するのである(註一)。即ち現今に於ける倉庫會社設立の目

的は他人の物品を保管して倉庫證券を發行し保管料を收得せんが爲であるが、斯くの如き經濟的動念以外の動念より發生したる倉庫に就いては、古代に於いても説くべきものがなしとせぬ。彼の屯倉・義倉乃至は社會の如きが之である。

屯倉は天皇の直轄地に置かれた一種の倉庫で(註二)、兵糧貯藏を以て主たる目的とし、傍ら備荒貯蓄の用にも供した、更に當時は神社と共に武庫として太刀弓箭の貯藏場ともされたと言ふ(註三)。日本書記卷六には、「垂仁天皇二十七年戊午與屯倉于大和來目邑」とある(西曆紀元前三年)。之が屯倉の濫觴である。當時朝廷は自ら水田——之を御田又は屯田と稱せられた——を有せられ、之を管理する爲め官署——之を屯家・御宅と呼んでゐた——を設け、別に御田に生じた米穀を貯藏する爲め倉庫建設の必要が生じ、茲に屯倉の出産を見るに至つた(註四)。而して屯田を司る人を屯田司又は田令と言ひ、屯家・屯倉を治むる人を屯倉首と呼んでゐた(註五)。其の後軍事上要衝の地に於いて新に設置さるゝものあり、或は不逞諸族の降る者が屯倉を獻ずるに至るなど、次第に其の數を増し、遂には、斯制の廢せられたる孝徳天皇大化改新の際にあつては、屯倉を獻するもの一八一所に達したと言ふことである(註六)。

義倉は備荒救濟の目的を達する爲め、少數富者の贖出に係る金穀を貯藏すべき政府設立の倉庫

であつて(註七)、平年には夏秋の候請ふ者あれば薄利を取つて之を貸し以て民食の不足を充たし、凶年には悉く之を出だして飢民に與へ以て生黎をして飢餓の憂無からしめんとするものである。思ふに義倉の起源は周官の委積法にある(註八)。隋の時代に諸州の百姓武人をして粟及び麥を納めしめ、飢饉の際に之を賑給したと云ふ。我が國に於ける起源は定かならぬも、大寶二年(文武天皇の御代、西曆七〇二年)既に存在し、官人は位階の差により、庶民は貧富の程度に基づいて戸毎に一定の粟を收めしめたが(註九)、斯くては「取貧戸之物、遷給乏家之人、於埋不安」といふ弊を生じ、幾許もなく(四年後、文武天皇慶雲三年)改めて中々戸以上の家のみより粟を取つて之を窮乏者に給することとしたといふ。茲に始めて、「分富賑貧、其義合義、故曰義倉」の實を發揮し得るに至つたのである。斯くて文武・元明・元正等の諸帝の如き相踵いで此の制度を襲用せられ、其の後も各地に倉庫の建設せられたるもの少くなかつたといふことである(註一〇)。其の後何時の頃か一度此の制度廢れたが、徳川時代に入りて再び列藩中に之を設ける者が出たのである(註一一)。

又別に大寶年間始められたる正倉なるものがある。之は正税(註一二)たる穀類を收納する爲め諸國郡に設置されたる官の倉庫にして、主として國家の經費に充て傍ら救貧備荒の用に供へたので

ある。延喜の頃(醍醐天皇の朝、西暦九〇〇年頃)此の名廢せられたが、事實は動倉・不動倉の二つに分かれ、前者は地方廳の費用に充て又出舉(註二三)の爲の貯穀を爲すに利用せられ、後者は専ら非常に備へ飢民を賑恤する爲に供用せられたのであつて、安元(高倉天皇の御代、西暦一一七五年頃)の頃迄繼續したといふことである(註一四)。

更に又嵯峨天皇弘仁十三年(西暦八二二年)穀倉院なるもの始めて京師に設置せられた。其の目的は京師の諸費用に充つるに在つたが、時には貧民賑恤の用に供せられ、或ひは公卿諸人に賜ひ社寺の用に備ふるなど、種々の目的に利用せられた。然れども其の後の變遷は明かでない(註一五)。

以上は何れも政府自ら經營の任に當たるものであるけれども、此に人民相互救濟の精神に基づいて、多數の者が任意に夫々身分相應の醸出を爲し、之を居村隨所に貯藏して自治的に處理する備荒貯蓄の倉庫が出て來た。所謂社倉が之である(註一六)。従つて既述のものは概ね富者の義捐によるか課徴の方法によつて政府自ら便宜の土地に倉庫を設け之を管理するものなるが、社倉は之と全く異なり、人民の任意自發的なるものであつて、政府とは直接の關係更になく、各々其の居村に共同貯穀を爲すものなる故、其の倉庫は常に手近の所に設け得べく、貯穀は一般に廣く普及する傾向が存し、而かも政府の煩瑣なる手續を經るの必要がなく極めて簡易迅速に救濟の目的を

達することが出来、搗て、加へて社會に普く相互扶助の思想を普及せしむる長所が存する。思ふに、社會の始めて行はれたのは宋の孝宗の時代である。即ち乾道四年(西曆一一六八年)春夏の交建寧府に飢饉が起つた時、豪民をして粟を出だし之を賑恤せしめたが、更に浦城に盜賊起り、人心恟々たるものがあつたので、朱熹は知府事徐公壽に請うて常平米六百石を受けて之を賑貸し、以て平穩ならしむるを得たのである。其の冬人民から米の返濟を行はんとしたが、新知事王公淮は他日の計に備ふるが爲め、之を民家に貯藏せしめ、年々之を利倍し、凡そ十四年にして元穀六百石を返濟し、猶ほ三千一百石を餘すこととなり、之を以て初めて社會を設けたので(註一七)、之より各地に此の種倉庫が起つたのである(註一八)。我が國に初めて社會法を輸入したのは、朱子の卒後五百年なる徳川時代山崎闇齋の著したる「朱子社會法」である。而して此の種倉庫の始めて設けられたのは、會津藩(保科正久公)で、岡山藩(池田光政公)・伊勢長島藩(増山正任公)等之に次いで起つた。

次に常平倉は官府の財力を以て穀物を貯藏し、之を賣買して市場の價格を平均せしめんとするもので、從來義倉・社會と併せ稱して三倉と呼んでゐた(註一九)。但し此の倉庫は、凶荒の豫備として貯穀を爲したる義倉・社會とは其の目的に於いて異なるのである(註二〇)。

思ふに、常平倉の起源は、支那戦國の時魏の文侯の相であつた李悝の行つた糶糴法である。此の法は、穀價が騰貴すれば四民が困窮すること故、政府が穀物を時價よりも貴く購入れ機を見て安價に賣却し、以て穀價の平均を保ち、庶民を救はむとしたものである(註二)。而して常平倉は、此の法に依り、前漢の宣帝五鳳四年(西暦五六〇年頃)に耿壽昌の行つたものを嚆矢とする。即ち漢書食貨志に曰く、「自元康以來比年豐稔穀石五錢、大司農中丞耿壽昌奏言、令邊郡皆築倉、以穀賤時增其買而糶以利農、穀貴時減買而糶、名曰常平倉、民便之」と(註三)。其の後も永く行はれた。而して我が國に於ける常平倉は、支那の制度を模倣したものに外ならず、先づ淳仁天皇天平寶字三年(西暦七五九年)始めて京師に左右の平準署を設置せられ、奸商の專横を防ぎ京中の穀價を平準ならしめられむとしたのであるが、幾許もなく廢せられた。又清和天皇貞觀九年には東西兩京に常平所を置き官米の賣買を行はしめられ、其の後も屢次行はれたが、何時の頃よりか中止せられ、徳川時代に入つて再び社倉法の輸入、義倉の復活と共に、此の方法も數藩(例へば野中兼山の土佐藩に、安藤市兵衛の會津藩に、島津齊彬公の薩摩藩に、又徳川齊昭公の水戸藩に於けるが如き)に於いて行はるゝに至つたのである(註四)。

更に今日の倉庫營業と類似の營業を爲したものに、邸家なるものがある。寧樂平安朝の頃海津

にあつて貨物を留め置き之を販賣して報酬を得るを目的としてゐたもので、今日の問屋に外ならぬのであるが、之と共に倉庫を設け、貨物の保管を行つて報酬を得たものであるといふ。鎌倉時代に入るに及んで邸家を稱して問、問丸、問屋などと呼び、當時の旅人は宿泊の場所無く不便であつた爲め此に宿るに至り、更には地方邊陲との間に爲替類の業務を爲すに至つた爲め、四民の賣買交通が盛となり、船舶によつて運送せられた貨物は多く邸家に留め置き之を賣買することとしたが爲め、問屋營業乃至は倉庫營業類の業務を盛に營んだといふことである(註三四)。

我が國倉庫制度の統一されたのは、徳川時代の初期に屬する。即ち此の時代に入るに及んで、一方國家統一の業成り從來公用にのみ供せられた驛傳の使用を民間にも許し(註三五)、各藩新に一里塚の制を樹て、交通の安全に備へ(註三六)、更に大阪・江戸・奥羽間の海運の便開け(註三七)、産業従つて著しく發達したのは、他方漸く價格經濟普及した爲め、財政上の必要より諸國の物産は多く大阪及び江戸を中心として大量に集散賣買せられ(註二八)、搗て、加へて兩替・爲替・保險等種々の制度相踵いで起り、之を便ならしめたので、茲に稍々現代的なる倉庫制度の發達を見るに至つたのである(註二九)。殊に大阪は曾て豊臣氏の居城を定められた所で、地、山陽・南海の要衝を占め自ら關西商業の樞軸を爲したるに、徳川幕府も亦た元和以降大いに此の地の商業を保護した爲に

(註三〇)、諸國の大名・寺社乃至は幕府旗本の土は多く其の邸宅を爰に置き(註三一)、毎年米穀其の他の國産を輸送して其の重臣に之が販賣を爲さしめた。世に所謂藏屋敷即ち之にして、販賣其の他之に關する萬般の事務を取扱つた家臣は之を藏元と呼んでゐた。尤も時代によつては——例へば寛永・正保の頃以來——藏元の制を廢して、國産の販賣は出入の商人——之を町人藏元と呼んでゐた——に之を託し、唯之が管理を爲さしむる爲め藏役人なる一種の留守居役を留むるに過ぎないこともあつたのである(註三二)。何れにせよ、之等藏屋敷制度の目的たる、國用又は江戸參覲交代等の費用を辨ずるに在り、其の販賣は専ら入札の法に依り、豫め各大名より免許を得たる一定數の商人をして之が買價を競はしめた(註三三)。而して落札者には代金引換に預り切手を渡し置き(註三四)、一定の期間内之と引換に請求次第現品を受け得ることゝ爲したのである(註三五)。斯くて此の期間内は藏屋敷が現品保管の義務を負ひ、水火盜難は勿論のこと、貨物の減量に至るまで保證することゝ爲したので(註三六)、預り切手はよく商人間に輾轉讓渡せられ、遂には之を擔保として金融の便を圖る者が生ずるに至つたといふことである。而して預り切手は其の性質宛も今日の倉庫證券に相類し、當時の經濟界に鮮からざる利便を與へた結果として、藏屋敷制度亦た漸次に繁榮し、正徳享保の頃江戸にも傳はり、後には大津・兵庫等にも普及した(註三七)。而して藏屋

敷が今日の倉庫業者と異なる點は、前者が單に諸大名等の産物販賣所たるに止まり、預り切手の發行も畢竟販賣方法の一形式たるに過ぎぬのに、後者は廣く他人の爲に物品を保管し之が報酬を得るに在り、其の發行する倉庫證券の如きも要は寄託者の販賣金融を便ならしめんが爲に外ならぬといふ點に在る(註三八)。

維新以後に於ける我が國倉庫會社の起源は、東京深川に設けられたる倉庫會社にして、明治十五年十一月資本金僅かに六萬五千圓を以て横濱の杉浦精一・原善三郎・三井の朝吹英二等の諸氏によりて設立せられ、別に金融上の便を圖らむが爲め、資本金二十萬圓の均融會社を起したのである。而して此の倉庫會社は本店の外に、横濱に支店を設け、本店は米穀・肥料を保管したが、別に會社所有の倉庫とて無く、問屋の倉庫を借入れて、入庫物を検査の上鍵を預かつて倉庫證券を發行し、問屋は此の倉庫證券を均融會社へ持參して金錢を借入るゝ仕組であつて、均融會社亦た此の證券を特約銀行に持參して金融を受くることゝなし、横濱支店亦た同地の倉庫を借入れて、専ら生絲の保管を行ひ、横濱市中の銀行にて金融を爲した爲め、大いに生絲業者にとつて便利であつたといふことである。然るに株主中に利害を異にする者があり、開業僅かに三年にして解散の悲運に遭逢した(註三九)。

大阪に於いては明治十六年五月鴻ノ池一門の人々が主唱して當時中の島に在つた筑前倉八棟を買入れ、此の外に肥後倉並に舊開拓使所屬の倉を借入れて、資本金二十萬圓の大坂倉庫會社を設立し、別に又資本金十萬圓を以て融通會社を設け、其の組織を東京の倉庫會社・均融會社の關係と同一にした。而して大津及び兵庫にも支店を設けたのであるが、兵庫の方は同地の豪商北風正造の名義になし置きたるに、明治十八年末北風の手代某が不正の行爲を爲した爲め遂に同支店は廢せられた。又融通會社は二十年一月に資本金を増加して大阪共立銀行と改稱するに至つた（註四〇）。

是より先明治十三年十月上山惟精、種田誠一等五代友厚に圖つて神戸海岸に一代棧橋を架し、倉庫を設けて貨物の保管を爲さむことを企てたが、時偶々政府に於いても之を希望してゐた爲に、快く其の請を容れ、十四年一月内務省雇技師ヨ・ハ・デレーケを神戸に遣して實地測量を行はしめ、翌十五年五月内務省大藏省の允准を得、更に五代友厚・藤田傳三郎・住友吉左衛門・三井源之助・鴻ノ池善右衛門等二十名が發起人となり、資本金十六萬圓を募り、十六年架橋に着手し翌年十一月其の竣工するを待つて神戸棧橋會社と銘打つて開業した（註四一）。

次いで明治十八年六月大津に資本金五萬圓を以て大津倉庫會社が設立せられ、二十年七月には

資本金十萬圓に増加せられ、後には近江倉庫會社と改稱せらるゝことゝなつた(註四二)。

東京に於いては倉庫會社の解散後暫く之が設立を企つる者が無かつたが、明治二十年四月岩崎一門の人々及び川田小一郎・莊田平五郎等の諸氏が三菱爲替店の所有してゐた倉庫を以て深川小松町に資本金五十萬圓の東京倉庫會社を起し、之と聯絡をとつて金融の便を開くに至つた。其の後二十五年には大阪に、二十八年には兵庫に、夫々支店を設立して専ら貨物の保管竝に貸庫の業務を營んだ(註四三)。

京都に於いては二十年五月、田中源太郎・中村榮助・川勝光之助等の諸氏發起人となり、京都府より下京區第三十組東鹽小路町の倉庫十八棟八百四十六坪餘を買入れて、七條米商會所(註四四)と米穀の受渡に關する契約を結び、資本金五萬圓を以て京都倉庫會社を起したのである(註四五)。

二十二年に至り、東京に更に資本金二十五萬圓の東京米穀倉庫會社が設立せられた。此の會社は深川黒江町に東京米商會所受渡米竝に一般の商品を保管し、預り證券を發行して其の受渡を簡易ならしめ、且つ之に對して自ら金融の便を與へたのである(註四六)。

又此の年十月兵庫に於いて川西清兵衛等の發起に係る石油倉庫會社が、資本金十五萬圓を以て設立せられた。是より先兵庫に於いては市中一般に石油を貯藏する慣習存して甚だ危険であつた

ので、兵庫縣に於いても石油貯藏規則を發布して此の倉庫會社を援助した。而して堅牢なる煉瓦造の倉庫を和田ノ岬に建設し、二十七年には和田倉庫會社と改稱して一般の商品をも保管して預り證券を發行するに至つたのである。尤も此の會社は三十年十月に至つて全財産を三菱會社に譲渡して解散することとなつた(註四七)。

斯くの如く明治十五年より二十九年に至る約十五年間は、倉庫會社を起す者極めて少かつたのであるが、三十年頃より漸く一般商業の振興すると伴に各種の倉庫會社陸續として創設せられ、其の數凡そ二百五十に達するに至つた。日露戰爭中は若干減少の氣味を呈したが、戦後一般會社熱の勃興に伴れ經濟界の活氣に因つて頓に其の數増加し、繼て財界の反動期に入るに及んで基礎の薄弱なる倉庫會社の倒産する者出づるあり、茲に再び其の數が減じたのである。然るに四十三年より復々漸増の過程を辿るに至つた。殊に大正三年歐洲大戰の勃發するや世界の列強は硝煙彈雨の中に在り、我が國亦た膠州灣の攻撃を爲し更には遠く西歐に出兵するの已むなきに至つたとは云へ、事實は僅かに一小部分に止まつたのと、遠く戰禍の中心を隔ちし爲に、却つて漁夫の利を占むることとなり、輸出超過に基づく通貨の流入夥しく、爲に企業熱の勃興甚だ盛に、財界の活況は極に達した。従つて倉庫亦た前古類無き迄に隆々たる勢を以て設立せられた。其の後は三

度び反動期に入り、斯業の發達も稍々停頓の姿に在る。之を表示すれば、次の様になる(註四八)。

年 末	會社數	拂込資本金	備考
明治二五年	一一	一八一、九〇〇圓	貨物預の名義
二六	二〇	四九四、八六二	賭貨物預の名義
二七	三八	九四九、八六一	同 上
二八	五二	一、二八七、七五〇	貨物保管預の名義
二九	四二	一、六三〇、二七〇	同 上
三〇	一一〇	四、〇〇八、〇八一	同 上
三一	一一八	三、九四五、一八五	同 上
三二	一四七	四、七〇七、一四七	同 上
三三	二〇二	六、七〇四、八一三	同 上
三四	二二八	五、八一八、八二七	同 上
三五	二二五	四、七九五、五五七	同 上
三六	二四九	六、三四〇、五六七	同 上
三七	二三三	五、七〇八、七〇六	同 上
三八	二三五	五、一四四、三五八	同 上
三九	二四八	七、八四八、八五二	同 上
四〇	二七三	一〇、七〇八、九七一	倉庫業の名義
四一	二五九	一一、五三七、三五三	同 上
四二	二五三	一四、五九〇、二八八	同 上

昭和 元年	大正 元年															
	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四					
四四四	四五三	四九九	五〇六	五〇八	五六五	五五〇	五〇一	四四六	四五五	四〇八	三八九	三六一	三三九	三〇三	二六六	
一三四、〇〇二、〇〇〇	一一八、三八〇、〇〇〇	九九、八二六、〇〇〇	一一一、五〇四、〇〇〇	六二、三〇〇、〇〇〇	七三、八三四、〇〇〇	六一、五一二、〇〇〇	四二、七三七、七一七	三一、八五二、八五五	二一、〇三〇、二二六	一八、三一三、五一九	一七、五七二、〇六四	一七、九六〇、四八八	一八、〇二七、〇四九	一五、四三九、七〇二	一五、九一九、七三四	一五、八四九、〇三九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

猶ほ昭和元年末に於ける會社總數四四四社、出資額及び公稱資本金は一六八、九〇八、四五五圓、積立金は一九、七三〇、〇〇〇圓に上つてゐるが、其の内株式會社組織のもの三六八社、公稱資本金一六五、二二〇、九五〇圓(内拂込濟資本金一二〇、三一五、〇九〇圓)、積立金一九、三

五〇、三二二圓を占めてゐる(商工大臣官房統計課編、「會社統計表」の記載に據る)。

又特種の倉庫中保税倉庫は、明治三十年三月法律第十五號を以て保税倉庫法の發布を見るや神戸棧橋會社の如き率先して同年九月大藏省の免許を得て十月より私設保税倉庫業を營むこととなり、爾後次第に其の數を増加するに至つた(註四九)。此の外に、横濱・神戸・大阪・長崎・函館・新潟等には官設の保税倉庫設置せられたが、其の成績は微々として振はぬ。

更には近年東京・大阪等には冷蔵倉庫會社の起るあり、汽車・汽船亦た冷蔵装置を施して、生鮮食料品の供給を容易ならしむるに至つたのである。

猶ほ以上の外營業倉庫ではないが、農業倉庫なるものがある。大正六年七月法律第十五號を以て農業倉庫業法の發布を見るや、從來商法の規定に準據して米穀の保管を營業としてゐた所謂米券倉庫の改めて農業倉庫業者と爲るものがあり、又新に産業組合・農會等の之を營むものが出て、政府の奨勵も加はつて年々歳々其の數を増し、昭和二年末に於いては經營主體數二四六四、其の建坪數一八九、五三五坪を算ふるに至つた(註五〇)。

註一 天照大神が親ら穀物を倉に收め給ふたと傳へられてゐる(根田藤吉氏述、「倉庫と商品取引所との關係」、杉村パンフレット第六號所載、四六頁)。

註二 普通朝廷自ら送られたのであるが、時には臣下の送つたものも存したのである（土方博士著、前掲書、四二四頁）。

註三 三浦菊太郎氏著、「日本法制史」、八四、五頁。

註四 「みやげ」が屯田・屯家・屯倉の何れをも意味することは、左記の著書に明かしてある。

木庄榮治郎博士著、「日本經濟史概説」、第三版、一八〇頁。

三浦氏著、前掲書、一三頁及び五九頁。

註五 牧健二氏著、「日本法制史論」、六三頁及び一七頁。

三浦氏著、前掲書、五九頁。

註六 本庄博士著、前掲「概説」、一八〇、一頁。

猶ほ木庄・黒正兩博士の前掲書八三頁の掲ぐるところに據れば、屯田の増加したる原因は凡そ左記の四である。

一、諸國の國造・縣主に命じて一定の土地人民を賦せしめたこと

二、皇室自ら開墾を行はせられたこと

三、臣下より土地を獻じ、又は贖罪として土地沒收の行はれたこと

四、土地の占領

思ふに屯田の増加するところ屯倉も亦た出来たであらう。其の他屯倉に就いては大藏省租稅局編、「大日本租稅志」、卷之二、一丁以下に詳かである。

註七 義は義田（親族の貧困者を救ふ爲の田地）義乘（旅人の渴を醫する爲めふるまふ水）の義であつて、廣く人の爲に救ふことを謂ふのであり、又我が國に所謂接待の謂である（伊藤東涯氏著、「制度通釋釋考」、四二六頁及び「日本經濟叢書」卷十一所收宇佐美瀧水氏著「社會考」、三五九頁、又曰く、義倉の義は仁義とか義捐とか云ふ義であつて、義齒・義子等

の疑てないと(本庄博士著、前掲「常平倉の研究」、八、九頁)。

註八「享邦之委積以待_二施惠_一、郷里之委積以恤_二民乏_一、野闕之委積以養_二老孤_一、郊里之委積以待_二賓客_一、野部之委積以待_二羸旅_一、郡縣之委積以待_二凶荒_一」なる句が周官司徒の屬遺人にある。委は倉庫に蓄へある貨物殊に米・薪・藁の總稱で、積は儲蓄を意味する。けれども此では少きを委と謂ひ、多きを積と謂ふ(「社會附考」、九丁)。

註九 親玉を除いて、一位以下一般に課するのである。其の法は、上々戸に二石、上中戸に一石六斗、上下戸に一石二斗、中上戸に一石、中々戸に八斗、中下戸に六斗、下上戸に四斗、下中戸に二斗、下々戸に一斗宛粟を出さしめた。若し又稻ならば二束、大麥ならば一斗五升、小麥・大豆ならば二斗、小豆ならば一斗を以て各々粟一斗に當てられた。そして田租と共に之を納めしめた(池邊義象氏著「日本法制史」、五三八頁)。

註一〇 元正天皇養老三年(西暦七一六年)、「六道諸國旱ニ遭テ飢荒ス、義倉ヲ開イテ之ヲ賑恤ス」とある。又桓武天皇延暦十一年(西暦七九一年)には、「聞クカカ如キハ諸國ノ倉庫犬牙相接スト、縦シ一倉火ヲ失スレハ百庫共ニ焚燒セラル……自今以後新造ノ倉庫ハ相去ル事必ス須ク十丈已上ナルヘシ」と令せられた(「大日本農政類編」、賑濟篇、一六頁)。以て當時如何に此の種倉庫の多かりしかを推察するに難からぬ。

猶ほ義倉に就いては前掲「租稅志」、卷之五十七、二九丁以下を參照されたい。

註一一 徳川時代の義倉は、備中倉敷が最も古く、夫れに續いて津輕(今の弘前)・安濃津(今の津)にも起つたといふ(本庄博士著「常平倉の研究」、二七頁)。義倉の利益長所に就いては、徳川時代に太宰春臺の如き既に之を記述してゐる(「日本經濟叢書」第六卷所收の同氏著「經濟錄」、一三二乃至一三五頁)。

猶ほ是より先、延喜の頃にも義倉の制度があつたけれども、事實は此の後以後は備荒貯蓄の目的に供せられず、寧ろ義倉の輸粟は租稅の性質を有するに至つた(瀧川政次郎氏著「法制史上より觀たる日本農民の生活」、下卷、七一頁)。

註一二 正税・公解税等に就いては、前掲「租税志」卷之二十一の二八丁以下、四一丁以下及び卷之二十五の六六丁以下を夫れ／＼参照せられたい。

註一三 往古は貸して利を徴するを出舉と謂ひ、利を徴せざるものを借貸と呼んだ。出舉に公私の二種あつて、公出舉とは政府の行ふ出舉を指し、私出舉とは私人間に行はるる出舉を意味した（改選文庫第一部第二十五篇、横井時冬博士著、「日本商業史」、三四頁）。而して公出舉は春季に穀類を民間に貸下げ、秋季に至つて利と共に收むるもので、當時其の利甚だ高く、朝廷財源の一大部分を爲してゐたといふことである（三浦氏著、前掲書、七三頁）。

註一四 此の點に就き左記兩書を参照されたい。

土方博士著、前掲書、四二六頁。

大蔵省租税局編、同上、卷之五十七の一丁以下及び一〇丁以下。

註一五 此の項に就いても左記書を繕かれたい。

土方博士著、同、四二七、八頁。

大蔵省租税局編、同、卷之五十七の五丁以下。

註一六 社は廟社の社に非ずして（反對説に、東川徳治氏稿、法學志林第二十五卷第六號所載の「乾隆帝と社會政策」がある）、村在所にて大勢組合といふ講を結ぶを謂ふ（伊藤氏著、前掲書、四二五、六頁）。又社會の社は所謂會社・社團法人の社と同義にして、正字通に所謂「團結共事者亦曰社」の義である（木庄博士著、「常平倉の研究」、九頁）。

註一七 一度び社會が設けられてからは特に利を收めず、唯石に三升糶米として取るに過ぎなかつた。之が爲め一郷四十五里の間、數年即ち不作の年にも民食を缺かず、從つて諺して此の法を諸國に行はしめたといふことである（「朱子社會法」一丁）。

又社倉法の起源に就いては、中井竹山氏著、「社会私議」(日本經濟叢書卷十六所收)、四九二乃至四九四頁を参照せられたい。猶ほ支那には之に似て非なるものに預備倉及び濟農倉があつた。前者は明の大祖の洪武の頃から生じたもので、利米を收めず、半官半民の倉庫であつて、一縣に四倉宛も設けた爲に廣く行亘つて地方にも造られた點に於いて其の長所があり、又入庫米の買入は常平倉と異なつて時價を以て爲したのてあり、之が管理は其の地の篤實なる老人に行はしめた事實から老人倉とも呼ばれてゐた。然し結局管理者宜しきを得ず、幾許もなく廢せられ(清水泰治氏稿、東亞經濟研究第六卷第四號所載「預備倉と濟農倉」參照)、之に代はつて宣徳の頃より濟農倉が起された。之は、從來農夫が種々の手續を経て種々の場所に租税を納めた關係上無用の割増をせられてゐたので、其の中繼者を廢し租米は政府へ送り出す船着場に直接に運び、以て其の剩餘を平時に貯へ、窮年に之を施さうとするものである。水邊に建てられたので水次倉とも呼んでゐた。之亦た倉庫管理者の便宜しきを得なかつたのと財源涸涸した爲に暫しにして滅びたのである(清水氏稿、經濟論叢第十二卷第四號所載「明代の救濟制度」參照)。

註一八 東川徳治氏曰く、「社会ノ制ハ階ニ起ル。義倉ノ別名ナリ。唐宋之ニ因ル。明ハ改メテ預備倉ト爲シ、清ハ、康熙十八年、地方官チシテ官吏士民ニ勸諭シテ米穀ヲ捐出センメ、鄉村ニ社会ヲ設ケ、市鎮ニ義倉ヲ置キ、凶荒救濟ノ用ニ備ヘシム。後、兩者合一シテ一ト爲リ、或ハ義倉ト曰ヒ、或ハ社会ト曰フニ至ル。」と(同氏稿、法學志林第二十三卷第一號所載「常平倉」)。又布川孫市氏は「社会は義倉の進歩せるものにして其性質全く相均し、唯支那に於ては毎秋家毎に貧富に従ひ粟一石を出して社に入れしめ、社司をして事務を司らしめたるより特に一倉と命名せるにて、義倉も亦社会の一に屬す」と云はるゝ(統計集誌、第四百八號所載、同氏稿)。「往時の社会及常平倉制度と今日の米價調節」、兩者共に正當でない。尤も此の種の誤用は今に始まつたものでなく、徳川時代に於いても中井竹山・宇佐美澗水等の如き亦然ることは、本庄博士の指摘せらるゝところである(博士稿、經濟研究第二卷第一號所載「中井竹山の經濟思想」參照)。

註一九 三倉と區別すべきものに、三藏がある。雄略天皇の朝、神物を納るゝ爲に三藏を、官物を納むる爲に内藏を、又貨物を容るゝ爲に大藏を設けられ、之を三藏と呼んだといふ（牧氏著、前掲書、七九、八〇頁参照）。

註二〇 唐六典には「凡常平倉所以均貴賤」の語があるが、常平倉の作用を穿つて妙である。而して此に所謂常平とは常時平準の謂である（本庄博士著「徳川幕府の米價調節」、五四頁）。

註二一 李愔曰く、「糶甚貴傷人、甚賤傷農」と。此に人とは工・商を指すのである（漢書食貨志）。

註二二 斯かる状況にて農民が米を抱いて豊年に泣くといふ奇況を呈したといふことである（東川氏著「支那法制史の研究」三八三頁）。

猶ほ常平倉に關しては、大藏省租稅局編、前掲書、卷之五十七、三六丁以下を参照されたい。

註二三 常平倉の必ずしも普及しなかつた理由乃至は今日其の效果なき事情に就いては、左記著書論文を繕かれない。

本庄博士著「常平倉の研究」、三七乃至三九頁。

小島憲兵著「常平倉論」經濟及商業、創刊號所載）。

然るに最近に於いても猶ほ常平倉の有効なるを説く者があつた。戸田博士の左記論文が之であり、其の最後の一文は常平倉運用の標準を示したものである。

「米價安定策としての專賣と常平倉」經濟論叢第七卷第六號所載）。

「米價安定と常平倉」同誌第十二卷第一號所載）。

「常平倉運用の標準」同誌第十二卷第二號所載）。

註二四 此の點に就き左記の著書を往見されたい。

本庄博士著、前掲「概説」、二三一、二頁。

第二編 倉庫營業論 第二章 倉庫營業の沿革

横井博士著、前掲書、五二頁及び七八頁。

桑野氏著、同上、二二乃至二四頁。

註三五 大化二年春正月改新の詔に、「初脩_二京師_一、置_二畿内國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬_一」の文字があるが、之を用ふる方法如何は記すところがなかつたのである。然れども其の後次第に普及して、大寶律令制定と共に顯著なる躍進を遂ぐるに至つた。即ち諸道三十里（一里は今の六町）毎に驛を置き、各驛には富裕にして材幹ある者一人を選んで驛長と爲し驛馬のことを司らしめた。驛馬は大踏即ち山陽道には各驛二十頭、中路即ち東海・東_三兩道には十頭、小路即ち上詔各道以外の地には五頭を置き、別に郡毎に五頭宛の傳馬を置いて國司をして之を監督せしめた。但し驛傳は元來何れも公用を帯ぶる者のみ之が使用を爲し得たのである（三浦氏著、前掲書、七九、八〇頁参照）。然るを徳川時代の半、元祿の頃より一般の需要にも應ずることとしたのである（同上書、二九九、三〇〇頁）。

猶ほ驛傳の制に就いては、坂本太郎氏の「上代驛制の研究」がある、好箇の參考資料であらう。

註二六 横井博士著、前掲書、一五三頁。

註二七 同上、一六〇頁以下。

註二八 本庄・黒正兩博士著、前掲書、二八一、二頁。

註二九 徳川時代に入りても猶ほ、三倉制度の存したことは、既に述べたるところである。

註三〇 横井博士著、前掲書、九三、四頁及び一四〇頁以下。

猶ほ當時に於ける大阪の經濟狀態等に就いては、本庄博士述、「大阪經濟史」（市立大阪市民博物館編、「大阪文化史論」所收）を参照されたい。

註三一 其の地位は運搬に便なる所なるべきに因り、中之島・土佐堀川・江戸堀川・天滿等の川岸に位したといふことである。

(土方博士著、前掲書、四三五頁)。

註三二 此の點に就き左記兩書の何れかを参照されたい。

佐野善作博士著「取引所投機取引論」上巻、六八頁。

田中太七郎氏著「日本取引所論」増補再版、一三、四頁。

註三三 賣買は一切入札の方法に依り、相對は許されなかつた(幸田氏著、前掲書、三頁)。

猶ほ徳川時代の免許に就いては、横井博士の前掲書、一六七頁以下を参照されたい。

註三四 預り切手は普通倉庫に現存する米に對して發行せらるゝものであるが、時には資金多きを欲する餘り藏米よりも多額に發行したことがある、此の現存量超過の分に當たる預り切手を過米切手若しくは空米切手と呼んでゐた。又此の一種に藏屋敷が借銀返済の爲め銀主に當てゝ發行した切手があつて、之を特に調達切手と稱してゐた(土方博士著、前掲書、四三七頁)。

猶ほ空米切手に就いては、前掲幸田氏の著書七九一頁以下を、又米の預り切手の賣買方法に就いては同書四頁以下を、夫れ々々参照せられたい。

註三五 此の有効期間は藏屋敷により一定せず、薩摩藩の砂糖切手の如きは三年三箇月の期間を有したといふことである

(横井博士著、前掲書、一九九頁)。

註三六 米切手には「尤水火難不存候也」といふ文言を附記したものがあつたけれども(幸田氏著、前掲書、二頁乃至は土方博士著、同上、四三六、七頁)、實際に於いては殆んど全部之に對して其の責を負ふたものゝやうである(横井博士著、前掲書、一九九頁)。

註三七 兵庫は北國より輸送し來れる米穀・肥料の集散地なるが故、此の地の間屋は海邊に多くの倉庫を建てし所有し、空

庫は之を貸與するの慣習ありしが、遂には貨物の陸揚を掌つてゐた内濱組、外濱組、十二組の仲仕頭にて倉庫貸渡のことを支配し、仲仕頭より預り切手を出すこととなり、之に依つて金融をつけしむる慣習が生じたといふことである。之れ恐らく一般私人の預り切手を發行したる嚆矢であらう。けれども其の年代は明かではない。(横井博士著、前掲書、三九三、四頁及び桑野氏著、同上、八〇頁)。

註三八 桑野氏著、前掲書、七五、六頁及び七九、八〇頁。

小林氏著、前掲書改訂増補第十一版、四二頁。

註三九 此の項以下、左記二書に據つた(註四〇乃至四三及び四五乃至四七は、煩を避くる爲書名を一切省略する。

横井博士著、前掲書、三九四頁。

桑野氏著、同前、八一、二頁。

註四〇 横井博士、三九四、五頁及び桑野氏、八二頁。

註四一 横井博士、三九五頁及び桑野氏、八二、三頁。猶ほ本文記載の東京倉庫會社は三十三年に至つて三菱に買収せられた(帝國通信社編、「日本産業史」、下巻、一二七四頁)。

註四二 横井博士、三九五頁及び桑野氏、八三頁。

註四三 横井博士、三九五、六頁及び桑野氏、八三、四頁。

註四四 米商會所は、明治九年八月太政官布告第百五號を以て發布せられた米商會所條例に據つて設立せられた米發取引所に外ならぬ。之が如何なる變遷を経て今日に及んだかは、佐野博士の前掲「取引所發機取引論」二五六頁以下に據つて知られたい。

註四五 横井博士、三九六頁及び桑野氏、八四頁。

註四六 横井博士、三九六頁及び桑野氏、八四、五頁。

註四七 横井博士、三九六頁及び桑野氏、八五、六頁。

註四八 数字は、内閣統計局編纂、「日本帝國統計年鑑」の示すところに據つた。

猶ほ表中大正十年以降倉庫會社の減少せしに、却つて拂込資本金・出資額等の増加したるは、財界不況の爲め廢業するもの出てたると、他面拂込の徵收、資本の増加を爲すものが生じた爲に外ならぬ(帝國通信社編、前掲書、一一八〇頁)。

註四九 例へば中央倉庫會社・三井銀行・東京保稅倉庫會社・日本貿易會社等が即ち之である(土方博士著、前掲書、四五六頁)。

註五〇 此の點詳しくは、拙稿「農業倉庫の職能と其の金融上に於ける一疑義」(商業經濟論叢、第六卷上・下兩册所載)を繕

かれない。

次に入庫貨物の方面より我が國近時に於ける斯業の發達を跡付くれば、左の如くなる(單位圓)

(註一)。

年 二 正 大	年	
	月	一 二
99,682,236	月	一
106,165,062	月	二
118,111,068	月	三
127,302,193	月	四
141,364,190	月	五
145,825,397	月	六
150,914,883	月	七
145,003,562	月	八
132,938,285	月	九
124,350,142	月	十
121,386,831	月	一 十
127,348,639	月	二 十
1,513,535,488	計	
123,632,937	均	平

年 三 正 大	年	
	月	一 二
129,714,333	月	一
130,561,213	月	二
141,084,661	月	三
148,807,688	月	四
149,325,666	月	五
154,093,714	月	六
155,158,684	月	七
149,128,364	月	八
144,452,596	月	九
131,163,699	月	十
121,116,775	月	一 十
124,570,450	月	二 十
1,679,237,893	計	
139,941,491	均	平

年八正大	年七正大	年六正大	年五正大	年四正大
536,850,721	472,633,342	296,497,920	169,325,190	125,689,593
552,496,544	497,335,190	303,933,695	188,412,390	123,737,521
570,700,923	510,013,258	301,127,096	208,143,554	153,031,430
589,246,544	509,702,920	313,018,099	227,274,237	144,180,715
620,360,992	551,222,866	319,010,484	248,664,369	154,931,188
646,424,364	544,568,112	357,596,730	264,738,815	161,525,777
663,840,249	530,200,249	384,370,353	267,678,445	164,062,297
697,023,921	511,698,751	406,299,517	266,356,527	165,666,637
690,287,759	547,174,200	402,867,853	260,196,925	157,959,445
653,924,231	534,397,368	408,774,691	259,482,569	154,477,637
694,172,951	514,594,022	404,992,409	261,421,983	151,502,062
751,515,621	526,555,040	435,283,920	278,647,157	157,672,432
7,706,847,870	6,250,235,357	4,333,772,776	2,900,332,101	1,801,439,734
642,237,323	520,857,946	361,147,731	241,694,342	150,119,973

倉庫原論

年三十正大	年二十正大	年一十正大	年十正大	年九正大
462,767,844	398,721,556	561,729,406	779,362,149	764,468,864
503,246,296	394,154,746	562,825,883	713,783,437	824,094,918
551,989,411	418,872,957	576,941,942	639,151,344	924,660,193
555,274,138	446,579,475	597,207,432	593,753,491	1,081,676,622
552,662,181	477,970,083	591,923,532	551,812,157	1,265,296,075
558,058,340	506,051,848	556,820,078	545,471,006	1,276,204,661
564,325,021	506,467,681	539,594,257	529,747,713	1,285,286,338
537,038,983	502,058,518	530,721,361	528,183,222	1,240,754,009
506,278,268	388,878,172	509,329,069	531,034,696	1,150,937,109
468,311,229	404,062,278	467,125,399	527,049,414	1,025,512,782
452,960,123	402,450,207	421,452,881	525,792,246	938,246,902
500,514,291	438,471,374	462,693,687	550,775,020	855,260,812
6,213,336,130	5,234,338,895	6,313,369,927	7,015,915,904	12,632,419,351
517,782,178	440,403,211	526,530,827	584,659,659	1,052,701,613

一一四

年二和昭	年五十正大 元 和 昭	年四十正大
459,750,323	500,231,833	517,291,706
452,002,104	499,094,341	538,140,506
476,561,578	511,613,571	613,599,159
529,786,710	529,058,933	638,407,262
541,671,083	514,074,443	629,779,505
545,336,747	515,483,443	604,598,864
551,487,231	529,700,733	603,960,919
540,333,916	527,415,132	594,131,223
517,570,083	518,847,968	569,974,499
449,552,684	478,290,492	522,260,911
503,559,392	474,536,523	511,447,592
518,036,427	475,948,220	507,069,948
6,135,698,178	6,074,325,834	6,888,662,094
511,308,181	506,193,819	509,888,507

年四和昭	年三和昭
473,529,369	523,188,567
487,008,603	510,241,521
504,825,410	519,427,763
539,776,489	522,815,683
538,744,330	521,175,109
533,403,318	519,851,324
524,854,548	516,836,191
?	511,623,643
	478,104,878
	469,216,753
	447,556,630
	471,490,209
?	6,003,523,276
?	500,294,023

右の表によつて観るときは、大正二、三年末には未だ一億二三千萬圓に過ぎなかつた在庫高が、歐洲大戰の影響を受けて、早くも同五年末には二億八千萬圓に上り、六年末には四億三千五百萬圓、七年末には五億二千七百萬圓、八年六月末には六億四千六百萬圓、同年十二月末には七億五千百萬圓と急激なる増加を示し、更に翌九年七月末には遂に十二億八千五百萬圓の巨額に達するに至つたのである。然しながら、茲に注意すべきは、經濟界が活氣を呈し一般の需要が旺盛な場

合には在庫品が減少し、需要減退して經濟界不況に達するときは却つて在庫品増加するの一時的傾向あること、之である(註二)。即ち大正九年首春以來前年よりの趨勢を受け諸物價駁々として騰貴し、株式市場空前の活氣を呈し、商人は投機に傾き思惑賣買に奔走し、事業熱愈々熾烈を加へ會社の新設擴張せらるゝもの陸續として起り、經濟界の股賑混亂名狀すべからざるものがあつたが、其の極は、俄然局面の轉換となり、株式相場先づ第一に暴落し、諸物價亦た相次いで大下落を演じ、金融の大緊縮となり、銀行大商店の蹉跌倒産するもの續出し、爲に思惑的在荷を擁せる商工業者は已むなく手持貨物を入庫すべきこととなつたのである(註三)。果せる哉、經濟界の反動は漸く復び入庫貨物の上に現れて、同年十二月末には八億五千五百萬圓、十年十二月末には五億五千萬圓、十一年十二月末には更に四億圓臺に減少するに至つたのである。而して大正十二年九月一日突如襲來した關東大震災火災の爲に、京濱地方に於ける有數倉庫の殆んど全部が倒潰又は燒失して、爲に各地より送付されたる救濟米等藏置すべき由もなく、空しく芝浦の埠頭に山積されて風雨に打たれ腐敗するの狀況にあり、之が爲め全國在庫貨物も遂に四億圓臺を割るに至つたが、其の後復び増加して同年十二月末には四億三千八百萬圓、十三年十二月末には五億圓臺に上り、其の後は、さしたる相違を見ぬのである。

更に上掲表を觀るに當つて物價指數を參照するの要がある。之れ物價の騰落甚だしければ、入庫貨物の數量に變動なくとも直ちに在庫貨物の金高表に影響するを以てである。今大正二年の物價を一〇〇とするときは、五年は一一七、六年は一四七、七年は一九二、八年は二三六となり、九年三月に至つて三二一となつて其の頂點を爲し、爾來漸次降つて七月には二三九、十二月には二〇五となり、十年十二月には二〇九、十一年十二月には一八三、十二年九月には二一〇、同年十二月には二一一、十三年十二月には二一三、十四年十二月には一九四、昭和元年十二月には一七〇、二年十二月には一六八となり、漸く波瀾を見ぬに至つた(註四)。乃で、右の表を修正すると、大正五年の平均在庫高が二億七百萬圓、六年同じく二億四千六百萬圓、七年同で二億七千百萬圓、八年同では二億七千二百萬圓となり、大正二年に比較して一見五倍の増加を來した觀あるに、事實は僅かに二倍強の増加に過ぎぬこととなり、更に大正九年七月末の如き十倍以上に見えて、實は五億三千八百萬圓となりて僅かに四倍位に當たるのである。而して同年十二月末は四億一千七百萬圓、十年十二月末は二億六千四百萬圓、十一年十二月末は二億二千萬圓、十二年九月末は一億八千五百萬圓と減少したが、同年末には二億八百萬圓、十三年末は二億三千五百萬圓、十四年末は二億六千萬圓、昭和元年末は二億八千萬圓、二年末には三億八百萬圓となり、漸増の傾向

を廻りつゝあることが明かに看取せられ得るのである。又之を大正二年末に比ぶれば、事實は二・四倍位の増加となる。

次に本邦重要倉庫の分布を見やう。

抑々倉庫は、受動的營業を爲すものなる故、貨物の消費乃至は集散の盛なる大都市なるか若しくは農業地方にあつて貨物の生産蓄積に便利な土地に非ざれば、榮え得ないものである。今、日本倉庫業聯合會に加盟せる倉庫を地方別に掲げると左の如くなり(註五)、其の眞なることが領承せられる。

東京 東神・澁澤・東京・住友・帝國・日本・三菱・乾の八倉庫

横濱 横濱船渠・横濱・横濱新港・横濱貿易・浪華・東神・三菱・横濱商品・帝國蠶絲・興亞起業・横濱共立の十一倉庫

大阪 浪華・杉村・東神・住友・三菱・東洋の六倉庫

神戸 東神・兵庫・住友・川西・三菱・森本・鈴鹿の七倉庫

愛知 東陽・半田・岡崎・四日市・⑧・津市・東神の七倉庫

京都 第一・村井・千本・中央市場・取引所附屬・共同の六倉庫

下關(門司) 東神・三菱・下關 浪華・澁澤の五倉庫

和歌山 南海の一倉庫

中國 姫路・瀬川の二倉庫

北陸 新潟・敦賀中央の二倉庫

長崎 平松・高見・長崎貿易・中村の四倉庫

静岡 濱松・濱松委托・沼津・清水の四倉庫

長野 諏訪の一倉庫

東北 青森の一倉庫

函館 辨天・小熊・金森・佐々木・安田・浦田・大日本製氷・及能・葛西・森の十倉庫

小樽 小樽倉庫外二十二倉庫、計二十三倉庫

臺灣 臺灣の一倉庫

以上合計九十九社中、三井系の東神倉庫の如きは横濱・大阪・神戸・名古屋・門司に支店を有し、三菱倉庫亦た之に對して名古屋を除く前記各地に支店を設け、我が國財界の兩巨擘が此處にも對峙の姿を示してゐる。其の他、上記倉庫中、常に五百萬圓以上の在庫貨物を有する倉庫は、澁澤・住

友・浪華・杉村・川西・四日市・東陽・下關・小樽等である。

併て昭和四年七月末現在の之等各地に於ける在庫高を掲げると、次の如くなる(註5)。

地名	金額	箇數
東京	七四、九五八、九三四圓	三、一九六、八六七
横濱	六二、八〇〇、五九六	二、六六八、一八二
大阪	一六三、〇八七、九一九	五、八九二、〇八二
神戸	一〇八、四二二、六七七	三、二〇九、六二五
愛知	四四、五五三、一一二	一、九八八、九二六
三重	一〇、五九五、七二八	一三二、四六四
京都	二〇、一五〇、六三八	一、五二八、三九四
下關	二、七〇四、五五七	一九、一二六
門司	一、〇六七、八一	二八九、五六五
和歌山	三、〇一九、九二八	二八八、一六六
中国	一、二三四、八〇六	九四、九七六
北陸	二、一〇八、二一九	七〇、五二四
長野	五、四七七、三九四	八五、一八四
静岡	一、六六〇、三九四	一八九、〇五八
長野	五、九三〇、二七七	五〇三、七〇一
函館	一、三〇八、三九四	一、三三五、九八三
小樽	五、七七三、二四二	四〇二、七四六
臺灣	五二四、八五四、五四八	二一、七三五、五八九
計		

之に據つて観るときは、在庫貨物の金額に於ては、大阪(三一%)群を抜き、神戸(二二%)之に亞ぎ、東京(一四%)・横濱(一二%)稍々降り、更に愛知三重(九%)之に續き、下關門司(四%)・小樽(二%)・京都(二%)の順序となるも次第に低く、其の他の地方(計六%)は殆んど見るべきものがないのである。又箇數に於ては大坂(二七%)依然として嶄然頭角を見はし、神戸(二五%)・東京(一五%)・伯仲の狀を以て之に次ぎ、横濱(一二%)・愛知三重(九%)稍々下り、下關門司(七%)・小樽(六%)・函館(三%)・臺灣(二%)と次第に低く、他(計五%)は全くの比較に

ならぬ。斯くて大阪・神戸・東京・横濱・愛知三重・下關門司・小樽の七地方を以て、金額・箇數の何れより觀るも、全國在庫高の九割強を占むることとなり、倉庫業の集中的傾向が明瞭に觀取せられ得るのである。

然はれ、之等倉庫の在庫高は歲月の經過と共に轉變すること勿論なるが、然るにても在庫貨物の金額に據る順序が必ずしも箇數の夫れと一致せざるは何故なるか(註七)、之即ち地方によりて在庫貨物の種類の異なる結果に外ならぬ。斯くて余は、次に各地倉庫の在庫品の内容を一瞥せねばならぬのである。今之が數字を昭和四年七月末の現在に據ると雖も(註八)、之が年度により又年内の時期により、多少の相違を見ることは、斷るまでもないであらう。

一 大阪諸倉庫の在庫品

重なるものは、織物・紙及原料・米・棉花・砂糖・羊毛・鐵類及金物・糸類・藥品類及染料塗料・地金の類で、就中綿織物・洋紙・毛織物・内地米・分密糖・羊毛等を然りとす。之を表示すると、次の如くなる(單位千圓、千圓未滿は四捨五入、計欄と内譯欄との齟齬は之が爲めに外ならぬ。以下亦同斷)。

織物		紙及原料		米		棉花		砂糖	
品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額
綿織物	一九、九九六	洋紙	一七、九七〇	內地米	一五、三九七	米國綿棉	八、七九〇	分蜜糖	一〇、六九七
毛織物	一五、六六三	抄紙原料	二、八八二	朝鮮米	二、六六九	印度綿棉	六、四九四	精糖	四、一九一
織物製品	一、八一八	和紙	六五四	外國米	九六	雜絲棉	二、五二六	雜糖	一、三九〇
雜織物	一、四二九	板紙	五七一	臺灣米	三七	支那絲棉	四五		
絹織物	一六四								
計	三九、〇七〇	計	二二、〇七七	計	一八、一九九	計	一七、九三八	計	一六、二七八
羊毛		鐵類及金物		糸類		藥品類及染料塗料		地金	
品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額
羊毛	一〇、〇九四	鐵材	五、〇五四	毛糸	三、五八二	藥品類	五、一三九	地金類	五、九四九
雜毛	五五	金礦製品	三、二四〇	雜糸	三、二五七	染料及塗料	一、一四五		
		純鐵	四一三	絹絲	六八				
計	一〇、一四九	計	八、七〇七	計	六、九一〇	計	六、二八四	計	五、九四九

其の他、金額百萬圓以上のものを掲ぐれば、雜食糧品(二、〇一七)・麥類豆類及粉類(一、八五三)。

油脂及蠟類(一、四〇四)・機械類(一、〇二六)があり、結局一億六千三百九萬圓に達したのである。

二 神戸諸倉庫の在庫品

重なるものは、棉花・羊毛・米・糸類の四種で、就中羊毛・印度繰棉・米國繰棉・内地米等を然りとす。之を表示すると次の如くなる。

棉		花		羊		毛		米		糸		類	
品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額
印度繰棉	一八、一九五	羊	二〇、六七九	内地米	一六、二六七	胡	六、三四二						
米國繰棉	一六、三八〇	毛	四〇、三	外國米	一、九三一	毛	二九五						
雜繰棉	五八七			臺灣米	一、〇八七	綿	五二						
支那繰棉	五一			朝鮮米	九七〇	雜	四七						
雜棉	三一					糸							
計	三五、二四三	計	二一、〇八一	計	二〇、二五六	計	六、七三六						

其の他織物

(三、八三一)・

肥料(三、三五

九)・藥品類及

染料塗料(二、

九七三)・護謄

及製品(一、九三四)・麥類豆類及粉類(一、三六三)・油脂及蠟類(一、一八〇)・機械類(一、〇七二)・齒(一、〇四四)・皮革及製品(一、〇二八)等が在庫高百萬圓以上のものであり、此の總額は一億八百四十二萬圓に上るのである。

三 東京諸倉庫の在庫品

重なるものは、砂糖・織物・紙及原料・羊毛・米・糞であつて、就中分蜜糖を尤とする。之を表示すると、左の通りとなる。

砂糖		織物		紙及原料		羊毛		米		糞	
品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額
分蜜糖	一八、〇四九	毛織物	九、四三五	紙	七、一四四	羊毛	五、八八〇	内地米	四、〇八三	糞	五、一四四
精糖	三、九三八	稀織物	一、七二二	抄紙原料	二、六七七	雜毛	三、九〇八	朝鮮米	一、〇〇八		
雜糖	一一七	織物製品	五八五	紙	二一〇			外國米	七六		
		雜織物	四三四	紙	六二			臺灣米	六九		
		絹織物	一五三								
計	二二、一〇四	計	一二、三二八	計	一〇、〇六四	計	五、九一九	計	五、二三六	計	五、一四四

右の外、藥品類及染料塗料(一、八六七)・糸類(一、八五三)・鐵類及金物(一、三八七)が相次いで重要であり、其の總額は七千四百九十六萬圓に近いのである。

四 横濱諸倉庫の在庫品

重なるものは、糸類・米・肥料の三種であつて、就中絹絲・内地米の保管が群を抜いてゐる。左に之を表示する。

糸類	米		肥料	
	品名	金額	品名	金額
粗絲	一九〇七二		内地米	一一、六一四
雜糸	一〇〇		外國米	二一六
毛糸	四一		臺灣米	一一六
綿糸	一		朝鮮米	七〇
計	一九、二二四		計	一一、〇二五
			計	六、三九九
			人造肥料	四八四六
			製肥原料	一、三二八
			陸産肥料	二二五
			海産肥料	一〇

其の他には、雜食料品(四、九九九)・機械類(三、四一七)・繭(二、六七三)・麥類豆類及粉類(一、六六八)・鐵類及金物(一、六三一)・羊毛(一、六二八)・油脂及蠟類(一、三一〇)・砂糖(一、二九八)・棉花(一、〇

七四)・紙類及原料(一、〇二二)等在庫高百萬圓以上のものが少くはない。此の總計は六千二百八十萬圓である。

五 愛知三重諸倉庫の在庫品

重なるものは、繭・米にして其の内譯は左の通りである。

繭	米	
	品名	金額
繭	一二、一三三	
計	一二、一三三	
	内地米	七、〇一九
	朝鮮米	七〇〇
	臺灣米	四一八
	計	八、三九〇

其の他、織物(四、九〇〇)・砂糖(四、七二九)・糸類(二、九〇六)・紙及原料(二、八三三)・棉花(二、三七七)・麥類豆類及粉類(一、七〇〇)・雜食料品(一、六二九)・肥料(一、三三三)等の在庫高何れも百萬圓を越してゐる。

之等の總額四千四百五十五萬圓に上つてゐる。

六 下關門司諸倉庫の在庫品

重なるものは、米(九、九八一)・紙及原料(三、九五八)・砂糖(二、九九一)の三で、總計二千十五萬圓である。

七 小樽諸倉庫の在庫品

重なるものは、米(二、七〇七)・麥類豆類及粉類(一、九六三)・肥料(一、八四七)・海産物(一、六七〇)・砂糖(一、〇八七)の類で、其の合計は一千百三十一萬圓である。

八 函館諸倉庫の在庫品

重なるものは、海産物(一、八一五)・肥料(一、三四二)の二點であつて、其の總額は五百九十三萬圓である。

九 京都諸倉庫の在庫品

重なるものは、蓼(五、七〇七)・紙及原料(二、二四〇)・織物(一、三一一)の三種であつて、其の合計は一千六十萬圓である。

一〇 臺灣倉庫の在庫品

一重なるものは砂糖(二、八三九)のみで、他は何れも百萬圓に達せぬのである。總額は五百七十七萬圓である。

倍て大阪・神戸・東京・横濱・愛知三重等の大都市にありては、工業盛に行はるゝも、工業物は概ね製造工場より直接消費地に送付せられ倉庫に入れざるを常とする爲め、生産倉庫の發達は遅々たるものあり、且つ之等工場に配給すべき原料品機械等を保管し工業金融の援助を爲すべき工業倉庫も見らるべきものが殆んど存せぬやうである。然りながら其の抱有する多數住民に缺くべからざる消費貨物を保管する爲め、消費倉庫の發達すべきは、蓋し自然の數である。此の事柄は上記倉庫の保管貨物を一瞥すれば、窺知し得られることと思ふ。けれども再び、之等各地の保管貨物と其の人口とを比較するとき、其の必ずしも一致せざるに氣付かれるであらう。之ぞ、集散倉庫としての機能を盡くすが爲に外ならぬ。而して其の最も顯著な例は、米である。今大阪の保管高を一〇〇とすれば、之が半にも満たざるべき神戸が、一一一の多きに達し、却つて之に勝るとも劣ることなき東京——接續都市を考慮に入ると要がある——が僅かに二九の驚くべき少額に止まり、更に横濱の六六を正しとするも、之より多數の人口を有する愛知三重が四五の低きに居るなど、よく此の事情が察知せられる。次に其の他の倉庫中、函館倉庫の主要貨物が海産物と肥料

(海産肥料のみて)とであり、又臺灣倉庫が砂糖の保管を主とするに顧みて、之等の倉庫が生産倉庫として其の他は皆無)とであり、又臺灣倉庫が砂糖の保管を主とするに顧みて、之等の倉庫が生産倉庫として其の職能を盡くすものと謂はねばならぬ。此の點、長野倉庫の繭(五、三八八)、和歌山倉庫の綿織物(二、五二四)など比々皆同様の地位を占むるのであり、地方小都市になるに伴れ、却つて生産倉庫の色彩の顯著なるものが存するのである。

次に余は、之を總じて全國倉庫の重要在庫品一千万圓以上のものを掲げて見やう(單位圓)陸九。

米		織物		棉花	
品名	金額	品名	金額	品名	金額
内地米	六九、九八〇、五四七	綿織物	三〇、九九七、九六四	米國綿棉	二七、三二四、七六九
朝鮮米	五、八〇八、九一一	毛織物	二七、九一八、九四八	印度綿棉	二五、三六五、五〇一
外國米	三、五二三、六四〇	織物製品	三、〇四四、六一三	雜綠棉	三、四七八、一二〇
臺灣米	二、〇四五、九四三	雜織物	二、六〇九、六九八	支那綠棉	九一四、〇七〇
計	八一、三五九、〇四〇	絹織物	一、六一七、九六二	雜棉	四四九、八二三
		計	六六、一八九、一八五	計	五七、五三二、二八三
砂糖		紙及原料		羊毛	
分蜜糖	三六、九七九、四八七	洋紙	三一、四三九、〇五〇	羊毛	三八、四七四、九五九

計	藥品類 染料及塗料	藥品類及染料塗料	計	繭類	繭類	計	雜糖	精糖
一四、一五六、五〇九	一〇、一四五、一五五 四、〇一一、三五四		三七、九〇八、八〇五	二五、五九〇、三二五 八、〇二七、二三七 三、九六二、四六一 三二八、七八二		五二、四四〇、〇八八	一一、九一六、四〇三 三、五四四、一九八	
計	鐵類及金物	鐵類及金物	計	繭類	繭類	計	抄紙原料 和紙 板紙	
一三、九三一、九八三	七、四五二、四六五 六、〇〇五、〇四一 四五三、八八九 二〇、五八八		二二、四六三、九八二	二二、四六三、九八二		四三、一八六、〇八六	九、七三三、一六〇 一、三四三、九一〇 六六九、九六六	
計	雜食料品	雜食料品	計	肥料	肥料	計	雜毛	
一二、一四、八六三	一二、一四、八六三		一六、五三八、七二八	人造肥料 海產肥料 製肥原料 陸產肥料	一〇、六七五、五八七 三、四八一、五八三 一、八九八、二七七 四八三、二八一	三八、九八五、三九三	五一〇、四三四	

計		其	
		一〇、八五一、五二二	
計		麥類豆類及粉類	
		小豆類	四、二〇六、九四九
計		雜穀類	三、〇五六、八〇九
		雜粉類	一、五五二、一一二
計		雜粉類	一、一一二、四五〇
		雜粉類	三七八、三九一
計		雜粉類	二三三、七一一
		計	一〇、五三九、四二四

其の他、機械類(六、七三

六)、地金(六、四四五)、海産

物(四、五八四)、油脂及蠟

類(四、三五八)之に続き、

降りては護謨及製品(二、九

七三)、麻(一、九一一)、硝子

及製品(一、六二三)、酒及飲

料(一、四一一)、皮革及製品(一、二九四)、鹽(一、〇一八)、木材(九六九)、軸木(六四四)、棉實(二九五)があり、外に雜品(一二、三九六)を合はせて、合計五億二千四百八十五萬圓餘となるのである(上記括弧内金額は單位千圓、千圓未満は四捨五入)。

以上に據つて観るときは、我が國輸出品の倉庫に寄託せらるゝもの概して少く、保管品の大部分は輸入品か然もなければ内國品である。此の事柄は、我が國輸出貿易の太宗たる絹絲の如きを以てして僅かに全保管高の五%にも満たぬ狀況にあり、又綿織物・絹織物の兩者合して同じく六%、之等の總額五千八百二十萬圓を年額十三億圓に垂んとする輸出高に比較するとき、其の比

的振はざるに氣附かるゝであらう。之に反して輸入品の首位に在る棉花の在庫割合は一一％の多きを占め、又鐵類及金物が三％、羊毛が七％、木材は最近甚だ減少して取るに足らずと雖も、猶ほ之等を合せて一億一千四十萬圓となり、之を年額十億圓の輸入高に比較するとき、如何によく倉庫の利用さるゝかを知り得るのである。況んや前者にありては其の全部が必ずしも輸出せらるゝものに非ざるに、後者にありては生粹の輸入に係るものなる故に、愈々此の關係が甚だしくなる理である。其の他の保管貨物と雖も、多くは輸入若しくは移入に係るものと見るべきであり、僅かに内地米（一三％）・繭（四％）・荳（一％）等が内國品として掲げ得るに止まるのである。是を以て我が國倉庫も英國の倉庫と同様に輸入偏重の機關であると謂はねばならぬ（註一〇）。

斯くて最後に重要保管貨物の分布を見るに、内地米は全國倉庫（臺灣のみ例外）に寄託せられ、殊に神戸・大阪・横濱・愛知三重・東京等大都市に多きを占むるは當然であり、朝鮮米も大阪・東京・神戸・愛知三重に多く集まり、臺灣米・外國米は殆んど神戸に集中してゐる。勿論年度と季節とに依り相違のあるは多言を俟たぬ。綿織物は大阪嶺然頭角を見し、愛知三重・和歌山・東京・靜岡等機業の盛な地方に保管せられ、毛織物は大阪・東京・神戸が占め、織物製品・雜織物は大阪に、絹織物は神戸に於いて各々壓倒的多數を吸収してゐる。綿織物と關聯すべき棉花を見るに、果然神戸・

大阪が群を抜き、又横濱・東京を合併するも遠く愛知三重の後塵を望むに過ぎぬ状況である。此の點より觀て、之等倉庫が、前者に就いては生産倉庫の、後者に就いては工業倉庫の、職能を盡くしつつあるものと謂ふべきか。砂糖は東京・大阪他を壓し、愛知三重・下關門司・臺灣・小樽・横濱と之に續ぎ、就中下關門司・小樽の倉庫は此の點に就き集散的職能を果たしてゐると謂はねばならぬ。紙及原料に在りては大阪東京の二倍に上り、更に遙かに下りては下關門司・愛知三重・京都等が相前後する。羊毛は神戸最も多く、大阪其の半に達し、合して我が國總保管高の八〇%を占むる状態で、毛織物(兩者の計は六〇%)の割合と先づ／＼相通ずるを見るのである。又絹絲は、帝國蠶絲の所在地たる横濱が七五%の多額を占め、神戸が其の三分の一を保管して、我が國輸出貿易の太宗が茲に吞吐せらるゝ狀勢を如實に示してゐるのであり、毛糸に在りては大阪・愛知三重・東京が三者鼎立の狀態にあり、綿糸に於いては大阪の獨壇上の概がある。繭は愛知三重一頭衆を抜き、長野降りて之に亞ぎ、横濱・神戸は更に遙かに低位にある。肥料は横濱・神戸を先頭に、小樽・愛知三重・函館が其の大部分を占めて居り、藥品及染料塗料は大阪が首位となり、神戸・東京之に次ぐ。鐵類及金物は大阪が斬然第一位を占め、横濱・東京の三倍に垂んとし、雜食料品は横濱・大阪・愛知三重相次いで重きを爲し、其は京都・東京の兩者の吸收するところ、又麥類豆類及粉

類中、小麦は愛知三重・横濱の二地方に、豆類は主産地小樽が群を抜き、雑穀は横濱・大阪・愛知三重殆んど均勢の位置に在り、雑粉は大阪獨り巨額を占めてゐる。

猶ほ年内如何なる時期が最も在庫高の多き時なるか、又其の少きは何時なるか、之に就いては前掲我が國倉庫貨物の現在表より、過去十箇年間に就き摘録すれば、

年次	多		少	
	第一位	第二位	第一位	第二位
大正八年	十二月	八月	一月	二月
一九〇九年	一月	二月	十一月	十二月
一一〇年	四月	五月	十二月	一月
一一一年	六月	七月	二月	三月
一一二年	七月	八月	三月	四月
一一三年	七月	八月	三月	四月
一一四年	七月	八月	三月	四月
昭和元年	七月	八月	三月	四月
一一五年	七月	八月	三月	四月
一一六年	七月	八月	三月	四月
一一七年	七月	八月	三月	四月
一一八年	七月	八月	三月	四月

となり、従つて四月頃より八月頃にかけて寄託貨物の輻輳を見、就中六、七月頃最も多く、反對に十月頃より翌年二月頃に跨つて閑散期となり、十一月、二月頃其の極點を爲すやうである。

註一 三菱倉庫株式會社調「倉庫貨物現在表」の掲ぐるところに據つた。而して本表の數字は後に述ぶる日本倉庫業聯合會に加盟せる、所謂重要倉庫の總額である。

註二 然しながら長期に跨つて觀るときは、

入庫貨物の殆んど全部が商品である關係上、經濟界の好況にあるときは貨物の市場に出づる數量増加し、反對に經濟界不況に陥るときは貨物の數量が減退するは、曩に述べたる通りである。従つて又、入庫貨物の多寡によつて懸て經濟界の規模の大小を判断することも出来るのである。

註三 此の間の財界の變遷は、阿部直躬氏著「三十年の回顧」、三四九頁以下に詳述されてゐる。

註四 物價指數は、神戸高等商業學校商業研究所編「重要經濟統計」、第五輯の掲げるところに據つた。

註五 前掲「倉庫貨物現在表」、昭和四年七月末日現在に據る。

註六 同上表に據る。

註七 其の著しき例として京都を挙げ得る。金額では第八位、全國在庫高の二%を示すのに、箇數では第十二位、僅々〇・六%に下るのである。

猶ほ本文の百分率が各々合計一〇%となり、颯然あるは、四捨五入の結果である。大勢を知るには差支がないと思はれる。

註八 前掲「倉庫貨物現在表」に據る。

註九 同上。

註一〇 斯くて余は、我が國保管貨物の約七割が輸入若しくは移入に係ると考ふる。

猶ほ輸入倉庫に就いては、内池博士述、「輸入倉庫と輸出倉庫」(港灣パンフレット第十二號)が好箇の參考資料であらう。

第三章 倉庫營業の種類

輓近商業取引大いに發達し貨物の集散頻繁となるや、倉庫業亦た著しく隆盛となり、其の間漸く分業生じ、其の種類甚だ多きを數ふるに至つた。従つて種々なる觀點より之を區別することが出来るのである。

一 倉庫が單純に保管を爲すに止まるか或ひは更に種類の作業を爲しまた特別の設備を施してゐるか否かに基づいて、普通倉庫業・保存倉庫業及び加工倉庫業の三に爲し得る。

普通の倉庫は何れも單に貨物の外部的侵害を防ぐに止まるが、内發的損害換言すれば腐敗變質を生ずる虞の特に著しき物品の品質保存を目的として特別の設備を施したる倉庫がある。冷蔵倉庫 (Refrigerator Warehouse ; Cold Storage Warehouse ; Kühlagerhaus) ・温熱倉庫 (Drying Warehouse) の如き之にして、總じて之を保存倉庫と呼んでゐる。殊に肉類・果實・野菜・鶏卵等の生鮮食料品の保管に就いては、貯藏場内の空氣の乾燥・冷却を圖る必要があり、殊に貯藏時期の長短、貯藏地の氣候、貯藏季節等により技術上種種の設備と注意とを要するが爲め、都市人口の集中と共に此の種倉庫の設立を見るに至るは當然である(註1)。

加工倉庫業とは、保管中寄託者——又は其の他の寄託物返還請求権を有する者(以下同斷)——をして物品に或る種の作業加工を行はしめ、若しくは倉庫業者自ら作業加工を爲すものを謂ふ。保税倉庫が前者の一例であり、繭倉庫が後者の主なるものである。従前我が國保税倉庫は單に保管を爲すに過ぎなかつたが、昭和二年より寄託者に入庫物の改装・仕分其の他の手入を爲すことを認むることとなつたので、今や之を加工倉庫の一と謂ひ得る。

二 保管の目的物が商品なるか否かによつて、倉庫業を商品倉庫業と然らざるものとに分ち得る。

倉庫業は普通何れも商品倉庫業に屬するけれども、器具倉庫業の如き後者の部類に入るものがあり、その主なるものに家具倉庫業・農具倉庫業等がある。

輒近大都會の膨脹に伴ひ人の來往の繁くなつた反面に於いて、富者の家具使用日を逐うて盛となる傾向がある。斯くして火難・盜難を避けむが爲に常用以外の家具・什器は一切之を他に保管せしむる必要起り、茲に家具倉庫業 (Household Goods Storage; Furniture Warehouse; Haushaltung) の物典を見事に至つたのである (Callid)。又農具倉庫業 (Farm Implements and Vehicles Storage and Transferring) は、米國の如き大農法による耕作が盛にして各種農具の使用せ

らるゝ國にあつて、専ら之が保管・運送を爲すものである(註三)。最近我が國にも擡頭しかけたる自動車倉庫(Automobile Warehousing)や米國に行はるゝ帳簿保管(Office Record Warehousing)の如きも亦た器具倉庫業の一種に外ならぬ。

三 倉庫業は保管貨物を一種に限るか否かによつて、一般倉庫業と特種倉庫業とに分たれる。

特種倉庫(Special Commodity Warehouse)は、特定の物品のみを保管する倉庫である。而して特種倉庫中、更に穀物・棉花・繭等の如き重要物産一種に就いて、専門的に取扱ふものを物産倉庫(Staple Warehouse)と謂ふ。其の主なるものは、左の通りである。

イ 穀物倉庫(Grain Warehouse; Getreidelagerhaus; Getreidemagazin)

之は米麥の如き穀物のみを保管する倉庫にして、我が國從來の米券倉庫(註四)や米・露に於ける Grain Elevator (註五)の如きが之に屬する。何れも特種の倉庫によりて混合保管を爲すものにして、特に後者にありては鐵道又は船舶との聯絡上荷役の便を圖る上、其の目的物件の普遍的必要品たる關係上、近世經濟上特別の意義を有するに至つた。

ロ 繭倉庫(Cocoon Warehouse; Kokonlagerhaus)

之は専ら繭の保管を爲すものにして、其の多くは乾燥・殺蛹の依頼に應じ、時には之を擔保と

して貸出を行ふものが少くない。繭の保管・殺蛹の巧拙は絲質・絲量・製絲工程に影響すること大なるを以て、特に最新の装置を施し、周到の注意を用ひねばならぬ。我が國養蠶業の盛なる長野・群馬・埼玉等に見受けられる。然しながら繭の品質が區々にして代替性に乏しき爲に、未だ混合保管を行ふには立到らぬ(註六)。

尙ほ我が國農業倉庫は、農業を営む者の生産したる穀物若しくは繭乃至は土地につき權利を有する者が小作料として受入れたる穀物等を保管する倉庫(農業倉庫業法一條)にして、之に穀物倉庫と繭倉庫とあり、共に營利を目的とせざるものである(同上法三條)(註七)。

ハ 棉花倉庫 (Cotton Warehouse; Baumwolllagerhaus)

之は専ら棉花の保管を行ひ、兼ねて壓搾・検査格付及び金融を爲すものである。而して棉花は比較的寒熱雨露に耐ゆるを以て、従來北米合衆國の如き、生産者等が其の取扱を放漫にして顧みることがなかつたので、同國諸州の政廳は適當の保管方法を奨勵し、之によつて格付の不完全、火災雨露に因る損害、見本費用、保険料、金利等の損失を防ぐこととしたのである(註八)。

ニ 羊毛倉庫 (Wool Warehouse; Wolllagerhaus)

之は専ら羊毛を保管する倉庫である。羊毛は棉花の如く可燃性を有せざるも、適度の濕氣を要

するものにして、乾燥過度に互るときは虫害を蒙る虞があり、而かも長く藏置すれば一種の臭氣を帯びるに至り、他品と同置するときには之に臭氣の移ることがある爲に、茲に専門的倉庫の必要を見るのである。されど羊毛は其の種類雜然として分類甚だ困難なる上、重量極めて區々なる爲に、米國等の羊毛生産地に於いても、猶ほ此の種倉庫の發達比較的遅き様である(註九)。

ホ 煙草倉庫 (Tobacco Warehouse; Tabaklagerhaus)

専ら煙草の保管を爲す倉庫である。煙草の保管上最も注意を拂ふべきは、乾燥 (Curing) にして一旦其の方法を誤るときは、全く廢物となつて了ふのである。而して尙ほ、(一)加熱を急に行はぬこと、(二)化學的氣體に觸れしめぬこと、(三)他物の臭氣を吸收し易き物なるが故、臭氣を放つ物品と隔離するの必要がある。従つて特別の建設物を用ふること、(四)壁を離れて積込み、過度の濕氣を吸收せしめぬこと、(五)屋根を堅牢にして雨漏を防ぐこと、が肝要である。我が國に於いては一般倉庫の保管するものある外に、專賣局の自用倉庫がある。米國の煙草倉庫は、保管を爲す外に、検査・販賣をも爲すやうである(註一〇)。

ヘ 絲絲倉庫 (Silk Yarn and Goods Warehouse; Seidenlagerhaus)

専ら絲絲及び絹物を保管する倉庫を謂ふ。我が國にては大正十五年横濱に設立せられたる帝國

蠶絲倉庫株式會社が之に當る。その他、福島市の絹絲倉庫や長野縣諏訪郡平野村の諏訪倉庫の如きは、蠶絲及び絹物類を主たる保管貨物と爲すけれども、其の他の物品も取扱ふのである。

帝國蠶絲倉庫は公稱資本金參百萬圓(内拂込金額七拾五萬圓)、株主は主として問屋及び製絲家にして、其の目的とするところは、蠶絲並びに絹物の輸出貿易の進展を圖り取引の圓滑を期するに存する。従つて其の營業科目は、生絲・絹物及び蠶絲副産物に關する倉庫業を始めとし、之等物品又は其の倉庫證券を擔保とする貸付乃至は債務の保證、及び之等物品の船積・荷爲替に關する代理・媒介等に互り、苟くも蠶絲並びに絹物に關聯する業務は概ね之を行ふ(同社定款殊に一條、四條、六條、七條及び同社營業規則殊に一條參照)註一)。

四 倉庫業はまた入庫貨物が保税貨物なるか否かの點より、保管倉庫業又は普通倉庫業と保税倉庫業との二と爲し得る。

保管倉庫 (General Warehouse; Allgemeines Lagerhaus) は關稅納付と何等の關係を有せざる普通の物品を保管する倉庫なるも、保税倉庫 (Bonded Warehouse; Entrepot) は主として輸入品にして未だ通關手續を了せず従つて或ひは更に其の儘積戻さるゝことあるべき物品即ち保税貨物 (Bonded Goods) を保管する倉庫である。而して我が國保税倉庫制度に二種存する。入庫貨物

の加工製造を爲さしむるを主眼とする保税工場(Bonded Manufacturing Warehouse)及び改装・仕分等簡單なる作業を爲さしむるに過ぎざる保税倉庫(Bonded Warehouse)及び、即ちその(註一三)。

尙ほ之と關聯して區別すべきものに、上屋並びに收容倉庫がある。上屋(Transit Shed; Shippen)は専ら貨物の荷役を便ならしむる爲め設立せらるゝものにして、之により船舶の航海時間を短縮せしめ経費の節約を圖る制度であるが、收容倉庫(King's Warehouse; General Order Warehouse)は、保税地域(註一三)内に法定期間を經過して放置せらるゝ貨物の處置を爲さしむる爲め、其の種の貨物を收容する倉庫である。従つて兩者共に寄託者の爲め貨物を保管する目的を有せざるものと謂はねばならぬ(註一四)。

以上敍し來つた倉庫營業の種類はやがて、また倉庫の種類とも看らるゝのであり、従つて余は更に序を以て普通に掲げらるゝ倉庫の區別を茲に記して、行論の一助と爲したい。

一 倉庫が國民經濟上如何なる機能を盡すかにより、生産倉庫・集散倉庫及び配給倉庫の三とせられる。

先づ生産倉庫とは、農産物其の他の大量生産物を概ね其の生産者の爲め其の地に於いて集積保管するものにして、其の主なるものは穀物倉庫及び繭倉庫である。

次に集散倉庫とは、倉庫所在地に於いて生産せられず又消費せらるゝこともなく唯或る期間其の地を通過する物を保管する倉庫を謂ふ。而して之等は多く保管以外に荷捌を爲すものにして、俗に仲糴倉庫(Transit Warehouse)と名づけられ、更に其の所在地によつて鐵道倉庫(Railway Storage)・埠頭倉庫(Wharf Storage)に細分せられる。彼の終點倉庫(Terminal Warehouse)と云ふは、或る運送機關の終點に於いて貨物の移動を容易ならしむべき設備即ち終點設備(Terminal Facilities)(註一五)としての機能を有するものにして、畢竟集散倉庫の一と謂はねばならぬ。

最後に配給倉庫とは、其の保管貨物を其の所在地の消費者に小量宛出庫配給するものにして、其の目的が大都市に於ける多數人口の直接消費にあるときは之を消費倉庫と名づくべく、又製造工場の原料機械等の供給即ち生産的消費にあるときは之を工業倉庫と名づけ得る(註一六)。

尙ほ此の區別は、倉庫所在地如何に基づく地方倉庫・港灣倉庫及び都市倉庫の區別と實質的に相等し(註一七)。

二 倉庫設立の目的が倉庫業の經營にあるか否かによつて、之を自用倉庫と營業倉庫とに分ち

得る(註一八)。

前者は、商人其の他の者が自ら物品を貯藏する爲め所有する倉庫にして、之に自家用物品を貯藏するもの即ち家庭用倉庫と、營業用の什器・商品等を貯藏するもの即ち營業用倉庫とがある。

後者は、商人が他人の爲に物品を收藏保管し之が報酬として支拂はるゝ料金即ち保管料を以て收益と爲す營業換言すれば倉庫業を営む目的を以て設けられたる倉庫である。

自用倉庫の多少は懸て營業倉庫の利用の程度に影響するは勿論のこと(註一九)、殊に貨物が一時に輻湊して倉庫業者が自己の倉庫に保管の餘地を有せざるに至つたときの借庫の便宜の有無難易とも關聯するものなるが故、倉庫業者は此の點に相當の注意を拂はねばならぬ。

三 倉庫は其の設立者の何人なるかによりて、官設倉庫(Government Warehouse; Öffentliches Lagerhaus)と私設倉庫(Private Warehouse; Privatlagerhaus)とに分たれ得る。

我が國に於ける倉庫業が一般に自由に之を営み得るを原則とするが爲め、倉庫の殆んど全部が私設のものなるも、保税倉庫中官設のものがあり、税關に附屬して其の一部を爲すものにして、官設保税倉庫と名づけられる。又私人の設立に係る保税倉庫は、税關長の特許を得、且つ其の監督の下に立つべきものにして、之れ亦た普通倉庫の自由なるとは異なつてゐる。而して一般に私

設倉庫にあつても法人組織によるものと然らざるものとあり、前者の中にも其の主體の會社なるもの、民法上の法人なるもの、産業組合等特別法上の法人なるもの等存し得べく、又後者の中にも單獨個人の設立に係るものと組合組織による多數人の共同設立によるものがあり、其の軌を一にせぬのである。然れども就中營業倉庫が最も重要な地位を占め、其の殆んど全部が株式會社組織によるものである。

尙ほ茲に注意すべきものに、國立の米穀倉庫がある。即ち政府は、米價調節の策として大正十年四月米穀法を制定し、米穀の賣買・交換・加工若しくは貯藏を爲す爲に、凡そ百萬石の米穀を收容し得る國立倉庫を建設するの方針を立て、大正十四年以來既に、東京に三十萬石、大阪に二十萬石、酒田・門司に十萬石、新潟・名古屋に五萬石を收容し得る倉庫を設けしも、更に年々財政上の都合を見て五萬石乃至十萬石位施收容し得る倉庫を數個所に建設する豫定であると宣べてゐる(註二〇)。而かも國立倉庫は一般に米穀の大消費地か集散地にあり、出盛期に於ける買上米輸送の爲に一般私人の米穀輸送に支障を來さしむる處があり、且つ米穀は生産地に於いて貯藏する程變質を防ぐに便なるを以て、各地の農業倉庫又は營業倉庫中比較的規模大にして設備の完備せる倉庫を指定して此處で受渡を行ひ、兼ねて必要の際此處より中央倉庫に移送して保管することにし

てゐるのである。之を政府指定倉庫と謂ふ。

四 倉庫はまた經營者の何人なるかによつて、官營倉庫と私營倉庫とに分たれ得る。

我が國に於ける倉庫業は、既述の如く殆んど全部一般私人の自由經營に委ねられてゐるのである。けれども獨り保稅倉庫業の經營は例外的に官營を以て原則とし、税關長の特許を得たる場合に限り私營を認むる定めであるが、事實上は却つて官營の保稅倉庫は微々として振はず、私營の保稅倉庫の後塵を遙かに望むに過ぎぬのである(註二)。

五 倉庫はまた構造上から區別して、木造倉庫・土造倉庫・煉瓦造倉庫・石造倉庫・鐵筋コンクリート倉庫・板張倉庫・亜鉛張倉庫等とする。

木造倉庫は建築費の比較的少きを其の特長とするものなれども、耐火力を缺く點に著しき短所が存する。土造倉庫(又は土藏)は木造倉庫の四壁を特に厚くし且つ柱等を土を以て塗り隠したるのなるが故、耐火力は相當大にして、我が國始め東洋諸國に最も多く造られたるものなるも、鼠害を受くる虞があり、必ずしも安んずるに足らざるが爲め、近來營業倉庫としての價値を減少しつゝありといふ。煉瓦造倉庫は耐火力強く鼠害の懸念無用であるが、却つて耐震力弱く、又吸濕性に富み水氣の發散土藏に比して速かならず、爲に在庫品の腐蝕を起すの缺陷が——特に最初の

四五年間に——ある。石造倉庫は構造概して堅牢にして高價品の貯藏に適するも、建築費一般に巨額に上り、普通貨物の保管には採算上より適當ではなく、又耐震力も却つて弱いといふことである。鐵筋コンクリート倉庫は石造のものに比し遙かに耐震力に富み、今日に於ける先づ最も理想的なる倉庫であるが、改築の困難なる事情があり、従つて之が建設に方つては永久的の設計によらざるを得ざるのみならず、更には普通壁厚を減ずる爲に防濕・防濕に不利であり、又煉瓦造と同様に建設後數年間は水氣の發散速かならざる缺點がある。板張倉庫は木造又は土造倉庫の周圍を板を以て圍つたもので、其の目的は雨雪の浸潤を防がむが爲に外ならぬ。亞鉛張倉庫は板張倉庫の板の代りに亞鉛板を用ひたもので、其の目的は更に鼠賊の侵入を防遏せむとすることにある。之等の倉庫は技術上將た經濟上各々一長一短を免れず、従つて遽かに甲是乙非を論じ能はぬ。畢竟之等は其の利用の目的により適當に考慮して建築すべきものである(註三)。

六 倉庫は法律上より、普通倉庫と特別倉庫とに分ち得る。

通常廣く各種の貨物を保管する普通の倉庫は一般法たる商法の規定に據るものなるも、農業倉庫・保税倉庫・保税工場・收容倉庫・供託倉庫等にありては農業倉庫業法・保税倉庫法・保税工場法・關稅法・供託法等それ々々特別の法規に基づいて特殊貨物の保管を爲す爲め設けられたるものな

るが故、前者を普通倉庫と謂ふに對して之等を特別倉庫と名づけ得る。而して農産倉庫・保税倉庫・保税工場並びに收容倉庫に就いては、既に略述したるところであるが、供託倉庫(Lodgment Office; Hinterlegungsstelle)は、物品の返還を爲さむとするも其の債権者が受領を拒み或ひは不在等の理由にて債務を辨済し能はぬやうな場合に於いて、一定の手續を履み供託する倉庫にして(供五條一項、六條)、普通倉庫業者中司法大臣の指定に係る。而して指定せられたる此の種倉庫は、其の營業の部類に屬するものにして保管し得べき數量に限り、之が保管の義務を負ひ(供五條二項)、之に對して普通並の保管料を收得することが出来るのである(供七條)。

註一 近時北米合衆國に於いて始められたる真空倉庫保管(Storage in a Vacuum Chamber)の如きも保存倉庫の一と

看され得る(Caspinwall, C. A., Household Goods Warehousing in the United States, New York, 1925, p.

289)。尚ほ冷蔵倉庫に就いては、内池博士の前掲「市場組織論」五五、六頁所載の文献以外に、左記が參考となる。

濱口楠之進氏著、「冷蔵保管」(杉村マムフレット第五號)。

内池博士著、前掲「組織論」二二八頁以下。

Haring, op. cit., pp. 385—482.

註二 家具倉庫の發達原因に就いては、「ヒールマン」を詳論してゐる(Op. cit., pp. 121—122)。今之を要約しよう。

1 都市の發達に因る家賃の騰貴(High rent incident to growth of cities)

2 離婚に基づく家族の別居生活(Separation of families through divorce)

第二編 倉庫營業論 第三章 倉庫營業の種類

ゝ 家族死亡後の爾餘家族の分散 (Exonking up of homes after death)

■ 旅行をする慣習の發達 (Increase of the habit of travel)

* 間借生活者の増加 (Increase of the man who "would rather board than keep house")

ゝ 種々の原因に基づく將來に對する計畫の不確實化 (Uncertainty of future plans for various reasons)

註三 Haring, op. cit., pp. 191—198.

註四 米券倉庫の特徴は、米穀のみの混合保管を專業とするの點にある。詳しくは、内池博士稿、「米券倉庫を論ず」(國民

經濟雜誌、第十二卷第四號所載、後同博士の「倉庫經營論」、大正三年版に附録として收載)を参照された。

註五 Grain Elevator とは、兩揚装置を有する穀物倉庫略言すれば兩揚式穀倉で、之に對して平屋建の兩揚装置のない

ものは特に Flat House と呼んでゐる。Elevator なる語は、元來昇降機を指すものなるが、又其の一種なる穀物兩

揚装置を意味する爲に、轉じて此の装置ある穀物倉庫をも Grain Elevator と呼ぶこととなり、終には此の種の倉庫

を經營する者をも指すに至つたと云はれてゐる(石黒氏著、前掲書、八頁)。その他 Grain Elevator の詳細に就いて

は、Haring, op. cit., pp. 553—554、及び渡邊氏著、前掲書、二二五頁乃至二五六頁を参照された。

註六 兩倉庫に就いては、角倉喜一耶氏述、「兩の検査乾燥及貯蔵」(産業組合中央會編、「農業倉庫講習録」所載)、又其の金

融に就いては、妹尾一雄氏稿、「盤絲金融機關としての乾兩倉庫」(銀行研究、第十五卷第四號所載)を参照。

註七 農業倉庫と米券倉庫との異なる點は、

イ 前者は農業倉庫法の適用を受くるが、後者は一般商法の規定に據るのみである。

ロ 前者は必ずしも米穀のみに限らず、麥・大豆・兩等をも取扱ふが、後者は専ら米穀のみを取扱ふ。

ハ 前者は營利を目的と爲し得ぬけれども、後者は之を妨げぬ。

* 前者は主として農業者の爲に保管するが、後者は寄託者に制限がない。

* 前者は國庫の補助・免稅等の特典あるが、後者に斯かる特典がない。

要するに、農業者は農家經濟の向上發展を其の目的とするものなるに、米券倉庫は寧ろ生産後に於ける米穀の取引を
絶活ならしむるを主たる目的とするものである(鐵道省運輸局編、「經濟叢書第三編、米と關スル經濟調査」、五七五頁)。

註八 此の點詳しくは、Haring, op. cit., pp. 439—534. を參照されたい。

註九 此の點に就いては、Haring, op. cit., pp. 630—706. を參照されたい。

註一〇 Haring, op. cit., pp. 655—676.

註一一 尙ほ別に同社の發行に係る倉庫證券を擔保とする貸付を行はしむる爲め、公稱資本金五百萬圓(内拂込濟資本金百
貳拾五萬圓)の帝國寶絲株式會社の設立があり、兩社相俟つて絲價の安定を圖らむるのである(帝國寶絲株式會社
定款殊に一條、四條、六條、七條等參照)。

註一二 保税倉庫・保税工場等に於ける「保税」とは、關稅の賦課を留保することを指すのであり(太田博士著、前掲書、
二頁)。Bonded Warehouse の Bonded とは、倉庫の所有者が關稅未納の儘入庫貨物の庫出を行ふことをなす證する
爲に相當の擔保を稅關に提供せしむることを意味するものである(Hopier and Graham, Import and Export, London, 3
ed., 1930, p. 85.)。之に反して普通の倉庫は出入庫共隨意にて、何等擔保の要なきに等し、自由倉庫(Free Warehouse ;
Froies Lagerhaus)とも稱せられる(Haring, op. cit., p. 151.)。

尙ほ保税倉庫に就いては内池博士著、前掲「改販倉庫經營論」、四六七頁以下を、保税工場に就いては坂田國助氏稿、
「保税工場法と米島に於ける運用に就て」(臺北高等商業學校十周年記念論文集)所載)を、また兩者の差異に就きては前掲拙
稿、「改正保税倉庫法に就いて」を、參照されたい。

註一三 保税地域とは、輸入品關手續の済まざる貨物を藏置し得る地域を謂ふ。税關構内・上屋(以上法定藏置期間七日)・保税倉庫(同三年)・保税工場(同一年)等即ち之である。詳しくは、太田博士の前掲書六〇頁以下を見よ。

註一四 此の點、前掲拙稿「改正保税倉庫法に就いて」參照。

尙ほ上屋と倉庫との差異に就いては、渡邊四郎氏曰く、『上屋は貨物が船又は貨車への聯絡のために一時の待ち合せ所たるに對し、倉庫は永く貯藏保管を主要なる目的とするものにして在庫中の時間に於て前者に比し長時間に亙るを原則とす。今兩者を旅行に譬ふれば、上屋(モッド)は停車場の待合室なり、倉庫は「ステーション、ホテル」なり。旅客は汽車の乗替を要するために、短時間の場合には停車場内の待合室にて待合すべく、もし乗替のために長時間を要する場合には、停車場の「ホテル」に入りて食事を了することもあるべく、宿泊を要することもあるべし」と。斯くて氏は、此の見解に基づいて、上屋を以て汽船船艙の延長と見、倉庫を目して陸上運送の始終點たり、又振動の根源地たりと論ぜられてゐる(同氏著、前掲書、三八五、六頁)。譬へ得て妙と謂はねばならぬ。

註一五 終點設備の主なるものは、次の通りである。

イ 貨物の積込・積卸に關する役務——即ち荷役——に便せしむる設備、例へばクレーン・船・埠頭等

ロ 貨物の積込・積卸に關する準備役務——即ち上屋作業——に便せしむる設備、換言すれば上屋・倉庫等

ハ 貨物の短距離運送——即ち小運送——を行ふ爲の設備、例へば自動車・馬車・荷車等

註一六 之等の點に就いては、左記述作を參照されたい。

内池博士稿、「本邦倉庫の職能に就て」(國民經濟雜誌第三十九卷第五號所載)、乃至は「倉庫論」(改造社版、經濟學全集、第三十七卷「商業學、上」所收)、第二章、及び前掲「倉庫經營論」、四五乃至五七頁。

Forner vgl. Fischer, a. a. O., S. 7.

註一七 三橋信三氏は倉庫を分つて都市倉庫と港灣倉庫とにせらるゝも、地方の倉庫——例へば諏訪倉庫の如き——が除外さるゝ懐分があり、又鈴木善司氏は生産倉庫・都市倉庫及び商港倉庫に分つが妥當であると述へられてゐるが（鈴木氏著、「商港に於ける倉庫業」商學評論、第八卷第二號所載）、三二八頁）、余は用語上地方倉庫がより正しいと思ふ。

註一八 米國に於いて倉庫業といふときは、全國の剩餘生産物を其の消費せらるゝまで貯蔵すること及び其の消費地點まで之を輸送することの意味する（Friction, a. a. O., p. 100）。従つて地方穀倉（Country Elevator）、Local Elevatorの如き、其の貯蔵する穀物が殆んど全部自己の穀物にして、中には全然受寄保管を爲さぬものがあるといふ（石黒氏著、前掲書、二九頁、三六頁）。斯かる圖では、此の種の區別を行ふは餘り意義のないことである。

註一九 前掲拙稿、商業經濟論叢第六卷上冊一五七頁註四參照。

註二〇 農林省農務局編、「米穀法施行ノ經過」及び井上龜五郎氏著、「農業倉庫の經營」、三二、三頁。

註二一 此の點、内池博士は保税倉庫業も民營にすべしと説いて居られる（前掲「倉庫經營論」、四七五乃至四七七頁）。至極尤もの論だと思ふ。

註二三 倉庫の建築に就いては、左記の資料が參考とならう。

農商務省農務局編、「穀物倉庫の建築要項」（農務局報第九號）。

大矢信雄氏述、「農業倉庫の建築設計」（前掲「農業倉庫講習録」所載）。

高水源之助氏述、「農業倉庫ノ建築」（農商務省農務局編、「農業倉庫綱要」所載）。

吉田弘氏著、「物品管理」、第五版、三七頁以下。

第四章 倉庫營業の範圍

商業の幼稚なる時代に在りては倉庫業者の業務範圍亦た甚だ狭く、僅かに本來の業務たる貨物の保管を爲すに過ぎなかつたが、商取引漸く隆盛を告げ倉庫業亦た從つて發達するや、倉庫業務の範圍亦た次第に擴大せられ、又他の商業機關との關係愈々密接を加へ、種々なる附隨業務を生ずるに至つたのである(註一)。而して茲に附隨業務とは、元來倉庫業本來の業務に非ざるも、商業の發達に伴うて商人に利益を興へんが爲め、且は倉庫業者自身にも進んで廣く收益を圖り利源を豊富にせんが爲め、乃至は他との競争上已むを得ず、行ふに至つた業務であつて、其の主要なるものは、保管貨物の賣買並に代金取立、貸付並に割引周旋、貨物運送並に荷役、火災保險の取扱、貸庫乃至保護預り、通關手續取扱等で、次第に増加の傾向がある(註二)。然しながら之等附隨業務の數と量とは、畢竟其の種類如何により、又倉庫所在地の如何により、更には其の國法制の如何によつて定まるもので、場所と時との相違によつて其の範圍自ら異なるのである(註三)。今や節を改め序を追うて、其の主要なるものを叙べるであらう。

註一 倉庫は重要な商業機關の一つである。其の中心業務は他人の物品を保管することであり、其の保管する物品は多く商

品である。従つて財界好況にあり商取引活潑なれば、商品の市場に出づる数量自ら増大すべく、之に反して恐慌一度は襲來するや、荷動きは止まり、商品の数量は減退する。誠に商業の隆替浮沈を外にして、獨り倉庫業のみの榮枯盛衰は存し得ぬ(帝國通信社編、前掲書、下巻、一二七一頁及び一二九八、九頁參照)。

註二 倉庫業者の固有業務が保管業務にあることは、倉庫業の目的が貨物の保管を爲すに存することに徴して明かである。斯くて今日倉庫業者が商業上幾多の効果便益を給すと雖も、之等が畢竟附隨的第二次的のものに過ぎないことは、ヘーレンケの言ふ通りである(Hüning, op. cit., p. 67)。尤も今日當事者の實際を見るときは、附隨業務の收益高が保管料の額を凌駕するものあるとき(内池博士稿、前掲「倉庫論」四五二頁及び山本五郎氏述「倉庫課料の研究」一頁)。

註三 Ver. Meyer, a. a. O., S. 12.

第一節 保管業務

倉庫營業者は廣く公衆より物品の寄託を受け、之を倉庫に保管するを業とする者である。而して寄託・倉庫・保管等に就いては既に述べた。猶ほ彼等が保管を爲すや、民事寄託と異なる點は、之を營業とすること、倉庫に於いて保管すること、有價證券の一たる倉庫證券を發行することの三點に在る。而して前二者に就きても既に述べたところを以て足るであらうし、倉庫證券に關しては便宜上次編に於いて詳論したい。又貨物の入出庫手續即ち寄託契約成立より其の終了に至

るまでの業務手續は、第五編倉庫經營論中に一節を設けて説述したいと思つてゐる。従つて此處では單に保管貨物の選定に就き一言するに止めたい。

抑々保管貨物の適當せるか否かが倉庫設備及び營業收益に多大の影響を與ふことは、論を俟たざるところであつて、今暫く附隨業務を慮外に措けば適法に可成的多量の貨物を可成的安全に保管すること、之を除いて倉庫業者の利益を増す途が存せぬのである。其の故如何とならば、不法の寄託は倉庫業者之を引受け能はぬのであり、偶々脱法的に引受けたと假定するも、時に或は倉庫業者は勿論のこと寄託者も亦た國家の制裁を受くることあるべく(註一)、又技術的に保管に適應せざる貨物を強ひて入庫するときは、時に或は倉庫は勿論他の寄託者の物品にも損害を與へ、爲に之が賠償の責を負はねばならぬこともあり得る(民六六一條、七〇九條)。若し夫れ同一倉庫に託さるゝ貨物の分量多ければ、自ら倉庫業者の利得大なるべく、従つて寄託者の受くる利益も亦た大とならう。思うて茲に至るとき、倉庫業者の引受くる保管貨物は、法律・技術・經濟の三方面より觀察して恰好の物であらねばならぬこととなる。

一 法律上より觀たる倉庫保管貨物の適否

商法は倉庫の保管すべき貨物の種類・性質に就き何等の制限を加ふることなく、唯僅かに「他

人ノ物品ヲ倉庫ニ保管スルヲ業トスル者」と謂つたに過ぎぬ。従つて一般には如何なる種類の物品をも保管し得ること勿論であるが、それが必ず法律上適正なる保管たるを要するのである。故に賊品・密輸入品等の如きを保管し得ぬこと明かであらう。我が民法も「公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」と規定してゐる（民九〇條）。此くの如き法律行為が實に無効と爲るのみならず、時には當該行為の當事者が法律上種々の制裁を受くるのである（註11）。

二 技術上より觀たる倉庫保管貨物の適否

最近科學の進歩、技術の發達著しく、特に倉庫の保管技術に就いても、冷蔵倉庫・溫熱倉庫の出現により一大革命を惹起し、保管貨物の範圍遽かに擴大し、種々の巧妙なる理化學的設備を施して貨物の自然的變質腐敗を防止し得るに至つたのである。然りと云へ、此くの如きは特種の倉庫に外ならずして、普通には單純に物品貯藏を目的とし、僅かに通風遮熱に留意し、又火難・盜難・鼠喰・蟲喰を防ぐ爲め建築上に若干の注意を拂つたに過ぎぬのである。従つて兩者の使命自ら異なるが故、之を同一の準繩により律し得ざるは多言を俟たぬ。而して今技術上保管貨物の具備すべき要件を掲ぐると、次の通りとなる。

イ 保存性を有すること

即ち腐敗變質の虞少く、爆發・發火・燃燒等の危險無く、惡臭を放つて倉庫乃至は他物を汚損する憂無き物たるを要する。勿論之等も特に適當の設備を施し之を専門的に保管するは、何等妨ぐるところにあらざるは、既に述べたところである（保税倉庫法施行規則三條、四條參照）（註三）。

ロ 取扱に便なること

即ち出入庫に容易にして取扱に特別の注意を要せざる物であらねばならぬ。之が爲には容積重量の過大過小に失する物や荷造不完全の爲に散佚し易き物乃至は細緻脆弱にして破損し易き物などは排斥するを必要とする（註四）。

三 經濟上より觀たる倉庫保管貨物の適否

倉庫營業者の立場より言ふときは、一倉庫には自ら同一種類同一品質の物品を保管するを以て可とする。思ふに之れ、入庫品の品質保存上重要な事柄である。而して之が爲には成るべく同一種類若しくは近適性質の貨物を大量に保管するを要し（註五）、従つて又倉庫所在地の重要物品を調査選定の要がある。之れ應て倉庫保管貨物が一般に、享樂財たると將た生産財たるとの區別なく、廣く消費さるべき物品であつて（註六）、有價證券・貨幣等の歡迎せられぬ重要因を形づく

るのである。更に之を寄託者側より観るときは、畢竟倉庫に貨物の保管を託するは、之によつて幾多經濟上の目的を達せんが爲に外ならず、従つて若し此の利益にして爲に支拂ふ保管料を償ひ得ない場合に於いては寄託の事は起らぬであらう。斯くして倉庫保管貨物は、保管料の支拂能力を有すであらうと思料せらるゝ物に限らるゝのである(註七)。

以上を以て觀るときは、一度び生産者の手を離れ又は之より離れんとして未だ消費者の手に歸せざる物品、簡言すれば市場に於ける流通を目的とする物品即ち商品中で、貯藏能力ある物が、最も適當してゐると謂ふべきである。

猶ほ斯くの如き倉庫の保管が國民經濟上與ふる利益の主なるものは、寄託者の經費の節減、危険の擔保の二つである。

先づ前者を述べやう。凡そ貨物保管を專業とする倉庫業者無きときは、一般世人は各自銘々倉庫を建設しなければならぬ。然るに商工業の殷盛なる大都市の不動産が價格貴きは築設を俟たぬところであつて、爲に敷地・建築費・修繕費・租税或は地代——乃至は、従つて倉庫借賃——等、支出すべき諸般の費用極めて莫大なる額に達すべく、之を節約して他の有利なる方面に活用せんには、爲に商工業者の享くる利益は甚大であらう。而して倉庫業者に支拂はるゝ保管料の如きは、

其の得る利益に比較すれば洵に僅少のものであり、殊にそれが實際保管せられた期間に就いて支拂はるれば足りるのである。若し此の場合自ら倉庫を建設し藏置貨物の存せざる爲め徒らに之を空置する如きことゝもなれば、倉庫に投じたる巨資は全く徒費せらるゝの不經濟を惹起す。

次に後者に就いて考ふるに、凡そ貨物は天災地變其の他の不可抗力は勿論のこと、過失怠慢等の原因に因り毀損滅失することあるを免れぬ。故に、若し商工業者が自ら自己の倉庫に物品を貯藏するときは、之等の危険は總べて自己の頭上に降り懸かり、使用人の怠慢過失は言ふ迄もなく火災・盜難のことより鼠喰・蟲喰に至るまでの保管上の心勞、誠に耐へ難きものがある。然るに之を倉庫に致せば、天災地變等全く已むを得ざる事由に出でたる場合なるか、若しくは其の物品の自然の性質より生ずるときの消耗損害に就いては、其の責を負はないけれども、凡そ普通人力を以て防止し得べき損害に就いては、十分なる責任を以て保管の義務を盡くすのである。即ち倉庫業者が、自己又は使用人が受寄物の保管に關し注意を怠らなかつたことを證明するに非ざれば、其の滅失毀損に就いて損害賠償の責を免るゝこと能はぬと、法が明かに規定してゐる（商三七六條）。猶ほ契約により倉庫業者の責任を大ならしめ得るは勿論である。

以上の如きは、畢竟倉庫固有の利益であつて、學者は之を倉庫の保管職能と名づけてゐる（註八）。

猶ほ此の外に、種類の保管業務として出保管と保護預りとが存し得る。然りながら前者は他人の倉庫を借り受けて其の庫主の爲め入庫貨物の保管の責を負ふものであり、後者は専ら貴重品の保管を爲すものである。従つて兩者は共に、倉庫業者の常則的に行はざるものであり、従つて又附隨業務を爲すものである。而して前者に就きては既に第一編第二章に於いて述べたるが故、又後者に就きては別に貸庫と併論するを可と思ふので、茲には省略する。

註一 例へば、税關の許可を受けずして保税倉庫に入庫せる者は百圓以下の罰金又は料料に處せらるゝが如き（保税倉庫法第三十二條及び前掲拙稿「改正保税倉庫法に就いて」、三八八、九頁參照）、之である。

註二 例へば、關稅法第七十五條ノ二に「前二條ノ犯罪——筆者註、輸入禁制品の輸入を觸り又は其の輸入を爲したる場合と關稅の逃脫を觸り又は關稅を逃脫したる場合——ニ係ル貨物ノ運搬、寄藏、收受、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス」とあるが如き、之である。

註三 此の點に就き左記述作を參照されたい。

Ischler, a. a. O., S. 4.

栗田藤吉氏稿「大阪省分倉庫ノ爆發ニ就テ」ハ商業及經濟研究、第七册所載。

猶ほ米國では、倉庫保管貨物の容積は半立方呎より百五十立方呎に至るものてあり、又其の重量は十封度より三千封度に至るものてあるといふ (Ch. Elwood & Haydon, op. cit., p. 320)。

註四 内地博士は貨物の性質上保管に耐へざる爲め倉庫業者の取扱ふべき範圍に屬せざる物の一に、土地・家屋の如き不動産、若しくは電氣・水力・瓦斯の如き勢力を掲げられたる國民經濟雜誌第三卷第三號所載の前掲論文。尤も右の中土地家

原の如き不納産は、全然收蔵保管の出来ないもの、絶対的に倉庫の保管貨物——倉庫寄託契約の目的物——たることを得ず、従つて早に取扱不便なる爲に不適當なるのではない。

註五 アドラーが「商人が商の根本的行爲を營業の目的と爲すが如く、倉庫業者の特徴は多額保管に適する貨物の保管を爲すに在る」と謂つたのは、此の點を強調したのに外ならぬ(Vertrags und Lagerklausur, in Conrad's Handwörterbuch der Rechtswissenschaften, Bonn, 2 Aufl., 1901, S. 661.)。我が内池博士も多年之を以て近世倉庫業の一特徴とせられてゐる(前掲「經營論」、六乃至一〇頁及び國民經濟雜誌第三卷第三號所載の前掲論文)。思ふに大量保管は倉庫證券記載貨物の品質を知るにも便であり、従つて其の流通上より觀るも緊要なものと云へる(Mayer, n. O., S. 46.)。

註六 Masch, n. O., S. 4.

註七 アドラーは倉庫寄託貨物の要件として

- 一、保管料負擔能力あること
- 二、高價品なること
- 三、他人の物なること

の三點を擧げてゐる(Masch, n. O., SS. 8-9.)。上記一の點はフイツミヤも同説である(Fischer, n. O., S. 4.)。

註八 松浦顯孝氏曰く、「貨幣ハ銀行ニ貨物ハ倉庫ニ商取引ハ單ニ事務所ニ於テ行ハルモノトメシテ是ノ商業都市理想ノ現象ト云フヘキナリ」と、同氏著「擔保附手形取引論」、訂正第三版、三〇三頁。

猶ほマイヤーは、倉庫の盡くす職能を別けて時間的機能(Die zeitliche Funktion)と場所的機能(Die örtliche Funktion)の二つにしてゐる。而して時間的機能とは、倉庫が貨物の生産された時から消滅する時まで保管をする結果、兩者の間に存する時間的懸隔を消滅するの機能を謂ひ、又場所的機能とは、倉庫が受寄物に就いて倉庫証券の發行を爲し之に

依り賣買・買入を簡易ならしむる結果、消費地に貨物を堆積するの必要なくなり、爲に生産地と消費地との間に存する空間的懸隔が消滅さるゝの機能を謂ふ(Atkinson, a. a. o., pp. 24, 25, 26)。従つて彼の所謂時間的機能は、普通と呼ばるゝ保管機能に外ならぬ。

第二節 賣買業務

倉庫は時に自ら受寄物の賣買に就き、之が仲立・取次を爲すことがある。前者は即ち賣買兩當事者の中間に立ちて斡旋を爲し、之が取引の締結を誘導せしむる場合を云ひ、後者は例へば寄託者の爲め自ら賣手の地位に立ち適當なる相手方に受寄物の販賣を爲すを云ふ。販賣の仲立に關しては商法仲立人の規定が準用せられ、販賣の取次に關しては問屋の規定に従ふべきものと余は思ふ。斯くして倉庫が一種の仲介業者として寄託者に與ふる利便は、鮮少ではない。殊に倉庫に於ける糶賣は、貨物保管及び證券發行と相並んで斯業の三大業務であると謂はれてゐる(註1)。思ふに糶賣——競賣(Auction; Versteigerung)——は、内池博士の説かるゝ如く、貨物の需要と供給とを遺憾なく接近せしめ、多數の顧客を誘引して競争を行はしむる結果、保管貨物の代價を引上げ、賣主たる寄託者に恰好の條件を與ふるのみならず、買主は中間商人の手を経ず直接に購入し

得る結果、然らざる場合に比して手数料を節約し得ることとなり、而かも迅速に賣買し得る長所が存する。斯くて貨物の集中したる倉庫を中心として此の方法を設くるが、一般經濟界の利益に合し、又倉庫其の物の繁榮をも助けるのである(註二)。彼の英京倫敦の如きは、此の方法が宜しきを得て、全英國の製茶取引を吸収してゐるといふことである(註三)。更には又倉庫が斯くの如き賣買業務に直接關與することなくとも、猶ほ間接に商取引の増進に缺くべからざる重要機關たるを失はぬ。

抑々倉庫證券は、其の移轉が自由であつて之が受授は現品の引渡と同一の效力を有するが爲め(商三六四條、三六五條、三三五條、三八三條ノ二第二項)、貨物の賣買が安全迅速となり勞費の節約を圖り得べく、取引上の利得を得ること尠くはない。而かも倉庫は生産地に在りては生産品の保管場所たり、消費地に在つては茲に送付せられたる商品の收容所たり、相共に商機の熟するを待たしむるものであつて、自ら各種の物品輻漉し、種類・品質・分量等恰好の物を容易に茲に求め得らるゝ便宜がある、従つて生産者乃至は輸入業者の好販賣所たり、卸小賣商人の良仕入地たり、勢ひ取引の活潑となり、延いては商工業の發展を促すことにもなるであらう。加之、或は物品の運搬・代替・保存能力を増進して商品の市場性(Marketability)を増大し、或は取引所との連絡

若しくは懸賣機關の施設による賣買組織の改善等、賣買に就き寄與するところ甚大である。

斯くして倉庫が、時に或は受寄物販賣の任に當たり、或は之が斡旋の勞を執り、時に然らざるも猶ほ賣買機關として缺くべからざるものなのである。此の種の機能を生者名づけて賣買機關的職能と呼んでゐる(註四)。

倉庫は更に寄託者の便宜を圖る爲め受寄物賣却代金の取立をも取扱ふが常である。即ち倉庫が賣買の取次・仲立を爲したる場合は云ふまでもなく、更には寄託者が寄託貨物を直接第三者に賣却するが如き場合に、其の都度買受主と伴に倉庫に赴き現物・代金の受授を爲すは不便尠からざるが故、倉庫が代はつて之が取立を行ふのである。而して後者の場合に普通寄託者は出庫請求書を買受人に交付するも、其の書面には倉庫業者に代金取立を依頼する旨の附記あるが爲め、倉庫業者は出庫の際に之が取立を爲すこととなる。

註一 Ebermann, E., Lagerkasser und Verwahr in wissenschaftlicher und rechtlicher Behandlung, Wien 1876.

註二 内池博士著、前掲「經管論」一三二、一三三頁。

註三 猶ほ競賣市場に就いては、博士の別著前掲、「市場組織論」所載の「競賣市場論」が好箇の參考資料である。

註四 詳しくは、Owen D., Ports and Dockers, London, 1904, pp. 114-5. を参照されたい。

註五 前節末尾に述べた「ベイヤー」の場所的機能は、畢竟するに普通に所謂賣買機關的機能と失つて同一であると看做して

第三節 金融業務

凡そ經濟界に於いて金融の疏通は最も重要な事項に屬する。故に商工業者が多量に物品の仕入を行ひ之を自己の倉庫に保管するが如きことあらば、金融を得るに甚だしき不便を感ずべく、爲に或は徒らに貨物を藏置して資本の固定を招くに過ぎぬこともある。又假に資金の融通を受け得るも、猶ほ該物品を銀行其の他に運搬して之を擔保に供すべく、其の煩勞と費用尠しとせぬ。甚だしきに至つては之が投賣を行つて資金の調達を圖らねばならぬときもある。是に於いてか倉庫の活躍すべき新天地開け、其の重要さ更に加はると云ふべきである。即ち倉庫は自ら受寄物を擔保として彼等寄託者に貸付を行ふこととなり、彼等亦た之あるにより徐ろに商機の熟するを待ち得るのである。斯くして倉庫は自然的に、價格調節の機能を果たすことが出来るのである。今其の然る所以を略言すれば、凡そ物の價格は需要に比して供給の過多なるときに低落し、之に反するときは騰貴すること、經濟學者の教ふるところなるが、或る種貨物の供給漸く過剰を告げて價格の下落を來さしめんとするときは、倉庫は之が寄託を引受け其の發行する證券により資金の融

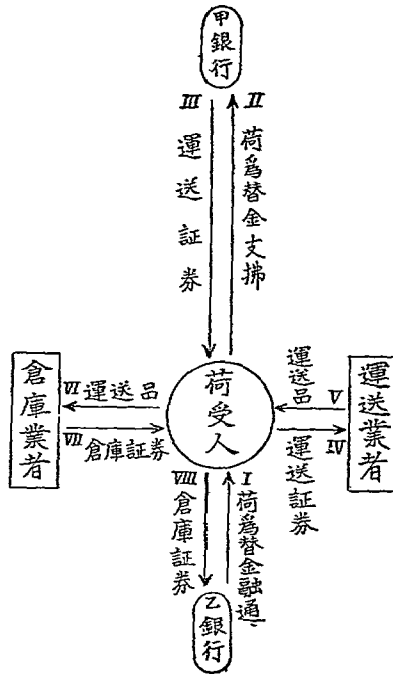
通を受けしめて、猥りに投資を行はしめず、以て其の價格を維持せしめ、又反對に價格騰貴するときは之が供給の便なる爲に賣却速かに盛となり、幾許もなく之が低下を來さしめる。斯くして倉庫が時期より來る物價の開を小ならしむるものなることは、宛も交通機關の發達により距離より生ずる物價の開が縮少さるゝと相通する。殊に歐米の穀物倉庫 (Grain Elevator ; Granaries) や我が國の農業倉庫の如きに在りては、或は農産物の品位を統一し又或ひは荷造を整理して、以て農産物の價格の騰貴を圖るのである。斯くして倉庫が消極的なる貨物保管によつて達し得らるる自然的價格維持より、更に進んで積極的に價格引上げの方法として寄與するまでに到つたのである。以上は學者の所謂倉庫の價格機關的機能に外ならぬ。

然りながら斯くの如きは、倉庫證券の發行さへ行へば、倉庫が直接貸付を爲さずとも、猶ほ能く其の目的を達し得る。即ち寄託者が倉庫業者の發行に係る倉庫證券の交付を受くるときは、一片の紙片よく數十百の同種貨物を代表し、之が引渡は即ち當該貨物の引渡と同一の效力を認められ、而かも貨物運搬中發生すべき損害を防止し勞費を節約し得るのである。従つて、若し商況にして一度び我に不利ならば、商工業者は悠々貨物を倉庫に致し、倉庫證券を擔保として銀行等より資金の融通を受け得るのである。而かも他面銀行其の他の質權者は、一々現物受授の手數を要

せず、且つは専門的智識を有する倉庫業者の秤量評價 (Calculation & Valuation) を行ふあり、時に或は進んで之が周旋の勞を執るあり、従つて安んじて容易に之を引受け得べく、更には一朝財界の一角に暗雲生じ恐慌襲來の兆が出て來ても、猶ほ信用の基礎が保管貨物にあるが爲め、縦しや危険の大なる對人信用の途が塞がるゝとも、此の方法により金融疏通を緩和し得らるゝ利益が存する。況んや銀行其の他の質權者にして更に資金の必要に遭逢するとき、再び之を他に致して金融の資に供し得るの利便がある。猶ほ又倉庫は委託を受けて代金取立の勞を執り、若し資金の融通を受けたる寄託者にして債務の履行を行はぬときは、受寄物を競賣に附し、得たる代金を質權者に支拂ふのである(註1)。抑々我が國營業倉庫の發達は銀行業者の後援誘發によつたのである、而して今や、叙上の理由に基づいて銀行業と倉庫業とは恰も親子會社 (Parent and Subsidiary Companies) 乃至は姉妹會社 (Sister Companies) の關係を生じ、相互に營業上の利便を供しつゝある(註1)。

猶ほ軌近荷爲替附貨物の荷受人にして荷受の資金無き場合に就き、種々の便宜的方法が案出せられ漸次行はれんとしつゝある。即ち普通に於いては、荷受人が先づ調達し來りたる荷爲替金の支拂により銀行より運送證券(船荷證券又は貨物引換證)の引渡を受け、次に之と引換に運送業

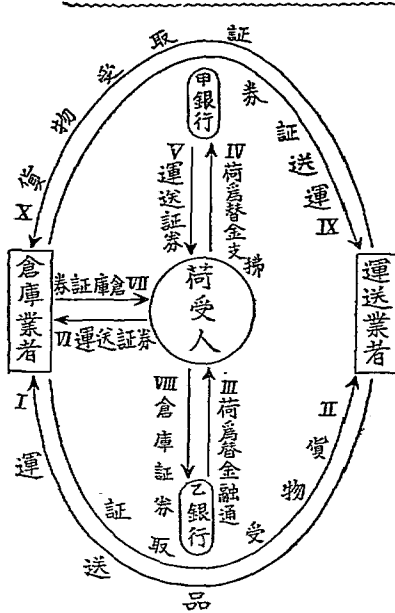
者より運送品を受け取り来り、更に之を倉庫業者に寄託して倉庫證券の交付を受け、最後に之を
 運の債権者に致すべきが手順である。之を圖示すれば左の如くなる(註三)。



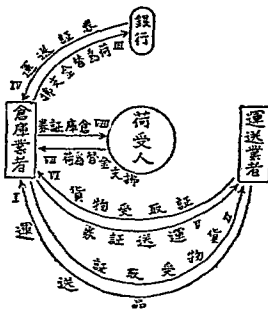
備考
 甲銀行、荷爲替取扱
 銀行、乙銀行、荷爲
 替金融通者ヲ示ス

然るに荷受人にして手許不如意なるは勿論、遽かに資金の調達を爲し得ない場合に於いては、運
 送品の停滞となり、爲に運送業者の蒙る不便鮮くはない。是に於いてか倉庫業者先づ運送業者を
 して彼の名を以て當該貨物を寄託せしめ、之に對して運送證券付貨物受取證を發行し置き、應て

荷受人が荷爲替金の支拂を爲し銀行より運送證券を受取るときは、運送業者の依頼に基づき、保管料・立替金其の他保管に關する費用は勿論、運賃諸掛を徴收——之れ亦た一種の代金取立と名づけ得る——して運送證券引換に倉庫證券(又は現品)を引渡し、他方運送業者に對しては右の運送證券に、運賃諸掛を添へ先に交付し置きたる貨物受取證と引換に渡すのである。此の關係を圖示すれば、次の通りとなる。

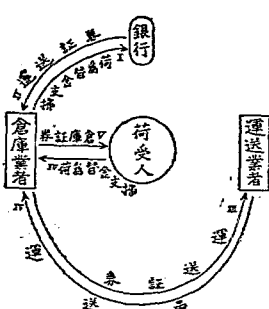


倉庫はまた、上記の如き場合に於いて、時に荷受人の爲め自ら荷爲替金を銀行に支拂つて運送證券の交付を受け、之を運送業者に呈示して先に交付し置きたる運送證券附貨物受取證の返還を受け以て貨物の荷爲替銀行と運送業者とに對して有したる關係を絶ち、恰も荷受人が最初より質入したるが如き状態と爲し、然る後

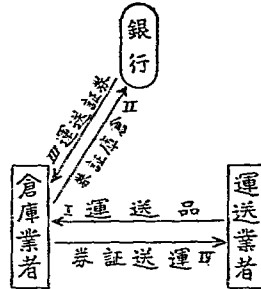


荷受人の爲に倉庫證券を發行して貨物の販賣を行はしめ、買手乃至は荷受人が在庫を求むるときに於いては保管料や立替金は無論のこと荷爲替金を支拂はしめることもある。上圖が即ち之である。

猶ほ又上記の場合に於いて貨物受取證を交付せずとするならば、左の如くなる。



若し夫れ更に此の手順を簡易にせんには、荷受人に於いて豫め運送業者・倉庫業者並に荷爲替銀行と特約を結び置き、運送品の到達するや運送業者をして直ちに之を倉庫業者に引渡さしめ、倉庫業者は之に對して倉庫證券を發行し、又荷爲替を取組まれたる該銀行は之と引換に運送證券を倉庫業者に引渡すべく、倉庫業者は最後に之を運送業者に引渡すとせば、厘毛の資金を動かさずして、猶ほ能く上記の目的を達することが出来るのである。即ち其の關係は次の如くに圖示される。但し此の場合には銀行自ら資金の融通を爲すものなること、言はずも



明かなところであらう。

以上の如く倉庫自ら金融を爲し、若しくは銀行と提携して金融上の利便を圖る倉庫の機能と、學者は信用機關的機能と呼んでゐる(註四)。

註一 此の點に就いては、倉庫證券の項に於いて詳述するであらう。

註二 親會社とは、他の會社の株式又は持分を所有して其會社の經營を指揮監督する會社を意味し、子會社は親會社の支配の下に立つものである。而して親會社にして全然直接の事業を營はず單に該會社の株式又は持分を所有するに止まるときは、特に之を持株會社 (Holding Company) 又は支配會社と名づけてゐる。又同一の親會社の下に在る子會社を相互に姉妹會社と謂ふのである。

註三 荷爲替の取組手續全般に就きては、此の普通の場合に四、深見義一氏編著「國際の商事要項」、再訂増補第五版、第四五圖を参照されたい。

註四 荷爲替制度の改善問題に關しては、上坂西三氏稿「商品の金融的機能と荷爲替制度(理論と實際銀行研究、第十五卷第四號所載)を参照せられたい。又荒木秀一氏稿「製絲金融論」(同上誌、第一卷第一號所載)なども、特種のものながら多少の參考となるであらう。

第四節 運送及び荷役業務

倉庫業者はまた、寄託者の便宜を圖りて保管貨物の轉送を行ふことがある。例へば、大阪の倉庫に預け入れたる棉花を名古屋に於いて受取らむとし、岐阜に託したる米を東京の商人に賣渡したる場合に於いて、其の倉庫證券に名古屋若しくは東京渡しの裏書を受け、後者に在りては更に讓渡の裏書を爲し、貨物到着の上は夫れ、其の地の倉庫に之を呈示して貨物の引渡を求めしむるが如き、之である。猶ほ又引續き入庫せむと欲するときは、舊倉庫證券と引換に其の地の倉庫業者より新證券の交付を受くれば足るのであつて、何れの場合も舊證券は先方の倉庫業者に送付せらるゝものである。之れ寄託者若しくは證券所持人にとり頗る便利なる方法なれども(註一)、結局倉庫業者の本支店所在地なるか乃至は豫め特約を結べる倉庫の所在地に非ざれば、之が取扱を爲し難きものなる爲に、我が國に於いては今猶ほ隆盛の域に達せぬ。

斯くて運送すべき貨物が一倉庫より出でて他倉庫に移る間の責任は、特約あれば之に従ふべきこと勿論なるも、若し之なきときは當然前者の負擔に歸するものにて、或は運送人として(商三三七條、六一九條)、時に或は運送取扱人として(商三三二條)、種々の責に任ずるのである。又保險關係は、貨物の入庫中に付せられたる火災保險が運送に付せらるゝと同時に解除せられて運送保險之に代はり、更に貨物が目的地に到達すれば再び火災保險に付せらるゝを常とする。而して

貨物轉送に關する取扱手續や報酬などは、或は營業規則を以て之を定め、又或は隨時依頼者と協議の上定むることとし、場合によつて異なつてゐる。今三菱倉庫株式會社の受寄物轉送に關する規約を掲ぐれば、次の通りとなる。

一 當會社ハ寄託者又ハ證券所持人ノ依頼ニ依リ當會社ノ一ノ營業所ヨリ他ノ營業所ニ受寄物ヲ轉送シ繼續シテ之ヲ保管スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル運送事項ハ總テ其運送者ノ規定ニ依リ且ツ運送中ニ於ケル當會社ノ責任ハ保險者ヨリ得タル運送保險金額ヲ以テ限リトス
受寄物ニ對シ質權ヲ設定シタル場合ニ於テ前項ノ申込ヲ爲スニハ必ス質權者ノ同意アルコトヲ要ス

二 前條ノ取扱手續及手数料等ハ隨時依頼者ト協議ノ上之ヲ定ムヘシ

以上述べたるところは貨物の轉送取扱乃至は運送取扱と稱せらるゝものにして、我が農業倉庫の如き、明かに之を附隨業務の一として認められたるものなれども（農業倉庫業法二條三號、一條、商三二七條等參照）、結局倉庫證券に依る商品の轉賣旺盛となり、且つ各地の倉庫が互に連絡を保つに至らぬ限り、幼稚の域を脱し能はぬものである。

然るに茲に、一般倉庫業者の大いに活躍すべき方面がある。即ち彼の聯絡役務（Terminal Serv-

る」と稱せらるゝものである。

抑々商港其の他の交通終點 (Terminal Point) に集積する貨物の少からざる部分が其の地の倉庫に庫入せらるゝものなる故に、斯かる地點の倉庫業者が各種交通機關相互乃至は之と倉庫若しくは製造工場等との間に、之が連絡を圖るの目的で、種々の役務を盡くすに至るは當然である。之れ他面に於いて運送取扱營業・舁舟業・棧橋業等之等聯絡役務の獨立を見る傾向あるに拘らず、更に倉庫業の附隨業務の一として重さを加ふる所以である。

終點役務は、普通分つて三とする。

一、貨物の積込陸揚積換に關する役務——荷役

二、貨物の積込陸揚等の準備に關する役務——上屋作業

三、貨物の短距離運送に關する役務——小運送

荷役 (Cargo Handling) とは海陸運送貨物の積込陸揚積換等に關する荷捌と云ふ。我が國に於ては從來所謂仲仕をして爲さしむる慣習ありしも、種々の弊害を認め、近時は各倉庫業者專屬の仲仕をして倉庫業者指揮の下に行はしむるに至つたのである (註二)。思ふに荷役は經濟上重要な作業にして、熟練せる貨物の取扱は其の毀損滅失を輕減し、猶ほ受渡を迅速的確ならしむるの

みならず、之を行はむとするときは、各場合に應じたる起重機・昇降器・線路・貨車・自動車・馬車・解舟・棧橋・濕船渠等各種の技術的設備を要するが爲め、倉庫業者自ら之に當るに如くはないのである(註三)。

上屋作業とは、上屋に於ける運送貨物の發送及び引渡に關する準備行爲を云ふものにして、船舶若しくは、鐵道貨車より送付せられし貨物は總べて取り敢へず一纏めとして引受けたる上、引渡先・種類・荷印等に依り仕分を施し手入をするなど、必要の作業を加へて荷捌の便を計るのである。斯るが故に上屋作業の巧拙が直ちに荷役の便不便に影響すること、上屋自體の所在地の適不適と異ならぬ。

小運送とは、棧橋・停車場・倉庫・工場・商店等相互の間に水運又は陸運による短距離輸送を指すものにして、普通艇・自動車・馬車・荷車が用ゐられる。然るに之等小運送機關の設備組織の良悪は、直ちに運賃に影響し、従つて又市内工業の條件乃至は市民生活費に影響すべき重大なる問題である。

要するに、之等聯絡役務の適否巧拙は、或は船舶の碇泊期間に若しくは上屋に、更に或は都市交通の上に、種々の關係を有するのであり、又運送品の品質乃至は價格にも重要な影響を及ぼす

が故、國民經濟上重大なる問題を爲す。そは兎まれ、斯くの如き倉庫の職能を學者稱して、聯絡機關的機能と云つてゐる(註四)。

註一 貨物の轉送と同時に、代金取立の取扱なも爲すものがある。此の場合には轉送せられた貨物の引渡を爲すときに、之が實卸代金を荷受人より取るのてあつて、其の他は普通の轉送と何等異なるところがない。

註二 仲仕の中でも、特に本船の貨物積込を專業とする者を *warehouse* といふ。船積方法の善悪は積載量に影響し、且つ亦積荷の毀損・滅失・漏減・汚損の有無にも關し、延いては船舶の傾斜類獲にも關係がある。

猶ほ仲仕問題に就いては、山本五郎氏の「仲仕貸定額支給に就て、外二講」が参照さるべき資料である。

註三 荷役に就いては前掲渡邊氏の「歐米の港灣に於ける貨物の荷役」及びマツケルキー・テラー兩氏の「埠頭原理、荷役及び保管」以外に、左記論文を参照されたい。

安川雄之助氏稿「本邦港灣に於ける荷役制度」(港灣第一卷第三號所載)。

高西敬義氏稿「本邦主要港灣の荷役に就て」(港灣第二卷第二號所載)。

註四 倉庫の聯絡機關的機能に就いては、左記書に負ふところ尠くない。

内池博士著、前掲「組織論」、一九二頁以下、二一五頁以下及び二九〇頁以下。更には同博士前掲「經營論」、一〇六頁以下。

MacIver, op. cit., p. 177ff.

第五節 保險事務

倉庫の保管貨物が火災によりて燒失したるときは、其の損害は何人に歸すべきや、此の問題は場合によりて異なり必ずしも常に倉庫業者に於いて負擔すべきものと爲すを得ぬ。固より倉庫業者に過失あるときは之が賠償の義務を負へども、過失なき場合に於いては之を立證して其の責を免がれ得べきは勿論のこと、時には輕過失に就いて損害賠償の責を負はざる旨の免責約款(註一)を設くる者がある。従つて斯かる場合寄託者乃至は倉庫證券所特人の損害と爲り、又證券を擔保として資金の融通を受けむとするも、斯かる不安の擔保にては貸付利息自ら高率なるべく、時に或は貸付拒絶を受くるであらう。然りとて各寄託者が一々保險會社と保險契約を締結するは、常に其の手數多きのみならず、保險料も割高となる。一方倉庫業者亦た受寄物を保險に付するときは、一朝火災に遭ひたる場合(註二)、其の責任の何人に存するかに就き争ふ必要なきこととなり、従つて自衛上安全の處置と謂ふべきである。斯るが故に實際上寄託者より別段の申出なき限り、倉庫業者に於いて保險業者と特約して包括保險に付するを常とし、保險料は特に其の名を以ては徴せざれども、保管料中に之を加算してゐるのである(註三)。

抑々包括保険とは、倉庫業者と保険業者との間に於いて豫め倉庫一棟毎の貨物收容高を見積りて、概括的に保険の目的たるべき入庫貨物の種類を一定し、以て一定の期間——通例一箇月若しくは二箇月——に就いて保険金額を協定し、其の期間内に入り來るべき貨物を一括し、其の入庫中生ずることあるべき火災の危険に對し保険契約を爲すものである。従つて保険金額は保険業者の責任限度を示すものに外ならずして、貨物は入庫すれば保険の目的となり、出庫すれば保険契約外に脱出する。猶ほ又此の契約は通常の保険證券に依らずして保険契約書なる特約書によつて締結せらるゝものである(註四)。

然らば倉庫業者の付する此の保険契約の法律上の性質如何、換言すれば一般の他人の爲にする火災保険なりや、將た自己の賠償責任に備ふる爲の火災保険即ち一種の責任保険なりやと言ふに(註五)、未だ責任保険の行はれざる我が國に於いては「他人の爲にする火災保険」と謂ふの外なく(註六)、従つて保険料は倉庫業者に於いて之を支拂ふ義務あるは勿論(商四〇一條)註七、若し又委任を受けずして倉庫業者が寄託者の爲め保険に付したる場合に於いては、其の旨を保険業者に告ぐるを要し、寄託者は之によりて當然に其の契約の利益を享け得るものである(商四〇二條、四二一條)。尤も實際上は、契約書面に寄託者の氏名を明記せず單に荷主と認むるに過ぎぬので、保

險金は必ず倉庫の手を経て受取るべきものとされてゐる。思ふに之れ、倉庫證券の輾轉譲渡を豫想したる結果生じたる便宜的手段に外ならぬ。

猶ほ保険金額は寄託者の申込價額に依るべきも、若し之なきか或は不當なるときは、倉庫業者の相當と認むる額により之を定むるを普通とする。

斯くして寄託者は自ら保険契約を締結するの必要なく、而かも保管料中に保険料の轉嫁行はると雖も、猶ほ倉庫業者が一纏に付する結果は其の割合が低率となる。思ひ到れば、倉庫證券の運用により貨物運搬上發生すべき損害を防止し得ると相俟つて、倉庫業なる商業制度は、愈々巧みに貨物の損害を除去せしむると謂ふべきである。

註一 免責約款とは、倉庫業者・運送業者乃至は保険業者などが、法規の許す範圍内に於いて其の責任を軽減する爲め、倉庫證券・運送證券乃至は保険證券に記載する約款である。而して之が詳論は、第三編「倉庫證券論」の項に譲りたい。

註二 我が國倉庫業者の取扱ふ保険事務は勞んど全部火災保険に係るのであり、前に於いて述べたる運送保険に付する如きは、寧ろ稀なことである。従つて本文に於いても火災保険のみを論ずる。

註三 貨物の價額甚だ低きときは、寄託者より特に無保険保管を依頼することなきに非ざるも、倉庫業者は斯くの如き場合と雖も、保管料の減額を爲すこと極めて稀にして、多くは火災保険料込みの一般保管料を請求するといふことである(門島氏稿、國民經濟雜誌、第二十七卷第一號所載の前掲論文參照)。

註四 丸谷喜市氏稿「倉庫寄託物ト火災保險」(國民經濟雜誌第二十三卷第一號所載)を參照した。猶ほ倉庫保險に就いては、

左記述作を参照されたい。

山本五郎氏述、「倉庫保管貨物火災保険ニ就テ」。

米谷隆三氏著、「保險經濟の研究」、一六三頁以下。

白井俊三氏稿、「倉庫貨物ノ火災保險ヲ論ジ丸谷學士ノ所説ニ及ブ」國民經濟雜誌第二十三卷第三、四號連載。

註五 此の兩種の保險契約に就いては、松本蒸治博士著「保險法」増訂四版、一一八頁以下及び一四六頁以下並びに岡松博士稿、内外論叢、第一卷第二號所載の「倉庫會社カ爲ス保險契約法」を参照されたい。

註六 三浦強道博士述、「農業倉庫業と保險契約」(産業組合中央會編、前掲書所收)参照。

猶に米國に於いては倉庫業者の過失に因つて他人に與へし損害を填補する一種の保險が存する。即ち倉庫業者が證券に誤記を爲し、或ひは誤つて受寄物の返還を爲したる如き場合に於いて保險金を支拂ふものにて、之を Warehousemen's Error and Omission Insurance と呼んでゐる、然るに同國には更に倉庫業者自體の爲に締結せらるゝ興味ある保險が存する。抑々倉庫業者は保管料其の他の費用乃至は立替金に就き受寄物に對し留置權を有するが故(See, 27, Uniform Warehouse Receipts Act)、火災に因りて受寄物焼失するときは此の留置權を失ふの關係にある。従つて此の被保險利益を保險に付して倉庫業者を保護する要あり、此に Accrual Charges Insurance と名づけらるゝ保險契約が成立するのである(See Harting, 'p. cit., pp. 231, 232)。

註七 此の點から考ふるときは、倉庫業者が保險料なる名義にて寄託者に報酬の請求を爲さざるは當然であり、又反面から察るときは、唯寄託者の利益の爲に不當の損失を蒙る理由なきだけに、保管料の中に之を加算するといふ營業者の實際も亦た尤もの次第だと領承せられる。

第六節 保護預り及び貸庫

保護預り (Safes Deposit ; Aufbewahrungsgeschäft) とは、銀行若しくは倉庫業者等が取引先乃至は其の他の人の依頼に基づき有價證券・貴重品の類を保管する業務であつて、其の淵源は遠く古代希臘・フエニキア・カルタゴ等に溯ることが出來、實に近世銀行預金業務の起源を爲すものである (註一)。而して其の預金と異なる點は、預金に在りては消費寄託の性質を帯び、預入を爲すと同時に使用・收益・處分を爲し得る権利が相手方に歸するに對し、保護預りに在りては、多く單に保管事務を爲さしむるに在るが故、單純なる寄託たるに過ぎぬのである (詳細は後程に譲る)。果して然らば、倉庫業者が之を行ふに當りて、一般貨物の寄託と區別するは何故なのか。思ふに金銭・有價證券の類を普通倉庫寄託の目的と爲さざるは、一面には之等の保管に殆んど場所の提供を必要とせず専ら監視に重きを置けば足るのであり (註二)、而かも其の容積に比較して其の價值極めて大なるもの故特別の設備を必要とする上に (註三)、又他面には之を銀行に託するにより金融の便を受け易きを以てである。そは免まれ、此の業務は、畢竟世人が各自其の財産の保管に膺るよりも一層廉價且つ安全に其の目的を達せしむるものなるが故、軌近資産の證券化盛に行はれ、從つて

有價證券の種類數量著しく増加し、他面生命・財産の確保さるゝ今日に於いても災害事變頻繁となり、而かも住宅・事務所が其の建築上貴重品の保管に適せざるもの多きに拘はず之を所有する者愈々増加する傾向ある爲め、銀行・信託會社等を通じて觀れば、之が取扱業務滋々盛となるべきである(註四)。

借て現今行はるゝ保護預りの方法に三種ある。

一 開封保護預り (Open Safe Deposit; Offene Depot)

依頼者が預入物件に封緘を爲すことなくして其の儘託するものにして、常に目的物件の安全保管を爲さしむるに止まらず、更に其の種類性質に應じたる適當の管理を爲さしめ得るものである。例へば公債證書を託して元利金の支拂を受けしめ、或は株券を預けて利益の配當を受けしむるが如き之である。而して此の場合に於ける法律上の性質は、委任を伴へる寄託契約に外ならぬのである。

二 封緘保護預り (Sealed Safe Deposit; Verschlusssame Depot)

目的物件を包装し又は箱に收め封緘を施して預託するものにして、受寄者は返還請求のありたる場合其の儘返還すれば足り、内容に就いては何等の責をも負はぬのである。開封保護預りの場

合に於いては寄託の引受のみならず管理を爲すの責を負へども、後者は單に保管の義務に任ずるのみ。然れども秘密を守り得る長所が存する。而して之が法律上の性質は純然たる寄託契約に外ならぬ。

三 保管函の貸與 (Special Safe Deposit; Safe Lett; Kassenschrunkfachgeschäft)

保管函を貸與し依頼者をして隨意に之を利用せしむるものにして、保管の責任は寧ろ依頼者に在り、法律上の關係も寄託にあらずして寧ろ貸借の關係にある(註五)。

以上三種の保護預りは一般に銀行乃至は信託會社の取扱ふところであつて、倉庫業者が華主の爲に盛に之を行ふ如きは寧ろ將來の問題に屬するのである。

次に倉庫業者は一年を通じて貨物が輻湊し絶えず其の倉庫を有利に使用し得るを欲すと雖も、自ら其の地方の經濟界の狀勢に因り倉庫に繁閑の差異を生じて、爲に或は其の一部若しくは全部を他人に貸して、一定期間一定貨物の入庫を爲さしめ貸庫料を得ることがある。之れ宛も船舶所有者が自ら運送を行はずして、時に船舶を貸貸すると同理に基づく。従つて保管上の責任は貸借人の負擔に歸すべく、倉庫業者は唯單に倉庫の使用に必要な修繕を爲すべき義務を負ふに過ぎぬのである(民六〇六條)。若し又貨物の變質・損傷乃至は賃借人の不注意に因り、倉庫若しくは

他の貨物に損害を及ぼしたるときは、貸借人に其の損害を賠償すべき責がある（民六二二條、六〇〇條、六六一條、七〇九條等）。

註一 Gilbert, J. W., *The History, Principles and Practice of Banking*, revised by E. Sykes, London, 1919, Vol. 1, p. 1. ff.

註二 内池博士著、前掲「經營論」、八、九頁乃至は同博士稿、國民經濟雜誌第二卷第三號所載前掲論文參照。

猶ほ博士は、此の點に就き、「此等ノ保管事業ハ公私經濟上頗ル有利ナルヘシト雖モ、從來ノ經驗上寧ロ保護預リトシテ銀行業ノ一分科ヲ形成スルノミナラス、一國ニ於ケル貨幣、有價證券、地金銀ノ増減及其現存ノ狀態ハ常ニ其國ノ金融市場ト多大ノ關係ヲ有スルモノナレハ、其取扱ハ之ヲ金融機關タル銀行者ノ手ニ委スヘキヨリ其國ノ經濟上ノ公益ニ合スルモノト謂フヘシ」と述べられてゐる（上掲論文の一節）。然し私見を以てするならば、後掲川崎氏の如き言あるに拘らず、北米合衆國の如く保護預りの專業者 *Trust Deposit Company* の出現せざる我が國に在りては、寧ろ同じ金融機關の一たる信託會社の一部門として將來發達すべきものである。之れ保護預りの性質が、短期の動的資金を取扱ふ商業銀行より長期の靜的資金を託せらるゝ信託會社の業務により、近きものなる故である。

註三 北米合衆國に於いては、信託會社にして保護預り業務を爲すもの次第に減少しつつあるが、其の主なる原因は莫大な資本が此の設備を爲す爲に固定さるゝを好まぬ故であるといふ（川崎貞明氏著「米國信託會社の組織と經營」、三六頁）。

註四 山本氏著、前掲「倉庫及倉庫業」、七五頁參照。

註五 保護預りの法律關係に就いては、大阪銀行通信錄第三百一號所載の井上瀧吉氏述「保護預りの性質に關する法律的研究」を參照されたい。

第七節 通關事務

通關事務とは貨物の輸出入手續乃至は之に關聯する事務を云ふ。而して此の種の事務は極めて煩瑣なるが爲め、之に慣れざる者が爲すよりも寧ろ之を專業とする税關貨物取扱人 (Custom-house Broker) に託するを以て便とする。然るところ普通輸出入貨物は、一度は倉庫に庫入せらるゝものなるが故、倉庫業者が之を兼ねるは、最も利用者に便宜を與ふることとなる。従つて寄託者又は證券所持人の依頼に基づき受寄物を輸出せむときは、貨物の輸出に關する手續を爲し之を船舶に積込むべく、又反對に輸入の場合は、倉庫業者が貨主の依頼に基づいて貨物の輸入に關する手續を爲し、之を自己の倉庫に藏置して倉庫證券を與ふるのである(註一)。若し又保税倉庫の場合に於いては、其の性質上より入出庫の手續に多少の差異あり、詳しくは第九編第五章倉庫業務の手續として論じて見たいと思つてゐる(註二)。兎まれ此の場合の法律關係は、税關貨物取扱人法によつて律せられるものなのである。(註三)

註一 貨物の輸出入手續に就いては左記原書の何れかを参照されたい。

太田正孝博士著、關稅行政論、三八七頁以下及び五七七頁以下。

小林行昌氏著、税關論、増補第三版、二四一頁乃至三〇一頁。

註二 然し手取速く其の一斑を知らむ者には、佐野博士の前掲「商學通論」二四三、四頁を繕かれない。

註三 税關貨物取扱人の大要に就いては、太田博士の上掲書、三七五頁以下を参照されたい。

第八節 其の他の業務

以上倉庫業務の主なるものを記したが、其の他にも兼營若しくは附隨業務の一として舢舨業・曳船業・埠頭業等を爲すことがある。

舢舨業 (Boating Business; Lighthing) とは、舢舨 (Lighter) 若しくは河舟 (Barge) 等小舟を以て貨物を陸地より本船に又は本船より陸地に運送して運賃——舢舨賃 (Lighterage) ——を收むる營業を謂ひ、曳船業 (Towage) とは、航行力なき船舶や遭難船や乃至は無風・逆風時に於ける帆船等航海を爲すに困難なるか、或は危険多き港灣等に於いて、或る船舶を一所より他所に曳行して其の報酬——曳船料 (Towage; Truckage) ——を得るものを指し、又埠頭業 (Wharfing Business) は、埠頭を築き起重機其の他の設備を爲して貨物の積込・積卸を便ならしめ其の使用料——埠頭使用料 (Wharfage; Storage or Quayage) ——を收むるものである(註)。

註 此の項左記二書参照。

坂本氏著、前掲「海運」、三四七頁以下。

篠川眞澄氏著、「海上運送」、再訂増補第五版、三五三頁以下。

以上縷述した如く、今日倉庫業者は物品保管の本業以外に各種の附隨業務を行ひ、一般社會に幾多の利便を供しつゝあるのであるが、又靜かに其れ等利益の據つて來るところを觀るに、彼等當事者が保管貨物に就いて發行する倉庫證券の力に俟つこと絶大である。宜なるかな、内池博士會て言あり、「倉庫證券は倉庫業の生命にして之を發行せざるものは適當に倉庫業と稱すべからず」と、註。是に於いてか、我が説述の筆も自ら、近世經濟上の一大制度たる倉庫證券の問題に進められねばならぬのである。余は之を次編に於いて詳論しよう。

註 前掲「經濟論」、一〇頁。尙ほ博士が別著「農産物倉庫論」中、倉庫證券の發行を以て營利的農産物倉庫の主たる業務と爲さるゝも亦た、之と同一思想に外ならぬのである（同書、二乃至四頁参照）。

第三編 倉庫證券論

第一章 倉庫證券の性質

今日の倉庫業者が獨り貨物保管の機關たるに甘んぜず、更に賣買機關・信用機關・價格機關・連絡機關等の機能を發揮して商取引の運行上缺くべからざるものなることは、既に前編に於いて論じたるところである。然るに倉庫が斯くの如き機能を發揮し得るに至りたるは、畢竟其の發行にかゝる倉庫證券の作用にある。今日倉庫證券の——貨物引換證・船荷證券も同様ながら——貨物に對する關係は、小切手の當座預金に對する關係と酷似してゐる(註一)。抑々倉庫證券(Warehouse Receipt; Lagerschein)は倉庫寄託契約の效力として倉庫業者が寄託者の請求によりて交付する一種の要式證券にして、一方に於いては倉庫業者が寄託物を受領したることを證明する證據證券となり、他方に於いては寄託物を處分せむとするに當り之によりて其の目的を達する引渡證券となるものである(註二)。斯くして、倉庫證券が、よし法律上種々なる效力を有すると、商業上より觀るときは其の主なる作用は結局次の二つに盡きる。

一 倉庫證券の金融上に於ける作用

二 倉庫證券の賣買上に於ける作用

之れ蓋し寄託者にして保管貨物の賣買質入の要無きときは、危険の伴ふ倉庫證券の交付を受けず、而かも寄託契約の成立乃至は保管貨物の受領の如きは單なる受取證を徴して、以て安全に之が立證を爲し得べきを以てある。

然らば倉庫證券が金融上如何なる作用を盡くすであらうか。これ畢竟倉庫證券を以て債權擔保の手段に供し寄託物擔保の證券化を行ふ點にある。若し倉庫證券の制度無きときは、債務者に於いて寄託物を出庫して之を債權者に引渡すべく、債權者自ら之を繼續して占有するの要がある。然るに此の場合債權者必ずしも之が保管の注意と設備とを有するとは限らざる故、已むなく更に第三者をして自己の爲に之を保管せしむる要もあらう（民三四四條、三五二條、一八一條）。斯くては手數徒らに煩瑣にして事迅速を尙ぶ商取引の精神に合致せず、而かも時間と費用と危険の上に幾多の不利不都合を生ずるであらう。然るに倉庫證券を利用するときは、債務者は自己の貨物を債權者に引渡さずして資金の融通を仰ぐべく、債權者また唯だ證券の受領によりて簡單容易に自己の債權を確保することを得るのである。而して斯かる倉庫證券の質入が其の形式に於いて

不動産の抵當貸付に類するが爲め、倉庫證券の此の作用を學者名づけて不動化的機能と呼んでゐる(註三)。

次に倉庫證券が保管貨物の賣買に如何なる利便を供するやといふに、貸主が之を他人に賣却するに當り一々之を出庫して買主に送付するの必要なく、唯だ一片の倉庫證券に裏書を爲し、之を交付すれば足るのであり、斯くて買主にして更に第三者に轉賣を爲すときはまた同様の手續により、毫も現物を動かさずしてよく其の目的を達し得る。斯くして現物授受の爲に要すべかりし運搬・検査其の他之に附隨の勞力・費用を節し、又減耗・破損・盜難等の危険を除去し得べく、更に倉庫證券の記載につきましては倉庫業者之が保證を爲すものなれば、安んじて迅速容易に之が受渡を爲し得るのである。之れ今日實際界に於いて物品受渡の方法が、現物受渡の方法より證券受渡の方法に進展推移する傾向の顯著なる所以である(註四)。而して斯くの如く倉庫證券の貨物流動を圖るの作用は、之を名づけて動化的又は非物質的機能と謂ひ得られる(註五)。

以上の如く倉庫證券が商業上保管貨物の賣買質入の手段として重要視せらるゝ所以のものは、畢竟其が法律により特別の效力を賦與せられ、倉庫證券の取引を規範し保護する爲に外ならぬ。是に於いてか倉庫證券の法律的性質を研究すべきこととなる。

一 倉庫證券は有價證券の一である。

有價證券 (Wertpapier) とは、財産権を表彰する證券にして證券上の権利が證券の権利者に歸屬するものをいふ(註六)。従つて有價證券が證券上の権利關係と證券自體とに實質的關係を有する點に其の特質を有するもので、此の點に於いて彼の單純なる證據書類が権利の證明に關して其の意義を有するに止まり、證明せらるべき権利の存否が證券の存否によりて影響を受くることなきと異なつてゐる。然はれ有價證券上の権利と證券自體との實質的關係は各種の有價證券によりて相異なり、必ずしも同一様ではないのである。手形の如く権利の發生・移轉並びに行使に何れも證券を要するものを完全なる有價證券 (Vollkommenes Wertpapier) とし、記名株券・記名社債券の如く権利の發生・移轉並びに行使の何れかにつき證券によることを要せざるものを不完全なる有價證券 (Unvollkommenes Wertpapier) とす。

今倉庫證券に就いて之を觀るに、證券上の権利は、手形の如く證券の作成によりて始めて生ずるものにあらずして却つて寄託契約成立の結果生ずるものであり、寄託物返還請求權の如きは證券の作成を俟たずとも當然寄託者に賦與せられたる權利である。然れども一度び倉庫證券の作成交付ありたる後は、證券上の權利移轉には必ず證券の引渡を要し(商三六五條、三八三條ノ二第

二項、三三四條ノ二)、又證券上の権利の行使には必ず證券の占有を要するものである(商三七九條、三八三條ノ二第二項)。尙ほ倉庫證券が財産權を表彰する點に至りては何等疑ふ餘地無きが故、倉庫證券が一種の不完全なる有價證券なることは明かであらう。

二 倉庫證券は一の指圖證券である。

指圖證券 (Orderpapier; Order Paper) とは、一定の權利者を指定すると同時に、其の者の指定する第三者即ち其の指圖人 (Order) を權利者とする證券をいふ。斯くの如き證券を移轉するには、通常裏書 (Indorsement; Indossement) の方法に依る(商二八二條、四五五條)。而して倉庫證券は、手形・貨物引換證・船荷證券と同様に、指圖人に對し權利の行使を認むべきこと即ち指圖文句 (Orderklausel) を記載せざる場合と雖も、法律上之が裏書讓渡を認められてゐる(商三六四條、三八三條ノ二第二項、四五五條、五二九條、五三七條、三三四條ノ三、六二九條)。斯くの如き證券を當然の指圖證券又は法律上の指圖證券といふ。舊商法は倉庫證券を以て當然の指圖證券と認めざりしも、改正商法は倉庫證券の目的及び其の經濟上の作用に鑑み其の讓渡性を認め、商業上信用證券 (Kreditpapier) としての機能を全からしめようとしたのである(註七)。然はれ此の讓渡性たる絶對的のものではなく、従つて其の發行者たる倉庫業者に於いて之が裏書を禁

する旨を記載したる場合に於いては、此の性質を喪ひて記名證券 (Rektapapier) となるものである。當然の指圖證券にあらざる記名證券の譲渡に就ては、一般の権利の譲渡行爲 (民四六七條) 以外に證券を引渡すことを必要とす、蓋し之れ證券上の権利が證券を以てするにあらざれば處分することを得ざる結果である。又我が現行法は倉庫證券に無記名式のもの (Inhaberpapier; Bearer Paper) を認めざるも (註八)、選擇無記名式のもの (Alternatives Inhaberpapier) を禁ぜぬのである (商二八二條、四四九條ノ二)。選擇無記名式の證券の法律上の性質に就きては學者間に論争あり、我が民法は免責的效力を有する記名證券とし (民四七一條)、商法は少くとも、手形及び金錢其の他の物又は有價證券の給付を目的とする有價證券に就いて、無記名式のもの同一の效力を有するものと定めてゐる (商四四九條ノ二、二八二條)。

三 倉庫證券は要式證券である。

要式證券 (Formelles Wertpapier) とは、證券に法定の事項を記載することを要し、若し此の記載なきときは證券上の権利の發生乃至は存続を生ぜざるものをいふ。我が商法が其の第三百五十九條に於いて預證券及び質入證券の記載事項を定め、且つ之に倉庫營業者の署名を要する旨規定し、倉荷證券にも此の規定を準用したる結果 (商三八三條ノ二第二項)、倉庫證券の要式證券な

ること明かである(註九)。思ふに法律が倉庫證券に就き嚴格なる要式主義を採つたのは、證券に公
信力を認めたるに由るものである。

尙ほ倉庫證券が、形式不備の爲め倉庫證券として無効なる場合、他の指圖證券として效力を有
すべきや否やに就いては、學說未だ一致せぬ。けれども當事者に於いて無効なる倉庫證券を他の
指圖證券として有効なりとする意思を有し、且つ證券上若しくは他の立證方法により此の意思を
推知するに足るときは、之を以て他の指圖證券として是認することが出来るであらう(註一〇)。

四 倉庫證券は文言證券である。

文言又は證券的證券 (Schriftrechtliches od. schriftrechtliches Wertpapier) とは、證券上の
法律關係が證券上に記載せられたる文言のみによつて決せらるゝ證券をいふ。従つて證券の善意
取得者が其の證券に記載されたる文言によりて其の權利を得ると共に、義務者は證券に記載せら
れざる事項に就き前權利者に對して有したる抗辯を以て之に對抗し得ざるものである。是を以て
世人は安んじて其の證券を目的とする取引を爲すことが出来、斯くて此の證券を時に公信力を有
する證券或ひは略して公信證券 (Wertpapier des öffentlichen Glaubens) ともいふのである。我
が商法第三百六十二條は「預證券及ヒ質入證券ヲ作リタルトキハ寄託ニ關スル事項ハ倉庫營業者

ト所持人トノ間ニ於テハ其證券ノ定ムル所ニ依ル」と規定し、同第三百八十三條ノ二第二項に於いて倉荷證券に預證券に關する此の規定を準用してゐるによりて、倉庫證券の文言證券たること明かであらう。

尙ほ茲に注意すべきは、文言證券にありても證券が有効に成立したることを必要とするは勿論にして、若し證券が有効に成立せざるとき例へば發行者が精神能力を缺きたるか又は發行行爲が適法に取消されたる如き場合にありては、證券其の物が有効に成立せず、従つて發行者は何人に對しても證券上の義務を負はざるものなること、之である。換言すれば文言證券に於ける文言は、文言の意味及び範圍に就いては絶對的の信憑力を有するも、文言其のもの存否に就いては信憑力を有せざるものである(註一)。然りとて文言證券に一切の法律關係を記載し盡くすことを必要とせず、別に存する法律關係を證券上に引用するは妨げぬ。従つて倉庫證券に約款を挿入し、本約款ニ記載セサル事項ハ總ヘテ當倉庫營業規則ニ據ル」と記載し置くときは、其の引用せられたる範圍に於いて證券外の關係が證券上の關係となるものである。尙ほ斯くの如き文言證券に對して、株券の如く證券に記載なき實質權が善意の取得者に對しても其の效力を有するものを實質權的證券 (Materiellrechtliches Wertpapier) といふ。

次に有價證券中交付（又は裏書及び交付）によつて證券上の權利を移轉することが出來、而かも其の譲受人が前權利者の有したる權利と獨立して原始的に證券上の文言により權利を取得する證券を、特に流通證券（Negotiable Instrument）とす（註二）。而して倉庫證券は、既に述べたる如く我が商法上此の二性質を具ふるが故、流通證券の一と謂ふも差支ない（註三）。

五 倉庫證券は要因證券である。

證券上の義務が一定の法律上の原因より獨立のものなるときは、之を不要因若しくは抽象的證券（Abstraktes Wertpapier）と謂ひ、又其の義務が一定の原因上の義務なるときは、之を要因又は原因證券（Kausales Wertpapier）と謂ふ。而して文言證券にありては、既述の如く證券上の法律關係が證券の文言によりて定まるものなるが故、其の證券が要因のものなりや將た不要因のものなりや亦た證券の記載によりて定まるべきこととなる。即ち證券上の權利が證券の記載によりて一定の原因に基づくものなるときは、其の證券は即ち要因證券にして、然らざるものは不要因證券である（註四）。手形の如きは不要因證券にして、倉庫證券其の他の有價證券は概ね要因證券である。即ち手形の債務者は手形に署名することにより其の手形金額支拂の債務を負ふものにして、其の債務發生の原因が存在するや否や又其の適法なりや否やは一切問ふの必要なく、又之

が記載を許されざるものなるが故（商四三五條、四四五條五號、五二五條四號、五三〇條五號）、性質的に不要因證券たるものなれども、倉庫證券・貨物引換證・船荷證券の如きは寄託契約又は運送契約に基づく寄託品又は運送品の返還義務を表彰するが故に、其の原因たる契約の無効は直ちに證券上の権利の無効を來すのである（註一五）。

六 倉庫證券は引渡證券である。

引渡證券（Traditionspapier）とは、證券の引渡が法律上證券面記載の物又は権利の引渡と同一の效力を有する證券をいふ。商法は貨物引換證につき規定して、「貨物引換證ニ依リ運送品ヲ受取ルコトヲ得ヘキ者ニ貨物引換證ヲ引渡シタルトキハ其引渡ハ運送品ノ上ニ行使スル權利ノ取得ニ付キ運送品ノ引渡ト同一ノ效力ヲ有ス」と爲し（商三三五條）、之を倉庫證券に準用してゐる（商三六五條、三八三條ノ二第二項）。従つて預證券・質入證券又は倉荷證券により寄託物を受取ることを得べき者に之等の證券を引渡したるときは、其の引渡は寄託物の上に行使する権利の取得につき寄託物の引渡と同一の效力を有することとなり、結局證券の引渡が法律上證券面記載の物品の引渡と同一の效力を有することとなるのである。而して其の引渡が如何なる意味を有するやば場合によつて異なるべく、或ひは占有權・所有權又或ひは質權・留置權等總べて實質上の關係に

基ついて各種の物權を享有することが出来るのである。學者或ひは此の種の證券を名づけて物權的有價證券(Sachenrechtliches Wertpapier)と呼んでゐる(註一七)。

七 倉庫證券は處分證券である。

處分證券(Dispositionspapier)とは、證券上に記載されたる物又は權利に關する處分を爲すには必ず其の證券を以てすべし證券をいふ。商法は貨物引換證につき規定して「貨物引換證ヲ作リタルトキハ運送品ニ關スル處分ハ貨物引換證ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス」と爲し(商三三四條ノ二)、之を倉庫證券に準用した(商三六五條、三八三條ノ二第二項)。従つて倉庫證券を作りたるときは、寄託品に關する處分は倉庫證券を以てするに非ざれば之を爲し得ざることとなるのである(註一七)。

八 倉庫證券は呈示證券である。

呈示證券(Presentationspapier)とは、證券上の權利を主張せむが爲に證券の呈示を爲すを要する證券をいふ。倉庫證券の真書讓渡を認めたる結果、權利者が證券の移轉と伴に次第に變更し、爲に倉庫業者は證券の呈示なき限り正當の權利者を知るに頗る困難を感ずることとなる。これ倉庫證券を一種の呈示證券と爲したる所以にして、證券の呈示即ち債務者の遲滞責任の起算點とな

るのである(註一八)。

九 倉庫證券は受戻證券である。

受戻又は引換證券 (Einlösungswertpapier) とは、之と引換に非ざれば證券の表彰する物又は権利の請求を爲し得ざる證券をいふ。商法第三百七十九條は「預證券及ヒ質入證券ヲ作リタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス」と規定し、更に其の第三百八十三條ノ二第二項を以て倉庫證券にも之を準用した。従つて倉庫證券の受戻證券たることは明瞭であらう。尤も商法は倉庫證券に關し特別の規定を設け、證券所持人が證券と引換に非ずして寄託物の返還を受け得べき場合を認めただけども(商三八〇條、三八〇條ノ二、三八三條ノ三)、之等特種の場合に就いては本編第三章に於いて説述した。

尙ほ之と前記呈示證券との概念上の差異は、前者が履行と交換的に證券の受戻を要求するに反し、後者は履行の條件として證券の呈示を要求するの點にある。

一〇 倉庫證券は商業證券である。

商業證券 (Handelpapier) とは、通常商取引の目的物とせらるゝ有價證券をいふ(註一九)。従つて商業證券なる概念は有價證券なる概念よりも其の範圍狭小にして、有價證券中の一部たるに

過ぎぬのである。されど商業證券なる觀念は固と商取引の發達に基づきて生じたる觀念にして、嚴格なる法律上の觀念を爲すものではなく、従つて其の法律上の意義曖昧にして多少の疑なしとせぬ。商法第二百六十三條第四號は「手形其他ノ商業證券ニ關スル行爲」を以て之を商行爲とする旨の規定を掲げ、商業證券の觀念を示してゐる。故に是によりて觀るときは手形の商業證券たること明かなるも(註三〇)、それ以外に如何なるものが商業證券なるか瞭かではない。思ふに有價證券にして商業證券たるは、通常其の移轉容易にして法律上乃至は事實上安全なるに因るものである。例へば無記名證券・指圖證券の如きは交付又は裏書によりて之を移轉し得べきにより、文言證券の如きは其の讓受人が前者に對し主張し得べき抗辯を以て對抗せらるゝことなきにより(民四七二條、四七三條、商三三四條、三六二條、三三三條ノ二第二項、六二九條、四四〇條)、更に社債券・國債券の場合の如く事實上證券の義務者が讓渡人に對して有する抗辯を以て其の讓受人に對し主張することなきにより(註三一)、何れも商業證券と謂ひ得るであらう。

さて今倉庫證券に就いて之を觀るに、原則として證券の裏書讓渡が認められ(商三六四條、三八三條ノ二第二項)、證券上の法律關係が證券上に記載せられたる文言のみによりて決せられ(商三六二條、三八三條ノ二第二項)、而かも賣買・質入等商取引の目的物として利用せむが爲め作成

せられたるものなるが故、其の商業證券たること疑ふ餘地がないと思ふ。此の點同一理由に基づきて、船荷證券・貨物引換證も亦た商業證券に數へられやう。

尙ほ序を以て倉庫證券と寄託契約書との差異を述べれば、前者が寄託契約成立後其の效力によりて發行せられ、一面に於いては受寄物の受領を證明し、他面に於いては受寄物の返還承認の證券として觀察せらるゝものなるに、後者は寄託に關する意思表示の合致を表し契約自體の成立を示す證書にして、觀念上兩者の間に大なる逕庭あるのみならず、更に彼にありては單に倉庫業者が署名するに止まるに(商三五九條、三八三條ノ二第二項)、是にありては兩當事者が署名すべきものである。又倉庫證券と單純なる受取書との差異の主なる點は、後者が單に權利證明の爲に利用せらるゝに過ぎざるも、前者が疑に述べたる如く更に權利利用の要件を爲し實體上の效力を有する點にあるのである(註三三)。

註一 倉庫證券類別の制度が夙にヴェニスに起り、銀行の小切手、運送業者の船荷證券と共に相並んで發達したことは、興味あることである(Haring, op. cit., p. 66 ff.)。

註二 倉庫業者の寄託を受けたる貨物に對し發行せらるゝ證券は、必ずしも常に倉庫業者の發行にかゝるものとは謂ひ難はら。彼の *Stallzeitel* 又は *Delivery Order* と名づけらるゝ證券の如きは、反對に寄託者又は其の他貨物に對して權利を有する者が其の貨物を引出す爲に發行するものである。換言すれば、倉庫業者より一定の貨物を受取るべきことを

第三者に委任するか又は第三者に一定の貨物を引渡す(ヘキ)ことを倉庫業者に委託するものである(Goldschmidt, a. a. O., S. 771; Hecht, Die Warrants, Stuttgart 1884, S. 16 E.)。此の種の証券を倉庫証券中に入る者があり(Gaillschmidt, a. a. O., S. 771.)。又外國にありしは倉庫業者が引受人として之に署名するときは倉庫業者の發行する倉庫証券と同一の效用を認めらる(Hecht, a. a. O., S. 16.)。爲に倉庫業者が引受人として義務を負ふ此の種証券もまた之を倉庫証券中に入る者がある(Cailler, a. a. O., SS. 153-154.)。けれど此の証券は、倉庫業者が寄託物の受領を證し且つ之と引換に証券記載の貨物を引渡す(ヘキ)とを約する倉庫証券とは、其の性質を異にしてゐる(Cosack, Lehrbuch des Handelsrechts, Stuttgart 1910, S. 530.)。従つて我が國商法上は此の種証券を以て倉庫証券と爲し得べきことが明かであらう(岡松参太郎博士稿「倉庫証券の法律上の性質」、法律經濟第十七號所收參照)。尙ほ北米合衆國にありては倉庫業者が自己の倉庫に設置せる自己の所有物に對する倉庫証券の發行を認むるも(統一倉庫証券法二條八號)、我が國に於いては必ず他人の寄託にかゝる物品に對して發行す(ヘキ)ものである(商三五九條)。

三三 ローレンスは「不動産信用の巧妙なる模倣」(simulacra Nachahmung des Immobilienkredits)と云ふ(Loebmann, dr. Et., Lagerhäuser und Warrants in wirtschaftlicher und rechtlicher Beziehung, Wien 1876, S. 14.)。

三四 酒田米穀取引所に於いては、同取引所附屬の山居倉庫の發行にかゝる証券によりて清算取引を行ひ、其の表示する等級により格付差額を計算し買方をして証券引換に代金を納入せしめ、全く机上に於いて簡易正確に如何なる大量の受渡をも當日中に爲し得るといふ。斯くて現米取引商も其の品質秤量を點檢するの必要がなく同種多量の米穀を迅速安全に買集むることが出来る爲め、現米よりも証券を望むの状況にある(酒田米穀取引所編、「山居倉庫概要」(一)二頁)。

三五 Fischer, a. a. O., SS. 24-25.

註六 松本博士(前掲書、八六頁)・水口博士(同上、一九一頁)・豊田氏(同上、一〇頁)等略々同じ。されど有價證券に關する學説は甚だ多く、或ひは證券自體の價值より觀察し或ひは權利移轉の方法より論ぜられ、歸趨未だ明かではない。

キールクは有價證券を靜態的觀點より論じて、證券上の權利が常に證券に歸屬するを本來の性質とし、プルンナーは之に反して有價證券を動態的觀點より説いて、證券に記載せらるゝ權利の行使又は移轉の爲には證券の所持を必要とするを本來の性質とした。此の兩説は互に相對峙する代表的の學説にして、共に正當の見解である。蓋し兩者は畢竟觀察方法を異にせる爲め説明の上に差異を生じたるに過ぎずして、本質上は何等の差異を有せざるを以てある。尙ほ此の點に就き、有價證券とは取引上代替物と同一視せらるゝ證券の謂ひであるとの見解を探り、之が爲には大量發行均一性・投資適應性及び發行者の公開性なる特質を具へることを要すると説く者あれども(青木徹二博士著、「信託法論」、第三版、一二三頁以下及び山名義高氏著「有價證券と取引市場」、七頁以下)、多數説は之を採らぬ(水口吉藏博士著、「陸上物品運送法論」、三三七頁參照)。

註七 「商法修正案理由書」、第四版、三〇七頁。尙ほ獨逸商法の下にありては、貨物引換證・船荷證券と共に、特に指圖式を以て發行せられたる場合に限り、裏書によりて之を讓渡することが出来るのである(獨商三六三條二項)。

註八 反對説としては、水口博士著、前掲「商行爲法論」、六八四頁。一般には之を採らぬ。尤も北米合衆國統一倉庫證券法は明文を以て之を認めてゐる(同法二條四號及び五條)。

註九 此の點學說判例共に異説あるを問かぬのであるが、一度び船荷證券を顧みると、松本博士(「海商法」、第十七版、一五三、四頁及び「商行爲法」、第十一版、二三五頁以下)、片山義勝博士(「海商法通義」、二一〇頁)、松波博士(「日本海商法」、七二七頁)等の諸氏が船荷證券の記載事項を以て何れも絶對的必要條件と解せらるゝに對し、加藤正治博士(「海商法講義」、再版、三二一頁以下)、川中謙二氏(「海商法提要」、二八八頁)、西島彌太郎氏(内外研究第二卷第三號所載の「商法第

六百二十二條)等の反對説がある。けれども附法第六百二十二條を貨物引換證・倉庫證券等に關する規定(商三三三條二項、三五九條、三八三條ノ二第二項)と比較するとき、前説を採るの妥當なるを思ふのである。尙ほ獨逸にありては貨物引換證及び船荷證券を要式證券と爲しながら(獨商四四五條及び六四三條)、倉庫證券は全然不要式證券と爲してゐる。英國に於いては倉庫證券に關する規定が不備であり、記載事項を定めて居らぬ。合衆國統一倉庫證券法は要式主義を採つてゐる(同法第二條)。

註一〇 辻岡氏(前掲書、三七、八頁)同よ、二五頁以下)等皆同一の見解を採つて居らる。北米合衆國に於いては之を認めた例がある(Mohun, B., A Compilation of Warehouse Laws and Decisions, Chicago, 2nd ed., 1914, p. 2.)。

註一一 竹田博士の説(大正十一年名古屋高等商業學校に於ける有價證券論講義)。尙ほ志田博士は此の點に就き「倉庫營業者か倉庫寄託證券ヲ作成交付シタルトキハ其倉庫寄託證券ノ趣旨ニ從ヒテノミ倉庫營業者ト倉庫寄託證券ノ所持人トノ間ニ於テ寄託ニ關スル債權債務ヲ生シ倉庫寄託契約ノ有無又ハ其趣旨ノ如何ハ此債權債務ニ何等ノ關係ヲ有スルトナシ」と述べられてゐるが(前掲書、四二二頁)、通説の採らぬところである。

註一二 流通證券の意義に就いては、平田央氏稿「流通證券に就て」(商業經濟論叢第四卷所載)を参照された。

註一三 英國の倉庫證券は準流通證券(Quasi-negotiable Instrument)又は半流通證券(Semi-negotiable Instrument)とされてゐる。蓋し一八八九年の間屋條例に據れば、特別の法定事情に於いてのみ其の流通性(Negotiability)が認めらるゝに過ぎぬを以てである(同法二條以下。尙ほ此の點は内池博士の「倉庫經營論」三二三頁以下に詳述されてゐる)。然るに合衆國統一倉庫證券法は記名式と無記名式との倉庫證券を認め、前者を以て非流通證券と爲し後者を以て流通證券と爲してゐる(同法四條、五條)。

註一四 同説としては、

竹田省博士稿、「有因債權證券ノ證券的性質」(京部法學會雜誌第十卷大禮記念號所載)。

毛戸勝元博士稿、「貨物引換證ノ成立要件」(京部法學會雜誌第九卷第二號所載)。

烏賀陽然真博士稿、「船荷證券ニ就テ」(京部法學會雜誌第十卷大禮記念號所載)。

水口博士著、「商行爲法」、六九〇頁若しくは「商法論叢」、第五版、三八二頁以下。

推津氏著、前掲書、二八七頁。

がある。然るに一定の原因が證券面に記載せられてゐることを以て足れりとせず、實在することゝ必要となし、従つて倉庫寄託契約の有效に成立したる場合にありても若し證券面記載の物品と實際上の受寄物と相違するときは、唯だ受取りたる物品を引渡せば足り證券面記載の物品を引渡す義務が無いものと説く者がある(松本博士著「商行爲法」、三〇〇頁。松波博士著、前掲「商行爲法」、一〇八五頁。岡野博士著、前掲書、三一三頁以下。加藤博士著、同上、三四三頁。喜安氏著、同、二一四頁。大濱氏著、同、三〇九頁等)。

註一五 倉庫證券を無因證券と解する者なしとせぬ。例へば、

岡松参太郎博士稿、「倉庫證券上ノ不正ナル記載ニ對スル責任」(内外論叢第二卷第五號所載)及び「倉庫證券ノ效力」(同誌第三卷第二號所載)。

Adler, a. a. O., SS. 165-166.

があるけれども、之等の説は、倉庫業者の義務が單純なる給付義務にあらずして寄託契約に基づく返還義務を表彰するの一點を顧みざるものである。

註一六 物權的證券を物品證券(Warenpapier)と云ふ者があらず(Goldschmidt, Handbuch des Handelsrecht, Bd. 1,

95 50)。けれども之は、証券によつて引渡の目的と爲れるものが物品にして証券が物品を代表する關係より來れるもので、主として証券の經濟的作用に着眼したものである。之に對し物權的證券は其の權利移轉の作用に着眼したものであること本文に示す通りである。

註一七 此の問題に就いては、Kostanecky, Dr. v., *Lagerschein als Traditionspapier*, Wien 1892. を参照されたい。

註一八 手形については商法第四百八十二條、第五百二十九條、第五百三十三條に特に手形の呈示を要する旨を明言するに、倉庫證券に同一の規定の見るべきものなきに拘らず尙ほ此の呈示を必要とする所以は、所持人の資格を調査する目的に出づるものである。

註一九 竹田博士著、前掲「商法總論」、一三六頁。松本博士著、前掲書、二八頁。

註二〇 此の點に就いて辻岡氏が手形を商業證券にあらざるやに説かるゝは(同氏著、前掲書、四〇頁)、通説の探らぬところである。

註二一 社債券・國債券等は、同種の證券を多數に發行するものにして、証券が記名式なるときにありても發行者は始より特定の引受人を眼中に置くことなく、従つて其の者に對する抗辯を保留して讓受人に對抗するが如きことは、事實上存在せざるところである(竹田博士著、前掲書、一三七、八頁)。然るに烏賀陽博士は、商業證券を以て「通常商業界ニ於テ取引上流通セラルルノ使命ヲ有スル證券ヲ指スモノト解」せられ、「公債券、社債券、株券ノ如キハ商業證券ニ非ズ」と述べられてゐる(博士著「商法要論」、第一卷、第八版、三一頁)。余は此の説に従ひ能はぬ。

註二二 ヘンクベールは、倉庫業者の發行する證券(Lagerscheinigung)を分かちて受領證明書たる Lagerempfangs-schein と特定人に對する保管貨物交付義務を表す Lagerschuldchein 並びに普通の倉庫證券の三形態に區別してゐる(Sandwich, Dr. R., *Das Lagerrecht nach deutschem Recht*, Berlin 1914, S. 305.)。

第二章 倉庫證券の形式

第一節 倉庫證券の發行に關する主義

倉庫證券の發行に關する主義に三ある。即ち單券主義・複券主義及び併用主義之である。斯くの如きは貨物引換證乃至は船荷證券には其の類例を見ざるところにして、正に倉庫證券特有の制度といふべく、當に之が研究の法律上實際上興味ある問題たるに止まらず、未だ倉庫證券制度確立されず一時の過渡的便宜手段として併用主義を採用せる我が國現制度の早晚改正の要あるを思へば、其の等閑に附すべからざるを知るであらう。

先づ、單券主義或ひは一枚主義（Einscheinsystem）とは、一物一券——倉庫證券（Warrant; Warehouse Receipt; Lagerschein）——の主義にして、倉庫業者が寄託者の請求により唯だ一種の倉庫證券を發行し、之を以て賣買・質入の兩目的に使用せしむるものをいふ。従つて證券使用の目的が制限せられず、或ひは之を以て賣買讓渡の目的に供し或ひは質入擔保の目的に充て何れの用をも辨ずべしとは雖も、一度び質入せられたるときは質權附の儘之を他に讓渡す

るの便宜がなす。

複券主義或ひは二枚主義・二券主義 (Zweischeinsystem ; Doppelscheinsystem) 及び一物二券——預證券 (Lagerbesitzschein ; Récépissé) 及び質入證券 (Lagerpfandschein ; Warrant)——の主義にして、倉庫業者は寄託者の請求により二種の倉庫證券を發行し、其の一を専ら賣買譲渡の用に供し他を質入擔保の目的に充てしむるものをいふ。従つて寄託者は一券を以て寄託物を質入し、他券を以て質權附の同一貨物を他に譲渡するの便利がある。尤も未だ質入せられざる間に於いては、讓渡の爲に兩券を共に引渡すべきものである。

併用主義又は折衷主義は單券主義と複券主義とを併用し、倉庫業者が寄託者の選擇により時に單券を交付し時に或ひは複券を交付するものである。

以上によつて瞭かなる如く、茲に單券・複券と稱するは、單に倉庫證券の通數を指すものにあらずして、其の利用目的の異なりたる二種の證券を發行するや否やによりて之を區別するものである。従つて同一の運送品に對し同一内容を有する數通の船荷證券が發行せらるゝことあるとは (商六二〇條參照)、其の觀念を異にする (註一)。

今各國の狀況を見るに、大様次の通りである。純然たる單券主義を採る國は、

北米合衆國（一九〇六年統一倉庫證券法）

獨逸（一八九七年商法但しブローメンを除く）

和蘭（慣習法による）

中華民國（一九二八年民法）

等にして、複券主義を採る國には、

佛蘭西（一八五八年倉庫法）

白耳義（一八六二年倉庫法）

洪牙利（一八七五年商法）

伊太利（一八八二年商法）

奧太利（一八八九年倉庫法）

等があり、又折衷主義を採る國は甚だ少く、僅かに

露西亞（一八八八年倉庫法、一九〇三年商法）

日本（一九一一年改正商法）

の二を數ふるに止まる。従つて多數は複券主義に傾くの状態にありと云はねばならぬ（註二）。然る

に獨り英國は條件附複券主義 (Bedingtes Zweinscheinsystem) なる特種の主義を採つてゐる。即ち普通寄託者は倉庫業者より Warrant と稱する單券の倉庫證券の交付を受け、之を以て賣買質入の目的に利用するものなるが故、此の點より觀るときは單券主義を採りたるの觀がある。然れども一度び競賣市場に於いて手付賣買を行はむか、茲に買主の權利を確保し賣主の義務を證明する爲め、新に Weight-note, Gauge-note 又は Lot-note (註四) と稱せらるゝ證券の交付を受けて買主に與へ、自己は先の Warrant に Weight-note, Gauge-note 又は Lot-note の發行ありたる旨の記載を受けて保有する。而して之等證券の所持人がそれ／＼之を他人に讓渡し得ること勿論である。斯くて買主は約定の支拂期日——之を Prompt Day とすひ、物品の種類によりて賣買契約日より二週間乃至六箇月の後なるを普通とする——までに何時にても殘金の支拂を爲し Warrant の交付を受け、以て二券を併せ呈示して倉庫業者より物品の返還を受け得るも、若し右の支拂期日を経過して猶ほ殘金の支拂を爲さざるときは Weight-note, Gauge-note 乃至は Lot-note が無効となり、茲に Warrant の所持人たる賣主が完全に物品の返還請求權を獲得することとなるのである。故に此の點に着眼するときは複券主義に似たれども、猶ほ Warrant の利用目的に若干の相違あり、斯くて類例なき獨特の倉庫證券制度を採るものと云はなくてはならぬのである (註四)。

翻つて我が國に於ける倉庫證券發行に關する主義の沿革を討ぬるに、明治十四年太政官に商法編纂委員が置かれ、獨逸人ヘルマン・ロエスラー博士(Dr. Hermann Rosler)をして商法起草の任に當らしめたるに、二年を経て脱稿し、其の後、取調委員の組織等に種々の變遷があり、元老院の議決を経て明治二十三年三月法律第三十二號を以て公布せられ、翌二十四年一月一日より施行される運びになつた。斯くて成立したる舊商法は編別上佛蘭西商法を摸倣したるも、其の實質は獨逸舊商法に類似し、倉庫證券發行に關する主義に就いては單券主義を採つたのである。然るに右法典の専ら外國法の移植摸倣に急にして我が國固有の制度慣習を無視したる爲め、商取引の實際と乖離し、更には佛蘭西人グスタフ・ポアンナード(Gustave Poissonade)の手に成りし我が民法との調和も圓滑ならずとの理由に基づき、之が實施を延期して充分の修正を加ふべしとの論既に法典發布に先だちて朝野に起り、結局二十六年一月一日まで延期するの已むなきに至つた(註五)。然るに二十五年再び延期・斷行の兩論沸騰し喧器を極めしが、實際上の必要からして商法中の一部即ち第一編第六章會社法(會社に就いては第一編第二章商業登記簿及び第四章商業帳簿の規定と共に)、第十二章手形法及び第三編破産法の全部を明治二十六年七月一日より施行し、殘部は明治二十九年十二月末まで再度の延期となつたのである。次いで政府は二十六年三月

法典調査會なるものを設け、民法・商法等の修正案起草審議の任に當らしめしも、期日までに修正を完了すること能はざるものあり、明治二十九年再び商法全典の施行を三十一年六月末まで延期した。斯くて法典調査會にては梅謙次郎・田部芳・岡野敬次郎の三博士修正案起草の任に當り、志田鉀太郎・加藤正治兩博士之を補助し、明治三十年の第十一帝國議會に提出するの運びとなりしも、偶々衆議院の解散を見、翌三十一年の第十二議會に提出せられしも、復々衆議院の解散となり、協賛を得ざるまゝに、商法實施期たる七月一日を迎へ、茲に意外にも、舊商法の全部が一時其の效力を生ずることとなつたのである。然るところ、同年の第十三議會に於いて政府は三度び商法修正案を提出して遂に其の協賛を得、明治三十二年三月九日法律第四十八號として公布せられ、四月勅令第三百三十三號を以て同年六月十六日より實施さるゝこととなり、舊商法は第三編破産法の外全部廢止されたのである(註六)。斯くして、獨逸商法に倣ひたる新商法は、商行爲編中に倉庫營業に關する實體的の規定を設け、倉庫證券發行に關する主義に就いては複券主義によることとした。然れども時代の進歩は急激にして經濟界の事象は須臾も停滯せず、爲に規定の不備、運用上の疑問等歲月の經過と伴に續出し、實施後十年漸く非難の聲喧しく、倉庫證券發行に關する主義に於いても複券主義は法律關係複雑にして、我が倉庫證券取引の實際に融合せず、金

融上の實情に背馳し、爲に再び之が改正論熾となり、政府は明治四十年以降法典取調委員會を組織して、大いに内外の制度を參案し、朝野の意見に徴し、銳意法典の改正整理に力を注ぎ、遂に岡野敬次郎・富谷銈太郎・齋藤十一郎の三起草委員の手によりて商法全部に互る二百餘條の修正案成り、明治四十四年三月帝國議會の議決を経て、五月三日法律第七十三號商法中改正法律として公布せられ、同年勅令第二十九號によりて同年十月一日より實施せられた。之れ即ち現行商法に外ならずして、倉庫證券發行に關する主義に就いては世論の反對を避けむが爲に新たに單券主義を加へ、折衷主義によることとした(註七)。

尙ほ此の外に、特別法による保税倉庫證券及び農業倉庫證券がある。前者の中其の官設保税倉庫の發行にかゝるものは預證券一枚にして(保税倉庫法一〇條)、特異の單券主義を採り、又後者は會て折衷主義によりたれども(舊農業倉庫業法八條)、大正十五年三月之亦た改正して倉荷證券一枚を發行すべきこととした(新同法七條ノ二)。

偕て單券主義を採るときは、倉庫業者の交付する證券が單に一種に過ぎざるが故、其の所持人は之を以て或ひは賣買に供するか又或ひは質入の爲に利用するか何れか一方の目的を達し得るに止まり、從つて質權を設定して之を質權者に交付すれば、少くも其の債務を辨濟せざる限り其の

所有者は之を第三者に賣却すること容易ならず、——勿論目的物の引渡を將來に爲すべき旨約するにより賣買を爲し得ざるにあらざるも、寧ろ稀有の事に屬するであらう——然るに複券主義を採るときは、此の困難を一掃し得られ、一券を以て質權設定の用に供し、他券を以て賣買の目的を達すべく、同一保管貨物について同時に賣買質入の兩目的に供し得る。之れど複券制度の妙味にして、學者中之を高揚する者の甚だ多い所以なのである(註八)。然はれ、理論と實際とは往々にして大なる懸隔があり、認め得たる理想は遂に捕捉し得ずして時に幻滅の悲哀あるを如何にせん、即ち理論高遠にして宕越せる此の主義も事實に於いて歡迎せられず、斯制の祖國佛蘭西に於いても又伊太利、白耳義等の移植者も皆兩券の分離流通を行はず、資金の融通を仰がむとする者は何れも兩券を取揃へて債權擔保の目的に供し、時に分離することあれば預證券は倉庫に託して之が移轉を行はざるの變態を觀る(註九)。我が國亦た既述の如く、複券制度の運用全からず單券主義を加へ、之を寄託者の選擇に委したるに、事實は全く單券主義によるの情勢にある。之れ抑々如何なる故か。思ふに複券主義には次の如き缺點がある。

一 複券主義は各券別々に流通せしむるものなるが故、其の所持人は相互に資産信用の状態を知ることを難く、而かも兩者は債權債務の關係にある(商三六七條ノ二)。従つて自ら證券取得に危

俱の念生じ證券の流通を阻害することとなる。

二 質入證券を以て資金の融通を爲すときは、其の融通額が一定するに(商三六七條參照)、債権者が後日増擔保を請求し得ぬ。蓋し一方に於いて預證券の所持人は質入證券の所持人に對し單に物的有限責任を負ふに止まり(商三六七條ノ二)、而かも他方質入證券の裏書人は寄託物を競賣して不足あるときに於いてのみ償還義務を負ふに過ぎぬを以てある(商三七二條)。寄託物の價額低落の危険あると同様に、質入證券裏書人の資産信用が常に不變なりと爲し能はぬに想到すれば、資金融通を爲す者の複券を撤ばざるは當然であらう(註一〇)。

三 複券主義に關する法制は、複雑煩瑣である。蓋し複券制度の特質が、其の二券の分離流通にあるものなる故、之を圓滑ならしめむには、預證券の所持人も質入證券の所持人も雙方共に之を保護して、以て其の利害關係の衝突を避くる必要があり、従つて自ら細密なる法規を以て兩者の權利關係を定めざるべからざるを以てある。斯くて現行法規に従へば、先づ質権者が預證券の所持人乃至は第三者に質權を以て對抗せむには、預證券に債權額並びに其の利息及び辨濟期を記載して之に署名するの必要があり(商三六七條二項)、又質入證券の所持人が辨濟期に至り支拂を受けざるときは、手形に關する規定に従ひ拒絶證書を作らしめ(商三六八條)、更に之より一週間を

經過して而かも二週間に寄託物の競賣を請求すべく（商三六九條、三七三條）、若し其の場合競賣代金の手取金を以て質入證券に記載したる債權の全部を辨濟すること能はざるときは、質入證券の裏書人に對し手形に關する規定に従ひ債還請求の通知をしなくてはならぬのである（商三七二條）。之等は債權者にとり其の手數煩瑣にして、若し其の一を怠れば時に或ひは前者に對する債還請求權を失ふべく（商三七三條、三七二條、四八八條ノ二）、債務者亦た辨濟期に資金の調達を爲し得ざるとき速かに——一週間の猶豫はあるが——寄託物の競賣に付せらるゝは甚だ不利なることといふべく、更には種類・品質を異にする多種多様な寄託物を以て一債權の擔保とするが如きは、複券制度の下に於いては殆んど實行不可能であらう。蓋し其の場合には、債權額を分割して之を各預證券及び質入證券に記載するの必要あるを以てとある。之亦た本邦金融業者が概ね手形割引の擔保として二券を共に取得するに至つた重要な原因である。尙ほ又預證券の所持人が、證券に表示せられたる擔保品の一部のみを賣却し或ひは未だ全く賣却せざるに、辨濟期到來し、其の殘存部分乃至は全部に對し引續き資金の融通を仰がむとせば、通常手形乃至は借用證券の場合の如く切替繼續の簡單なる手續に依るを得ず、必ず預證券所持人が倉庫業者に依頼して新たな二券の交付を受け、再び煩瑣なる質權設定の手續を繰返さなくてはならぬのである。

四 證券各別の流通は商業上の機密、商人の信用状態を暴露し、爲に一般證券取引者の取引を躊躇萎縮せしむる憾みがある。蓋し複券による質権設定には、先づ質入證券に債権額並びに其の利息及び辨済期を記載するのみならず、更に質権者が其の質権を以て第三者に對抗せむには之等の事項を預證券に記載して之に署名するを要する結果(商三六七條)、自ら資金の融通を受くる商人が自己の窮状を公示することとなるからである。

五 斯くて複券の分離流通行はれず、爲に其の實質に於いて單券と殆んど區別なきに至るとせば、倉庫業者亦た徒らに手数と費用とを要する複券の作成を好まざるは當然である。

以上述べたる缺點短所は、單券主義によるときは容易に除去し得るのであるが、而かも直ちに複券主義を一掃して單券主義を賞揚する者の必ずしも多からざるは如何なる故ぞ。乞ふ、余をして次に單券主義の複券主義に企て及ばずとせらるゝところを指摘させられむことを。

一 複券主義に依るときは、既述の如く質入證券によりて質入し、更に其の質権附の寄託物を預證券によりて質入することが出来、斯くて寄託者は僅少の資金を以て之に數倍の取引を爲し得べく、従つて巧妙に資金の運轉を圖り寄託物に對する自己の權利を有利に利用し得るであらう。

然るに單券主義によるときは、寄託物を債権の擔保として質入するには倉荷證券を交付するを要

するが爲め、質権附の寄託物を其の儘他人に賣却譲渡することを得ぬ。また若し強ひて之を爲さ
むと欲するときは、先づ資金を調達して債務を辨済し、以て質権者より倉荷證券の返還を受け、
之を交付しなくてはならぬ。然るに賣手たる質債務者の債務辨済の爲に要する資金の調達必ずし
も容易ならず、況んや證券の譲渡を受くべき買手に於いても亦た同様の地位にあること稀なりと
せず、然らむ場合に斯くして證券の交付を受けたる買手亦た更に其の證券を自己の取引銀行其の
他に持參して資金の融通を仰がなくてはならぬのである。若し之を複券によるときは、當に質債
務者たる賣手に資金調達の要なきのみに止まらず、更には證券の譲受人たる買手亦た些少の資金
——寄託物の時價より債務額を控除したる額——にて事足るべく、依つて以て賣買雙方の當事者
に與ふる便益が甚大である(註二)。

二 單券主義による質權設定には普通讓渡裏書を爲すものなるが、斯くては質權者に惡心有れ
ば或ひは之を更に第三者に讓渡することあるべく、爲に寄託物に對する正當權利者たる質債務者
に不測の損害を蒙らしむる虞がある。若し之を複券によるときは、質權の設定は質入證券により
て行ふべく、従つて債權者は單々質權を有するに過ぎずして、寄託物の正當權利者たる質債務者
を害することが無いであらう。

然れども此の點に就いては、我が商法は讓渡裏書の方法によらずして所謂質入裏書を爲すことを禁ずるものにあらざるが故(註二)、右の非難は必ずしも當を得たものではないのである。

三 單券主義によるときは、證券は普通單に質權の擔保として利用せらるゝに過ぎざるも、複券主義によるときは質入證券の裏書即ち質權の成立となり、前者の如く豫め質債權を成立せしめ然る後質權設定を爲すものではない。此の點のみより觀るときは、其の手續の簡易にして法律關係の一目瞭然たるに於いて複券主義が優るといふ。

然れども此の點に就いても亦た、質入裏書の方法により倉荷證券を利用すれば、容易に此の非難を避け得るのである。

以上によつて觀るときは、概して複券主義の特長は單券主義の缺點にして、複券主義の短所は即ち單券主義の長所である。概括すれば、複券主義の最も劣れる點は之を法律關係の複雑なるに求むべく、單券主義の之に對する缺陷は質權附寄託物の賣買不可能なるの點に存する。然りとは云へ、翻つて思ふに、貨物引換證・船荷證券が單券にて格別の不利不都合を生ずることなく圓滑に輾轉流通されて居り、而かも之等證券の事簡易迅速を重んずる商業界に於いて利用せらるべきものなるに鑑みれば、余は寧ろ單券主義を優れりとせねばならぬと信ずる。蓋し必要は法よりも

強く (Necessity overcomes the Law) 事實が之を立證して餘り有るを見るからである。

若し夫れ併用主義に至つては、寄託者が随意に或ひは單券を又或ひは複券を請求し得て、一見洵に利便なるに似てゐるが(註一三)、徒らに法律の適用を複雑ならしむる缺點がある(註一四)。之れ各國の立法例中殆んど其の類例を見ざる所以にして、我が國現時の併用主義も過渡期に於ける便宜規定たるに過ぎぬのである。従つて我々は、單券・複券の本質作用を究明し、一般經濟社會の實情を省察し、廣く公共の利害得失に沈潜し、以て早晚併用主義を廢止して、混沌期にある我が倉庫證券制度を劃一し、商取引の紛亂を剪除することに廻めねばならぬ(註一五)。

註一 同一寄託物に對し同一内容を有する二通以上の倉庫證券を發行し得るや否やに就いては、之に關する明文の船荷證券に存するに拘らず(商六二〇條)、倉庫證券に缺くに鑑み、法律の許さるところと解するを正當とする(大住氏著、前掲書、一六乃至一九頁)。北米合衆國統一倉庫法に於いては、却つて之を認めてゐる(同法六條參照)。

註二 Münch. Dr. K., Die Verkehrensformen des deutschen Lagerscheins, Mannheim 1928, S. 123.

註三 Weicht-note と Gauge-note も又 Loh-note も其の效力に於いて差異なく、唯だ記載せらるる物品に相違あるのみ。即ち茶・藍・黃麻・香料・羊毛・木材の如く重量によりて賣買せらるる物品に對して Weicht-note が發行せられ、酒類の如く容積によりて賣買せらるる物品に對して Gauge-note が發行せられ、更に糊製品の如く個數によりて賣買せらるる物品に對して Loh-note の發行が行はるるべしである。尙ほ此の點に就いては Mayer, a. a. O., SS. 180—181. 及び内池博士著「前掲」倉庫經營論、三〇五、六頁を參照されたい。

註四 是を以て英國を單券主義の國に對ふるは、例へば、松波博士著、前掲書、一〇六頁、椎津氏著、同上、二八一頁又は Mayer, n. a. O., S. 176 (如き) 當を得て居らざり余は思ふ。故に複券主義を佛國主義 (Französische System) とし、之に對して單券主義を英國主義 (Englische System) と名づくを Münch, n. a. O., S. 122. 又は兼田藤吉氏著「倉庫講話」、一三九頁) 余の採らざるとは異なる。

註五 此の項に就いては、左記の著書が好箇の參考となる。
穂積陳重博士著「法憲夜話」、再版、三三三頁以下。

富井政章博士著「訂正増補民法原論」、第一卷總論上、第十五版、六二頁以下。

岩田新氏著「日本民法史」、一三頁以下。

註六 竹田博士著、前掲書、六四頁以下參照。

註七 松本博士著、前掲「商法總論」、四三頁參照。

註八 岡松(内外論叢第一卷第六號所載「倉庫證券」一枚ヲ可トスルカ二枚ヲ可トスルカ)・梅(法學志林第二十九號所載「倉庫證券」一通ト爲スノ語ニ就テ)・毛戸(京都法學會雜誌第一卷第九號所載「倉庫證券論」)・松本(商法改正法論「論」、第四版、一三七頁)・岡野(前掲書、三〇八頁)・青山(同上、二〇二頁)の諸博士、辻岡(前掲書、二四頁)・柳川(同上、五五五頁)・渡部(同、一九八頁)等の諸氏何れも然るのてある。之に對して松波(前掲書、一〇六八頁)・内池(前掲「倉庫經營論」(三二頁)兩博士並びに安河内氏(前掲書、五〇頁)等が單券主義を贊揚するに過ぎぬ。

註九 内池博士、前掲書、二二五頁參照。Ferner vgl. Kotalh, P., Lagerhaus- und Lagercheinwesen, Berlin 1929

S. 22.

註一〇 此の點に就き、寄託物が不可抗力に困りて滅失したる場合に於いては、貸入證券所持人が其の借權の辨濟を請求す

ることを得ざるやに説く者がある(松本博士著、前掲「商法改正法評論」、一四一頁。大住氏著、前掲書、一三一、二頁)。けれども商法第三百七十二條の趣旨は之よりも廣く、右の場合は其の金額について償還請求を爲すことを認められたものと謂ひはしまいか。従つて松本博士が「寄託物ヲ保險ニ付スルノ義務ヲ倉庫營業者ニ負ハシムルモノトスレハ貸入證券所持人ノ權利ハ保險金ノ上ニ及フヘキヲ以テ」(民法第三〇四條)略ホ此缺點ヲ補充スルコトヲ得ルニ庶幾カルヘシ」と述べられたるを(前掲「評論」、同上頁)、不要の辭なりと思ふのである。のみならず、我が國倉庫保管貨物に對して付せらるる保險が單に火災保險に止まるの實情にあり、而かも保管貨物が強盜・竊盜・内亂・暴動・震災等火災以外の幾多の原因に基づきて滅失することあるを思はゞ(商四一九條參照)、よし一步を譲つて前説に従ふとも、此の案の必ずしも資金融通を爲す者をして安心せしむるの方策にあらざることが明しやう(大住氏著、前掲書、一三二頁)。

註一 故に余は、「寄託者ハ寄託申貸入證券ヲ以テ金融ヲ圖リ得ルタメ、寄託物ノ價格ノ騰貴ヲ俟チ得ル」により、乃至は「少額の資金を以て多額の貨物を動かし得る」により、投機の弊風を助長するの懼ありとて、複券制度の短所なるかに説く者あれども(武田英一氏著「商學通論」、五二四頁。安河内氏著、前掲書、三四頁)、之を探らず、余は寧ろ之を複券制度の最大の長所と観るものである。

註二 此の點に就いては、商業經濟論叢第八卷下冊所載の拙文「農業倉庫證券擔保貸出に關する法律關係に就いて」を往見されたい。尙ほ本書第三編第三章第三節に於いて詳述するてあらう。

註三 内池博士嘗て、「余ヲ以テ之ヲ見ルニ、倉庫ノ信用機關タルノ本能ヲ盡サンニハ一枚證券ニ據ルニ如カサルト同時ニ其ノ賣買機關タルノ本能ヲ盡サンニハ獨リ一枚證券ニ據ルノミナラスニ枚證券ニ據ルニ如カサル場合多シト爲ス」(國民經濟雜誌第十一卷第二號所載の「倉庫證券規定ノ改正ト一枚ノ枚證意制」及び同誌第十卷第一號所載の「倉庫規定修正案ヲ評ス」。東京經濟雜誌第一千四百五十二號所掲の「倉庫證券規定修正問題」として、併用主義を讚美されたが、今は既

述の如く單券主義に傾かれてゐる。

註一四 此の點に就き今や異論あるを聞かぬ。之を一々例示するの要もなからう。

註一五 昭和四年九月、日本倉庫業者聯合會は商法修正案を東京商工会議所に提出し、其の中に複券制度を廢して單券制度を採るべき旨を掲げてゐる。

然るに本問題に就き東京商工会議所發行之商工月報第六卷第十一號は、其の調査欄に「倉庫證券の枚數に關する問題」なる一文を掲げて、現行制度は「餘りに依權者本位に墮」し居るを以て、早晚複券制度に改革するを可とする旨を述べてゐる。

第二節 一枚證券の形式

倉庫證券は裏書によりて之を讓渡し得べく、證券所持人は之によるにあらざれば寄託物を處分し得ず、而かも證券所持人と倉庫業者との權利關係は一に係つて其の記載文言の如何によつて決せらるゝことは、曩に倉庫證券の性質を論ずるに當り既に述べたところである。従つて證券記載の要件を限定し以て證券の流通を安全確實ならしむる要あると共に、證券の形式を劃一にし、以て權利の證明に簡易ならしむるを必要とする。之れ商法第三百五十九條が倉庫證券の記載事項を定め、之を當事者の任意に委せざる所以なのである。然れども倉庫證券は、手形の如く嚴格なる形式證券にあらざるを以て（商四三九條參照）、其の記載事項は必ずしも法律の制限を受けず、證

券の本質に背反せざる事項ならば法定事項以外の記載を爲すも有效である。従つて普通倉庫證券に記載せらるゝ事項には、證券の性質上絶對的に記載せらるゝ必要のあるものと、證券の流通を安全便利ならしむる爲に必要なるものがあるのみならず、更には當事者間の特殊の權利關係を明かにする爲に必要なものがある。而して前の二者は、倉庫證券の公信力あるに鑑みて、必ず記載せらるべき性質のものである。商法の定むる記載要件も畢竟之に過ぎざること、多言を俟たぬ(註一)。従つて形式上法律の要求する記載事項が完備するや否やに就いては、常に形式的に觀察するを必要とし、若し其の中の一を缺くときは倉庫證券としての效力を有せざるものと云はねばならぬ(註二)。然はれ、形式上の記載事項が果たして法律上の要求に合致するや否やに就きては、之を實質的に觀察し、廣く一般社會の通念に従つて判斷するを必要とする。

次に二枚證券の法定記載事項を觀察しよう。

一 受寄物ノ種類、品質、數量及ヒ其荷造ノ種類、個數竝ニ記號

倉庫證券が特定物の引渡を目的とするものなることより、受寄物の同一性が倉庫證券の要件なることは、當然に論結さるゝところである。而して之等の事項は、畢竟受寄物の性状を明かにし現物と證券の記載とを一致せしめ、以て容易に其の同一性を表示せむとするものである。

イ 種類 茲に「種類」とは、保税倉庫法施行規則第十四條に所謂「貨物ノ品名」と同一にして、通常取引界に於いて使用せらるゝ商品分類上の名稱をいふ(註三)。従つて必ずしも理化學上の名稱を附する必要はないのである。而して種類記載の程度に就きては、法律に何等の制限なきを以て、總稱名を記載するも特稱名を記載するも差支なく、従つて倉庫業者は寄託者の申込に従ひ若しくは實際受寄物に就き確め得たる程度を以て品名の記載を爲せば足る。然はれ倉庫證券の流通上物的性狀を明かならしめ之が取引を安全確實ならしめむには、或るべく特稱名に従ひて之を詳記するを必要とする。

尙ほ又實際取引に使用せらるゝ品名も、地方によりて區々にして、必ずしも常に全國共通の劃一的なものではない。斯かる場合に若し取引上慣例あれば、其の證券を發行したる地方の慣用語に依れば足るものである(大正五年三月一日大審院判例参照)。

又種類の異なりたる受寄物を一口と爲し、之に對して一通の倉庫證券を發行し得るや否やに就きては、法律上別に禁止規定なきを以て、一見寄託者の任意判斷に委したるものゝ如しと雖も、實際上は種類の異なるに従ひ別個の證券を作成交付せしむべきものと余は信ずる。蓋し之れ物的性狀を知るに便利にして、證券の信用を増す所以たるからである。従つて若し種類の異なる數個

の寄託物に就き、唯一通の證券を發行するときは、一々其の種類を證券上に表示すべく、包括的に雜貨等の記載を爲してはならぬ。思ふに斯かる場合若し一方の種類のみを記載を爲せば、爾餘の寄託物亦た之と同種の物なるべしとの誤解を懐かしむべく、或ひは其の性状を知るに由なく、爲に疑念を懷き證券取引を躊躇せしむべく、殊に後者の場合は雜貨とは如何なる商品を目指すものなりや之のみを以ては明かでなく、従つて「受寄物ノ種類」を記載したるものと云ひ能はぬを以てである(註四)。

□ 品質 「品質」とは、商品の取引上に於ける品位をいふ。此の記載方法に就いて判例があり、曰く「米ノ品質ノ記載トシテハ單ニ三十九年度産出トノミアリテ 産出地ノ記載タモアルコトナシ 抑々米ノ如キハ其産出地ノ異ナルニヨリ品質ニ差異アルノミナラス 産地及年度ヲ同ウスルモ 尙且ツ品質ニ差等アルハ顯著ナル事實トス 而カモ前示ノ如キ記載ノミニテハ果シテ如何ナル産地ノ米ナルカ知ルヲ得ス……本件貨物ハ明治三十九年度産ノ越後米ナリト假定スルモ同年度ノ上級品ナルヤ下級品ナルヤ或ハ引交品ナルヤ到底知ルコトヲ得ス」と(大正二年十月六日東京控訴院判決)。然るに又曰く「目的物ニ關スル品質ノ記載ハ必スシモ一定スルモノニアラス 其極メテ簡單ナルモノヨリソノ最モ詳密ナルモノトノ間ニ於テハ幾多ノ段階アリ ソノ孰レ

ヲ採ルヘキヤハ一ツニ實際取引上ニ於ケル便宜問題ニ屬シ 要ハ倉庫證券ノ文言ニヨリ目的物カ商取引上ノ目的タリ得可キ程度ニ於テ品質ノ概要ヲ知り得可キヲ以テ足リ 上中下又ハ一等二等三等ノ如キ等級ヲ表示スヘキ語辭ハ必スシモ之ヲ附記スルヲ要セス、大正五年三月一日大審院判決ニ思ふに之れ、受寄物に、詳細なる記載を要するものと、然らずして尙ほ其の性状を知り得るものとの二種あるにるのであるが、倉庫證券の輾轉流通せられ其の内容を點檢せずしてよく受寄物の性状を知得し得るを要することに想ひ到れば、成るべく詳細に記載するを可とするのである。尙ほ受寄物の種類の記載が同時に品質を表示する場合にありては、特に品質の記載を爲すの要なきこと勿論である(註五)。

更に序を以て混合保管の場合に就きて一言しよう。此の場合には既述の如く、倉庫業者は他の同種類同等級の受寄物と混合して保管するものにして、其の返還に際しては混合したる受寄物より、寄託を受けたと同一數量を分割して、返還すれば足るものである。従つて之が爲には、倉庫業者は寄託を引受くるに際し、嚴重に検査格付を爲すを要し、また證券作成に當りては、實際上區分したる品等に從ひて品質の記載を爲さねばならぬものである。尙ほ又、農業倉庫業者が混合保管を爲す場合には、其の發行する倉庫證券に特に其の旨を記載すべきものとしてゐる(農倉

法九條)。

ハ 數量 「數量」とは、受寄物の重量(又は容積)をいふ。數量の記載も亦た取引界に行はる慣用のものを以て爲すべきものと解さねばならぬ。蓋し然らざる場合に於いては、一々之を換算して取引を爲すべき不便を生ずるからである。従つて米の如きは枘目を以て表示すべく、砂糖の如きは斤目に依るべく、鐵材の如きは何噸何個と記さなくてはならぬのである(註六)。日常取引界に於いて流通する倉庫證券には、平均數量及び總數量の記載がある。而して平均數量は、荷造一個の内容の平均重量(又は容積)を謂ひ、總數量は右の平均數量に荷造個數を乗じたるものである。けれども法律上は必ずしも之等兩種の記載を爲すの必要なく、苟くも受寄物の數量を知り得る限り何れか一方にて足るものである。

尙ほ數量は、總量を以て示すべきや將た純量によるべきや、此の點に就きて明文がない。獨逸商法にありては、賣買に關する第三百八十條の如き規定があり、商品の重量に依り代金を計算すべき場合、契約又は賣主の義務履行地の商慣習法に依り別段の定めなきときは、外包の重量(風袋)を控除すべきものとせらるゝも、倉庫寄託貨物については寧ろ外包の重量を含みたる重量即ち總量を記載すべきものと余は信ずる。蓋し倉庫業者が一々現物に就き外包を除き其の純量を確

むるが如きは、事實不可能の事に屬するからである。而かも寄託者・倉庫業者の雙方が多大の費用と時間とを費して受寄物全部の數量を知るも、其の効果比較的にならざるを以て、寧ろ其の全部につき數量を確めたるものにあらざる旨を表示して、其の手數費用を省くの賢なるに如くはない。之れ一般に「約」なる文字の附記さるゝ理由なのである。而して此の文字の記載は普通一割以内の誤差あるべきを示すものと解されてゐる。

二 荷造ノ種類 「荷造ノ種類」とは、貨物の包装又は締型の類をいひ、之が記載は受寄物の之等によりて現れたる外觀を以てすれば足るものである。即ち前の品質に關する記載が受寄物の内容表示を目的とするに反して、荷造の種類に記載は其の外觀上の表示を爲し、兩々相俟つて受寄物の性状を明かにし、以て容易に他の物と識別し得しむるを目的とする。然のみならず、荷造の適否如何によつて同一貨物も其の内容に影響を及ぼすことがあり、時に破損を生じ又時に濕氣を招きて損敗するなど多く荷造の不完全に原因する。故に之が記載は、必ずしも輕視することが出來ぬのである。然りと雖も、荷造の種類は絶對的に之を詳記するの要はない。通常商取引上使用せらるゝ文句を以て記載すれば足り、従つて「俵入」・「吸入」・「布包」・「鐵締」・「杵入」・「蕨包」・「樽入」・「罐入」等の程度にて十分なるべく、例へば俵入に就き藁俵繩掛等の記載を爲すが如

き必要はなし。

尙ほ鐵棒・油粕の如き包装なき受寄物は、荷造なき物として證券に之が記載の要なきや、之に就いては議論がある。抑々茲に「荷造」とは一般用語の場合の如く貨物の包装を意味するとすれば、荷造なき受寄物存すべく、従つて所謂法定事項中不在の事項は如何にすべきやの問題を生ずることとなる。之に就いては後述しよう。又若し茲に「荷造」とは實に貨物の外装のみを指すに限らず、更に外装なき貨物に就きては荷姿を意味するものと解すれば、前掲鐵棒・油粕の如きものも或ひは裸或ひは散等の荷造ありと謂ひ得べく、従つて倉庫證券に其の旨の記載を爲すべきこととなる。然れども前の如く解するを以て穩當なりと、余は信ずる(註七)。

ホ 個數 茲に「個數」とは、荷造ある受寄物の數をいふものである。故に之に關する記載は受寄物の外觀に従ひ、成るべく通常商取引に認めらるゝ數詞を以て爲さねばならぬ。故に内地米・棉花の如きは何俵・何梱と記載すべく、之を何石若しくは何貫・何封度等と表示するとも個數の記載とはならぬのである。従つて荷造なく個別し得ざる物にありては、之が記載を爲し得ざることとなる(註八)。此の場合に關しては、一括して後述するであらう。

へ 記號 茲に「記號」とは、荷造上に施されたる文字又は圖形をいふこと勿論である。記

號は、時に貨物の生産地若しくは製造所を表すことあり、時に其の所有者を示すことあり、場合によりて異なつてゐる。然はれ、生産地の如何によりて品質の上に差等を生じ、製造所の如何によりて貨物の内容に對する信用に差異生ずべく、又其の所有者の如何によりて對外的に信用に相違を來すべきが故、記號に關する記載によりても受寄物を特定せむとするのである。従つて成るべく貨物の記號と同一の方法によりて之が記載を爲さねばならぬ。

二 寄託者ノ氏名又ハ商號

茲に「寄託者」とは、倉庫寄託契約の一方の當事者として物品を倉庫に寄託したる者若しくは其の者より寄託物の讓渡を受けたる者にして、倉庫證券の交付を請求したる者をいふ(註九)。

法は倉庫證券の債權證券なるに鑑みて、何人が債權者たるやを表示すべきこととしたのである(註一〇)。

偕て茲に「氏名」とは自然人の氏及び名を謂ひ、「商號」とは商人たる自然人又は法人が營業上自己を表示する爲に用ふる名稱を謂ふ(註一)。而して「氏名又ハ商號」といふを以て、其の何れか一にて足るも、兩者を共に記載せりとして其の倉庫證券の有効なること勿論である。又寄託者の氏名は必ずしも戸籍上のものたるを要せず、藝名・雅號を記載するも有効である(大正二年三月

東京控訴院及び同三年二月浦和地方裁判所判決も亦た之を認めてゐる。商號は氏名と同じく名稱である。故に文字を以て記載し得べく且つ發音し得るものなることを必要とし、圖形紋様の如きは之を商號と爲し得ぬのである(註二二)。尙ほ茲に「寄託者ノ氏名又ハ商號」といふを以て、寄託者の表示方法が此の兩者に限定されたるものと考へてはならぬ。抑々寄託者たる爲には、契約一般の原則に基づき行爲能力者たることを必要とするも、商人たると非商人たると又自然人たると法人たるとを區別せず、更には私法人たると公法人たると又社團法人たると財團法人たるとを問はぬのである。従つて寄託者中には、學校・病院等の公益法人にして氏名・商號の何れをも有せざるものも存し得べく、斯かる場合は其の名稱を記載すべきものである。又若し數人の共有關係にある物の寄託ありたる場合に於いては、寄託者として其の數人を列記するか、或ひは其の中の一人の氏名若しくは商號を記載して且つ共有關係にある數人の寄託者の代表者たる旨を明かにするを以て足ることは、斷るまでもないことである。

尙ほ又一部の學者は、我が商法が寄託者の住所を法定記載要件と爲さざりしを以て重大なる缺點なるやに論じてゐるが(註二三)、倉庫證券の流通證券たる本質に鑑み、又其の裏書に住所の記載を要せざる現行法の精神に顧みるとき、此の論に賛意を表し兼ねるのである(註二四)。従つて余は

寧ろ、官設保税倉庫の發行する預證券に「貨主ノ住所」を記載すべきことゝ爲したるを（保、倉、施、一四條二項二號）、策の得たるものとは考へぬ。

三 保管ノ場所

「保管ノ場所」とは、受寄物藏置の場所をいふ。保税倉庫法施行規則第十四條第二項第四號には「倉庫所在地及倉庫番號」とあり、茲に所謂「保管ノ場所」も同一に解すべきものと余は信ふ。受寄物保管の場所の記載は、一方に於いて倉庫の構造設備を知るに便なるのみならず、他方に於いては受寄物返還の場所を定め（民六六四條）、更には見本摘出・寄託物點檢を爲すに便である。従つて之が記載を爲すときは、成るべく詳細なるを旨とせねばならぬ。例へば名古屋市南區瑞穂町川澄一番地劔陵倉庫第一號と記載するが如き之である。

四 保管料

「保管料」は、倉庫業者が契約上保管義務の報酬として受領し得べき金錢をいふ。巷間屢次倉敷料なる語を用ふるも、其の意必ずしも明確ではない。即ち時に保管料よりも狹義に解せられ、單に貨物の敷料のみを指し、其の保管責任料を含まざるものとせらるゝことあり（註一五）、また時に之を保管料の同義語と解することあり（註一六）、普通は後者によるやうである。保税倉庫法（二

四條、三二條二號)及び同施行規則(一四條二項五號、二二條、二三條二項)には「庫敷料」とあるも、茲に所謂保管料と同義語のものと余は解する(註一七)。

民法に於いては受寄者は特約あるにあらざれば寄託者に對して報酬を請求し得ざるものと爲したるも(民六六五條、六四八條)、商法に於いては「商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲メニ或行爲ヲ爲シタルトキハ相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得」と規定し(商一七四條)、更には倉庫營業者の寄託の引受を營業とするに鑑みて(商三五七條)、有償を原則とすることは、既に述べたところである。然れども保管料は、特約ある場合は別として、受寄物出庫の時にあらざれば請求することを得ぬものである(商三七七條)。然るところ倉庫證券は輾轉流通せらるゝを以て本則と爲すものなる故、出庫請求者が最初の寄託者と同一人ならざること屢次である。是に於いてか保管料は何人が支拂の責を負ふものなりや、一見不明の感なしとせぬ。此の點に就き岡松博士の如きは、「保管料支拂ノ義務ハ常ニ當面ノ契約者タル寄託者ニ屬スルモノニシテ 縦令證券ノ移轉アルモ讓受人ハ單ニ權利(時ニ留置權質權ノ負擔アル)ヲウクルノミニシテ 特別ノ手段ヲ盡ササル限リ前者ノ債務(保管料支拂ノ義務)ヲ引受クルモノニ非ス」と説かれたのである(註一八)。けれど、も之れ果たして當を得たる所論であらうか。余は次の諸點に鑑みて、寄託者が保管料支拂の義務

を負はず、却つて證券所持人が其の證券に記載さるゝ限りに於いて保管料は勿論其の他寄託の結果生ずべき債務をも負ふべきものと解するの妥當なるを信するのである。即ち、

一 若し博士の説に従ふときは、證券面上保管料の記載が全く意義なきこととなり、従つて之を記載要件と爲したるは、徒らに其の手数を増し錯雜ならしむる結果を導くに過ぎぬのである。蓋し倉庫業者と寄託者との間にありては、證券の文言は單に舉證上の便あるに止まり、兩當事者を拘束する證券的效力の存せざるが故である。然るに倉庫證券は文言證券たる性質上、寄託に關する契約事項を證券面に表示する限り、其の效力を生ずべく、今保管料を記載するは正しく證券譲受人をして寄託物に附隨する負擔を知らしむる爲なのである。

二 既述の如く保管料支拂の時期が特約なき限り寄託物出庫の時であり、而かも證券所持人が保管期間の定めあると否とを問はず隨時出庫し得るものなるが故、豫め保管料の總額を決定すること困難であらう。然るに今若し保管料支拂の義務が寄託者にあつて證券所持人に存せざるとすれば、寄託者は證券所持人の自由選擇により時に不測の保管料を支拂はさるゝことゝもならう。

三 然りと云へ、また此の場合寄託者にして之が支拂を爲さざるときは、倉庫業者は民法第

二百九十五條の規定に基づき留置権を行使するやも知れぬ。果たして然らば證券所持人が、他人の債務遲滞の爲に遽かに出庫し得ざることとなり、甚だしき不理不都合を來すであらう
(註一九)。

尙ほ茲に注意すべきは、以上によつて倉庫業者の證券所持人に請求し得るは、證券に記載される保管料の限度に限るの一事である。倉庫證券は固と因求證券である、従つて入庫日必ずしも證券作成の日と同一ではない。斯くて保管料起算日の記載なく、單純に一箇月一俵に付金何錢の如き記載あるに過ぎざるときは、證券所持人は唯だ證券作成の日以後の保管料につき責を負ふに止まるのである。若し倉庫業者が之を以て對抗せむときは、證券面に保管料起算日を明記するの要がある(註二〇)。

保管料記載の方法は、必ずしも確定したる金額を以てするを必要とせず——事實屢次、既述の如く不可能なるか、可能なるも大なる意味無き結果とならう——確定するに足る基礎的記載あれば可なるのである。此の點に就き、判例があり、「質入證券ニシテ品質ノ記載ナキモノハ常ニ中等品ヲ意味スルモノトシ又タ保險金額ハ必ス物件ノ價格ト同一ノモノニアラサルヲ以テ 保管料ハ價格ノ幾分トノ記載アルモ保管料ノ幾何ナルカヲ定ムルヲ得サルカ故ニ 此ノ如キ質入證券ハ

質入證券トシテ效力ヲ有セサルモノトス」明治三十六年十一月十九日大阪控訴院判決」と。況んや受寄物の價額の記載は法定要件にあらざるが故、斯くの如き價額の幾分の一と記載するとも、保管料を確定することが出来ぬのである(註二)。此の點に就き實際を觀るに、通常倉庫業者は受寄物の個數又は數量と其の保管期間とを以て算定しつゝある。而して其の率及び額は、一般には法律に定むるところなきにより、契約自由の原則に基づきて當事者間に於いて任意に之が決定を爲し得るものと謂はねばならぬ。唯だ保税倉庫の場合に就いては明文があり、官設保税倉庫にありては官設保税倉庫敷料規則によりて一方的に定められ(同法施行規則二二條)、また私設保税倉庫にありては豫め其の料率につき税關長の認可を受けて定めなくてはならぬのである(同法二四條、三二條二號、同施行規則二三條二項)。

尙ほ更に之と性質を同じうする租税・公課・立替金等に就き、煥太利倉庫法第十八條第七號の如く、之を記載すべきものとする。其の故は、若し寄託物に對する此の種の負擔金額にして記載されねば、所持人に之が支拂の義務なきこと勿論なるを以てである(註三)。

五 保管期間ヲ定メタルトキハ其期間

保管期間は寄託者と倉庫業者との間に於いて任意に定め得ること勿論なるも、若し之が特約な

かりしときは、民法は何時にても受寄物の返還を爲し得るものと定めしむ(民六六三條)、商法に於いては倉庫業者の責任を加重し、受寄物入庫の日より六箇月を経過したる後にあらざれば之が返還を爲し得ざるものと規定してゐる(商三七八條)。而して本條は、契約に於いて保管期間を定めたるときは其の期間を證券に記載すべきことと爲したのである。故に若し之が記載を爲さざるときは、法定事項の不備となる。然りと雖も契約に於いて保管期間を定めざりし場合に於いては、之が記載を要せざること勿論である(註三三)。唯だ此の場合、保管期間の特約ありしに拘らず尙ほ故意又は過失によりて之を記載せざりしものと判別する爲め、其の旨記載するを可とする。

尙ほ茲に注意すべきは、既述の如く保管期間の特約なきときは倉庫業者の責任保管期間が受寄物入庫の日より六箇月なるを以て、此の場合には證券上に入庫日を記載するの要あることである。其の故如何とならば、證券に記載せらるゝ證券作成の年月日と入庫日とが普通同一なりと謂ひ得るもまた常に必ずしも然るにあらず、保管料起算日また時に入庫日と同一ならず、よし假に同一なりとするも現時の慣習必ずしも之が記載を爲すものにあらず、更に受寄物に就き保険契約の締結さるゝ場合にありては、保険期間即ち保管期間に一致するを原則とするも、尙ほそは原則たるに止まり然らざる場合も存すべく、況んや受寄物を保険に付せざること必無にあらざるを以

てある。また若し斯かる場合に入庫日の記載なきときは、證券作成の日を以て入庫日と看做さるゝこと、倉庫證券の文言證券たる性質上當然であらう。此の點に就き官設保税倉庫の發行する預證券にありては、「庫入年月日」を以て其の記載事項の一としてゐる（同法施行規則一四條二項三號）。思ふに之れ其の保管期間に制限あるに基づくのである（同法七條）（註二四）。

六 受寄物ヲ保險ニ付シタルトキハ保險金額、保險期間及ヒ保險者ノ氏名又ハ商號

我が商法には填太利倉庫法第十五條に於けるが如き規定なきを以て、倉庫業者は受寄物を保險に付する義務なきも、寄託者は自衛上自ら保險者と保險契約を締結するか、乃至は倉庫業者に依頼して自己の爲め保險契約を締結せしむべきである。然るに我が國倉庫業者の實際は、既述の如く、寄託者より特別の申出なき限り、倉庫業者自ら保險者と特約して包括保險に付して居り、若し受寄物が損害を受け保險金の支拂あれば、倉庫證券所持人に之を交付するのである。従つて斯かる保險契約に關する事項は、之を倉庫證券に記載して、始めて其の證券の流通が圓滑なるを得るものである。但し寄託者自ら保險者と保險契約を締結したる場合に於いては、之が記載の要なきものと余は解する。其の故は、斯かる場合に之が記載を缺くことあるも、別に保險證券を有すべく、之を添へて賣買・質入の目的に供し得らるゝが故何等の不便生ぜざるべく、而かも一方強

ひて之を證券に記載せしめむとすれば、保険者をして保険契約の趣旨を倉庫業者に通知せしむるの不便があり、結局害ありて益なき記載は寧ろ之を爲さざるに如くはないからである(註二五)。此の點に就き我が商法の規定は鮮明を缺くの懼あれども、他の法定記載事項が何れも倉庫業者の立場より定められたるに鑑みて、本號も「倉庫營業者カ受寄物ヲ保險ニ付シタルトキハ」の意に解するを正當であると余は思ふ(註二六)。

寄託者の申出によりて特に受寄物を保險に付せざりし場合に於いては、本條の文意解釋上何等の記載を要せざるも(註二七)、倉庫證券の流通證券たる性質に鑑み、何等の記載なきときは無保險なるや或ひは記載の脱漏なるや疑惑を懷かしむる處ある故、寧ろ無保險なる旨記載するを可とする。

尙ほ茲に保險の種類は一切の損害保險を包含するものなるが故(註二八)、保險の種類を明示するの必要がある。之れ我が國の實際は火災保險に限ると雖も、尙ほ盜難保險・水管保險・暴風雨保險等種々の保險に付し得ること論を俟たざるを以てある(註二九)。

イ 保險金額 保險金額は普通寄託者の申出に基づき倉庫業者之を定むるものにして、受寄物入庫當時の價額に保管料其の他の倉庫費用を豫想加算したるものを以てするも、若し倉庫業者

に於いて評價の公平を期せむとすれば、須く自己の取扱ふ物品につき市場の景況を調査知悉するを必要とする。思ふに寄託者の申出必ずしも正當ならず、これ寄託者にして、若し倉庫證券により資金の融通を受けむとすれば不當に之を高むべく、然らざれば寧ろ之が低きを欲するが故である。其の然る所以は、前にありては銀行其の他の金融業者が資金の融通を與ふるに際し、保険金額を以て擔保品の價額従つて貸付金額の評價の基準と爲すが爲であり、後にありては我が國現時の保管料が一般に従量率と従價率とによりて算定せられ、従價率は保険金額を以て標準とするものなる故、之によりて保管料の低減を圖り得べきを以てある。就中保険金額が保険契約の目的の價額に超過したるときは、其の超過したる部分につきは保険契約が無効となるものなるが故（商三三六條）、證券所持人が倉庫業者の證券に記載したる保険金額全部に就きては保険金の支拂を受け得ざるに至るべく、斯くては當に其の證券の信用を失墜せしむるのみならず倉庫業者自體をも信認せざるに至るであらう。然りとて之を免れむとせば、保險者より支拂はれたる保険金と證券上に記載されたる保険金額との差額は之を、倉庫業者に於いて自ら支出せざるべからざる不都合を生ずるのである。是を以て倉庫業者は努めて保険金額を時價に接近せしめ、以て證券の流通を圓滑ならしむるを肝要とする（註三〇）。

□ 保険期間　普通保管期間と一致すべきも、固と寄託物を保険に付すると否とが寄託者の任意なる故、必ずしも常に然りと謂ふを得ぬ。是に於いてか保険期間記載の要を見るのである。

ハ 保険者ノ氏名又ハ商號　寄託物を保険に付しあるや否やが證券の流通上重大なる關係を有する如く、保険者の資産信用状態もまた證券の價値に多大の影響を及ぼすのである。従つて商法は之が記載を求めたのである。而して普通保険は單獨保險なるも、特に共同保險なるときは總保險者の氏名又は商號を列記すべきこと多言を俟たぬ(註三)。

七 證券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

「證券ノ作成地」とは、倉庫證券を作成したる地域である。而して地域とは市町村等最小の行政地區をいふものなる故、愛知縣名古屋市と記載すれば足るのであるが(註三)、實際上之を「證券作成ノ場所」と解して愛知縣名古屋市南區瑞穂町川澄一番地と記載するは、便宜の爲の手段なのである。尙ほ官設保稅倉庫の發行する預證券にありては、其の作成地を特に記載せざることゝした。これ思ふに稅關長の官職名に地名が附記され、従つて自ら證券の作成地を知り得るからに外ならぬ。「證券作成ノ年月日」とは、倉庫證券を實際に作成したる日を意味する。

偕て我が商法は「證券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日」といひ、「證券ノ發行地及ヒ其發行ノ年月

日」とは規定せぬ。抑々證券の作成は證券に記載事項を記入して署名するに至るまでの行爲にして、之によりて證券は何等效力を生ずるものではないのである。然るに發行或ひは交付とは作成したる證券を相手方に交付することをいふものにして、證券は茲に始めて其の效力を生ずるのである。而して此の内部行爲たる證券の作成と外部行爲たる其の發行とは、場所的・時間的に必ずしも同一ではない。従つて茲に想ひ到れば、「證券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日」より寧ろ「證券ノ發行地及ヒ其發行ノ年月日」こそ重要なのである(註三三)。

八 番號

これは證券に附する番號である。普通序數を以て表すは、唯だ便利なるを以てとある。また年度によりて番號を新たにするは、餘り桁數多くなり表示に不便あるからである。此の點に就き法律は何等の制限を設けざる故、如何なる方法を以て之を示すも差支がない。歸するところ、此の番號により同一營業所より發行されたる他の倉庫證券と對照し得れば足るものである。従つて之が爲めに預證券と質入證券とは、同一番號を附すべきものとす。

九 倉庫營業者ノ署名

倉庫證券は質權的證券なるが故、質擔者の名を表示すべきは勿論なるが、之のみにては證券の

眞偽を鑑別するに由なきを以て、我が商法は特に倉庫業者の署名を爲さしむることゝした。

署名は姓名を自署するを云ひ、法人の場合にありては其の代表者法人の名稱を記載し更に自己が其の法人の代表者たる旨を示して署名すべきものである(註三四)。また代理の場合は本人の名を掲げ、且つ代理人の自署することが必要である。尙ほ倉庫業者が商號を有するときは、姓名を自署するに代へ商號を記載すれば足るものである(註三五)。蓋し商號は商人が營業上自己を表示する名稱にして、營業上商人を表示する點に於いては商人の氏名に優るものあり、のみならず一方に於いては倉庫業者の株式會社其の他の法人の多きに鑑み商號の重要性愈々加はれりと稱すべく、他方に於いては氏名に代ふるに商號を以てするも何等の弊害を想像し得ざるを以てある。

署名はまた記名捺印を以て代へ得られる(明治三十三年法律第十七號「商法中署名スヘキ場合ニ關スル件」)。而して記名は必ずしも自己の書たるを要せず、護謨印にても自己の氏名を記せば足る。また捺印は、自己自ら、若しくは他人をして自己に代はりて、自己の印を押捺し若しくは押捺せしむることをいふ。

官設保税倉庫の發行する預證券に「税關長ノ署名捺印」とあるは之に當たる(保税倉庫法施行規則一四條)。けれども些か嚴に過ぎたる懼がある。

以上が普通倉庫業者の發行する二枚證券の法定記載事項なのである。此の外特別倉庫たる私設保税倉庫の發行する二枚證券に就き一言するの要あるも、便宜上次節に之を譲りたい。

法定事項は必ず之が記載を必要とし、若し其の一を缺くときは其の證券は無効となる。但し記載の文字に就きては法律に何等の制限なきを以て、必ずしも日本語を以てするの要なく、必要に應じ英・佛・獨・支等如何なる國語を以てするも差支ない。然はれ一般に到底解し得ざる記標文字乃至は符號の如きを使用し得ざること勿論である。また苟くも法定事項の記載あり社會の通念により倉庫證券として一般に承認せられ得る限り、記載事項の順序・精粗の如きは一に倉庫業者の自由に委せらるべきである。

不存在の事實に就きて如何にすべきか、此の點に關し、既に一言したるが如く、學者の意見一致せぬ。之を純理論よりするときは全然記載の要なきも、實際上の便宜論よりするときは何等かの記載を爲して不存在の事實を表示するを可とするのである。これ空欄を作るときは、或ひは脱漏にあらざるかを疑はしめ、且は證券變造の機會を與ふるが故である(註三六)。

尙ほ又同一事項に就いて證券上二箇所に記載することは何等差支ない。けれども其の記載が互

に矛盾したる場合にありては、主たる部分の記載を以て有効とすべきものと余は信ずる。即ち爲替手形に關する商法第四百四十六條——約束手形及び小切手にも同法第五百二十九條及び第五百三十七條を以て準用してゐる——を類推適用して然るべきものと解するのである(註三七)。

註一 松波博士は倉庫證券の記載事項を絶対要件と相對要件とに區別せられ、又谷本伊太郎氏は絕對的必要事項と關係的必要事項とに區分せられ、商法第三百五十九條の第一號乃至第四號及び第七號を絶対要件若しくは絕對的必要事項とせられ、同條第五號及び第六號を相對要件若しくは關係的必要事項とされてゐる(松波博士著、前掲書、一〇八四頁及び法律經濟第十三號所載の「倉庫證券に關する討論」中の谷本伊太郎氏の答)。

註二 毛戸博士は、保管期間の定めある場合に之が記載を爲さず、また受寄物を保險に付したるときに其の記載を爲さざるも、證券は無効にあらずと述べられた(京都法學會雜誌第一卷第九號所載の前掲論文參照)。けれども我が國の通説或ひに判例の採らざるところである。

註三 法律經濟第十三號所載の前掲「討論」中の谷本氏の答參照。

註四 同説、辻岡氏、前掲書、九九頁。反對説、齊藤氏、同上、七頁。

註五 品名と品質とは、實際上區別し難き場合少くはない。殊に倉庫證券と同一の性質を有する貨物引換證に就いては商法第三百三十三條第二項第一號に「運送品ノ種類」とのみ規定し、又同じく船荷證券に就いても同法第六百二十二條第三號に「運送品ノ種類」とのみ規定してゐる點より觀れば、倉庫證券の場合に於いて「種類、品質」と規定するも(商法五九條一號及び保、倉、施、一四條二項一號)、特に種類と品質とを嚴然區別するの要なきものと余は信ずる(同説、銀行論叢第五卷第四號所載の安河内氏の「倉庫證券による銀行業者倉庫業者の論争」若しくは同氏の前掲書、七八頁)。

第三編 倉庫證券論 第二章 倉庫證券の形式 二枚證券の形式

註六 米突法が善く行はるゝに至れば、之によつて証券の記載を爲すべきこと勿論である。

註七 反對説、安河内氏(前掲書、六九頁)。同説、内池博士(前掲「倉庫經營論」、二三四頁)、毛戸博士(京都法學會雜誌第一卷第九號所載の前掲論文)、松波博士(前掲書、一〇九四頁)、辻岡氏(同上、一一九頁)、大住氏(同上、二四四頁)等。

尤も等しく同説とは言ふものゝ、右の場合、内池・毛戸兩博士乃至は大住氏等にありては荷造なき旨の記載を要すとせらるゝに反し、松波博士及び辻岡氏等にありては全然荷造の記載を要せずとせらるゝの差異がある。純理論としては松波博士の例に參加すべきも、之を實際の見地よりして余は内池博士一派の説に與したい。其の理由は、不存在の事實と雖も其の旨の記載なきときは、脱漏と解せらるゝ虞あるを以てである。

註八 此の點に就き、「簡別し得ざる貨物例へば石油、撒鹽、撒麥粉等に付ては必ずしも之を記載する必要なしと雖も、通常之等の貨物に付ては其の取引上の單位による總量目を記載す。……例へば撒鹽の保管に於ては撒鹽幾山とせず撒鹽何十萬斤と……するを一般の例とす」と説き(辻岡氏、前掲書、一一九頁)、或ひは「又織材の大小不同ありて個數を以て表示するに不適當なる時は之を何本何個とせず何噸とすべき者とす」と唱ふる者がある(安河内氏、前掲書、八二頁)。然れども斯くの如きは單に受寄物の數量の記載たるに止まり、茲に所謂個數を記載したるものと謂ひ能はぬ。此の點保税倉庫法施行規則に、官設保税倉庫の發行する預證券に「個數及數量」の記載を爲す旨の定めあり(一四條二項一號)、個數又は數量と爲さざりしによつても瞭かであらう。

註九 此の點に就き、伊太利商法第四百六十三條・白耳義倉庫法第五條の如き「寄託者又は第三者」なる文字の挿入なき我が商法上の解釋としては、必ず最初の寄託契約の當事者たる寄託者に限る、と解する者あり、内池博士(前掲「倉庫經營論」、二三四、三五頁)、安河内氏(前掲書、八五頁乃至八七頁)の如き之である。然れども余は本文に於いて述べたる如く、此の見解に従はぬ。岡松博士(法學協會雜誌第十九卷第五號所收「倉庫證券ノ形式」、毛戸博士(京都法學會雜誌第一

卷第九號所載の前掲論文)・辻岡氏(前掲書、一二二、二頁)の如き、何れも私見と同一である。

註一〇 従つて、既述の如く、無記名式の倉庫證券は我が商法の認めざるところと謂はればならぬ。尙ほ舊商法に於いては無記名式の倉庫證券を認めたるも、實際に於いて行はれざりしと之を認むべき立法上の必要が無いとの理由によつて、改正商法は之を認めぬことと爲したのである(前掲「商法修正案理由書」、三〇四、五頁参照)。

註一一 此の點に就きての詳細は、左記の書を往見せられたい。

竹田博士著、前掲「商法總論」、三二三頁以下。

松本博士著、同「商法總論」、二三七頁以下。

註一二 前掲竹田博士著、三二三頁及び同松本博士著、二四一頁参照。

註一三 内池博士は、「寄託者にして貸入證券を融通に供するときは、其所持人は早示證券たるの效力上、債權の満期に於て證券を早示するに當り、如何にして債務者の所在を知るべきか」とて、我が法制の不備を説かれてゐるが(前掲「倉庫証券論」、二三五頁)、これ、此の故にこそ商法第三百六十七條ノ三を以て「貸入證券所持人ノ債權ノ辨濟ハ倉庫營業者ノ營業所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス」と定めたるに(毛戸勝元博士著、「商法改正法評論」、九九頁)、想到されぬのてなからうか。此の點岡松博士の所論に就いても(法學協會雜誌第十九卷第五號所載の前掲論文)、同様に謂ひ得られる。

註一四 此の點左記兩書の説くところと同感である。

安河内氏著、前掲書、七三頁以下。

辻岡氏著、同上、一二三、三頁。

註一五 辻岡氏著、同、一二五頁。

註一六 左記は何れも之を同一に解してゐる。

第三編 倉庫證券論 第二章 倉庫證券の形式 二枚證券の形式

松波博士著、前掲書、一〇三七頁。

水口博士著、同「商行爲法論」、七三六頁。

青山博士著、同上、一九三頁。

柳川氏著、同、五五四頁。

喜安氏著、同、二二八頁。

安河内氏著、同、八八頁。

註一七 商法の保管料と保税倉庫法の庫敷料とが同義語なるか否かに就きては、議論がある。思ふに其の由つて來るところは、官設保税倉庫にありては保管の責任に就き明文なき爲め、倉庫と寄託者との關係が公法關係に立つものであると觀念し、庫敷料を以て公法上の手数料にあらざるかと考へるに由つてであらう。されど余は、暫假置場法第十條に「政府ハ藏置貨物ノ損害ニ付賠償ノ責ニ任セス」との規定ありしに保税倉庫法には此の意味の明文なかりしと、今日は保税倉庫法は勿論假置場法に代はつて新たに公布されたる保税工場法にも此の意味なきに鑑み、保管の責を負ふものと解する。此の故に税關長の貨物藏置の關係を以て私法關係と觀念し、従つて又庫敷料は一般普通の倉庫が收むる保管料と同様に私經濟的收入にして、若し此の藏置を業とするに於いては、商行爲と解するのである。又之を法文の用語例から觀察するも、官設保税倉庫のみならず私設保税倉庫に就いても、同法は等しく庫敷料なる文字を用ふるが故、何れの點を以てするも、庫敷料を保管料と區別すべき必要がないと余は信ずる（商業經濟論卷第五卷所載の前掲拙文を往見）。

註一八 法學協會雜誌第十九卷第五號所載の同博士の前掲論文。

註一九 此の點左記も同説である。

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二三六頁。

安河内氏稿、「倉庫寄託貨物の競賣に就いて」、銀行論叢、第八卷第三號、第四號所收。

大住氏著、前掲書、六二頁以下。

註二〇 此の點に就いては、安河内氏の前掲書九〇頁以下に詳論されてゐる。

註二一 此の爲にや内池博士は、「倉庫の……信用機關たるの目的を達せんとせば、貨物の外形上の記載を粗にするも、其の價格を記載するを便とす」と教へられてゐる（前掲書、二三四頁）。然し余は日々時々變動して已まぬ寄託物の價額を記載せしめむよりも、寧ろ其の種類・品質・數量等を記載せしむる現行規定の優れるを信ずる（辻岡氏、前掲書、一六頁及び大住氏、同上、四三、四四頁參照）。

註二二 此の點内池博士の説かるところ尤もである。前掲「倉庫經營論」、二三七頁及び二四二頁往見。

註二三 然るに特約なき場合に於いても尙ほ其の旨の記載を爲すべく、之を怠りたるときは記載要件の欠缺となるといふ者あれども（喜安氏著、前掲書、二二三頁）、法文の解釋上余は此の點に従ひ能はぬ。

註二四 故に私設保税倉庫の發行する倉庫證券にも入庫日の記載を爲すべきものと余は信ずる。されど庫入年月日の意義は必ずしも明瞭ではない。保税倉庫の場合に於いては、必ず庫入免狀交付の日を以て、保税貨物の藏置期間の起算點たる庫入年月日と爲すべきも（保、倉、施、四八條）、一般保管倉庫の場合は、却つて寄託契約成立の日を以て入庫日と爲すべきものと余は信ずる。此の點同説、渡邊雄馬氏（會計第六卷第六號所載「入庫日に關する疑義」）、異説、白井俊三氏（國民經濟雜誌第二十八卷第五號、第六號所載「倉庫寄託に於ける入出庫の意義」）。

註二五 内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二三八頁及び安河内氏著、前掲書、九八頁參照。

註二六 大濱氏著、同上、三〇五頁。

註二七 此の場合無保險なる旨記載せざれば要件を缺くといふ者あるも（喜安氏著、前掲書、二二三頁）、余は採らぬ。

第三編 倉庫證券論 第二章 倉庫證券の形式 二枚證券の形式

註二八 此の點に關して、倉庫寄託物に對する倉庫業者の付する保險は……責任保險なり」と説くものがある（安河内氏、前掲書、九七頁）。然し我が國倉庫業者の實際より觀るときは、保險の目的が受寄物であり斷じて責任ではなく、また商法も「受寄物ヲ保險ニ付シタルトキハ」と規定したるによりても、其の責任保險にあらざることが勝つてゐる。此の點既に第二編第四章第五節に於いて述べたるところに屬する。

註二九 大住氏著、前掲書、四〇頁、ドナウ河岸のライオン市倉庫（Die Lagerhäuser der Stadt Wien）の如きは、ドナウ河の氾濫其の他水難に就き受寄物を保險に付してゐる（Mayer, a. a. O., S. 159）。

註三〇 斯く言へばとて絶対的に時價に一致せしむべしとするのではない。一の保險が超過保險なりや否やは、損害發生の地に於ける其の時の價額を以て標準とするものなる故（松本丞治博士著、「保險法」、増訂第四版、八三頁參照）、申込當時の價額と損害發生の時の價額とが一致せざる限り、一見何等の利益もなきやうである。されど寄託當時に於ける公平なる評價は、尙ほ一個の有力なる參考資料たることを疑ふの餘地なかるべく、若し之なきときは保險關係につき倉庫業者が保險者と結託して不正行爲を爲し易く、更に一部保險なるを知らずして全額保險なりと信じ資金の融通を爲して意外の損害を蒙るが如きこともあるてあらう。従つて余は、保險金額を記載要件としたる現行規定か妥當と思ふ。同説、内地博士（前掲書、二三八頁以下）、安河内氏（同上、一〇一頁）、吉住稔氏（大阪銀行通信錄第三百八號所載、倉庫証券記載事項に就て）、反對説、岡松博士（法學協會雜誌第十九卷第五號所載の前掲論文）、大住氏（前掲書、四〇頁以下）。尙ほ判例は此の點に就き、倉庫業者に「保險金額ハ寄託者ノ申込ニ依ル」旨若しくは「價格ニ付テハ當社其實資ニ任セス」等の注意的記載を爲すの義務なしとしてゐるが（大正十一年十二月二十八日大阪控訴院判決）、余は證券の圓滑なる流通を希圖する餘り、此の見解に従はぬ。

註三一 同一被保險利益に就き二人以上の保險者と保險契約を締結して、而かも其の總保險金額の保險價額を超えない場合

を共同保険 (Co-insurance; Mitversicherung) とするのべあり、超えたる場合を重複保険 (Doppelversicherung; Doppelsicherung) とするのべある。辻岡氏は兩者を誤用されてゐるやうである(前掲書、一七七頁)。

註三二 松本益治博士著、「手形法」、第十二版、二〇七頁參照。

註三三 同説、内池博士(前掲「倉庫經營論」、二四二頁)。

辻岡氏は、證券作成の年月日は倉庫證券を實際に作成したる日に限らず、證券發行の日を作成の日として記載するも妨げぬと述べられてゐるが(前掲書、一七八頁)、虚偽の記載を爲すこととなる。

註三四 手形に就いては、竹田博士(「手形法大意」、第五版、一〇〇頁)、松本博士(「前掲手形法」、四七、八頁)の同説があり、之に對して青木博士(「手形法論」、改正増補第七版、三二三頁)、松波博士(「改正日本手形法」、二五七頁)、水口博士(「手形法論」、訂正増補第六版、二四四、四五頁)の反對がある。倉庫證券の場合も手形の場合と同様に記載するべきは、勿論である。

註三五 同趣旨の判例がある(大正五年三月一日大審院判決)。通説もまた之に從ふ。然るに曾て「商號ヲ以テ氏名ト同視スヘキ場合ハ商法上一々明文ヲ以テ規定シ 現ニ預證券及ヒ質入證券ニ付テハ寄託者ノ氏名又ハ商號、保險者ノ氏名又ハ商號ト規定セルニ拘ラス 倉庫營業者ノ署名ニ關シテハ斯ノ如キ規定ヲ缺カスルニヨリテ……本件預證券及ヒ質入證券ハ已ニコノ點ニ商法規定ノ要件ヲ缺クニヨリテ全ク無効ノモノト曰ハサルヘカラス」と判決したることがある(大正二年十月六日東京控訴院判決)。果たして然らば、倉庫組織の倉庫業者は遂に有效なる倉庫證券の發行を爲し得ぬこととなる。故に既述の如く、採るに足らぬ誤例であると余は信ずる。

註三六 此の點に就きては、辻岡氏著、前掲書、九四、五頁參照。

尙ほ證券の構造とは證券の記載事項を故意に變更することないふ。署名を虚偽に爲すときは證券の偽造となる。倉庫

証券は一の有價証券なるを以て、之を偽造又は變造し、若しくは偽造・變造の事實を知りて之を行使したる者は、刑事實任を負はねばならぬ（刑一六二條、一六三條）。

註三七 同哉、辻岡氏、前掲書、九七頁。

既に述べたる如く倉庫証券は一の文言証券である。故に寄託者と倉庫業者との契約條件も之を証券に記載せざる限り、証券的效力を生ぜざるものである。従つて若し當事者に於いて証券的效力を發生せしめむと欲すれば、之を証券に記載しなければならぬのである。これ時に法定事項以外の事項を記載するの必要ある所以なのである。而して我が商法は、手形に就いては嚴格なる要式主義を採り、「本編ニ規定ナキ事項ハ之ヲ手形ニ記載スルモ手形上ノ效力ヲ生セス」(商四三九條)と明言してゐる。然るに倉庫証券に關しては斯くの如き規定之無きが故、法定外の記載を爲すも何等妨ぐるなく、却つて證券上の效力を生じ、當事者たる倉庫業者乃至は證券所持人を拘束するものである(註一)。尤も法定外の記載にして倉庫寄託契約及び倉庫証券の本質に背き且は公序良俗に反するが如き場合にありては、其の效力無きこと勿論である(註二)。

斯くして倉庫証券には法定記載の要件以外に寄託契約の主要條件を列記して、寄託者は勿論證

券の轉得者も亦た之等の條件を認諾して證券を取得するものなる旨を明かにするが常である。之を倉庫證券の約款又は約條 (Clause; Klausel) といふ。約款は普通證券の裏面若しくは表面の適當なる箇所に記載せられる。

倉庫證券は既述の如く單なる倉庫寄託の契約書に止まらず、却つて寄託契約成立の效力として作成交付さるゝものにて、此の點貨物引換證・船荷證券乃至は保險證券と其の類を同じうする。従つて倉庫證券に記載せられたる約款は、理論上必ずしも之を寄託契約の條件と爲すを得ぬ。時に寄託者は、或ひは全然別個の條件にて寄託を爲し、また或ひは少くとも證券上の記載事項を特に認諾せざることも有り得るのである。斯くして寄託者が約款以外の條件を以て契約を締結し、且つ之を證券に記載せざる場合にありては、證券の文言證券たる性質上其の條件の證券上の效力を有し得ざること明かである。けれども之を證券に記載するも、尙ほ其が常に絶對的に寄託契約の準據條件と爲るものではない。換言すれば倉庫證券の文言證券的性質が、必ずしも常に存せぬのである。即ち倉庫業者と寄託者との間にありては、實際寄託契約締結の際約諾したる條件が兩當事者を拘束し、倉庫證券の記載事項の如きは殆んど何等の意義をも有せぬのである。思ふにこれ、契約の當事者は自ら其の内容條件を熟知するものなるが故、特に文言により之を保護拘束す

る必要を認めざるを以てある(註三)。故に證券の文言的性質を有するは、倉庫業者と善意の證券譲受人との關係に於いてのみ然り、惡意の者には文言的效力によりて保護せられざるものなのである。此の點に就き民法は規定して曰く、「指圖債權ノ債務者ハ其證書ニ記載シタル事項及ヒ其證書ノ性質ヨリ當然生スル結果ヲ除ク外 原債權者ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシ事由ヲ以テ善意ノ讓受人ニ對抗スルコトヲ得ス」と(民四七二條)。而して今、倉庫證券の文言的性質を定めたる商法第三百六十二條に所謂證券所持人もまた、寄託者にあらざる善意の證券所持人を意味するものと余は信ずる。従つて證券の文言的效力を發生するは、當然寄託者より第三者に之が交付を爲したる以後なのである。之を要するに、證券が未だ寄託者の手中にあるときは、寄託契約其のものに準據すべく、證券の文言的效力に拘束さるゝ必要がない。然らば通常證券に「前記ノ貨物本證券裏面(又ハ券面)ノ約款ニ從ヒ正ニ預リ候」云々と記載せらるゝを以て、倉庫業者と寄託者との間に於いては全然無意義のものとするべきであらうか。否、之あるによりて一應は、約款の條件に従ひて契約を爲したるものと推定せらるゝ。従つて之に異なりたる契約條件を以て對抗せむには、之を主張する者に於いて立證の責を負ふべきこととなるのである。

約款は、倉庫業者之を豫め一定し證券に印刷し置くが常である。而して倉庫寄託契約が公序良

俗に反せざる限り如何なる條件を以て締結するも妨なきこと、前に述べたるところなるも、倉庫業者は寄託の引受を營業として爲すものなる故、時を異にし相手の變る度毎に寄託に別異の條件を附するが如きは執務上不便尠からざるのみならず(註四)、更には普通必要なる共通的條件を經驗に徴して知り得べきが故、之を一括して約款と爲し、寄託契約の締結に方りては相互に之を承認し、更に證券に記載して證券讓受人と倉庫業者の關係をも之によりて決定せむとするのである。

約款には普通、倉庫業者の責任を輕減し又は免除するなど倉庫業者に有利なる條件が多い。之れ往々約款即ち免責約款(Negligence Clause; Befreiende Klausel)なりといふ所以である。けれども普通印刷しある約款を變更し又は補充する爲め、特別に約款を挿入し、或ひは護謄印を以て押捺するか若しくは小紙片に認めて證券に貼附して、却つて倉庫業者の責任を加重することが出来るのである。此の場合前者を普通約款(General Clause)とす、後者を特別約款(Special Clause)とす。

以下現今一般に用ひらるゝ倉庫證券の約款を擧げ、其の略解を試みよう。

一 氣候ノ變遷、防疫、鼠喰、蟲入、貨物ノ性質若シクハ瑕疵、荷造ノ不完全又ハ直接ト間接トヲ問ハス抗拒スヘカラサル災厄若シクハ事故ニ因リ受寄物ニ生シタル損害其他當會社又ハ

共使用人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ直接原因セラル損害ニ付テハ當會社共責ニ任セス

商法第三百七十六條は、倉庫業者及び其の使用人の受寄物保管に對する注意義務従つて其の責任の程度を規定して、「受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得」ざるものと爲してゐる。然れども同條は任意規定なるが故、之に反する特約を爲すも、そが倉庫業者に於いて自己の故意又は重大なる過失に基づく責任を免れむとするものにあらざる限り、有效なること勿論である(註五)。次に民法第六百六十一條は、寄託者が「寄託物ノ性質又ハ瑕疵ヨリ生シタル損害ヲ受寄者ニ賠償スルコトヲ要ス」るものと定めてゐる。本約款は畢竟之等の規定を基礎と爲し、倉庫業者・寄託者乃至は證券所持人の責任關係を明かならしむるものに外ならぬ。

イ 先づ「氣候ノ變遷ニ因ル損害」とは、例へば揮發性藥品・生物等が夏季連日の暑熱の爲に蒸發・腐敗し、米穀・砂糖・食鹽等が霖雨の爲に變質・溶解・漏洩し、若しくは理化學用の藥品類が酷寒の爲め凝固萎縮して、再び其の用に耐へざるに至るが如き場合をいふ。

思ふに之等の損害を防止するには須く特種の設備を施されたる所謂保存倉庫に寄託すべく、一般普通の倉庫にありては其の設備と注意を以ては到底之を防ぐことが出来ぬのである。従つて商

法の規定によりて倉庫業者の責なきことは明かであらう(商三七六條)。また他方畢竟之等は氣候の變遷に遭逢するとき受寄物が其の性質上損害を生ずべきものなるが故、民法第六百六十一條の解釋上寄託者に於いて其の損害を負ふべきである。蓋し同條は、既述の如く貨物の性質上より生じたる損害につき受託者に對する賠償義務を規定したるものなるが故、貨物の性質上より生じたる貨物其のものゝ損害を寄託者自ら負擔すべきは、疑ふ餘地がないからである。とは云へ此の場合右損失が、氣候の變遷に因りて生じたるものにして、倉庫業者の故意又は過失に基づきたるものにあらざる旨の舉證責任は、依然倉庫業者に於いて之を負はねばならぬ(商前條)。故に本約款を挿入して、以て舉證責任の轉嫁を爲さむとするのである。

□ 次に「防疫ニ因ル損害」とは、例へば傳染病發生地を通過し來れる貨物に對し種々の方法によりて消毒を爲し、之が爲め貨物が腐敗變質したるが如き、或ひは防疫の目的を以て倉庫に隔離藏置して長期に互り之が出入を禁じたる爲め貨物が損害を生じたるが如き場合をいふ。

防疫は時に公権の發動により、また時に倉庫業者の自發的意思によりて行はるゝも、畢竟社會公共の安全を圖る所以なるを以て、よし之が爲に損害を生ずることあるも、倉庫業者に其の責なきは勿論であらう。然ほれ實際問題としては、果たして倉庫業者の此の種の處置が公共の安全を

圖る目的を以て爲されたる適當の處置なりやなど、種々の疑問を生ずる處あり、故に本約款によりて一般的に其の責を負はざる旨を明かにせむとするのである。

ハ 「鼠喰ニ因ル損害」とは、鼠族が通常米穀其の他の食料品・絲及び織物類に就き之を喰荒し、爲に其の數量を減少し若しくは其の品質を低下せしめ、依つて生じたる損害をいふ。米穀倉庫の如きにありては、鼠害・蟲入に因る損害が火災・盜難に因る損害に比して遙かに甚大であるといふ(註六)。之が爲に何れの倉庫業者も、或ひは倉庫の入口に鼠返しを設け窓には金網を張り地下には防鼠壁を張るなど其の構造に注意を拂ひ、更には常に捕鼠器を用ひて之が驅逐に努めつゝある。然れども倉庫の性質上一般に鼠族の群居繁殖に適するが爲め、之を一掃するは容易ではない。従つて之等の損害もまた商法の規定によりて倉庫業者に其の責なきこと勿論であらう。然れども實際上防鼠捕鼠上の注意は之を具體的に證明する標準を缺き、困難なる問題を生ずるであらう。

故に之亦一般的に記載して其の責を負はざる旨を明かにせむとするのである。

ニ 「蟲入ニ因ル損害」とは、害蟲類の蝕害による米穀其の他の食料品・絲及び織物類・皮革及び紙類等に於ける損害をいふ(註七)。而して之等の損害に就いてもまた鼠喰に因る損害と相似たるものがあるが故、本約款により免責の趣旨を明かにせむとするのである。

ホ 「貨物ノ性質若シクハ瑕疵ニ因ル損害」とは、例へば揮發性の藥品が時日の経過と伴に發散して減損を生ずる如き、また理化學的藥品が其の具有すべき性質を欠缺せる爲め次第に化學作用を起して遂に其の使用に耐へざるに至るが如き場合をいふ。而して之に就き民法が寄託者に其の責を負はしめたることは、既に第一編第三章に於いて述べて置いた。尤も「寄託者カ過失ナクシテ其性質若クハ瑕疵ヲ知ラザリシトキ又ハ受寄者カ之ヲ知リタルトキ」に於いては、此の限りではない(民六六一條)。而して右は寄託者に損害賠償の責を負はしめざるに止まり、寄託物自體に生じたる損害につき何人が其の責に任ずべきかを直接定めたるものにあらずも、之を斯く類推するに難くはない。商法には此の點に就き何等の明文も置かれて居らぬ。然るに倉庫業者は寄託の引受を營業と爲すものなる故、經驗上貨物の性質若しくは瑕疵を容易に發見し得べき地位にあり、従つて之に應ずる注意を拂へば其の損害を防止すること然程困難ならざるものと謂ひ得べく、而かも他面倉庫業者また受寄物に就き検査の義務を負はざるが故、茲に責任問題を生ずる處がある。故に廣く貨物の性質若しくは瑕疵に因る損害は、總べて倉庫業者に於いて其の責を負はざる旨を明示する爲め、本約款を置くのである。

ヘ 「荷造ノ不完全ニ因ル損害」とは、米穀・織物・機械・藥品等に就き包装の破損解離せる爲

め生じたる内容の損傷・漏滅・蒸發等をいふ。通常倉庫業者は受寄物の荷造不完全なる場合には、寄託の際に或ひは委任により若しくは事務管理として寄託者の費用を以て之が改裝若しくは修繕を——殊に農業倉庫に於いて——爲すこと多きも、常に必ずしも然るにあらず、否な場合によりては之が爲め特種の機械設備を要すべく、容易に之を爲し得ざるのみならず、却つて之が爲に要する費用が放任するときの損害よりも大なることもあるであらう。斯くして不完全なる荷造の儘寄託の引受を爲したるとき、之に因つて生ずべき受寄物の損害に就き倉庫業者に其の責なきは、當然である。蓋し荷造の不完全に因る損害は、前述受寄物の性質又は瑕疵に基づく損害と其の性質を等しうするものと謂ひ得べく、また法律上倉庫業者に受寄物の荷造を完全にして後受寄すべき義務がないからである。然れども實際問題としては種々の疑問を生ずべく、本約款は明文を以て免責の旨を明かにせむとするのである。

ト 「抗拒スヘカラル災厄若シクハ事故ニ因ル損害」とは、地震・洪水・海嘯・落雷等の天災地變乃至は戦争・内亂等の事變、若しくは強盜・一揆の如き危難等其の自然的なると人爲的なるとを問はず一般に不可抗力と認めらるゝ原因に因りて生ずる損害をいふ(註八)。而して之等の損害に關しては、商法寄託總則(三五四條)に客の來集を目的とする場屋の主人の受寄物に對する責任を

免除したる立法精神乃至は商法倉庫營業に關する第三百七十六條の反對解釋上、倉庫業者に其の責なきこと明瞭であらう。唯だ實際問題として舉證の困難なる事情ある爲め、本約款によりて免責の趣旨を明かにせむとするのである。

予 「當會社又ハ其使用人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ直接原因セサル損害」とは、倉庫業者又は其の使用人の故意又は重大なる過失が直接原因となりて生じたる損害以外の損害をいふ。換言すれば不可抗力若しくは倉庫業者又は其の使用人の輕過失に因る損害、並びに彼等の故意又は重大なる過失に基づく損害中其の間接的なる場合に於けるものをいふ。而して茲に「故意」とは、行爲の結果を豫見して之を希望し又は少くとも之を認許せる意思の状態を云ひ、「過失」とは、結果を豫見し得べきに注意の足らざるが爲め之を豫見せず、又は行爲の結果を豫見して之を防止し得べきに注意の足らざるが爲め之を防止すること能はざりし状態をいふ(註九)。然るに注意の標準に二あり、一は善良なる管理者の注意にして、他は自己の財産に於けると同一の注意である。故に過失にも自ら二あり、一は善良なる管理者の注意を缺きたる場合の過失にして之を客觀的又は抽象的輕過失といひ、他は自己の財産に於けると同一の注意を缺きたる場合の過失にして之を主觀的又は具體的輕過失といふ。之等輕過失に對して、普通人の注意を著しく缺きたる場合の過失を

特に重過失又は重大なる過失といふ。

商法第三百七十六條が任意規定なることは、既に屢次之を述べた。然れども倉庫業者の故意に對する責任は、如何に之を約諾するも免れ得ざるところである(民九〇條參照)註一〇。従つて苟くも倉庫業者の故意によつて生じたる損害に對しては、常に倉庫業者之が賠償の責を負はねばならぬ。然れども之が賠償の範圍につきて豫め制限するは、何等妨げぬところであらう。然のみならず實際問題として、故意又は重過失に因る損害なりや否やに就きて、之が舉證の責任が倉庫業者自身に存するのみならず、直接間接總べての場合に就きて賠償責任を負擔するが如きは、倉庫業者の欲せざるところであらう。斯くして本約款は、自己又は使用人の故意又は重大なる過失に直接原因する損害に就いてのみ其の責に任ずる旨を明かにするものである。

- 二 火災保險者カ損害填補ノ責任ヲ有スル損害若シクハ寄託者ノ申出ニ依リ火災保險ニ付セザ
リシ貨物ノ火災ニ因ル損害及ヒ直接ト間接トヲ問ハズ爆發ニ因ル損害ニ付テモ亦當會社其責
ニ任セス

本約款は、受寄物が火災及び爆發に因りて損害を蒙りたる場合の責任歸着點を定め、倉庫業者の免責を明かにするものである。

イ 先づ受寄物が保険に付せられたる場合に就いて考ふるに、保険者に損害填補の責あるときと然らざるときとがある。而して保険者に於いて損害填補の責を負ふ場合には、倉庫業者に之が賠償の責なきものとし、以て問題の錯綜を避けむとするものである。

尙ほ倉庫業者は普通、自己又は使用人の故意若しくは重過失に直接原因する損害に就き賠償の責に任ずるは、前に約款一に於いて述べたるところである。然るに保険者が填補の責に任ずるは通常倉庫業者の輕過失の場合を限度とするものなるが故(商四一九條、三九六條)、保険者に損害填補の責があり而かも倉庫業者また之が賠償の責を負ふ場合はないであらう。

□ 次に受寄物が保険に付せられざりし場合に就きて考ふるに、之にまた二の場合が存する。其の一は、特に寄託者の申出あり之が爲に保険に付せざりし場合にして、他は寄託者との間に何等の特約なく従つて保険に付せざりし場合である。而して本約款により、寄託者の申出によりて受寄物を保険に付せざりし場合には、縱令受寄物が火災に因りて損害を蒙るも、寄託者は之が填補の途なきことを豫期したるものと謂ふべきが故、之に就きては倉庫業者に賠償の責なき旨を明かにするものである。然しながら倉庫業者又は其の使用人に故意又は重大なる過失あり、之が直接原因となり火災を生じたる場合に於いては、此の限りにあらざること勿論である。

普通我が國倉庫業者の間には、寄託者の申出なき限り總べて受寄物を保険に付するの慣習あるも、法律上之が義務を負はざるが故(註二)、倉庫業者が受寄物を保険に付せず而かも火災の爲に損害を蒙りたるときは、倉庫業者は保険に付せざりし事に就き何等の責をも負はざるやに見受けられる。然れども特に受寄物を保険に付せざる旨の寄託者の申出なき限り、倉庫業者に於いて之を保険に付するが我が國倉庫取引の慣習上の義務なるべく、従つて此の義務を履行せざりし場合には其の責なしと謂ひ能はぬと余は信ずる。唯だ實際問題としては、約款並びに倉庫業者と保業者との特約其他一般の原則により之が責任關係を決すべきこと勿論である。

ハ 廣く「爆發」とは、火藥・石炭瓦斯等の爆發の如く急激なる燃焼に因りて大氣中に強大なる壓力の變化を生じ、爲に烈しき音響を發して一般に災害を伴ふ現象(即ち狹義の爆發)と、汽罐・鐵管の爆發の如く必ずしも火に直接の關係を有せず、單に強大なる壓力に因りて容器が破裂する現象(即ち破裂)とを謂ふものである。而して「爆發ニ因ル損害」が、之を約款一に所謂「抗拒スヘカサル災厄又ハ事故」なりと謂ひ得るか否かに就いて、疑義なしとせぬ。事實謂ひ得ることもあるべく、又謂ひ得ざることあらず(註三)。是を以て本約款は、爆發に因る損害に對しては其の直接たると間接たるとの差別なく、常に賠償の責なきことを明かにせむとしたのである。然

はれ、爆發を生ぜしめたる原因に就き倉庫業者に責あるときは、此の限りにあらざることを勿論なるも、尙ほ其の場合本約款は此の點に關する舉證の責を相手方に轉嫁することとなるのである。

三 受寄物ニ關シ損害ノ填補ヲ請求セムトスル者ハ其損害カ當會社ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ

テ生シタルコトヲ證明スヘキモノトス

商法第三百七十六條は倉庫業者の責任に就き規定して、受寄物の滅失又は毀損に關し損害賠償の責を免れむとせば、自己又は使用人が保管に關し注意を怠らざりしことを證明することを要すと爲した。此の點運送貨物に對する運送人(商三三七條)・船舶所有者(商六一九條及び五九二條)乃至は運送取扱人(商三二二條)の責任と同一の立法精神に基づくのである。思ふに、之等の者は寄託者若しくは荷送人より目的物の引渡を受け之を所持するものなるが故、普通寄託者若しくは荷送人に於いて損害の證明を爲すは困難なる事なるべく、且つ又之等の者が各々營業として寄託若しくは運送の引受乃至は其の取次を爲すものなれば、此の規定は當に當然のところなるに屬する。然りながら倉庫業者の無過失舉證の責任に關する右の規定は、前に屢述せし如く任意規定なるが故、倉庫業者は此の規定を變更して寄託者乃至は證券所持人に此の責任を轉嫁せしめ、以て自己を優位の地位に置かむが爲に本約款を挿入するものである(註二三)。

四 受寄物ニ對スル當會社ノ賠償金額ハ損害當時ノ時價ニ依リ損害ノ程度ニ應シ之ヲ算定スルモノトス但シ時價カ火災保險金額又ハ寄託申込價額ヲ超過スルトキハ其保險金額又ハ申込價額ニ依ル

本約款は倉庫業者の支拂ふことあるべき賠償金額の最高限度を豫定せむとするものである。而して茲に「寄託申込價額」とは、寄託契約締結に際し寄託者の申出に據り倉庫業者の適宜なりと認めたる評價額に外ならずして、通常寄託者の提出すべき寄託申込書に記載せられ、受寄物を火災保險に付するに際し之が基準となるものである。従つて全額保險に付する限り保險金額は寄託申込價額と一致すべきものにして、畢竟之等の金額を最高限度として若し損害當時の時價にして之等の額に達せざるときは時價により、また若し損害當時の時價にして之等の額を超過したるときは之等の額によることゝ爲し、以て賠償金額の低減を圖るものである(註一四)。

尙ほ、倉庫業者が本約款により自己又は使用人の不法行爲に基づく損害に就いてもまた賠償額の算定を爲さむとするやうである。然れども倉庫業者自體の故意に基づく損害に就いては、此の約款は效力なきものと余は信ずる(註一五)。

五 當會社ハ證券所持人ノ承諾ヲ經シテ受寄物ノ積換又ハ保管場所ノ變更ヲ爲スコトアルヘ

受寄物の積換若しくは保管場所の變更は、損害防止の必要上爲さるゝことがあると雖も、また倉庫業者の任意若しくは已むを得ざる事由によりて爲さるゝことあり、爲に却つて受寄物に損害を生ぜしむるが如きことなしとせぬ。之等の場合に一々寄託者乃至は證券所持人に通知を發し之が承諾を経べきこと勿論なれども、また一面事の迅速を尙ふ餘り倉庫業者に於いて隨時之を行はしむるを可とする場合も存するであらう。而して民法第六百六十四條但書の解釋上正當の事由によるときは、受寄者に於いて保管の場所を變更し得ること明かなるべく、受寄物の積換の如きも之と同一様に類推解釋すべきものと余は信ずる。然れども其の積換若しくは保管の場所の變更が正當の事由によりたるか否かは、倉庫業者に立證の責任が存するのである。是を以て本約款は、單刀直入倉庫業者が任意に受寄物の積換若しくは保管の場所の變更を爲し得るものとし、之によつて生ずることある損害の賠償責任を負はざる旨を明かならしむるものである。

六 受寄物ノ火災保險ニ關スル事項ハ總ヘテ當會社ト保險者トノ契約ニ據ルモノトス

倉庫貨物の保險は、倉庫の位置・構造・設備乃至は貨物の種類によりて保險料率を異にし、また倉庫の各種は各々保險金額の最高限度を有し、保險申込に方りては同一扱種に屬する棟敷を組合

せて包括保険に付し、更には在庫貨物の價額を豫定して申込を爲す所謂豫定保險の方法を採り、且つは保險政策上保險價額従つて保險金額の増大による危險の集中を分散するを可とする爲に共同保險即ち同一被保險利益に就いて數人の保險者と契約を締結すること多きを以て、倉庫保管貨物に對する保險關係が極めて複雑となり、通常の保險約款のみを以ては明瞭を缺き争を生ずる虞がある。是に於いてか倉庫業者が保險者と特別の契約を爲し、詳細に互りて兩者の責任關係を明かにする必要が生ずる。然るに倉庫業者の保管貨物を保險に付するや、寄託者を以て被保險者と爲し、倉庫業者自ら保險契約者と爲り、以て第三者の爲にする保險契約を締結するを常とする。これ本約款二の反面解釋によりてもまた窺知し得るところである。斯くして倉庫業者と保險者との單なる特約は、尙ほ寄託者乃至は倉庫證券所持人に直接影響することなく、従つて倉庫業者と寄託者若しくは證券所持人との間に争を生ずる處がある。本約款は、即ち右特約の效力を寄託者又は證券所持人に及ぼさしめ、此の問題を簡易に解決せむとするものである(註一六)。

七 當會社ハ證券所持人ニ告知ヲ爲サシテ火災保險者ヲ變更スルコトアルヘシ

通常倉庫業者は一定の保險者と保險契約を締結し、濫に之を變更することなしと雖も、時に保險者の蹉跌失敗に因る信用失墜の爲め一刻も速く之が變更を要することあり、斯かる場合に一々

證券所持人の承諾を経るが如きは、事の徒らに煩瑣なるのみならず、時には證券の輾轉して容易に其の所在を知り得ざることも存すべく、然りとて倉庫業者之が承諾を受くることなく任意に之を變更して置き、後日之が追認を受くること亦た同様の困難を伴ふであらう。而かも倉庫業者が證券所持人の承諾を得ずして保險者の變更を爲すときは、無權代理人たる倉庫業者と本人たる證券所持人並びに其の行爲の相手方たる保險者との間に問題を生ずることなしとせぬ（民一一〇條、一一三條、一一五條、一一七條參照）。是を以て本約款は、證券所持人の承諾を俟たずして保險者を變更することあるべきを定め、以て問題の複雑錯綜することを避けむとしたるに外ならぬ。

八 保管期間満了ノ際出庫又ハ期間更新ノ手續ヲ爲ササルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケ尙ホ場合ニ依リ當會社ハ任意受寄物ヲ處分スルコトアルヘシ

倉庫業者の保管期間満了後に於ける受寄物保管の義務に就いては、我が商法上明文なく、爲に議論の存するところとなつてゐる。而して本約款は、保管期間満了後に於ける受寄物保管の義務に關聯して保管期間の満了したる時に於ける證券所持人の爲すを要する處置及び證券所持人の之を爲さざる場合に於ける倉庫業者の處分方法を明瞭ならしむるものである。即ち證券所持人は、保管期間の満了したるときに、

一 出庫を爲すか

二 然らざれば期間更新の手續を採るべきこととなる。

而して若し證券所持人が上記二の何れをも爲さざるときは、倉庫業者に於いて、

一 満期後は二倍の保管料を請求するか

二 場合によりては任意受寄物を處分することがあるのである。

斯くて、或ひは満期後に於いて二倍の保管料を徵集することとして證券所持人の負擔を重からしめ、或ひは供託・競賣等受寄物處分の權利を倉庫業者に留保して未出庫貨物を速かに處分し得ることゝ爲し、以て倉庫業上生ずべき長期に互る法律關係を適當に終了せしむるに引り及ぼすこととなるのである。

尙ほ茲に問題となるは、保管期間満了と契約の效力との關係である。通常期間の満了は契約の效力を消滅せしむるのであるが、倉庫寄託契約の場合に於いては必ずしも然りと爲すを得ぬ。若し保管期間の満了に因り契約が終了するものとせば、其の結果倉庫證券の無効を來すべく、斯くては實際上保管期間満了後依然として證券の流通を見、倉庫業者亦た之が呈示を受けたるときに受寄物の返還を爲す慣行も無効と爲り、倉庫證券取引に重大なる影響を及ぼすこととなる(註一七)。

然れども證券上「保管期間満了ノ際出庫又ハ期間更新ノ手續ヲ爲ササルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケ」云々と記載して(註一八)、以て滿期後も引續き保管を爲す意思を積極的に表示するが爲め、當事者の意思に合致し倉庫取引の實際に背反するところがないのである。斯くして證券所持人に於いて出庫の請求並びに期間更新の手續を爲さず、また倉庫業者に於いて受寄物返還の爲め催告を爲すことなくして、保管期間を經過するときは、是によりて期限の利益を拋棄する默示の合意ありたるものと解さねばならぬ。従つて期限附行爲が茲に變じて無期限となり、將來に向つて行爲の效力を存續せしむることとなる。此の結果新たに商法第三百七十八條の適用を見るに至ること勿論である。尙ほ又期限の利益の拋棄は、唯だ期限に就いての制限を脱却したるに止まり、保管料・免責約款其の他の契約條件は其の儘存續するものである。

九 證券所持人ハ受寄物ニ對スル保管料、手数料、立替金又ハ出入、運搬、検査、見本ノ摘出、荷造ノ修理、防疫其他處分及ヒ保存ニ關スル費用ヲ負擔スヘシ

凡そ寄託契約に因りて生ずる種々の債務は、證券の譲渡に伴ひ輾轉移轉するものではない。理論上は、保管料の如き保管の對價に關しては、寄託者は勿論證券の各所持人に對し其の證券所有期間に比例して之を負擔せしむべく、其の他の諸費用に關してもまた之を生ぜしむるに就き原因

を與へたる證券所持人に負擔せしむべきものと謂はねばならぬ。然れども既述の如く商法は特に規定を設けて保管料を證券の記載事項と爲したるを以て、寄託者に於いて豫め之が支拂を爲さざる限り常に證券所持人が其の支拂義務を負ふべきである。果たして然らば保管料以外の諸費用は常に倉庫業者に於いて其の都度其の時の證券所持人に之を請求すべきであるか。之れ當に其の煩に堪へざるのみならず、「防疫其他處分及ヒ保存ニ關スル費用」の如きは、必ずしも證券所持人の指圖を俟たず隨時倉庫業者の任意判断に出でたる行爲に因りても生ずべく、従つて斯かる場合は證券所持人の所在を知ること困難であらう。而かも商法第三百七十七條が、倉庫業者の保管料及び立替金其の他受寄物に關する費用の支拂請求權は受寄物出庫の時にあらざれば之を行使することを得ずと爲したるが爲め、之等が未拂のまま證券の移轉を見るときは、最後の證券所持人が出庫の請求を爲さむとするも、倉庫業者が或ひは民法第二百九十五條に依りて又或ひは商法第二百八十四條に依りて受寄物の上に留置權を行使し得べきを以て、茲に證券所持人が他人の債務不履行に因りて意外の損失を蒙るの不都合を見ることとなる。加之一般に、證券の移轉が證券上の義務を移轉するものと認めらるゝ慣習がある。斯くして之等の費用支拂義務者を何人と爲すべきかに就き、理論上の指示が實際上の要求と齟齬することとなるのである。是を以て本約款は、商法

第三百七十七條の疑義を排して之等の諸費用を證券所持人に支拂はしむるものなる旨を明示せむとするのである(註一九)。

一〇 受寄物ノ荷造カ其内容ヲ検査スルニ不適當ナルモノハ貨物ノ種類、品質及ヒ數量ニ付テハ當會社其責ニ任セス貨物ノ内容ヲ検査セサル旨ノ記載ヲ爲シタルトキ亦同シ

倉庫業者が受寄物に就き倉庫證券を發行せむときは、之に受寄物の種類・品質及び數量を記載すべきものなること前に述べたるところである。然るに倉庫業者は受寄物の内容に就き當に検査の義務を負はざるのみならず(註二〇)、強ひて検査せむとせば之が解裝・荷造に多大の勞費を要し、場合に依りては之が爲め其の内容に腐敗・變質・損傷・漏減を起すことがある。従つて通常倉庫業者は、寄託者の申出を基準と爲し、受寄物の外觀上知り得べき程度を以て倉庫證券に之が記載を爲すものである。然るに倉庫證券の文言證券たる性質上、一度び證券の發行ありたるときは寄託に關する事項は總べて倉庫證券の定むる所に依りて決せらるべく、若し受寄物の實際と證券の記載とが異なるときは、倉庫業者に舉證の責任があることとなる。故に倉庫業者は、受寄物の荷造が其の内容を検査するに不適當なる場合に於いては、實際上所謂摘要欄内に「貨物ノ種類、品質及ヒ數量ハ寄託者ノ申出ニ依ル」とか若しくは「内容不検査」等の文字を記し、以て豫

め受寄物が荷造の爲め内容を検査し能はず或ひは證券の記載が實際と相違することあるべきを證券所持人に知らしむるものなるも、本約款は、此の種の摘要記載を缺くも尙ほ受寄物の種類・品質及び數量に關する證券の記載に就きて免責の旨を明かならしむるものである。

一一 受寄物ニ腐敗、變質、損傷等ノ虞アルコトヲ發見シタルトキハ本證券所持人ニ出庫其他相當ナル處分ヲ催告スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ處分スヘシ

倉庫業者は保管期間の定めあると否とを問はず、已むことを得ざる事由あるときは受寄物出庫の請求を爲し得ること勿論である（商三七八條、民六六三條二項參照）。然るに法は、單に「已ムコトヲ得サル事由アルトキハ」と抽象的に規定して如何なる事實が已むことを得ざる事由なるかを明かにせず、爲に實際問題を生じたる場合に於いては結局裁判の結果を俟たずしては之が認定を爲し能はぬ。故に倉庫業者は本約款に依りて、受寄物に腐敗・變質・損傷等の虞あることを發見したるときは證券所持人に對し出庫の催告を爲し得る旨を明かにし、尙ほ爾餘の事由に關しては商法第三百七十八條の規定に依りて判斷すべきものとしたのである。尙ほ以上の事實が生じたときは、出庫の催告を爲すに代へ、防腐・改装・修繕等の處分を爲すべき旨の催告をも爲し得るので

ある。また催告は法律上の舉證事實として重要なるが故、確定日附ある證書を以て之を爲すべく（民法施行法四條、五條）、若し證券所持人の所在不明なるときは、新聞紙の公告を以て之を爲すのが常である。尙ほ本約款は、商法第三百八十一條の規定に従ひ、受寄物を供託若しくは競賣し得ることとした。勿論此の場合には倉庫業者に於いて競賣代金の中より競賣に關する費用、受寄物に課すべき租税、保管料其の他保管に關する費用及び立替金を控除することが出来るのである（商三八一條、三七〇條）。以上に依りて倉庫業者は受寄物に腐敗・變質・損傷等の虞あることを發見したる場合に於ける處分方法を特約し、以て争の生ずることを防がむとするものに外ならぬ。

一二 當會社ニ於テ通知又ハ催告ヲ爲ス場合ニハ管轄區裁判所ノ登記事項ヲ掲載スル新聞紙中ノ一種又ハ數種ヲ以テ爲スコトアルヘシ

倉庫業者は受寄物の保管を爲すに方りて、時々寄託者若しくは證券所持人に對し通知若しくは催告を爲すの要に迫られる。通知は或る事實に對して有つてゐる知換言すれば觀念を發表する行爲である。倉庫業者は、受寄物に就き權利を主張する第三者が自己に對して訴を提起し若しくは受寄物の差押を爲したるときに、證券所持人に遲滞なく其の事實を通知すべきは勿論（民六六〇條）、腐敗・變質等受寄物自體の危険に就きても然るのである。また催告は之に因り債權關係を消

滅せしめむとする法律上の効果の發生を欲求する意思表示 (Declaration of Intention; Willens-
erklärungen) なるも、其の法律上直接に發生する効果は、其の表意者が其の効果を欲したると否と
に拘らず、當然に時效の中斷、債權者若しくは債務者の遲滞を生ずるにある。學者の所謂非法律
行爲的意思表示即ち之である。倉庫業者は、受寄物に腐敗・變質・損傷等の虞あるとき、證券所持
人に出庫を爲さしめ若しくは自ら競賣・供託等を爲さむとするには、證券所持人に之が催告を爲
すべきは、約款一一に於いて述べたところである。斯くして通知も催告も共に本人に對して之
を爲すべく、而かも本人をして其の内容を了知せしむるに適當なる手段を以て之を爲さねばなら
ぬのである。然るに證券所持人の所在不明なるときは適當なる通知若しくは催告の手段なきを以
て、本約款は斯かる場合新聞紙に依りて之を爲すことあるべしと定め、且つ之を爲す新聞紙に限
定し管轄區裁判所の登記事項を掲載する新聞紙を以て之を爲すことゝ爲したのである。畢竟通知
又は催告の手段方法を證券に記載し、以て證券所持人の注意を喚起するものに外ならぬ。

一三 本約款ニ記載セサル事項ハ總テ當會社營業規則ニ據ル

營業規則は、通常倉庫寄託の一般的手續及び之に伴ふ特種の法律關係を示したる倉庫取引の準
則にして、倉庫業者が一方的に作成したるものなるが故、其の契約書にあらざることは勿論であ

る。然れども契約を以て之により権利義務の關係を定むることを約する以上は、之が有效に適用されるものにして(註二)、本約款は、約款に記載せられざる事項は總べて營業規則に據ることを示し、以て倉庫業者と證券所持人との關係を第二次的に律せしめむとするものである。従つて倉庫取引に適用される約款乃至は法規類を其の適用の順序に従つて掲ぐれば、左の如くなる。

イ 約 款

ロ 營業規則

ハ 商 法

ニ 商慣習法

ホ 民 法

(參考) 東陽倉庫株式會社營業規則

第一章 總 則

第一條 當會社ノ營業ハ左ノ如シ

一 貨物ノ保管

二 保税貨物保管及保税工場ニ於ケル業務

三 代辨業

第三編 倉庫證券論 第二章 倉庫證券の形式 二枚證券の形式

倉庫原論

二七八

四 倉庫ノ貸賃

五 前各項ニ附帯スル業務

第二條 當會社ノ營業ニ關シテハ凡テ本營業規則ニ準據スルモノトス

本營業規則ニ規定セサル事項ハ法令及慣習ニ據ルモノトス

私設保税倉庫及保税工場ニ關スル營業規則ハ別ニ之レヲ定ム

第三條 當會社ノ休日ハ日曜日、大祭紀日及營業地慣行ノ休日トス

營業時間ハ左ノ如シ

自四月一日午前八時ヨリ午後四時迄

至九月三十日

自十月一日午前九時ヨリ午後四時迄

至三月三十一日

但シ業務ノ都合ニ依リ臨時休業ヲナシ又ハ時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第四條 營業ニ關スル公告ハ名古屋市中於テ發行スル名古屋新聞、新愛知、名古屋毎日新聞ヲ以テ之レヲ爲ス營業ニ關スル通知又ハ催告ハ關係者ニ對シテ之レヲ爲ス能ハサルカ若シクハ之レヲ爲スニ苦シキ利難アル場合ハ前頁ノ添附紙ニ於テ事實ヲ掲載シタルノミヲ以テ之レヲ了シタルモノトス

第二章 貨物ノ受託

第五條 貨物寄託者又ハ證券所持人ハ本營業規則ヲ承諾ノ上貨物ヲ寄託又ハ證券ヲ取得シタルモノト見做ス

第六條 當會社構内ニ於テ貨物ノ出入運搬其ノ他ニ使役スル人夫ハ總テ當會社附屬ノモノニ限ル但シ當會社ニ於テ特ニ承認シ

タル場合ハ此ノ限りニアラス

第七條 當會社ハ業務上受取リタル擔保又ハ供託金等ニ對シテハ利息ヲ附セサルモノトス

第八條 當會社ハ危險若シクハ荷造不完全ナル貨物及變質損傷シ易キ貨物又ハ當會社カ保管ニ適セスト認メタルモノハ寄託ヲ受ケサルコトアルヘシ

第九條 貨物ヲ寄託セントスルモノハ當會社所定ノ寄託申込書ニ其ノ種類、記號、品質、數量、荷造ノ種類、個數、申込當時ノ價格其ノ他所要事項ヲ記載シ記名捺印ノ上提出サルヘシ

第十條 但シ當會社ノ都合ニ依リテハ送り狀ヲ以テ其ノ代用ト認ムルコト又ハ口頭ノ申込ヲ受ケルコトアルヘシ

第十一條 寄託申込者ハ其ノ貨物寄託ノ申込ニ不實ノ記述ヲナシ又ハ重要ナル事項ヲ通告セサル時ハ因テ生ジタル損害ハ賠償スヘキモノトス

第十二條 貨物ノ價額ヲ明示セサルカ若シクハ其ノ申込價格ヲ不相當ト認メタルトキハ當會社ハ相當ト認メタル程度ニ於テ其ノ價格ト定ム

前項ノ認定ニ對シ寄託者ハ如何ナル理由ニ依ルモ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得ス

第十三條 當會社カ寄託申込ヲ承諾シタルトキハ寄託者ハ指定ノ場所及日時ニ貨物ヲ送致スヘシ

第十四條 寄託者カ貨物ノ送致ヲ怠リタルトキハ當會社ハ其ノ申込ノ承諾ヲ取消シ因テ生ジタル損害ノ賠償ヲ求ムルコトアルヘシ

第十五條 寄託申込前ニ貨物ノ送致アリタル場合ト雖モ當會社ハ本營業規則ニ依リ保管ヲナシ追テ第九條ノ申込手續ヲナサシムヘシ

第十六條 貨物ヲ送致アリタル場合ニ於テ當會社ハ其ノ寄託ヲ拒絶スルトキト雖モ商法第二百七十二條ニ依リ一時其ノ貨物ヲ保管スルコトアルヘシ

此ノ場合ニ於テ該貨物ノ保管ニ關シテハ本營業規則ヲ準用スルモノトス

第十七條 當會社カ寄託申込ヲ承諾シ若シクハ寄託ヲ受ケタル後ト雖モ已ムヲ得サル事情アルトキハ之レテ取消スコトアルヘシ

シ其ノ取消ニ因リテ生シタル損害ニ付テハ當會社其ノ責ニ任セス

寄託取消ノ通知ヲ受ケタルモノハ保管料諸掛ヲ支拂ヒタル上遲滞ナク自己ノ費用ヲ以テ其ノ貨物ヲ引取ルヘシ

第十六條 當會社ハ貨物ノ種類、品質、數量、價格等ニ付テ必要ト認メタルキハ庫入ノ際又ハ受託後ニ於テ關係者ノ承諾ヲ

經シテ貨物ノ全部又ハ一部ニ對シ其ノ内容ヲ検査スルコトアルヘシ

第十七條 委託貨物ノ荷造カ其ノ内容ヲ検査スルニ不適當ナルモノハ貨物ノ種類、品質及數量ニ付テハ證券其ノ他ノ書類ニ其ノ記載アリト雖モ當會社ハ其ノ責ニ任セス倉庫證券其ノ他ノ書類ニ其ノ貨物ノ内容ヲ検査セサル旨ノ記載ヲナシタル時亦

同シ

第十八條 受寄物カ全部又ハ一部ノ包装ヲ解クニアラサレハ其ノ貨物ノ種類、品質、數量等ヲ検査シ難キ場合ニ於テ包装ノ爲メ其ノ品質、價格等ニ影響ヲ及ホシ又ハ特ニ費用若シクハ手數ヲ要スル時ハ内容ノ検査ニ不適當ナルモノトシテ當會社ハ之ヲ検査ヲナササルヘシ

但シ寄託者ニ於テ特ニ申出テアル時ハ相當ノ手數料ヲ申受ケ内容ノ検査ヲナスヘシ

第十九條 貨物ノ保管又ハ取扱ニ特別ノ注意ヲ要スヘキ事項ハ寄託ノ際特ニ寄託申込書ニ其ノ旨ヲ明示スヘシ

前項ノ明示ナカリシ爲ニ生シタル損害ニ付テハ當會社其ノ責ニ任セス

第三章 證券及證書

第二十條 當會社ハ受寄物ニ對シ寄託者ノ請求ニヨリ預證券及貸入證券、倉荷證券、保管證書又ハ貨物保管通帳ヲ交付スヘシ但シ保管證書又ハ貨物保管通帳ハ實質讓渡又ハ貸入スルコトヲ得ス

第二十一條 前條ニヨリ證券證書ノ發行及ヒ之カ分割又ハ書換ノ請求アリタル時ハ當會社ハ所定ノ手數料ヲ申受クヘシ

第二十二條 前條ニ規定シタル證券ヲ滅失又ハ減失シタルトキハ公示催告申立後當會社ノ相當ト認ムル擔保ヲ供シテ貨物ノ出

庫又ハ更ニ証券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

但シ其ノ擔保物件ハ除權判決確定後ニアラザレハ之レヲ返戻セサルモノトス

第四章 受寄物ノ保管

第二十三條 受寄物ノ保管期間ハ四ヶ月以内トス

但シ滿期ニ至リ當會社ノ承認ヲ經テ之レヲ更新スルコトヲ得

保管期間滿了ノ際出庫又ハ期間更新ノ手續ヲ爲サザルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケ尙ホ場合ニヨリ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ處分スルコトアルヘシ

第二十四條 保管期間滿了後更新ノ手續ヲ爲ササル貨物保管ニ關シテモ本營業規則ヲ準用スルモノトス

第二十五條 當會社ハ受寄物ニ關シ左記ノ場合ニ生シタル損害ニ對シテハ其ノ賠償ノ責ニ任セス

(一) 氣候ノ變遷、防護、防蝕、鼠害、蟲入、貨物ノ性質若シクハ瑕疵、荷造ノ不完全ニ基ツキタルモノ

(二) 天災、地震、強盜其ノ他直接ト間接トチ間ハス抗拒スヘカラサル災厄若シクハ事故ニヨルモノ

(三) 公ノ命令、徵發、差押、同盟罷業其ノ他抗拒スヘカラサル勢力ニヨリタルモノ

(四) 衛生防疫ノタメノ處置ニ基ツキタルモノ

(五) 貨物ノ保管又ハ荷扱ニ對シ注意ヲ要スヘキモノニシテ第十九條ノ申出テナキ場合ニ生シタルモノ

(六) 火災ニヨリテ生シタル損害カ火災保險會社ニ於テ填補ノ責任アルモノ

(七) 寄託者ノ申出テニ依リ貨物ヲ火災保險ニ付セザリシ場合ニ於テ火災ニ因リテ生シタルモノ

(八) 直接ナルト間接ナルトチ間ハス煤發ニヨルモノ

(九) 當會社ヨリ返還ノ催告ヲ爲シタル期日以後ニ生シタルモノ

第三編 倉庫証券論 第二章 倉庫証券の形式 二枚証券の形式

第二十六條 寄託者又ハ證券所持人ニ對シ當會社カ賠償ノ責ニ任スヘキ損害ハ當會社又ハ其ノ使用人ノ故意又ハ重大ナル過失ニヨリテ直接ニ生シタルコト明瞭ナル場合ニ限ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ當會社ニ對シ損害賠償ヲ請求セントスルモノハ其ノ損害カ當會社又ハ其ノ使用人ニヨリテ生シタルコトヲ證明スヘキモノトス

第二十七條 當會社カ寄託者又ハ證券所持人ノ損害ニ對シ負擔スヘキ賠償額ハ預證券及質入證券、倉荷證券其ノ他ノ書類ニ表示シタル火災保險金額ヲ以テ限度トシ又寄託者ノ申込ニ從ヒ火災保險ニ付セザリシ場合ニ於テハ前記書類ニ表示シタル評價金額ヲ以テ限度トシ損害當時ノ時價ニ依リテ之レヲ算出スルモノトス

前記書類ノ記入前ニ發生シタル損害ニ付テハ當會社カ帳簿ニ記入シタル火災保險金額又ハ評價金額ヲ限度トシ前項ノ如ク算定スルモノトス

第二十八條 當會社ハ受寄物カ保管ニ適セサルモノト認メタルトキハ寄託者又ハ證券所持人ニ對シ其ノ費用ヲ以テ相當ノ處分ヲ爲スヘキコトヲ催告スヘシ受寄物カ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ及ボス虞アリト認メタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ切迫シタル事情アリト認ムルトキ又ハ寄託者若シクハ證券所持人カ前項ノ催告ニ應セサルトキハ當會社ハ商法第三百八十一條ニ依リ受寄物ノ處分ヲナスヘシ本條ノ處分ニヨリ生シタル損害ハ當會社其ノ責ニ任セス

第二十九條 受寄物ノ毀滅、損傷其ノ他ノ原因ニヨリ倉庫又ハ他ノ貨物等ニ損害ヲ生シタルトキハ寄託者又ハ證券所持人ニ對シ之レカ賠償ヲ請求スヘシ若シ之レニ應セザルトキハ受寄物ヲ毀滅ニ附シ其ノ代金ヲ以テ賠償ニ充テ尙ホ不足アルトキハ寄託者又ハ證券所持人ニ對シ其ノ不足額ヲ請求スヘシ

第三十條 當會社ノ都合ニ依リテハ寄託者又ハ證券所持人ノ承諾ヲ經スシテ受寄物ノ積換、保管場所ノ變更又ハ他ノ種類ノ貨物ト混置ヲ爲スコトアルヘシ

第三十一條 受寄物ノ點檢、見本ノ抽出又ハ保存ニ必要ナル處分ト雖モ已ムヲ得サル場合ニハ之レヲ謝絶スルコトアルヘシ
第三十二條 見本ノ抽出カ受寄物ノ荷造ヲ破損シ又ハ價格ニ影響ヲ及ボスモノト認ムルトキハ當會社ハ倉荷證券其ノ他必要ノ書類ニ其ノ旨ヲ記入スルカ又ハ當會社ノ相當ト認ムル擔保ヲ提供セシムヘシ

第五章 受寄物ノ引渡

第三十三條 預證券及質入證券又ハ倉荷證券ニヨリ貨物ヲ出庫セントスル者ハ證券ニ指定ノ事項ヲ記入シ當會社ニ提出スヘシ
保管證書又ハ貨物保管通帳ニヨリ貨物ノ出庫ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス

但シ此ノ場合ニ於テハ當會社ハ別ニ出庫請求書ノ作成ヲ求ムルコトアルヘシ

第三十四條 証券又ハ證書、通帳ヲ發行セサル場合ニ於テ貨物ヲ出庫セントスル者ハ出庫請求書ヲ作成シ當會社ニ提出スルコトヲ要ス
第三十四條 寄託物ニ對シ擔保權ヲ有スル者ト當會社トノ間ニ於テ貨物ノ取扱ヒニ關シ特約アル場合ニ於テハ貨物ノ出庫ハ擔保權者ト當會社トノ特約ニヨリテナスモノトス

第三十五條 當會社ニ於テ必要ト認メタル場合ニハ貨物ノ一部出庫ヲ謝絶スルコトアルヘシ

第三十六條 貨物引渡シニ當リ當會社カ交付シタル貨物出庫指圖書ハ即時之レヲ當該係ニ提出シ運滞ナク貨物引取りヲ爲スヘシ

前項ノ提出ヲ遲滞シタルニ依リテ生シタル損害ハ直接ト間接トヲ問ハズ當會社其ノ責ヲ負ハス

第三十七條 受寄物ヲ引渡シタル後ハ其ノ貨物ニ付何等ノ故障アルモ當會社ハ其ノ責ニ任セサルモノトス

前項ノ引渡ハ庫内ノ貨物ニ付テハ戸前ヲ出テタル時庫外ノ貨物ニアリテハ構外ニ搬出シタル時ヲ以テ終リトス

第六章 火災保險

第三十八條 當會社ハ委任ヲ受ケ又ハ委任ヲ受ケスシテ他人ノ爲メニ受寄物ヲ當會社ト特約アル保險者又ハ特約以外ノ保險者

第三編 倉庫証券論 第二章 倉庫証券の形式 二枚証券の形式

ノ火災保險ニ付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ寄託者カ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニアラス

第三十九條 當會社ハ寄託者又ハ證券所持人ヘ告知ヲナサスシテ證券記載ノ保險者ヲ變更スルコトアルヘシ

第四十條 第九條及第十一條所定ノ價額ヲ以テ其ノ貨物ノ火災保險金額トス

第四十一條 寄託者又ハ證券所持人カ保險契約ノ效力ニ關シ影響ヲ及ボスヘキ事項ヲ告知セサルニ因リ生シタル一切ノ損害ハ

寄託者又ハ證券所持人ノ負擔トス

第四十二條 火災保險ニ付シタル受寄物ノ一部ヲ出庫シタルトキハ其ノ割合ニ應ジ保險金額モ亦減少スルモノトス

第四十三條 受寄物ノ火災保險ニ關スル事項ハ總テ當會社ト保險者トノ特約又ハ火災保險約款ニ據ルモノトス

第四十四條 火災保險金ハ當會社ヲ經由シテ其ノ支拂ヲ受クルコトヲ要ス

第七章 倉庫ノ貸貸

第四十五條 倉庫ヲ貸貸スル場合ニハ貯藏貨物ノ種類ヲ限定シ貸借證書ヲ提出セシメ其ノ鎖鑰ヲ貸借人ニ引渡スヘシ

第四十六條 前條ニ依リ貸貸シタル倉庫内ニ貯藏セル貨物ニ對シテハ當會社ハ保管其ノ他一切ノ責ニ任セサルモノトス

第四十七條 貸貸シタル倉庫又ハ倉庫内ニ貯藏セル貨物ニ異狀又ハ其ノ要アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ貸借人ニ通知シ其

ノ貨物ノ處置ヲ求ムヘシ

但シ其ノ猶豫シ難キ場合ニ於テハ通知ヲ要セスシテ當會社ハ賃借人ノ費用ヲ以テ適宜ノ處置ヲナシ且ツ貸貸期間内ト雖

モ其ノ返還ヲ請求スルコトアルヘシ

第四十八條 貸貸シタル倉庫内ニ貯藏セル貨物ノ性質若シクハ瑕疵又ハ變質、瑕疵其ノ他賃借人ノ不注意等ニ因リ倉庫又ハ他

ノ貨物等ニ損害ヲ生シタルトキハ賃借人ニ於テ其ノ賠償ノ責ニ任スヘシ

第四十九條 質貸シタル倉庫内ノ貨物ノ取扱ハ當會社ノ營業時間内ニ限ル

第五十條 質借人ハ質借シタル倉庫ヲ第三者ニ轉貸スルコトヲ得ス

第八章 附帶業務

第五十一條 當會社ハ寄託者又ハ證券所持人ノ依頼ニヨリ受寄物ノ賣買及代金取立ノ取扱ヲ爲スコトアルヘシ

第五十二條 當會社ハ寄託者又ハ證券所持人ノ依頼ニヨリ當會社ノ一ノ營業所ヨリ他ノ營業所ニ受寄物ヲ轉送シ繼續シテ之レヲ保管スルコトアルヘシ

轉送中ニ生シタル損害ハ運送業者又ハ運送保險者ヨリ得タル金額ヲ以テ限度トス受寄物ニ對シ擔保權ヲ有スルモノアル場合ニ於テ前項ノ申込ヲ爲スニハ必ス擔保權者ノ同意アルコトヲ要ス

第五十三條 前二條ノ取扱手續及手数料ハ隨時依頼者ト協議ノ上之レヲ定ムヘシ

第九章 保管料及立替金

第五十四條 保管料ハ受寄物返還ノ都度寄託者又ハ證券所持人ヨリ申受クヘシ

但シ保管期間滿了、名義變更又ハ證券ノ分割若シクハ書換ノ場合ニ於テハ出庫ノ場合ニ準シ保管料ヲ申受クルモノトス
貨物取扱料ハ荷役ノ都度寄託者又ハ證券所持人ヨリ申受クヘシ

保管料、手数料、立替金又ハ出入、運搬、看貨、検査、見本ノ抽出、荷造ノ修理、防護其ノ他ノ處分及保存ニ關スル費用ハ寄託者又ハ證券所持人ノ負擔トシ其ノ料率及計算法ハ各營業所ニ於テ別ニ定ムル所ニ據ル尙ホ前項ノ諸費用ハ當會社ノ都合ニヨリ隨時若シクハ定時ニ之レヲ申受クルモノトス

一四 前各條ノ約款ハ保管期間滿了後ト雖モ其效力ヲ有スルモノトス

第三編 倉庫證券論 第二章 倉庫證券の形式 二枚證券の形式

保管期間は、倉庫寄託契約に於いて當事者が特に合意したる契約の有效期間なるを以て、寄託者に對しては寄託物を倉庫業者に保管せしめ得る權利の存續する期間といふべく、又倉庫業者に對しては受寄物を保管するを要する義務の存續する期間であるといひ得るのである。従つて保管期間満了の時は即ち契約の效力消滅の時に外ならずして、此の時より無權利義務の狀態を生ずることとなるのである（民一三五條參照）。然しながら斯くの如きは嚴格なる純理解釋の結果に過ぎずして、之を實際上より觀るときは、通常の倉庫取引に於ける保管期間の満了を以て之により當然に契約を終了せしめ寄託に關する權利義務の消滅を來さしむるものとは解せず、却つて前掲約款八の如きを以て保管期間満了後も保管を繼續する意思を積極的に表示するを當とする。

抑々倉庫業者の受寄物返還義務は、通常特定物の引渡なるが故、其の引渡を爲すまでは善良なる管理者の注意を以て之を保管することを要するは、法の明かに規定するところである（民四〇〇條）。従つて倉庫業者は縱令保管期間満了するも、受寄物を實際引渡さざる限り尙ほ保管義務を免るゝことが出來ぬのである。然るに倉庫業者は、約款一の如きによりて屢次輕減せられたる注意を以て保管すれば足るものと爲すが故、保管期間満了後は原寄託契約よりも加重せられたる責任を以て引渡不能の物を保管せざるべからざるの不合理となる（註三三）。斯るが故に本約款は、

唯單に期限に就いての制限を脱却したるに止まり、契約關係の存續すべきは勿論のこと前記各種の約款も其の儘有效なるべきを表示せむとするのである。

註一 同一種旨の判例がある(明治四十五年三月三十日東京控訴院及び大正六年九月二十八日大阪地方裁判所判決)。多數學

説もまた之を採る(松本博士「商行爲法」、二九七頁、松波博士「日本商行爲法」、一〇八八頁、水口博士「商行爲法論」、六八三頁、椎津氏「商行爲法」、二八六頁、大濱氏、前掲書、三〇六頁、柳川氏、同上、五五八頁等)。

註二 此の問題に關しては、内外論叢第三卷第三號所載岡松博士稿「倉庫證券ニ關スル一二ノ疑義ニ就キ」なる一文を往見されたい。

註三 反對説(辻岡氏著、前掲書、一四〇頁)あるも、採るに足らぬ。其の理由は本文に説くが如くである。

註四 北米合衆國に於いては、從來送り狀・註文狀等と共に數百千に達したる倉庫證券の書式が二三種に統一せられて、取引上の誤解を防ぎ、損害賠償の手續を簡單ならしめてゐる(上山貞次郎博士著「商工經營」千倉書房商學全集第五卷、一七〇頁參照)。其の形式の詳細は Warehouse Forms, issued by the Bureau of Standards, the United States Department of Commerce, Washington, 1925, を參照されたい。

註五 此の點に就き、齊藤氏の著書(前掲書、四八頁)を除いては、また異説あるを聞かぬのである。尙ほ國民經濟雜誌第六卷第六號所載の川上眞三氏「倉庫證券免責條項ノ效力ニ就キテ」なる一文を參照されたい。鳩山博士は、故意に對する免責の契約もまた必ずしも無効にあらざると述べられてゐるが(前掲「日本債權法各論」、九〇二頁)、然れども博士も言はるゝ如く、此の見解は通説の採らぬところである。

註六 井上氏著、前掲書、二二四頁。

註七 蟲害を防ぐ方法に就くは、Aspinwall, op. cit., p. 86 等を參照されたい。

第三編 倉庫證券論 第二章 倉庫證券の形式 二枚證券の形式 二八七

註八 「抗拒スヘカサル災厄又ハ事故」は、法律に所謂「不可抗力」(Inchoate Casualty) (民二七四條、三四八條、四一九條、六〇九條、商三三六條、三五四條、六一四條等) 又は「天災其他違テヘカサル事變」(民一六一條) に相當する。而して之等の用語は、時に或ひは天然力(Natural Force) のみに限ることあり(例民二七四條)、或ひは廣く自己の過失に基づかざる原因を意味することあり(例民四一九條)、また或ひは商法に所謂不可抗力の意に用ひらるゝことがある(例民六〇九條、此の例に就いては同説、鳩山博士、前掲書、四八六頁、反對説、横田博士、同上、二五五頁)。商法に所謂不可抗力とは、特定事業の外部より發生したる出來事にして通常必要と認めらるゝ豫防方法を盡くすも尙ほ之を防止すること能はざる危害をいふ(松本博士、前掲書、二八三頁)。故に字義の上よりするときは、此に所謂「抗拒スヘカサル災厄又ハ事故」が特定事業の内外を問はず總べて抗拒すべからざる一切の場合を包含し、從つて法律の用語としての不可抗力よりも廣汎なる意義を有するやうである。然れども「災厄又ハ事故」とは何ぞ、其の意義必ずしも明瞭ではない。

註九 横田博士著、前掲書、四三五頁。

註一〇 同説、松本博士、前掲書、三一七、八頁、推津氏(同上、二七四頁)。

反對説、岡松博士(法學協會雜誌第十九卷第五號所載の前掲論文)・内池博士(前掲「倉庫經營論」、一七六頁)・齊藤氏(前掲書、四七、八頁)。同趣旨の判例がある(明治四十四年七月六日函館地方裁判所判決)。然れども海上運送の場合に於ける商法第五百九十二條の如き規定なきに鑑みれば、陸上運送の場合に於ける運送人と同様に(同説、水口博士、陸上物品運送法論)、二二五、六頁)、倉庫業者も有効に免責約款を挿入し得るものと謂はねばならぬ。尙ほ此の點に就き松波博士の説かるゝところ特色甚だ鮮明を缺く(前掲書、一〇五七、八頁)。

註一一 我が國には特に此の點に關する規定なきも、獨逸商法は明かに倉庫業者に受寄物を保險に付する義務なき旨を定めてゐる(獨商四一七條、三九〇條)。

注二 此の問題に關しては、左記の論文を参照されたい。

瀧谷善一氏稿、「爆發ノ損害ニ對スル火災保險者ノ責任」(國民經濟雜誌第二十三卷第一號及び第二號連載、尙ほ此の論文は、同氏著「保險研究」第一卷中に収録されてゐる)。

栗田氏稿、商業及經濟研究第七册所載前掲論文。

注三 舉證責任轉嫁の爲なる本約款の有効なるは、一般に學者の認むるところであるが、反對の見解を採る者もなしとせぬ(例、齊藤氏著、前掲書、四七頁以下)。余は多數説に従ふ。其の根據は註一〇を参照されたい。

尙ほ又商法第三百七十六條が民法の原則に對する例外規定にあらずして、民法に於いても債務者に無過失舉證の責任があり、從つて同條は民法の原則に對する注意規定に過ぎぬと爲す者がある(大住氏著、前掲書、一四九頁以下參照)。其の然るや否やは、後述しよう。

注四 從つて一部保險の場合に於いては、同理によつて愈々倉庫業者の賠償額が輕減さるゝこととなる。

注五 同説、辻岡氏著、前掲書、一六〇頁。

注六 倉庫業者が免責約款を挿入せず過失に就いて損害賠償の責に任ずる場合に於いては、第三者の爲にする保險契約以外に自己の爲にする責任保險をも締結するを可とする(丸谷氏稿、國民經濟雜誌第二十三卷第一號所載前掲論文參照)。

注七 既に第一編第三章に於いて述べたるが如く、獨逸商法第四百二十二條若しくは中華民國民法第六百二十一條の如き規定なき以上、保管期間の満了は直ちに契約關係の終了を來すものと謂はればならぬ(須賀氏稿、前掲書、三一頁)。然れども本文所掲の約款の記載せらるゝ限り、此の原則の適用なきこと勿論である。

注八 事實は保管期間満了後も尙ほ普通通りの保管料を徴するが常であるとのことである(辻岡氏著、前掲書、一七六頁)。

注九 辻岡氏は、茲に所謂證券所持人とは出庫の時の證券所持人に限らず總べての證券所持人を包含するやに説かるゝも

（前掲書、一八四頁）、斯くては約款の意味曖昧となり、特に之を挿入すべき要を見ぬ。

註二〇 同説、石坂博士（倉庫證券ノ不實ノ記載ニ對スル責任、法學新報第二十四卷第一號若しくは前掲「民法研究」、下巻、四五六頁以下所載）・岡松博士（倉庫證券上ノ不正ナル記載ニ對スル責任、内外論叢第二卷第五號所載）・辻岡氏、前掲書、一五二頁）・吉住氏（大阪銀行通信録第三百八號所載の前掲論文）。反對説、安河内氏（前掲書、二六〇頁以下。多少漠然たるところ存するも、結局證券の記載と事實とを一致せしむる必要上、倉庫業者に受寄物検査の義務ありとするやうである）。判例は前説を採つてゐる（大正十一年十二月二十八日大阪控訴院判決）。

註二一 左記の述作は、何れも之を認めてゐる。

岡松博士稿、内外論叢第三卷第三號所載の前掲論文。

大住氏著、前掲書、一二頁以下。

小林氏著、同上、一五五頁。

註二二 判例は、契約期間満了後は此の特約なきときも、自己の財産に於けると同一の注意を爲せば足るものとするやうである。運送取扱人に就きて此の趣旨の判例がある（大正八年十二月六日大審院判決及び同九年七月十日宇都宮地方裁判所判決）。然れども高根博士の所論の如く、之を證券に記載するの明瞭なるに如くはない（蓋澤倉庫株式會社よりの實録に對する博士の應答文、安河内氏の前掲書二八九頁以下所載）。

以上述べたる法定事項並びに約款の外、尙ほ倉庫證券に通常記載せらるゝ事項は、次の如くである。

イ 保管料計算済

倉庫證券取引に於いて、賣主が既に経過したる期間に對する保管料を倉庫業者に支拂ひて、證券上に「何月何日迄保管料計算済」と記載せしめ、之を買主に交付する慣習がある。此の種の記載の有効なるは勿論にして、縱令此の場合賣主の支拂ふべき保管料が單純に計算されたるに止まりて未だ受取済にあらざるも、尙ほ之が爲め倉庫業者は賣主の保管料未拂を理由として出庫の際に買手の貨物を留置することは出來ぬのである(商三六二條參照)(註一)。

ロ 内出禁止

内出禁止とは受寄物の分割出庫を禁止するの謂ひにして、商法第三百八十條ノ二に對する制限である(尙ほ商三三三條ノ二第二項、三三三條ノ三參照)。其の有効なること言を俟たぬ(註二)。

ハ 證券の有効期間の記載

倉庫證券は流通證券にして裏書又は交付によりて輾轉讓渡せらるゝが故、保管期限到來するも倉庫業者に於いて證券所持人を確知し得ざること常なるべく、従つて通常の方法を以ては到底受寄物を返還すること能はざるべく、而かも普通保管期限到來するも猶ほ引續き二倍の保管料を徴收して保管を爲すべき旨の約款を證券に掲ぐるを以て、期限後の裏書又は交付が日常取引に於い

て往々行はるゝは當然である。然りと雖も、斯くては倉庫業者が徒らに證券所持人との債權關係を存続せしむることとなり、簡易迅速を尙ぶ商取引の精神に悖るを以て、證券に其の有效期間を記載して速かに證券取引を終了せしめむとするものである。其の有効なることは、契約自由の原則に顧みて勿論であらう(註三)。

其の他にも、「保險金額ハ寄託者ノ申込ニ依ル」とか、「受寄物ノ種類、品質及ヒ數量ハ寄託者ノ申込ニ依ル」とか、乃至は「内容不検査」などの文言を記載することあるも、之等は既に證券の記載事項若しくは約款を説くに際して論及し置きたるを以て、茲には之を再言せぬ。

尙ほ最後に、通常倉庫證券に記載せらるゝも、特に其の性質上法定事項と爲すべきものを茲に一括して掲げよう。

イ 倉庫證券ノ種類ヲ示スヘキ文字

我が商法第三百五十九條は、手形に關する商法第四百四十五條・第五百二十五條乃至は第五百三十條と異なりて倉庫證券の種類を示すべき文字を記載要件としなかつた。けれども倉庫證券には預證券及び質入證券又は倉荷證券の區別があり、而かも其の記載事項全く同一なるが爲め(商三五九條、三八三條ノ二第二項)、其の證券の如何なるものなりやを直ちに知ること能はぬので

ある。實際に於いては印刷したる用紙を用ひ之に明瞭なる表示を爲せども、現行法規の解釋上は之を缺くも有效である。然れども之を要件の一と爲さねばならぬと余は信ずる(註四)。

□ 受寄認證文句

倉庫證券は要因證券にして、其の表示する債務は即ち寄託契約より生ずるものなるが故、手形の如き證券に署名したる者が其の原因とは無關係に債務を負擔するものと其の性質を異にする。従つて其の債務發生の原因は明かに之を記載するを要すべく、若し之を缺くときは倉庫證券たるの性質を失ふものと謂はねばならぬ(註五)。此の點に就き我が商法が、手形に於いては「單純ナル支拂ノ委託」(商四四五條五號、五三〇條五號)又は「單純ナル支拂ノ約束」(商五二五條四號)を記載要件としたるに反し、倉庫證券に於いては寄託ありたることを示すべき文字の記載を要件とす。其の明文を置かず、僅かに其の第三百五十九條第一號及び第二號に於いて「受寄物」又は「寄託者」等の文字を使用したるに止まり、爲に多少の疑義なしとせぬ。之を特に記載せしめて寄託の事實のありたることを明瞭ならしむべきである。尤も實際上は「正ニ預リ候」、「受寄仕候」等の文言を掲ぐるが常である。然はれ、受寄物返還の約束文言に至りては、倉庫證券たることの表示ある以上證券の性質上特に之を記載するの要なきものと余は信ずる(註六)。唯だ實際上は「證券引

換ニ可相渡候」、「返還可仕候」等の文言が記載されること、受寄認證文言に於けると同様である。

註一

茲に計算済を單に計算を爲したるに止まり、未だ收入済にあらざるものと解せば、前述の如き場合に倉庫業者が留置權を行使し得ると説く者がある(辻岡氏、前掲書、一三四頁)。民法第二百九十五條の規定のみを以てすれば、一見斯くの如き結論に達するやに見ゆれども、之れ倉庫證券の文言證券たる性質を看過したるものである。其の故如何となれば單に計算済に止まりて收入済にあらざるとすれば、特に證券を倉庫業者に呈示して之に計算済なる文言を記載せしむるの要なきを以てである。即ち少くも之が記載の目的は、或る時期迄の保管料支拂に就き後の證券譲受人に交渉なきを知らしめむとするにあるものと、解しなければならぬからである。

註二

法律經濟第十三號所載「倉庫證券に關する討論」に於ける谷本伊太郎氏の答辯參照。

註三

此の點詳しくは、前掲辻岡氏の著書一三五頁以下を參照されたい。

註四

左記の數者が何れも之を説いてゐる。

松本英治博士著、「商法改正法評論」、第四版、二四一、二頁。

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二四一頁。尤も博士は自耳義倉庫法第三條の如く倉庫證券たる文字と、更に預證券及び質入證券の關係を示すべき文字の記載を必要とする旨説かれてゐるが、倉庫證券の種類を示すべき文字のみを記載するの簡單なるに如くはない。

辻岡氏著、前掲書、九一、二頁。

大住氏著、同上、三頁。

安河内氏著、同、一〇六頁。

須賀氏述、同、三二二、三頁。

註五 尙ほ西島彌太郎氏は、船荷証券に就いて同様の見解を述べて居られる(同氏著、「船荷証券論」、一三、四頁)。此の點左記述作が何れも之を述べてゐる。

毛戸博士稿、「倉庫証券論」、京都法學會雜誌第一卷第九號所收。

内池博士著、前掲書、二四二頁。

辻岡氏著、同上、九六頁。

尙ほ西島氏は船荷証券に就いて、運送品の受領認證文言を必ずしも記載するに及ばず、それは當然に船荷証券なる表示に包含されてあると見得べきである、と説かれてゐるが(同氏著、前掲書、一四、五頁)、余は之を記載せしむるを可なりと信ずる。

註六 同説、西島氏著、前掲書、一四、五頁。反對説、辻岡氏著、同上、九七、八頁。

尙ほ本節の敘述に就いては、辻岡氏の著書に負ふところが特に多い。茲に之を明かにして、謝意を表する。又約款の意義及び法律上の性質に就いては、水口博士の前掲「商法論叢」、二四頁以下が好箇の參考となるであらう。

第三節 一枚證券の形式

一枚證券とは、一寄託物に就き唯だ一種の倉庫證券を發行し、之を賣買質入の兩目的に利用せしむるものなるが故、普通倉庫を始め私設保税倉庫・農業倉庫等の發行する倉庫證券並びに官設保税倉庫の發行する預證券之に當る。而して法が之等の證券にも記載事項を定めてゐること勿論

である。

先づ普通保管倉庫の發行する倉荷證券に記載すべき事項は、二枚證券發行の場合に於ける預證券——實は質入證券と共通なること前節記述の如くである——に相等しい。之れ商法第三百八十三條ノ二第二項が、「倉荷證券ニハ預證券ニ關スル規定ヲ準用ス」と爲したる結果である。故に之に就きては再説するの要を見ぬ。

私設保税倉庫の發行する倉庫證券の記載事項に就きては特別の規定なく、二枚一枚何れを發行するときも商法の規定に據るべきものなるも(註一)、外國貨物の場合に於いては尙ほ特に「庫入ノ際ニ於ケル検査ノ濟否及検査ヲ受ケタル貨物ニ在リテハ其ノ輸入税額又ハ輸入税率」を記載しなければならぬのである(註二)。

官設保税倉庫の發行する預證券は、其の實質に於いて保管倉庫の倉荷證券と異ならぬ(註三)。之が記載要件は保税倉庫法施行規則第十四條に左の如く掲げられてゐる。

一 貨物ノ品名、品質、記號、番號、包装ノ種類、箇數及數量

二 貨主ノ住所及氏名又ハ商號

三 庫入年月日

四 倉庫所在地及倉庫番號

五 庫敷料

六 預證券ノ作成年月日

七 税關長ノ署名捺印

以上に就きては、前節に於いて二枚證券の記載事項を述ぶるに方り、隨處に比較論述したるを以て、こゝには再言を避けたいと思ふ。尙ほ外國貨物の場合にありては、此の外に次の一項が記載されねばならぬ。

八 庫入ノ際ニ於ケル検査ノ濟否及検査ヲ受ケタル貨物ニ在リテハ其ノ輸入税額又ハ輸入税率改正保税倉庫法にありては、保税倉庫に入庫中の貨物に對して輸入税の賦課を猶豫し、出庫の際に始めて其の時の貨物の性狀數量により之を賦課徴收するを以て原則と爲し、例外として庫入の際に検査を濟まし其の時の貨物の性狀數量により輸入税額若しくは輸入税率を決定して置き、之を出庫の時に徴收することを認めたのである(註四)。従つて證券に庫入の際検査を濟ましたるや否やを表示し、更に若し検査済なる場合に於いては輸入税額若しくは之が算定の基準たる輸入税率を併記しなければならぬのである。

農業倉庫若しくは聯合農業倉庫（註五）の發行する倉庫證券は、必ず倉荷證券に限り、預證券及び質入證券の二枚を認めぬ（農倉法七條ノ二第一項、二六條）。而して其の法律上の取扱は、總べて商法倉荷證券の場合と同様である（同七條ノ二第二項、二六條）。けれども之が記載要件に關しては、二の注目すべき相違がある。

一 農業倉庫若しくは聯合農業倉庫の發行する倉庫證券には、必ず「農業倉庫證券」若しくは「聯合農業倉庫證券」なる文字を記載するを要し、農業倉庫若しくは聯合農業倉庫にあらざる者の發行する倉庫證券には之等の文字の記載を爲すことを禁じてゐる（農倉法八條、二六條）。これ農業倉庫證券若しくは聯合農業倉庫證券を他の倉庫證券と區別するの必要に出でたるものに外ならぬ（註六）。

二 農業倉庫若しくは聯合農業倉庫に於いて受寄物の混合保管を爲すときは、其の混合保管を爲す受寄物に就き發行する倉庫證券に特に混合保管を爲す旨の記載を爲さねばならぬのである（農倉法九條、二六條）。之れ普通の個別保管の場合に於いては特定物の引渡を爲すものなるに、混合保管の場合に於いては同一種類同一品質の物品を以て返還せらるるものにして、其の法律上の取扱に異なるところあるが故、之を證券上に明かならしめむとしたのである。

倉荷證券

寄託者

殿

A 第 號

要 摘	火 災 保 險		金 額		保管料	場保所管	期保限管	入庫日	量 數		號 記	個 品 種 數 質 類
	者險保	間期	均平	額 總					均平	量 總		
		自入庫日時	金	金	壹ヶ月壹個ニ付金						造 荷	
		至出庫日時			圓 錢 厘							
受 寄 物 返 還	日 附	個 數	殘個數	當 會 社 印	日 附	個 數	殘個數	當 會 社 印				
	昭和 年 月 日				昭和 年 月 日							
	昭和 年 月 日				昭和 年 月 日							
	昭和 年 月 日				昭和 年 月 日							
	昭和 年 月 日				昭和 年 月 日							
	昭和 年 月 日				昭和 年 月 日							

右之貨物裏面ノ約條ニ從ヒ正ニ預リ候寄託者又ハ其指圖人へ本證券引換ニ可相渡候也

支店長

裏面へ繼續記載ス

社會式株庫倉陽東

倉庫番號 _____ 入庫番號 _____

表面ヨリ濃縮記載ス

渡		讓		還返物寄受				
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	個 數	殘 個 數	當 會 社 印 認
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			
昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日	昭 和 月 日	昭 和 年 日			

約 條

- 本協會所持人ハ左ノ條項ヲ約諾セルモノトス
- 一、運送ノ運送防衛、火災、盗入、貨物ノ性質若クハ貯蔵、荷造ノ不完全又ハ取扱ヘカサル等因リ受寄物ニ生シタル損害ニ付テハ當會社其責ニ任セズ
 - 二、受寄物ノ荷造ハ其内容ヲ記載スルニ不満足ト認メタルモノハ貨物ノ種類、品質及數量ニ付テハ當會社其責ニ任セズ本協會運送部ニ内付テ運送セザルモノト認メタルモノ亦同シ
 - 三、受寄物ノ損害力火災ニ因リ生シタル場合ニ於テ保險者ニ損害ノ責任アルトキ若クハ其貨物ニ對シ當會社ノ申込ニ依リ當會社ニ於テ火災保險ニ付セザリトキハ當會社ハ其損害ノ賠償ニ對シ賠償セントスルトキハ當會社力保管上注意ヲ怠リタルコトヲ認メスヘキモノトス
 - 四、本協會所持人ニ於テ受寄物ニ關シ損害ノ賠償ヲ請求セントスルトキハ當會社力保管上注意ヲ怠リタルコトヲ認メシ損害額トシ損害額時五、損害額ノ賠償金額ハ受寄物ニ對シ火災保險ヲ付シタルトキハ賠償金額又保險ヲ付セザリトキハ其損害額トシ損害額時ノ賠償ニ依リテ之ヲ算出ス
 - 六、受寄物ニ對シ火災保險ハ當會社ト保險者トノ契約ニ依ルモノトス
 - 七、保管期間満了後出庫又ハ期間更新ノ手續ヲナササルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申渡ケル事場合ニ依リ而法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒて分スルコトアルヘシ
 - 八、受寄物ノ保管料、立付金又ハ出入、運送、積載、且本ノ補用、防衛其他應分及保管ニ關スル費用ハ本協會所持人ノ負擔トス
 - 九、當會社ハ營業上ノ都合ニ依リ何等ノ通知ナクシテ受寄物ノ検査又ハ積替ヲナスコトアルヘシ
 - 十、當會社ニ於テ被告トナス場合ニハ當會社裁判所ノ登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲スコトアルヘシ
 - 十一、本約條ニ記載セザル事項ハ總子協會社營業規則ニ據ル
 - 十二、前條項ノ約條ハ保管期間満了後下取モ其效力有スルモノトス

私設保稅倉庫倉荷證券

號 第 A

場保 所管	期保 限管	入庫 日	告庫 入申 號	庫入 免狀 交付 日附	量 數		荷 造	記 號
					平 均	總 量		
			第					
			號					
要 摘	火 災 保 險			關 稅 額	保 管 料			
	者 險 保	期 間	平 均 額			總 額		
火災保險金額中ニハ關稅額消費稅額ヲ 包含セズ		自入庫日時 至出庫日時	金	金	金			
					壹ヶ月金 壹個ニ付金			

寄託者

殿

倉庫番號

入庫番號

前記ノ貨物裏面記載ノ約條ニ依リ正ニ預リ申候寄託者又ハ其
指圖人へ本證券引換ニ可相渡候也

名古屋市中區天王崎町四番地

東陽倉庫株式會社堀川支店

支店長

受 寄 物 返 還				日 附	返 還 個 數	殘 個 數	受 取 人 氏 名	當 會 社 印
昭 和	昭 和	昭 和	昭 和					
月	月	月	月	年				
日	日	日	日	年				

以下裏面ニ繼續記載ス

保 證 責 任 信 用 販 賣 組 合 肥 後 米 券 農 業 倉 庫

倉 荷 證 券

寄 託 者 別 保 管

第 號

要	摘			保 管 期 間	日 庫 入		保 管 倉 庫 名	平 均 荷 造 量	地 産	個 種 記 數 類 號
	徵 收 金	行 ノ 際 本 社 ニ テ ノ	証 券 發 行 ノ 際 本 社 ニ テ ノ		月 期 入 庫	月 期 入 庫				
	一 金	一 金	一 金	昭 和 年 月 日 限	俵	俵	郡 市 村 町	半 ヶ 月 ニ 付	昭 和 年 産	級 等
							倉 庫			等

寄 託 者

殿

前記ノ貨物裏面ノ約條ニ從ヒ正ニ保管ス寄託者又ハ其ノ指圖人へ本證券引換ニ可引渡候也

熊本市船場町下堂丁日貳拾四番地

昭 和 年 月 日 熊本市ニ於テ此ノ證券ヲ作成ス

保 證 責 任 信 用 販 賣 組 合 肥 後 米 券 社

理 事 長

約 條

本證券所持人ハ左ノ條項ヲ約諾セ
ルモノトス

- 一、本證券記載ノ穀物ハ寄託者別ニ保管ス
二、穀物ヲ出庫返還スルトキハ其積込ミタル
貯藏場所ヨリ引渡ス
- 三、保管期間ハ入庫ノ日ヨリ六ヶ月トシ五月
一日以後ニ入庫シタル米ハ當年十月三十一
日限リ又一月一日以後ニ入庫シタル雜穀ハ
當年五月三十一日限リトス但シ倉庫ニ收容
ノ餘積ヲ存シ保管ニ支障ナキトキハ期間更
新ノ求メニ應ス
- 四、保管期間満了後二週間ヲ経過スルモ仍其
寄託穀物ヲ引取ラサルトキハ商法第三百八
十一條ニ依リ處分スルコトアルヘシ
- 五、保管穀物ニ對シ證券所定ノ保管期間中左
ノ事項ニ付テハ本社賠償ノ責ニ任ス
雨漏、竊盜、紛失ノ損害
- 六、保管穀物カ火災又ハ水害ノ爲メ損害ヲ生
シタル場合ハ本社ニ於テ災害當時ノ時價ヲ
以テ品種別ニ其損害額ヲ決定シ火災ノ
時ハ損害額ノ全額、水害ノ時ハ損害額ノ百
分ノ四十ヲ賠償スルモノトス
- 前項ノ場合當該倉庫ト區域ニ同シラスル倉
庫ニシテ災害無キ場所ノ穀物ニ對シテモ其
ノ損害額ヲ分賦スルモノトス但シ損害額ノ
査定及其ノ分賦其他ニ關シテハ業務規程第
四十條ニ據ル
- 七、火災又ハ水害以外ノ抗拒スヘカラサル損
害ニ對シテハ本社其ノ賠償ノ責ニ任セス
- 八、本社ハ寄託者又ハ證券所持人ノ承諾ヲ俟
タズ保管穀物ノ一部又ハ全部ヲ糶換、保管
場所ノ變更又ハ穀物保存上穀蠹燻蒸ヲ爲ス
コトアルヘシ
- 此ノ場合ノ費用ハ穀物出庫ノ時引取人ヨリ
之ヲ徴收ス
- 九、寄託物ニ對スル保管料、俵裝費、検査料、
入出庫仲仕賃及其他ノ立替ハ穀物出庫ノ
時引取人ヨリ之ヲ徴收ス
- 十、寄託物ヲ出庫引取ラントスルトキハ證券
所定欄ニ引取人ニ於テ記名捺印シテ本社又
ハ當該倉庫長ニ差出シヘシ
- 十一、本約條ニ記載セサル事項ハ農業倉庫業
法及本社農業倉庫業務規程ニ據ルモノトス

特 約		内 出 記 載		讓 渡 裏 書	
本書保管穀物ニ對シテハ昭和 年 月 日 迄其ノ鼠害俵裝ノ損傷ニ付賠償ナル事ヲ特約ス 但シ昭和 年 月 日以後其特約期間中ハ保管料 ノ二倍ヲ徴收スルモノトス 昭和 年 月 日 倉庫長		日 附 内出俵數 殘高俵數 内出人氏名印 昭 和 年 月 日 俵 俵 俵 昭 和 年 月 日 俵 俵 俵 昭 和 年 月 日 俵 俵 俵	此ノ證券ハ 昭和 年 月 日 殿へ讓渡候也 此ノ證券ハ 昭和 年 月 日 殿へ讓渡候也 此ノ證券ハ 昭和 年 月 日 殿へ讓渡候也	此ノ證券ノ寄託物悉皆受取候也 昭和 年 月 日	

以 上

保 證 責 任 信 用 販 賣 組 合 肥 後 米 券 農 業 倉 庫

倉 荷 證 券

混 合 保 管

第 號

要	摘			保 管 期 間 昭 和 年 月 日 限	日 庫 入		保 管 倉 庫 名 貯 藏 場 所 郡 市 村 町 倉 庫	荷 造 平 均 量 二 重 皮 五 ヶ 所 結 豎 繩 掛 俵 造 壹 俵 四 斗 入	地 產 年 產 度 昭 和 年 產	個 種 記 類 號 玄 米
	隱 券 發 行 ノ 際 本 社 ニ テ ノ 徴 收 金	一 金	一 金		月 期 入 庫 俵	月 期 入 庫 俵				

寄 託 者

殿

前記ノ貨物裏面ノ約條ニ從ヒ正ニ保管ス寄託者又ハ其ノ指圖人へ本證券引換ニ可引渡候也

昭和 年 月 日 熊本市ニ於テ此證券ヲ作成ス

熊本市船場町下壹丁目貳拾四番地

保證責任信用販賣組合肥後米券社

理事 長

枚 數
入庫票枚數
證 券 第

約 條

本證券所持人ハ左ノ條項ヲ約諾セ
ルモノトス
一、本證券記載ノ穀物ハ其ノ産地、品種、等級
生産年度ノ同一ナルモノヲ混合シテ共通の
ニ保管ス
二、混合保管ノ穀物ヲ出庫運送スルトキハ當
該倉庫ニテ入庫積込ノ順序ヲ順テ存シ保
管シ保管スル倉庫區域内ノ所屬倉庫ヨリ共
通シテ引渡ス
三、保管期間ハ入庫ノ日ヨリ六月ヨリ五月
一日以後ニ入庫シタル穀物ハ當年十月三十
一日限トス但シ倉庫ニ收容ノ餘積ヲ存シ保
管ニ支障ナキトキハ期間更新ノ請求ニ應ジ保
四、保管期間満了後二週間ヲ経過スルモ其寄
託穀物ヲ引取ラサルトキハ商法第三百八十
一條ニ依リ處分スルコトアルヘシ
五、保管穀物ニ對シ證券所定ノ保管期間中左
ノ事項ニ付テハ本社賠償ノ責任ニ任ス
紛失、竊盜及雨漏、鼠害、依裝損傷ノ損害
六、保管玄米ノ秤量ハ左記ノ事項ニ依リ本社
之ヲ保證ス
一、生産ノ翌年八月五日迄ハ出庫引渡ノ時
一俵四斗半缺クモノアリシトキ其依米ノ
不足量ニ對スル賠償
二、八月五日以後ニ出庫スルモノニ對シテ
ハ依米米穀取引所カ米穀受渡米ニ定ムル
秤量表ニ依リ定量ヲ保證ス
七、保管穀物ガ火災又ハ水害ノ爲メ損害ヲ生
シタル場合ハ本社ニ於テ災害當時ノ時價ノ時
以テ品種別ニ其損害ヲ査定決定シ火災ノ時
ハ損害額ノ全額、水害ノ時ハ損害額ノ百分
ノ四十ヲ賠償スルモノトス
前項ノ場合當該倉庫ト區域ヲ同シラヌル倉
庫ニシテ災害無キ場所ノ穀物ニ對シテモ其
ノ損害額ヲ分賦スルモノトス但シ損害額ノ
査定及其ノ分賦其他ニ關シテハ業務規程第
四十四條ニ據ル
八、左記事項ノ損害ニ對シテハ本社其ノ責任
ニ任セズ
一、火災又ハ水害以外ノ抗拒スヘカヲサレ
損害
二、十一月以後保管期間ヲ更新シタル穀物
及移送倉移後ノ穀物ニ對スル鼠害、依裝
ノ損傷但シ十一月以後保管期間ヲ更新シ
タル穀物ニ對シ當該倉庫長ニ於テ特約ヲ
爲シタルトキハ此ノ限りニ非ス此ノ場合
ハ保管料ノ二倍ヲ徴收ス
三、地震津浪戦争暴動一揆噴火等ニ因リ生
スル損害ハ其原因ノ直接間接ヲ問ハズ本
社其責ニ任セズ
九、本社ハ寄託者又ハ證券所持人ノ承諾ヲ俟
テ保管穀物ノ一部或ハ全部ノ積換ハ保管
場所ノ變更又ハ穀物保存上必要燃蒸ヲ爲ス
コトアルヘシ
十、出庫人ハ穀物カ燃蒸、非燃蒸ノ故ヲ以テ
其ノ引渡ヲ拒ムコトヲ得ス
十一、寄託物ニ對スル保管料、依裝費、検査料
入出庫仲仕賃及其他ノ立替金ハ穀物出庫
ノ時引取人ヨリ之ヲ徴收ス
十二、穀物ヲ出庫引取ラントスルトキハ證券
所定額ニ引取人ニ於テ記名捺印シテ本社又
ハ當該倉庫長ニ差出スヘシ
十三、本約條ニ記載セザル事項ハ農業倉庫業
法及本社農業倉庫業務規程ニ據ルモノトス
以上

特 約
本書保管穀物ニ對シテハ昭和 年 月 日
迄其ノ鼠害依裝ノ損傷ニ付賠償スル事ヲ特約ス
但シ昭和 年 月 日以後其特約期間中ハ保管料
ノ二倍ヲ徴收スルモノトス
昭和 年 月 日 倉庫長

内 出 債 數		殘 高 債 數		内 出 人 氏 名 印	
昭 和 年 月 日	債	債	債		
昭 和 年 月 日	債	債	債		
昭 和 年 月 日	債	債	債		

讓 渡
此ノ證券ハ
昭和 年 月 日
殿へ讓渡候也

裏 書
此ノ證券ハ
昭和 年 月 日
殿へ讓渡候也

書 此ノ證券ハ
昭和 年 月 日
殿へ讓渡候也

此ノ證券ノ寄託物悉皆受取候也
昭和 年 月 日

以上によつて證券の法定記載事項を略述したが、其の他任意に約款等を挿入し得る點に就いては、二枚證券の場合と異なるところがないのである。

註一 此の點何等異論あるを見ぬのである。

註二 商業經濟論叢第五卷所載の前掲拙文(三六七頁)參照。

註三 同上、三六四、五頁。

註四 詳しくは、同上、三四七頁乃至三五二頁を見られたい。

註五 聯合農業倉庫とは、農業倉庫業法により農業倉庫の受寄物の再保管を爲すものにして、産業組合聯合會にあらざれば之を爲し得ざる外、大體に於いて農業倉庫と同様である(農倉法一九條以下)。尙ほ詳細は非上氏の前掲書、第二編第四章を繕かれたい。

註六 例へば農業倉庫證券並びに聯合農業倉庫證券には全然印紙税の納付を免除せるも(印紙税法五條二一號)、一般には三錢の印紙税を納付すべきものと爲し(同四條一四號)、また普通の保管倉庫にありては保管期間に制限なきも(商三五九條五號參照)、農業倉庫及び聯合農業倉庫にありては原則として寄託の日より六箇月を超ゆることが出来ぬのである(農倉法一〇條、二六條)。故に之等證券を區別すべきこととなる。

第四節 保管證書

保管證書とは、商法に規定する倉庫證券にあらざる受寄物受領の證書をいふ。世上往々禁流通

貨物保管證書又は別扱貨物預證などと稱せらるゝものである。而して保管證書は、流通を禁ぜられたる倉庫證券(Non-negotiable Receipt)といふものにあらざるが故(註一)、有價證券としての效力を有することなく、唯だ寄託關係の存在を立證するの具たるに過ぎぬ。従つて保管貨物通帳(Pass Book)を以て之が代用を爲さしめ得ること勿論である。

然るに我が國に從來保管證書の發行の極めて盛に行はれたるは、抑々如何なる理由によるものか。思ふに保管證書の利用せらるゝに至りしは、複券制度時代のことと屬するのである。當時複券制度に對する我が商法の規定不便なりしを以て、金融業者が其の債權を確保する爲め行ふべき拒絶證書の作成、競賣手續並びに一部出庫の不便等を厭ひ、保管貨物を擔保に取るとき、手形に添へて單純なる受取書を自己名義として引渡さしむることとなり、茲に保管證書の發行利用を見るに至つた。然はれ、保管證書を金融業者の名義とするは、常に寄託者の不面目甚だしきのみならず更に其の權利を不確實ならしむる危険がある。然りとて之を寄託者名義と爲すときは、文言語券にあらざる保管證書を受くるのみにては金融業者時に證書面記載の權利を行使し得ぬこともあらう。従つて何れの側より眺むるも、之を以て完全便利のものとして爲し得ず、唯だ一時の權道的手段として利用したるに止まるのである。されば一度び商法の規定改正せられて單券主義の導入

約

- 一、本證書ハ之ヲ讓渡又ハ質入スルコトヲ得ス
- 二、本證書持參人ハ寄託物ノ返還請求權ヲ委ネラレタルモノト看做シ之ニ對シテ貨物ノ引渡ヲ爲スヘシ之カ爲メ生スル損害ハ寄託者ニ於テ負擔セラルヘキモノトス
- 三、本證書記載貨物ノ内容ハ寄託者ノ申込ニ從ヒシモノニシテ當會社其責ニ任セス
- 四、本約條ニ記載ナキ事項ハ總テ當會社ノ營業規則ニ據ル

款

さるゝや、從來の保管證書による不利不便を除き而かも十分其の目的を達し得ることとなり、翁然として倉荷證券の利用に向つた。唯だ地方農村に散在する農業倉庫若しくは米券倉庫等にありては、慣習の久しき、今猶ほ之が利用を爲すものが尠からぬやうである(註二)。

註一 同説、川上賢三氏(國民經濟雜誌第三卷第四號所載の一文)花岡學士新著『我法律上ヨリ觀タル倉庫ト金融』ヲ讀ム。反對説、花岡博士(前掲書二二八頁)・安河内氏(同上、三〇頁)。概念上は禁流通の倉庫證券と單なる受領書とを區別するの要がある。此の點に就いては水口博士の前掲「商法論叢」四〇三頁以下を参照されたい。けれども、事實は保管證書にも商法の記載要件を悉く列記するが故、兩者の區別は甚だしく困難となる。

註二 斯かる場合に、預託に白紙委任狀を添へて以て讓渡の目的を達することが出来る。之に就いては、法岡氏の前掲著書二六九頁以下を往見されたい。

第三章 倉庫證券の流通

倉庫證券の流通とは、有效なる寄託契約に基づいて倉庫業者の證券發行を爲してより、多數人の間に輾轉せられ、遂に證券所持人の權利行使によりて再び發行者たる倉庫業者に歸り來るまでの倉庫證券の移動を謂ふ。従つて此の行程を證券の發行・移轉・返還の三階段に分ち得ること當然であらう。

第一節 倉庫證券の發行

倉庫證券の發行を請求し得る者は、原則としては寄託者にして、倉庫業者は其の請求により預證券及び質入證券又は倉荷證券を作成して交付しなければならぬのである（商三五八條、三八三條ノ二）（註二）。其の他倉庫證券の所持人が寄託物を分割して其の各部分に對する別々の證券を請求したる場合にありても、舊證券を返還せしめて新證券を交付するの義務を負ひ（商三六一條、三八三條ノ二）、更に證券の滅失せるとき其の所持人が相當の擔保を供して請求するときは、また之に應じて新たに證券の交付を爲さねばならぬ（商三六六條、三八三條ノ二）（註二）。而して商法

は、倉庫業者が證券の交付を爲したるときは、其の帳簿——普通之を證券臺帳と呼んでゐる——に次の事項を記載すべきものと爲してゐる（商三六〇條、三六六條、三八三條ノ二）（註四）。

一 受寄物ノ種類、品質、數量及ヒ其荷造ノ種類、個數並ニ記號

二 寄託者ノ氏名又ハ商號

三 保管料

四 保管ノ期間ヲ定メタルトキハ其期間

五 受寄物ヲ保險ニ付シタルトキハ保險金額、保險期間及ヒ保險者ノ氏名又ハ商號

六 證券ノ番號及ヒ其作成ノ年月日

七 證券ノ滅失ニ因リ再交付ヲ爲シタルトキハ其旨

證券發行の時期は、貨物入庫の時なるを以て常とするも（註四）、寄託者は場合によりて入庫後一定の期間を経過して後之が發行を請求し得ること勿論である。これ、證券所持人に分割請求權あるを思はゞ自ら首肯せらるべく、更には事實倉庫證券が有價證券たる結果、之を滅失若しくは喪失したる場合に於いては、手續上種々の方式を踐まざるを得ざる煩瑣と危険とがある爲に（註五）、寄託者に寄託貨物の賣買質入の意思なきときは却つて之が發行を好まぬこととなるべきも、價格

の變動乃至は經營資金の關係上後日に至りて遽かに證券の發行を必要とするに至ること、豫斷を許さぬ財界にありては必ずしも絶無と謂ひ得ざるを以てである。

發行すべき證券は、預證券及び質入證券の二枚なるか若しくは倉荷證券一枚なるを要するのである。従つて倉庫業者は、預證券又は質入證券の一枚のみの交付若しくは其の一枚と倉荷證券の二券乃至は預證券及び質入證券並びに倉荷證券の三券の交付を爲し得ざるものである(註六)。これ商法第三百八十三條ノ二に預證券及び質入證券に代へて倉荷證券の發行を認めたるに顧みても瞭かである。然はれ、之れ普通倉庫の場合に止まり、特別倉庫の場合にありては必ずしも常に然りとは斷じ得られぬ。先づ官設保稅倉庫は、既述の如く預證券のみを發行し質入證券を之に伴はしめず、また倉荷證券の作成を爲さぬのであり(保倉法一四條)、農業倉庫並びに聯合農業倉庫は之に反して専ら倉荷證券のみを發行し、複券主義は採らぬのである(農倉法七條ノ二、二六條)。また證券の滅失に因る再交付の請求に關しても、官設保稅倉庫にありては特別の手續を採らしむることゝなしてゐる(保倉法一二條、同規則一八條參照)。

倉庫證券作成の費用は、何人が之を負擔すべきか、明文がない。けれども倉庫業者の證券交付義務に鑑みて、余は倉庫業者が之を負擔すべきものと解するを以て正しと信ずる(註七)。尤も證券

分割の場合に就いては特に商法に規定があつて、分割請求者が之を負擔すべきものと爲してゐる(商三六一條、三八三條ノ二)。これ證券の分割を請求する者は、一度交付せられたる證券を更に分割するものにして、二重の手續を倉庫業者に掛くるを以て、之が爲に必要な費用を負擔するは當然の次第であるからである。此の點證券の滅失・喪失に基づく再交付の場合に就いても、之と同一様に解すべきものと謂はねばならぬ(註八)。唯だ實際上は證券の分割若しくは再交付の場合に於いても、倉庫業者が其の費用を請求せざるが常であるやに見受けられる。然りと雖も之れ營業上の政策的措置に外ならずして、之あればとて前記の理論に毫末の動搖も生ぜぬのである。

尙ほ倉庫證券には印紙税法の定むるところに従ひて金參錢の收入印紙を貼用しなければならぬ(印一條、四條一四號)。尤も印紙貼附の代はりに現金を政府に納付して税印の押捺を受くるも可なるのである(印六條)(註九)。印紙を貼用するときは、證券面と印紙の彩紋とにかけて倉庫業者が印章又は署名を以て判明に之を消さねばならぬ(印九條)。若し之を判明に消さるときは、其の證券一通につき金二圓の料料に處せらるべく(印一三條)、尙ほ印紙の消印を彩紋のみに爲すときは汚損印紙の再貼附と誤解さるべく、また證券のみに爲すときは後日之を剝取りて他に貼用するの意思ならざるやを疑はるゝ虞がある。尙ほ又印紙税を納付せざるときは、其の證券一通毎に脱

税高二十倍に相當する科料に處せられ、脱税高二十倍の金額三圓に満たざるときは三圓の科料に處せらるゝ(印一一條)。尤も脱税ありたればとて倉庫證券其のものゝ有效なるは勿論である、此の點大審院判例も之を認めてゐるのである(大正八年四月十四日大審院判決)。然はれ、以上は普通倉庫の場合に屬し、農業倉庫乃至は聯合農業倉庫の發行に係る農業倉庫證券乃至は聯合農業倉庫證券にありては、農業の保護獎勵に資せむが爲に既述の如く印紙税の納付を免除してゐる(印五條二一號)(註10)。

註一 官股保税倉庫にありては、寄託者の請求あると否とを問はず必ず記名式の預證券を發行するも(保倉法一〇條)、之を實際上より觀るときは總べての寄託者必ずしも常に倉庫證券を必要とせざるを以て、之が交付を受くると否とは一に其の自由なる選擇に委すの便なるに於ては、辻岡氏著、前掲書、二〇九、二一〇頁。

註二 茲に「滅失」とは喪失をも含むのである。同説、松本博士(前掲書、三〇三頁)・水口博士(前掲「商行為法論」、六九八頁)・大住氏(同、一八五頁以下)・推津氏(同、二九二頁)。反對説、松波博士(前掲「日本商行為法」、一〇九九頁)。

尙ほ滅失は、預證券若しくは質入證券のみの場合も、同一様に新證券の交付を爲さしめ得るのであるが、實際問題として新証券所持人と倉庫業者との三者の關係不明なること存し得べく、或ひは爲に證券の圓滑なる流通を害することなしとは謂ひ能はぬ。殊に其の滅失が證券の流通中に起りし場合に、其の所持人が如何にして正常なる権利者たることを立證するか、また如何にして舊證券と同様の眞書を爲さしめ得るか、疑義なきを得ぬ。此の點詳しくは、左記著書を參考されたい。

安河内氏著、前掲書、一一三頁以下。

齊藤氏著、同上、一七頁以下。

辻岡氏著、同、三四一頁以下。

註三

倉庫業者が自己の發行したる証券の要項を帳簿に記載すべき義務を負ふは、之により証券の滅失したるとき其の証券の所持人をして更に倉庫業者に証券の再交付を請求せしめむが爲てであると説く者がある（水口博士著、前掲書、六八五頁）。余もまた之と同様に解するも、商法が運送業者に就いて貨物引換證若しくは船荷証券を發行したるとき之が要項を其の帳簿に記載することを命ぜざるは何故なるか、判明しない。此の點松波博士の所説が「尤もの次第だと思はれる」（前掲書、一〇五〇頁）。

註四

倉庫証券は因求証券の一にして、寄託契約成立の後にあらずれば之が發行を爲し得ぬのである。松波博士は此の點に就き「余ハ船荷証券ハ船長カ物ヲ船如ニ積込ミテ之ヲ船荷ト爲シタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルヲ得スト解シ同ノ理由ニ因リ倉庫証券ハ物ヲ倉庫ニ入レタル後ニ非サレハ發行スルコトヲ得ス」と述べられたるも（前掲書、一〇五〇頁）、承服し得ぬ。抑々倉庫寄託契約は要物契約なりと雖も、倉庫業者が寄託の目的物を受取れば足り、必ずしも之を保管すべき特定の倉庫に入りたるや否やを問ふの要なきものと信ずる。但し博士が「貨物引換證又ハ船荷証券ヲ受取ルモ未ダ倉庫証券ヲ發行スルコトヲ得ス」と説かれたるは（同上、一〇五一頁）、同見である。蓋し余は、茲に所謂「受取」とは寄託の目的物に對して直接所持を取得することの意味するものと解するが故である。

註五

倉庫証券の再交付請求の方法には、次の三がある。

- 一 民事訴訟法の規定（七七七條以下）に従ひ公示催告の方法に依る除權判決を受ける場合
- 二 商法第二百八十一條の規定に依る場合

第三編 倉庫証券論 第三章 倉庫証券の流通 倉庫証券の發行

三 商法第三百六十六條の規定に依る場合

尙ほ此の問題に就きては、辻岡氏の前掲著書に詳論されてゐる(三四一頁以下)。

註六

此の點左記書何れも之か説いてゐる。

松本博士著、前掲書、二九四頁。

水口博士著、同上、六八一、二頁。

大濱氏著、同、三〇四頁。

須賀氏述、同、三二二頁。

註七

左記書は、何れも私見と同様である。

辻岡氏著、前掲書、二一三頁。

安河内氏著、同上、一一八頁。

註八

同説、辻岡氏(前掲書、二二四頁)。反對説、渡部氏(同上、二二三頁)。

註九

印紙税の納入に關する手續等に就いては、伊藤菅之助・武家保壽兩氏共著、「印紙税法登錄税法逐條正解」を参照されたい。尙ほ又倉庫業者が倉庫證券に代へて單なる保管預書若しくは保管貨物通帳を發行するときは、前者に就いては金參錢、後者に就いては金五錢の、印紙税をそれと納めればならぬ(印四條二三號及び三三號)。

註一〇

農業倉庫乃至は聯合農業倉庫の發行に係る所謂入庫票は、保管貨物の受領を證する書面に於て倉庫證券にあらざるが故、印紙税法第四條第二十二號に所謂「寄託ニ關スル證書」として金參錢の印紙税を納むべきに似たれども、本證券たる倉庫證券に免稅せらるゝ精神に鑑み、假證券とも目せらるべき入庫票も免稅さるゝものと解するを相當とする。稅務當局の之に對する取扱例また斯くの如く決定して居るやうである(伊藤・武家兩氏共著、前掲書、一一九、一二〇頁)。

第二節 倉庫證券の讓渡裏書

凡そ寄託者は物品を倉庫に寄託して、其の保管上の注意を免れ、物品上に發生することあるべき危険を或る程度まで倉庫業者に轉嫁することを得るものなれども、又他面物品を直接自己が所持するときに享受し得らるゝ種々の便益を失ひ、之が自由處分を制限せらるゝ不便がある。就中物品賣買業者の場合に於いては、他の條件の等しき限り其の取扱商品の仕入より賣上に至るまでの所要時間が短くなる程營業利潤が大となり、長くなる程小となるものが故、其の商品を倉庫業者に託するときは其の期間だけ商品の廻轉移動が止められ、資本を固定することとなり、利潤の減少を來す上、更に保管料を損することとなる。倉庫證券の目的は、實に此の寄託物の靜的不動化を免除して之が流動移轉を容易ならしむる點に存する。従つて商法第三百六十四條が「預證券及と質入證券ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡シ又ハ之ヲ質入スルコトヲ得但證券ニ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス」と規定して、之が讓渡性を認めたるは、蓋し當然の事と謂はねばならぬ。而して此の規定が倉庫證券にも準用されてゐること勿論である(商三三三條ノ二第二項)。斯くして倉庫證券は、其の何れの證券たるを論ぜず、其の券面に

裏書禁止の記載なき限り、之に裏書を爲したる上之が交付を爲すことにより——選擇無記名式の場合には證券の交付のみにて可——他人をして證券上の権利者たらしむることを得るのである。

裏書の性質如何といふ問題は、手形法上議論の存するところであるが(註一)、證券讓渡行爲の要件たる裏書即ち通常の讓渡裏書は、裏書人が被裏書人に對し寄託物の引渡を爲すことを約する債權行爲と證券所有權の移轉を目的とする物權行爲とを含む特種の附屬的證券行爲であると謂はねばならぬ(註二)、従つて通常の讓渡裏書の效力として移轉力及び資格授與力の二を擧げ得る(註三)。

即ち先づ、所謂讓渡裏書は證券の讓渡を目的とする行爲なるが故、裏書によりて證券を讓渡するときは、讓受人は證券所有權を承繼的に取得し、其の證券所有權を取得する結果原始的に證券上の權利を取得することゝなる(註四)。此の裏書が證券の移轉を生ずる效力を普通に名づけて裏書の移轉力と呼んでゐる。斯くして被裏書人が承繼的に證券の移轉を受け従つて原始的に證券上の權利を取得する結果、裏書人が證券上の權利に附隨して有したる質權・抵當權乃至は其の負擔したる保管料支拂義務若しくは費用償還義務等が裏書によりて被裏書人に移轉するものではないのである。次に裏書の資格授與力とは、裏書に依りて被裏書人が證券上の權利を行使する資格を得るに至ることを指すのである。即ち被裏書人は證券上の記載に依りて自己に至るまでの裏書が

連續することを證明して證券上の権利を行使し得るに至るのである(商二八二條、四六四條)。従つて倉庫業者は、苟くも證券上の記載に於いて裏書が連續し、而かも其の所持人が真正の権利者にあらざることを證明せられざる以上、證券所持人の権利の行使を否認することを得ないのである。尤も此の場合、善意にして而かも重大なる過失なく、倉庫業者が證券所持人に受寄物を引渡したるときは、縱令證券所持人が真正の権利者にあらざる時も、猶ほ其の引渡が債務の履行として有效なること勿論である(民四七〇條、四七八條、四八〇條)。

凡そ裏書(Indorsement; Endorsement; Indossament; Giro)を爲すには、證券上若しくは補箋上に裏書の方式を備へたる記載を爲し、裏書人之に署名を爲さねばならぬのである(商二八二條、四五七條)。然らば今倉庫證券の譲渡裏書(Eigentumsindossament; Eigenliches Indossament)を爲さむとするには、如何なる方式に據らねばならぬか、之には手形の裏書と同様に大體正式略式の二の方式が存するのである。正式裏書(Special Indorsement; Indorsement in Full; Vollindossament)とは被裏書人の氏名又は商號を記載したる裏書にして、我が商法は更に裏書の年月日をも記載せしむることとしてゐる(商二八二條、四五七條一項)(註五)。普通に之を完全裏書・記名式裏書・特別裏書などとも呼んでゐる。略式裏書(General Indorsement; Blank Indorsement)・

Indorsement in Blank: Blankindossament)とは裏書人の署名のみを以て爲す裏書にして(商二八二條、四五七條二項)、場合によりては更に裏書の年月日を始め指圖文句や原因文句の記載せらるゝこともある。従つて之と正式裏書との差異は畢竟被裏書人の記載無き點に存するものにして、之を不完全裏書・無記名式裏書・普通裏書・白地裏書などといふも此の理に基づくと謂はねばならぬ。而して一度び略式裏書を爲したるときは、爾後無記名式證券又は選擇無記名式證券と同様に倉庫證券は單なる交付に依りて讓渡することを得るのである(商二八二條、四五七條二項)。

尙ほ二枚證券の場合に於いては、其の所持人が未だ質入を爲さざる間は、所謂二券同時流通の原則に依り之が分離讓渡を爲すを得ぬ(商三六四條二項)。思ふに二枚證券の妙味は一に其の分離流通に存するも、斯かる分離は一は讓渡他は質入と全く其の目的を異にせる裏書に基づくものにして、未だ質入を爲さざる間は本來の機能を發揚せざるものである。従つて此の場合には、質入證券に未だ獨立の存在なく、常に預證券に附隨して轉轉せらるべきものであり、讓渡に際してこの裏書は唯だ預證券に就いてのみ之を爲せば足るのである(註六)。また分離後に於ける讓渡裏書は、通常、預證券にありては質權附寄託物所有權を取得せしむることとなり、質入證券にありては質權を取得せしむることとなる(註七)。

尙ほ最後に一言すべきは、如何なる場合に於いても裏書のみを以ては證券の譲渡を爲し得ざることである。換言すれば、記名式若しくは指圖式の倉庫證券を譲渡するには必ず裏書を爲さるべからざるも、而かも裏書のみを以て足るのではなく更に證券の交付を要する點である（商三六四條、三八三條ノ二第二項、民四六九條）。また選擇無記名式の證券及び略式裏書ありたる後の證券は、單に交付によりて證券を譲渡することが出來、而かも之が證券譲渡の唯一の方法たるのである（商二八二條、四四九條ノ二、四五七條）。従つて此の場合に於ける證券の引渡は、單に民法第七十八條に所謂物權譲渡の對抗要件たるに止まらずして、實に其の成立要件を爲すものである。即ち動産の引渡が單に當事者の意思表示のみを以て成立するとは、甚だしく其の趣を異にしてゐる（註八）。而して茲に所謂交付とは證券の單純なる引渡を指すものにあらずして、寄託物引渡の目的を以て證券所有權の譲渡契約に依り證券の引渡を爲すを謂ふ。従つて交付は證券所有權譲渡に關する物權契約と證券の引渡なる事實行爲とより成るものである（註九）（註一〇）（註一一）。

註一 此の點に關する詳細は、左記の著書を往見されたい。

—— 松本博士著「手形法」、第十二版、二二三頁以下。

—— 青木博士著「手形法論」、改正増補第七版、三六五頁以下。

—— 水口博士著「手形法論」、訂正増補第六版、四〇三頁以下。

註二 辻岡氏著、前掲書、二五九頁以下參照。

註三 手形の場合並びに質入証券の場合に就いては、夫れん、商法に明文ありて、裏書に擔保力を有せしむるも（商四七四條以下、三七二條）、預證券及び倉荷証券の場合に就いては斯かる規定なきが故擔保力なきものと謂はればならぬ。然れども寄託物に就き質買契約成立し、賣主が倉庫証券に裏書をして之を買主に交付したる場合に就いては、裏書人が商法第二百八十八條以下の規定に依りて寄託物の瑕疵を擔保せざるを得ぬことは、改めて斷るまでもないであらう。

註四 同説、松本博士（前掲「手形法」、六〇頁）、松波仁一（耶博士）（改正日本手形法」、七一八頁）、毛月勝元博士（「手形法論、綱」、一三〇頁）、豊田氏（前掲「有價証券論」、九一頁以下）。

反對説、青木博士（前掲書、三七〇頁以下）、水口博士（同上、四二七頁以下）、西本辰之助博士（法學新報第三十八卷第三號及び第四號所載の「手形被裏書人ノ原始取得説及裏書人ノ權利存続説ヲ排ス」）。

註五 但し裏書の年月日は之を缺くも直ちに証券の無効を來さず、裏書人が略式裏書を爲したるものと解して之を有効とするを妥當と信ずる（同説、安河内氏著、前掲書、二三二、三頁）。手形に就いては同趣旨の判例がある（大正十三年四月二日東京控訴院判決）。

註六 同説としては、

松本博士著、前掲「商行爲法」、二九九頁。

水口博士著、同「商行爲法論」、六八七頁。

辻岡氏著、前掲書、二六八頁。

大住氏著、同上、八二頁。

があり、我が國取引界に於いて實際行はれたる預證券及び質入証券の雙方に裏書を爲すは無用の手續である、と謂ふ。

となる。然るに之に對して左記の反對説がある。

岡野博士著、前掲書、三一九頁。

小林氏著、同上、一六二、三頁。

安河内氏著、同、一二一、二頁及び二二六、七頁。

椎津氏著、同、二八九頁。

齊藤氏著、同、一五頁。

柳川氏著、同、五六〇頁。

須賀氏述、同、三三九頁。

けれども其の論據とするところ何れも採るに足らず、余は前説を正しと信ずる。

註七 同説、内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二六七頁。

註八 此の點に就いて、民法指圖債權の譲渡に於いて其の證書に譲渡の裏書を爲し之を譲受人に交付することを以て第三者對抗要件と爲したるとも異なつてゐる（民四九九條）。猶ほ詳しくは、鳩山博士著「日本債權法（總論）」、三〇九頁以下を編かれない。

註九 辻岡氏著、前掲書、二六八、九頁。

註一〇 尙ほ證券は、裏書交付によらずして相續若しくは會社の合併等によりても之を取得し得ること勿論である。唯だ此の場合に譲受人が證券上の權利を承繼するに過ぎずして、裏書交付の方法による原始取得とは異なつてゐる。

註一一 中華民法は、倉庫證券に裏書を爲し且つ倉庫業者の署名を経るにあらざれば、寄託物所有權の移轉を生ぜざるものと爲してゐる（中民六一八條）。然し斯くては簡捷を尙ぶ商取引の要求に合致せざることとなる。

第三節 倉庫證券の質入裏書

商法は倉庫證券流通上の便宜を顧慮して、單一の寄託物に就き内容と同じうする二個の證券を認め、取引上に於ける利用の目的に従ひ或ひは二券を分離して利用せしめ又或ひは之を共同して利用するの制度を立てた。然るに同一物に就き二個の證券を認むるは、既述の如く、倉庫證券特有の制度にして、法の擬制を俟たずしては権利の二重利用を許さざる原則上到底首肯し得ざるものである。而して質入證券は證券の表彰する寄託物上に質権を設定せむが爲に利用せらるゝ證券にして、之を爲すには所謂質入裏書 (Pfandindossament) の方法によらねばならぬ。

質入裏書に關しては、有價證券一般の規定即ち商法第二百八十二條及び第四百五十七條の規定るところにより手形に關する裏書の規定が準用せられてゐることは、讓渡裏書の場合と同様である。然りと雖も元來預證券は所有權移轉の目的に供せられ、質入證券は質權設定の用に供せらるものなる結果、兩者の裏書の性質乃至は效果に就いて若干の差異なきを得ぬ。

先づ質入裏書は、裏書人が被裏書人其の他自己の後者全員に對し證券面記載の物品に就き質權の設定ありたることを擔保し、若し之を以て債務が完済せられざる場合に於いては特殊の償還請

求に應ずる債務を負担せむとする債權行爲と、證券所有權の移轉を目的とする物權行爲とを含む特種の法律行爲である(註1)。

既述の如く質入證券もまた裏書又は交付によりて之を讓渡することが出来る。然れども之が流通を円滑ならしむるには、常に權利の内容・範圍を明確にして寸毫の疑義をも懐かせざるを必要とする。而して今質權設定の爲に裏書を行はむには、債權額及び其の利息並びに辨濟期を記載しなければならぬのである(商三六七條)。従つて商法の規定する質入裏書の記載事項は、次の六項となる(註2)。

- 一 債權額
- 二 利息
- 三 辨濟期
- 四 被裏書人ノ氏名又ハ商號
- 五 裏書ノ年月日
- 六 裏書人ノ署名又ハ記名捺印

以上の事項を記載して證券を被裏書人に交付しなければならぬのである(註3)。

然るに質權設定後二券の分離流通を見るときは、預證券の所持人は寄託物に對する質權の設定により拘束を受くこと勿論なるも、而かも質入證券の裏書交付のみを以て對抗要件を具備したるものと爲すときは、よし質權の存在は證券の分離流通により推知し得べしとするも猶ほ其の内容範圍を知るに由なく、意外の損失を蒙るであらう。故に商法は、第一の質權者が債權額及び其の利息並びに辨濟期を預證券に記載して且つ之に署名するにあらざれば、預證券の所持人・倉庫業者其の他の第三者に對抗し得ざることとした（商三六七條二項）（註四）（註五）。然るに此の對抗要件に關して立法上の主義が四ある（註六）。

一 倉庫登錄主義（帳簿記入主義）

此の主義は、質入證券の第一裏書人をして其の裏書を倉庫業者の帳簿に登録し、且つ倉庫業者をして其の登録ありたる旨を質入證券に記入せしむるものにして、佛蘭西倉庫法（五條三項）の採るところである。此の方法によるときは、第三者は倉庫業者の營業所に赴きて質權設定の有無及び其の範圍を知り得るも、之が爲に質權設定に際しては證券を倉庫に持參せざるべからざるのみならず、預證券の譲受人また之を受取るに當りては倉庫業者の營業所に到りて帳簿を閲覧するか若しくは倉庫業者に質權事項の照會を爲さねばならず（註七）、更には帳簿に質權事項の記載ある爲

め債務關係を曝露して營業上の祕密を守るに適せぬのである。

二 預證券記入主義

此の主義は、預證券及び質入證券に、債權額及び辨濟期を記入し、預證券には質入證券所持人署名し、質入證券には預證券所持人署名するものにして、既述の如く我が商法を始め、白耳義倉庫法(六條)、伊太利商法(四六六條)、葡萄牙商法(四一二條)等の採るところである。倉庫登録主義に比して第一裏書人の質權設定に關する煩勞を避け、且つ預證券譲受人に質權事項の調査の手續を免れしむるも、第二以下の質權者が預證券に質權事項の記載ありやを知るに由なく、而かも記載ありとも其の内容を異にするときは質入證券の所持人は其の證券上の權利を行使し得ず、爲に意外の損失を蒙るの虞が存する。

三 倉庫登録預證券記入併用主義

此の主義は前記二主義を併用するものにして、奧太利倉庫法(二〇條)及び洪牙利商法(四四二條)の採るところである。之を前記二主義に比するときは、それ等に伴ふ危険なく、従つて證券流通の圓滑を期し得るやに見ゆれども、其の手續煩に過ぐるの缺陷がある。

四 倉庫登録預證券記入選擇主義

此の主義は、質入證券第一裏書の事項を預證券に記入して公證人に之が公證を爲さしむるか、又は倉庫業者の帳簿に登録して兩證券に登録の旨の記入を受くるかせしむるものにて、露國商法（七九〇條）の採るところである。選擇は一見便利なるに似たれども、其の形式嚴にして取引の敏捷に伴はざるの短所が存する。

さて質入證券にして一度び質入裏書を爲さるゝときは、茲に質入證券本來の機能を發揚し預證券と分離して獨立の地位を占むるに至り、自由に讓渡し得ることとなる。而して第二以下の裏書は、第一の裏書とは其の性質全く異なりて、債權並びに證券面に記載されたる寄託物上に設定されたる質權の移轉を約する債權行爲と證券所有權の移轉を目的とする物權行爲とを含む特種の行爲であると余は信ずる。従つて其の效力として第一の質入裏書によりて設定されたる質權は、別に寄託物の引渡を要せずして債權と共に被裏書人に移轉するの結果を生ずるものであり（商三六五條、三三五條、民三四四條參照）、決して質權の上に質權を設定するものではないのである（註八）。故に第二以下の裏書による被裏書人の取得する權利の範圍は、第一質權者の有したる權利の範圍と一致すべきを以て原則とすると謂はねばならぬ。唯だ質入證券の善意讓受人が時に前者の存せしよりも大なる權利を取得することあるべきは、其の文言證券たるの性質より來るものに外

ならぬ。

此の第二以下の裏書の形式に就いては、特別の規定なきを以て、結局商法第二百八十二條の一般規定に従ひて手形の裏書に關する規定(商四五七條)が準用せらるゝこととなる(註九)。

説明の便宜上二券の場合に於ける質入裏書のみに就きて、上來叙述の筆を進め來りしも、今や倉荷證券一券の場合に就いて論じなければならぬ。然るところ現行商法に於いては、倉荷證券に關する規定は僅か二箇條あるのみにして、他は總べて預證券に關する規定を準用することゝされてゐる(商三八三條ノ二第二項)。然るに預證券は質入證券と相俟つて一の完全なる倉庫證券を爲すものなる故、前者に關する規定のみの準用を以てしては、倉荷證券の流通を完全に規定することが出來ぬのである。否寧ろ取引界の實際は、既述の如く二枚證券の流通が殆んど無く、倉荷證券獨り盛に利用せらるゝといふ状況にある。思つて茲に至るとき、倉庫證券に關する規定が實に本末顛倒せるの感無きを得ぬ(註一〇)。今倉荷證券に準用せらるゝ規定を摘録すると、

- 一 證券の因求證券的性質(商三五八條)。
- 二 證券の記載事項(商三五九條)。
- 三 倉庫業者の證券發行に伴ふ帳簿記載義務(商三六〇條)。

- 四 證券所持人の證券分割請求權（商三六一條）。
 - 五 證券の文言證券的性質（商三六二條）。
 - 六 證券の性質上の讓渡性（商三六四條）。
 - 七 證券の處分證券的性質（商三六五條、三三四條ノ二）。
 - 八 證券の引渡證券的性質（商三六五條、三三五條）。
 - 九 證券の再交付（商三六六條）。
 - 一〇 證券所持人の寄託物點檢、見本摘出、保存行爲を爲し得る權利（商三七五條）。
 - 一一 證券の受戻證券的性質（商三七九條）。
 - 一二 倉庫業者の受寄物供託競賣權（商三八一條）。
 - 一三 倉庫業者の責任に關する時効（商三八三條）。
- となり、商法第三百六十四條第二項・第三百六十七條第二項及び同條ノ二の如き質入證券の存在を前提とする規定は、之が準用なきものと解せざるを得ぬ。また商法第三百八十條乃至第三百八十條ノ三の規定に就いては異説無きにあらざるも、之を商法第三百八十三條ノ三と比較するとき之亦た其の準用なきものと解するを正當とする（註一一）。斯くして倉荷證券の質入に就き規定を缺

くこととなり、遂には其の裏書の効力に就き疑を懐く者あるに至るのである(註二二)。然はれ倉荷證券も亦た民法に所謂指圖債権を表彰するものなるが故、同法第三百六十六條の規定に従ひ、質入裏書を爲して之を質権者に引渡し、有效に質権を設定し得べき筈である(註二三)。今此の點に就き世上行はるゝ學説及び慣行を列擧すると、大凡次の五となる(註二四)。

一 證券に質權設定の裏書を爲して之を交付せしむる方法

此の方法は理論上最も正當にして且つ便利なる方法なるも、慣習の久しき殆んど實際には行はれざるの状態にある。此の方法の主唱者は、之を註一三に掲げて置いた。

二 別に質權設定契約を爲し、證券の交付を受くる方法(註二五)

此の方法は證券外の行爲によりて寄託物に關する質權設定契約を爲し、寄託物の引渡に代へ倉荷證券の(裏書)交付を受くるものである(民三四四條、商三六五條、三三五條)。また質権を以て第三者に對抗する爲には、證券を繼續占有するを要し、而かも繼續占有するのみを以て足るのである。此の方法は、質権者の惡意的行爲によりて債務者が時に意外の損失を蒙らしめらるゝ缺點がある。

三 別に質權設定契約を爲し、更に證券に質權設定の裏書を爲して之を引渡さしむる方法(註一

六

此の方法は前記一と二とを折衷併用したる形のものである。實際には餘り行はれて居らぬやうである。手續の徒らに煩なる點が缺陷である。

四 單純に證券を引渡さしむる方法(註一七)

凡そ倉荷證券の引渡を以て寄託物の引渡と同一の效力あるものと爲すは、其が正當の權利者に引渡ありたる場合に限るのである。然るに單純に倉荷證券の引渡を受くるのみにては質權設定契約なく、従つて相手方は質權者たること能はず、寄託物の引渡を受くべき正當權利者と謂ひ得ぬのである。尤も此の場合債權者が證券を占有する結果、債務者が寄託物を處分する自由を失ひ、之が爲め間接的に辨濟を強制するの效果はあるも、尙ほ其の債權者は質權者にあらざる爲に寄託物に物權的追求權を行使し得ず、寄託者破産の場合に於いては意外の不利益を蒙ること無しとせぬ。然るに事實時折此の方法の行はるゝは、此の場合債權者が證券上の權利者にあらずして單に隠れたる實力者に止まる結果、倉庫業者と直接關係を生ずることなく、従つて保管料等の支拂請求を受くること無きを以てある(註一八)。

五 證券に讓渡裏書を爲して之が交付を受くる方法(註一九)

此の方法によるときは、通常の譲渡裏書に於ける場合と同様に、寄託物の所有権は内外何れの關係に於いても債権者に譲渡せらるゝこととなり、唯だ債権者と債務者との關係に於いて被裏書人の證券上の権利行使が制限さるゝに過ぎぬのである。之が爲め債務者に比し經濟的に優勝の地歩を占むる債権者が目的以上の権利を有することとなり、反對に債務者は甚だ危険なる地位に置かるゝこととなる。従つて若し債権者にして惡意非道の者ならむには、斯くして得たる證券を他に流用するやも圖られず、また假に一步退き斯かる非行を爲さずとするも、若し債権者にして破産するが如きことあらば、證券上の権利は變じて忽ち其の破産財團中に繰入れらるゝこととなる(註二〇)。以上が此の方法に對する一般の非難であるが(註二一)、余は之と全然別個の論據より此の方法を排斥したい。

抑々債權擔保の目的を以てする證券の譲渡裏書は一種の信託行爲である。即ち債權者たる被裏書人が之により證券上の権利を取得するものなる故、一面に於いては受託者となり而かも他面其の債權擔保の利益を享受するの地位に立つ(註二二)。此の結果信託法第九條の「受託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス」との規定に背反することとなり、此の行爲が無効となるのでなからうか、疑無きを得ぬのである

(註三三)。

さて然らば質入裏書の方法如何。之に就いては質入證券に關する商法第三百六十七條の準用なきも、理論上之を區別する必要なき爲め、同じく債權額及び其の利息並びに辨濟期を記載すべきものと解するを正當であると余は信ずる(註三四)。斯くして此の方法のみに依り他に特別の方式を要せず、證券の交付を受ければ、茲に被裏書人として質權を取得することとなるのである。

尙ほ最後に、斯くして倉荷證券に質入裏書を受け質權を取得したる者が、更に之を他に裏書交付し得るであらうか。之に關する別段の規定無く其の質入證券に關する規定の準用無きに鑑み、之を消極に解するを正しと信ずる(註三五)。尤も質權者たる證券所持人が、民法の規定に従ひ轉質又は質權附債權讓渡の方法により、其の質權を處分し得べきは勿論である(註三六)。

註一 此の點に就いては左記述作參照。

青木徹二博士稿、「質入證券ノ分離流通ヲ論ス」(國民經濟雜誌、第六卷第一號所載)。

辻阿氏著、前掲書、二八六頁。

註二 内池博士は、債權額を單に、塊太利倉庫法第二十條の如く金額と爲すか、又は洪牙利商法第四百十二條の如く額と

改め、更に辨濟期を決済日と爲し、又利息の如きは之を法定事項と爲さざるを可とする、と説かれてゐるが(前掲「倉庫經營論」、二六八、九頁)、猶ほ研究の餘地があると思ふ。

註三 本文に説く如き方法によらざる質権の設定を以て法律上無効なりと説く者がある（川村御次郎氏稿、「倉庫證券を約束手形の擔保と爲すは無効なり」、『法律經濟』、第五號所載）。然し通説の採らざるところである。

註四 質權設定前の二券の分離流通は、法の認めざるところなるが故、預證券に質權事項の記載なくも其の所持人が質權の存在を否認することなかるべく、従つて第一の質權者が質權事項を預證券に記載することは、寧ろ對抗要件と爲さざるを以て可なりとする者がある（大住氏著、前掲書、九一頁以下）。然し速かに發意を表し兼ねる。

尙ほ右の對抗要件が缺くときは、第二以下の質權者も亦た之を以て第三者に對抗することを得ざるものなりや、之に關する商法の規定明瞭を缺くも、余は預證券所持人の保護の爲め右の對抗要件を定められたる立法趣旨に顧みて、消極に解せむとする。同説、水口博士（前掲「商行爲法論」、七一―七二頁）・安河内氏（前掲書二四〇頁）。反對説、毛戸博士（京郡法學會雜誌、第一卷第十號所收の前掲論文）。

註五 預證券に記入せる金額が實際の金額と差異ありし場合に於いても、其の記載金額を以て第三者に對抗し得るといふ者がある（齊藤氏著、前掲書、二二頁）。然れども實際上の債權額より多く記入せらるゝときも質入證券記入額を限度としてのみ支拂はしめることが出来、逆に預證券記入額が實際の額より少きときは其の記入額に就いてのみ支拂はしめ得るものと、余は信ずる。之れ預證券に質權事項を記載するは、單に第三者對抗要件たるに過ぎざることな顧みれば明かである。

註六 此の點に就いては、左記の論說参照。

青木博士稿、國民經濟雜誌第六卷第一號所收の前掲論文。

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二七〇頁以下。

松波博士著、同「日本商行爲法」、一一一―七頁以下。

第三編 倉庫證券論 第三章 倉庫證券の流通・倉庫證券の質入裏書

安河内氏著、前掲書、二四〇頁以下。

註七

之が爲め佛蘭西銀行の注意に基づき質權事項を預證券にも記入するの慣習が生じたとのことである（内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二七〇頁）。従つて實際に佛蘭西は今や倉庫登録主義より進みて倉庫登録預證券記入併用主義となつたのである。

註八 同説として、

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二七二頁。

松本博士著、同「商行爲法」、三〇四、五頁。

岡野博士著、前掲書、三一六頁。

岡松博士稿、「倉庫證券に就て」、法律經濟、第十三號所載。

青木博士稿、國民經濟雜誌第六卷第一號所載の前掲論文。

辻岡氏著、前掲書、二八九頁。

大佐氏著、同上、九六、七頁。

穂津氏著、同、二九五頁。

喜安氏著、同、二一七、八頁。

大濱氏著、同、三一四頁。

須賀氏述、同、三四七頁。

濱崎定吉氏、法律經濟第十三號所掲の倉庫證券に關する討論會に於ける解答文。があり、之に對して左の反對説がある。

安河内氏著、前掲書、二四三、四頁。

小林氏著、同上、一六三頁以下。

また兩説を併せ容るゝものに、

志田博士著、前掲書、四二八頁。

渡部氏著、同上、一三五頁。

がある。然し反對説の如きは、唯だ我が商法が後述する如く買入証券所持人に對する債務者を常に預証券所持人に限る(商三六七條ノ二)の點を顧みるのみにても、其の非なるを知るべきである。

註九 同説、松本博士(前掲「商行爲法」、三〇五頁)・水口博士(同「商行爲法論」、七一三頁)・須賀氏(前掲書、三四六、七頁)・注岡氏(同上、二八九頁)・大濱氏(同、三二四頁)。

反對説、柳川氏(前掲書、五五九頁)。

註一〇 此の點内池博士が夙に論難されてゐる(國民經濟雜誌、第十一卷第二號所收の前掲論文)。

註一一 同説、内池博士(前掲書、二七四、五頁)・椎津氏(同上、三〇三頁)・喜安氏(同、二二四、五頁)・柳川氏(同、五五六、七頁及び五六八頁)・注岡氏(同、三一三頁)・安河内氏(同、一四六頁)。反對説、水口博士(前掲「商行爲法論」、七〇五、六頁)・青山博士(前掲書、二二〇頁)・松波博士(同上、一一四〇、一一四一頁)。

註一二 法曹會曾て決議して曰く、「我商法ハ一ノ証券トシテ之ニ買入欄ヲ設クルヲ得ルモ 倉荷証券チ一ノ証券トシテ之ニ買入欄ヲ設ケ買入要書スルヲ得ス 故ニ買入ニ當ツテハ証券以外ノ行爲ニ於テ買契約ヲ締結シ 實權ノ目的タル寄託物ノ引渡トシテ倉荷証券ニ裏書ヲ爲シ讓渡スヘキモノトス」と(大正五年六月十九日決議)。余は後述すべきが如く、此の決議が限れるものと解するも、而かも尠くとも斯かる所論の出づるは畢竟我が商法の規定不備に因るものと信ずる。

註一三 左記何れもが同説である。

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二五六頁。

水口博士著、同「商行爲法論」、七二六頁。

幸安氏著、前掲書、二二二頁。

大沼氏著、同上、三二四、五頁。

須賀氏述、同、三六二、三頁。

岡本兵太郎氏稿、「特種擔保權ニ關スル法律上ノ疑義」(商業及經濟研究、第九冊所載)。

吉田八十綱氏稿、「倉庫證券雜形ト其運用法」(大阪銀行通信錄、第百六十八號所載)。

註一四 此の問題に關しては次の諸論文を併讀されたい。

内池博士稿、「自己の發行せる倉庫證券を擔保とする倉庫營業者の貸付に就て」(商學研究、第七卷第一號所載)。

拙論、「農業倉庫の機能と其の金融方法に關する一疑義」(商業經濟論叢、第六卷上下兩冊所載)。

窪田角一氏稿、「農業倉庫證券擔保貸出についての法律關係」(産業組合、第二百八十八號、産業組合法律問題叢所載)。

拙論、「農業倉庫證券擔保貸出に關する疑義再論」(産業組合、第二百九十三號所載)。

窪田氏稿、「農業倉庫證券擔保貸出に就ての法律關係再論」(産業組合、第二百九十五號所載)。

拙論、「農業倉庫證券擔保貸出に關する法律關係に就いて」(商業經濟論叢、第八卷下冊所載)。

註一五 此の説を採るものに、左記がある。

松本博士著、前掲「商行爲法」、三二三頁。

青山博士著、同上、二一九頁。

辻岡氏著、前掲書、三一四、五頁及び三二七頁以下。

小林氏著、同上、一八九頁。

註二六 此の說には、椎津氏(前掲書、三〇〇頁及び三〇三頁)がある。

註二七 松波博士著、前掲「日本商行爲法」、一一四〇頁及び九一二、三頁。

註二八 辻岡氏著、前掲書、三一六、七頁參照。

註一九 此の說を掲ぐるものに、

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二五四頁。

安河内氏著、前掲書、二四七頁以下。

丸谷喜市氏稿、「倉庫證券ニ依ル擔保貸ノ形式ト銀行業者ノ勢力(國民經濟雜誌、第二十三卷第四號所載)。

註二〇 此の處を避けむとするには、宜しく信託法の規定に従ひ、證券に信託財産たることの表示をせねばならぬとの結論に立到るべき筈である(信託法三條)。

註二一 内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二五四頁以下。

小林氏著、前掲書、一九六、七頁。

此の點に就き安河内氏の如きは、「例へば債務者は質權設定を倉庫業者に通知し、無斷出庫を禁ずるが如き方法を以て、此の種の弊害を「防ぐことを得べし」と説かれてゐるが(前掲書、二四九頁)、斯くては簡易なる證券取引を爲し能はぬこととなり、却つて證券利用の目的を滅却するの不合理を來すものではなからうか、従つて此の方法による弊害除去は結局不可能なるやに見受けられる。

註二二 此の點に就き遊佐俊夫博士は、斯かる場合に於いても亦た債權者が純然たる受益者となるものにあらずして、此の

場合の受益者は債務者ならざるべからずと述べられてゐる(同博士著、「信託法制論」、一六、七頁及び「信託法提要」、二二、四頁)。けれども信託法上何人が受益者なりやは、果たして何人が信託の目的とする利益を享受するやによつて決定せらるべきものである。而して今、其の目的が債権の確保にあるものなれば、之により利益を受くべき債権者たる受託者が受益者なるは、何等疑問の無いところである(同説、入江博士著、前掲書、八八、九頁)。

註三三 同説、青木徹二博士(「信託法論」、再版、三六六頁以下)・濱田徳海氏(「信託法の新研究」、八二、三頁)。

反對説、三淵忠彦氏(「信託法通釋」、再版、二二、三頁)・入江博士(前掲書、八三頁以下)・細矢祐治氏(「讓渡擔保と信託」、法學新報、第三十四卷第九號二四頁以下)・豊浦與七氏(「信託の目的に關する研究」、法學論叢、第十三卷第二號一二六頁以下)。

註三四 同説として左記がある。

水口博士著、前掲「商行爲法論」、七二六頁。

推津氏著、前掲書、三〇三頁。

喜安氏著、同上、二二二頁。

註三五 同説、推津氏(前掲書、三〇三頁)・須賀氏(同上、三六三頁)・安河内氏(同上、二五〇、二五一頁)。反對説、喜安

氏(前掲書、二二二頁)・辻岡氏(同上、三二九頁)・水口博士(同、七二七頁)。

註三六 但し質權附債權を讓渡したる場合には第二以下の裏書人は競賣不足額に就き償還義務を負担するものではないのである。之れ蓋し第一裏書人は終始倉荷證券の處分權者に外ならずして、質入裏書の裏書人が償還義務を負担するは法律の規定に依るものなるに、其の規定無き場合には之を負担すべきでないからである。従つて債務者の責任は物的有限即ち寄託物の價額を限度とするにはあらずして、倉荷證券記載の債權額及び其の利息に就き全責任を負ふべきである(水

口博士著、前掲「隨行爲法論」、七二七頁。また轉賣したる場合に於いては、第二裏書人が其の場合の債務者にして、第一裏書人が第二裏書人の辨濟不能による競賣不足額に就き償還義務を負担するものにあらざることとは、論を俟たざるところなのである。

第四節 倉庫證券上の權利行使

既に屢次述べたる如く、寄託者が倉庫證券の交付を受くるは之によりて種々の權利を行使せむが爲であり、斯くて最後は寄託物の出庫乃至は質權の行使に基づく寄託物の處分となりて、證券が再び發行者たる倉庫業者に歸り來ることとなる。然らば各種證券の所持人が夫れ如何なる權利を行使し得るか、叙述の筆を茲に進めて、倉庫寄託契約の效力をも併論したい。

一 預證券及び質入證券所持人の權利

預證券及び質入證券を併せ有する者の行使し得べき權利の主なるものを掲ぐれば、次の如くなる。

(一) 證券の分割請求權

多數又は多量の物品を一括寄託して唯だ一通の倉庫證券の交付を受けたる後に於いて、取引の

都合上寄託物の一部のみに就き譲渡若しくは質入する必要の生ずることがある。然るに倉庫證券の處分證券にして受戻證券たる性質上、裏書人亦た證券を留保して所持せざるを得ざる關係となり、遂には一旦全部出庫を爲して後、寄託物を分割の上再び之を入庫して夫れ々の部分に對する二通以上の證券の交付を受くべきこととなる。然れども斯くては當に寄託者の簡捷を得ざるのみならず、倉庫業者の手續亦た少くはないのである。之れ商法第三百六十一條が「預證券及ヒ質入證券ノ所持人ハ倉庫營業者ニ對シ寄託物ヲ分割シ且其各部分ニ對スル預證券及ヒ質入證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得」と定めたる所以に外ならぬ。斯くて倉庫業者が此の請求に基づいて新證券を交付すれば、茲に舊證券は所持人に不用となり、而かも倉庫業者の側より見れば二重證券の存在となり危険少しとせざるを以て、此の請求を爲す場合には所持人は前の證券を倉庫業者に返還せねばならぬのである（商三六一條）。また證券の分割は既述の如く證券所持人の利益の爲に行はれ、而かも倉庫業者は之が爲め二重の手續を要するを以て、寄託物の分割及び證券の交付に關する費用は總べて、寄託者に於いて之を負擔すべきものである（商三六一條二項）。而して倉庫業者が證券の分割發行を爲したるときは、其の旨を帳簿に記載すべきか否か、之に關する明文無きも、始めて證券の發行を爲したる場合と同様に之を記帳するの義務あるものと余は信ずる（註一）。

此の點に就き倉庫取引の實際を見るに、證券所持人より分割の請求ありたるときは、倉庫業者は先づ舊證券の呈示を乞ひ、現物出庫の形式によりて之を消却し、帳簿上の記載を抹消すると同時に、倉庫内の受寄物に就き請求に應じて區分を行ひ、各部分毎に併立を爲し、帳簿にも亦た各部分毎に新たなる記載を行ひ、以て之に對する新證券を作成して分割請求者に之を交付するものである。更にまた之が便法として、分割すべき部分のみに就き出庫の形式を採り、其の内出に應ずる新證券を作成して、之を内出記載を爲したる舊證券と共に分割請求者に交付することも行はれてゐる。而して兩者の差異は唯だ舊證券の利用によりて手數と費用とを節するの利益の有無に止まりて、受寄物の併立區分を爲すことは全く前の場合と同様である(註二)。

法は特に「預證券及ヒ質入證券ノ所持人ハ」と爲したるが故、此の證券分割請求權は兩證券を併せ有する者に限り、預證券若しくは質入證券の一方のみの所持人には之を許さざるものと謂はねばならぬ。之れ蓋し預證券に記載されたる寄託物と質入證券に記載されたる寄託物とが同一なるを要することの當然の結果に外ならぬ。

以上述べたる證券の分割は、ひとり倉庫證券特有の制度たるのである。之れ倉庫證券は貨物引換證券しくは船荷證券とは異なりて、比較的長期に亘りて静止の状態にある貨物に對して交付せ

らるゝ證券なるが爲である。

(二) 證券の再交付請求權

倉庫證券が滅失したる場合には、所持人は、民事訴訟法の規定(七七七條以下)に従ひ公示催告(註三)の申立を爲し證券の無効宣言を求め得べく(民法法五七條)、また商法第二百八十一條の規定に従ひ公示催告の申立を爲し、倉庫業者をして寄託物を供託せしめ、若しくは相當の擔保を供して寄託物の返還を爲さしめ得べきものである。然はれ公示催告の方法による除權判決(註四)の確定までには相當の時日を要し又費用を要することなれば、迅速を重んずる商取引の實際上不便尠からざる缺陷があり、また商法第二百八十一條の規定に依るも略々同様の不便が存する。是を以て商法が「預證券又ハ質入證券カ滅失シタルトキハ其所持人ハ相當ノ擔保ヲ供シテ更ニ其證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得」と爲したのである(商三六六條)。然るに證券の再交付は、一面倉庫業者の側より觀れば、同一受寄物に就き二重に證券が流通することゝもなり、爲に外、證券取引を攪亂し、内、倉庫業者に損害賠償義務の危険を生ずるの虞がある。故に無條件には證券の再交付を許容せず、倉庫業者の認めて相當と思惟する擔保を提供せしめ(註五)、且つ倉庫業者に對しては交付の事由を其の帳簿に記載せしめ以て後日の證據方法とせしめたのである(商三六六條)。而

して擔保提供の期間に就いては、滅失證券が無効と確定するまで換言すれば證券上の權利が除權判決により無効の宣言を受くるまで及ぶものと謂はざるを得ぬ。但し擔保の種類に就いては商法に何等の制限無きを以て必ずしも物的擔保たるを要せず、倉庫業者の認容あれば保證人を以てするも妨げぬのである(註六)。證券再交付の費用に就いては、既述の如く其の請求者に於いて負擔すべきものと余は信ずる。

尙ほ茲に之と聯關して考ふべきは、毀損又は抹消したる證券の所持人の有する權利如何の問題である。證券の抹消により又は證券の切斷其他毀損により更には證券の磨滅汚損によりて法定事項の記載を缺くに至りしときは、證券の取扱上之を滅失と同一視すべき程度のものなる限り、民事訴訟法の規定に従ひ公示催告による除權判決を経るにあらざれば寄託契約上の權利を行使し得ざるものと解すべく、また然らざる場合にありては猶ほ證券の所持人は有効に證券上の權利を行使し得るものと余は信ずる。之れ蓋し法定事項の記載は、倉庫證券の效力發生要件にして效力存続要件にあらざるを以てである。況んや證券が物質的に滅失したる場合にありても、猶ほ證券上の權利が存続することを思ひ合さば(民訴七七七條參照)、單なる毀損・抹消・汚損等の事實によりて其の效力の消滅するものと爲し得ざること明白であらう(註七)。

(三) 寄託物の點檢、見本の抽出及び保存處分を爲すの權利

倉庫證券所持人は、固と倉庫内の寄託物を簡易に賣買質入せむが爲め、或ひは倉庫業者より證券の交付を受け若しくは他人より證券の讓渡を受けたる者なるが故、商取引上常に之が保管狀態を點檢し更には見本を抽出するの必要が生ずるのである。又倉庫業者は受寄物を倉庫内に藏置して之を保護監督するとは謂へ、受寄物自體の性質上發生すべき腐敗變質等に關しては其の保存倉庫にあらざる限り特別の保存方法を講ずるの義務あるものにあらざるが故、證券所持人をして保存處分を爲し得るの自由を認めねばならぬ。故に商法は證券所持人に對し「寄託物ノ點檢若クハ其見本ノ抽出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得」と定めたのである（商三七五條一項）。

然りと雖、之れ畢竟證券所持人の利便を圖り證券取引の安全を期せむが爲に法律の特に定めたるものなるが故、之等以外の行爲に就いては倉庫業者に之が許容の義務なきは勿論（註八）、之等の行爲に關しても倉庫の作業を妨害し更には倉庫の祕密を曝露するの虞ある爲め、法は常に其の權利者を限定したるのみならず更に行爲許容の時間を特に倉庫の營業時間内に制限することゝしたのである（商三七五條一項）（註九）。

以上の如く之等の行爲を許容する倉庫業者の義務は、倉庫營業に當然伴ふべき義務にあらざるが故(註一〇)、之が爲に倉庫業者の要したる費用は當然に證券所持人に於いて負擔すべきものと謂はねばならぬ(註一一)。

尙ほ以上の中見本の摘出とは、見本に供するの目的を以て寄託物の一部を採出するをいふ。通常其の數量極めて少く之が爲め寄託物の全部の價額に殆んど影響することなきも、其の限界必ずしも明瞭ならず、従つて濫りに之を許すときは、出庫の際に最後の證券所持人と倉庫業者との間に於いて問題を生ずるの虞が生ずる。此の點に就き官設保税倉庫にありては、見本取出申請書を税關に提出して許可を受けしむるのみならず、尙ほ此の申請書に預證券を添附して之に見本の數量及び取出の年月日の記載を受けしむることとしてゐる(保倉施一三條)。余は保管倉庫の場合に於いても後日の疑義紛争を避くる爲め、倉庫業者に之を證券に記載せしむるのみならず、更に之を其の帳簿にも記載せしめねばならぬと思ふ(註一二)。

(四) 保険金直接請求權

倉庫内の寄託物に就き通常火災保險を締結するが、其の態様に次の三若しくは四の場合がある(註一三)。

(1) 寄託者自ら保険契約となり自己を被保険者とする場合——自己の爲にする保険、火災保険の實際界では所有者契約と稱するもの

(2) 寄託物を他人の爲にする保険に付する場合

a 寄託者よりの委任を受けて倉庫業者自ら寄託者を被保険者とする保険契約を締結する場合——代理契約、委任保険

b 寄託者よりの委任を受けず寄託者を被保険者とする保険契約を締結する場合——狭義の他人の爲にする保険契約、事務管理保険

3) 倉庫業者が賠償責任を被保険利益として自己の爲に保険契約を締結したる場合——責任保険

而して右の中(1)及び(2)の場合は契約の性質上當然に證券所持人が保険金の支拂を請求し得べく(商四〇一條、四〇二條、四二八條ノ二、民五三七條參照)、最後の責任保険にありては倉庫業者が被保険者たるものなれば、寄託者乃至は證券所持人が保険金受取人たるものではない。とは言へ、倉庫業者が保険金の支拂を受くるは、畢竟寄託者乃至は證券所持人に損害の賠償を爲さむが爲に外ならぬ。是を以て商法は無用の手数を省略し寄託者乃至は證券所持人の利益を保護する立

場より、之等の者にも倉庫業者と同様の請求権を與へたのである(商四二一條)〔註一四〕。従つて右何れの場合に於いても證券所持人は直接に保険者に對し保険金の支拂を請求し得ることとなる。尤も多くの倉庫業者は約款並びに營業規則を以て證券所持人の此の權利を剝奪し、保険金は必ず倉庫業者の手を経て支拂はるべきものと爲してゐる。

(五) 證券の讓渡又は質入を爲すの權利

倉庫證券發行の目的が其の流通にあるものなる故、其の所持人は之を倉庫業者より交付せられたるものなりや或ひは裏書又は交付によりて取得したるものなりやを問はず、更に之を裏書又は交付によりて他人に讓渡若しくは質入することを得べきは當然である。商法が倉庫證券を以て當然の指圖證券と爲したるも(商三六四條、三八三條ノ二第二項)、畢竟此の理に基づくのである。而して其の流通方法並びに制限等に就きては、本章第二節及び第三節に於いて既に説述したるを以て、茲には再論の煩を避けよう。

尙ほ證券の善意取得者は其の證券の取得を保護せらるべく、其の喪失者に對し之が返還を爲すを要せぬ(商二八二條、四四一條)。尤も之を喪失したる者は、既述の如く、商法第二百八十一條の規定に従ひ公示催告の申立を爲したるときは倉庫業者をして寄託物を供託せしめ又は相當の擔

保を供して其の證券の趣旨に従ひ其の返還を爲さしむることが出来、又同法第三百六十六條の規定に従ひ相當の擔保を供して再び其の證券の交付を求め得る外に、民事訴訟法の規定に従ひ公示催告の申立を爲し喪失したる證券の無効の宣言を求めることが出来るのである(民法五七條)。

(六) 寄託物返還請求權

前に述べたる如く倉庫證券は寄託物の返還請求權を表彰したる有價證券なるが故、此の證券の所持人が證券面記載の寄託物の返還請求權を有することは明瞭である。然れども預證券及び質入證券を作りたる場合に於いては、質入證券の所持人は寄託物上の質權者なるが故、商法は、預證券のみの所持人には此の權利を行使せしめず必ず兩證券と引換に寄託物の返還を請求せしむるを原則としてゐる(商二七九條)(註一五)。

寄託物返還の請求は、保管期間に定めありし時と雖も證券所持人の任意の時に之を爲し得るものなること、曩に第一編第三章第二節に於いて記述したるところである。

寄託物の一部出庫に關しては特別の規定存せざるも、一方に於いて證券の分割を許容したる當然の結果として(商三六一條)、更には他方に於いて質權附の寄託物に就き債務辨濟期前一部出庫の便法を認めたるの點よりして(商三八〇條ノ二)、之を爲し得るものと解せねばならぬ。

倉庫業者は受寄物出庫の時保管料並びに立替金其の他受寄物に關する費用の支拂を請求し得る(商三七七條)。而して保管料の額若しくは率は當事者の契約によりて定めらるゝを常とするも、然らざる場合にありては相當の割合なるを要する(商二七四條)。然るに茲に注意すべきは、保管期間満了前に寄託物の出庫ありたるときに保管料の支拂額如何の問題である。此の點に就き、「寄託者ハ何時ニテモ物ノ返還ヲ請求シ得ルモ 契約シタル保管料ハ全額支拂ハサルヘカラス 物ノ返還ヲ請求シ得トスルハ決シテ寄託者ニ解除權ヲ與ヘタルニ非ス 唯物ノ返還ヲ請求シ得セシムルノミ 此ノミニテモ既ニ寄託者ノ利益ニ偏スル程ナルニ 此上ニ保管料支拂ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルトキハ 倉庫營業者ニ非常ニ不利益ナルヘシ 故ニ法ハ之ヲ免除セス 倉庫營業者ヲシテ契約ニ基キ保管料ノ全部ヲ請求スルコトヲ得セシムルものなり」と説く者がある(註一六)。然るに之に對して反對説を爲す者は、「寄託行爲たる固寄託者の利益を保護するの精神に基くを以て、既に民法に在りては無償主義を採りたるのみならず、契約を以て報酬を定めたるるときと雖も寄託行爲履行の上に非ざれば受寄者に於て之を請求することを得ず、若し寄託が受寄者の責に歸すべからざる理由により、其の履行の半途に於て終了したるときは、受寄者は其の既に爲したる履行の割合に應じて報酬を請求することを得るのみ(民六六五、六四八)にして、全部の報酬を請

求し得ざるの規定を設けたる所以なれば、商事に在りても特別の規定無き限り、右規定の適用を受くべし」と説いてゐる(註一七)。結果に於いて余は後説を正しと信ずる。思ふに商法第三百七十七條の但書が、受寄物の一部出庫の場合に於いては其の割合に應じて保管料の支拂を請求し得ることゝ爲したるは、出庫したる受寄物の個數の割合をいふものなれども、また他面保管期間満了前の出庫を豫期したるものなるが故、余は茲に右比例説の論據を求めむとするのである(註一八)。然れども特約に係る保管期間に對して豫め保管料が定められたるものなるときは、期間が契約の要素となり、中途出庫することあるも保管料の全額を支拂はねばならぬのである(註一九)。然りとすは謂へ、之を運送品の全部若しくは一部が其の性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失に因りて滅失したる場合に於いて運送人の行使し得べき運送貨の全額請求權(商三三六條二項)に比するときは權衡を失するの非難を免れ能はぬ(註二〇)。更に又倉庫業者の責に歸すべき事由に因りて保管期間の中途に於いて寄託關係の終了を見たるときは、倉庫業者に全然保管料の支拂請求權なきものと言はねばならぬ。船舶所有者の運賃に就き之と同一趣旨の判例がある(大正二年七月一日大審院判決)。

保管料支拂の時期に關する右商法第三百七十七條は任意規定なるが故、之に反する特約を爲し

得るは勿論にして(註二)、寄託者に於いて保管料の前拂を爲し、また取引頻繁なる場合に於いては之が掛勘定の特約を爲し、而かも其の割戻を受くるもある。更に又一定の金額を倉庫業者に豫納して置き、出庫に際して此の内より保管料・立替金其他寄託物に關する費用を控除せしめ、毎月末に其の計算書を報告せしむる保管料支拂方法もある。カレント・アツカウント(Current Account)と稱する方法が即ち之である(註三)。

次に立替金とは、寄託者若しくは證券所持人の爲め受寄物を保險に付したる保險料や輸入貨物に關する關稅・陸揚費・運送賃等の如く受寄物に就いて倉庫業者の支出したるものを指し、費用とは、荷造費・改裝費・仕分費・手入費等受寄物の保管に關聯して要したる所謂費用にして立替金に屬せざるものをいふ。之等は何れも既述の如く保管料と同様に出庫の際に請求すべきものなるも(商三七七條)、之が償還義務者の何人なるやは場合によりて相違する。若し倉庫證券に之が記載なきときは、之等の立替金其他の費用の原因を與へたる寄託者若しくは證券所持人に於いて其の償還義務を負擔すべきこととなり(註三)、而かも出庫の時まで其の請求を爲し得ざるは倉庫業者の立場より觀て甚だ不利なるのみならず、出庫者たる最後の證券所持人より之を觀るも、若し右の償還義務者が其の履行を爲さざるときは倉庫業者に於いて寄託物の上に留置權を行使すべく

(民二九五條)、爲に他人の債務不履行によりて出庫し得ざることとなる。之に關して、獨逸商法の如く現金支拂を爲したる立替金は直ちに之を償還すべき旨の規定があるか(獨商四二〇條二項)、若しくは當事者間に於いて之と同様の取扱を爲せば格別、然らざる限りに於いては寧ろ之を保管料と同様に倉庫證券に記載して(塊太利倉庫法二八條七號參照)、以て常に證券所持人を償還義務者と爲すを可なりと余は信ずる。

倉庫業者が受寄物の保管に就いて費用を要するときは、或ひは之が前拂を爲さしめ(民六六五條、六四九條)、若しくは之を償還せしめ(商三七七條、民六六五條、六五〇條一項)、更に之が爲に負擔したる債務が辨濟期にあるときは之が辨濟を爲さしめ、又若し辨濟期にあらざるときは相當の擔保を供せしめ得るのであるが(民六六五條、六五〇條二項)、尙ほ之に關して倉庫業者は民法第二百九十五條以下若しくは商法第二百八十四條の規定に依りて受寄物の上に留置權を行使し得べく(註二四)、また動産保存の先取特權を有するのである(民三二一條)。

更に之に關聯して考ふべきものに、倉庫業者の受寄物返還請求權がある。抑々倉庫業者は寄託者若しくは證券所持人の爲め受寄物保管の義務を負擔するも、而かも其の義務は永久に互るものではない。若し保管期間の定めありたる場合には其の期間の終了したるとき(民六六三條二項)、

又其の定め無かりし場合は受寄物入庫の日より六箇月を経たるとき(商三七八條) (註三五)、但し已むを得ざる場合にありては何時にても(商三七八條但書)、倉庫業者に於いて受寄物の引取を請求することが出来るのである。又若し寄託者若しくは證券所持人が其の引取を拒みたる場合に於いては、其の引取を爲し得ざるときと同様に(註二六)、倉庫業者に於いて受寄物を供託し又は相當の期間を定めて催告を爲したる後之を競賣することを得る(註二七)。尤も此の場合には遲滞なく寄託者若しくは證券所持人に對して其の通知を發せねばならぬ。但し受寄物が損敗し易き物なるときは催告を爲さずして競賣することが出来(商三八一條一項、二八六條) (註二八)、而かも保管料・立替金其の他受寄物に關する費用に就いては、競賣に關する費用に於けると同様に、倉庫業者は競賣代金に對し先取特權を有するのである(商三八一條二項、三七〇條)。

(七) 損害賠償請求權

損害賠償請求權(Claim for Damages; Schadensersatzanspruch)とは、他人に對して或る事實によりて自己の受けたる積極的若しくは消極的の不利益を填補することを請求し得る權利である。

損害賠償請求權發生の原因は、種々あり、例へば保險契約、民法第一百七條、第九十八條、

第二百條、第二百九條第二項、第二百二十二條第一項但書、第二百三十二條、第四百四十二條第二項、第四百五十九條第二項、第四百六十五條、第六百五十條第三項等に規定する事實あるも、就中主なるものは不法行爲及び債務不履行の二である。

不法行爲とは、故意又は過失によりて他人の權利を侵害し以て損害を蒙らしむる行爲である（民七〇九條參照）。

不法行爲と刑法上の犯罪とは、同一の行爲によりて成立すること少からざるも、兩者は其の性質及び目的を異にしてゐる。刑事責任は主として社會防衛の見地より反社會性を有する人を矯正し或ひは之を社會より排除することを目的とする。然るに民事責任は主として被害者保護の見地より其の蒙りたる損害を填補することを目的とする。又故意と過失とは犯罪に就いては全然異なりたる待遇を受くるも、不法行爲に於いては原則として兩者は同一の效力を有するのみならず、故意過失は犯罪に就いては觀念上缺くべからざる要件なるも、不法行爲は必ずしも必要とせず、所謂無過失損害賠償責任をも認むることが出来るのである。尙ほ又損害の發生は不法行爲の缺くべからざる要件なるも、犯罪に就いては然らぬのである。

不法行爲とは既述の如く故意又は過失によりて他人の權利を侵害し之に損害を蒙らしむる行爲

なるを以て、其の成立要件として、(一)故意又は過失あること、(二)他人の権利を侵害すること、(三)之に損害を加へたること、(四)行爲者が其の行爲の責任を辨識するの能力を具へ、(五)其の行爲が不適法のものなることを必要とする。

茲に行爲とは人の意思に基づく行爲——不作爲をも含む——を謂ひ、人の意思と何等の關係を有せざる外界の現象即ち所謂事變とは異なるのである。此の點に於いて不法行爲は法律行爲と其の性質を等しうするも、而かも不法行爲が有責違法の行爲なるの點に於いて法律行爲とも異なるのである。然らば如何なる場合に人の行爲が違法なりと謂ひ得べきかといふに、人の行爲が違法たるが爲には其の行爲が他人の権利を侵害したることを必要とし、他人の権利を侵害せざる行爲は其の結果として他人に損害を蒙らしむるも、之を違法行爲を以て目するを得ぬ。故に法律上未だ權利と認められざる利益を侵害するも不法行爲と爲るものではない。然れども他人の權利に關しては法律は吾人をして不作爲の義務を負はしむるものなるを以て、若し吾人が他人の權利の區域内に侵入し權利者にあらざれば爲し得べからざる行爲を爲し又は權利者が其の權利の範圍に於いて爲す行爲を妨害するときは、他人の權利を侵害することとなり、法律の禁令に違反するものなれば、其の行爲に對して責任を負はねばならぬのである(註二九)。尙ほ注意すべきは、獨り債權

が、第三者によりて侵害せらるゝ外は、茲に包含せられざるの一事である。之れ思ふに、民法は債務不履行の場合に就きては、一切の關係に於いて之を規定したるを以て、債務不履行による債権の侵害は全く之より除外せられたるものと見るべく、従つて茲に所謂權利中には債権を包含せざるものと解すべきを以てある(註三〇)。更に不法行爲は公權の侵害を含まぬ。蓋し公權の侵害は全然公法上の問題たるを以てある(註三一)。

次に不法行爲は、權利の侵害を其の要素とする。權利の侵害とは、權利の享有又は行使を妨害することを謂ふ。權利者をして其の權利の全部又は一部を失はしめたる場合は固より、苟くも權利の内容たる利益の享受を妨げたる場合には、權利を侵害したるものとなるのである。また權利の侵害には權利者が現に享けつゝある利益の享受を妨害するときと、また權利者が將來享くべき利益の享受を妨止するときとある。

不法行爲は既述の如く有責違法の行爲なる故、或る行爲が不法たるには其の行爲が單に他人の權利を侵害したるのみを以て足れりとせず、更に其の行爲を爲したる者に故意又は過失の責あることを必要とする。茲に故意(Wilful Act; Intention; Vorsatz)とは自己の行爲が一定の結果を生ずべきを豫見して之を希望し若しくは少くも之を容認する意思の状態を謂ひ、又過失(Negli-

gence ; Fahrlässigkeit)とは不注意により行爲の結果を豫見せざるか又は之を豫見するも不注意の爲め之を防止し得ざる意思の状態を謂ふ。而して不法行爲に於ける故意又は過失に就いて一定の結果と稱するは、権利の侵害を指すものにして損害の發生を謂ふものではない(註三三)。

不法行爲の第三の要素は損害の發生である(註三四)。損害(Damage ; Schaden)とは或る事實に因りて蒙る不利益にして、積極的損害即ち其の既存の利益の滅失又は減少たると消極的損害即ち其の將來の利益の獲得を妨げられたるとを問はぬのである。

損害の發生は権利の侵害に因りて生じたるものなることを必要とする。即ち権利の侵害と損害の發生との間に因果關係を必要とする。然らば如何なる場合に権利の侵害と結果たる損害との間に因果關係が存するかに就き學説が分かるゝも、結果を生ずるに缺くべからざる總べての條件を以て原因と爲す條件説(Bedingungstheorie)と、結果を生ずるに缺くべからざる條件にして而かも一般的に觀察して同種の結果を生ずる可能性を有するものを原因と爲す適當因果説(Theorie der adäquaten Kausalität)とを以て、其の最も主要なるものとする。然るに條件説は刑法に於いては有力なる學説なるも、私法に於いては採るを得ぬ。蓋し論理學上に於ける原因は結果に對する條件にして、若し其の條件無きときは其の結果の生ぜざるべき場合に於ける其の條件を意味

するが故、此の説は因果の論理上の概念としては正當なるも、原因の範圍を認むること頗る廣汎に失するが爲め、法律の目的に適應ぬのである(註三四)。然るに適當因果説に亦た二説あり、當事者の主觀的立場に於いて條件たるべき事實の範圍を定めむとする主觀的適當因果説(Theorie der subjektiven adäquaten Kausalität)と客觀的に之を觀察せむとする客觀的適當因果説(Theorie der objektiven adäquaten Kausalität)とが之である。後説を以て正當とする(註三五)。

尙ほ損害は原則として侵害せられたる者が蒙りたることを必要とする。従つて甲の權利を侵害し且つ之が爲め甲が損害を蒙りたるときは、不法行爲と爲るべきも、甲の權利を侵害し之が爲め乙が損害を蒙るも不法行爲と爲らぬのである。

不法行爲の第四の要素は、行爲者が其の行爲の責任を辨識し得ることである。従つて故意又は過失に因りて他人の權利を侵害し以て之に損害を蒙らしめたる行爲あるも、其の行爲者が其の行爲の責任を辨識するの能力を有せざるときは、不法行爲を構成することがないのである。

人——法人をも含む——は原則として皆不法行爲能力を有すること恰も行爲能力を有するに同じい。之れ民法が積極的に不法行爲能力を有すべき者を規定せずして消極的に不法行爲能力を有せざる者即ち責任無能力者を規定したる所以である(民七一二條、七一三條)。従つて能力の存否

に關する舉證責任は能力無きことを主張する者に於いて之を負擔するものである。

民法の規定する責任無能力者は、之を自己の行爲の責任を辨識するに足るべき知能を具へざる未成年者(民七一二條)及び加害行爲の當時心神喪失の状態にありたる者(民七一三條)の二種とする。従つて不法行爲の無能力者と法律行爲の無能力者とは其の範疇を全然異にするものである。

不法行爲の第五の要素は其の行爲の不適法なることである。故に縦ひ故意又は過失に因りて他人の權利を侵害し之に損害を蒙らしむる行爲あり、且つ行爲者に其の行爲の責任を辨識するの能力ありたる場合に於いても、其の行爲にして不適法のものにあらざるときは不法行爲とならぬのである。而して他人の權利を侵害して之に損害を蒙らしむる行爲と雖も、違法性阻却事由の存するときは、不適法の行爲とはならぬのである。其の事由には、(一)自己の權利の行使(明治三十五年五月十六日大審院判決參照)、(二)被害者の承諾、(三)事務管理(民六九八條)、(四)正當防衛(民七二〇條一項)、(五)緊急避難(民七二〇條二項)がある。

不法行爲に基づく損害賠償の責任者は其の行爲に因り他人に損害を蒙らしめたる者即ち加害者なるを原則とする。之れ加害者は自己の行爲に因りて他人に損害を蒙らしめたるものなれば、其の結果に對して責任を負ふは理の當に然るべきところなるを以てである。然れども特殊の不法行

爲の場合には、自己の行爲以外の事實に就いても亦た損害賠償の責を負ふものである（民七一四條乃至七一八條）。

他人の權利を侵害して之に損害を蒙らしむるも、其の行爲に就き故意又は過失あるにあらざれば不法行爲の責に任ずるものではない。而して一般の原則として行爲者に對し法律上其の故意又は過失を推定すること無きを以て、被害者が損害賠償を請求するには加害者に故意又は過失ありたることを立證するを要する。然るに此の點に就きても亦た、特殊の不法行爲に於いては、特別の事情によりて行爲者に對し法律上其の故意又は過失を推定したるを以て、斯かる場合は加害者が其の責を免れむには自己に故意及び過失無かりしことを立證しなければならぬ。

特殊の不法行爲中こゝに述ぶる要あるは、被用者の他人に加へたる損害である。

民法第七百十五條は規定して、

「或事業ノ爲メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相當ノ注意ヲ爲シタルトキ又ハ相當ノ注意ヲ爲スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス
使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ケス」

と爲してゐる。従つて之によりて觀るときは、如何なる條件の下に使用者をして被用者の加害行爲に對し責任を負擔せしむべきかに就いて、我が民法は、純然たる過失責任主義に偏せず而かもまた純然たる結果責任主義にも據らずして、兩者の中間に位する折衷主義を採つてゐると謂はねばならぬ(註三六)。蓋し我が民法は權利侵害其のものに對して使用者に故意又は過失ありたることを必要とせず、また被用者の選任監督に關する過失もまた賠償責任發生の積極的要件と爲さざるが故、純然たる過失責任主義を採るものと解するを得ず(註三七)、而かもまた被用者の選任監督に就き過失無きときは賠償の責を負はざるものと爲したるを以て、純然たる結果責任主義を採るものと解することも出來ぬのである(註三八)。

さて茲に「被用者」とは、其の繼續的なると將た一時的なるとを問はず廣く或る勞務に服する者を謂ひ、雇傭契約による勞務者の外委任契約による受任者乃至は請負契約による請負人等を含むのである。但し法人の場合に於ける其の機關たる理事其の他の代理人は含まれぬ。之れ蓋し法人の機關が其の權限内に於いて爲したる行爲は法人其のものゝ行爲と認むべく、民法が第七百十五條の外に特に第四十四條を設けたる所以も亦た茲に存するを以てである。また「事業」といふ

は、事項又は仕事と謂ふに等しく、其の營利を目的とするや否や又事實的なるや法律的なるやを問はぬのである。而して事實上他人をして其の事業の全部若しくは一部を爲さしむる以上、茲に「他人ヲ使用スル」こととなる。然れども使用者と被用者との間に選任監督の關係あるを要するが故、所謂被用者が全然獨立して仕事を爲す場合には使用者に賠償責任が存せぬのである。また「第三者」とは、使用者及び加害者たる被用者以外の者を謂ふ。「事業ノ執行ニ付キ」とは、使用者の委任又は命令したる事業の執行行爲及び其の執行に必要な行爲は勿論、其の事業執行と同一の外形を有する行爲も之を包含するものと解さねばならぬ(註三九)。

被用者が其の使用せらるゝ事業の執行に就き他人に損害を蒙らしめたる場合に於いては、使用者及び使用者に代はりて事業を監督する者の外被用者自身も之が賠償の責に任ずべきものである(民七〇九條)(註四〇)。唯だ民法第七百十五條は、被用者が通常無資力にして、爲に被害者の賠償請求權が有名無實に了るべきを虞れ、被害者保護の見地より之に併せて使用者に對する賠償請求權を認めたるものに外ならぬ。斯くして被害者は、右の何れに對して損害賠償を請求するかに就き選擇權を有するのである。而して使用者又は監督者が賠償を爲したるときは、其の責任は結局被用者自身に歸屬すべきものなるが故、使用者又は監督者は其の被用者に對して求償權を行使し得

べきこと勿論である(民七二五條三項)。

損害賠償の方法に原則として見るべきものが二ある。即ち原状回復と金銭賠償とが之である。原状回復(Naturherstellung; Naturalrestitution)は、被害者をして未だ嘗て損害を受けざりしと同一の状態を回復せしむるものなるが故、理論上正當なるも、目的物の滅失したる場合若しくは賠償責任者の行爲を必要とする場合に於いては之を爲し得ざること少しとせぬ。然るに金銭賠償(Geldersatz)は、被害者の受けたる損害の額を金銭に見積り其の金額を被害者に支拂ふものにして、財産以外の損害即ち金銭に見積ることを得ざる損害の場合に於いては矛盾すれども、他に適當の賠償方法無きのみならず苦痛の損害もまた金銭によりて幾分緩和するの途なしとせぬ。我が民法は原則として金銭賠償の方法により(民七二二條一項、四一七條)、當事者が別段の意思表示を爲したるとき(民七二二條一項、四一七條)、又は法律に別段の規定あるときは之に従ふべきことゝ爲してゐる(例へば七二三條)。此の點、獨逸民法の原状回復主義を採りたるとは異なつてゐる(獨民二四九條乃至二五一條)。

損害賠償の範圍に就いては民法に特別の規定無しと雖も、次に述ぶべき債務不履行に因る損害賠償の範圍と同一なるを原則とする。蓋し理論上兩者が其の範圍を異にするの理由なく、また不

法行爲に就いても限り無く因果關係の連續を認むるは法典の趣旨にも反するが故、賠償すべき損害の範圍は權利侵害と適當因果關係を有する損害に限局すべきものである(註四)。

損害賠償は積極的損害のみならず消極的損害の賠償をも含む。消極的損害の範圍は、損害發生の原因たる事實無かりせば被害者が利益を取得すべき可能性ありしや否やを觀て定むべく、客觀的標準により公平なる判斷に従つて之を爲すべきものである。

賠償額の算定は損害を加へられたる物又は權利の價額に依るべきも、其の價額計算の標準に通常價額・特別價額・感情價額の三がある。通常價額は物又は權利が何人によりても認めらるゝ價額を謂ひ(例へば取引所の、公定相場^(註五)の如し)、特別價額は物又は權利が其の被害者によりて認めらるゝ價額を謂ひ(例へば業者より觀たる仕、業者の評價額の如し)、感情價額は物又は權利が其の被害者の感情によりて認めらるゝ價額を謂ふ(例へば來の家喪)。而して損害賠償は被害者の蒙りたる損害を賠償することを目的とするものなる故、原則として特別價額に依りて其の額を算定すべきものである。

賠償額計算の時期に就いては、民法に何等の規定も存せざれども、損害賠償の請求を爲したる時又は訴によりたるときは判決の時に至るまでに生じたる總べての損害を計算すべきものである

(註四)。

尙ほ被害者が不法行為によりて損害を受くると同時に利益を獲得するときは、損害額より此の利益額を控除したる残餘の上に賠償責任が存するのである。之れ蓋し損害賠償の目的は損害を受けたる者をして損害を受けざりしと同一の状態を回復せしむるに存し、損害賠償により債権者に利得を得せしむるものにあらざるを以てである。之を損益相殺(Vorteilsausgleichung; Vorteilsausrechnung)と謂ふ(註四三)。

また被害者に過失ありたるときは、裁判所は損害賠償の額を定むるに就きて之を斟酌することを得る(民七二二條二項)。茲に「被害者ノ過失」とは、加害者をして權利侵害を爲すに至らしむるに就きて存したる過失なると、損害額を増大ならしむるに就きて存したる過失なるとを問はぬのである。法文は被害者其の人に過失ありたることを要すと爲すも、被害者の被用者に過失ありたる場合にも之を類推適用すべきものである(註四四)。之を過失相殺(KulpaKompensation)と謂ふ。

不法行為に因りて生ずる損害賠償の請求権は一種の債權なるが故、時效に因りて消滅すべきは勿論にして、本來其の權利の發生したる時即ち之が原因たる不法行為ありたる時より起算して十年間之を行はざるに因りて消滅すべきものである(民一六六條一項、一六七條一項)。然れども民

法は特殊の事由によりて此の請求権の消滅時効に就きて特別の規定を設けてゐる、其の規定は次の如くである。

a 三年の時効

不法行爲に因る損害賠償請求権は、被害者又は其の法定代理人が損害及び加害者を知りたる時より起算して三年を経過したるときは時効に因りて消滅する(民七二四條前段)。茲に「損害ヲ知ル」と謂ふは、何等かの損害を被りたることを知る上に加害行爲の不法行爲なることを併せ知ることを謂ふ(註四五)。思ふに民法が特に此の短期時効を認めたるは、當事者間の權利關係を長く不確定の地位に置くことの公益上害があり、不法行爲を認知したる被害者として成るべく速かに救済を求めしめ、之によりて當事者間の權利關係を確定せしめむとの希望に出づるものにして、不法行爲竝びに加害者を認知するに拘らず救済を求めざるは、被害者の怠慢にして法律の保護に値せずと觀たのである。

b 二十年の時効

不法行爲に因る損害賠償請求権は、不法行爲の時より起算して二十年を経過したるときは時効に因りて消滅する(民七二四條後段)。

前段の短期時効は被害者又は其の法定代理人が損害及び加害者を知りたる時より進行するものなるが故、被害者又は其の法定代理人が認知すること遅きに從ひ此の時効の完成することもまた遅く、遂には却つて此の時効が普通の時効より甚だしく遅れて完成するに至ることなしとせぬ。斯くては特に右の短期時効を定めたる趣旨を没却することゝなるを以て、不法行為ありたる時より起算して二十年を經過したるときは右請求權が時効に因りて消滅することゝしたのである。而して此の長期消滅時効の期間が債權一般の消滅時効期間に比して倍加せられたるは、被害者又は其の法定代理人が損害及び加害者を認知せず従つて事實上權利を行使し得ざるに拘らず、尙ほ時効の進行を認めたるが爲である。

以上を以て不法行為に基づく損害賠償請求權を終りと爲し、余は次に債務不履行に因る損害賠償請求權に移りたい。

債務不履行に因る損害賠償の請求は、債務者の債務不履行に因りて蒙りたる損害を賠償せしむるものなるが故、其の成立要件として、(一)債務の不履行あること、(二)其の不履行が債務者の責に歸すべき事由に基づきたること、(三)之に因りて損害を生じたることを必要とする。

先づ債務不履行に因る損害賠償請求權の成立に債務不履行の必要なること多言を俟たぬ。抑々

債務不履行とは、債務者の負擔する給付が不能と爲るか、又は債務者が遲滞にあるか、若しくは遲滞以外に於いて債務の本旨に従ひたる履行を爲さざる場合をいふ(民四一五條)。

茲に給付不能とは、實に論理上必然的に給付を爲すこと能はざる場合のみならず、論理上可能なるも其の給付の爲に債務者の過大なる犠牲を必要とするが爲め一般に不能と認めらるべき場合を謂ふ。蓋し法律上に於いては實際生活上の觀念に従つて給付不能の意義を定むべく、單に論理上不能の場合のみを給付不能と爲すは狭きに失するを以てある(註四六)。履行不能は自然的理由に基づくこと、法律的理由に基づくこととに存するも、其の何れなるかによりて履行不能の効果を異にするものではない。次に債務者の履行遲滞(Leistungszug des Schuldners)とは、債務者が履行の可能なるに拘らず自己の過失に因りて履行期までに又は履行期に履行せざる事實を謂ふ(註四七)。債務は履行期までに又は履行期に履行するを本旨とするものなれば、履行期までに又は履行期に履行せずして此の時期を経過するは、債務の本旨に従ひたる履行を爲さざるものにして不履行である。然れども債務者に於いて履行を爲さざること就いて法律上正當なる理由あるときは履行遲滞とならぬのである。例へば、債務者が留置權(民二九五條、商四一條、三一九條、三二四條、三四九條、六〇六條、二八四條等)・同時履行の抗辯權(民五三三條)・催告の抗辯權(民四

五二條)等を行使したる場合の如き之である(註四八)。最後に不完全履行とは、履行期までに債務者の爲したる給付が債務の本旨に合せざる場合を謂ふ。従つて債務者遲滞及び給付不能とは獨立に債務不履行の原因として目すべきものである。蓋し不完全給付の場合には債務者が履行期に履行を爲さざるにあらず、且又不完全給付によりて生ぜざる損害は債務者が履行を爲さざるに因りて生ぜざる損害にあらずして却つて債務者の積極的行爲に因りて生ぜざる損害なる故、之を以て遲滞に因りて生ぜざる損害と爲すことを得ず、又此の場合給付が不能なるにあらず従つて不能に因りて生ぜざる損害を賠償するものにあらざるを以て、給付不能を生ずるものと爲し得ざるが故である。

第二に債務不履行に因る損害賠償請求権が成立するには、債務者の責に歸すべき事由に因りて債務不履行を生じたることを必要とする。而して茲に「債務者ノ責ニ歸スヘキ事由」とは、廣く債務者の過失——即ち故意と狭義の過失と——を謂ふ。之れ債務者は過失に對してのみ責に任ずとの一般原則及び給付不能の場合に關する民法第四百十五條下段の規定より推論して、債務者の遲滞並びに不完全履行の場合に於いても債務者に過失あることを要するものと解すべきを以てある(註四九)。

債務不履行に因る損害賠償請求権の第三の要素は損害の發生である。而して損害の意義並びに

茲に所謂損害が積極的損害のみならず消極的損害をも含むこと等に就いては、不法行為に因る損害賠償請求権の項に於いて述べたところと異ならぬ。

債務不履行に因る損害賠償請求権の第三の要素は、責任原因たる債務不履行と損害との間に因果關係の存することである。因果關係の意義に就いては既に述べた。

次に損害賠償の範圍に就いては、民法第四百十六條の規定を以て二つの場合に區別せられる。

(一)債務不履行に因りて通常生ずべき損害は常に之を賠償することを要する(民四一六條一項)。而して茲に債務不履行に因りて通常生ずべき損害とは、吾人の一般の智識に照らし、問題となりたる如き債務不履行の場合に於いて一般に生ずるものと認めらるべき損害を意味するものにして、其の損害が債務不履行の直接の結果として生じたるものなりと其の間接の結果として生じたるものなりとを問はぬのである。(二)特別の事情に因りて生じたる損害は、債務者が其の特別の事情を豫見し又は豫見することを得べかりし場合に於いて之を賠償するを要する(民四一六條二項)。特別の事情に因りて生じたる損害とは、債務不履行に因りて通常生ずべき損害に屬せず特に或る特別の事情の存したる爲め生じたる損害を謂ふ。法文には「當事者カ其事情ヲ豫見シ」云々とあれども、其の當事者は債務者を意味する。之れ蓋し民法第四百十六條第二項は債務者を保護する

が爲め設けられたる規定なるを以てある(註五〇)。豫見は特別の事情を豫見し又は豫見することを得べかりしを以て足り、之に因りて生ずべき損害の範圍を豫見し又は豫見することを得べかりしことを必要とせぬ。豫見云々の時期に就いては、相當の注意を以てせば債務を履行して其の損害を未發に防ぎ得べき時間の餘裕ある時と解するを正當とする。蓋し債權成立後に至りて特別の損害を生ずべき事情發生し債務者之を豫見するも、爾後相當の注意を用ひて猶ほ其の損害を防ぐこと能はざりし場合に於いては、之が賠償の責ありとは謂ひ能はぬを以てある(註五一)。

損害賠償額の算定並びに賠償の方法に就きては、不法行爲に因る損害賠償額の算定と異なるところなきを以て、茲には之を再説せぬ。

以上債務不履行に因る損害賠償の範圍に關する原則に對して、三個の例外がある。過失相殺・損害賠償額の豫定及び金錢債務不履行に因る損害賠償即ち之である。

先づ債務の不履行に關し債權者に過失ありたるときは、裁判所は損害賠償の責任及び其の金額を定むるに就き之を斟酌するものである(民四一八條)。即ち過失相殺の適用あるが爲には、債權者の過失に出でたる行爲が債務者の行爲と共に損害の共同原因たることを要する。而して不法行爲の場合にありては單に賠償額の多寡に就いてのみ債權者の過失を斟酌し、縱ひ被害者に重大な

る過失あるも、加害者に全く責任無きことゝ爲し得ざるも(民七二二條二項)、債務不履行の場合にありては賠償責任の有無及び——若しくは、又は——其の賠償額の多寡に就いて之を斟酌するのである(註五二)。又不法行爲の場合にありては「裁判所ハ斟酌スルコトヲ得」と規定したるも、債務不履行の場合にありては「裁判所ハ斟酌ス」と規定してゐる。従つて前者に於いては裁判所が債権者の過失ありといふ事實上の認定を爲せるに拘らず、之を斟酌すると否とは其の自由認定に屬するも(註五三)、後者に於いては必ず斟酌することを要し、若し斟酌せざるときは違法の判決として上告の理由となるものである。斯くして損害賠償の範圍を定むるには、裁判所は各場合の事情に従ひ公平に雙方の過失の大小及び原因力の強弱を標準として之を決すべきものである。

次に損害賠償額の豫定とは、債権者が債務不履行の場合を豫想して——更に廣く言へば一般に権利者が其の権利侵害の場合を豫想して——豫め契約を以て賠償額を定むることを謂ふ。思ふに損害賠償を訴訟上請求せむとする者は、損害の發生及び損害の額を證明するを要すること與證責任の原則上明かなるところなるに、其の證明が往々頗る困難にして爲に債権者が其の権利を行使し得ざること稀ではない。之れ時に損害賠償を豫定することある所以である。民法は債務不履行に因る損害賠償額の豫定に就いてのみ規定してゐる(民四二〇條)。其の他の損害に就いてもまた

賠償額を豫定するを妨げざるも、民法に所謂賠償額の豫定ではなす。

損害賠償額の豫定には、金銭的賠償を定むることあり、又原状回復其の他の方法を豫定することがある。但し其の方法の如何によりて其の效力に差異を生ぜぬ(民四二〇條、四二一條)。唯だ民法が第四百二十條と第四百二一條とを區別して、後者には特に前者の規定を準用すと爲したるにより、金銭賠償にあらざるものは民法に所謂固有の賠償額豫定と爲し得ざるに過ぎぬ。

賠償額の豫定は損害の發生其のものに就いても效力ありや、或ひは又事實上生ずべき損害に就き賠償として給付すべき額を豫定するに過ぎざるものなりやに就いては、議論あれども、余は損害の發生をも併せて豫定するものと解するを以て正當と信ずる。蓋し債務不履行の場合に請求し得べき金額を豫定するは、債務不履行あらば損害賠償を請求し得るのみならず更に其の金額をも一定するものと解するが、少くとも一般の場合に於ける當事者の意思に適するものと考へらるゝからである(註五四)。而して豫定されたる賠償額は裁判所に於いても之を増減するを得ぬ(民四二〇條一項、四二一條)。従つて當事者も亦た損害の發生又は其の額に就いて反證を擧げて豫定額を動かすことが出来ぬのである。但し利息制限法第五條——商事には適用せぬ(商施法一一七條)——は此の原則に對する例外を規定してゐる。又履行遲滞に因る損害賠償額の豫定を爲すも本來

の債務の履行を請求し得ること勿論である(民四二〇條二項)。然るに履行不能其の他の理由に基づきて全然履行を爲さざる場合に就いて賠償額を豫定したるときは、本来の債務の履行を請求することが出来ぬのである。尙ほ又賠償額の豫定は如何なる場合にも契約の解除を妨げぬ(民四二〇條二項)、されど解除を爲して而かも豫定賠償額を請求し得るは解除の場合に於ける損害額を豫定したる場合に限る。一部不履行の場合に於いて豫定賠償額を其の履行の割合に應じて減少し得るやは、當事者の意思解釋によりて決すべく、若し當事者の意思不明なるときは豫定賠償額の適用無く、一般の原則に従つて損害賠償額を定むべきものである(註五五)。

尙ほ茲に注意すべきは損害賠償の豫定と違約金との關係である(註五六)。違約金とは、債務者が債務不履行の場合に於いて債権者に給付することを約したる金銭を謂ふ。金銭以外のものを給付すべきことを約したる場合と雖も廣義に於いては之を違約金と稱し得べく、其の法律上の效果また同一なるも、民法は第四百二十條と第四百二十一條とを分ちたるを以て、民法に所謂狭義の違約金は金銭の給付に限るものと謂はねばならぬ。又違約金を定むる目的は、或ひは債務不履行に因る損害賠償額の豫定の爲なることあり、或ひは債務の履行を確實ならしむる爲め違約罰として定むることあり、或ひは又單に損害賠償に關する舉證の責任を轉嫁せむが爲なることありて一な

らざるも、民法は紛争を避けむが爲に損害賠償額の豫定なりと推定してゐる(民四二〇條三項)。従つて違約金の定めある場合に於いて、其の賠償額豫定と異なる内容を有するものなることを主張する當事者は、之を立證するを要する。

最後に金銭債務の不履行に因る損害賠償に關しては、金銭の性質上種々の特例がある。

イ 此の場合に於ける損害賠償は履行遅滞に因る損害賠償に限り、履行不能に因る損害賠償がない。

ロ 實際の損害額如何に拘らず金銭債権の法定利率に相當する金額を損害賠償額とする(民四一九條一項)。之を遅滞利息又は遅延利息(Verzugszinsen)とす。但し此の原則には、次の三の例外がある(註五七)。

a 金銭債権に就きて約定利率の定めあり、其の利率が法定利率に超ゆるときは約定利率に依る(民四一九條一項但書)。蓋し債務者が遅滞後遅滞前よりも其の責任の軽減せらるべき理由無きを以てとある。

b 損害賠償額の豫定又は違約金の特約あるときは之に従ふ(民四二〇條)。

c 法律に特別の規定あるときは之に依る(例へば民六六九條)。

ハ 損害賠償請求権の要件に就いて二の特例がある。

a 債務者は不可抗力即ち無過失を以て抗辯と爲すことが出来ぬ(民四一九條二項後段)。

b 損害の証明を必要とせぬ(民四一九條二項前段)。普通賠償請求者が損害の發生及び多寡を證明すべきものである。然るに金錢にありては、常に其の用途多方面なる故事實上の損害及び其の額を證明すること頗る困難なるのみならず、又金錢は通常利殖することを得べきものにして、一定の利息を支拂ふときは之を供給すること必ずしも困難ならざるを以て、法律は金錢債務の履行遲滞に因りて當然一定の損害を生ずべきものと爲したのである。

債務不履行に因る損害賠償請求権は、不法行為に因る損害賠償請求権に對する民法第七百二十四條の如き規定無きを以て、一般原則により十年間之を行はざるときは消滅するものなるも(民一六七條一項)、商行為に因りて生じたる債權の場合にありては五年の經過によりて消滅するものである(商二八五條)。

以上不法行為に因る損害賠償請求権と債務不履行に因る損害賠償請求権とは、民法に規定するものなるも、倉庫營業の場合に於いては別に商法に規定あり、倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ 其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠

債ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス」と(商三七六條)。通説に従へば、本條は民法の規定する債務不履行に因る損害賠償責任の原則に對する例外として、倉庫業者の責任を加重したる特別の規定であるとされてゐるやうである。今本條に依る損害賠償責任を説明しつゝ、併せて果たして本條が多數説の示すが如き民法の原則に對する特別規定なりやを検討しよう。

先づ本條による損害賠償責任の第一の要件は損害の發生である。而して損害の意義及び所謂損害が積極的損害のみならず消極的損害を含むことに就いては、民法の原則に於けると異ならぬ。唯だ本條に依りて倉庫業者の賠償すべき損害の種類は、受寄物の滅失及び毀損に限らるゝ。故に之以外の損害に就いては民法一般の規定に依つて決しなければならぬのである。而して茲に「滅失」とは、必ずしも受寄物が物質的に消滅し爲に本來の效用を全く失ふに至りたる状態のみに限らず、更には倉庫業者が受寄物を濫りに權利者以外の者に引渡し爲に正當の權利者に引渡すこと能はざるに至りたる場合の如きも含むのである(註五八)。また「毀損」とは、破損・汚損・濡損・變質等に因り受寄物が其の效用を減耗し而かも未だ滅失の程度に至らざる状態を謂ふ。然れども茲に注意すべきは、縦ひ受寄物が物質的に毀損さるゝも、未だ取引界の通念上其の效用を減耗せざるものと認めらるゝ場合においては、一般に損害を生じたりとは看做されず、従つて賠償問題

を生ぜざるの一事である。

次に本條による損害賠償責任の成立には、過失の存したることを必要とする。而して倉庫業者は自己のみならず廣く其の使用人の過失に就いても舉證の責を負はねばならぬ。

抑々債務の履行が不能となりたる場合に於いて債權者が損害の賠償を請求せむとするとき、其の履行不能が債務者の責に歸すべき事由に因りて生じたることを證明するを要するか、或ひは逆に債務者が其の債務を免るゝには自己の責に歸すべからざる事由に因りて履行不能の生じたることを證明することを要するかに就き、直接に之を規定したる明文が無い。然りと雖も、抑々債務は其の本旨に従つて之を履行することを原則とすべきものなるが故、債權者は債權の存することを證明すれば足り、其の債務の履行の可能なりや否やを證明するの必要は無い。其の反對に債務者は債務の本旨に従つて其の履行を爲すべきものなるが故、責任免脱を得むとせば其の不能が自己の過失に因らずして生じたることを證明しなければならぬのである(註五九)。従つて此の點より觀るときは、右の商法第三百七十六條は此の原則と何等異なるところが無いのである。殊に倉庫業者は受寄物の引渡を受け之を自己の支配圈内に置くものなる故、寄託者又は證券所持人は物に接觸するの機會を失ひ之が状態を知るに困難なる事情にあるものなれば、若し事實上至難なる舉

證責任を賠償請求者に負擔せしむるときは、賠償請求權の如き結局有名無實に終るの虞があるからである。斯くて倉庫業者は無過失の舉證責任を有し損害の發生したる場合には、一般に過失の推定を受くることとなり、事實上結果責任を負擔すると殆んど何等異なること無きに似たるも、理論上は倉庫業者の責任が結果の發生にあらずして過失に存するものなるが故、縱ひ結果の發生したる場合と雖も過失無ければ賠償の責任を負擔せざるものにして、我が商法も過失主義を採るものである。然れども法律は既述の如く常に倉庫業者の過失を推定するのみならず、其の用人の過失をも推定するものなるを以て、受寄物保管に關し用人の無過失をも證明せざれば、倉庫業者は損害賠償の義務を免るゝことが出來ぬのである。思ふに、廣く債權者が債務の履行を受くるに當り、債務者自ら之を爲す場合と用人をして之を爲さしむる場合とによりて、其の受くる利益に差等を來すべきものではなく、他方また自己の義務を履行する爲め他人を使用する者は、其の使用より生ずる危険も亦た之を負擔することによつて始めて他人を使用することが許されるべきものである。此の點に就き獨逸民法第二百七十八條に規定する「債務者ハ其ノ法定代理人及ヒ債務ノ履行ノ爲メニ使用スル者ノ過失ニ付キ自己ノ過失ト同一ノ範圍内ニ於テ其ノ責ニ任ス」なる原則は、我が民法第四百十五條後段に所謂「債務者ノ責ニ歸スヘキ事由」の中に包含さ

るゝものと解するを正當とする(註六〇)。従つて民法の規定に依るも債務者は使用人の過失に對して其の責に任ぜざるべからずとの結果になり、商法第三百七十六條は民法の原則に對する單なる説明的規定に過ぎぬと余は信ずる。

最後に商法第三百七十六條に依る損害賠償責任の成立するが爲には、受寄物の損害即ち其の滅失毀損と倉庫業者又は其の使用人の過失との間に因果關係あることを必要とする。此の點に就きては民法に規定する債務不履行に因る損害賠償責任の場合と全く同様である。而して受寄物の滅失又は毀損と倉庫業者若しくは其の使用人の過失との間に存する因果關係は、債權者に於いて之を證明するの要がなく、却つて法律が倉庫業者又は其の使用人の過失を推定する結果、倉庫業者に於いて因果關係の不存在を證明するにあらざれば賠償義務を免るゝことが出來ぬのである。

以上商法第三百七十六條に依る損害賠償責任の概説によりても明かなる如く、民法の債務不履行に因る損害賠償責任と別に異なるところがないのである。従つて本條に依る倉庫業者の賠償すべき範圍に就きても、通常生ずべき損害を以て原則と爲し、特に倉庫業者に於いて其の事情を豫見し又は豫見し得べかりし場合に於いてのみ特別の事情に因りて生じたる損害を賠償すべきものである(註六一)。

其の他の點に於いても民法の原則と異なるところ無きも、商法は特に寄託上の責任關係を迅速に終了せしめむが爲め、倉庫業者の損害賠償責任に關し二個の特別消滅原因を規定してゐる。特定の事實に因る消滅及び短期消滅時効即ち之である。

a 寄託物の無留保受領 倉庫業者の責任は原則として寄託者又は倉庫證券所持人が留保を爲さずして寄託物を受取り且つ保管料其の他の費用を支拂ひたる時消滅する。尤も寄託物に直ちに發見すること能はざる毀損又は一部滅失ありたる場合に於いて、寄託者又は證券所持人が出庫の日より二週間内に倉庫業者に對して其の通知を發したるとき、並びに倉庫業者に惡意ありたる場合換言すれば滅失又は毀損の事實を知る場合は(註六)こ、此の限りではないのである(商三八二條、三四八條)。

b 短期消滅時効 寄託物の滅失又は毀損に因りて生じたる倉庫業者の責任は、出庫の日より一年を経過したるとき時効に因りて消滅する。而して右一年の期間は、寄託物の全部滅失の場合に於いては倉庫業者が倉庫證券所持人に若し倉庫證券所持人が知れざるときは寄託者に對して其の滅失の通知を發したる日より之を起算するものである。但し倉庫業者に惡意ありたる場合には右の短期時効の適用せられざること勿論にして(商三八三條、三八三條ノ二第二項)、普通五年

の時効に因るものである（商二八五條（註六三））。

以上によりて、倉庫業者が受寄物を滅失毀損せしめ、之に因りて寄託者又は證券所持人の債権を侵害したるときは、民法第四百十五條若しくは商法第三百七十六條の規定によりて債務不履行に基づく損害賠償義務を負はざるべからざるのみならず、更に同一行為が不法行為成立の要件を具備し、且つ寄託者又は證券所持人の有する受寄物の所有権の如き債権以外の権利を侵害したるときは、不法行為に基づく損害賠償義務をも負ふべきものなること明かである。然るに此の問題は學者間に議論の存するものである。

第一説は、苟くも契約關係が存在し其の契約違反たる以上、縦ひ不法行為成立の要件を具備するときも、常に契約違反に因る損害賠償請求権のみ發生し、不法行為に因る損害賠償請求権は發生せずと爲すものである。

第二説は、一の行為が契約違反たると同時に不法行為の成立要件を具備するときも、契約上の損害賠償請求権と不法行為上の損害賠償請求権との二の請求権を發生するものにあらずして、此の場合と雖も損害は猶ほ一なるが故請求権も亦た一なりと説くものである。蓋し法律上の觀察異なるが爲め外觀上宛も二の請求権の發生を見るが如きも、其の實質に於いては請求権の内容が偶

々二の法規に競合(Gesetzeskonkurrenz)するに止まるのである。然るに此の説は二派に分かれ、一は競合せる二の法規を併せ用ひ、専ら債権者に有利なる請求権を與ふべきものと爲し、他は競合せるこの法規が一般法と特別法との關係に立つ場合には、一般法の適用は除外せられ、契約上の債務不履行に就いては契約法は特別法として不法行爲に關する規定の適用を排除すると説くのである。

第三説は、同一行爲が契約違反たると同時に不法行爲の要件を具備する場合には、契約上の請求権と不法行爲上の請求権との二の請求権が発生し、而かも生じたる損害が二重にあらざるが故債権者が二の中何れかの請求権によりて満足を得るときは、他の請求権は自ら其の存在の理由を失ひ消滅するものと爲すものである。此の説にも亦た、競合(Auspruchskonkurrenz)せる請求権が全然獨立せるものにして一請求権の成立と要件とが毫も他の請求権に影響を及ぼすことなく、唯だ二の請求権が同一損害に對するものなるが故其の何れか一に就いての履行が他の消滅を來すに過ぎずと説くものと、競合せる請求権が互に相牽聯し、殊に契約法上の責任の輕減が不法行爲上の責任の輕減を生ずると説くものとがある。

思ふに法律が一定の事實に依り一定の法律關係を定め之より生ずる請求権の發生を認めたる以

上、一の行爲が契約違反たると同時に不法行爲の要件を具備する場合には二の請求權の發生すべきこと明かなるを以て第一説の誤れること論を俟たず、更に債權者の選擇により有利なる請求權を與ふるといふも何等法律上の根據なく、又法律が契約と不法行爲とを共に相對立する獨立の賠償責任發生原因と爲す以上、契約上の債務不履行に就いて契約法を特別法として不法行爲に關する法規を排除すといふは不可なるが故、第二説も亦た結局に於いて正當ではない。余は第三説を以て正當と信するも、其の後説に従ふことを欲せぬ。蓋し後者の説くところに従へば、實際上契約關係の存在が不法行爲の成立を排除すること少からず、競合せる請求權が互に相牽聯すといふにあれども、余を以て見るときは、契約關係の存在が不法行爲の成立を排除し更には又其の責任の輕減が不法行爲上の責任の輕減を生ずるは賠償範圍約定の結果に外ならず、此の一事を以て後説を正當なりとは爲し能はぬ。従つて時效に就いても不法行爲に基づく請求權は二十年若しくは三年の經過によりて消滅すべきも、寄託物の滅失毀損に因る請求權は商法第三百八十三條の規定に依りて特に一年の短期時效に因りて消滅し、其の他の倉庫業者の賠償責任は商行爲に因りて生じたる債權の普通時效たる五年の經過によりて消滅すべきものであり、各請求權に就き固有の時效が適用されるものなるを以て、縦ひ一方の請求權が消滅したる場合に於いても猶ほ債權者は他

の請求權に基づいて任意に之が賠償を請求し得るものである(註六四)。

尙ほ之と關聯して考ふべきは、倉庫業者の有する損害賠償請求權である。然れども之に就きては既に第一編第三章第二節に於いて受寄者の權利として述べたるを以て茲には再説せぬ(註六五)。其の他尙ほ證券所持人は倉庫業者をして、寄託物を保管せしめ、危険は遲滞なく之を通知せしむるなど、種々の權利を有すれども、之等に就いても同じく既に第一編第三章第二節に於いて説きたるを以て、それより往見を乞ふこととする。

註一 同説、水口博士(前掲「商行為法論」、六九六頁)、椎津氏(前掲書、二八四頁)、喜安氏(同上、二二二頁)、安河内氏(同、一二四頁)。

註二 辻岡氏著、前掲書、三三九、三四〇頁參照。

註三 公示催告とは、證券所持人に於いて其の證券を滅失したるとき之を無効ならしめむが爲め、書面又は口頭により裁判所に之が申告を爲し、裁判所をして之を一般的に公告せしめ、何年何月何日までに其の權利を届出て且つ證券を提出すべきことを強制し、若し其の期間内に之が届出を爲さざるときは以後同證券の失權すべきことを要求する行爲である。

註四 除權判決とは證券の失權を確定するの行爲にして、其の重要な趣旨は裁判所之を公告する。斯くて其の申立人は證書によつて義務を負担する者——即ち今の場合は倉庫業者——に對して證書による權利を主張し得るに至るのである。

註五 寄託者以外の者が證券所持人なるときは、其の正當權利者たることを證明するに困難なるべく、縱ひ其の前者より讓渡の證明を取るも、之が認定は倉庫業者に存するが故、商法第三百六十六條による證書再交付の請求權は薄弱なるべく

(齊藤氏著、前掲書、一九頁)、更には再交付さるべき新證券の寄託者を證券所持人と爲さざるを得ぬ。蓋し舊證券の寄託者と爲すときは、寄託者より所持人に至るまでの裏書を缺くこととなり——之れ之等裏書人に新證券に裏書をなす義務無きを以て、ある——従つて新證券の交付を受くるも、更に之を譲渡買入の目的を以て裏書するに由無きを以て、ある。同説、松本博士(法學志林第十二卷第九號に於ける「買入證券滅失シタル爲メ其所持人カ證券ノ再交付ヲ求メタルニ當リ其滅失シタル買入證券ノ裏書人ハ再交付ノ證券ニ付キ裏書を爲スノ義務アリヤ」の質疑に對する應答文)、推津氏(同氏著、前掲書、二九二頁)、喜安氏(同上、二二四、五頁)、須賀氏(同、三三四頁以下)。此の點に就き、辻岡氏は舊證券の寄託者を以て新證券の寄託者とするも將た又新證券の交付請求者を以てするも倉庫業者の自由なりと解せられ(同氏著、前掲書、三四五、六頁)、又水口博士は必ず舊證券の寄託者を以てすべき旨説かるゝも(同博士著、前掲「商行爲法論」、六九八、九頁)、共に余の贊し兼ねるところである。

註六 然し實際上は、受寄物の市價の二割増乃至五割増の金額を供せしむるが常である(齊藤氏著、前掲書、一八頁)。之れ擔保提供の期間中其の價額の下落すべきを考慮に入ると爲てある。

註七 同説、大住氏著、前掲書、一八〇頁以下。

尙ほ裏書の連続に關し其の裏書の一が抹消せられたる場合に就いては明文があり、抹消せられたる裏書は其の記載無きものと看做される(商二八二條、四六四條二項)。

註八 近時米國に於いては寄託物の點檢等に就き嚴に制限を設けてゐるやうである。詳しくは、ヘーリンガ著、前掲書一四〇頁以下を參照されたい。

註九 従つて撰別・分割・解裝等の手入を爲すには、倉庫業者の承諾を得なければならぬのである。尤も立法論としては、たとひ保存に必要ならざる行爲なりとも隨取引上必要なるべき簡易なる作業に就いては、之を許すべきものと余は思ふ。

註一〇 例へば寄託物の點檢の如き、無償を以て原則とする民事寄託の場合に於いては、受寄者を損はずこと大なるが爲め之を許さざるのが原則である(岡野博士著、前掲書、三三六頁)。

註一一 同説、松波博士(前掲「日本商行為法」、一〇四九頁)・辻岡氏(前掲書、四一〇頁)・齊藤氏(同、四五頁)・須賀氏(同、三二〇頁)。反對説、渡部氏(前掲書、九六頁)。

註一二 同説、花岡博士著、前掲書、一一五、六頁。小林氏も亦た、證券に之を記載せしむるか若しくは相當の擔保を供せしむるが當然であると説いて居られる(同氏著、前掲書、一八四頁)。

註一三 此の點に就き、安河内氏は倉庫業者の付する保險が常に責任保險のみなるやに説かれたるは謬見である(同氏著、九七頁、一二九頁、一五四頁參照)。尙ほ此の問題に關しては、本書第二編第四章第五節並びに第三編第二章第二節を夫れ々々往見せられたい。

註一四 此の結果倉庫業者も証券所持人も共に損害填補の請求權を行使し得ることとなる。然れども商法第四百二十一條の立法上の趣旨が証券所持人の利益保護に存するより觀て、証券所持人の請求權が倉庫業者の請求權に優先するものと謂はればならぬ(長谷川氏稿、産業組合第二百八十八號所載の前掲論文參照)。

註一五 「倉庫業者ハ受寄物ニ付キ質入證券ノ所持人タル質權者ニ對シテ保管ノ義務ヲ負フモノナレハ 寄託者カ寄託物ノ返還ヲ請求スルモ質入證券ト引換ニアラサル以上ハ出庫處分ヲ爲スヲ得ス 故ニ寄託者カ質入證券ノ所持人タル質權者ニ對シテ債務辨濟前 倉庫營業者ニ於テ質入證券ト引換ニアラスシテ出庫處分ヲ爲シ質權者ヲシテ擔保物ヲ喪失セシメタルトキハ 倉庫營業者ハ質權者ニ對シ損害賠償ノ責ヲ免ルルヲ得ス」との大審院の判例がある(明治四十四年十二月十九日判決)。

註一六 松波博士著、前掲「日本商行為法」、一〇四五、六頁。水口博士も同様の見解を示されてゐる(同博士著、前掲「商

行爲法論」、七三七頁。

註一七 内池博士著、前掲「倉庫經營論」、一八三、四頁。其の他同説を爲すものに、松本博士(前掲「商行爲法」、三二二頁)、
椎津氏(前掲書、二七九頁)、渡部氏(同上、九九頁)、大濱氏(同、三二九頁)がある。

註一八 同説、安河内氏(前掲書、一五九頁)、内池博士(同上、一八五頁)。

註一九 同説、喜安氏(前掲書、二二九頁)。

註二〇 松本博士著、前掲「商行爲法」、三二二頁。

註二一 此の點に就き多數の學者之を採る。反對説に齊藤氏がある(同氏著、前掲書、五二頁)。

註二二 齊藤氏著、同上、五二頁參照。

註二三 従つて、青山博士が「倉庫營業者ハ寄託物出庫ノ際一般寄託者ニ對スルト同シク預證券ノ所持人ニ對シテ亦其報酬
及立替金其他受寄物ニ關スル費用ヲ請求スルコトヲ得ヘシ」と述べられたるも(同博士著、前掲書、二二一頁)、必ずし
も正當ではない。

註二四 民法上の留置權と商法第二百八十四條の留置權との主なる差異は、次の諸點にある(松本博士著、前掲「商行爲法」、
七九頁以後)。

- 一 前者は當事者を制限せざるも、後者は當事者雙方商人たることを必要とする。
- 二 前者は擔保せらるる債權と留置せらるる物との間に關聯を必要とするも、後者は之が必要ではない。
- 三 前者は擔保せらるる債權が如何なる行爲に因りて生じたるやを問はざるも、後者は其の債權が當事者間の雙方的商
行爲に因りて生じたることを必要とする。
- 四 前者は留置せらるる物の所有權が何人に屬するやを問はざるも、後者は債務者所有の物又は有價證券なるを必要と

する。

五 前者にありては物の占有を得たる行爲が不法行爲にあらざること必要とするのみにして、其の行爲の何人の間に
行はれたると如何なる行爲たるかを問はざるも、後者にありては留置せらるべき物又は有價證券の占有は債權者が其
の債務者との間に於ける商行爲によつて得たるものなることを必要とする。

六 前者にありては當事者間に於いて豫め其の不發生を約し得ざるも、後者にありては別段の意思表示により之を約し
得るのである。

註二五 此の點に就き、「今日普通ノ保管期間ハ皆二个月乃至三個月ナリ 故ニ保管ノ期間ヲ定メザリシ受寄物ニ對シテハ
六個月以上經過セザレハ返還スルヲ得スト爲スハ不當ナリ 此點京濱倉庫同盟會ノ會テ東京商業會議所ノ諮問ニ對シ答
申シタル所ナリ」として非難する者がある（川上賢三氏稿、國民經濟雜誌第三卷第三號所載の論文「京濱倉庫同盟會ノ商
法中倉庫營業ニ關スル規定修正意見」、内池博士の前掲「倉庫經營論」、一七三頁にも略々同様の所論がある）。尤もの
論だと思ふ。

註二六 商法第三百八十一條に所謂「受取ルコト能ハサル場合」とは、寄託者若しくは證券所持人の所在不明の爲め受寄物
を返還し能はざる場合を謂ふものである。同説、水口博士著、前掲「商行爲法」、七三九頁。反對説、辻岡氏著、前掲
書、三九一頁。

註二七 茲に「相當ノ期間」とは、一週間以上の猶豫期間と解さればならぬ。蓋し商法第三百六十九條の拒絕證書作成後の
競賣の請求に一週間の猶豫を置きたるを以てである（同説、齊藤氏著、前掲書、六二頁）。

註二八 此の問題に關しては、銀行論叢第八卷第三號及び第四號連載の安河内氏の論文「倉庫寄託貨物の競賣に就いて」を
往見されたい。

註二九 横田博士著、前掲書、四三二、三頁參照。

註三〇 同説、川名博士(「債權法要論」、第四版、七〇六頁以下)・村上氏(前掲書、五二九頁)。

註三一 鳩山博士(前掲「日本債權法各論」、八六一頁)・末弘博士(同「債權各論」、一〇一五頁)・横田博士(前掲書、四三三頁)・村上氏(同上、五二八頁)・關野氏(「損害賠償論」、五七七頁)等何れも同様に説かれてゐる。

註三二 同説、川名博士(前掲書、一七五、六頁)・鳩山博士(同上、九〇一頁)。反對説、村上氏(前掲書、五三六、七頁)。

註三三 此の點に就いて英法に於いては名義上の損害(Nominal Damage)といふものを認め、例へば權利の侵害は事實上損害を伴はざるも猶ほ法律上損害ありと爲して、名義上極めて少額の賠償を爲さしむるといふことである。然れども何等の損害無きに拘らず賠償を爲さしむるといふことは全く不條理なるが故、所謂名義上の損害は事實上損害無きにあらずして自由の侵害に因りて蒙りたる非財産的の損害を意味するものと解さればなむ。尙ほ此の點に就き左記の著書參照。

岡村玄治氏著、「債權法總論」、再版、四〇頁。

石坂管四郎博士著、「債權法大綱」、第四版、五四頁。

鳩山博士著、前掲「日本債權法」、總論、五九頁。

註三四 同説、鳩山博士(前掲總論、六〇頁)・川名博士(前掲書、一八八、九頁)・石坂博士(前掲「債權法大綱」、五六頁)。

反對説、岡村氏(前掲書、四三頁)。

註三五 同説、鳩山博士(前掲書、六一、二頁)・石坂博士(同上、五七頁)。反對説、岡村氏(同、四三、四頁)。

註三六 同説、鳩山博士(前掲各論、九〇八、九頁)。

註三七 過失責任主義を採るものと説く者が多い。即ち横田博士(前掲書、四四九、四五〇頁)・川名博士(同上、七三四頁以

下)・村上氏(同、五六〇頁)・澁谷精吾氏(「不法行爲論」、再訂増補第三版、二九五頁)等何れも然り。

註三八 本條を以て結果責任主義を採るものと解さるゝやに見受けらるゝは、末弘博士著、前掲「債權各論」、一〇〇八頁及び一〇七八頁以下である。

註三九 同説、鳩山博士(前掲書、九一六頁以下)・村上氏(同上、五六〇頁)。

末弘博士は、被用者の意思を標準と爲し、被用者が使用者の命令又は委任したる事業の利益の爲に爲したる行爲は之を包含するものと爲さるゝも、被用者自身の利益の爲に爲したる行爲は之を包含せざるものと説かれてゐるが(前掲書、一〇八二頁以下)、被用者の意思如何は外部より認識すること困難なれば、之を標準とするときは被害者保護の目的に適せざることとなる。また横田博士は、使用者の委任又は命令したる事業の執行行爲自體及び其の執行に必要な行爲に限ると説かるゝものゝやうである(前掲書、四五〇頁)。果たして然らば此の見解は使用者の責任を認むること狭きに失し、實際上不當なる結果を生ずるであらう。

尙ほ之等の點に就き、法文は「事業ノ執行ニ付キ」と規定して、「事業ノ執行ニ因リ」若しくは「事業執行ノ爲メニ」と爲さるゝも、此の故に外ならぬ。

註四〇 以上三者の責任は連帶債務にして所謂全部債務ではないのである。同説、鳩山博士(前掲書、九二三頁)・川名博士(同上、七三六頁)。反對説、横田博士(前掲書、四五二頁)・末弘博士(同上、一〇八九頁)・村上氏(同、五六二頁)。

註四一 同説、鳩山博士(前掲書、九四三頁)・末弘博士(同上、一一〇九頁)・村上氏(同、五七五、六頁)。反對説、横田博士(前掲書、四六三頁)。

註四二 同説、石坂博士(前掲「債權法大綱」、六八頁)・川名博士(前掲書、七二九、七三〇頁)・鳩山博士(前掲「各論」、下巻九四三頁及び同「總論」、六九頁)。大審院も同様の見解を採つてゐる(大正四年十月二日同院判決)。

註四三 同説、鳩山博士(前掲「各論」、九四三頁)。

註四四 同説、岡松博士(前掲「無過失損害賠償責任論」、五一三、四頁)・赤松博士(前掲「債權各論」、一一一〇頁)・鳩山博士(前掲「各論」、下巻、九四四頁)。

註四五 同説、鳩山博士(前掲書、九四六頁)。大審院の判例も亦た同様の見解を採つてゐる(大正七年三月十五日同院判決)。尙ほ此の點に關する詳細は、法學志林第三十三卷第一號乃至第三號連載の岩澤彰二郎氏「不法行為に因る損害賠償請求權の時效起算點」なる論文に據らばたい。

註四六 同説、石坂博士(前掲「債權法大綱」、一〇四、五頁)・鳩山博士(同「總論」、一一二、三頁)・川名博士(前掲書、一〇二頁以下)。大審院の判例も同一の見解を採つてゐる(大正二年五月十二日同院判決)。

けれども反對説無しとせぬ、即ち岡松博士(前掲「無過失損害賠償責任論」、二二七頁以下特に二四二頁)・岡村氏(前掲書、八四頁)。

註四七 債務者の遲滞に過失を要するや否やは、我が民法の解釋上議論の存するところである。履行不能に就いては明かに過失を必要とする旨の規定あるに拘らず、遲滞に就いては之無きにより過失を要せずと解する學説及び判例がある(川名博士、前掲書、一五五、六頁)・岡松博士、同上、三八七頁以下。明治四十年十一月二日及び同四十二年二月一日大審院判決)。然れども我が民法が原則として過失無ければ責任無しとの羅馬法の原則を採用したる點に鑑み(民四一五條、七〇九條)、更には理論上遲滞の場合と不能の場合とを區別すべき理由なきのみならず、金錢債權に關する民法第四百十九條第二項に於いて金錢債務の履行遲滞に就いては特に不可抗力の抗辯を爲し得ざる旨を規定したるは、即ち一面に於いて其の他の債務不履行に因る損害に就いては不可抗力を以て抗辯と爲し得ること、従つて履行遲滞に過失を必要とすることを示したるものと謂ふを得べく、余は積極説を以て正當と信ずる(同説、鳩山博士著、前掲「總論」、一一七、

八頁。横田博士著、「債權總論」、訂正第十五版、二三六頁。石坂博士著、前掲「債權法大綱」、九六頁以下。岡村氏著、前掲書、七五、六頁。

註四八 判例は、債務者が同時履行の抗辯権を有するときは履行を爲さざるも遲滞を生ぜざるものと爲してゐる（大正二年十二月四日大審院判決）。同説、川名博士（前掲書、一五五頁）、岡村氏（同上、七六頁）。然れども債務者が抗辯を有するも之を援用せざるに於いては遲滞の責に任ずるものと解するを正當と余は信ずる（同説、石坂博士著、前掲「債權法大綱」、九八、九頁。鳩山博士著、前掲「總論」、一一八、九頁）。

註四九 同説、川名博士（前掲書、一六八頁）、鳩山博士（前掲「總論」、一一七頁以下、一三四頁以下、一四五頁）。石坂博士（同「債權法大綱」、八三頁以下、九六頁以下、一一二頁）、岡村氏（前掲書、七一頁以下、七五頁以下、八七頁）。

註五〇 同説、石坂博士（前掲書、六〇、六一頁）、鳩山博士（同上、六五頁）、岡村氏（同、四四頁）。反對説、川名博士（前掲書、一九六頁）。

註五一 同説、岡村氏（前掲書、四四、五頁）。尤も多數説は債務不履行の時と解するも（鳩山博士著、前掲書、六五頁。石坂博士著、同上、六一頁。川名博士著、同、一九六頁）、正確ではないと思はれる。

註五二 何故に兩者の區別を爲したるか明かでない。寧ろ同様の規定を置くべきであらう。

註五三 同説、鳩山博士（前掲書、八三頁）、石坂博士（同上、六四頁）。同一趣旨の判例がある（明治三十九年十二月三日大審院判決）。反對説、岡村氏（前掲書、五三、四頁）。

註五四 同説、鳩山博士（前掲書、七二、三頁）。同趣旨の判例がある（明治四十年二月二日大審院判決）。反對説、石坂博士（前掲書、七〇、七一頁）、岡村氏（同上、四六、七頁）。

註五五 同説、石坂博士（前掲書、七二頁）、鳩山博士（同上、七五、六頁）。反對説、川名博士（前掲書、二二四頁）、岡村氏（同

上、四九頁)。川名博士は「一部ノ給付ヲ爲スモ(約スモ)とあるも誤植である。給付ノ全部ヲ爲シタルニアラス。故ニ尙ホ違約金……著者註、豫定賠償額を意味する——ヲ請求スルコトヲ得ヘシ」と論ぜられ、岡村氏は「債権者カ一部ノ辨濟ヲ受ケタル場合ニハ豫定セラレタル損害賠償ノ額ニ付テモ割合ヲ以テ計算スヘキモノト解ス」と述べられて居る。然れども之等の反對説は、全部不履行の場合に關して定めたる豫定賠償額を一部不履行の場合に債権者が請求することを得ざる點を看却したるものである。

註五六 損害賠償は、川名博士も説かるゝ如く、「債務不履行ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルニ在リ、故ニ……損害ナキニ拘ハラス尙ホ之ヲ賠償スヘシト云フハ、其自身ニ於テ矛盾スルモノ」である(岡博士著、前掲書、二二六頁)。然れども損害賠償に代へて請求し得べき金額の豫定を損害賠償額の豫定と稱したりとて實際上の不便が存せぬ。此の點楊山博士の説かるゝところが正當であると余は信ずる(岡博士著、前掲書、七七頁)。

註五七 岡村氏は、「民法第四一九條ハ金錢債務ノ不履行ニ因リテ通常生スヘキ損害ノ賠償額ヲ定メタルニ過キスシテ特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害ノ賠償額ヲモ定メタルモノニ非ス。……特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害ハ争アル場合ニ於テハ債権者ニ於テ之ヲ立証スルヲ要シ、債務者ニ於テハ故意過失ナキコト又ハ不可抗力ヲ以テ抗辯ト爲シ得ヘキコト勿論ナリ」と述べられてゐる(岡氏著、前掲書、五五、六頁)。然し通説の採らぬところである。

註五八 同説、石坂博士(前掲「民法研究」、下巻、一二五頁以下)・松本博士(同「商行為法」、三一七頁及び一九九頁)・水口博士(同「商行為法論」、七三三頁及び四三九頁)・推律氏(前掲書、二七四頁及び一八六頁)・喜安氏(同上、二二六頁及び一四九頁)・辻岡氏(同、四三六頁)・大濱氏(同、三二六頁及び二〇頁)、判例も亦た同様の見解を採つてゐる(大正二年五月十二日大審院判決)。反對説、岡松博士(前掲「無過失損害賠償責任論」、二四二頁以下)。

註五九 同説、梅博士(前掲「民法要義」、卷之三、五七頁)・石坂博士(前掲書、一二三、四頁)・大住氏(同上、一四九頁以

下)・椎津氏(同、二七四頁及び一八七頁)。反對説、村上氏(前掲書、五五四頁)・辻岡氏(同上、四三九頁及び四五二頁以下)・水口博士(同、七三二頁以下及び四三八頁以下殊に四四六頁)・青山博士(同、一八九頁及び一六八頁)・大濱氏(同、三二六頁及び二二四頁)・須賀氏(同、三一二頁以下及び二三〇頁以下殊に二三三頁)。

註六〇 同説、水口博士(前掲「商行爲法論」、七三三頁、五六〇頁及び四四〇頁以下)・大濱氏(前掲書、三二六頁、二一九頁及び二二一、二頁)。大審院もまた同一趣旨の解釋を爲してゐる(大正十四年二月二十七日同院判決)。反對説、石坂博士(前掲「民法研究」、下巻、一〇二頁以下)・松本博士(同「商行爲法」、三一七頁、一九八頁以下)・椎津氏(前掲書、二七四頁、一八四、五頁)・辻岡氏(同上、四四一頁、四五五頁以下)。

註六一 同説、松本博士(前掲書、三一七頁、二〇三頁)・水口博士(同上、七三四、五頁)・椎津氏(同、二七四頁、一八六頁)・喜安氏(同、二二六頁、一一五、六頁)。反對説、松波博士(前掲「日本商行爲法」、一〇五五頁)・辻岡氏(前掲書、四四九頁)。

註六二 茲に所謂「倉庫營業者ノ惡意」の意義に關して、専ら故意に寄託物を滅失又は毀損せしめたる場合と爲す者あれど(須賀氏述、前掲、三一八頁)、正當の見解と爲すを得ぬ。本文に説きたる如く、倉庫業者が寄託物の引渡に際して滅失又は毀損の事實を知る場合を意味するものと解さればならぬ。同説、辻岡氏(前掲書、四二四頁及び四二九頁)・水口博士(前掲「商行爲法論」、七三六頁及び五八〇頁)。

註六三 多數の學者之を主張するも、また必ずしも異説なしとせぬ。例へば、青木博士(「商行爲法」、第四版、二七九頁)・豊田氏(前掲書、三九二頁及び二六九頁)の如きは十年就な唱へられ、また大住氏(前掲書、一六九頁)の如きは、寄託物の滅失毀損に困りて生じたる責任に就いては、其の責任發生の原因が債務不履行たると不法行爲たるを問はず、總べて商法第三百八十三條の適用を受くるものと説いて居られる。

註六四 同説、松本博士(前掲「商行爲法」、三一七頁及び二〇六、七頁)、大住氏(前掲書、一六四頁以下特に一六八頁)。辻岡氏は第三説中後説を採つて居られる(前掲書、四六六頁)。その他我が國多數の學者は、縱ひ其の旗幟に多少の鮮明な缺くものあるとは雖も、第三説を採つてゐる(鳩山博士著、前掲「日本債權法各論」、九五〇頁以下。末弘博士著、同「債權各論」、一一一六頁。水口博士著、同「商行爲法論」、七三三頁、五六九頁。推津氏著、前掲書、二七四頁、一八六、七頁。喜安氏著、同上、二二六頁、一五七、八頁。大濱氏著、同、三二六頁、二二五頁。然るに岡村氏の如く請求權の競合否認論を強調する者もある(岡村氏稿、「請求權ノ競合否認論」〔法學志林、第二十卷第九號所載〕)。

其の他此の問題に就きては、左記の述作を参照されたい。

加藤正治博士稿、「契約上ノ請求權ト不法行爲ノ請求權ノ競合」〔法學志林、第十三卷第八號及び第九號所載〕。

中島博士稿、「請求權ノ競合」〔民法論文集、第三版、一一二頁以下〕。

鳩山博士稿、「債務不履行ト不法行爲トノ競合」〔法學志林、第十八卷第十二號所載〕。

註六五 安河内氏は、此の點に就き更に債權者選滞による損害賠償請求權がある旨を説かれてゐるが(前掲書、一六八頁)、余は之を、鳩山博士の述べられてゐる如く「一般ニハ損害賠償ノ請求權ナケレドモ唯債權者ノ不受領ニ因リテ生ジタル特別ノ費用ノミハ之ヲ償還セシムルコトヲ得ルモノト解」したい(前掲「日本債權法」、總論、一五二頁)。従つて梅博士(前掲「要義」、卷之三、五七、八頁)・岡村氏(前掲書、九〇、九一頁)の如き當然損害賠償請求權を認むる所説に左袒し得ざると共に、石坂博士(前掲「債權法大綱」、一一九頁)の如き常に之を認めざる所論にも與し能はぬ。

二 預證券所持人の權利

二枚證券は質權設定に依りて始めて其の分離流通を見るものなること既に述べたるところなるが、通常預證券所持人は所有權者として又質入證券所持人は質權者として夫れ々種々の權利を行使し得べく、我が商法は兩者の利害調節の爲め種々の規定を設けたのである。今先づ預證券所持人の權利を論じ、次に項を改めて質入證券所持人の權利に筆を進めたい。

(一) 預證券の再交付請求權

預證券所持人もまた、證券を滅失したるときは倉庫業者に請求して之が再交付を爲さしめ得べく、此の場合に於ける倉庫業者の記帳義務乃至は證券所持人の費用支拂義務等は總べて預・質入兩證券の再交付の場合に等しいのである。然れども此の點に就き特に留意すべきは、商法第二百八十一條の適用無きの一事である。蓋し質入證券は預證券を伴つて始めて完全なる一の倉庫證券を成すものにして、預證券のみの所持人は之を寄託物に關する完全なる證券所持人と稱し得ざるを以てである(註1)。

尙ほ茲に注意すべきは、預證券の再交付を受けたる者が第一の質權者に其の證券を提出して之に債權額等の記載を受くべき義務がなく、従つて其の記載を受けざるときは、爾後其の證券の流通により質入證券の所持人は質入を以て第三者に對抗し得られざることとなるべく(商三六七條

二項、茲に預證券及び質入證券の各所持人・倉庫業者・第一の質入裏書人の間に甚だ複雑なる關係を生ずるの一事である(註二)。

(二) 寄託物の點檢、見本の摘出及び保存處分を爲すの權利

二枚證券の特長は、質權附の寄託物を其の儘更に第三者に賣却讓渡し得るを以て尤と爲す。從つて預證券の所持人が時に見本の摘出を要するは、當然の事理に屬する。更にまた寄託物の保存上必要なる處分を爲し、また之が爲め寄託物の點檢を爲すことは、之を認むるも質入證券の所持人も倉庫業者も共に不利益を蒙るの虞がなく、而かも既述の如く特約無き以上倉庫業者が特別の保存方法を講ずるの義務を負はざるものなるが故、預證券所持人の利益保護の見地より之を認むるを宜しとする。これ即ち商法第三百七十五條の規定ある所以である。尤も預證券所持人が之等の權利を行使するには必ず倉庫業者の營業時間内に限ること前に述べたる通りである。尙ほ之が爲に要する費用其の他の點に就きても前項に述べたることを往見されたい。

(三) 證券の讓渡を爲すの權利

二枚證券の性質上、裏書交付若しくは單純なる交付に依りて預證券を讓渡し得ること勿論である。商法第三百六十四條の規定も畢竟此の見地より出でたるものに外ならぬ。

尚ほ預證券のみによりて寄託物上に第二順位の質権を設定し得るか否かは議論の存するところなるも、余は之を積極に解したい(註三)。思ふに預證券は本來寄託物の所有權乃至は返還請求權の讓渡を目的とするものにして、質権の設定は質入證券に依りて爲すを常とすべきも、二券の分離を見る時は、必ずしも預證券を以て寄託物上に第二順位の質権を設定することを認めざるものにあらずと解するを以て便利と爲す。蓋し預證券所持人が更に第二順位の質権設定を爲し資金の融通を受くるの要に迫らるゝこと、必ずしも絶無なりとは爲し能はぬを以てある。論者或ひは物権の排他性より之が不能を説くことあらむも、民法第三百五十五條は明かに同一の動産上に二個以上の質権が同時に存し得ることを定むるが故、其の非なること論を俟たぬ。遮莫之が方法に關しては商法に特別の規定なきを以て、原則として民法指圖債權の質権設定方法(民三六六條)に依るべきものと余は信ずる(商三二六四條參照)。従つて若し預證券にして選擇無記名式なるか若しくは略式裏書の爲されたる記名式若しくは指圖式のものなるときは、質権設定の意思表示を爲し單に證券の交付を爲せば足るものである(商二八二條、四四九條ノ二參照、民三六三條(註四))。然れども斯くの如きは理論上の問題たるに止まり、實際上は證券の分離流通すら殆んど其の例を見ざるどころなるを以て、極端に法律關係を複雑ならしむる此の種質権の設定が金融業者の歡迎せ

ざるところなるは、想像するに難くない。

(四) 寄託物返還請求権

既に屢述したるが如く倉庫證券は寄託物の返還請求権を表彰するものなるが故、此の證券の所持人が證券面記載の寄託物の返還請求権を有することは勿論である。然れども預證券及び質入證券を發行したる場合に於いては、質入證券の所持人が預證券面記載の寄託物に就き質権者たるの地位にあるものなるを以て、預證券のみの所持人に對し濫りに此の權利を行使せしむるときは、質権者は時に不測の損害を蒙るであらう。是を以て我が商法は原則として兩證券と引換にあらざれば寄託物の返還を請求し得ざることゝ爲したのである(商三七九條)。故に預證券の所持人は、其の債務が履行期にあるときは、原則として倉庫業者の營業所に於いて質入證券所持人に對し債務の履行を行ひ質入證券の返還を受け(商三六七條ノ三)(註五)、茲に完全なる倉庫證券の所持人となり、前に述べたる如く隨時寄託物の全部若しくは一部に就いて出庫を爲し得ることゝなる。

然るに債務履行前にありては、此の商法第三百七十九條の原則によるときは、預證券所持人が質入證券所持人の所在不明なる爲に、若しくは其の所在判明するも質入證券所持人が債務の辨済を受くることを欲せざるが爲め、遂に空しく債務履行期を待たざるを得ぬことゝなり(註六)、斯く

ては取引の簡易迅速を尙ぶ實際上の要求に背反するの不都合を生ずる。之れ預證券所持人の甚だ不便とするところにして、延いては證券の流通を阻害するに至る虞が存する。故に商法は是に鑑みて特に便法を設け、預證券所持人に質入證券に記載されたる債権の辨濟期前と雖も其の債権の全額及び辨濟期までの利息を倉庫業者に供託して寄託物の返還を請求し得しむることとしたのである(商三八〇條)(註七)(註八)。而して預證券には必ず債権額及び其の利息並びに辨濟期が記載せられあるを以て(商三六七條二項參照)、倉庫業者は預證券及び之等の金額並びに保管料・立替金其の他の費用と引換に寄託物の返還を爲すこととなる。斯くして質入證券の所持人は供託金の上其の權利を有するの結果となり(商三八〇條ノ三第一項、民三五〇條、三〇四條參照)、何等其の利益を害さることがないのである(註九)。

又預證券の所持人が時に債務の履行期前寄託物の一部出庫を欲することがある。而して此の場合質入證券所持人の利益を害せざる限りに於いて預證券所持人に寄託物の一部出庫の請求權を認むるは、右に述べたる全部出庫の場合に於ける便法と同様に、預證券所持人の利益を保護することとなり、其の結果は倉庫證券の流通を圓滑ならしむる所以ともなる(註一〇)。之れ改正商法第三百八十條ノ二及び三が一部出庫に關する規定を設くるに至つた理由である。今其の定むるところ

を見るに、

a 寄託物が同種類にして同一の品質を有し且つ分割することを得べき物なること

b 預證券の所持人が一部債権額及び其の辨濟期までの利息を供託すること

の二條件が具備せられて、始めて預證券所持人に寄託物の一部出庫の請求権が生ずるのである。

此の場合多少疑問となるは、茲に所謂利息とは全債権額に對するものなりや將た一部債権額に對するものなりやといふことにして、學說の未だ一致を見ざるところに屬する。一般には、債務者の爲に存する期限の利益を拋棄するものなるを以て、預證券所持人は全債権額に對する利息を供託するを要する、と説かるゝも(註一)、倉庫證券を利用する商人の多數は畢竟金利の差額を目的とするものなるを以て、出庫すべき一部寄託物の擔保せる一部債権額の利息を供託せしむること商取引の實際上の要求に合致すべく、而かも債権者たる質入證券の所持人は供託金の上に權利を有することゝなり(商三八〇條ノ三)、之が爲め何等の損害をも負擔せざる理である(註二)。

斯くして一部出庫の請求ありたるときは、倉庫業者は出庫部分に對する自己の保管料・立替金及び其の他の費用を請求すべく(商三七七條)、若し預證券の所持人にして之等の支拂を爲さざるときは、倉庫業者は出庫の請求に應ぜず受寄物を留置し得ること囊に述べたる如くである(民二

九五條以下、三二一條(註一四)。

尙ほ倉庫業者は斯くして一部出庫の請求に應じたるときは、供託を受けたる金額及び返還したる寄託物の數量を預證券に記載して之を返還すると共に、其の旨を自己の帳簿に記載するを要する(商三八〇條ノ二第一項)。

斯くの如き一部出庫は預證券所持人の便宜の爲に特に定められたるものなるを以て(註一四)、保管料・立替金其他寄託物の直接負擔せる費用以外に特に一部出庫の爲に要したる人夫賃・改装費其他の手續費用は、當然に預證券所持人の負擔すべきところである(商三八〇條ノ二第二項)。

更に又倉庫業者の信用にして不確實なるときは、預證券所持人の供託したる一部若しくは全部の債権元利息を費消するの虞がある。是に於いてか強者の地位に立てる債権者は供託主義に依るを欲せず、從來多く債務者をして債権を辨濟せしめ、其の都度相當額の質権を解除して、倉庫業者に擔保品たる寄託物の一部出庫を命じたる貨物内出請求書なるもの——全部出庫の場合は質入證券——を預證券所持人に交付する所謂辨濟主義が行はれたやうである(註一五)。

斯くして一部出庫を爲したる後も、理論上は證券の流通を爲し得べき筈なるも、其の法律關係愈々複雑を加ふるを以て、實際上は爾後證券の流通を見るが如きことは無いであらう。

最後に附言したきは、此の供託一部出庫の便法が、單り分離流通を爲しつゝある預證券のみの所持人に就いて規定せられたるものなるが故、兩證券共之を質權者に交付したる場合には其の適用なきこと之れである(註一六)。

(五) 損害賠償請求權

預證券所持人は倉庫業者の債務不履行若しくは不法行爲に因りて蒙りたる損害を賠償せしめ得ること、兩證券の所持人と同様である。又逆に寄託物の性質又は瑕疵に因りて倉庫業者に損害を蒙らしめたる場合に於いて之を賠償するの義務あることも、勿論である。

註一 同説、安河内氏著、前掲書、二五七頁。

註二 喜安氏著、前掲書、二一四頁以下。

要するに斯かる疑議の生ずるは、我が商法の不備に基づくものなるが故、質權設定に就いては倉庫業者をして署名せしめ、倉庫證券の移轉の都度之を倉庫に通知せしむべしと説く者あるは(花岡博士著、前掲書、一〇八頁以下)、一應尤もの事である。

註三 同説、松波博士(前掲「日本商行爲法」、一一一頁以下)・花岡博士(前掲書、六四頁以下)・大住氏(同上、八六頁以下)。

註四 反對説、水口博士(前掲「商行爲法論」、六八九頁)・志田博士(同上、四二九頁)・須賀氏(同、三四一頁)。

註五 之れ兩證券が裏書又は交付に依りて離轉せられ、爲に債權者及び債務者が互に相手方の何人たるや又其の營業所若し

くは住所の何處なるやを知らざるを常とするを以てある(松本博士著、前掲「商法改正法評論」、一四四頁)。故に本條は單に債務履行の場所に就き原則を示したるに止まり、債權者債務者直接に任意の場所に於いて債權の辨濟を爲すも支障なきものと解さればならぬ(同説、齊藤氏著、前掲書、二四頁)。従つてまた内池博士・安河内氏等の説かるゝ本條に伴ふ不便憂慮の所論の如きは(内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二七五、六頁及び安河内氏著、前掲書、一三七頁以下)、余は全く不要のものと思ふ。

陸六 民法に於いては期限は債務者の利益の爲に定めらるゝを原則とすれども(民一三六條參照)、此の場合に於いては債權者即ち貸入證券所持人の爲にも存するものと解さればならぬ。

陸七 茲に「貸入證券ニ記載シタル債權ノ辨濟期」とありて「預證券ニ記載シタル辨濟期」となけれども、預證券の所持人は既述の如く貸入證券に如何なる記載の存するやを知り得ざるものなるが故、貸入證券と預證券との記載に相違ある場合に於いても常に預證券面の記載に依るべきは、商法第三百六十七條第二項の規定に依りて明かである。同説、椎津氏(前掲書、二七六、七頁)・齊藤氏(同上、五六、七頁)・喜安氏(同、二二六頁)・安河内氏(同、一三一頁)。反對説、水口博士(前掲書、七〇一、二頁)。債權額及び其の利息に就いても同様である。従つて利息は出庫請求の時までの利息の供託を以て足るものではない(水口博士著、上掲、七〇一頁)。

陸八 供託は必ず出庫を請求すべき倉庫に之を爲すを要し、銀行其他に供託するも寄託物返還請求權行使の爲の供託としては完全ではない(齊藤氏著、同上、五七、八頁)。

尙ほ齊藤氏は「供託ニ關シテハ民法第四百九十五條第四百九十六條ノ適用ヲ受クルコト當然ナリ」と説かるゝも(同上、五八頁)、余は之を消極に解する。

陸九 商法第三百八十條ノ第三項と民法第三百五十條及び第三百四條の規定とは同一趣旨のものである。然るに、前者に

所謂「供託金ハ債務辨濟ノ爲メニ供託シタルモノナルカ故ニ質入證券ノ所持人ハ質權實行ノ手續ニ依ラスシテ直接ニ倉庫營業者ニ對シ其返還ヲ請求シ得ヘキモノト解セサル」を得ざるが故に、後者に於ける「擔保物權ノ所謂物上代位性ト同シカラス」と説く者がある（大濱氏著、前掲書、三一七、八頁）。然れども斯くては商法第三百八十條ノ第二項と第三百八十條ノ第三項との關係を説明すること能はざるに至るべく、寧ろ反對に質權が「供託金ニ及フモノニシテ辨濟期ニ至リ其供託金ニ付キ質權ヲ行使シ優先辨濟ヲ受クルコトヲ得ルモノ」と解するを正當とする（同説、水口博士著、前掲「商行爲法論」、七〇二頁及び七〇四頁、柳川氏著、前掲書、五六三頁）。

註一〇 内池博士は、擔保が不可分なるを以て原則と爲すと、品質の異同乃至は分割の可能・不可能の別別し難きとに基づいて、此の一部供託出庫の便法を難ぜられたが（東京經濟雜誌第一千四百五十二號所載の博士論文「倉庫證券規程修正問題」）、却つて之を稱揚する者が多いやうである。例へば左記の如き之に屬する。

毛戸博士稿、「倉庫證券論」（京都法學會雜誌第一卷第十號所載）。

松本博士著、前掲「商法改正法評論」、一四七、八頁。

註一一 左記の如き何れも之を説いてゐる。

松波博士著、前掲「日本商行爲法」、一一〇九頁。

辻岡氏著、前掲書、三〇六、七頁。

小林氏著、同上、一七三頁記載例。

註一二 同説には左記がある。

花岡敏夫博士稿、「一部出庫ニ關シ改正商法第三八〇條ノ二と同第三八三條ノ三トヲ比較對照セントス」（國民經濟雜誌第十一卷第五號所載）。

水口博士著、前掲「商行爲法論」、七〇三頁。

安河内氏著、前掲書、一三二、三頁。

註一三 保管料は預証券に記載しあるを以て明白なれども、立替金及び其の他の費用に就きては、必ずしも常に倉庫業者が
出庫請求者たる預証券所持人に對し之が請求權を有するものと爲すを得ぬ。然れども此の問題に就きては既に本編第二
章第二節に於いて述べたるを以て、茲には再論の煩を避けよう。

註一四 従つて辨濟期到來後一部のみの辨濟を爲し當然に一部出庫を請求し得るものと稱し能はぬ(水口博士著、前掲書、
七〇四頁)。但し倉庫業者と質権者との間に於いて特約あるときは、此の限りではない。

註一五 内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二七四頁。また岡野博士も供託は供託所に爲さしむるを可とする旨説いて居られ
る(博士著、前掲書、三二一頁)。

尙ほ此の方法に於ける倉庫業者と金融業者との間に於ける一部出庫に關する特約を無効と爲す者あれども(岡本氏稿、
商業及經濟研究第九冊所載の前掲論文)、當事者間に於いては余は之を有效であると解する。

註一六 従つて供託一部出庫の制度を廣く一般の寄託者——若しくは之に相應する者——に適應するやう、商法の一部改正
を行ふべき旨説く者がある(内池博士稿、國民經濟雜誌第十卷第一號所載「倉庫規定修正案ヲ評ス」及び同誌第十一卷
第二號所載「倉庫證券規定ノ改正ト二枚一枚附意制」)。然し質権者に對し兩證券共之を交付するが如きは、夫れ自體發
券主義の精神に背馳するものと謂ふべく、従つてまた複券主義を認むる以上斯くの如き修正を不要なりと爲さればなら
ぬ。

三 質入證券所持人の權利

質入證券は、既述の如く質權設定以前に於いては常に預證券に添へて之を流通すべく、殆んど其の意味無きに似たれども、一度び質入裏書が行はれ預證券と分離するに到るときは、爰に潜在假眠を續けし本来の效力を發揮するものである。

(一) 質入證券の再交付請求權

質入證券の所持人も亦た預證券の所持人と同様に、或ひは民事訴訟法第七十七條以下の規定に依り若しくは商法第三百六十六條の規定に従ひ、滅失したる證券の再交付を倉庫業者に請求し得るものである。而して費用等の點に就いても前の場合と同様である。

然れども特に茲に注意すべきは、新證券には債權額等の記載無きを以て質權を實行するに由なきの一事である。また同様に第二以下の裏書も亦た記載せられざるを以て償還請求を爲し得ざることとなり、再交付を受くること自體が全く無意義に終ると謂はねばならぬ(註一)。従つて此の場合、商法第三百六十六條の規定によりて證券の再交付を受けむよりも、民事訴訟法の規定に従ひ公示催告の手續によりて除權判決を得るを得策とする。之れ蓋し公示催告の手續によりて除權判決を得るときは、少くとも裏書人に對する償還請求權を喪失すること無きを以てとある(註二)。

(二) 寄託物の點檢を爲すの權利

質入證券の所持人は寄託物の上に質権を有するものなるが故、自衛上常に其の状態に注意しなければならぬ。此の點に於いて預證券所持人と何等異なるところが存せぬのである。之れ商法第三百七十五條第二項に於いて質入證券所持人にも亦た此の權利を認めたる所以なのである。然るに特に見本摘出及び保存行爲を爲すの權利は質入證券の所持人に認めざることとした。之れ思ふに質入證券の所持人は單に寄託物の上に質権を有するに止まり、從つて見本を摘出して他人に寄託物を讓渡する必要なく、更には保存行爲を爲さむと欲して預證券の所持人と意見を異にするが如きこと無からしめむとしたのである。此の點に就き、或ひは立法論として、見本の摘出を認め、更に寄託者又は預證券所持人の之れを禁ぜざる限り保存行爲を認むべしと説く者あれども(註三)、前者に就いては質入證券の流通に就き其の必要を認めず、また後者に就いては預證券所持人の承諾を受くるときは、現行法の下に於いても委任の方式に依り、尙ほ有效に爲し得べしと信ずるが故、之亦た其の必要がないと思ふ(註四)。

(三) 證券の讓渡を爲すの權利

此の問題に關しては、本章第三節に於いて既に述べたるを以て、茲には之を省略する。

(四) 寄託物上の質権

質入證券に第一の質入裏書を爲し質權設定を爲したるときは、其の被裏書人は何等寄託物の引渡を受くることなくして尙ほ有効に寄託物の上に質權を取得するものである（商三六七條一項、三六五條、三三五條）。然れども之れ質權設定者たる預證券の所持人に對する關係に於いてのみ然るものにして、質權設定者以外の第三者即ち預證券の取得者並びに倉庫業者に對しては、更に第一の質權者が質入證券に記載されたる債權額等を預證券に記載して之に署名するにあらざれば質權を以て對抗し能はぬことは（商三六七條二項）、既に本章第三節に於いて詳述したるところである。而して第二以下の裏書は質入裏書にあらざして、質權讓渡の裏書である。即ち證券に表彰する質權、從つて債權及び之を擔保する寄託物の占有移轉の效力を生ずるものにして、其の被裏書人たる質入證券の取得者が常に寄託物の上に質權を有するものなること明瞭である（商三六八條以下）。従つて倉庫業者が商法第三百八十一條の規定に依りて寄託物を競賣したるときは、質入證券所持人の權利は競賣代金の上に存することとなり、また債權の辨濟期前預證券の所持人が債權額及び其の利息の全部若しくは一部を供託して寄託物の出庫を爲したる場合に於いては、其の供託金の上に質權を有することとなる（商三八〇條ノ三第一項）。若し又寄託物の滅失毀損に因りて或ひは保険金の支拂となり若しくは損害賠償あるときは、之等の上にも及ぶべきは當然であ

る(民三五〇條、三〇四條)。蓋し質權は其の目的物の滅失毀損に因りて受くべき金錢の上にも之を行ひ得べきを以て原則と爲すからである。

(五) 債權辨濟請求權

質入證券の所持人は、既述の如く證券に表彰さるゝ質權の取得者として其の證券面記載の目的物を以て擔保さるゝ債權を有するものなるが故、質權を實行して債權の辨濟を受け得べきこと勿論である。従つて又同時に其の債務者に對して債權の辨濟を請求し得べきものである。然るに改正前の商法にありては、預證券が第一質入裏書を爲したる者の手を離れ輾轉流通するときに、右債務者が第一質入裏書人なりや或ひは預證券の取得者なりや多少の疑義があつたのである。即ち岡野博士の如きは預證券の所持人を以て此の場合の債務者なりと爲されたるも(註五)、松本博士の説かるゝ如く特別規定無き限り預證券の取得者が當然債務を引受くべき理由が存せぬ。預證券の取得者は、寄託物上に質權あることを知りながら之を讓受けたるものなるを以て、時に其の寄託物の負擔を濫除する爲に進んで債務の履行を爲すことありと雖も、其の預證券讓受人たるの故を以て他人が負ひたる債務に就き責に任ずるの謂はれなく、又改正前の商法第三百七十二條及び第三百七十四條には「債務者其他ノ裏書人」とありて債務者が質入證券の裏書人の一人たるべきこと

を明示したるを以て、改正前の商法の解釋としては第一質入裏書人を以て質入證券の債務者とするを正當としなければならぬ(註六)。然はれ雖つてまた考ふるに、實際上に於いて質權設定者たる第一質入裏書人が既に預證券を第三者に讓渡して自己が其の所有權者にあらざる時は、縱ひ其の債務の不履行に因り寄託物を競賣せらるゝも、寄託物に關して利害關係を有せざるが故何等痛痒を感ぜざると共に、他方預證券の取得者は他人の債務の爲に自己の寄託物上に質權の設定があることとなり、其の實行が重大なる影響を有することは勿論、更に其の證券の記載によりて寄託物に質權の設定せられあることを知りて之を取得したるものにして、其の競賣を免れむには結局債務を辨濟するを要する地位に在るものである。之れ改正商法第三百六十七條ノ二が「預證券ノ所持人ハ寄託物ヲ以テ預證券ニ記載シタル債權額及ヒ利息ヲ辨濟スル義務ヲ負フ」と規定して、此の疑義を一掃し併せて證券の實效を期したのである。

斯くして質入證券の所持人は預證券の所持人に對し辨濟期に債權の辨濟を請求し得るものなれども、質權設定者にあらざる預證券の所持人は法律の規定に依りて、債權債務の原則の例外として物的有限の債務の辨濟を爲すの義務を負ふものである(註七)。即ち其の義務は寄託物の價額を以て限度と爲し、寄託物以外の財産を以て辨濟を爲すの義務が無く、従つて又保管中に寄託物の滅

失あるときは辨済を爲すの必要無きものである(註八)。又其の辨済すべき金額は預證券に記載される債権額及び其の利息なるを以て、質入證券記載の金額より小なるときは其の差額に就いて何等の責をも負はぬのである(商三二七條二項參照)。従つて預證券の所持人は、自ら進んで債務の辨済を爲すか或ひは退いて質権の實行を受くるかに就き、選擇の餘地を與へられたるものと謂はねばならぬ。

尙ほ債権辨済の場所が倉庫業者の營業所なることは、既に説述したるところに屬する。

質入證券所持人の預證券所持人に對する請求權は、辨済期より一年を経過したるとき時效に因りて消滅する(商三二七條)。

(六) 寄託物の競賣請求權

質入證券の所持人は、寄託物の上に質権を有するものなるが故、辨済期に到り預證券の所持人より債務の支拂を受けざるときは、寄託物を賣却して其の賣却代金より優先辨済を受け得ること勿論である(民三四二條)。但し之を爲すには、次の前提を必要とする(商三六八條、三六九條)。

a 辨済期に債権の辨済を受けざること

即ち質入證券の所持人が辨済期に辨済の場所に於いて預證券の所持人に辨済を求めむとしたる

に、預證券所持人が積極的に支拂を拒絶したるか、若しくは消極的に其の倉庫業者の營業所に
出頭せず而かも其の他の事由によりて、支拂を受け得ざりしことを必要とする。之れ即ち質權
實行の實質的條件に外ならずして、其の支拂は通常は債權額及び其の利息に及ぶべく、若し預
證券所持人が辨濟期既に債權額及び其の利息の一部を倉庫業者に供託して、同種類同品質の
分割し得べき寄託物の一部を出庫したるか、若しくは辨濟期に同一前提の下に一部の辨濟を爲
したる場合に於いては、其の殘部に就いてのみ質權の實行を爲し得ること論を俟たぬ。

b 支拂拒絶證書の作成ありたること

之れ即ち質權實行の形式的條件である。而して茲に支拂拒絶證書とは質入證券の所持人が債權
の辨濟を受けざる事實を確定する唯一の公證文書にして、之が作成の手續・形式等は總べて手
形に關する規定に依るべきものである。従つて普通は債權辨濟の場所たる倉庫業者の營業所に
於いて之を作成すべきも(商三六八條、四九〇條、三六七條ノ三)(註九)、特に債權辨濟の場所を
定めたるときは其の場所に於いて之を作成すべく(商三六八條、四九〇條、四五四條、四七二
條、五二九條)、質入證券所持人の請求に基づいて公證人若しくは執達吏之が作成を爲すもの
である(商三六八條、五一四條)。また支拂拒絶證書には、(一)拒絶者及び被拒絶者の氏名又は

商號、(二)拒絶者に對する請求の趣旨及び拒絶者が其の請求に應ぜざりしこと、拒絶者に面會すること能はざりしこと、(三)前號の請求を爲し又は之を爲すこと能はざりし地及び年月日、(四)法定の場所外に於いて拒絶證書を作るときは、第一質入裏書人が之を承諾したること(商三六七條ノ三參照)、(五)拒絶證書作成の場所及び年月日の五事項を記載して、公證人又は執達吏之に署名捺印するを要する(商三六八條、五一五條)。尤も預證人所持人の何人なるやが質入證券の所持人に知り得ざること常なるべく、此の場合には其の記載を要せざるものと解さねばならぬ(註一〇)。支拂拒絶證書の作成方式に就いては、質入證券又は附箋によりて之を爲すべく(商三六八條、五一五條ノ二)、又其の記載方法に就いては、質入證券によりて之を作成する場合には上掲事項は其の裏面に記載したる事項に接續して之を記載すべく(商三六八條、五一五條ノ五第一項)、附箋によりて爲すときは作成者其の接目に契印を爲すべきものである(商三六八條、五一五條ノ五第二項)。又其の作成すべき通數は、一通を以て足るのである(商三六八條、五一六條)。尙ほ注意すべきは、此の拒絶證書の作成が質權實行の條件にして、保全條件にあらざるの一事である。詳言すれば、拒絶證書の作成は、質權實行の爲の條件としては其の作成時期に制限なきものにして、辨濟期日若しくは其の後二日以内に之を作成せしむるの必

要なく、唯だ裏書人に對する逕及權を行使する爲には辨濟期日後二日以内に作成するを必要とするのみにして、其の期日經過後の爲に競賣請求權を喪失するものではないのである(註一)。

思ふに法律が斯くの如く質權實行の條件として一定の公證方法に依り一定の公吏として證明せしむることゝ爲したるは、此の場合の質權實行が次に示すが如く寄託物の競賣を伴ひ、從つて預證券所持人をして寄託物に對する權利を喪失せしむるのみならず、寄託物の競賣代金によりて辨濟を受け猶ほ不足あるときは、質入證券の裏書人をして之が支拂の責に任せしむるに至り、其の利害關係の及ぶ範圍頗る廣汎なるを以て、預證券所持人の債務の不履行を質入證券所持人の書證若しくは人證に依らしむるの、甚だ危険なるを以てである。

c 拒絶證書作成の日より一週間を経過したること

之れ即ち質權實行の時期に制限を加へたるものにして、預證券所持人は之によりて拒絶證書作成の日より一週間の猶豫を與へらるゝことゝなり(註二)、此の期間中に債務の辨濟を爲し質權の實行を免れ得べく、延いては質入證券の所持人も亦た損失を蒙るが如きこと無かるべく、依つて以て預證券所持人の利害と質入證券所持人の利害とが調和せらるゝことゝなる。尙ほまた一週間經過前に請求を爲し、期間後に質權の實行を爲さしむるは、何等妨ぐるところではない。

以上の條件を具備したる質權實行の請求は正當にして、之を倉庫業者に對して爲すを要し（商三六九條以下）、倉庫業者は遲滞なく執達吏をして競賣法の定むるところに従つて其の寄託物を競賣せしむるものである（同法一條乃至二一條特に三條）。斯くの如く商法は、質入證券所持人の有する質權の實行は必ず競賣に依るべきものと爲したるを以て（商三六九條以下）、寄託物の競賣に代へて其の引渡請求を爲し得ざるものと謂はねばならぬ（註一三）。然るに質入證券所持人が次に述ぶるが如く競賣代金を以て辨濟を受け猶ほ不足あるときに、其の裏書人に對して不足額を請求し得べきも（商三七二條）、之が爲には拒絶證書作成の日より二週間に寄託物の競賣の請求を爲すを要し（商三七三條）、競賣人たるべき執達吏は倉庫業者の委任を受けて直ちに競賣の日時を定め（競賣法三條、六條）、之を公告し（同七條）、五日以上の期間を経て競賣するものである（同九條）。斯くして、質入證券所持人をして拒絶證書作成の日より一週間乃至二週間に於いて競賣の請求を爲さしむるが如きは、物價の高低を考慮するの餘地無からしむるものにして、勢ひ寄託物を低價に賣却せしめ、預證券所持人をして速かに寄託物に對する權利を喪失せしめ、更には質入證券裏書人の償還義務を重からしむることとなり、遂には二枚證券流通の圓滑を缺かしむるに至るであらう（註一四）。是を以て、或ひは取引所の相場ある物品の場合に於いては宛も問屋の介入權（又は

自役権ともいふに於けるが如く(商三一七條) 質入證券所持人をして取引所の相場を以て寄託物の引渡を受くるを得しめ、又或ひは内池博士の説かるゝ如く商人殊に取引所取引員の如きに託して賣却するを得しむるの便法を定むべきものと余は思ふ(註一五)。

さて競賣代金は倉庫業者に於いて如何に之を處分すべきか、商法は争を避けむが爲に之に關する規定を置いた(商三七〇條)。即ち先づ倉庫業者は、左記に就いて先取特權を行使し得る(民三三四條の例外)。

- a 競賣に關する費用例へば競賣委任狀の作成費用、公告費用、競賣施行の費用、高價品の場合に於ける鑑定人の費用、競賣調書及び競賣計算書等の作成費用等
- b 受寄物に課すべき租税例へば輸入税・消費税等
- c 保管料其の他保管に關する費用及び立替金

次に右列擧の金額を控除して生じたる競賣代金の殘額は、質入證券と引換に其の所持人に支拂ふべく、其の所持人は債權額及び其の利息並びに拒絶證書作成の費用に就きて其の請求を爲し得るのである。斯くて最後に之等の金額を控除して猶ほ餘剩あるときは——斯くの如きは稀有に屬するであらう。之れ斯かる場合は預證券所持人が進んで債務の辨濟を爲すべきを以てとある——

倉庫業者は之を預證券と引換に其の所持人に支拂ふべきものである。然はれ若し前に述べたる如く預證券によりて二次的に質權の設定を爲したるときは、其の質權者其の質權設定者に優先すべきは論を俟たざるところである(民三五五條)。之に反して競賣代金を以て質入證券に記載される債權の全部換言すれば債權額並びに其の利息及び拒絶證書作成の費用を辨濟すること能はざりし場合に於いては、倉庫業者は其の支拂ひたる金額を質入證券に記載して其の證券を返還し、且つ其の旨を帳簿に記載するを要する(商三七一條(註一六)。之れ債務の完済無きに因り、質入證券所持人が次に述べべき其の不足額の請求を爲すに就き、雷に證券を所持すべきのみならず、更に其の債權の範圍を明確ならしむるの要あるが爲に外ならぬ。

尚ほ以上述べたる質入證券所持人の預證券所持人に對する請求權は、辨濟期より一年を經過したるとき時效に因りて消滅する(商二七四條)。

(七) 裏書人に對する不足額償還請求權

普通、銀行等が寄託物の如きを擔保として貸付を爲すときは、其の額凡そ擔保品の時價の六七割高きも八割を出でぬやうである。従つて倉庫業者の優先辨濟を受くべき諸項目の金額を控除するも、猶ほ其の殘額を以て裕に質入證券所持人の全債權額の辨濟を爲し得べき筈なるも、時に財

界の變動に因り意外の價格下落を見ることあり、又天災其の他の不可抗力に因り寄託物の滅失毀損を生ずることあり、而かも預證券所持人が債務の辨濟を忘るは寄託物の價額を以て債務の辨濟を爲し得ざる場合なるべく、從つて寧ろ競賣代金を以て質入證券所持人の全價權を完済し得ざるが常であらう。然るに預證券所持人は既に述べたる如く物的有限の責任を負擔するに止まるを以て、斯かる場合は質入證券所持人に其の裏書人に對し不足額の償還請求を爲し得るものとし、以て其の利益を保護し其の債權の確保を講じなくてはならぬ。之れ商法が第三百七十二條第一項に「質入證券ノ所持人ハ先ツ寄託物ニ付キ辨濟ヲ受け尙ホ不足アルトキハ其裏書人ニ對シテ不足額ヲ請求スルコトヲ得」と規定したる所以である。思ふに質入證券の裏書人は、其の被裏書人に對し債務を負ひ質權を設定し、若しくは質權附債權を讓渡するものなる故、預證券所持人を以て物的有限責任者と爲す以上、質入證券の裏書人が手形の裏書と同様に償還義務を負擔するものと爲さざる限り、到底質入證券の圓滑なる流通を期することが出来ぬであらう。

さて質入證券の所持人が此の裏書人に對する遡及權——或ひは償還請求權とも謂ふ——を行使するには、左の條件を必要とする。

a 寄託物に就き完全なる辨濟を受け得ざりしこと

質入證券所持人が寄託物に就き預證券所持人より辨濟——通常の場合たると競賣代金によりたる場合たるを問はず——を受け、殘存債務無きときは、質權の消滅と共に債權の消滅を見るものにして償還請求の餘地が存せぬ。従つて質入證券所持人が償還請求を爲さむには、必ずや完全なる辨濟を得ざりしことを前提とする(商三七二條)。

b 支拂拒絶證書を作成したること

質入證券所持人が前者に對し償還の請求を爲さむには、支拂拒絶證書の作成を必要とし、之を作成せしめざる場合に於いては前者に對する請求權を喪失する(商三七三條)。のみならず、之が作成は辨濟期日及び其の後二日以内——但し休日除外——に於いて爲すを要し、時期に後れて爲したるときは其の作成の效力を生ぜざるものである(商三六八條、四八七條二項)(註一七)。

c 寄託物の競賣を法定期間内に請求したること

質入證券所持人が前者に對し償還の請求を爲さむには、更に拒絶證書作成の日より二週間内に寄託物の競賣を請求したることを必要とし、若し其の期間内に競賣を請求せざりしときは前者に對する請求權を喪失するものである(商三七三條)。尤も其の請求が二週間内に爲さるれば只り、競賣の實施が其の期間中に爲されたるや否やは問はぬのである。尙ほ又其の請求期間は前

者に對する償還請求權保全の期間たるに止まり、二週間を經過して爲したる競賣の請求と雖も預證券所持人に對しては有效なること勿論である。

以上の條件存するときは、質入證券の所持人は寄託物の競賣代金を以て爲したる債權の辨濟不足額に就き、裏書人に對して求償し得るものである。

不足額償還の義務者は質入證券の裏書人である。詳言すれば常に第一質入裏書人に止まらず更に質入證券を裏書に依り譲渡したる中間裏書人も含むものにして、之等裏書人は各獨立して辨濟の責任を負ふものである(商三七二條、四八七條ノ二乃至四八八條ノ二)。而して其の請求を爲し得る者は、最終の質入證券所持人を以て第一次と爲すべきも、第二次には後者に對して償還金額の辨濟を爲したる裏書人にして、更に其の前者に對して其の償還金額の辨濟を求むべく、斯くて質權設定者たる第一の質入裏書人に及ぶものである。然はれ、第一質入裏書人が自己の前者たる預・質入兩證券の讓渡者若しくは預證券現所持人に求償し得ざることを勿論である。之れ兩者何れも分離したる質入證券の前者ならざるを以てである。

前者に對する不足額償還請求の手續は、手形法の規定に依るべきである(商三七二條二項)。即ち先づ質入證券所持人は寄託物に就き辨濟を受けたる日(註一八)又は其の後二日以内に其の直接の

前者に對して不足額償還請求の通知を發すべく(商三七二條二項、四八七條ノ二)、又裏書人が其の後者より償還請求の通知を受けたるときは、其の直接の前者に對し通知を受けたる日又は其の後二日以内に償還請求の通知を發すべきものにして(商三七二條二項、四八八條)、斯くて順次第一質入裏書人に及ぶものである。而して茲に注意すべきは、此の期間には拒絶證書作成の期間に於けるが如き休日不算入せざる旨の規定無きことである。質入證券所持人若しくは其の裏書人が、其の前者の何れに對しても此の償還請求の通知を怠りたるときは其の前者全員に對して、又其の直接の前者にあらざる前者に對して償還請求の通知を發したるときは其の後者に對して、之に因りて生じたる損害を賠償する責に任じ、且つ利息並びに費用の償還を請求する權利を失ふ(商三七二條二項、四八八條ノ二)。但し其の直接の前者たる裏書人が裏書を爲すに當り裏書地を記載せざりしときは、償還請求の通知は其の者の直接の前者に對して爲すを要し、裏書地を記載せざりし裏書人に對しては之を必要とせぬのである(商三七二條二項、四八八條ノ三第一項)。従つて此の裏書地を記載せざりし裏書人に對しては、通知を缺くも利息及び費用の請求を妨げられず、又損害賠償の義務を負ふことがないのである(商三七二條二項、四八八條ノ三第二項)。而して通知の方法に就いては制限無きを以て、苟くも通知を受くべき者に到達すべき方法を以てすれば足

るものにして、若し質入證券の所持人又は裏書人が其の前者に對し各所定——商法第四百八十七條ノ二又は第四百八十八條の——期間内に書面を發送したる事實あるときは、其の事實に就き通信官署又は公衆通信取扱所の證ある場合に、其の書面は之を償還請求の通知書と推定される（商三七二條二項、四八八條ノ四）。尙ほ又此の通知に關する順序的通知主義と償還自體の跳躍を許すこととは全然別箇の觀念である。

償還金額に就いても亦た手形法の規定に依るべきものである。即ち質入證券所持人は、左の金額に就いて其の何れの前者に對しても之が償還を請求し得るものである（商三七二條二項、四九一條一項）。

a 辨濟を受けざりし不足額及び其の辨濟期以後の法定利息

b 拒絶證書作成の手数料其の他の費用

又償還の請求を受けたる裏書人は、更に左の金額に就いて其の前者に償還請求を爲すこととなる（商三七二條二項、四九二條一項）。

a 其の後者に支拂ひたる金額及び其の支拂の日以後の法定利息

b 其の支出したる費用

斯くして遂に第一質入裏書人に到るべきものなるも、若し之等の場合に於いて償還の請求を受ける者の營業所又は住所の所在地が支拂地と異なるときは、支拂地より償還の請求を受ける者の營業所又は住所の所在地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場によりて償還金額の計算を爲し、若し又支拂地に於いて右の相場無きときは、償還の請求を受ける者の營業所又は住所の所在地に最も近き地に宛て、振出したる一覽拂の爲替手形の相場に依るべきものである（商三七二條二項、四九一條二項、四九二條二項）。

償還の方法は、質入證券・支拂拒絶證書及び償還計算書と引換に之を爲さしむべく（商三七二條二項、四九五條一項）、又償還を爲す者は之を受くる者をして償還計算書に償還を受けたる旨を記載せしめ、且つ之に署名せしめ得るものである（商三七二條二項、四九五條二項）。

以上、質入證券所持人の其の裏書人に對する請求權は寄託物に就き辨濟を受けたる日より六箇月、償還を爲したる裏書人の其の前者に對する請求權は償還を爲したる日より六箇月を経過したるときは、夫れ、時效に因りて消滅する（商三七四條）。之れ質入證券記載の債權の支拂を確保する爲め負はしめたる證券裏書人の責任を緩和せむとするものである。

（八） 損害賠償請求權

買入證券所持人も亦た、寄託物の上に質権を有し利害關係淺からざるを以て、倉庫業者の債務不履行若しくは不法行為に因りて損害を受けたときは、之を賠償せしめ得ること勿論である。

註一 喜安氏著、前掲書、二一五頁及び水口博士著、前掲「商行為法論」、六九八、九頁參照。

猶ほ此の點に就き、須賀氏は「買入證券ノ再交付アリタル場合ニ於テハ其再交付ヲ受ケタル所持人ハ新ニ發行セラレタル買入證券ニ原證券ニ記載セラレシト同一ナル債權額其利息及ヒ辨濟期ヲ記載シテ第一裏書ヲ爲スヘシ」と説かるゝも(同氏述、前掲書、三三六頁)、余は買入證券所持人の斯かる記載が何等の效力をも有せざるものと信するが故、此の説述の如何なる趣旨に基づくものなるや解するに苦しむ。蓋し氏も別の箇所に於いて説かるゝ如く、「預證券及ヒ買入證券ノ所持人」が第一の買入裏書を爲すには「買入證券ニ債權額其利息及ヒ辨濟期ヲ記載シ且ツ質權ヲ設定スル旨ヲ明示シテ裏書ヲ爲スコトヲ必要トス」るを以てある(同氏述、同上、三四三頁。但し圈點は筆者のもの)。

註二 法學志林第十二卷第九號所載の前掲松本博士の質疑應答文參照。

註三 安河内氏著、前掲書、一四二、三頁。

註四 同説、小林氏著、同上、一八四頁。

註五 岡野敬次郎博士稿、「買入證券上ノ債務者」(法學新報、第十九卷第十一號所載)若しくは岡博士著、前掲書、三二四頁以下。

註六 松本博士著、前掲「商行為法」、三〇五、六頁。

其の他左記何れもが之を説いてゐる。

梅謙次郎博士稿、「買入證券所持人カ作ラシムヘキ拒絶證書」(法學協會雜誌第十八卷第四號及び第六號所載)。

毛戸博士稿、京都法學會雜誌第一卷第十號所載の前掲論文。

註七 余は寧ろ、立法論としては預證券所持人をして無限の債務辨濟責任者たらしむるを可なりと信ずる。蓋し斯くして始めて證券の實效を遺憾なく期し得るものであるからである。

註八 但し寄託物の滅失又は毀損に因りて保険金若しくは賠償金の支拂ありたるときは、質入證券の所持人は其の上に質權を有すべく、若し又辨濟期に預證券所持人によりて債權の辨濟を受けざるときは、商法第三百七十條の規定によりて支拂を受け、不足額に就いては後に述べべき寄託物の競買代金によりて一部辨濟を受けたる場合と同様の手續により、其の前者に對して償還の請求を爲し得るものと謂はねばならぬ。

註九 此の點は、手形の場合に於ける商法第四百四十二條を以て原則とするを異なつてゐる。

尚ほ齊藤氏は、拒絶證書作成の場所は第一質入裏書人の營業所・住所又は居所なるを原則とする旨述べられたるも(同氏著、前掲書、二六、七頁)、之れ預證券所持人が質入證券所持人に對する物的有限の債務者たることを誤解したものである(商三六七條ノ二參照)。

註一〇 左記の著書何れも之を認めてゐる。

松本博士著、前掲「商行爲法」、三〇八頁。

水口博士著、同「商行爲法論」、七一八頁。

毛戸博士著、同「商法改正法評論」、一〇〇頁。

惟津氏著、前掲書、二九六頁。

憲安氏著、同上、二一九頁。

然るに、齊藤氏の如きは、茲に拒絶者トハ支拂ヲ拒絶セル者ニテ此ノ場合ニハ質入證券ヲ第一ニ質入セル者ナリ……
第三編 倉庫證券論 第三章 倉庫證券の流通 倉庫證券上の權利行使 四二一

買入証券ノ所持人ニ對シテハ此ノ第一ノ裏書人以外ノ債務者ヲ知ル由ナク、第一ノ裏書人ハ買入ニ際シ買入ノ金額ヲ領收シ居ル故當然實權ヲ辨濟スヘキ責任アルナリ」と説かれてゐるが(岡氏著、二六、七頁)、之れ既述の如く商法第三百六十七條ノ二が預證券所持人に寄託物の價額を限度として預證券面記載の債權額及び其の利息を辨濟すべき義務を負はせたることを看過したるものである。又拒絶證書作成の場所を債務者の營業所若しくは住所と解する者あり(豊田氏著、前掲書、三八一頁)、固より其の誤れることを俟たぬ。

註一一 同説として、

岡野博士、法律經濟第二十二號所載質疑録決議の部「買入証券の拒絶證書作成期間の件」に於ける博士説。

水口博士著、前掲書、七一八頁。

青木博士著、前掲「商行爲論」、三三三頁。

大濱氏著、前掲書、三一八頁。

柳川氏著、同上、五六五頁。

須賀氏述、同、三五二、三頁。

があり、之に對して左の反響説がある。

青山博士著、前掲書、二一七頁。

花岡博士著、同上、三六頁。

辻岡氏著、同、二九六、七頁。

齊藤氏著、同、二七頁。

註一二 預證券所持人が拒絶證書作成の日を知らむには、其の作成者たる公證人又は執達吏の役場に備へらるゝ拒絶證書の

譯本によりて之を知り得る(商三六八條、五一七條一項、五一五條、並びに公證人法及び執達吏規則等参照)。

註一三 辻岡氏著、前掲書、二九五頁。同一趣旨の判例がある(大正四年十月十四日函館控訴院判決)。

註一四 左記の兩書何れも之を説いてゐる。

花岡博士著、前掲書、三七頁。

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二七六頁。

註一五 内池博士著、前掲書、二七七頁。

尙ほ此の點に就き齊藤氏は、此の競賣は之を競賣營業者に委任して行はしむるものなるやに説かれてゐるが(同氏著、前掲書、三一頁)、解釋論としては本文脱逃の如く余の採らざるところである。蓋し法文に所謂競賣が競賣法の規定によりて之を為すべきは、異論の存せざるところなるべく、又此の場合の競賣人たる執達吏が決して競賣の引受を營業とするものにあらざることば、列檢事が營業者にあらざると同様なるを以てある。

註一六 商法第三百七十一條に所謂「質入証券ニ記載シタル債權ノ全部」が、債權額及び其の利息並びに拒絶證書作成の費用の總額を含むことは、之を商法第三百七十條第二項並びに第三百七十二條第一項と對照すれば自ら明かとなるであらう。

註一七 立法論としては、拒絶證書の作成義務を免除すべしと説く者がある。

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、二七六頁。

花岡博士著、前掲書、三七頁。

法律經濟第十三號所載「倉庫證券に關する討論」中の濱崎定吉・竹山純平兩氏の答辯。

註一八 競賣は拒絶證書作成の日より一週間を経たる後にあらざれば之を請求し得ず(商三六九條)、且つ競賣代金に依り辨

第三編 倉庫證券論 第三章 倉庫證券の流通 倉庫證券上の權利行使

濟を受けざれば、不足額の有無明白ならず、従つて又償還請求の通知を發し得べきものではない。是を以て商法第四百八十七條ノ二に所謂「拒絕證書作成ノ日又ハ其後二日內ニ」とあるは、「寄託物ノ替賣代金ニ付キ辨濟ヲ受ケル日又ハ其後二日內ニ」の義と解すべきものとある。同説、水口博士(前掲「商行爲法論」、七二四頁)・松本博士(前掲「商行爲法」、三二二頁)・青山博士(前掲書、二二四頁)・椎津氏(同上、二九八頁)・喜安氏(同、二二〇頁)・大濤氏(同、三一、二頁)・須賀氏(同、三五八、九頁)・齊藤氏(同、三八頁)・反對説、松波博士(前掲「日本商行爲法」、一一三〇頁)・小林氏(前掲書、一七七頁)。

四 倉荷證券所持人の權利

倉荷證券は預證券及び質入證券に代へて交付せらるゝものなるが故、其の所持人が大體に於て預・質入兩證券の所持人と同様の權利を有することは當然である(商三三八三條ノ二參照)。

- (一) 證券の分割請求權
- (二) 證券の再交付請求權
- (三) 寄託物の點檢、見本の摘出及び保存處分を爲すの權利
- (四) 保険金直接請求權
- (五) 證券の讓渡又は質入を爲すの權利

以上に就きては、預・質入兩證券所持人の権利と同様に就き、茲に再説するの勞を省きたい。

(六) 寄託物の返還請求權

倉荷證券の所持人が保管期間満了の際若しくは隨時寄託物の返還を倉庫業者に請求し得ること勿論なれども、若し倉荷證券を以て質權の設定を爲したるときは、之を債權者に交付しあるを以て然く簡易に爲すを得ぬ。

若し此の場合其の債權が辨濟期にあるときは、其の債權額及び利息を支拂ひて倉荷證券の返還を受け、以て全部若しくは一部の出庫を請求すべきものである。

若し又其の債權が辨濟期にあらざるときは、倉荷證券に依る質權設定者は二枚證券の場合に於ける預證券所持人の如き供託出庫を爲すを得ぬ。之れ商法が第三百八十三條ノ二第二項を以て倉荷證券に預證券に關する規定を準用したりと雖も、預證券所持人の供託出庫を認めたる第三百八十條及び同條ノ二は質入證券の存在を前提したる規定にして、固より之を倉荷證券に準用すべきにあらざるを以てである(註一)。然るに商法第三百八十三條ノ三は「倉荷證券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ質權者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債權ノ辨濟期前ト雖モ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得」と規定した(註二)(註三)。思ふに質權者の承諾ある限り寄託物の一部出庫を許

容するは、毫も寄託物の利害關係人を害することなく、又質權設定者は質權者の承諾を得る爲に事實上一部辨済を爲すべきも、而かも辨済期前一部辨済の資力を有し且つ寄託物の一部出庫を欲することも存すべく、尙ほ證券の分割請求權を認めたるに鑑みて、理論上當然の規定と謂はねばならぬ。而して倉庫業者は、倉荷證券の呈示を受け之が請求に應じたるときは、其の「返還シタル寄託物ノ種類、品質及ヒ數量ヲ倉荷證券ニ記載シ」て之を返却し、且つ「其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス」るも（商三三八三條ノ三）、之によりて既に發行したる倉庫證券を回收して更に殘存部分に對する新證券を交付するの要無きこととなるのである。尙ほ倉庫業者は此の場合出庫の割合に應じて保管料及び立替金其他受寄物に關する費用の支拂を請求し得ること言を俟たず（商三七七條）、更に又留置權・先取特權・受寄物競賣權を行使し得ること前に二枚證券の場合に就きて述べたると同様である。

尙ほ法文は一部出庫のみを請求し得るが如く規定するも、若し質權者にして全部の出庫を承諾したる場合にありては、倉荷證券と引換に全部の出庫を請求し得ること論を俟たぬ（註四）。蓋し倉庫業者は倉荷證券の交付を受くるものなるが故に二重出庫の懸念なく、質權者また全部出庫の承諾を與へたるものなるが故、其の利益を害さること無かるべきを以てである。

以上の實際界に於ける取扱を觀るに、質權者は自己の保有に係る倉荷證券に、債務者より一部辨濟ある度に、其の割合に應じ寄託物の内出個數を記載して之を倉庫に呈示し、内出欄に倉庫の證印を受くべきも、其の手數と危険とを避くる爲め、質權者——普通は銀行——と倉庫業者との間に特約を爲し、證券の呈示なくして内出請求書に依り一部出庫を爲すの風が盛となりつゝあるやうである。而して其の特約の有効なるは固よりである。

最後に之と關聯して考ふべきは、質權設定者が辨濟期に倉荷證券の所持人たる質權者に債務の辨濟を爲さざりしときの問題である。此の場合には質權者は拒絶證書の作成を要せずして直ちに競賣を請求し得るものである。蓋し拒絶證書の作成や猶豫期間の問題は總べて債務者以外の第三者との間に法律關係を生ずべき場合に之を要するも、倉荷證券の場合には斯かる關係を生ずることなきを以てである(註五)。而して倉庫業者は競賣代金中より競賣に關する費用、受寄物に課すべき租税、保管料其の他保管に關する費用及び立替金を控除して、其の殘額を倉荷證券と引換に其の所持人に支拂ふべく、更に其の質債權を辨濟して尙ほ餘剩あるときは之を質入裏書を爲したる者に支拂ふべきものである。又若し右の競賣代金を以て質債權の全額を辨濟すること能はざりし場合に於いては、倉庫業者は其の支拂ひたる金額を倉荷證券に記載して之を質權者に返還し、且

つ其の旨を後簿に記載するを要する(商三七〇條、三七一條参照)。而して質入證券の所持人は其の不足額に就き質權設定の裏書を爲したる者に對して償還請求を爲し得るも、中間の裏書人に對しては之を爲し得ざるものである。

又倉庫業者が商法第三百八十一條第一項の規定に依りて寄託物を競賣したるとき、若しくは倉庫業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害の賠償ありたるとき、乃至は寄託物の滅失毀損に因り填補されたる保険金等に就いても、右の順序により夫れ々々交付さるべきものである。

以上倉荷證券による質權設定者の其の所持人に對する不足額辨済の義務に就いては、商法第三百七十四條の適用無く、一般的時效に因りて五年若しくは十年を經過したるとき消滅すべきものである(商二八五條、民一六七條)。

(七) 損害賠償請求權

此の問題に關しても二枚證券に就いて述べたるところと差異がない。

註一 此の點、本章第三節倉荷證券の質入裏書に關する説論を参照されたい。

註二 法文には「倉荷證券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合」とあり、一見證券自體が質權の目的たる場合を指すかの觀あるも、寄託物を質入したる場合に關するものである。同説、松本博士(前掲「商行為法」、三一五頁)・水口博士(前掲「商行為法論」、七〇八、九頁)・椎津氏(前掲書、三〇三頁)・喜安氏(同上、二二四頁)。又茲に所謂「寄託者」とは常に倉荷證券

に寄託者として記載されたる者に限らず、証券の譲受人にして寄託物に質権を設定したる者をも指すのである。同説、水口博士(前掲書、七〇七頁)・喜安氏(同上、二二四頁)・安河内氏(同、一四八・九頁)。

註三 今同條を預託券所持人の供託に依る一部出庫を認めたる商法第三百八十條ノ二と對比するに、其の主なる相違點は、

一 寄託物が同種類にして同一の品質を有し且つ分割することを得べき物なるの必要がなく、

二 債権額の一部及び其の辨濟期までの利息を供託するの必要なきも、

三 質権者の承諾を要する

といふことである。然れども實際上質権者の承諾を得るには一部辨濟を爲さざるを得ざるべく、兩者の間に大なる差違が存せざることとなる。唯だ立法論としては倉庫証券の場合に於いても供託主義に依ること爲し、以て倉庫証券に關する法律上の取扱を一貫するに如くはない。此の點余は内通博士の説かるるところに敬意を捧ぐる者なるも、其の辨濟主義に統一するも亦た可なる旨の提案には與し兼ねる(博士著、前掲「倉庫經營論」、二七四、五頁)。

註四 同説、水口博士(前掲「商行為法論」、七〇七八頁)・椎津氏(前掲書、三〇四頁)・喜安氏(同上、二二四頁)・小林氏(同、一九九頁)。

註五 此の點に就いては、左記參照。

水口博士著、前掲書、七二七頁。

大濱氏著、同上、三二四、五頁。

以上倉庫證券所持人の有する權利に就きて縷述したるが、結局之等幾多の權利中之が行使に證

券の呈示を要し其の流通に止めを刺すは、預證券若しくは預・質入兩證券更に乃至は倉荷證券の所持人に依る寄託物返還請求權——但し一部出庫は除外——の行使、及び質入證券若しくは倉荷證券の所持人に依る質權實行——但し競賣代金を以て債權の完済せられざりし場合は格別——である。多數人の間に轉轉交付さるる倉庫證券も、斯くして復び最初之を發行したる倉庫業者の手中に還りて、其の機能を果たし終ることとなる(註)。

註 農業倉庫の如き、時に自己發行の倉庫證券を擔保に取りて貸付を爲すものにありては、更に其の證券を他に引渡して資金調達に資することあり、然らざるまでも無て之を質權設定者に返還すべきものなるが故、未だ流通過程の中途にあるものと謂ふべきも、之とて最後は、本文説述の權利行使の結果として其の所持人より最初の倉庫業者に引渡さるるものなることに變りがない。

尙ほ茲に本章を終るに際し、序を以て未だ倉庫證券の交付なき場合に於ける寄託者の權利を略説しよう。

(一) 預證券及び質入證券發行請求權

寄託者が物品の保管を倉庫業者に託するは、主として倉庫證券の發行を受け之によりて寄託物の賣買乃至は金融を容易ならしめむが爲である。故に商法が寄託者に此の權利を與へたるは當然

のことに屬する(商三五八條)。

(二) 倉荷證券發行請求權

寄託者は取引界の情勢により時に二枚證券よりも一枚證券を便と爲すこと多きを以て、商法は右の預證券及び質入證券の發行に代へて倉荷證券の發行を請求し得ることとした(商三八三條ノ二)。

(三) 寄託物點檢、見本摘出及び保存處分權

寄託者の寄託物に對する關係は、倉庫證券所持人の寄託物に對する關係と何等異なるところがないのである。故に商法は之等の權利を寄託者にも認め、以て寄託物の保存・處分に遺憾なからしめむと期したのである(商三七五條)。

(四) 保險金直接請求權

此の點に就いては預・質入兩證券所持人の項を參照された。兩者の間に差異もない。

(五) 寄託物の讓渡又は質入を爲すの權利

倉庫證券を用ふる場合の如き簡易を缺くも、尙ほ民法第一百八十四條に規定する指圖に依る引渡の方法に依り之を爲し得ること勿論である。

(六) 寄託物返還請求權

此の問題に關して既に第一編第三章第二節に於いて述べたところ、倉庫寄託の場合と雖も、保管料等の支拂義務が隨伴するを常とする外、異なるべき點がない。

(七) 損害賠償請求權

二枚若しくは一枚の倉庫證券所持人の有する損害賠償請求權と全く同一である。

以上は、倉庫證券の交付なき場合に於いて寄託者の行使し得べき權利の主なるものである。若し夫れ證券の交付を受けしも既に之を他に讓渡したる寄託者において、何等の權利をも有することなく、又質入證券のみを讓渡したる者にありては之を預證券所持人の權利として之を述べ、又倉荷證券を以て質權を設定したる者に就いても其の所持人の項に於いて之を論じ置きたるを以て、茲に再説の要を見ぬ。

第四編 倉庫經營論

第一章 倉庫の位置及び構造

倉庫業者の資金の大部分は、倉庫及び其の敷地に投ぜらるゝものなるが故(註一)、其の位置の適否、構造の良否は直ちに其の營業の盛衰に影響すること大である。

一 倉庫の位置

倉庫營業なるものは、元來他人が自ら其の倉庫に藏置すべき物品を倉庫業者が之に代はつて保管を引受くるものなるが故、倉庫經營の根本義は實に此の他人に代はつて貨物を保管するといふことにある。従つて寄託者をして少くも自己の倉庫に貨物を藏置する時に比較して、不便を感ぜしむることなきを要する(註二)。之が爲には、道路の開通、交通通信機關の完備、小運送機關の發達等により、倉庫地區が直ちに商工地區に連絡し、其の間に存する距離と時間とが短縮せられ、恰も商工業者の營業所に隣接して倉庫の所在あるが如くにせなければならぬ。更には斯業の性質上、最も貨物の集中し易き交通機關の附近に於いて倉庫の建設を行ふべきで、停車場の近傍や河

川港灣の沿岸を撰定するを可とするのである(註三)。殊に、

一、地球の大半が水面を以て蔽はれ、従つて世界的交通運輸が主として船舶によりて行はるべく、殊に我が國の如く四面環海の島國にありては鐵道運送の如き一層重きを爲すに足らず、僅かに内國商業に利用せらるゝに過ぎぬのであり、更に保税倉庫を營む如き場合にありては通關手續の關係などより、開港附近を得策とする。況んや海上交通の中心點たる港灣は、同時に鐵道を利用して、内地との交通便利なるが常である。

二、水上運送は、鐵道運送に比較して、正確の程度に於いて劣ると雖も、運送力の大なると運賃率の低きとに於いて優り、而かも技術の進歩は次第に水上運送の正確度を増しつゝあるが爲め、水運の利用が次第に盛ならむとするの傾向がある。

といふ二點に鑑み、倉庫の位置は水上交通の中心點たる港灣附近に卜するを得策なりとすべきである。

又倉庫は氣候・地質等地理的關係如何によりて、火災・水難・風害・蟲喰等の危険率甚だ異なるものなるが故、地震の頻發する土地や烈風に曝されたる場所、冬季に積雪多き地や雨期に洪水のある所、氣温の著しく高き地や濕氣地などは、何れも物品に損傷腐敗を生じ易く、搗てゝ加へて作

業に困難なるが故、成るべく之を避けなければならぬのである(註四)。

尙ほ又、雷に現在の情勢のみならず、將來に於ける發展をも豫測して、其の可能性の最も大なる地を選ぶべく、且つ之に伴ふ需要の増加に應じ得るやう、十分の注意を以て適當の收容力・擴張餘地を保たしめて置かねばならぬ。

以上によりて、倉庫は成るべく安全便利な地位にあり、而かも相當收容力あることを必要とすることになる。然りながら、事の營業倉庫に關する限り、斯かる技術的要件のみを觀るを得ず、更に我等は經濟的事情をも考へなくてはならぬのである。蓋し、交通要衝の地は地價自ら貴かるべく、廣大にして堅牢なる倉庫は常に巨額の資金を要すべく、爲に收支相償はざるの結果ともなる。是に於いてか、一面地價安き郊外の地をも選ぶべく、又他面受動的なる斯業の性質に鑑みて如何なる物品が如何程寄託せらるべきかを豫定して之に應ずるの設備を施し、而かも成るべく容積を小ならしめて、保管料の低下を圖らなくてはならぬのである。此の點宛も、運送機關の具備すべき條件として、運送時日の正確なること及び運送力の大なることなる二點の外に、運賃の低廉なることが數へられると、同一である。

更に最後に、法律上の方面よりも倉庫の地位を考へなければならぬのである。先づ、市街地建

建築物の適用地域内（註五）に倉庫を設けむとする場合には、同法の

第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安

上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アル

用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得

なる制限を受けなくてはならぬのである。更には、同法第五條では右建築物の種類が勅令を以て定めらるゝこととされ（註六）、又建築物の位置・構造・設備・敷地等に關しては同法第十四條に依り主務大臣が規定を設け得ることになつてゐる（註七）。而して市街地建築物法施行令に於いて、倉庫業を営む倉庫が住居地域内に建築することを得ざる旨定められ（同令一條五號）、更に銃法火薬類取締法の火薬類や、鹽素酸鹽類・過鹽素酸鹽類・ピクリン酸・ピクリン酸鹽類・黃燐・赤燐・硫化燐・カリウム・ナトリウム・マグネシウム・過酸化水素・過酸化カリウム・過酸化ナトリウム・過酸化バリウム・硫化炭素・エーテル・コロヂウム・アルコホル・木精・アセトン・ベンゾール・キシロール・トルオール・テレピン油・硝化纖維素・セルロイド・石油類其の他之に類する引火性又は發火性物品や、燐寸や、動物質原料の化製品、古綿又は襪襪類、其の他行政官廳が衛生上・保安上有害危険

の虞ありと認め命令を以て指定する物品の貯藏場——従つて營業倉庫は勿論所謂自用倉庫も——は、工業地域内に於いてのみ建築することが出来るのである(註八)。尤も之等の物品に就いても行政官廳にして有害危険の虞なしと認められた時には、此の限りではない(同上令三條)。

二 倉庫の構造

倉庫を如何に建築すべきかは、その位置と共に、其の營業の繁榮と至大の關係を有するものなるが故、高さ・廣さ・材料・設備等に就き深甚の注意を拂はねばならぬ。

先づ倉庫の階數に就いて考ふるに、成るべく平屋建と爲し棟數を増すを以て可とする。多階式の倉庫はエレヴェーター・コンヴェイヤー・シユート乃至はクレーン等を用ふるも、尙ほ物品の搬出入には到底平屋建の簡易なるに及ばず、之を防火の點より觀るも將た耐震の點より察するも、適當ではない(註九)。けれども翻つてまた思ふに、倉庫建設の場所は多く交通の要衝に方り地價自ら貴きを以て到底理想を實現し得ず、已むなく高壯なる倉庫を設け、適當なる補強設備と荷役施設とを施して之に代へねばならぬのである。これ我が國にありても三菱・東神・住友・川西等の大倉庫會社が阪神・京濱地方に五層の倉庫を建築し、英米に於いては十數階の倉庫の出現したる所以である(註一〇)。けれども我が國では、市街地建築物法の適用を受くる都市にありては、建築物の

周圍に廣潤なる公園・廣場・道路其の他の空地ある場合に於いて行政官廳が交通上・衛生上並びに保安上支障なしと認めたときは別として、原則として居住地域内では六十五尺、居住地域外でも百尺以上の建築は禁ぜられてゐる(同施行令四條)。更に道路に面したるところにありて、居住地域内に於いては道路幅員の一倍四分の一に二十五尺を加へたる高さを、又居住地域外に於いては一倍二分の一に二十五尺を加へたる高さを、それより超ゆることが出来ぬのである(同令七條)。

次に各階の高さについて何れが最も宜しきか、これには種々の異説がある。或者は「積荷の高さが通例九尺なれば、之に梁及多少の空間を見積り十三尺と爲すを適當とす」と云ひ、また或る者は「九尺最も適當なり即ち毎層高さ十尺の九層の建物を造るよりは毎層の高さ九尺の建物を造るこそ經濟的である」と爲してゐる(註一一)。北米合衆國に於いては、普通平屋建は十七尺、二階建は十三尺半、三階建は十一尺半、四階建以上は十尺位であるとのことである(註一二)。此の點特に保管貨物の種類・荷造の大小等に依つて決すべく、また多階式のものに於いては通風・採光の見地からして最下層は幾分その高さを増さねばならぬ。兎まれ概して言へば、倉庫の空間は床よりの距離と反比例して收容力を減ずるものなるが故(註一三)、仲仕が積付・積卸を爲すに便なるやう成るべく低さを以て可とするのである。更に多階式の建築は耐震性の要求から殊に然るのである。

各倉庫間の間隔に就いては、學者實際家の意見略々一致し、三十呎を要するといふ。これ火力の他物に延焼する虞少きと貨物の入出庫に便なるが爲である(註一四)。然はれ之また技術上から觀たる理想的のものにして、地價其の他の經濟的見地からして之を許さざることあるであらう。

次に倉庫の建築材料を觀るに、木・石・煉瓦・鐵材・コンクリート等種々あつて、各々一長一短を免れぬ。之等については、保管貨物の種類・品質等利用の目的に鑑みて決すべきこと既に第二編第三章に於いて述べたるところである。けれども別に規定があつて、三階以上の倉庫については其の壁體・床・柱・屋根・階段等主要構造部を耐火構造と爲し(大正十二年六月一日内務省令第十五號、市街地建築規則一)。また二階建の百坪以上のものには其の外壁を耐火構造としなければならぬ(同上二條五號)。(註一五)。

屋根は、瓦・板・葉・スレート・亜鉛・鐵材・硝子・コンクリート等様々あるが、我が國に於ける倉庫は多く瓦葺であり、歐米諸國にありてはスレートをを用ふるものが多い。一般に薄い材料は、寒暑を避くるに不適當で、作業能率・保管貨物に影響すること多く、殊に盛夏の候保管貨物によつては高温の爲め蒸發漏洩し爆發燃焼を起すことがある。また倉庫所在地の氣候に鑑み適當なる勾配を保たしめて、雨漏・腐蝕を防ぐと共に、日光の反射をよくし、輻射熱を減ずることが肝要で

ある。屋上に天窗を造るは、雨漏を起し火災に對する危険を大にし、また夏季室内の温度を上昇させる短所がある。けれども採光上は極めて有利で、横窓の凡そ三分の一で同量の光を受け得るといふ(註一六)。

光線は人間の感情従つて疲勞と密接なる關係を有するものなるが故、明暗の度に變化なく而かも影を作らぬやう適當なる採光に努めねばならぬ。窓の方位は、隣接の建造物の大小高低、火災の危険率等を參酌して定むべく、床からの高さは成るべく高さを以てよしとする。これ不純高温の空氣の停滞を防ぎ(註一七)、配光の均等を得るからである(註一八)。尙ほ之に關聯して床と窓との面積の比率、庫内の壁の色等も十分考慮しなければならぬ。

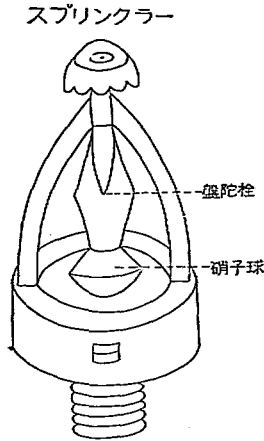
床は普通、板・コンクリート・叩き・アスファルト・石・煉瓦・木煉瓦等を以て造らるゝが、主として保管貨物の種類如何によつて決定すべきものである。最も簡單なる場合は自然の儘にて何等設備を加へぬものなるも、一般に濕氣多く乾燥に不便なる爲め保管に適せず、また破損し易く貨物の出入庫に甚だ不便である。板張床は反動あつて取扱貨物に損傷を與ふること少く、修繕も簡易であり、トラック其の他の機具を損する處もなければ(註一九)、火災の危険多き缺點がある。コンクリートは、其の竣工後一箇月間位は柑欖油・鯨油・獸油・有機肥料等によつて侵さるゝ處があり、

また叩きの場合と同様に、破碎されたる砂が飛散し易く、爲に保管貨物を汚損し保健上も有害である。アスファルトの床は、此の短所がないけれど、盛夏の候に軟くなり、重量品を保管する倉庫には適當でない。石・煉瓦はコンクリート・叩き等と同様に重量品倉庫に適するも、足の疲勞を速かならしめ、作業能率を低下し、また保管貨物の積卸に破損を起す虞が多い。木煉瓦は、表面がたらず足觸りもよく、重量品にも耐へ保ちもよいが、掃除に多少不便であり、何れも一利一害を免れぬ。尙ほ又庫内の清潔を保ち排水に便せしむる爲め、緩い傾斜を設け排水口・排水渠を造るを可とする(註二〇)。

階段は火災の際に火を誘ひ易く、更に平常は倉庫の收容力を減ずるものなるが故、成るべく建物の外側に設くべく、また建物内に設くるときには其の一隅を選ぶべく而かも階段の内側は外壁と同じく堅牢にして、毎階入口の戸締を嚴にし、以て階段は燒拂ふも建物には無關係なるやうしなればならぬ(註二一)。北米合衆國のブッシュ・ターミナル倉庫(Bush Terminal Company)の如き、全然階段を設けず、建物の外側にエレベーターを備へて上下に便せしむるものがある。

倉庫敷地の大小は、倉庫の建築面積と將來の擴張を見通して廣狹宜しきを得なければならぬ。若し木材・石炭等について屋外保管をも行はむとせば、相當の空地を有しなければならぬ。市街

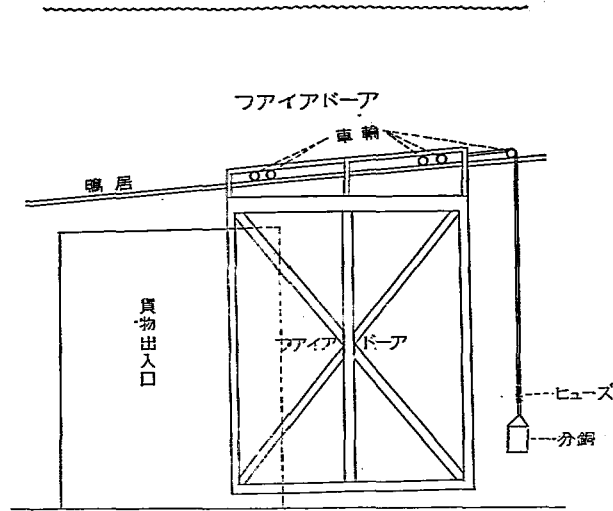
地建築物法施行令によれば、既述の如く倉庫業を営む倉庫は住居地域内に建築し得ざるものなるが故(同令一)、それ以外の地に於いて建設すべきこととなるが、その面積が敷地の面積に對し、商業地域内に於いては十分の八、其の他にありては十分の七を超過し得ない定めがある(同令二)。尙ほ最後に其の他の重要な倉庫設備を略述しよう。火難に就いては何れの倉庫も細心の注意を拂ひ、絶えず防火・消火に便利な設備を工夫してゐる。



火災報知機に出火警報機とファイアラーム (Fire Alarm) との二種がある。前者は火災の起つたことを人間が報知するものなるも、後者は自動的にベルが鳴る装置を施したものである。

スプリンクラー (Automatic Sprinkler) は自動的の消火器で、上圖の如く其の噴霧口には盤陀——之に Bismuth Solder, Tin Solder, Lead Solder, Cadmium Solder 等がある——を以て水栓の硝子球を抑へた装置のもので

けて炭化し熱を傳へず、鐵板が熔けず、以て庫内の安全を圖るものである。近時は更に、上圖の



ある。若し庫内の空氣が火氣の爲め熱せられて華氏百六十度位に達すれば、盤陀が熔解して栓が跳ね飛ばされ、抑へられてゐた水が周圍に飛散するもので、放水範圍八〇呎に及ぶものがあるといふ。之に乾濕兩式があるが、濕式は寒氣に遭へば凍結する虞がある爲め、寒冷の地方乃至は冷蔵倉庫にありては乾式を採らねばならぬ。尙ほ近時は、スプリンクラにファイアアラームを附けたものが用ひられてゐる。

ファイアドア (Fire door) は、其の構造が内側を木と爲し外側を特別堅固で火に熔けぬ鐵板で被つたもので、火災に遭へば木が燒

如く鴨居を斜にし、此の扉を分銅で吊るし、其の引紐にヒューズを附け置き、火氣に逢つて華氏百五六十度に熱せらるれば、ヒューズが熔けて自働的に扉が閉鎖する装置を施し、又更に其の内側に少許の間隔を置き二重扉と爲すものもある。其の他ファイアペール(Fire-pail)・唧筒・タンク(Tank)・バケツ(Bucket)等を用意しなければならぬ(註三三)。また庫内に出来るだけ點燈を避け、喫煙を禁し、成るべく夜業を廢するなども火難の勃發を防ぐ爲に必要である。

倉庫設備と關聯して必ず具備すべきものに、荷役用の機械器具がある。起重機(Crane)・デリック(Derrick)・エレベーター(Elevator)・ホイスト(Hoist)・コンヴェイヤー(Conveyer)・テラフマー(Telpher)・トラクター(Tractor)・トレーラー(Trailer)等がその主なるものであり、其の他解・自動車・鐵道引込線・棧橋・上屋等も缺くを得ないものである。又見本室・競賣室・荷造室等を設けることも、保管貨物の販賣・運送上必要であらう(註三四)。

註一 今之が實例の二三を示して見よう(昭和四年上半期)。

會社	株	金	未拂込株金	土地建物	拂込株金 との百分率
帝國蠶絲	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一三、五一〇、九三	四、〇、八	
横濱棧橋	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、九〇七、〇九八、六八	一一、一、六	

村	村	村	村
杉	四	川	川
一〇、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇、〇〇〇
一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、六七九、〇四九、三三二
一、三五〇、〇〇〇	一一九、〇〇〇		

註二 島城子稿、大阪銀行通信録第三百八十四號所收「倉庫關係の諸問題」參照。

註三 學者在々銀行を以て動物の心臟に擬へるが、余は寧ろ、資金と物品を二分して、事の物品移動に關する限り倉庫を以て之に擬するの可なるを思ふ。而して、血管が心臟に集中せる爲め身體の各部に血液を送るに便なる如く、倉庫も物品の集散に便利なる交通の要衝に置くべきである。

註四 吉田氏著、前掲書、四四頁。又フスベロツォールが家具倉庫の設計に就いて、二五 (security and space) ・二 A (accessibility and architecture) の考慮を要すると述べてゐることも之と相通する (Aspinwall, op. cit., pp. 7-8)。
Fornor s. Mayer, a. a. O., S. 228.

註五 市街地建築物法適用都市を掲ぐれば、左の如くである (大正九年十一月十七日勅令第五百四十號、市街地建築物法適用區域ノ件參照)。

東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋、札幌、函館、小樽、堺、尼崎、長崎、佐世保、新潟、長岡、津、豊橋、岡崎、一宮、静岡、濱松、清水、岐阜、大垣、長野、松本、仙臺、金澤、富山、高岡、岡山、廣島、吳、下關、和歌山、高松、丸龜、高知、福岡、門司、小倉、若松(福岡縣)、大牟田、八幡、大分、熊本、鹿児島、西宮、戸畑、松江、旭川、八王子、岸和田、横須賀、川崎、姫路、明石、前橋、高崎、水戸、宇都宮、足利、奈良、宇治山田、四日市、沼津、甲府、大津、上田、福島、郡山、盛岡、秋田、福井、尾道、徳島、松山、今治、久留米、別府、宮崎、室蘭、若松(福島縣)、山形、鶴岡、鳥取、米子、倉敷、福山、宇部、佐賀、那城、青森、津山。

註六 大正九年九月二十九日勅令第四百三十八號、市街地建築物法施行令が之である。

註七 大正九年十一月九日内務省令第三十七號、市街地建築物法施行規則が之である。

註八 大正十二年七月二十八日内務省令第二十三號、市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域内特別地區規則參照。

註九 尤も乾燥の點から云へば、多階式の方が却つて平屋建に優ると云ふ。

註一〇 北米合衆國に於いては、新式(家具)倉庫は普通四階乃至六階であるといふ(Aspinwall, op. cit., p. 12)。

註一一 内池博士著、「倉庫經營論」、大正三年版、四四一頁。

經驗家の意見も九呎に一致してゐると、アスピウォールが言つてゐる(前掲書、一六頁)。

註一二 小林氏著、前掲書、改訂増補第十一版、三〇九頁。

註一三 山本氏著、前掲書、二七頁。

註一四 池田・米山・丹三氏共著、前掲「報告書(英國之前)」、二六七頁及び米原容次郎氏著、「米國倉庫築法」(杉村パンフレット第二號)、一六頁。

註一五 (一)に壁體の耐火構造とは、(イ)厚一尺以上の煉瓦造又は石造、(ロ)厚四寸以上の鐵筋コンクリート造、(ハ)厚一尺以上の孔煉瓦造、厚六寸以上の鐵筋コンクリート、ホロブロック造、厚五寸以上の鐵筋コンクリート、ブロック造の類にして地方長官が前記(イ)又は(ロ)に規定する壁體と同等以上の耐火的效力ありと認むるものゝ一を謂ひ、床又は屋根の耐火構造とは、(イ)鐵筋コンクリート造、(ロ)鐵骨を有する鐵筋コンクリート造・煉瓦造又は石造、(ハ)煉瓦造又は石造、(ニ)最下階の床にありては土間・叩・石敷の類、(ホ)鐵骨を有しメタルラス、コンクリート・網入硝子の類を以て覆葺する屋根にして地方長官の承認するものゝ一を指し、柱の耐火構造とは、(イ)煉瓦造又はコンクリート造、(ロ)鐵筋コンクリート造、(ハ)鐵柱にして耐火的に有效なる被覆を爲したるもの、(ニ)石造にして地方長官の承認したるもの。

の「一」を意味し、更に階段の耐火構造とは、(イ)鐵筋コンクリート造・煉瓦造又は石造、(ロ)鐵骨を有する鐵筋コンクリート造・煉瓦造又は石造、(ハ)鐵造の何れか一を謂ふものである(市街地建築物法施行規則)。

註一六 吉田氏著、前掲書、一〇五頁。

註一七 前掲「農業倉庫講習録」、二三二、二三頁。

註一八 吉田氏著、前掲書、一〇三頁。

註一九 菊池武彦氏報告、「米國倉庫事情雜錄」、七二、三頁參照。

註二〇 吉田氏著、前掲書、七〇乃至七二頁。

註二一 池田・米山・丹三氏著、前掲書、二六八頁。

註二二 火災防止の倉庫設備に就いては、左記の書が參考とならう。

山本五郎氏述、「災害及其防止」。

吉田氏著、前掲書、一二三頁以下。

菊池氏報告、前掲、六六乃至七〇頁。

註二三 之等に就いての詳細は、左記によつて知られたい。

Cunningham, B., *Cargo Handling at Ports*, London, 1923, p. 50 ff.

MacLewee and Taylor, *op. cit.*, p. 101 ff.

渡邊氏著、前掲書、特に二六七頁以下及び四二五頁以下。

吉田氏著、同上、一四九頁以下。

菊池氏報告、同、四三頁以下。

第四編 倉庫經營論 第一章 倉庫の位置及び構造

第二章 倉庫の分課及び役員

倉庫業者が廣く他人の貨物を預かり保管の責を負ふのみならず、更に種々なる附隨業務を行ふ爲には、必ずや相當多數の人員を使用して之に當らしむるを要する。而して近世企業中最も多數人を使用する製造工場にありては、其の人員の編成組織に種々の工夫が加へられ、今や戦線若しくは陸軍組織より戦線參謀組織若しくは職能又は機能組織に推移しつゝあるのである。戦線若しくは陸軍組織 (Line or Military Organization) とは、恰も散兵線上の兵卒が小隊長の直接の指揮の下に活動し、小隊長は中隊長の直接の命令によつて活動する如くに、工場の従業者が唯だ一人の指揮者の下に作業に従事し、指揮者は更に一人の上級指揮者によつて統轄せらるゝものにして、我が國多數工場が今日猶ほ此の組織を採用してゐる。然れども此の組織に於いては、經營の指揮命令の徑路が、之を發する權限者より縦に次々に直接の下級者に降るものなるを以て、上級指揮者の専門的知能の權威を認めずして、只管従業者の行ふべき勞働の凡ゆる點に就きて十分な知能を具備するを必要とする。斯かる八方美人的人材の容易に得られざるのみならず、更に此の組織を採るときは、従業者相互の職責上の分界が明瞭を缺く短所が生ずる。次に戦線參謀組織

(Line and Staff Organization) といふは、工場に於ける仕事の企畫と其の實行とを全然分離し、作業場に於いては前述の戦線組織を採るものなるも、企畫部にありては何れの部門にも屬せざる若干の専門家が有り、生産戦線に立つ作業實行者の爲め參謀部を組織して、専ら、作業取扱の方法を研究し、企畫を建て、工程の統轄をするものである。斯くて此の組織は、企畫者の集團と實行者の集團とを區別したる點に於いて前者に優るものとは雖も、作業場に於ける従業者が依然戦線組織を採る爲に其の缺點は除去し得られず、宛ら九仞の功を一簣に缺きたるの憾みがある。職能若しくは機能組織 (Functional Organization) は、企畫部と製造部とを區別すること戦線參謀組織と同様なれども、作業の實行方面に於いても戦線組織を全廢し、職能によつて職長の職責を限定し、其の職能の範圍に於いて作業を指揮する點に於いて戦線參謀組織と異なるのである。而して此の組織によるときは始めて職長も亦た各自専門的職能によつて従業者を指揮し得べく、適材適所分業の利益を收め得る故、次第に此の組織が採らるゝのである(註一)。然るところ、倉庫業の經營は近世大工業に於けるが如く然く複雑を極むるものにあらずとは謂へ、尙ほ分業の原理に基き、其の業務に關して一定の分課を定め、役員各自をして夫れ々分課に歸屬せしめ、先づ各自の責任限界を明確ならしめ、以て複雑多岐に互る執務の澁滯を無からしむると同時に、更に進

んで各自専心分擔の業務に努力せしめ、愈々適材適所の妙を發揮せしめて、無智・過失に基づく不測の損失を招き、延いては顧客にも多大の迷惑を及ぼすが如きことのなきやうに努めなくてはならぬのである。思ふに倉庫業の盛衰如何は、主として其の信用如何に依存すべく、信用の基礎は畢竟倉庫業經營の確實にして忠實なるの點にあり、之が爲には事務・庫内の整頓せられ、随時顧客の需めに應じて倉庫用役を供し得るの準備があり、規律正しく時間を守り、貨物の検査竝ひに評價は嚴正を旨とし、而かも責任を重んじ懇切鄭重を期し、よく其の社會的使命を自覺するを要するのである(註三)。殊に作業分課の連絡は適切なるを肝要とし、若し其の組織中脆弱瑕瑾あるときは、所謂最小率要件の法則(Law of Minimum)(註四)により、之が全體の活動の標準となるものである。従つて倉庫業者たるもの、よく其の業務の繁閑、規模の大小等に鑑み、其の分課組織を慎重に決定しなければならぬ。

今左に必ず配置さるべき部署を擧げ、其の大意を説くであらう。

一 現場係

一名之を倉庫係又は倉廩係とも謂ふ。倉庫業者の營業所は倉庫所在地と異なる箇所存すること屢次である。之れ蓋し人の來往に便なる地點が必ずしも貨物の藏置取扱に利なる場所とは爲し

難きを以てである。是に於いてか倉庫所在地に人を派し、事實上入出庫に伴ふ各種の作業に従事すべき仲仕の指揮監督、貨物の受渡並びに検査、倉庫及び諸設備の監督等を爲さしむる爲め、爰に現場係の必要を見るのである。尤も貨物の検査に就いては、特に検査係をして其の任に當らしむるものもある。

抑々倉庫業者は一時に多量の貨物を預かるものなるが故、其の一々に就き内容を検査するが如きは、常に手数の煩瑣なるのみならず、また貨物によりては荷造の關係上検査を許さざるものもある。然れども翻つて又思ふに、倉庫證券の流通を圓滑ならしめむには、單に荷造の種類及び個數——即ち形式的なる外相——のみならず、更に受寄物自體の種類、品質及び數量——即ち實質的なる内容に就きても亦た、倉庫業者に於いて其の責を負はなければならぬのである(註四)。是に於いてか倉庫業者の取扱ふ物品に就き専門的知識を有する者が、入庫の際に検査を爲すべきこととなる。殊に彼の混合保管を爲す場合には、嚴正なる検査・格付の絶對的に必要なるは、曩に述べたるところである。之れ検査係専任の有意義なる所以である。

二 入庫係

受託貨物の検査並びに倉庫證券の發行、保險金額の決定は、貨物入庫に伴ひて通常生ずる事務

である。入庫係は即ち之等の事務に従ふものである。尤も倉庫證券の發行は、別に證券係をして之に當らしむるものもある。之れ倉庫證券の文言證券たる性質上、其の發行は極めて重要事項なるを以てである。

三 出庫係

出庫係は、其の名の如く貨物出庫に關する一切の手續を執るものである。入庫は一回限りなれども、出庫は貨物の分割による一部出庫の行はるゝこと多き爲め、其の頻繁なる、入庫係の比ではない。

四 保險係

倉庫業者は、所有建物に就きては勿論、入庫貨物に對しても特に其の無保險の申出なき限り、總べて之を火災保險に付さねばならぬ。保險係は、即ち此の火災保險の契約締結若しくは解除等に關する事務を執るものである。

五 調査係

調査係は、外部に就いては一般財界の景況、貨物の集散狀況より得意先關係の變動に至るまで、凡そ倉庫經營に影響すべき事情は巨細調査を行ひ、内部に就いては入出庫係乃至は現場係を始め

とし他の諸係に於ける帳簿・傳票等の記入・計算の精査を爲し、現物との照合をも行ふなど、其の經營を確實ならしめ將來の發展に資せしめむとするものである。尤も記帳計算の精査に就きては別に計算係を置きて之に當らしむるものもある。又得意先を歴訪し、若しくは適切なる宣傳を試み、以て入庫貨物の増大を圖らしむる爲め、貨物誘致係を置くもある。

六 會計係

倉庫は銀行に於けるが如く金錢の收支を以て其の取引の目的と爲すものにあらざるが故、保管料乃至は諸荷役料の收受若しくは經營上の諸費用支拂を始め、一般經營資金の調達、計算及び記帳に關する事務其の他一切の會計及び出納事務を爲さしむる爲め、此の係を置くのである。然れども其の出納の頻繁なるものにおいては、當然に之を獨立の出納係の擔當と爲すべきは勿論、計算係をして倉庫の主要帳簿の記入整理を爲さしむる場合にありては、決算に際して調製すべき貸借對照表・財産目錄等に就きては之を計算係の分擔と爲すを至當とする。

七 庶務係

庶務係又は雜務係は、倉庫業務上に關する往復文書の受付・發送・保存、使用簿帳簿書類の保管・整理、營業用什器・雜品の購入、土地及び建造物の管理、倉庫營業所に於ける給仕等の監督、

其の他營業事務以外の雜務を取扱ふものである。尤も土地及び建造物に就きては、特に工學的素養を積みたる技術家の力を俟たざれば、よく適切なる監督・修繕を爲し得ざるを以て、之を庶務係の執務範圍より切離し別に獨立の係を設け、専心此の方面の研究に當らしむることがある。設備技術係即ち之である。然れども斯かる設備技術係を置くと雖も、新たに倉庫を造り荷役設備を設くるに方りては、單に工學的知識を具ふる技術家のみの設計によらず、更に之等を利用して仕に實際種々の作業を爲さしむる營業擔當者即ち現場係の主任、並びに財界の景況に通じ事業經營の企畫に資すべき種々の材料供給者たる調査係の主任等が之に參畫し、少くとも此の三者熟慮協議の結果に就いて、經營統轄の地位にある支配人其の他の幹部裁斷を下すべきものである。之れ蓋し土木・建築乃至は機械・電氣の立場より觀て巧妙なる設備・建築なりと雖も、事實之を利用するは作業者にして、利用せしむる動機は經濟的なるものなるが故、時に幾多の不利不都合を發見することがあるからである(註五)。

以上述べたるものゝ外、第二編第四章に於いて説きたる附隨業務に至りては、それ〴〵以上の諸係の中何れかに適宜歸屬せしむるか、或ひは別に獨立の部署を定むべきかは、一に其の業務の繁弱によりて決定すべき問題である。

尙ほ支店を有する倉庫に於いては、右に述べたる一般營業上の分課以外に、各支店の營業方針に關する監督、其の業務取扱に關する検査、營業狀況の視察等主として支店の監督事務、並びに使用人の任免黜陟等人事に關する事務、株式會社の倉庫にあつては自社の株式に關する一切の事務即ち株主總會、利益の配當、株金の拂込、名義の書替、株主名簿若しくは社債原簿の調製等の事務に關し、それら一部署を定めねばならぬ。而して支店營業の監督に關する事務は總べて之を一部署に屬せしめ、爾餘の事務は又之を包括的に他の一部署に當らしむるをよしとする。前者は之を支店係と呼び、後者は之を文書係と名づくべきか。倉庫によりては、右の寧ろ非營業的なる事務のみを本店に於いて執るものもあるも、若し然らずして一般營業上の諸係を置き入出庫事務を執るときは、特に後者を營業部と名づけ、前者は之を營業部と對立せしむるも一策である。

さて癸に述べたる如く、倉庫業の經營は原則として各人の自由に委ねらるゝも、事實上個人企業を以てしては十分なる資本を投下し得ざる爲め、會社殊に株式會社組織を以て之を經營するを常とする（註六）。故に今右の諸分課に基づきて倉庫會社役員を見るに、凡そ次の如くなる。

一 社長其の他の所謂重役

何れの營業に於いても、其の經營に關する一切の事務を總攬し、總べての主義方針を畫策し、

凡ゆる活動命令の本源を爲す營業上の主腦者がある。倉庫業に於いては此の統帥者を社長 (President; President) と云ふ常務取締役。

合名會社・合資會社若しくは株式合資會社の倉庫にありては、通常數名の代表社員なるものありて、對外的には倉庫を代表し、對内的には業務を執行し、其の中一名を社長に選任して倉庫の主腦者たらしむるものである。又株式會社の倉庫にありては、株主中より選出されたる數名の取締役あり、更に其の中より常務取締役を選定し、會社の代表乃至は業務の執行に當らしむるものにして、社長は斯かる常務取締役中より推薦せられ、業務總攬者たるの地位に立つものである。

以上は事實上の問題なるも、商法の規定によるときは、合名會社・合資會社若しくは株式合資會社にありては、會社の代表及び業務の執行は總べて原則として無限責任社員之に當り、唯だ定款若しくは總社員の同意を以て特に定めたる場合に限り、代表社員のみに於いて之を爲すものである(商五六條、六一條、一〇九條、一一四條、一二三六條)。又株式會社にありては、定款若しくは株主總會の決議を以て別段の定めを爲さざるときは各取締役 (Director; Vorstand) ——三名以上(商一六五條)——會社を代表し、其の過半数を以て業務の執行に當るべきものにして(商一六九條、一七〇條)、其の何れに就いて之を觀るも社長が法律上の名稱にあらざることを知るの

である。

尙ほ株式會社及び株式合資會社の倉庫にありては、別に株主中より選出されたる監査役(Audit-
or; Aufsichtsrat)あり、取締役若しくは之に該當すべき代表社員の業務執行を監督する(商一
八一條以下、二三九條)。唯だ我が國の實狀は、會社關係者たるの地位より觀て第二流の人物が
監査役たるを常とする爲め、結局有名無實・無爲無能なる感がある(註七)。

以上述べたる社長、並びに取締役若しくは之に該當すべき代表社員、監査役は倉庫會社の重役
にして、主腦幹部たるの地歩を占め、其の一舉手一投足は總べて倉庫營業上の隆替に關するもの
なるが故、其の性格・識見・手腕如何は、倉庫設備其の物の善惡と相並び、倉庫信用の厚薄に多大
の關係あるものである(註八)。

二 支配人

既に述べたる如く社長は倉庫會社の主腦者にして、凡ゆる指揮命令は悉く茲に其の源を發すと
雖も、其の業務全般に互り一切之を統轄するが如きは、一人の到底爲し得ざるところに屬する。
是に於いてか支配人を選任し、社長に代はりて其の業務を統轄せしむる要がある。斯くて支配人
(Procurator; Prokurator)は社長に代はりて一營業所に於ける營業上の一切の事項を掌るものな

るが故、倉庫營業の盛衰に影響すること重大である。従つて其の選任に當りては、人格・才幹・學識等の諸點に關し、十分の注意を加へねばならぬ。

抑々支配人の代理權は營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲に互る包括的のものにして(商三〇條一項)、其の代理權に制限を加ふるも之を以て善意の第三者に對抗し得ざるものなるにより(商三〇條三項)、世上往々支配人の選任に代ゆるに、社長より極めて細密なる箇條を記載せる委任狀を交付して其の營業事項に就きてのみ社長に代はりて行爲を爲すの權限を賦與するものがある。従つて斯かる場合其の名稱は如何にともあれ、商法上は支配人にあらずして一番頭若しくは一手代たるに過ぎぬのである(商三三條參照)。

別に支配人を輔佐し其の不在若しくは多忙なるとき之に代はるべきものとして、副支配人とも稱すべきものを——商法には斯かるものを認めざるも——置くことがある。

三 各係員及び其の主任

各係員は夫れ々、與へられたる事務に關し忠實・敏活・慎重に従事すべく、其の配置は企業組織の種類、規模の大小、業務の繁閑、取扱業務の種類及び業務範圍の廣狹等によりて適當に決定すべきものである。尙ほ各係には主任を置き、其の各々の係に於ける事務を主宰せしめ、其の係内

に生じたる事項に就きては或る程度まで支配人の思慮を煩はすことなく自ら裁断せしめ、以て支配人をして其の營業の統轄を容易ならしむることとしてゐる。之等の人々は、商法上は多く番頭又は手代たるべく、事實倉庫業務を直接に處理するものなるが故、「信仰厚く、徳高く、明智精銳の人を得るは營業の基礎」なるべく、従つて之が採用に當りては「一に人格、二に力働、三に智能、四に健康、其他技術、才智、風采」等を斟酌して之を決定すべきは勿論、更には健實なる責任觀念を把持せしめ、個人創意を發揚し仕事に對する趣味を涵養せしむるなど、採用後も人物の養成を以て營業の主要課目の一と爲さねばならぬのである(註九)。

四 法律顧問

右の外倉庫によりては、從屬關係に立つものにはあらざるも辯護士其の他の専門家に法律事件に關する顧問を依頼することがある。之れ倉庫は日々多數の寄託者より貨物の保管を託さるゝ爲め、幾多の債務關係を生ずべく、往々にして法律上の問題を惹起すを以てである(註一〇)。

註一 工場組織の詳細なる論究を参照せむと欲する人々に、左の書を推薦する。
國松豊氏著、「科學的管理法綱要」、二〇〇頁以下。

同氏著、「工場經營論」(千倉書房版、商學全集、第十六卷)、一六七頁以下。

註二 山本氏著、前掲「倉庫及倉庫業」、四七頁。

第四編 倉庫經營論 第二章 倉庫の分課及び役員

註三 土地の收穫には、所要の諸要件中最小率に於いて與へられたる要件の増加以上に増加し能はざる傾向がある。農業上此の傾向を稱して最小率要件の法則と謂ひ、彼の收穫選定の法則と關聯して土地の收穫を支配するものである。福田徳三博士著、「經濟學全集」、第一卷、一三一九、一三二〇頁参照。

註四 此の邊の消息は、山本五郎氏の「住友倉庫營業規則解説」、一三頁以下に詳説されてゐる。

註五 此の點に就きても、山本五郎氏の「水陸聯絡機關としての倉庫及上屋」、一七七頁乃至一七九頁を参照されたい。

註六 我が國倉庫會社中如何に株式會社の多きかは、商業經濟論叢第七卷下冊所載の拙文「數字上より觀たる我が國倉庫業の現状」、特に一〇二頁乃至一〇五頁を往見されたい。

註七 増地庸治郎氏著、「經營要論」、六〇頁以下若しくは岡氏別著、「經營經濟學」改造社版、經濟學全集、第三十六卷、「經營經濟學叢所」、一一四頁参照。

註八 此の點に就き、「倉庫使用人及勞働者の人格の向上……は倉庫業の根本事業なり——各人の人物、品格、見識、才能、知識の各々に付て大に考慮努力せざるべからず——人は事業の最重要素なり——人の優越……は總ての優越を凌駕す——」に人、二に組織、三に運用、四に設備」なる山本氏の言は、之を其の儘移して以て倉庫會社の重役に當て候め得べく、實に九鼎の重みあるを覺ゆるのである（前掲「倉庫及倉庫業」、四八頁）。

註九 山本氏著、前掲書、五七頁及び五九頁参照。

註一〇 本章の説述に就いては、原 靜氏の「銀行の分課及役員」（「銀行實務誌」、修補改版、四〇五頁以下）に據るところが多かつた。尙ほ又加藤吉次郎氏の「港灣荷役實務（三）」（「港灣」、第九卷第二號所載）及び「イヤー」の前掲書第二編第一章（二一七頁以下）また妙からず參考となる。

第三章 倉庫業者の收入

倉庫業者の收入は、之を分かつて左の三と爲すことが出来る。

- 一 保管料
- 二 荷役賃
- 三 其の他の雑收入

抑々倉庫業者は他人の爲に物品を倉庫に保管するを以て營業と爲すものなる故、其の主要收入が物品保管の報酬たる保管料 (Storage; Lagergeld; Lagergebühren) なるべきは勿論なれども、同時にまた所謂荷役賃 (Labour-in and Labour-out; Gebühren für Zuführen und Abführen) が之に亞いで、否な港灣倉庫の場合に於いては保管料と殆んど同一程度に於りて、其の主要なる收益源泉たるのである。其の他の雑收入 (Miscellaneous Charges; Sonstige Gebühren) は、廣義の荷役賃 (Charges for Handling Goods; Gebühren für Behandlung der Lagergüter) 中に含まるゝ貨物の陸揚・積込・解輸送等入出庫以外の荷役に對する報酬を始め、看貫料・検査料・仕分料・庫移料・貸庫料・證券手数料等に至るまで皆此の中に入るものにして、倉庫業者の附隨業務を

行ふこと多きに随ひ次第に其の重要性を増すべきものである。

之れ次に節を分かつて、主として料率決定の見地より、先づ保管料を、次いで荷役賃其の他の雑収入を、夫れを概観せむとする所以である。

第一節 保管料

保管料は既に屢次論じたる如く物品保管の報酬である。而して保管の機能は貨物の時間的懸隔の除去にあること、彼の運送が貨物の空間的懸隔の除去を以て其の目的と爲すに等しく、兩者の關係極めて密接にして(註一)、其の料率決定の方法もまた酷く相似たるものがある。即ち運賃率(Freight Tariff; Frachttarif)が、交通の費用を最低限度とし、交通の價値を最高限度とし、競争の作用と交通需要伸縮性に對する斟酌とにより、更には國家の取締の作用によつて、其の中間の一點に定めらるゝが如く、保管料率亦た之と同様に、保管の費用を最低限度とし、保管の價値を最高限度として、競争其の他の事情によりて其の中間に決せらるべきものである。今其の然る所以を説くであらう。

凡そ如何なる種類の企業に於いても然るが如く、運送業及び倉庫業も其の營業の成立・存続・發

展を圖らむとせば、必ずや其の收入を以て經營上の諸費用を償ひ、尙ほ若干の餘剰を生ずるを必要とする。若し其の收入にして支出を支辨し得ざるときは、企業の基礎破壊せられ、遂には之が經營を存続し得ざることとなるべく、更には縦ひ收支の結果多少の餘剰を生ずるも、其の収益率にして全然豫測を許さざる不確定のものならむには、企業の經營亦た自ら不安定となり、深く其の發展を囑し能はぬ。宜なる哉、軌近企業の健實を期する爲め正確なる原價計算(Cost Accounting; Selbstkostenberechnung)を試みむとする者漸く多きを加へむとすることや(註12)。即ち推測的なる「目の子」より正確なる原價計算へ、之が企業界推移の注目すべき現象である。

一般に會計學者は、工場原價構成の要素たる原料費・勞力費・間接工費の三者を個々の製品に賦課し得るや否やに依つて之を直接費と間接費との二に分ち、前者は之を其の費用を生ぜしめたる特定の製品に賦課せしめ、後者は之を或る標準に従つて全製品に配賦すべき旨説くが爲め(註13)、倉庫專攻の學者中にも之に倣つて保管原價の構成要素を特殊若しくは直接費用(Spezialle od. direkte Kosten)と一般若しくは間接費用(Generelle od. indirekte Kosten)との二に分ち、運賃・關稅・立替金・保險料・修繕費等の支出及び損害賠償金の如き其の物品の負擔すべき費用を以て前者に屬するものと爲す者あるも(註14)、之等の所謂特殊費用は理論上保管と直接關係無きものなる

を以て、保管の原価計算には全然考慮の必要なきものである(註五)。従つて保管の原価計算に於いて取扱ふべき部分は、自ら大凡所謂一般費用に止まることとなるのである(註六)。

さて然らば倉庫保管の一般費用を構成する具體的要素が何々であるか。之を次に掲げてみよう(註七)。

- 一 固定費用 (Fixed Costs ; Feste Kosten)
 - イ 設備資本の利息 (Interest on Fixed Capital ; Zinsen vom Anlagekapital) * 即ち建物 (Buildings ; Gebäude) ・ 土地 (Land ; Grund und Boden) 及び創設費 (Formation Expenses ; Organisationskosten) 並びに建築中の支拂ひたる利息、租税及び保険料 (Interest, Taxes and Insurance during Construction ; Zinsen, Steuern und Versicherungskosten während des Baues) 等類に属す
 - ロ 減価償却高 (Depreciation ; Wertverminderung)
 - ハ 建物火災保険料 (Fire Insurance on Buildings ; Gebäude-Feuerversicherung)
 - ニ 建物修繕費 (Repairs to Buildings ; Gebäudereinstandhaltungskosten)
- 二 經營費用 (Administration and Operating Expenses ; Verwaltungskosten)

- イ 賃銀及び給料 (Wages and Salaries; Personalaufwand)
 - ロ 租税 (Taxes; Steuern)
 - ハ 廣告費 (Advertising; Werbekosten)
 - ニ 點燈及び動力料 (Light and Power; Beleuchtungskosten und Kraftaufwand)
 - ホ 貨物火災保険料 (Fire Insurance on Goods; Güter-Feuerversicherung)
 - ヘ 事務所費 (Office Expenses; Kosten der Geschäftsleitung) 電話料 (Telephones; Telefone)、點燈及煖房費 (Office Coal and Light; Beleuchtungs- und Beheizungskosten)・郵税 (Postage; Postspesen)等
 - ト 保管責任に關聯して生ずる損害賠償責任 (Liability for Damages; Schadensersatzpflicht)
 - チ 經營資本の利子 (Interest on Working Capital; Zinsen vom Betriebskapital)
 - リ 其の他の諸費用 (Miscellaneous Expenses; Sonstige Ausgaben)
- 今、北米合衆國倉庫業者聯合會 (The American Warehousemen's Association) の調査に據り一九二三年春に於ける同國平均費用を左に掲げよう(註八)。

標準倉庫を間口百呎、奥行二百呎(共に外法)、六階建地下室(Basement)附、煉瓦又はホーロ
i タイル平板構造(Flat slab construction with brick or hollow tile panels)、厚さ十二吋の煉
瓦又はホーロ i タイルの防火壁にて倉庫内部を四等分し、コンクリートを以て圍みたる階段二、
各階高さ十呎但し第一階は十五呎、庫床一平方呎に付二百五十封度以上の負擔力(Floor Load
capacity)あり、五萬ガロン入りのタンク附乾式水管スプリンクラーシステム(Dry Pipe Sprinkler
System)を採り、設備としては、八千封度の昇降機四、二重滑車式引揚機(Double whip hoist)
四、電燈、専用電話、作業室、船積係事務室、仲仕寄場(Room for laborers)、キッチン(Plumb-
ing)、暖房並びに事務室及び仲仕寄場の器具を有するものとする。操車設備として別に、各々五
車收容の鐵道線路二と倉庫建物の線路側に幅十呎のプラットフォームとを有する。さて此の經費
を見るに左の如くである。

甲 賃借料又は之に相當するもの

一 投下資本利子

建 物……………四六二、〇〇〇、〇〇弗

スプリンクラー設備、タンクを含む建築及び監督費用、延坪一四〇、〇〇〇平方呎、一平方呎當り三弗三〇仙
敷地……………四〇、〇〇〇・〇〇

敷地二〇、〇〇〇平方呎、一平方呎當り二弗

創業費……………二、〇〇〇・〇〇

建築中の利息・租税・保険料……………二二、〇〇〇・〇〇

(一)倉庫敷地二〇、〇〇〇平方呎、鐵道引込線及びプラットホーム敷地七、〇〇〇平方呎、引込線接続所敷地一、〇〇〇平方呎、計二八、〇〇〇平方呎、一平方呎當り二弗として五六、〇〇〇弗、此の利息年六分と見て三、三六〇弗、(二)建築中の租税及び保険料一〇、〇〇〇弗、(三)建築中の建築費利息八、六四〇弗の合計である

計 五二六、〇〇〇・〇〇弗の利息(六分の割)……………三一、五六〇・〇〇弗

二 減價償却高(基礎工事を除く建物價額四四〇、〇〇〇・〇〇弗の利息二分

の割)……………八、八〇〇・〇〇

三 火災保険料(基礎工事を除く建物價額の九割なる三九六、〇〇〇・〇〇弗

に對する一萬分の十二半の割)……………四九五・〇〇

四 聯邦・州・市の租税……………一四、〇〇〇・〇〇

五 建物修繕費(建物費四四〇、〇〇〇・〇〇弗の一分の割)……………四、四〇〇・〇〇

六 地主としての危険、割賦償却及び利潤、土地及び建物費五二六、〇〇〇・

〇〇弗の二分五厘の割)……………一三、一五〇・〇〇

小計賃借料又は之に相應するもの……………七二、四〇五・〇〇弗

乙 經營費用

一 幹部・部長・事務員の俸給(一般事務・諸雜費の三分の一)……………一〇、〇〇〇・〇〇弗

二 庫番及び其の監督費……………二、五〇〇・〇〇

三 廣告費……………三、〇〇〇・〇〇

四 經營資本一五、五〇〇弗の利子(六分の割)……………九三〇・〇〇

五 租 税……………五〇〇・〇〇

六 臨時費……………一、五〇〇・〇〇

小計經營費用……………一八、四三〇・〇〇弗

合計保管總費用……………九〇、八三五・〇〇弗

以上の方法によりて保管貨物に賦課すべき總經費を算出し得べきを以て、次に倉庫建坪中實際に利用せらるべき收容力を測定し、其の收容力一坪に積重ねらるべき貨物の標準數量を算定し、之を基準として個々の保管料率を割出すものである。此の點に就きても、北米合衆國倉庫業者聯合會が一九二〇年に發表したる標準倉庫計算方式は、好箇の參考資料たるを以て、其の梗概を示して見よう。

先づ、料率算定の基準たる標準拵(Standard Pile)は、高さ八呎三分の一、倉庫の床の面積一平方呎當り二百五十封度を越えずして積まれ得る貨物の最大量を有する拵を謂ひ、また保管單位(Lot Unit: L. U.)は、百二十平方呎の面積に積まれたる標準拵の貨物を謂ふ(註九)。即ち貨物の容積一千立方呎、重量三千封度のものを以て一單位と爲し、之を基礎として保管料率を算定するものである。次に倉庫面積の中其の一部は、種々なる理由に基づきて直接貨物の藏置には利用し得られぬ空所となるものなるが故、之が算定を爲さねばならぬ。即ち倉庫建坪——總面積(Gross Space)——は建物の外法を以て計算さるゝも、藏置面積を知るには必ず内法を以て計算すべく、之より昇降機・階段・事務室・船積係事務室・仲仕寄場を控除したる有效面積(Available Space)の中、更に次の如き空所を差引くべきものである。

一 通路面積 (Aisle Space) 貨物の搬入・搬出・積付に必要な永久的通路及び消防夫の爲に消防規程に依つて留保し置くべき永久的通路之にして、總建坪の二割乃至二割五分に當る。右の有効面積より此の通路面積を差引きたる部分を藏置面積 (Occupiable Space) と謂ふ。

二 豫備面積 (Working Space) 日常頻繁に寄託する貨主の爲め、看貫・検査・試験・見本摘出・拼替若しくは倉庫面積に對する不意の需要に應じ得るやう豫め留保し置くべき部分にして、總建坪の五分乃至一割二分の間にある。思ふに、物品賣買業者が其の得意先を失はざらむと欲すれば常に相當の在荷を有すべきが如く、倉庫業者にして永く貨主の利用を受けむとするには、必ず相當の餘裕を有すべきものにして、此の部分と前記の通路面積とは事實上永久に貨物藏置の目的に利用せられざるものである。

三 浪費面積 (Waste Space) 一部出庫によりて生じたる空面積、若しくは送付さるべき筈の貨物が實際入庫したるとき數量少く爲に生じたる空面積を指すものにして、總建坪の零分より八分の間を往來してゐる。

四 不利用面積 (Idle Space) 既に屢次述べたる如く、倉庫は年と季節とに依り入庫貨物の繁閑を生ずるものなるが故、時に入庫貨物の激減を見、利益の減少甚だしきこと無しとせぬ。斯

くの如き空虛面積 (Vacant Space) は、總建坪の零分より實に四割までの間を上下してゐる。従つて通路面積に次いで、直接保管貨物に占據されざる空虛面積の最大なるものである。斯くして之と前記浪費面積とは、共に倉庫に對する需要の大小如何によつて盈虧滿空常ならざることとなる。

以上によつて觀るときは、併付せざる空虛面積は、合計總建坪の二割五分乃至八割五分を往來することとなり、従つて實際併付されたる藏置面積 (Occupied Space) は七割五分乃至一割五分の間であり、其の數學的平均は四割五分となるのである。然れども右の倉庫業者聯合會の委員は更に、倉庫經營宜しきを得るときは尙ほ幾分の良結果を得べしとの豫想に基づき、平均五割と爲したのである(註10)。

斯くして一方に於いて總經費を知り、他方に於いて倉庫の實際藏置面積を知るときは、容易に單位面積に對する標準保管單位原價を求め得らるゝわけである。

然はれ、實際寄託せらるゝ貨物の容積・重量が常に區々にして右に述べたる條件に合致せざるのみならず(註11)、更に其の性質及び價額亦た、保管の難易や責任の大小に關すること多きを以て、之等の點をも斟酌して最低減の保管料率を算出すべきものである。斯くの如く保管貨物の占

據する面積、其の價額及び性質の三者を考慮して科學的に保管料を算出する方法は、其の發祥地に因んで之をマサチューセツツ法 (Massachusetts System) と謂ひ、また其の計算が保管單位を基準とするに鑑みて之を保管單位法 (Lot Unit System; Kollisionsystem) とも名づけ得る。

尙ほ倉庫業者の保管料率を定めむとするや、決して以上の如き收支均衡些かも餘剰を生ぜざる最低限のものを以ては満足せず、必ずや之に多少の利潤 (Their Own Profit; Eigener Gewinnzuschlag) を加算すべきは論を俟たぬ(註一二)。

されど翻つてまた思ふに、寄託者の倉庫に貨物保管を託するは、必ずや自ら倉庫設備を準備して藏置するより有利なるべきを以てである。従つて保管料率無法に高く、爲に寄託者の保管責任の轉嫁や賣買・質入の便宜に基づく利益にして保管料の支拂に因る損失を償ふことなきときは、世人また毫も倉庫を利用せざるに至るであらう。之れ倉庫業者の保管に對する寄託者の評價の程度が、應て最高保管料率を決定する所以である(註一三)。然らば斯くの如き寄託者の内面的心理作用に屬する評價の程度が如何にして洞察さるゝか。之れ固より至難の事に屬すと雖も、少くとも左の事情に因りて動かさるゝものである。

一 保管によりて生ずべき利益

既に述べたる如く貨物寄託の目的は、入庫の時に於ける貨物の原價に保管料を加へたる額が出庫の時に於ける市價よりも低く、従つて將來容易に有利なる條件を以て之を賣却せむとするにある。従つて入庫の時と出庫の時とに於ける市價の開き換言すれば貨物の保管によつて生ずべき利益如何が、貨物の保管料負擔力の大小を決することとなる。

二 保管貨物の價額

保管貨物の價額は保管料を負擔し得る基礎にして、其の價額の大なるもの程其の負擔力の大きなべきは論を俟たざるところである。即ち右に述べたる入庫の時と出庫の時とに於ける市價の開きが縦し同一割合のものならむとも、貨物の價額如何によりて其の金額を異ならしむるものなるが故、自ら貨物の保管料負擔力の大小が其の價額の高低によりて決せらるゝこととなる。斯くして保管料率の最高限が決定されるれば、之と前に述べたる最低限との間に於いて、更に次に示すが如き種々なる事情によりて實際の保管料率が決定されるものである。

一 競争の有無強弱

倉庫業に於いては、彼の世界的競争を受くる海運の如き劇烈なる競争は存せざれども、尙ほ鐵道に於けると同様に、殊に一般保管倉庫の場合に於いては自由競争に委せらるゝ結果鐵道以上

に、同業者間に相當の競争が行はれる。故に倉庫設備の現状と寄託欲求の程度以外に競争の有無大小が保管料率を左右すべきは勿論である。

二 保管擴張能力の大小

倉庫業者は負擔力に應じて成るべく高率の保管料率を定むべしと雖も、保管料率の引下が入庫貨物の數量を増加すべき場合に於いては比較的經營費の減少となり利益を増加すること多きを以て、引下を實行するを得策とする。

三 公共團體の干渉の有無

倉庫業は其の經營方法の如何によりては、公衆の經濟的地位に影響すること少しとせぬ。蓋し世上凡百の商品は其の消費者の手に入る前に多く倉庫に託せられ、斯くて倉庫業者に支拂はれたる保管料が必ずや其の販賣代價に加算さるべきを以てである。故に倉庫業者が公共團體の監督を受け、保管料率の決定に方りても適當なる干渉を蒙るべきは當然である。

偕て以上の方法に依りて困難ながらも標準單位に對する保管料率を算出し得ることとなる。然るに事の実際は必ずしも斯くの如き標準單位に對する保管料率のみを以て足れりとせず、爲に左の如き算出法を生ずるに至つた。

1 従價率(Werttarife)

此の方法は、専ら保管貨物の評價額を基準として一ヶ月其の若干歩合と定むるものにして、例へば京濱地方の私設保税倉庫に於いて貴重品及び高價品に對する保管料率を従價萬分の三十乃至五十と爲すが如き之である。思ふに保管料は貨物保管の報酬なるを以て、保管に伴ふ危険の大きなものに對しては自ら支拂ふべき保管料の額また大なるべきは言を俟たぬ。此の點、保険料の場合と同様である。然るに實際問題として此の方法の行はること少きは、其の基準たる保管貨物の評價の困難なる上に、市價の變動常無きを以て、實務上精確なる保管料の算定を爲し能はぬを以てある(註一四)。論者或ひは此の點に就き、保険金額を容易に知り得るが故之を基準と爲すの簡便なるを説くことあらむも、既述の如く保険金額は寄託者の證券利用の目的如何によりて或ひは保険價額より遙かに小なることもあり得べく、必ずしも之を採つて基準と爲すことは正確ではなす。

2 從量率(Mengentarife)

此の方法は保管貨物の容積・重量等を基準として、一ヶ月若干と定むるものにして、歐米諸國の倉庫は多く此の方法を採擇してゐる。思ふに、保管料が保管に對する報酬たるの性質上、貨物

の數量・容積の大なるもの程多額なるべきは當然である。之れ保管貨物の數量・容積の大なるに従ひ、保管の場所・空間を要すること愈々大なるべく、又之が取扱に拂ふべき勞苦の益々大なるべきを以てである。此の點に於いて、彼の運賃と相通するものがある。兎まれ斯くして此の方法の理論上當を得たるのみならず、更には保管料算定の簡便なる長所が存する。之れ此の方法の廣く行はるゝ所以なのである。然るに此の方法には更に次の三法がある。

イ 單個率 (Stücktarife)

此の方法は貨物の個數によりて保管料を算出するものである。即ち内國米の如きは一俵單位に、生絲・繭・棉花・綿糸の如きは一梱單位に、また小麥粉・外國米の如きは一袋單位に、夫れ計算するが如き之である。商慣習上商品の荷造單位が一定し、一々其の重量・容積を算定するの要なきまでに立至れば、彼の銘柄賣買 (Sales by Description) 若しくは標準賣買 (Sales by Standard or Type) の然るが如く、受渡の簡易、取引の迅速を期し得ること甚大にして、此の方法の利便なること多言を要せぬ。然れども商品の荷造單位一定せず、其の内容の區々なる場合、乃至は米穀・小麥粉等に就いて屢次行はるゝ散荷のまゝにて保管する場合にありては、此の方法は採擇するに由もなき。

ロ 重量率 (Gewichtstarif)

此の方法は保管貨物の重量により保管料を算出するものにして、例へば銃鐵にありては一噸單位に、散豆粕にありては十貫目單位に、夫れ／＼料率を定むる如き之である。此の方法は、前者に比して一層理論的なれども、入庫の際に一々其の重量を確むべき手数の煩なる缺陷がある。此の方法のみを従量率と謂ふこともある。

ハ 容積率 (Raumtarif)

此の方法は保管貨物の容積により保管料を算定するものにして、例へば木箱入の各種織物若しくは軸木十才單位に若干と定むる如き之である。保管貨物の重量が倉庫床面に對する壓力の關係上其の收容力に影響する如く、保管貨物の容積亦た其の占據する場所・空間に直接影響すべきを以て、之等を捉へ來つて保管料算定の基準と爲すは正當である。而かも之を同一貨物に就きて觀るときは、其の何れによるも結果に於いては異ならぬ。蓋し容量大なれば重量亦た自ら大となるべく、兩者は正比例するの關係にあるものなるを以てある。此の方法の缺陷もまた重量率と同様に、入庫の際に一々其の容積を確むる手数の煩なる點に存する。

三 折衷法 (Gemischte Tarife)

此の方法は、宛々輸入税率に於けるが如く、前記二法を折衷したるものにして、我が國の實際上は従量率を主とし従價率を之に加味するを以て常とする。前に述べたる如く保管料が保管に對する報酬たるの性質より視るときは、保管貨物の重量・容積等を基準として保管料率を定むるのみならず、更に其の價額をも參酌するの正當なるに似たれども、事の實際は、貨物の容積と重量に正比例するの關係ある如く、貨物の價額また此の二者の何れに對しても同様の關係に立つを常とする。従つて折衷法は、却つて徒らに保管料の算定を繁雜曖昧ならしむるものである(註一五)。

其の如何にともあれ、此の方法には更に次の三がある。

イ 保管貨物に就き一定の従量率を定め置き、別に定められたる保險金額の若干歩合を加算して、之によりて實際の保管料を算出するものにして、京濱・阪神・愛知三重等本邦現時の倉庫は多く此の方法を採つてゐる。

ロ 保管貨物に就き一定の従量率を定むる外に、保管貨物一個の價額が一定標準額を超ゆるとき、其の超過金額百圓に就き若干錢を附加して之を一個月の保管料と爲すもの、例へば往年神戸に於いて用ひられ、現在北米合衆國の家具倉庫若しくは商品倉庫に於いて行はるゝもの、若しくは保管貨物に就き一定の單個率を定め置き、別に保管貨物一個の容積が一定標準以上のと

きに、其の超過容積幾許に就き若干錢を附加して之を一個月の保管料と爲すもの、例へば名古屋市所在の諸倉庫に於ける各種織物十才以下の木箱一個を十五錢と定め置き、若し十才を超過するときは一才を増す毎に一錢を加ふる如き、更には四日市倉庫に於ける和洋織物十才以下一個十錢と定め置き、若し十才を超過るときは同じく一才を増す毎に一錢を加ふる如きものがある。

ハ 保管貨物に對して原則として従價率を定め置き、別に米麥・雜穀等或る種の貨物に限り一定個數例へば百俵若しくは百袋等に對し若干と従量率を定むるもの、例へば往年京濱地方に於いて行はれたるものがある。

尙ほ保管料率を定むるに就き考慮すべきものに期間が存する。我が國に於いては之に月極のものど日歩とあり、一般には前者を採りつゝあるも、又彼の諏訪蠶絲の如く生繭一石に付一日三錢生絲一捆一日一錢五厘などと定むるものなしとせぬ。理論上は實際の在庫日數を基準とする後者の正當なること勿論にして、計算もまた却つて簡單なる長所あれども(註二六)、其の實際に行はること少きは、主として保管料の踊りを多く取り得ざる點にある。即ち今日京濱地方の諸倉庫にあつては一個月を三期に分ち、一日より十日まで、十一日より二十日まで、及び二十一日より月

未までを各々一期と爲して保管料額を算出し、また阪神地方乃至は愛知三重地方に於ける諸倉庫の如く、一個月を二期に分ち、一日より十五日まで、十六日より月末までを夫れ々一期と爲して保管料額を算定するときは、其の出入庫日の如何によりて、僅々一兩日にして尙ほ所謂一期分の保管料を請求し得るものなるに、日歩の場合は、斯かる利益を贏得し能はぬを以てある(註一七)。

以上によつて保管料率を算定し従つて之を基準として容易に所要保管料額を算出し得るものなるも、事の實際に於いては倉庫業者の側に於いて豫め計畫を樹て一般的なる需要を豫測し、之に適應する設備を設け、組織的に一の體系を爲せる行動として、倉庫設備並びに保管勞務を提供するものにして、之が報酬たる保管料また倉庫業者と寄託者とが一々入庫の際に相互の協議若しくは懸引によりて之を定むるもの——かゝる場合の保管料を自由保管料と名づけよう——にあらずして、倉庫業者の側に於いて自己の提供する倉庫設備並びに保管勞務略言すれば倉庫用役と保管物の種類及び價額とに鑑みて、分類的に決定し、或る期間中は之を變更することなく、總べて寄託者の如何を問はず一般的に之を適用するものである。従つて之が爲に、一般に、之を一定形式の表として表示するの慣習があり、而して此の表が一保管單位たる重量・容積等に對して支拂

はるべき保管料——之を表定保管料と名づけよう——若干なる形式を採れるを以て、此の表を料率表(Tarif; Tarrif)又は割合表、詳しくは保管料率表(Tarif of Storage; Gebührentarif)若しくは保管料割合表と謂ふ。斯くの如きは、倉庫業が多少獨占的狀態の下に於いて經營さるゝ場合に於いて見るものである。

斯くして保管料が料率表の形式によりて表示せられ、殊に之を印刷に付して頒布し、一般に公表さるゝときは、次の如き利益が生ずる。

一 自由保管料は倉庫寄託の行はるゝ都度其の時々の事情の下に、其の時限りに定めらるゝものなるを以て、同一内容の保管に就いても場合にによりて異なるを原則とするも、表定保管料は倉庫業の經營に影響すべき一般的經濟事情に著しき變化なき限り、原則として變化なきものである。即ち表定保管料は此の意味に於いて安定性を有すると謂ひ得られる。此の結果、物品賣買業者が賣買價格の算定に方り、保管料を確定的計算の中に入れ、之を基礎として取引することが出来るのである。従つて少くとも保管料に關する範圍内に於いては、商取引の冒險的投機的性質を帯びることを免れしめ、事業の健全なる發達を助長するの利益がある。殊に彼の先物取引(Future Transaction)の如きにおいて、若し保管料の安定性を缺くとき

は、愈々其の投機的分子を増すこととなり、先見による市況の洞察を至難ならしめる。

二 自由保管料は、個々の寄託に就いて個別的に定めらるゝものなるが故、個々の寄託者に就いて一々異なるを以て原則とする。然るに表定保管料は反復して行はるゝ同種の寄託に就いて一般的に定めらるゝものなるが故、同一種類の倉庫用役を要求する同一種類の保管貨物に對しては、寄託者の如何を問はず公平に同一の取扱を爲すを以て原則とする。即ち此の意味に於いて表定保管料は均等性を持つと謂ひ得られる。斯くして大量貨物の寄託者も少量貨物の寄託者と同等の取扱を受くる結果として、少くとも保管料に關する限り後者の前者に對する競争上の地位を保護することとなるのである。唯だ此の場合注意すべきは、保管料の均等性が如何なる程度に於いて實行さるゝかゞ一に其の倉庫業者の獨占の程度如何に依存してゐるの一事である。而して茲にまた、彼の同一地に於ける倉庫業者の保管料率協定の意味の一半を見得るのである。

三 表定保管料は、之を表現する料率表が頗る了解し易き形式に於いて構成せられ、而かも右に述べたる如く安定性と均等性とを有するを以て、倉庫實務に當る者は容易に之を踏んじ得べく、執務の迅速を期し得るであらう(註一八)。

今左に我が國に於ける保管料率表の代表的な例として、京濱倉庫聯合會（東神東京支店・盛澤・東京・本・三菱東京支店・並・横濱船渠・横濱倉庫・横濱新港・横濱改易・濱華橋・濱支店・東神横濱支店・三菱横濱支店・横濱商品・興亞起業・横濱共立）及び大阪金曜會（浪華・杉村・東・住友・三妻）並びに名古屋諸倉庫（神・川西）の協定に係る夫れ々の保管料割合表を掲げ、比較参照の便に供しよう。

一 京濱倉庫聯合會保管料割合表

規 定

- 一、保管料ハ貨物ノ數量ニヨル從量率ト價格ニヨル從價率トナ合計シタルモノトシ一ヶ月ヲ曆日ニヨリ一日ヨリ十日、十一日ヨリ二十日、二十一日ヨリ末日マデノ三期ニ分チ一期ヲ單位トシテ申受ケベシ
- 二、從價率ハ一ヶ月ニ付左ノ通トス

普 通 品	保險價格又ハ申込價格ノ	萬分ノ二十
危險品	A 級	萬分ノ二十四
	B 級	萬分ノ二十八
消費稅未納品	同	萬分ノ二十五
- 三、貨主ノ都合ニヨリ保管期間滿了前ニ證券ノ分別又ハ替替ヲナストキハ新證券一通ニ付金貳拾錢ノ手数料ヲ申受ケベシ

B 級

棉花、ガンニール、大麻、黄麻（以上織帶類ニアラザルモノ）、人造絹絲、アスファルト、硫黄、樟腦、セルロイド玩具及糊工品、木灰、油煙其他炭素末、石灰、液化セラクレタル瓦斯、マッチ、グライキ板張箱入ノモノニ限ル）、礦物性燐類、ナフタレン、植物性又ハ礦物性油類、ベークト、油紙又ハニス引紙類及其製品、瀝青、赤燐、樹脂、智利硝石、硫化染料、タロー、其他脂肪及グリース、タールワニス（但スヒリットワニスを除ク）、各種植物纖維、各種骨粉、糞、マンゴ、シヨツデー、鉛屑等

二 大阪五大倉庫協定保管料割合表

規定

- 一、保管料ハ従價率ト従量率トニヨリ算出合計シ查ケ月ヲ單位ト定ム
- 二、保管料ハ查ケ月ヲ曆日ニ據リ一日ヨリ十五日マテ十六日ヨリ末日マテノ二期ニ區分シ全月分若クハ半月分ヲ申受ケルモノトス
- 三、従價率ハ左ノ通リトス
 - 壹級貨物 保險價格ノ壹萬分ノ拾貳
 - 貳級貨物 保險價格ノ壹萬分ノ拾五

（消費税未済ノ移入糖ニ限リ其稅額ニ相當スル金額ヲ保險價格ニ加算ス）

火災保險ノA級危險貨物ハ前記各級ニ壹萬分ノ參、B級危險貨物ハ壹萬分ノ五ヲ加算ス

無保險貨物（野積貨物ニ限ル）壹萬分ノ五
- 四、従量率、貨物及危險品目ノ級別ハ左表ニ掲ケ

◎皮革及羊毛

◎棉										◎棉	
米	印	支	支	西	埃	朝	製	府	資	白	綿
米	度	那	那	貢	及	鮮	棉	棉	棉	木	ネ
綵	綵	綵	綵	綵	綵	綵	棉	棉	棉	生	ル
棉	棉	棉	棉	棉	棉	棉	棉	棉	棉	地	綿
A壹級	A壹級	A壹級	A壹級	A壹級	A壹級	A壹級	A壹級	B貳級	B貳級	貳級	壹級
布包	布包	布包	布包	布包	布包	布包	綢緞	綢緞	綢緞	綢	木
綵卷	綵卷	綵卷	綵卷	綵卷	綵卷	綵卷	綵	綵	綵	箱	箱
參百八拾斤	參百八拾斤	參百八拾斤	參百八拾斤	參百八拾斤	參百八拾斤	參百八拾斤	貳百五拾斤内外	壹	壹	貳拾才以下	壹
壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	拾貳目ニ付	拾貳目ニ付	貳拾才以上	壹
個	個	個	個	個	個	個	個	拾貳目ニ付	拾貳目ニ付	増ス毎ニ壹錢ヲ加算ス	貳
拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	八	拾五	拾貳目ニ付	拾參錢
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	拾貳目ニ付	參錢五厘
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	拾貳目ニ付	四錢

羊		牛		其他和紙		洋紙		紙		半紙		紙及原料		市種		麻		毛		ス		チ		紡		糸		麻		羊					
毛	皮	毛	皮	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙				
壹	貳	壹	貳	貳	貳	貳	貳	貳	貳	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹				
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級				
布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布	種	布			
包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包	級	包			
拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六	拾	六		
玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉	玉		
壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹		
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	
封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	封	
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	
個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

◎肥料及原料

◎紙及原料

◎糸及麻

◎雜品		◎油脂及蠟類					◎藥種、染料類								
漆	窓	洋	木	油	樹	牛	藥	醫	重	曹	鐵	釘	同	同	同
筒	子	蠟	蠟	類	脂	脂	性	化	建	建	力	時	時	時	時
貳級	貳級	B貳級	B貳級	B貳級	B貳級	B貳級	貳級	貳級	貳級	貳級	貳級	貳級	貳級	貳級	貳級
棧	木箱	袋	木箱又ハ叭	木箱	木箱	罐又ハ樽	危險品目ノ級別ハ品種ニヨリ之ヲ定ム	罐	樽	袋	木箱	木箱	木箱	木箱	木箱
	壹百平方呎			貳拾瓦斗							壹百斤	壹百斤	壹百斤	壹百斤	壹百斤
	壹百斤ニ付	壹百封度ニ付	壹百斤ニ付	壹百封度ニ付	壹百斤ニ付	壹百封度ニ付	壹百斤ニ付	壹百封度ニ付	壹百封度ニ付	壹百封度ニ付	壹百封度ニ付	壹百封度ニ付	壹百封度ニ付	壹百封度ニ付	壹百封度ニ付
	四錢	貳錢五厘	參錢五厘	貳拾五錢	貳錢	五錢五厘	拾錢	貳拾錢	參錢	壹錢七厘	八錢	參錢	拾錢	七錢	五錢

三 名古屋諸倉庫協定保管料割合表

規定

護	數	獸	織	紙	其
原	ノ	ノ	ノ	ノ	他
料	ニ	ニ	ニ	ニ	雜
	ト	ト	ト	ト	品
貳級	貳級	貳級	貳級	貳級	
木箱	袋	袋	袋	袋	
布包	又ハ	又ハ	又ハ	又ハ	
	依	依	依	依	
貳百貳拾四封度	拾貳貫目	壹拾貳貫目	參拾貳貫目	參拾貳貫目	
壹百斤ニ付	壹圓	壹圓	壹圓	壹圓	
八錢	參錢五厘	參錢	貳錢	壹錢貳厘	

一、保管料ハ從價率ト從量率トニ依リ算出併合シタルモノヲ以テ一ヶ月ノ料金トシ月ノ十五日前後ニヨリ半月分又ハ全月分ヲ申受ク

二、從價率ハ一ヶ月ニツキ左ノ通りトス

普通貨物

保險價格又ハ申込價格ノ萬分ノ十四

危險貨物

A級品同 萬分ノ二十
B級品同 萬分ノ三十

消費稅未済ノ貨物ハ定率ノ外北稅額ノ萬分ノ十四ヲ附加ス

三、從量率ハ左表ニ掲ケ但シ本表ニ掲ケザル貨物ニ對シテハ類似品ノ定率ニ依リ類似品ナキモノハ貨物實見ノ上之ヲ定ム

四、入庫貨物一口ノ保管料一ヶ月金一圓ニ滿タザルモノハ定率ニ依ラズ一ヶ月ニ付金一圓ヲ申受ク

五、貨物檢査上特ニ手數ヲ要スルモノハ其料金ヲ申受ク

第四編 倉庫經營論 第三章 倉庫業者の收入 保管料

六、證券作製手數料へ査通ニ付金拾五錢ヲ申受テ

從量率表

品目		荷造	單量	單位	料率
◎米及雜穀					
內國	米	依	四斗	一個	二錢四風
朝鮮	米	袋	三斗	一個	二錢四風
臺灣	米	袋	五斗	一個	二錢四風
外國	米	袋	八斗	一個	二錢四風
雜穀	穀	同	百斤	一個	三錢五風
◎砂糖及粉類					
精糖	糖	袋又八袋	百斤	二付	二錢二風
粗糖	糖	同	同	同	同
黑糖	糖	同	同	同	同
麥粉	粉	同	同	同	同
雜粉	粉	同	同	同	同

◎織物類

白木綿	繩	百	反	個	十	錢
各種織物及同製品	板木箱、綉又、綉包	以上一才ヲ増ス毎二錢ヲ加フ	一	個	十五	錢

◎棉花

米國綠棉	布包鐵卷角造	三百八十斤	同	個	十八	錢
支那綠棉	布包鐵卷	四百斤	同	同	十五	錢
印度綠棉	同	三百八十斤	同	同	十二	錢
朝鮮綠棉	同	五百斤	同	同	十四	錢
埃及綠棉	同	六百斤	同	同	十二	錢
支那綠棉	同	八百斤	同	同	十四	錢
落棉屑	袋	十百斤	同	同	十五	錢

◎蘭

乾煤	同	十貫	同	同	二十五	錢
----	---	----	---	---	-----	---

◎糸及毛類

生糸	木箱	九貫	同	個	十五	錢
綿糸	布包鐵卷	四十貫	同	同	十五	錢
毛糸	木箱	以上一才ヲ増ス毎二錢ヲ加フ	同	同	十五	錢

◎紙類

和紙	洋紙	卷紙	板紙
紙	紙	紙	紙
包	包	包	包
百封度二付	百封度二付	百封度二付	百封度二付
七	七	七	七
錢	錢	錢	錢

◎肥料類

綠豆	大豆	大豆	大豆
粕	粕	粕	粕
袋	袋	袋	袋
百封度二付	百封度二付	百封度二付	百封度二付
五	五	五	五
錢	錢	錢	錢

◎藥種及油脂蠟類

曹	重	荷	油
曹	曹	曹	曹
袋	袋	袋	袋
百封度二付	百封度二付	百封度二付	百封度二付
三	三	三	三
錢	錢	錢	錢

◎海產物及飲食料品

類	類	類	類
箱	箱	箱	箱
百封度二付	百封度二付	百封度二付	百封度二付
八	八	八	八
錢	錢	錢	錢

B 級品

棉花、ガンニバツク、大麻、黄麻(以上鐵帶締ニアラザルモノ)、人造絹糸、アスファルト、硫黄、樟腦、セルロイド玩具及類工品、ザイロナイト玩具及其他ノ類工品、木炭、油煙其他炭素末、石灰、渣化セウレンタル瓦斯、マツチ(アソキ板張函入ノモノニ限ル)、礦物性燐類、ナフタリン、植物性又ハ礦物性油類、ベイント、油紙又ハニス引紙類及其製品、瀝青、赤燐、樹脂、粉狀合成樹脂、智利硝石、硫黄、硫化染料、硫化顔料、タロー、パター、其他脂肪及グリース、タール、ヨニス(但スビョットヨニスヲ除ク)、各種植物纖維、カゴツク、エスバルト、棕櫚、藥、其他草類、各種屑物、襪、マンゴー、シヨツデー、鈹屑、竹皮、骨炭、「アスファルト、フェルト」屋根材料、「タルク」上蓋屋根材料、鑛入ノ活動寫眞フィルム、寫眞用フィルム等
其他上記品目ト其危險程度類似ノモノ

既に屢述したるが如く、我が國の保管料割合表は、保険料を加味したる嫌あるも——事實寄託物を保険に付するも特に倉庫業者より保険料の請求なく、また反對に無保険のときと雖も保管料の割引なく、従つて理論上不徹底の感無しとせぬ——大體に於いて其の名稱の示すが如く貨物保管の報酬たる保管料のみの割合を表示するものなれども、英米等にありては更に荷役賃・看貨料・拼直賃等の諸費用をも之に合算したる所謂綜合保管料(Consolidated Rates)を掲載するものがある。然れども之れ畢竟は便宜の問題たるに過ぎぬ。

保管料の計算方法として現在行はるゝものに、次の二つがある。

一 出庫取又は出庫計算法 此の方法は、出庫貨物に對して入庫の日より出庫の日までの期間によりて保管料を計算するものにして、商法第三百七十七條の定むるところに當り、最も普通に行はるゝ方法である。之に出庫月末取と出庫現金取との二種がある。前者は、平素より取引關係多き寄託者に對し、月末まで保管料の支拂を猶豫するも何等の懸念無く、更には一々出庫の都度之を請求するときは却つて煩瑣となるを以て、月末に合計して請求するものである。之に反して取引關係少き寄託者に對しては、出庫の都度之を請求する後者の方法に依るべきは、論を俟たざるところである。

二 現在取又は現在計算法 此の方法は、每一個月の勘定とし、毎月一定日を限り、前月相當日の翌日より其の月の一定日に至る入出庫貨物及び現在高によりて、保管料を計算するものである。斯くて貨主は月々保管料を支拂ふ結果、出庫の際に一時に多額の保管料を支拂ふの苦痛なく、従つて之を倉庫業者より観るときは出庫取に比し保管料の徴收を確實ならしめ、而かも出庫の日まで延期するの要なきを以て其の間の利子を益することとなる。更に序を以て此の方法と出庫取との優劣を検するに、此の方法は毎月保管料の計算を爲すべきが故、手数の煩瑣なる缺點あるも、右述の如き長所が存する。然るに出庫取の場合に於いて月極を取る限り、寄託物の一部が

中途出庫せらるゝときは、倉庫業者が正しく保管料の踊りを利することとなり、寄託者若しくは證券所持人の損失となることあるは、次の例に示すが如くである。

例 三月一日尾張中米貳百俵、一俵四斗入) 入庫し、同月十一日五拾俵、二十三日百俵、翌四月十五日残五拾俵出庫。時價石貳拾圓とし、保管料は、従量率貳錢四厘、従價率萬分の十五と定む。一 個月三期制。

一 現在取 但し毎月二十日を締切日と假定す。

月日	摘要	入庫		出庫		残高		期回	積数		保管料
		個數	金額	個數	金額	個數	金額		個數	金額	
3.1	新入庫(水入)	200	1,000			200	1,000	1	200	1,000	
3.11	出(〃)			50	400	150	1,200	1	170	1,200	
		200	1,000	50	400				350	2,200	4.20

$$50.024 + 3 \times 350 = 52.80 \text{ (従量保管料)}$$

$$\frac{52.800 \times 15}{10,000} + 3 = 51.40 \text{ (従價保管料)}$$

$$52.80 \text{ (保管料)}$$

3/21	繰上	150	1,200	150	1,200	1	150	1,200	
4/28	繰上内			100	800	2	100	800	
4/15	"			50	400				
	"			0	0				
	"	150	1,200	150	1,200		250	2,000	3.00

$Y0.04 + 3 \times 250 = Y2.09$ (従価保管料)
 $Y2,000 \times \frac{17}{10,000} + 3 = Y1.03$ (従価保管料) (+
 $Y3.01$ (保管料))

故に支拂保管料總額七圓貳拾錢となる。
 二 出庫取

月日	摘要	入		出		残		高	期	積		保管料
		個数	金額	個数	金額	個数	金額			個数	金額	
3/1	新入庫(未入)	230	1,900			203	1,600		2	102	800	
4/11	内出(〃)			50	400	150	1,200		3	202	1,600	
4/21	"			140	800	50	400					
	"			150	1,200					40	3,200	4.80

$$\begin{aligned}
 & ¥0.024 + 3 \times 4.00 = ¥3.20 \text{ (従價保管料)} \\
 & ¥3,200 \times \frac{15}{10,000} + 3 = ¥1.80 \text{ (従價保管料)} + \\
 & \quad \quad \quad ¥4.80 \text{ (保 管 料)}
 \end{aligned}$$

日	種	出 (水入)	50	400	50	400	0	400	0	5	210	2,000	3.00
11月	納		50	400		50	400	0					
11月	出		50	400		50	400	0					

$$\begin{aligned}
 & ¥0.024 + 3 \times 250 = ¥2.00 \text{ (従價保管料)} \\
 & ¥2,000 \times \frac{15}{10,000} + 3 = ¥1.00 \text{ (従價保管料)} + \\
 & \quad \quad \quad ¥3.00 \text{ (保 管 料)}
 \end{aligned}$$

故に支拂保管料は七圓八拾錢となり、結局六拾錢の割高となる。
 尚ほ又倉庫證券の輾轉讓渡を見るときは、倉庫業者の側に於いて證券所持人の所在を確むること至難なるも、出庫取の方法は寸毫の痛痒を感ぜざるべきに、現在取は事實上毎月請求を爲し得ることとなり半は其の意義を失ふであらう(註一九)。

保管料は、時に割増若しくは割引が行はるゝことがある。前に掲げし保管料割合表によりても知らるゝ如く、危険品に就きては従價率を割増すを常とする。之れに反して倉庫業者は時に保管料率の協定を爲し自競的競争による深刻なる損害を避けむとしつゝ、而かも裏面に於ては、一定期間に於ける寄託貨物の多量に上りたる時、若しくは保管期間長く且つは寄託貨物の數量多大なるときに、割引 (Discount; Rebate; Diskont; Rabatt) 若しくは割戻 (Bonus) を爲すものもあるやうである。斯くては、外、料率協定の努力が全く水泡に歸し、内、表定保管料の意義が没却せらるゝこととなる。然れども信州諏訪倉庫に於けるが如く、生繭の保管料一石一日參錢なるも、四十日を経過するときは一日貳錢に割引し、又前年十二月より其の年十一月までの保管料・乾燥料・手数料等の總額が壹千圓以上に達するときは、金額により三分乃至一割六分の割戻を爲すべきを豫め公示するときは、宛も北米合衆國に於ける穀物倉庫が保管期間を第一期と第二期とに分ち、其の保管料率を異ならしむると同様に、右述の如き内面的祕密競争の弊害を除去し得る利益がある。

倉庫業者は通常、倉庫の建物及び設備を所有する爲め資本の大部分を固定し、また其の經費が多く利子・修繕費・租税・俸給等の確定費用なる上に、精密なる原價計算を爲さざる限り個々の保

管に對する費用不明なる結果、當に營業收益の積極的増大乃至は消極的維持の爲のみならず更に損失軽減の目的を以て、劇烈なる競争を爲すに至ることがある。若し其の結果、主として倉庫設備の改善を見、倉庫作業の實質が優良となれば、茲に益々倉庫の社會的機能の増大を來すべきを以て、斯かる場合の競争は公益の爲め存置すべき神聖なるものである。然はれ、若し競争が斯かる遠慮的道德的なる手段によらず、只管一時の窮狀を糊塗し、能ふべくんば更に或る程度の獨占を獲得する爲め、卑劣なる盲目的自殺的競争を爲すときは、其の損害は獨り倉庫業者自體に於いて甚大なるのみならず更に倉庫利用者にも及び、社會に及ぼす弊害が鮮少ではない。斯くの如き競争は出來得る限り防止すべく、茲に協定の必要を見る。其の方法は、同業者間の協約により、或ひは保管料率を協定し、或ひは利益の共同計算を爲し、更に或ひは勢力範圍の分割をするなど、一種のカルテル(Cartel; Kartell)を組織するものである。就中其の最も廣く行はるゝは、保管料率の協定である。我が京濱地方の倉庫業者聯合會乃至は大阪の金曜會の定めたる前掲保管料割合表の如き、何れも斯かる趣旨より出たのである。斯くの如きは獨り倉庫業者の間に於いてのみ見る現象にはあらずして、汽船會社は運賃を、運送取扱業者は手数料を、銀行が預金利子を、火災保險業者が保険料を、それゝ協約するは人のよく知るところである。唯だ斯かる場合

に小資力殊に其の新設にかゝるものが、大資力殊に其の舊設會社に拮抗して、創業後相當の長年月に亘りてよく不利益を忍び將來の發展を期するが如きは至難なるべく、殊に又同業者相互の監督と破約の制裁宜しきを得ざるときは、或ひは保管料の割引若しくは割戻を爲し、或ひは他社の營業區域に侵入するなど、動もすれば有名無實の協定と化する虞が存する。故に寧ろ協定は、宛も銀行預金利率に見る如く甲乙兩種のものを認め、倉庫業者の資力乃至は創業後の年數等を參酌して、小資力・新設のものに就きては例へば保管料の如きにありては幾分低率のものと爲し、此の點に於いて大資力・舊設のものにして得意關係の多きものに對する競争に耐ふるの力を與へ、以て協定の實と益とを發揮するを策の得たるものと余は思ふ。

保管料の高低如何は、彙にも既に述べたる如く直接商工業者の利害に影響するところ大なるを以て、之に就き國家若しくは行政官廳が相應の干渉を爲すことの公益上寧ろ必要なる場合があるであらう。我が國にありては私設保税倉庫業に於いてのみ嚴格なる規定あり、貨物保管規則と同様に保管料は税關長の認可を受けて定むべく（保倉法二四條）、若し認可を受けざる保管料を徴したるときは、認可を受けたる貨物保管規則に依らずして貨物の取扱を爲したるときと同様に、百圓以下の罰金又は過料に處することゝしてゐる（同三二條二號）。また北米合衆國に於いては、

カンサス (Kansas) ・ ミネソタ (Minnesota) ・ ミズーリ (Missouri) ・ モンタナ (Montana) ・ 紐育 (New York) ・ ノースダコタ (North Dakota) ・ オクラホマ (Oklahoma) の州法が保管料率の最高限を制定し、更にカンサス・ミネソタ・ミズーリ・モンタナ・オクラホマの各州は右の限度内に於いて保管料率を定め毎年一定の日限内に新聞紙上に發表すべき旨を規定してゐる(註二〇)。更には奥太利倉庫法の如き、保管料及び營業規則の公表を命ずるのみならず、其の割増變更は少くも十五日を経るにあらざれば之を實施し得ざるものと爲すもある(填倉法七條、一〇條)。之等は何れも概ね至當の規定であると思はれる。

註一 北米合衆國の如きに於いては、歐洲大戰以後、倉庫が保管機關としてよりも、寧ろ商品の配給機關としての機能を盡すに至つたと云ふ (Cricher, A. L., The Merchandise Warehouse in Distribution, Washington, 1925, p. 1.)。

註二 凡そ如何なる事業を経営するにも、必ず利益主義 (At a Profit) か原價主義 (At Cost) か乃至は損失主義 (At Loss) かの何れかに依るべく、而かも其の何れに依るも事業の基礎を鞏固にし將來に對する適當なる方策を樹てむには必ず正確なる原價計算を行ふを要する。

註三 吉田其三氏著、「原價計算論」(改造社版、經濟學全集、第三十六卷「經營經濟學」收録)、三〇四、五頁。

註四 Meyer, A. A. O., S. 351.

註五 内池博士著、「倉庫論」(前掲經濟學全集、第三十七卷「商業學」上所載)、四五三、四頁。

註六 内池博士も説かるゝ如く、倉庫業經營に伴ふ費用の中には、殊には、保管料及び荷役賃の兩方に如何なる程度に配賦すべきか不明のものも存するが、其等のものは、個々の倉庫業者が保管・荷役の何れに經營の重心を置くかによりて適當なる推斷を爲し、之が配賦を爲すべきである(内池博士著、前掲書、四五七頁)。

註七 之等の點に就いては、左記の諸書を参照されたい。

Warehousing General Merchandise—An Encyclopedia, Pittsburgh, 1923, esp. p. 338 ff.

MacElwee and Taylor, op. cit., p. 335 ff.

Mayer, a. n. O., SS, 351—352.

山本氏著、前掲「倉庫及倉庫業」、八四頁。

註八 Warehousing General Merchandise—An Encyclopedia, p. 372 ff.

註九 Do., p. 3; MacElwee and Taylor, op. cit., p. 322.

尚ほ小林氏が標準拵と荷口單位——保管單位の語ひ——とを同一視されたるは(同氏著、前掲書、一二七、八頁)、誤りである。

註一〇 之等の點に就いては、左記書参照。

Warehousing General Merchandise—An Encyclopedia, p. 3 and pp. 379—380.

MacElwee and Taylor, op. cit., pp. 329—330.

我が商工省が人口食糧問題調査會に示せる昭和元年十二月末に於ける倉庫の有效面積は、總建坪の七割五分とされてゐる。此の點北米合衆國に於ける倉庫業者聯合會の發表に係る藏置面積と略々同様の數字である(吉田氏著、前掲書、四九頁参照)。

註一 標準單位に相當する貨物をA級とし、それよりも輕量にして多分の容積を要するものをB級・C級とし、保管料率を高める。又一口の取扱高一單位に補たゞるもの (Less than Full Lot Unit Quantity; L. L. U.) は、一定の率に從ひ次第に重率を附加される。又商標・荷印・記號の異なる種々の取合貨物 (Assortments) なるものを、殊に其の極端にして別々に保管・計算・引渡の行はるべき場合 (Individual Package Delivery; I. P. D.; Serial Number Delivery) に於いては、起運の行はるべき營業に當る (Warehousing General Merchandise—An Encyclopedia, pp. 3—4, 291—292; MacClivee and Taylor, op. cit., pp. 327—328.)。

註二 斯くの如く保管料——運賃等に於けると同様——が保管費用によつて決定されると説くのが、彼の生産費説 (Cost of Service Principle; Selbstkostenprinzip) である。

註三 保管料——運賃等に於いても同様——が斯くの如き保管價值によつて決定せらるべきだと説くのが、彼の負擔力説 (What the Traffic will bear Principle; Belastungsmöglichkeitprinzip) 又は價值説 (Value of Service Principle) である。

註四 此の點に於いて小林氏が、從價率は「主トシテ營業上ノ便益ニ基クモノナリト謂フナ得ヘシ」と説かるゝも (前掲書、一〇五乃至一〇七頁)、余の發意を表し兼ねるといふのである。

註五 此の點、門脇氏が從價率を以て最も理想的の保管料計算方法なりとせらるゝも (同氏稿、國民經濟雜誌第二十七卷第一號所收の前掲論文)、余は率ゝ反對に考へる。

註一六 小林氏は宛も月極の方が計算簡單なるやに説かるゝも (前掲書、一一七頁)、余は、單純に一日の保管料率に在庫日數を乘すれば足る日歩計算の方が却つて、一個月の保管料率に三分の若しくは二分の若干を乘する現行月割計算よりも簡單である、と思ふ。

註一七 但し大阪に於いては、半月の前後——即ち一日・十五日・十六日・末日——に、一日宛の恩惠日(Days of Grace, Repêchance)を置く慣習がある。従つて三月三十一日入庫四月十五日出庫、四月一日入庫同十六日出庫、四月十五日入庫同三十日出庫、四月十六日入庫五月一日出庫の如き場合には、何れも半月分の保管料を徴收するに止まる(山本氏著、前掲「倉庫及倉庫業」、二五頁參照)。

尙ほ此の保管料計算の基準たる期間に就きて外國の状況を見るに、獨・佛・米等は一個月單位、英・印・添等は一週間單位なるを常としてゐる(小林氏著、前掲書、九七頁以下)。

註一八 此の點に就きては、小島昌太郎博士の左記著作に於ける海運賃率論を參照した。
「交通概論」(改造社版、經濟學全集、第十六卷)「經濟政策、下」所收、二四〇頁以下。

「海運賃率論」、第一章、一頁以下。

「海運經濟要論」、第十章、三一七頁以下。

註一九 東京は現在取、大阪は出庫取、神戸・名古屋は現在取・出庫取を併用してゐる。

註二〇 Cf. Mohun, op. cit., pp. 290, 458, 526, 584, 631, 683, 745.

第二節 荷役賃其の他の雜收入

既に本章冒頭に於いて述べたる如く、倉庫業者は寄託物に對し一定の保管料を請求する外、其の出入庫に對して倉入賃(Labour-in; Gebühren für Zuführen)及び倉出賃(Labour-out; Gebühr-

en für Abfrhren) 兩者同一金額なるべきを以て、多く之を合算し荷役賃と呼んでゐる——並びに持積・持替・仕譯・改装等種々の用役に對し夫れ々特種の荷役賃を請求するものである。之等の收入亦た倉庫業の經營上決して輕視するを得ず、殊に短期間の保管にありては却つて保管料を凌駕すべく、營業全般より眺むるも時に之と伯仲若しくは雁行することなしとせぬ。

今入出庫以外の所謂特種荷役賃を列擧すれば、凡そ左の如くなる。

一 水揚賃 舢に積載されたる積荷を陸揚して入庫する場合の報酬である。斯かる作業は、特に水揚と稱する人夫に之を取扱はしむることがある。

二 水切賃 水揚賃と同義語として使用さるゝことあるも、之を區別するときは單に舢から陸揚するだけの作業に對する報酬である。

三 荷卸賃 船車等より積荷を卸す場合の報酬である。

四 積込賃 前者と反對に船車に積込むときの報酬である。

五 看貫賃 看貫 (Weighing; Measuring; Gauging and Taring; Wiegun; Messung; Taringung) 即ち貨物の重量・容積乃至は風袋等を測定する料金である。

六 拼積賃 庫内に於ける拼付の料金である。

七 拼替賃 糞に積付けありし拼を作り替へるときの料金である。特に前の倉庫と後の倉庫とが異なるときは、庫移賃を徴せられる。

八 證券作成手数料 倉庫證券の再交付若しくは分割發行の料金である。

九 見本摘出料 見本摘出の爲の勞務に對する報酬である。

一〇 競買手数料 倉庫自ら競買場を有し販賣の勞を執りたるとき徴すべき料金である。

一一 荷造賃 貨主の依頼に基づきて受寄物の荷造を爲したる場合取得すべきものである。

一二 解裝賃 前とは逆に貨物の包裝を解きたるときの報酬である。

一三 改裝賃 包裝の亂れたるものに就きて新たなる荷造に改むるとき徴せらるゝ報酬である。

一四 修繕費 受寄物の保存上必要なる修繕を爲したるときに支拂はるゝものである。

一五 手入賃 工業的なる修繕を加ふるにあらずして、單に受寄物の清掃(Cleaning: Dust-

ing)等商業的作業を加へたるときに取得すべき報酬である。

一六 仕分賃 右の手入中特に、種々雑多の受寄物を一定の標準に従つて分類整理するとき換言すれば仕分荷揃(Sorting)を爲したるときは、之を他の場合と區別して其の報酬を仕分

賃と謂ふのである。

一七 荷印賃 貨主の依頼に基づきて受寄物に荷印を施したるとき徴すべき料金である。

一八 運搬配達賃 貨主の委託に基づきて受寄物を自動車若しくは荷車により市内若しくは近郊の指定先に運搬配達したるとき、取得すべきものである。之に反して自ら船車を具へ遠隔の地に受寄物の運送を爲したるときは、特に之を區別して運賃と稱する方、收支記帳の關係上便利であると思はれる。

一九 設備使用料 繫船設備又は機械器具等諸種の設備貸付料を指すものである。

二〇 地代・貸庫料 倉庫自ら所有土地若しくは所有倉庫を貸與したる場合に取得すべきものである。

二一 運送取扱手数料 倉庫業者が運送取扱事務を爲すときに支拂はるゝ料金である。

二二 通關手續料 貨物の輸出入通關手續を採るときに、取得すべきものである。

二三 保護預料 披封若しくは封緘保護預り乃至は保管函の貸與を爲したるときに、支拂はるゝものである。

二四 材料供給費 倉庫業者自ら若しくは貨主が受寄物の加工等を爲して材料を使用し、而

かも、其が倉庫業者の支給に係るものなるときは、之が費用を貨主に於いて支拂はねばならぬ。之れ即ち材料供給費に外ならぬ。

二五 時間外増賃 倉庫業者が其の営業時間外に種々の作業に服するときは、特に通常の報酬以外に割増を請求すべきが常である。此の場合の割増料が即ち時間外増賃と呼ばれるものである。

以上種々なる収入は、概ね貨物の取扱手数料なるを以て、通常従量率によりて算定せられる。而して之に要する人夫は必ず請負仲仕か（親方制）若しくは專屬仲仕（倉庫直轄制）によらしむるを原則とし、貨主指定の人夫を使用するが如きは稀有の事に屬する。之れ蓋し倉庫が特種荷役賃——入出庫の場合に於ける所謂荷役賃も同様である——なる名稱の下に貨主より受くる報酬は、それぞれの作業用役に對する實費に止まらず、若干の割高と爲し、之をも倉庫収益の源泉とするものなるを以てある（註一）。

倉庫業の合理的經營を爲さむとするの機運は、先づ保管料の算出に原價計算制度の應用となりて現れしが、勞銀の騰貴と共に荷役に就いても之が精密なる算出を必要とするに至り、彼の科學的管理法に於ける時間研究の應用により（註二）、平均の熟練仲仕が平均の努力と堅實度とを以て標

準化されたる状態の下に於いて標準化されたる荷役方法によりて働く場合に一時間幾許の荷役を爲し得るやを調査して、之を基礎として荷役の原價計算を試みるに至つた。即ち先づ仲仕が仲仕として通常の生活を維持するに必要な一日の費用を見出だし、之を通常の荷役時間數を以て割り、一人一時間に收得すべき貨銀額を見出だし、更に之を右の時間に取扱ひ得る仕事の數量を以て除し、貨物一個當りの收得すべき割合を知るのである(註三)。然れども斯くて見出だされたる貨物單位に賦課すべき荷役賃は總べて標準化されたる場合なる故、實際上は各種貨物の商業的及び物理的性質、例へば貨物の價額や取扱の難易等を斟酌して、個々の貨物の荷役賃を定むべく、若し又其の貨物に特別に賦課すべきもの及び普通取扱以外の特別取扱若しくは材料供給等は何れも特別費用として之を加算すべきは勿論である。斯くして直接費が算定されるれば、次に間接費と利益とを之に加算するを要する。其の方法は保管料の場合と同様である(註四)。此の點に就き、一九二三年北米合衆國倉庫業者聯合會中央委員商品分科會の發表したるところに従へば、間接費は直接費の凡そ二割五分高に當るといふ(註五)。其の數字の關係は次の如くである(單位、弗)。

一 貨物受渡・看貫及び見本摘出其他特別作業に従事せる生産的勞働 三八、〇〇〇

二 非生産的勞働

一三、〇〇〇

三	責任保險	一、五〇〇
四	設備資本四〇、〇〇〇弗の利息(年六分)	二、四〇〇
五	租 税	一、六〇〇
六	上掲第四項の減價償却(一割)	四、〇〇〇
七	同第四項の修繕費(五分)	二、〇〇〇
八	動力及び照明	三、〇〇〇
九	賠償金	五〇〇
一〇	俸給其の他の三分の二(二〇、〇〇〇弗)より貨車荷役費(五、四五五弗)を差引き	一四、五四五
一一	經營資本一六、五〇〇弗の利息(年六分)	九九〇
一二	雜 費	四、〇〇〇
	合計費用總額	八五、五三五

故に右の費用總額より直接費たる生産的勞働に對する三萬八千弗を差引くときは、間接費四萬七千五百三十五弗を得べく、仍つて前者に對する後者の比を求むるときは 100:125 となるのであ

る。

廣く荷役賃の取立は、何時にても荷役作業の終りたる都度行ひ得べき筈なるも（民六三三條、六二四條參照）、入出庫賃に關しては事實上左記の如き二方法が行はれてゐる。

- 一 保管料の取立に出庫取を用ふるときは、貨物出庫の時まで之を猶豫し、若し一部出庫を爲すことあるも其の際直ちに最初の入庫高全部に對する荷役賃を請求するもの
- 二 若し又保管料の計算に現在取を用ふるときは、最初の保管料請求の際其の時までの入庫高全部に就いて荷役賃の請求を爲し、第二回目以後の入庫に就いては、それ／＼次の保管料請求日に取立つるもの

思ふに入出庫賃は理論上之を區別すべきものなるも、實際上は一度び入庫されたる貨物は必ず早晚出庫さるべきものなる上、入庫作業と出庫作業とは單に逆の行程に過ぎざるを以て其の報酬も同一なるべく、更に加へて最初の寄託者が出庫すること尠からざる事實に鑑み、便宜上特に入庫賃は分割せざることゝ爲したのである。然はれ、倉庫證券が發行せられ、殊に其の中間所持人により一部出庫が爲さるゝときは、右の方法に依るを得ぬ。従つて斯かる場合は、原則として入庫の際に庫入賃を又出庫の時に庫出賃を請求すべきことゝなる（註六）。

特種荷役賃 (毛位ハ四捨五入トス)

名	稱	賃	率	摘	要
倉	移	別表出入賃ノ六割	四割	但任譯倉移ノ場合ニハ出入賃ノ八割ヲ申受ク	
併	直	同	四割	但任譯併直シノ場合ニハ出入賃ノ六割ヲ申受ク	
仕	譯	同	二割	故障物又ハ印刷、斤數別、吋別、色別等ニ仕譯ヲナス場合ニ申受ク	
假	置	同	二割	貨主ノ都合ニヨリホ揚文ハ介出ノ際一時倉前ニ假置シ更ニ倉入又ハ船庫積ノ貨物ニ對シ申受ク	
臨	時	同	六割	貨物亦庫中ノ看貫又ハ荷造等ノ爲メ倉前ニ出シ再ビ倉庫ニ積戻ス場合ニ對シ看貫又ハ荷造等ノ爲メ倉前ニ出シ再ビ倉庫ニ積戻ス	
通	過	同	七割	解ヨリ水揚ノ際倉入トナラズシテ通過スル貨物ニ對スルモノ	
解	移	同	五割	解ヨリ解移シノモノ	
看	貫	同	二割	但シ貨物ニ對シ看貫表示ヲ要スル場合ニハ出入賃ノ三割ヲ申受ク	

促税品及消費税未納品ハ別表出入賃ノ二割増トス

大阪倉庫業者協定荷役賃率表

品	名	荷	造	單	量	單	位	一	庫	入	又	ハ	看	貫	賃	船	積	貨	
▲米、雜穀及種子▼																			
米	依	四	斗	一	個	二錢八厘	二錢八厘	九錢後	仕	譯	接	賃	四	斗	二	錢	八	厘	九
	叭	同	同	同	同	同	同	同	鮮	米	四	風	ト	ス	但	持	別	仕	譯

但持別仕譯賃ハ一錢トス

第四編 倉庫經營論 第三章 倉庫業者の收入 荷役賃其の他の雜收入

品名	荷造	單量	單位	庫入又出	秤揚庫入又出
穀	又ハ依	十二斤	一	二錢三厘	金八厘
吹	又ハ依	百斤	一	四錢二厘	
布	包	三十ヤル	同	九錢十厘	
木箱	箱	三百八十封度	同	一錢五厘	
袋	又ハ依	百斤	一	三錢五厘	
其他雜品					

三 名古屋倉庫荷役賃率表

品名	荷造	單量	單位	庫入又出	秤揚庫入又出
▲米及雜穀▼					
內國米	依	四斗	一	二錢	三錢
朝鮮米	同	同	同	一錢五厘	二錢
暹羅米	同	同	同	一錢	二錢
外國米	同	同	同	一錢	二錢
雜穀	同	同	同	一錢	二錢
▲砂糖及粉類▼					
精糖	袋又ハ依	百斤以下	同	三錢七厘	四錢五厘
粗糖	同	同	同	三錢	四錢
黑糖	同	同	同	三錢	四錢

其他雜品	木箱	一才二付	一錢二厘
	袋又ハ叭	百斤二付	二錢八厘
			四
			一錢八厘
			錢

特種荷役賃 (毛位ハ四拾五入トス)

種別	賃率
庫移賃	貯揚庫入貨ト同率
拵移賃	同上ノ八割
拵替賃	庫入貨ト同率
仕替賃	貯揚庫入貨ノ二割
番賃	同率
揚渡賃	貯揚庫入貨ノ八割

備考

- 一、木表ニ掲ゲザル貨物ハ表中類似品ニ準據シ類似品ヲキモノハ貨物實見ノ上之ヲ定ム
- 一、高價品、貴重品、長尺モノ、巨大重量品、故廢品、及荷造粗惡ナル貨物ハ相當割増金ヲ申受ケ
- 一、保稅品及消費稅未納品ハ木表賃率ノ二割増トス
- 一、土地ノ狀況ニヨリ木表ノ賃錢ハ多少増減スルコトアルベシ

註一 倉庫仲仕の組織及び賃銀問題の詳細を知らむと欲する人には、左の研究を推薦する。

山本氏著、前掲「倉庫及び倉庫業」、六〇頁以下、九三、四頁、一三〇頁以下。

「同氏述、「仲仕賃定額支給に就て、外二講」(倉庫及倉庫業分科研究講演、其三)。

尙ほ廣く港灣荷役の一斑に就いては、本書一七五頁に掲げたものゝ外、加藤吉次郎氏稿「港灣荷役實務」港灣第八卷第十二號、第九卷第一號乃至第三號通載、尙ほ續稿の答がある。

註二 時間研究の詳細に就きては、國松豊氏の左記兩著を参照されたい。

「工場經營論」千倉書房版、商學全集、第十六卷、二六頁以下。

「科學的管理法綱要」、三一頁以下。

註三 「一人一時間」(Man-hours)の問題に就つては、Warehousing General Merchandise—An Encyclopedia, p. 348 ff. を参照されたい。

註四 山本五郎氏述、「倉庫課料の研究」(倉庫及倉庫業分科研究特別講演、其一)、二〇頁以下参照。

註五 Warehousing General Merchandise—An Encyclopedia, p. 376.

尙ほ同聯合會の一九二〇年の發表に據れば、三割四分高となつてゐる。此の分に就いては、左記述作に其の關係數字が掲げられてゐる。

MacLivos and Taylor, op. cit., p. 343.

片山元彦氏譯、「倉庫營業及保管」(杉村ペンソット第一號)、九三頁以下。

内池博士著、前掲「倉庫經營論」、四一二、三頁。

註六 當名古屋にありては、入出庫賃は之を區別し、總べて其の那度徴收するを原則と爲してゐる。

第四章 倉庫業の會計

凡そ如何なる事業たるを問はず、財産の増減變化を記帳し收支會計の整理を爲すことは、其の經營を確實ならしむる爲め缺くべからざることである。これ余が茲に一章を設け、倉庫業の會計に就き説述せむとする所以なのである。然はれ既に述べたる如く倉庫業にも種々の種類あり、各々簿記會計上の問題を異にすべく、更には等しく同種の倉庫業に關しても理論的研究事項と實務的研究事項と存すべく、其の全般に跨りて論究するが如きは、徒らに繁雜を加へ效果少きものである。其の故如何とならば、例へば官設保税倉庫業の會計は官廳事務に屬し會計法規に涉ること多く、又私設保税倉庫業の會計は、關稅・消費稅等に關する事項を除いては一般保管倉庫と殆んど何等の相違なく(註一)、又會計の理論的事項に關しては會計學によりて其の一斑を知り得べく、特に詳論すべき必要なやに思はるゝを以てである。従つて茲には一般保管倉庫の實務的方面即ち勘定科目・帳簿並びに決算諸表に就いて説述すべきこととなる(註二)。

註一 小林氏著、前掲書、三一八頁參照。

註二 渡部氏著、同上、二三一頁參照。

第一節 勘定科目

財産の増減變化を生ずる事項を、簿記會計學上取引と呼んでゐる(註一)。如何なる營業に於いても日常幾多の取引生ずべく、従つて又其の目的となれる事物の種類甚だ多かるべく、爲に之等の目的物に對し一々其の名稱を用ひ貸借仕譯を爲して記帳するが如きは、啻に其の手續の煩瑣なるのみならず、記帳の明瞭を缺き、到底所期の効果を擧げ得ざるであらう。是に於いてか、之等取引の目的物中同種若しくは類似のものを一括して之に適宜の名稱を附し、以て記帳整理に便せしむるの要がある。此の名稱を簿記會計學上勘定科目若しくは略して勘定又は科目といふのである(註二)。

勘定科目の分類は、營業の種類と規模の大小とによりて自ら異なるべく、殊に倉庫業者の帳簿整理は銀行簿記に於けるが如き營業報告書・期末貸借對照表並びに損益計算書に關する雛形の公示なきが爲め、各會計主任者の意見によりて區々なるも、其の分類の巧拙は會計整理の上に甚大なる關係を有すべく、之が研究を忽諸に附してはならぬのである。然はれ、倉庫會計の勘定科目も畢竟簿記學の一般原則に従ふべきものなるを以て、之を資産負債勘定と損益勘定とに大別し得

べく、資産負債勘定は更に之を資産勘定と負債勘定とに區分し得べく、之等の資産勘定・負債勘定並びに損益勘定を多數の勘定科目に細分し、所謂總勘定元帳に之等に對する口座を開き、取引の顛末を轉記するものである。

今左に普通倉庫業者の用ふる勘定科目の種類及び名稱を掲げ、略解を試みよう。

甲 負債に屬する勘定科目

一 資本勘定

資本金 株式會社の場合に於いては之に代ふるに株金勘定を以てするもの多きも、其の間何等の差異も存せぬ(註三)。

法定積立金 法定積立金とは、商法第九十四條の規定に従ひ、株式會社組織の倉庫業者が毎決算期利益を配當する度に其の資本金——公稱資本の謂ひにして拂込資本の謂ひではない——の四分の一に達するまで、其の利益金の二十分の一以上を損失填補の準備金として積立てたるものをいふ。斯くの如く法定積立金なるものは、倉庫業者が一朝不慮の事變に逢遭し缺損を蒙る場合に處せむが爲のものなるを以て、世人往々其の大小を以て其の營業の基礎の堅實なるや否やを測定するの尺度と爲す。従つて倉庫業者また法定積立金の額

を大ならしめ社會の信用を博せむとするは、當然の事理に屬する。然れども法定積立金として法律の強要するところは資本金の四分の一に止まり、法律の満足するところも四分の一に止まるのである。故に法定積立金の名稱の下に積立てられたる金額が、此の最高額を越ゆるに至りたる時は、其の超過額は即ち任意積立金の性質を有するものにして、之を如何なる目的に處分するも可なるのである（註四）。法定積立金は、之を法定準備金若しくは法定準備積立金などとも呼ばれてゐる。

諸任意積立金　法定積立金と區別して特に何々積立金若しくは準備金と名づけらるゝは、前者と異なる別途の目的を以て設定さるゝものである。法定積立金が缺損の填補を目的とする法定の積立金なるに對して、將來利益金皆無なるか若しくは極めて少額にして豫期の配當を爲し得ざるが如き場合あるも、猶ほ從來の如き一定率の配當を行ひ得しめむが爲に備ふる彼の配當平均積立金の如きは、其の目的に於いて稍々相通するもの存するも其の設定の任意なる點に於いて相異なる。將來營業用建物の新築に備ふる新築積立金、株式會社若しくは株式合資會社の場合に於ける自己發行の株式の消却若しくは社債の償還に充てむが爲の株式消却積立金若しくは社債償還積立金（減債基金）、乃至は將來増資を行はずして

營業を擴張せむが爲の營業擴張積立金の如きは、何れも將來の資本的支出を目的とするものである。又社員退職の際恩給又は手當として給與せむが爲に供へらるゝ退職恩給積立金の如きは、將來の収益的支出を目的とするものである(註五)。今座右なる二三の倉庫會社の貸借對照表を瞥見するに、退職恩勞積立金・退職積立金・使用人退職給與基金・職員扶助及恩給基金等の名稱を以てするもの、何れも後者を指すものにして、別途積立金若しくは別段積立金と稱するは、其の目的の明瞭を缺く嫌あるも、畢竟上掲何れかの目的を以て積立てらるゝものである。

尙ほ前に述べたる法定積立金に關する商法の規定は、株式會社にのみ適用せらるべきものなるが故、株式會社以外の場合に於いては、法定積立金なるもの存するに由なく、而かも缺損填補の爲め積立金の必要なるは獨り株式會社の場合のみに止まらざるを以て、茲に所謂特別の名稱を以て同一目的の爲め積立金を設定することゝなるのである。

役員賞與金　決算期に於いて利益金の決定せる際一定割合の金額を會社重役乃至は使用人に對し賞與として給與せむが爲め利益金中より控除し置きて、實際に給與するまで資本主に對する負債として整理し置く勘定科目である。

配當金 配當金とは、利益金より前述の法定積立金其の他諸積立金並びに役員賞與金等を控除したる残額を株主に分配すべきものにして、之を實際株主に配當交付するまで暫時利益金より振替へ、資本主に對する負債として整理し置く勘定科目である。

未拂配當金 配當金にして株主よりの請求なき爲に交付し得られず次期に繰越さるゝときは、振替へられて未拂配當金となる。従つて配當金と未拂配當金とを區別する手數を避けむ爲には、最初より此の勘定科目にて整理して配當金なる勘定科目を全然設けざるを宜しとする。

前期繰越金 前決算期に於いて利益金中法定積立金其の他諸積立金・役員賞與金等を控除し、更に豫定の株主配當金を差引いて尙ほ餘剰を見るときに、之を當期に繰越して資本主に對する負債として整理し置く爲の勘定科目にして、當期に於いて生ずべき利益金と合算して處分せらるべきものである。

前期利益金 決算の結果確定したる利益金は右に述べたる諸勘定に夫れ／＼處分せらるべきものなるも、それは決算と同時に進行するものにはあらずして、次期に入り株主總會の決議によりて其の割當が決定せらるゝものである。従つて決算利益なる損益勘定を一先づ當

期に於いて資本主に對する負債勘定として整理し置き、株主總會の決議を待ちて此の勘定より夫れより右に述べたる諸勘定に振替へらるゝものである。此の場合の整理科目が即ち前期利益金に外ならぬ。

二 諸預り金勘定

對外的若しくは對內的に倉庫業者の託せられたる諸種の預り金にして、其の多くは一時的性質を有するものである。

假受金 假預り金若しくは假納とも稱し、倉庫業者が貨主より一時託せられたるものである。

未決 保管貨物の賣買代金の決定に先立ちて倉庫業者が賣主の爲め買主より受取りたる見積代金を謂ふものである。

取立代金 右に反して賣買價格の既に決定したる後、倉庫業者の取立てたる代金をいふ。

辨濟金 質権者たる銀行等の爲め質債務者より受入れたる辨濟金を指すものである。

差金 質債務者たる保管貨物の賣主の爲め、質権者への辨濟金を差引きたる残額を保管するときは、之を差金といふのである。

釣銭 見積代金を預り置き後、其の價格が確定し、精算の結果買主に返還すべき餘剰を生じたるときは、之を釣銭勘定にて整理する。

勤儉預り金 使用人が將來の爲め其の俸給の一部を積立て、倉庫業者に之が保管を託するもの之に當る。

三 借入金勘定

普通倉庫業者の資本の大部分は固定せらるゝものにして、僅かに其の一小部分が經營資本として利用せらるゝに止まるを以て、若し一時的に多額の金錢的支出を必要とするに至るときは、銀行等より借入を爲すべきこととなる。これ即ち借入金勘定の起る所以なるも、株式會社若しくは株式合資會社の場合にありては社債の發行によりても其の目的を達し得べく、然らむ場合は借入金勘定の代はりに社債勘定が表るゝものである。又自己の振出したる約束手形若しくは自己宛爲替手形も支拂手形として負債勘定に屬すべきは、論を俟たざるところである。

四 未拂金勘定

借入金若しくは社債の利子等にして未拂となれるものを指す。

五 未經過保管料勘定

保管料は既に屢述したるが如く通常出庫の際に若しくは毎月末に請求せらるゝものなるも、時には一定期間分前拂さること無しとせぬ。然るに其の期間中決算を爲すときは、一部分は之を當期の収益として整理すべきも、又他の一部分は次期の収益に屬せしむべく、之を負債として整理すべきこととなる。これ即ち未經過保管料に外ならぬ。

六 借入有價證券勘定

倉庫業者が有價證券を借入れたるときに之を整理する勘定科目である。斯かることの最も多きは、保税倉庫業を営むときである。之れ蓋し保税倉庫を經營するには、其の開業前貨物藏置の面積が三百坪までは金貳千圓、三百坪以上は百坪を増す毎に金壹千圓の割合により擔保物を供託し、其の供託受領證を税關に差出すべきものにして、其の擔保物は必ずしも現金なるを要せず國債證券をも許さるゝものなるを以てある（保倉法二一條、同規則二五條以下）（註六）。従つて又借入有價證券と稱するも、其の實質は借入公債證書に外ならぬ。

七 身元保證金勘定

或ひは之を保證預り金勘定若しくは單に保證金勘定ともいふ。倉庫業者が使用人等より身元

保證の目的を以て現金若しくは有價證券を受取るときは、借方に之等の現金若しくは有價證券が表るゝに對して貸方に此の勘定科目を表して、其の純相殺科目たることを明瞭ならしむるものである(註七)。

乙 資産に屬する勘定科目

一 資本勘定

拂込未済資本金 株式會社組織の倉庫にありては、他の同種の場合と同様に、會社成立に當りては資本金總額の引受者を定むる必要あるも、一時に其の資本金總額を拂込ましむる必要なく、四分の一以上の拂込を爲せば營業を行ひ得べきを以て(商一二三條、一二五條、一二八條以下)、通常數回に分かつて拂込を爲すものである。是に於いてか資本金全額の拂込完了を見るまでは、會社は株主をして未拂込の部分に就いて何時にても拂込を爲さしめ得べき地位にあり、從つて此の部分は資産として貸借對照表の借方に表すべきこととなる(註八)。未拂込資本金又は拂込未済資本金即ち之に外ならぬ。然るに最近商工省産業合理局財務管理委員會に於いて決算報告書の統一形式に就いて審議の結果、未拂込資本金を會社の資産と認むるは有害無益の事と爲し(註九)、評價勘定の一として資本金總額と未拂込資

本金との差引を貸借対照表の貸方摘要欄に表示し、其の差額たる拂込資本金を金額欄に記入すべしと爲したのである(註一〇)。然はれ會社の有する權利たる、株主をして出資を爲さしめ得るの利益は、紛ふ方なき一の資産と謂はざるを得ぬ。唯だ事實問題として、資産なりとせば、株主の拂込能力に従つて決算毎に評價を爲すべく、而かも株式會社の一特徴は株券の譲渡によりて株主權を容易に譲渡し得るの點にあり、縦ひ拂込完了するまでは無記名式の株券の發行を許さざるも(商一五五條)、事實は白地委任狀の添附によりて同様の目的を達成しつゝあるものにして(註一一)、従つて株主の拂込能力の評価は殆んど不可能となり、其の限りに於いて貸借対照表の内容をして不確實のものたらしむる憾みは存する(註一二)。此の一點は異論を挟む餘地がなす。

前期損失金　前期利益金と反對に、決算の結果損失となりたるときに、次の株主總會によりて諸積立金等より補充其の他の手續を執らるべきものなるも、それまで一先づ損益勘定より資本主に對する資産勘定に振替へる爲め、此の勘定科目を起すものである。

二 支店若しくは出張所勘定

支店若しくは出張所に對する出資關係を明かならしむる爲め設けらるゝものにして、各支店

毎に「豊橋支店」「一宮支店」などと獨立の勘定科目を用ふるを宜しとする。逆に支店若しくは出張所にありては、負債に屬する「資本金勘定」の代りに「本店勘定」の表るべきは論を俟たざるところである。

三 假拂金勘定

或る支出が如何なる勘定科目に屬せしむべきや未だ明かならざるか、若しくは其の支出金額が如何に決定すべきや計り難き場合に、此の勘定科目を以て一先づ整理し置き、懸て其の所屬勘定科目乃至は支出金額の確定せるとき此の科目より夫れく振替の手續を執るものにして、全く一時的の性質を有するに止まるのである。或ひは假出金勘定とも謂ひ、出張所準備金・假渡旅費の如き之に屬する。

四 預け金勘定

銀行預金 或ひは之を銀行勘定・銀行・當座預金等ともいふ。

振替貯金 振替口座を開くときは、前者と同様に此の勘定科目の表るゝは勿論である。

信認金 嚴格に云ふときは預金勘定にあらざるも、倉庫業者中には往々にして振替貯金及

信認金なる勘定科目を用ふる者が見受けらるゝ。之れ曩に借入有價證券の項に於いて述べ

たる如く、保税倉庫業を兼營する者が税關に擔保金を提供したるときに、此の勘定科目によりて整理するものである。

五 有價證券勘定

有價證券は其の種類によりて特種の性質を有するを以て、更に公債證書・大藏省證券・社債券及び株券に細分するを宜しとする。

六 貸付金勘定

倉庫自ら貸付を爲す場合此の勘定科目を以て整理する。又手形を取得し未だ其の支拂を受けざるときは、受取手形を以て記帳すること勿論である。

七 立替金勘定

入庫貨物の運賃其の他に就きて倉庫業者が貨主の爲め立替へ支拂ひたるときに、此の勘定科目を設くるのである。

八 未收金勘定

未收入保管料 保管期間が二營業年度に跨りて而かも出庫取の場合に於いては、保管料は出庫の際に取纏めて支拂はるべきも、其の一部は前の營業年度の収益に屬せしむべきもの

なるを以て、其の前營業年度の終りに於いて決算を爲す場合には、其の既に經過したる日數に應じて之を其の期の資産——取立濟にあらざるが故——に計上すべきである。

未收荷役賃 前章に於いて述べたるが如く、荷役賃に於いても亦た後日一括して支拂ふことを許す爲め、保管料の場合と同様に此の勘定科目を起すべきことがある。

九 未經過火災保險料

未收金の場合と反對に、既に支拂濟の保險料が次期の一部をも含むときに、一度び此の勘定に振替へて、當期の損失と爲すことを避け、次の營業年度に入りて復び保險料なる損益勘定に振替ふべきものである。同一の理由によりて借地料・借庫料等に於いても、之と同様の取扱を爲すことがある。

一〇 起業費勘定

或ひは之を支拂未決算金とも名づく。土地・建物の整理建築費にして未だ工事中なるときに整理勘定に外ならぬ。應て工事完了の曉には夫れ／＼營業用土地建物什器勘定に振替へらるべきものである。

一一 貯藏物品勘定

倉庫業者は往々建築材料・船具・石炭等を一纏めにして購入し置き、實際必要に迫られたるとき之を取出して使用することがある。斯かる場合に一先づ此の勘定科目を以て整理し置き、實際使用したるとき夫れを損益勘定に振替ふるものである。

一一 營業用土地建物什器勘定

土地

建物 細別すれば倉庫建物及び營業所となる。

船舶

車輛

諸設備 主として荷役用の機械・器具・埠頭等を指す。

什器 金庫・電話等營業所に於ける什器をいふ。

一二 金銀勘定

貸借對照表に金銀有高・金錢・現金等の名稱を用ふるものは、何れも之に外ならぬ。

丙 損益に屬する勘定科目

一 保管料勘定

普通保管若しくは出保管等を爲す場合に寄託者若しくは證券所持人より受くる報酬にして、我が國の實際は火災保険料をも包含するものなること、曩に述べたる通りである。

二 貸付料勘定

倉庫業者が自ら倉庫を他人に賃貸するが如きは、固有の業務にあらざるも、時に入庫貨物の少き爲に已むなく此の舉に出づることあり、又所有土地建物の賃貸を爲すこと無しとせぬ。斯かる場合の貸庫料・貸地料・貸家料乃至は貸室料等何れも此の勘定科目を以て整理する。

三 荷役賃勘定

入出庫賃を始めとして、水揚賃・庫替賃・解移賃・拼替賃・仕譯賃・看貫賃・揚渡賃等特種荷役賃に至るまで、何れも此の勘定科目の中に包含せらるゝ。

四 利息及配當金勘定

銀行預金利息を始めとして振替貯金利息乃至は貸付金利息は勿論、所有有價證券の利息乃至は配當金等が之である。

五 雑収益勘定

金額の比較的小にして而かも臨時に生ずる収益を、此の勘定科目を以て整理すること、他の

種會計に於けると異ならぬ。

六 火災保険料勘定

所有建物並びに入庫貨物に就きて火災保険契約を締結する爲め、損失勘定として表れる。

七 賃借料勘定

賃貸料勘定の正しく反對のものである。

八 報酬及給料勘定

重役手當・使用人給料等を謂ふものなるも、仲仕に就きて直轄制を採るときは其の勞銀も此の中に入る。若し又請負制のものなるときは、別に荷役費勘定なる損失勘定を以て整理すべきは勿論である。

九 税金勘定

營業收益税を始め、地租・登録税等種々の租税を徴せらるべく、之等を税金勘定に含ましめる。

一〇 印紙税勘定

其の金額比較的小なるとさは、之を前者に含ましめ、諸税及公課勘定と爲すを可とする。

- 一一 印刷費勘定
- 一二 廣告料勘定
- 一三 通信費勘定
- 一四 消耗品勘定
- 薪炭・筆・墨・紙等の消耗品を整理する。
- 一五 旅費勘定
- 重役・使用人の出張旅費を整理するものなるも、之亦た其の頻繁ならざる場合は特に此の勘定科目を起さずして、前掲報酬及給料勘定に若しくは雑費勘定に繰入るゝも差支なしと思はれる。
- 一六 營繕費勘定
- 所有建物・機械器具等の修繕を爲したるときに費用整理の勘定科目に外ならぬ。
- 一七 賠償金勘定
- 倉庫業者が他人に加へたる損害を賠償したる場合には、此の勘定科目を用ふるのである。
- 一八 雑費勘定

雜收入勘定と同様に、金額比較的小にして稀に起る支出に就いては、總べて此の勘定科目を以て整理する。

一九 評價損益勘定

土地・家屋等の不動産、機械・器具・什器等の動産、並びに有價證券の評價の結果最初の取得價額より相違を見るとき、茲に評價損益を見ることがなる。然れども會計學者は一般に、評價額が取得價額に超過するも取得價額に止めしめ、逆に評價額が取得價額を割るときは必ず評價額に引下ぐるを以て、企業の確實性を増すものなりと主張する(註一三)。従つて此の説に據るときは評價損失のみありて、評價利益は無きこととなる。其の正否に關しては必ずしも異論無しとせぬ(註一四)。

以上の損益勘定中、一より五までは利益に屬するものにして、六より一八までは損失に屬するものである。

註一 簿記會計上の取引に就いては、原口亮平氏稿「簿記上の取引を論ず」(神戸高等商業學校創立二十五周年記念論文集「所載」)を参照せられたい。

註二 勘定科目の意義及び其の分類に就きては、吉田良三氏著「最新式簿記精義」第二十二版、五〇頁以下参照。

註三 資本金若しくは株金の意義に就きては、國松豊氏著「私經濟學研究第一卷貸借対照表論」二〇一頁以下を往見されたい。

註四 同説としては、左記の如きがある。

松本丞治博士著、「會社法講義」、第十八版、三六四、五頁。

田中耕太郎博士著、「増訂改版會社法概論」、改版第二刷、五四二頁。

田中誠二氏著、「會社法提要」、五〇三、四頁。

反對説も無しとせぬ。

片山義勝博士著、「株式會社法論」、八三二頁乃至八三四頁。

註五 此の點に就きても、國松氏著、前掲「貸借對照表論」、二三〇頁以下參照。

註六 斯くの如く倉庫面積の小なる者に供託すべき擔保物の價額を大ならしめしは、其の信用の薄弱なるを豫想したるに外ならぬ。

註七 純相殺科目殊に身元保證金の問題に就いても、國松氏著、前掲書、一四七頁以下を往見されたい。

註八 例へば簿記會計學者中、

下野直太郎博士著、「簿記教科書」、一八二、三頁。

吉田氏著、前掲「近世簿記精義」、六六七頁。

の如き、又商法學者中

田中博士著、前掲「會社法概論」、五三二、三頁。

の如き、何れも同様に述べられてゐる。然るに松本博士の如きは、貸借對照表の借方に記載すべき資本を以て拂込済資本金なりと爲し、或ひは資本總額を負債の部に掲げ未拂込額を資産の部に掲ぐるも、其の結果に至りては同一なりと説

かるゝも(前掲「會社法講義」、三六二頁)、之れ會社が株主をして出資を爲さしむる權利を有することを閉却したるものにして、右兩種の記載の意味が同一ならざることに就いては、簿記會計の専門家を俟たずとも明瞭せらる。

註九 昭和五年十月五日中外商業新報記事参照。

註一〇 同委員會發表、「標準貸借對照表、甲表」参照。之れと同一見解を採る著書もある(國松氏著、前掲「貸借對照表論」、一三七頁)。

註一一 學說は一般に其の效力を是認してゐる。例へば、

松本博士著、前掲「會社法講義」、三〇一頁以下。

水口博士著、同「商法論叢」、一五三頁以下。

片山博士著、同「株式會社法論」、五一九頁以下。

等、何れも之を説かれてゐる。判例も亦た之と同一の見解を採つてゐる(例へば、大正五年五月十五日、同十二年四月十六日及び昭和二年三月八日の大審院判決)。

註一二 此の點、渡部義雄氏が法律上の債權を會計學上資産として承認するには其の債權が確實なるを必要とし、従つて取立不能なる部分は資産として計上すべきにあらずと述べられたるは(同氏稿、「未拂込株金に就て」、會計學論叢第四冊所載)、余も亦た承認するところである。然れども評價の困難あればとて、資産測定を變じて評價測定と爲すべき理由は見出だし能はぬ。東京手形交換所の經濟調査會に於いては、此の合理局案に反對し現狀維持を希望する旨、同局に答申することに決定した様である(昭和六年二月二十六日大阪朝日新聞記事参照)。

註一三 國松氏著、前掲「貸借對照表論」、六三頁以下、殊に六七頁及び七一、二頁。

註一四 此の點に就いては、田中藤一郎氏稿、「増價理論に關する若干の考察」(商業經濟論叢、第七卷下冊所收)を往見され

たい。

第二節 帳簿

商法が倉庫業者に調製を命じたる帳簿は、僅かに、日記帳並びに貸借対照表・財産目錄を記載すべき帳簿即ち所謂商業帳簿(商二五條乃至二七條)(註一)と、倉庫證券に關する事項を記載すべき帳簿即ち所謂證券臺帳とに止まるのである(商三六〇條、三六六條、三七一條、三八〇條ノ二、三八一條、三八三條ノ二及び三)(註二)。然れども實際上は多數の帳簿を準備して、取引關係を明瞭ならしめ、將來の參考に資せしめつゝあるのである。

今倉庫業者の調製する多數帳簿も、一般商業會計に於けると同様に之を主要帳簿と補助帳簿とに分ち得る。主要帳簿は、財産の増減變化に關する徑路並びに其の現状を一目瞭然たらしむるに必要なるものにして、日記帳・仕譯帳及び總勘定元帳之に屬する。

日記帳は、日々起れる取引を其の順序に従つて記録し、何時如何なる取引の生じたるやを容易に知るを得しむるものである。

仕譯帳は、日記帳に記載せられたる取引に就き所謂貸借仕譯を行ひて、其の順序に従つて記帳

を爲し、元帳記入の準備を爲すものである。場合によりては日々の取引を記録しつゝ同一の帳簿を以て仕譯記帳を爲すことがある。此の場合の帳簿が即ち仕譯日記帳に外ならぬ。

元帳は、仕譯帳に記入されたる取引を各勘定科目に従つて口座別に轉記する帳簿にして、之によりて始めて營業上の財産状態を一目瞭然たらしめ得べく、更には財産目録・貸借對照表・損益計算書の如き簿記計算上重要な諸書類が之を基礎として作成せらるゝものにして、最も重要な帳簿である。

次に補助帳簿は、主要帳簿に記載せらるゝ事項の中若干に就き、尙ほ詳細に其の内容を知らむが爲に記帳せらるゝ帳簿にして、主要帳簿の根幹を爲すに對して枝條の關係に立つものである。従つて倉庫業者によりて補助帳簿の名稱・種類・形式等の異なるべきは、論を俟たざるところなるも、一般に執務に便宜なるカード式帳簿を使用し、固定的なる綴込式帳簿を廢止するの傾向にある。左に其の主なるものを掲げよう。

證券臺帳

保險臺帳

得意先勘定口譯帳及び得意先勘定元締

倉庫元帳及倉庫元帳元締

品別票

之等帳簿の記帳手順に關しては、次に章を改めて説くであらう。

註一 資本金五百圓未満の場合に於いては、商業帳簿調製の義務がない(小商人の範圍に關する勅令及び商八條參照)。然れども全然倉庫設備も營業所もなく總べて貸借を爲し、經營資本も借入金のみによる、資本金五百圓未満なる倉庫業者は事實問題として、多數人より貨物の保管を託せらるゝとは考へ能はぬ。

註二 尤も株式会社の場合に於いては、其の外に尙ほ株主名簿(商一七一條、一七二條)・社債原簿(商一七一條、一七三條)を調製し、定款(商二二〇條、一七一條)を作り、總會毎に其の決議録を、又總會に先立ちて營業報告書・損益計算書並びに準備金及び利益又は利息の配當に關する議案を作成するを要するのである(商一七一條、一九〇條乃至一九二條)。若し之等の書類及び帳簿並びに財産目録・貸借對照表を本店若しくは支店に設へ置かず、之に記載すべき事項を記載せず、又は之に不正の記載を爲したるときは、夫れ／＼會社の關係責任者が、刑事罰の場合を除き、五圓以上五百圓以下の過料に處せらるゝものである(商二六二條ノ二第九號)。

第三節 決算諸表

決算は、一般商業會計に於けると同様に、一定期間——通常六個月——に於ける營業上の成績を示すものにして、其の手續も一般の場合と同様である。即ち先づ所有の不動産・動産乃至は有

價證券の評価を爲して之に因る資産の増減、損益の發生を記帳整理し、更に未收若しくは未經過の保管料・荷役賃・火災保険料等の算出記帳を行ひ、斯くして整理手續終りを告ぐれば、次に期末試算表を作成し、以て其の期間に於ける各勘定科目の貸借各累計額並びに期末最終殘高を明瞭ならしめ、且つ日記帳よりの轉記に誤謬無さを確めて後、各補助帳簿の締切若しくは繰越を爲し、更に主要帳簿の締切若しくは繰越を爲す。斯くして帳簿締切を終るときは、第三段の手續として本支店に於ける決算諸表を作成し、次いで本支店合併の決算諸表を調製し、損益處分の手續を採ることとなる。

決算諸表と名づくるは、損益計算書・貸借對照表及び財産目録等を指すものである。

損益計算書は、一定期間内に於ける損益を明かならしむるものにして、損益表とも名づけられてゐる。

貸借對照表は、前者が營業進行の事情を明かならしむるに反して、一定の時期に於ける財産の狀態を示すものである(註一)。

財産目録は、動産・不動産・債權・債務等財産の具體的明細書にして、其の項目は貸借對照表の資本金勘定を除外したるものである。往々財産目録が貸借對照表の資産の部と同一に就き之を略

すと記載さるゝは、財産目録の何たるかを解せざるに因るものである(註二)。

註一 貸借対照表と損益計算書との差異に就きては、國松氏著、前掲「工場經營論」、三九九頁に簡單明快に述べられてゐる。

註二 財産目録と貸借対照表との相違に就いては、太田哲三氏著、前掲「簿記及貸借対照表」、改造社版、經濟學全集、第三十六卷、

「經營經濟學」所載、五九六、七頁參照。

第五章 倉庫業務の手續

倉庫業の業務に關する理論的説明は、既に第二編若しくは第三編に於いて試みたるを以て、爰には主として實際的業務手續に就き説述するに止めよう。然れども各種の業務を行ふに當りて倉庫業者が如何なる順序により如何なる書式を用ふるかは、一方に於いて地方により商慣習を異にするべく、他方に於いて會社によりて其の傳統を等しうせざるが爲め、すべての場合を網羅して掲ぐる如きは、到底其の煩に耐へ得るものではないのである。故に爰には當名古屋なる東陽倉庫株式會社の例を採り、これに若干の改變を爲し、主として入出庫手續に就き一應の解説を試みて、讀者の參考に資するであらう。

先づ貨物の寄託を爲さむとする者は、豫め電話若しくは書面を以て入庫貨物の種類及び數量を申出で、倉庫スペースの特約を爲すを便とする。之れ倉庫寄託契約は、其の要物契約たる關係上保管貨物の受渡を行ふにあらざれば、成立せざるものなるも、豫め倉庫の收容能力を確め保管の諸否を徴し置けば、入庫貨物の拒絶を受けて空しく貨物を持歸るの手續と費用とを省略し得るを以てである(註)。斯かる豫約をスペース契約と呼んでゐる。

斯くして倉庫業者の快諾を受くるときは、寄託者は現品を倉庫に運搬すべきこととなる。此の場合現品は之を直ちに倉庫の現場に搬入すべく、一旦營業所を経由するの要を見ぬ。而して現品の受渡は倉庫の門前に於いて爲すものにして、之を保管場所たる現貨の倉庫に運搬するは倉庫業者の仲仕の擔當するものなるを常とする。斯くして保管貨物の受渡を爲すときは、茲に倉庫寄託契約の成立を見、寄託者は倉庫業者に請求して或ひは倉庫證券の發行を受け、若しくは禁流通保管證書の交付を受け得るものなること、倉庫寄託契約の不要式契約なるに徴して明かである。然

入庫番		號	
寄託申込書			
種類	品名	個數	種類
荷造	荷造	荷造	荷造
平均	平均	平均	平均
入庫日	昭和 年 月 日	入庫日	昭和 年 月 日
期限	昭和 年 月 日	期限	昭和 年 月 日
要	要	要	要
金額	金額	金額	金額
平均	平均	平均	平均
金	金	金	金
火災	火災	火災	火災
保費	保費	保費	保費
金額	金額	金額	金額
平均	平均	平均	平均
金	金	金	金
保管料	保管料	保管料	保管料
一個二付	一個二付	一個二付	一個二付
金	金	金	金
錢	錢	錢	錢
厘	厘	厘	厘
番	番	番	番

東陽倉庫株式會社堀川支店御中

右之貨物該社ノ營業規則ヲ認諾ノ上寄託申込候就テハ品種類實數最等該貨物ノ内容ニ照シテハ凡テ拙者ニ於テ其實任ニ任シ可申候也
昭和 年 月 日
寄託者

れども實際上は、記帳上の便宜と後日の紛争除去の爲め、之と同時に若しくは之と前後して必ず寄託申込書を倉庫業者に提出せしむるものである。其の雛形を上に表示さう。

倉庫業者の仲仕既にして貨物の入庫を爲すときは、藏入票を作成して之を其の監督責任者たる現場係に差出すのである。

藏入票の雛形は、次に示すが如くである。

報告 濟號				報告 番號	No.		
藏 入 票							
昭和				年 月 日		仲 仕	
寄託主				倉番	/		
便名				荷造			
總重 又ハ 單重				記號			
個數				品名			
番號 承認書				事故			
仲仕貸	水上			義者 務名			
	藏入						
摘 要							

現場係は、藏入票と現品を對照して其の相違なきを知る時は、之を基礎として入庫傳票・入庫報告表及び現場手帳を作成し、夫れ々に寄託者の氏名又は商號・倉番・品名・品質・記號・個數・荷造・數量・仲仕貸・入庫日を記入して、一旦之を入庫係に廻すのである。尚ほ此の場合寄託者自ら倉庫の現場に出頭せずして單に運搬人が委託を受けて

貨物の送達を爲したるときは、左に示すが如き貨物到着通知書を一應作成して之を其の運搬人に交付し置くものである。

貨物到着通知書

便名

1

丸 積

丑 五 六

寄託主

倉庫番號第

番倉庫

殿

摘要

右之貨物本日到着仕候間此段及御通知候也

但し本倉へ運搬人カ當會社ニ貨物ノ送達ヲ了シタル事ヲ御通知申上
クタルニ止ルモノニ儘間當會社へ本倉不無ニ不届本倉取貨物引渡
符類ノ發行其他ノ取ニ關シテ當會社營業規則ニ従ヒ御取扱可申上
マノニ御座候

昭和 年 月 日

名古屋市中區大正崎町四番地

東陽倉庫株式會社

堀 川 支 店

第四縣

倉庫經營論

第五卷

倉庫業務の手続

電話代
番號 本四三〇五號

火災保険		期間	
		自入庫日時	至出庫日時
無	無		
有	有		

現場係は、入庫係より返却されたる現場手帳を繰込みて之を保存するものである。又入庫係に於いて倉庫證券の發行を爲したるときは、同時に入庫係より證券作成通知書——複寫と爲し一片は之を入庫係に於いて保存する——の廻付を受くるものである。之等の書式は、次の如きものである。

證券作成通知書

No.

支庫御中 東陽倉庫株式會社 堀川支店

昭和 年 月 日 下記ノ通り證券作成致シ候間御通知申上候也

寄託券証券號	倉庫証券號	入庫証券號	品名	種類	個數	摘	要

又保險係が入庫係より入庫傳票の廻付を受くれば、爰に保險契約の手續を執ることとなる。保險係が入庫貨物に就き保險契約を締結するには、豫め特約を爲し置きて、日々新たに入庫したる同種危險品を一括して之を保險業者に告知すれば足るのである。今之に用ひらるゝ特約書竝びに告知書を左に掲げる。

火災保險特約證書

(大日本聯合火災保險協會)

倉庫株式會社(以下單ニ甲ト稱ス)ハ現在及將來ニ於テ保管スル貨物ヲ

自ラ保險契約者トナリテ火災保險ニ付スルニ付キ

保險株式會社(以下

單ニ乙ト稱ス)トノ間ニ左ノ條項ヲ特約ス

第一條 乙ハ甲カ委任ヲ受ケ若クハ受ケスシテ他人ノ爲メニ火災保險契約ヲ締結スルモノナ

ルコトヲ豫メ承認ス從テ甲ハ其委任ノ有無ニ付キ乙ニ告グルコトヲ要セサルモノトス

甲ハ自己ノ貨物ヲ本特約ニ依リ火災保險ニ付スルコトヲ得此場合ニ於テハ帳簿又ハカード

ニ明瞭ニ記載シ他ノ受寄貨物ト同一ノ取扱ヲナスモノトス

第二條 保險ノ目的ヲ納置スヘキ倉庫素屋又ハ一定ノ地域(以下單ニ倉庫ト稱ス)、構造級別

竝ニ之ニ納置スヘキ貨物ノ種別及ヒ保險金制限額ハ附屬第三號表ノ通りトス

甲カ倉庫ヲ増減シ若クハ保險金制限額ヲ變更セントスルトキハ豫メ乙ノ承認ヲ受クヘキモ

ノトス

保險金制限額ハ本特約ニ依リ乙ノ引受クヘキ保險金額ノ限度ニシテ制限額超過分ハ本特約

ニ依リ保險セラレサルモノトス

第三條 甲カ本特約ニ據リ保險ヲ申込マントスルトキハ所定ノ火災保險申込書ニ各所要事項ヲ記入シテ之ヲ乙ニ送付スルモノトス

前項申込ニ對スル乙ノ保險責任ハ申込書ヲ發送シタル時ヨリ開始シ満期日ノ午後四時ヲ以テ終了スルモノトス但特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス

第四條 甲ハ何時ニテモ乙ノ請求ニ依リ保險料ヲ支拂フヘキモノトス

第五條 貨物ノ種別ヲ普通品、A級危險品、B級危險品及ヒ特別危險品ノ四種ニ分チ危險品ノ品目ハ附屬第二號表ノ通りトス

甲ハ倉庫内ニ納置スヘキ貨物ノ種別ヲ變更セントスルトキハ豫メ乙ノ承認ヲ求ムヘキモノトス

甲ハ乙ノ承認ヲ受クルニ非サレハ左記貨物ヲ倉庫内ニ搬入スルコトヲ得ス

セルロイド及ザイロナイト、鹽酸加里、鹽酸曹達、各種爆發物

油類ニシテ華氏七十三度(アイベル、クローズ、テスト式)以下ニ於テ燃燒性瓦斯ヲ發

散スルモノ即ペンジン、ベンゾライン、ガンリン、ナフサノ類

第六條 乙ハ甲カ保險ノ目的ヲ納置スル倉庫内ニ無保險貨物又ハ第三者カ保險ニ付シタル貨

物ヲ混藏シ又ハ其倉庫ノ一部ヲ第三者ニ貸與スルコトヲ豫メ承認ス

同一倉庫内ニ在ル保險ノ目的カ火災ニ罹リタルトキハ乙ハ前項貨物ヲ除外シテ損害填補ノ

計算ヲナスモノトス

第七條 同一種別ニアラサル貨物カ入庫セラルル場合ニハ其貨物カ保險ノ目的タルト否ト又

甲ノ保管貨物タルト否トヲ問ハス其倉庫内貨物ニ對スル保險料率中最モ高キ保險料率ヲ全

貨物ニ適用スヘキモノトス

第八條 保險料率ハ附屬第一號表ノ通りトス

第九條 保險期間一ヶ月若クハ一ヶ月以上ノ契約ニ對スル保險料ハ年率ノ月割ニヨル一ヶ月

分ヲ單位トシテ計算シ一ヶ月未滿ノ端日數ヲ生スルモ之ヲ一ヶ月トシテ計算スルモノトス

第十條 保險契約ヲ解除若クハ更改スル場合ニ於テハ甲ハ乙ニ未經過期間ニ對シ年率ノ月割

計算ヲ以テ保險料ノ返還ヲ請求スルコトヲ得但一ヶ月未滿ノ端日數ニ對シテハ之ヲ請求ス

ルコトヲ得ス

第十一條 保險ニ付シタル貨物カ火災ニ罹リタルトキハ遲滞ナク之ヲ乙ニ通知スルモノトス

保險ノ目的カ罹災シタル場合ニ於テ損害填補額カ決定シタルトキハ全部タルト一部タルトヲ問ハス其決定シタル部分ニ對シテ乙ハ遲滞ナク保險金ヲ支拂フモノトス

第十二條 保險ノ目的罹災シタル場合ニ於テ乙ノ引受保險金額ハ左記ノ方法ニ依リ算定スル

モノトス但本條算定ノ場合ニ限り價額ハ甲ノ帳簿又ハカードニ記載セラレタル金額ニ據ル
一、包括保險金額ノ各倉庫ニ對スル内譯額ハ全倉庫内保險ノ目的ノ總價額ト各倉庫内保險ノ目的ノ總價額トノ割合ニ依リテ定ム

二、前號ノ場合ニ於テ一倉庫内ノ保險ノ目的ノ總價額カ該倉庫ニ對スル保險金制限額ヲ超過シタルモノアルトキハ其超過分ヲ全倉庫内總價額竝ニ該倉庫内總價額雙方ヨリ控除シテ計算ヲ爲スモノトス

三、一倉庫内ニ於ケル保險金額ノ各保險目的ニ對スル内譯額ハ該倉庫内保險目的ノ總價額ト各保險ノ目的ノ價額トノ割合ニ依リテ定ム、本號ノ保險金額トハ前二號ニヨリ算出シタル該倉庫内譯額ヲ謂フ

第十三條 乙ハ保險ノ目的カ火災ニ罹リタルトキハ其ノ時ニ於ケル罹災貨物ノ價額ト該貨物ニ對シテ前條ニ依リ算定シタル乙ノ引受保險額トノ割合ニ依リテ損害ヲ填補スルモノトス

第十四條 保險ノ目的罹災シ乙カ填補ノ責ニ任スヘキトキハ乙ノ保險責任ハ罹災倉庫内ノ殘存貨物ニ對シ損害調査終了スル迄保險契約期間中存續スルモノトシ乙ハ其品質ノ上ニ生シタル損害ニ付テモ填補ノ責ニ任スルモノトス

第十五條 貨物ノ性質若クハ瑕疵ニ基キタル火災ニ付キ乙カ填補ノ責ニ任セサル損害ハ其火災ノ原因タリシ貨物ニ限ルモノトス

被保險者ノ故意若クハ重大ナル過失ニ基キタル火災ニ付キ乙カ填補ノ責ニ任セサル損害ハ其被保險者ノ貨物ニ限ルモノトス

第十六條 消防又ハ避難ニ必要ナル處分ニ因リ保險ノ目的ニ付キ生シタル損害ハ乙之ヲ填補ス損害ノ防止ニ要シタル必要又ハ有益ナル費用ハ乙之ヲ負擔ス

第十七條 保險金ノ支拂ハ甲ヲ經由スルモノトス若シ乙カ被保險者又ハ第三者ヨリ直接ニ保險金支拂ノ請求ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其旨ヲ甲ニ通知スヘシ

第十八條 乙ハ保險金支拂ノ後保險ノ目的ノ權利者ノ權利ヲ繼承シ甲ニ對シ損害賠償ノ請求ヲナササルモノトス但損害カ甲ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ生シタル場合ハ此限ニ在ラス

第十九條 甲ハ適當ノ帳簿又ハカードヲ備ヘ保險ノ目的ノ品目、品質、數量、金額並ニ出入ヲ記載シ常ニ其在庫貨物ヲ明瞭ナラシムヘキモノトス

保險ノ目的カ火災ニ罹リタル場合ニ於テ前項ノ帳簿又ハカードニ記入未済ノ貨物アルトキハ傳票其他ノ書類ニ據リ之ヲ證明スルコトヲ得

乙ハ甲ノ營業時間中甲ノ承諾ヲ得テ關係ノ諸帳簿書類ヲ點檢スルコトヲ得

第二十條 保險ノ目的カ火災ニ罹リタル場合ニ於テ乙ハ必要ト認メタルトキハ該罹災貨物ノ關係書類ヲ閱覽シ又ハ甲ト協議ノ上之ヲ保留スルコトヲ得

第二十一條 甲ハ乙ヨリ各倉庫内保險目的ノ現在高ノ報告ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之

ヲ乙ニ通知スルモノトス

第二十二條 甲ハ保險ノ目的ヲ納置スル倉庫内ニ於テ喫煙點燈其他一切ノ火氣ヲ嚴禁スルコトヲ要ス但適當ニ施設セラレタル電燈又ハ適當ニ包被セラレタル安全燈ヲ使用スルハ此限ニ在ラス

第二十三條 甲ハ乙ノ承認ヲ得スシテ倉庫建物ノ變更又ハ修繕ヲ爲スコトヲ得但大工事ヲ施ス場合ハ此限ニ在ラス

第二十四條 本特約證書ニ規定セサル事項ハ本特約ノ趣旨ニ牴觸セサル限り本特約證書ニ附綴シタル乙ノ保險約款ニ據ルモノトス

第二十五條 乙ハ甲カ其保管貨物ノ保險ニ關シテハ本特約竝ニ乙ノ保險約款ノ趣旨ニ牴觸セ

サル限り本特約證書ニ附綴セル甲ノ營業規則ニ定メタル事項ヲ承認シタルモノトス

第二十六條 甲ヨリ乙ニ對シテ承認ヲ求メタル事項ハ(貨物ノ種別ニ關スル事項ヲ除ク)乙ハ遲滞ナク回答ヲナスヘキモノトス

前項ノ場合ニ於テ承認請求カ乙ニ到達シタル後三日以内ニ乙ヨリ諾否ノ通告ナキトキハ甲ハ其承認アリタルモノト見做ス但休日ハ此日數ニ算入セス

第二十七條 本特約ハ當事者ノ一方ヨリ相手方ニ對シ一ヶ月前ノ豫告ヲ以テ解除スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ甲カ本特約解除前ニ締結シタル保險契約ハ解除後ト雖モ其^{保險}期間滿了迄本特約ニ據リ其效力ヲ持續スルモノトス

第二十八條 本特約ニ據ル火災保險契約ハ如何ナル海上保險契約ノ保險者ノ利益ノ爲メニモ使用スル能ハサルモノニシテ且被保險者カ同一保險ノ目的ニ付本契約ノ存在セサル場合ニ

於テ有效ナルヘキ海上保險契約ニ依リ擔保セラルル場合ハ乙ハ本特約ニ據ル擔保ノ責ニ任セサルモノトス

前項ノ場合ニ於テ火災ノ損害カ發生シ本特約ニ據ル火災保險契約ト海上保險契約トノ中何レカ該損害ノ填補ヲ爲スヘキヤニ付爭アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス乙ハ被保險者カ後日同一保險ノ目的ヲ保險スル海上保險者ヨリ損害ノ填補ヲ受ケタル純收得金額ノ限度ニ於テノミ償還スヘキ條件ノ下ニ確定ノ損害額ニ相當スル金額ヲ無利息ニテ被保險者ニ假拂スヘキコトヲ特約ス但此償還金額ハ被保險者カ乙ヨリ支拂ヲ受ケタル金額ヲ超過セサルモノトス

右特約ノ證トシテ本證書ニ通ヲ作成シ當事者記名捺印ノ上各一通ヲ所持スルモノナリ

昭和 年 月 日

第一號表

第一、建物ノ構造類別

(イ) 特種級
煉瓦造(厚サ十三吋以上)、石造(厚サ八吋以上ニシテ耐火性ノモノ)、又ハ鐵筋コンクリート造(厚サ六吋以上ニシテ其ノ構成ハ大日本聯合火災保險協會ノ規定ニ據ル)ニシテ外部ノ戸及ロ窓枠ヲ除キ可燃性ノ材料ハ一切之レヲ使用セズ、石造又ハ厚サ三吋以上ノ鐵筋コンクリート造ノ屋根ヲ有シ且ツ窓及出入口ニハ總テ大日本聯合火災保險協會ノ規定ニ定ムル防火戸及防火扉ヲ備フルモノトス。但シ梁ニ限リ堅質ノ樹脂ナキ木材ヲ使用スルコト及耐火構造ノ上ニ置カレタル床板張ハ妨ケナシ。

(ロ) 第一級
壁ハ煉瓦造(厚サ十三吋以上)、鐵筋コンクリート造(厚サ六吋以上)、石造(厚サ八吋以上ニシテ耐火性ノモノ)、屋根ハ「スレート」瓦、鉛引鐵板、金屬瓦、厚サ三吋以上ノ鐵筋コンクリート造又ハ不燃性礦物質材料ヲ以テ葺キタルカ若クハ「コンクリート」下塗トシテ更ニ表面ヲ不燃質物ニテ仕上ケタルモノ及壁厚四吋以上ノ土藏造(其ノ構成ハ大日本聯合火災保險協會ノ規定ニ據ル)ニシテ屋根ハ粘土ノ土居葺ノ上ニ瓦又ハ石ヲ葺キタルモノトス。

(ハ) 第二級
第一級ニ適合スルモ防火戸及防火扉ヲ備ヘサルモノ。
第一級ニ適合セサル煉瓦造、石造、鐵筋コンクリート造、又ハ土藏造建物。
木骨ニシテ煉瓦張又ハ石張ノ建物、空筒式煉瓦造又ハ厚サ七吋以上ノ竹筋コンクリート造建物又ハ鐵骨ニシテ全部金屬其他不燃質物ヲ以テ造リタル建物トス。
屋根ハ總テ第一級ニ同シ。

(ニ) 第三級
木骨ニシテ堅互セメント塗、堅互漆喰塗、鉛引鐵板張又ハ其他ノ不燃質物ヲ以テ周壁トシタル建物及鐵網「コンクリート」造ノ建物トス。屋根ハ總テ第一級ニ同シ。

(ホ) 第四級
(前記各級以外ノ構造ニシテ屋根ハ第一級ニ同シキ建物トス。)

第二、保險料率(一ケ年百圓ニ付)

貨物ノ種別	構造級別	特種級	第一級	第二級	第三級	第四級
普通品						
危險品	A 級					
	B 級					
特別危險品						

倉庫原論

一、葦屋内及野積ノ貨物ニ對シテハ第四級構造ノ料率ヲ適用ス

二、金物ニ對スル料率

(イ) 箱物ニ非サル金物(葦屋内及野積ノ場合) 第四級構造ノ料率ノ五割引

(ロ) 同(他物ヲ混藏セサル特定條項ノ下ニ倉庫内ニ貯藏セラレタル場合)

當該料率ノ貳割五分引(但最低料率拾六錢)

納置個所ノ如何ヲ問ハス第一級構造ノ料率適用

三、割増料率

可燃質葦建物内貨物

(イ) ラバロイド、マルソイド及其他ノ合成物ヲ以テ葦キタル建物内

(ロ) 可燃質物ヲ以テ葦キタル建物内

四、單一契約ニ對スル割引

單一契約ニ付テハ前記所定ノ料率ヨリ一割ノ割引ヲ爲スコトヲ得但野積ノ場合ハ此限ニ在ラス

上記所定ノ料率ハ工場構内又ハ甲ノ管理ニ屬セサル荷扱上屋及税關構内所在ノ物件ニハ適用セサルモノトス

以上

第二號表

危険品ノ種別

一、A級危険品

經木、棉花(壓搾鐵帶締ノモノ)、壓搾角俄ノ朝鮮棉花、「カンニパツケ」(壓搾鐵帶締ノモノ)、大麻(同上)、黃麻(同)

金 五 錢

金 五 錢

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

上)、「ウキスキー」シソ、「ブランチー」ノ類(但シ瓶詰ノモノヲ除ク)、麥稈灰田、其他薬製品(墨表及葦席ヲ除ク)
其他上記品目ト危険程度類似ノモノ

二、B級危険品

人造絹絲、「アスファルト」、硫黄、樟腦及龍腦、「セルロイド」、玩具及綢工品、木炭(粉狀ナルト否トナ問ハズ)、棉花
(壓搾鐵帶締ニアラザルモノ)、「カンニバツク」(同上)、大麻(同上)、黄麻(同上)、油煙其他炭素末、石灰、液化セラ
ンタル瓦斯、「マツチ」(アソキ板張函入ノモノニ限ル)、礦物性蠟類、「オクセライト」、固形「パラフロン」、「セルシン」
ノ類、「ソフタリン」、各種ノ油類(華氏百五十度以下ニ於テ可燃性瓦斯ヲ發散スル油類ヲ除ク)、「ペイント」(液狀)、油
紙又ハ「ニス」引紙類及ビ其製品(傘提灯ノ類)、澱膏、赤磷、樹脂、智利硝石、硫化染料、「タロー」其他脂肪及「グ
ーズ」、「タール」、「ワニス」(但「スピリット」ニスレテ除ク)、各種植物纖維(「カボツク」、「エスバルト」、棕櫚、藥其他草
類ヲ含ム但煙草ヲ除ク)、各種屑物(襪襪、マンゴー)、「シヨツター」ヲ含ム但生絲屑物ヲ除ク、鉛屑、「エグセルシヨル」ノ類
其他上記品目ト其危険程度類似ノモノ

三、特別危険品

「アセチン」(炭化カルシニウム)、二硫化炭素、「セルロイド」及「ザイロナイト」、鹽酸加里、鹽酸曹達、「エーテル」、
各種爆發物、雷管、裝彈、紐狀火藥、煙火、火藥、爆藥、「ニトログリスリン」其他爆發性化學藥品及化合物ヲ含ム、
「マツチ」(アソキ板張函入ニアラザルモノ)、硝酸鹽類、硝酸(稀薄ナルモノヲ除ク)、油類(但華氏百五十度以下ニ於テ
可燃性瓦斯ヲ發散スルモノ)、過酸化鹽類、「スピリット」ニス、酒精類(アルコール)、「メチレニテッドスピリット」、
木精、松脂油ノ類、黃燐
其他上記品目ト其危険程度類似ノモノ

第三號表 (甲號)

第四編 倉庫經營論 第五章 倉庫業務の手續

倉庫特約書ニ關スル注意

- 一、特約證書附屬第三號表中保險金制限額ヲ各倉庫毎ニ各種危險品ニ付キ一々記載シ置クトキハ第五條第二項ヲ次ノ通り變更スルコトヲ得(此場合ニハ第三號表乙號ヲ用フ)
「甲ハ倉庫内ニ納置スヘキ貨物ノ種別ヲ變更スルトキハ直ニ之ヲ乙ニ通知スルモノトス」
- 二、第二十七條第二項ノ保險期間ト保管期間トハ倉庫會社ノ希望ニヨリ孰レヲ用フルモ可ナリ但必ズ二者ノ内一ニ定メ他ヲ削除スルコトヲ要ス
- 三、第二十九條ハ倉庫會社ノ希望ニヨリ削除スルヲ得、此場合ニハ「乙ノ請求アルトキハ甲ハ何時ニテモ分擔保險會社並ニ分擔保險金額ヲ通知スルモノトス」トノ簡條ヲ入ルルコト
- 四、普通保險約款中ニ「非協定會社分擔承認條項」ノ印刷ナキトキハ之ヲ附記シテ特約證書ニ添附スルコト
- 五、本特約證書記載條項ト相違セル條項ニ據リ特約ヲ締結セントスル場合ハ豫メ大日本聯合火災保險協會ノ承認ヲ求ムヘク、書式用紙モ協會ニ於テ印刷交付スルモノニ限り使用スルモノトス
- 六、一號、二號、三號ノ諸表ノ様式ハ其内容ニ影響ナキ限り便宜變更スルコトヲ得
- 七、種別不明ナル貨物ニ關スル證書ヲ出スト否トハ保險會社ニヨリ任意タルヘキモノトス

既に保険係に於いて保険差帳の記帳を終りたるときは、入庫傳票は會計係に廻付されるべきを以て、會計係は之を基礎として得意先勘定口譯帳・倉庫元帳・品別在庫表並びに棟別在庫表等を記帳するものである。

入庫傳票の様式は、左に挙ぐるが如くである。

○ 入庫傳票 ○

倉庫係

【甲】

寄託主			倉庫入番			
昭和 年 月 日 No.						
價名			荷送			品質記載
數量	平均 個總量		承認書			個數 品名
仕賃	水上倉入		入庫日	年 月 日		
保險金額	替割合金額	二付	通帳號	/		摘要
			證券號			
			日記帳			
			棟別差帳			
			品別			

先づ得意先勘定口譯帳は、カード式により、入庫の都度寄託者の同一種類・同一條件の物に限り、寄託者の氏名（支拂人の欄に）年月日・積載船舶・各證券番號・倉庫番號・寄託物品名及記號・單量・單價・入庫個數を記入し置き、出庫の際に其の個

貨物保管通帳

(記帳樣式)

1													
記帳日昭和		年		月		日		第		號			
種類 個數							認印						
記號	保管場所		倉庫		番								
荷造	入庫		庫號										
數量	總量	保管料		一ヶ月一個ニ付金		錢	厘						
	一個平均	火災保險		單價		金	圓						
入庫日	昭和	年		月		日							
摘要													
內月	渡日	出庫	證號	內渡	殘高	認印	內月	渡日	出庫	證號	內渡	殘高	認印

(表紙裏面)

規定

- 一 此通帳ニ記載ノ貨物ハ總テ當會社ノ營業規則ニ依ルモノトス
- 一 貨物保管ハ入庫ノ日ヨリ四ヶ月トス
- 一 但滿期繼續スルコトヲ得
- 一 此通帳ニ記載シタル貨物ノ出庫ハ別ニ御渡シシタル出庫請求書ニ依ルモノトス
- 一 出庫請求書御發行後ハ遲滞ナク此通帳ヲ當會社ニ提出シ出庫高ノ記入ヲ受ケラルヘシ
- 一 此通帳紛失又ハ盜難等ノ事故アリタルトキハ速ニ當會社ニ届出テラルヘシ
- 一 此通帳ハ賣買、讓渡又ハ貸入スルコトヲ得ス
- 一 此通帳記載ノ貨物ハ寄託者ノ申込ニ依リ荷造ノ儘受託スルモノナレハ貨物ノ品類、品質、數量等其ノ内容ニ關シテハ當會社其ノ責ニ任セス
- 一 保管期間滿了後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ク

以上は凡そ入庫に關する手續である。従つて次に出庫に關する手續に論及すべきこととなる。先づ寄託者若しくは證券所持人は、其の全部出庫たると内出たるとに論なく、倉庫證券・禁流通保管證書若しくは保管貨物通帳に出庫請求書添へて出庫係に差出さねばならぬ。次に示す雛形の左片は即ち出庫者の控として、後日の爲に保存せらるゝものである。

東陽倉庫株式會社		通帳		照和年	
券號		券號		月	
券號		券號		口	

照和年 月 日 寄託者
 東陽倉庫株式會社
 堀川支店御中

東陽倉庫株式會社		通帳		照和年	
券號		券號		月	
券號		券號		口	

出庫請求書 (左後

尙ほ又倉庫證券によりて寄託物に質權が設定せられ、而かも其の辨濟期前に出庫せむとするときは、二枚證券の場合に於いては預證券の所持人が債權額及び其の利息を倉庫業者に供託すべきものなるも、實際上は既に屢述したるが如く之が發行殆んど皆無と稱すべく——多くの倉庫業者二枚證券の用紙を備へて居らぬ——また一枚證券の場合に於いては證券が質權者の手中にあり、従つて一部出庫を爲さむには證券所持人たるべき出庫者は債權額の一部及び其の利息を債權者に辨濟して、貨物内出請求書の交付を受け、之を上掲出庫請求書に添附して、以て倉庫證券の呈示に代ふるものである。之が爲には豫め質權者——通常必ず銀行——と倉庫業者との間に於いて之に關する特約を爲すべきは勿論である。今、次に、貨物内出請求書並びに質權附保管貨物の内出に關する特約書を掲げよう。尙ほ貨物内出請求書の左片は、其の發行者たる質權者に於いて控として後日の參考に資するものなること、言を俟たぬ。

保管貨物内出ニ關スル契約

(以下單ニ銀行ト稱ス)ハ 倉庫株式會社(以下單ニ倉庫ト稱ス)トノ間ニ於テ 倉庫ノ發行セル倉荷證券(以下單ニ證券ト稱ス)ヲ銀行カ債權ノ擔保トシテ取得シタル場合ニ 該證券ノ取扱竝ニ貨物内出手續ニ關シ左ノ條項ヲ契約ス

第一條 銀行カ債務者ノ請求ニ依リ擔保證券面記載貨物ノ一部ヲ引渡サントスルトキハ倉庫ニ代リテ證券裏面受取欄ニ受取年月日、種類、品質及ヒ數量ヲ記入シ別紙書式ノ貨物内出請求書ニ所要事項ヲ記入ノ上債務者ニ交付スヘシ倉庫ハ之ト引換ニ請求書記載ノ貨物ヲ其持參人ニ引渡スヘシ

第二條 銀行カ貨物内出請求書ヲ發行シタル後ハ該證券ヲ倉庫ニ呈示シ内出記載ニ付キ倉庫ノ證印ヲ求メタル後ニアラサルハ之ヲ債務者ニ返還シ又ハ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

第三條 銀行カ全部出切ニ至ル迄貨物内出請求書ヲ發行シタルトキハ該證券ヲ債務者ニ返付セシテ直接倉庫ニ送付スヘシ

第四條 貨物内出請求書ニハ豫メ提出スル銀行代表者又ハ代理人ノ印鑑ト同一ノモノヲ使用スヘシ

第五條 本契約ハ雙方協議ノ上何時タリトモ之ヲ變更シ又ハ解約スルコトヲ得

右契約ノ證トシテ本證貳通ヲ作成シ雙方署名捺印ノ上各一通ヲ所持スルモノナリ

昭和 年 月 日

斯くして出庫の請求を受けたるときは、其の印鑑・筆蹟を調べたる上、出庫係に於いて複寫によつて保管料傳票・出庫傳票及び出庫指圖書の三の書類を作成し、之によりて證券臺帳に出庫の旨の記帳を爲して、之を會計係に廻付し保管料・荷役賃其の他の諸費用・立替金等を受取らしむるものである。

會計係は、得意先勘定口譯帳によりて保管料を算定し、若し出庫計算を探るときは、荷役賃と共に直ちに之を請求し、又月拂にて現在計算を探るときは、單に出庫の旨を右口譯帳に記載するに止まり、保管料傳票は直ちに之を手許に保存し、又出庫傳票は之によりて倉庫元帳・棟別在庫表・品別在庫表乃至は貨物出入残高日計表の調製に資せしめ、更に保険係に廻付して新規契約高の決定の參考に資するものである。今兩者の様式を次に掲げる。

保管料傳票

昭和 年 月 日

No.

密記主	出庫品	品名	数量	單位	金額	備考	入庫月日
出庫者	出庫						年 月 日
保管料 受領人	出庫 價數						
倉庫 及 庫 號	納						
元 票 號	要						
保 險 金 額	起 算 日	年	月	日			
保 險 金 額	期 間	年	月	日			
倉 庫 號	保 管 料	月	日	刻	分	厘	
用 庫 印		7	2				

東陽倉庫株式會社

出庫傳票

昭和 年 月 日

No.

寄電主		記號						
用請求者		品貨						
保管料人		出庫						
倉庫番		個數						
倉庫號	/	擔						
完		要						
倉庫番								
保險金額								
倉庫號								
波								
倉庫留印								

東陽倉庫株式会社

第四條 倉庫經營論 第五章 倉庫業務の手續

五九七

日配帳
倉庫帳
倉庫番
種類表
品期

出庫指圖書は、一旦出庫請求者若しくは其の代理人に之を交付して、倉庫の現場係に引渡さしむるものである。現場係は之によりて門出票を作成し、之を出庫者に交付するときは、爰に始めて出庫者は現場の仲仕に之を渡し

本傳票ハ當日限リニテ無効トス

門 出 票

		係 員	仲 仕
年 月 日			
出指圖書	月 日 No.		
倉庫番號	/		
入庫番號			
寄託者	殿		
記 品	號 名		
個 數			
渡 先	殿		
	運搬人	殿	

て出庫の手續を取らしめ得べく、而かも仲仕が保管貨物を倉庫構外に搬出する際、門番なる仲仕小頭に其の門出票を引渡し、一々其の照合を受けなくてはならぬのである。又出庫指圖書は、其の儘現場係の手に保存さるゝものである。門出票及び出庫指圖書の雛形は、本頁及び次頁に示す如くである。尚ほ又斯くして現場に於いて入出庫の作業に従ひ、其の他貨主の

要の見本を抽出し得るものである。

見本抽出指圖書

昭和 年 月 日

寄附主

記品名

元高

抽量

摘要

出庫印
倉庫印

見本抽出請求書

東陽倉庫株式会社 堀川支店御中

下記ノ通り見本抽出和成度請求候也

昭和 年 月 日

寄附主

記品名

元高

抽量

証券番号

摘要

第四編 倉庫經營論 第五章 倉庫業務の手續

佛(一八五九年法令五條)・奧(一八八九年倉庫法九條)乃至は米(一九一五年倉庫法)等の諸國に於けるが如く、國によりては保管の強制(Compulsion for Storage; Lagerungszwang)及び同等の取扱(Equal Handling; Gleichende Behandlung)を倉庫業者の義務と爲すも、我が國は獨逸に於けると同様、之を強制せざることを爲してゐる。然れども之を倉庫業の公共的性質より觀るときは、彼の水陸運送業者に對する運送の強制(Compulsion for Transportation; Transportzwang)及び同等の取扱 同様に、適法に貨物の寄託を申込みたる者に對して、其の設備の許す限り之を拒絶し得ざらしめ、尙ほ寄託者毎に別々の取扱を爲すことを禁ずるを可とするのてゐる。爲也博士は、凡そ之を慨して吾らにる(博士著、前掲「倉庫經營論」、一六八頁乃至一七一頁及び四四五、六頁)。

倉庫原論終

東京商科
大學教授

太田 哲三 著

菊判布裝
二五一頁

定價
二、〇〇
送料
一八

貸借對照表學講話

附 (一) 標準貸借對照表解說 (二) 減價消却

商事會計のうち最も重要な問題たる貸借對照表について在來の諸學說を集成し之を清算するのみならず、特に最近確立せられた貸借對照表學の理論について著者の抱懷を披瀝し、多くの事例を引用して剴切なる論究を盡したものである。殊に商工省臨時產業合理局財務監理委員として標準貸借對照表の審議に參刺し且つ其の提案者たる著者が其の解説に主力を注がれたことは云ふ迄もない。

松本 添治
法律事務所
小野 正一 著
菊判布裝
三三〇頁
定價
二、五〇
送料
一八

銀行取引法概論

本書は銀行取引の全般に亙り眞摯な研究を盡したもので、就中一切の私法的現象については明快な論述を試み漏すところがない。加之重要判例を悉く引用し又銀行取引の契約書類、信用狀等の様式を收録した點は實際家の爲に最良の指針を供するものである。今、我國最初の眞摯な銀行取引法論を得たことは法學界は無論のこと實際界への大なる貢獻と云ふべきである。

巖松堂書店刊行書

馬場 鉄一著	財 政 學 講 義	訂 貨	二、八〇
宇 部 宮 鼎 著	新 財 政 學 綱 要	訂 貨	五、一〇
北 崎 進 著	新 財 政 學 要 義	訂 貨	四、五〇
小 林 五 三 郎 共 著 北 崎 進 著	明 治 大 正 財 政 史	訂 貨	四、〇〇
小 林 行 昌 著	再 訂 倉 庫 論	訂 貨	三、三〇
辻 岡 善 代 次 郎 著	倉 庫 證 券 論	訂 貨	四、一〇
前 馬 治 一 著	倉 庫 原 論	訂 貨	四、一〇
小 林 行 昌 著	增 訂 稅 關 論	訂 貨	三、一〇
太 田 正 孝 著	關 稅 行 政 論	訂 貨	七、〇〇
青 木 得 三 著	補 訂 貨 幣 論	訂 貨	三、一〇

書行刊店書堂松巖

青木得三著 補訂銀 行 論	高城仙次郎著 金 利 概 論	山田幸太郎著 大藏省預金部 論	神中恒幸著 金融機關の綜合的研究 論	増地庸治郎著 經 營 要 論	竹内省三譯 マリーフ 國際企業合同論 論	内池廉吉著 市場組織 論	内池廉吉著 市場要 論	長瀨欽司著 取引所要 論	小山正之助著 最新取引所研究 論
送料價 三、五〇	送料價 一、三〇	送料價 二、〇〇	送料價 三、〇〇	送料價 一、八〇	送料價 一、〇〇	送料價 三、五〇	送料價 一、五〇	送料價 三、〇〇	送料價 三、〇〇

巖松堂書店刊行書

入江眞太郎著	信託法原論	送料 五〇八〇
遊佐慶夫著	信託法制評論	送料 二五〇
坂本芳治著	信託會社の組織と經營	送料 四七〇
青木剛夫著	外國爲替概論	送料 三五〇
松永義雄著	商信用狀論	送料 一五〇
内田勝司著	支那爲替論	送料 三〇〇
木村増太郎著	支那南洋に對する企業貿易論	送料 二〇〇
日本産業協會編	重要輸出品の趨勢	送料 三五〇
荻田才之助著	重要貿易品の研究	送料 二〇〇
太田哲三著	會計學綱要	送料 三五〇
中瀬勝太郎著	會計監査要論	送料 七五〇

巖松堂書店刊行書

伊藤正一譯 ニエールソン ロールパン	魚谷傳太郎著 解例	中川正左著 鐵道	江藤誠之著 交通概論 第一卷	喜安健次郎著 訂改 運送營業	寺島成信著 帝國海運政策論	牧野幾久男著 海上運送實務	住田正一著 海上運送史論	住田正一著 船舶實務	住田正一著 海事業談	島山豐吉著 銀行事務及簿記
原價計 算	原價計 算	鐵道論	鐵道經營論	營業	海運政策論	海上運送實務	船舶實務	海事業談	銀行事務及簿記	
定價 六、二四〇	定價 一、五八〇	定價 一、五八〇	定價 三、〇〇〇	定價 四、五八〇	定價 五、五八〇	定價 二、八〇〇	定價 二、〇〇〇	定價 一、五八〇	定價 一、三〇〇	定價 八、〇〇〇

昭和六年五月二十五日印
昭和六年五月三十日發行

倉庫原論
定價四圓參拾錢

著者 前馬治 一

發行者 株式會社 巖松堂書店

著作權所有

印刷者 龜谷良 一

發兌元

東京市神田區
中後樂町一番地

電話(33)一三六六番

巖松堂書店

(接寄東京六五五六番)

111